EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03029 2395

大正十四年三月十二日印刷
大正十四年三月十五日發行

漢文叢書
禮記

不許複製

東京府下大久保町西大久保二百三十六番地
編輯者　塚本哲三

東京市神田區錦町一丁目十九番地
發行兼印刷者　三浦理

東京市神田區錦町三丁目九番地
印刷所　有朋堂印刷部

東京市神田區錦町一丁目十九番地
發行所　有朋堂書店

大正十四年三月十二日印刷
大正十四年三月十五日發行

漢文叢書
禮記

編輯者　東京府下大久保町西大久保二百三十六番地
塚本哲三

發行者兼印刷者　東京市神田區錦町一丁目十九番地
三浦理

印刷所　東京市神田區錦町三丁目九番地
有朋堂印刷部

發行所　東京市神田區錦町一丁目十九番地
有朋堂書店

不許複製

君不レ言。書云。高宗諒闇三年不レ言。此之謂也。然而曰二言不一レ文者。謂二臣下一也。禮。斬衰之喪。唯而不レ對。齊衰之喪對而不レ言。大功之喪。言而不レ議。緦小功之喪。議而不レ及レ樂。○父母之喪。衰冠繩纓菅屨。三日而食レ粥。三月而沐。期十三月而練冠。三年而祥。比レ終二茲三節一者。仁者可三以觀二其愛一焉。知者可三以觀二其理一焉。強者可三以觀二其志一焉。禮以治レ之。義以正レ之。孝子弟弟貞婦。皆可二得而察一焉。

り。然り而して言文らずと曰ふは、臣下を謂ふなり。禮に斬衰の喪には、唯して對へず、齊衰の喪には、對へて言はず、大功の喪には、言うて議せず、緦、小功の喪には、議して樂みに及ばずと。○父母の喪には、衰冠、繩纓、菅屨、三日にして粥を食ひ三月にして沐し、期十三月にして練冠し、三年にして祥す。茲の三節を終ふる比には、(一)仁者は以て其愛を觀る可く、(二)知者は以て其理を觀る可く、(三)強者は以て其志を觀る可し。禮以て之を治め、義以て之を正す、孝子弟弟貞婦、皆得て察す可し。

㊀ 仁者にして始めて親子愛するの道を盡すを觀るを得可し　㊁ 知者にして始めて喪に居るの理を究むるを觀るを得べし　㊂ 強者にして始めて禮を行ふ志を守るを觀るを得べし

禮記 終

不レ止二酒肉一。凡此八者以レ權制者也。○始死。三日不レ怠。三月不レ解。期悲哀。三年憂。恩之殺也。聖人因レ殺以制レ之節。此喪之所二以三年。賢者不レ得レ過。不肖者不レ得レ不レ及。此喪之中庸也。王者之所二常行一也。書曰。高宗諒闇。三年不レ言。善レ之也。王者莫レ不レ行二此禮一。何以獨善レ之也。曰。高宗者。武丁。武丁者。殷之賢王也。繼レ世即レ位而慈二良於喪一。當二此之時一。殷衰而復興。禮廢而復起。故善レ之。善レ之。故載二之書中一而高レ之。故謂二之高宗一。

善しとせるか。曰く、高宗は武丁なり、武丁は殷の賢王なり、世を繼ぎ位に卽きて、喪に慈良なり、此の時に當つて、殷衰へて復た興り、禮廢して復た起る。故に之れを善とす、之を善として、故に之を書中に載せて之れを高しとす。故に之を高宗と謂へり。

㈠ 爵を以てする者は德有り、其恩必ず深し。其病必ず重し。故に杖は爵する者の爲に設くるなり ㈡ 其主たることを尊んで之れに假すに杖を以てすと ㈢ 病を輔くる爲に杖つく ㈣ 百官に委任して自ら命令指揮せずして自ら事行はるゝ者即ち王侯 ㈤ 大夫、士の上をいふ ㈥ 庶人の上をいふ ㈦ 臨機應變の處置に出でゝ制したる者なり ㈧ 其哀漸く殺いで輕し ㈨ 尚書商書説命上篇に見ゆ ㈩ 殷の王、武丁 ⑪ 喪に籠りて三年の間百官百物言はずして事行はるゝをいふ

○三年之喪

○三年の喪には、君言はず。書に云ふ、高宗諒闇三年言はずと。此れの謂ひな

以レ一治レ之也。故父在爲レ母齊齊期者。見レ無二二尊一也。

杖者何也。爵也。三日授二子杖一。五日授二大夫杖一。七日授二士杖一。或曰擔レ主。或曰輔レ病。婦人童子不レ杖。不レ能レ病也。百官備。百物具。不レ言而事行者。扶而起。言而后事行者。杖而起。身自執レ事而后行者。面垢而已。禿者不レ髽。傴者不レ袒。跛者不レ踊。老病

杖つく者は何ぞや、(一)爵なり。三日にして子に杖を授け、五日にして大夫に杖を授け、七日にして士に杖を授く。或は曰く、(二)主に擔す。或は曰く、(三)病を輔くと。婦人童子、杖つかざるは、病む能はざればなり。百官備り、百物具り、(四)言はずして事行はるゝ者は、扶けて而して起つ。(五)言うて而して后に事行はるゝ者は、杖つき而して起つ。(六)身自ら事を執りて、而して后に行はるゝ者は、面垢くのみ。禿者は髽せず、傴者袒せず、跛者踊せず、老病するときは酒肉を止めず。凡そ此の八の者は、(七)權を以て制する者なり。〇始めて死すれば、三日怠らず、三月解かず、期にして悲哀し、三年にして憂ふるは、(八)恩の殺なり、聖人殺に因りて以て節を制す、此れ喪の三年なる所以は、賢者も過ぐるを得ず、不肖者も及ばざるを得ず。此れ喪の中庸なり、王者の常に行ふ所なり。(九)書に曰く、(一〇)高宗諒闇(一一)三年言はずと、之を善とせるなり。王者此禮を行はざるもの莫し、何を以て獨り之を

也。權者知也。仁義禮知。人道具矣。○其恩厚者其服重。故爲父斬衰三年。以恩制者也。○門内之治恩揜義。門外之治。義斷恩。資於事父以事君而敬同。貴貴尊尊。義之大者也。故爲君亦斬衰三年。以義制者也。○三日而食三月而沐。期而練。毀不滅性。不以死傷生也。喪不過三年。苴衰不補。墳墓不培。祥之日。鼓素琴。告民有終也。以節制者也。○資於事父以事母而愛同。天無二日。土無二王。國無二君。家無二尊。

死を以て生を傷らざるなり。喪三年に過ぎず、苴衰補はず、墳墓(一四)培はず、祥(一五)の日、素琴(一六)を鼓するは、民に終あるを告ぐるなり、節を以て制する者なり。○父に事ふるに資りて、以て母に事へて愛同じ。天に二日なく、土に二王なく、國に二君なく、家に二尊なし、一を以て之を治むるなり。故に父在せば、母の爲に齊衰期(一七)する者は、二尊なきを見すなり。

(一) 喪服の制、仁義禮知の四に取るを記す (二) 天地に象りて尊卑を定め (三) 四時に法りて往來を爲し (四) 陰陽に則りて吉凶を殊にし (五) 人情に順ひて降殺を爲す (六) 由りて生じ起る所以を以て知らざる者なり (七) 喪服重し (八) 父の恩最も深し、故に父を擧げていふ (九) 恩を本として以て其制を立つ (一〇) 門内は恩を主とす、故に常に公義を蔽ふ。父母の喪三年政に從はずとは卽ち是れなり (一一) 門外は義を主とす、故に常に私恩を絶つ。君の喪服身に有れば敢て私に服せずは卽ち是れなり (一二) 始めて粥を食ひ (一三) 虞祭して始めて沐す (一四) 一度丘壟を造りたる後は、再び其土を益し加へず (一五) 大祥の日 (一六) 飾を漆らざる琴 (一七) 期にして除し、心喪を以て三年の喪を終ふ

凡禮之大體。體天地。法四時。則陰陽。順人情。故謂之禮。訾之者。是不知禮之所由生也。夫禮。吉凶異道。不得相干。取之陰陽也。喪有四制。變而從宜。取之四時也。有恩。有理。有節。有權。取之人情也。恩者仁也。理者義也。節者禮

(一)喪服四制第四十九

凡そ禮の大體、(二)天地に體どり、(三)四時に法り、(四)陰陽に則り、(五)人情に順ふ。故に之れを禮と謂ふ。之れを訾る者は、是れ禮の(六)由つて生ずる所を知らざるなり。

夫れ禮は吉凶道を異にして、相干すことを得ざるは、之を陰陽に取るなり。喪に四制あり、變じて宜きに從ふは、之を四時に取るなり。恩あり理あり、節あり權あり、之を人情に取るなり。恩は仁なり、理は義なり、節は禮なり、權は知なり、仁義禮知、人道具はる。○其恩厚き者は、其の(七)服重し。故に(八)父の爲に斬衰三年するは、(九)恩を以て制する者なり。○(一〇)門内の治は、恩、義を揜ひ、門外の治は、(一一)義、恩を斷つ。父に事ふるに資りて、以て君に事へて敬同じ、貴を貴び尊を尊ぶは、義の大なる者なり、故に君の爲に亦斬衰三年するは、義を以て制する者なり。○三日にして食ひ(一二)、三月(一三)にして沐し、期にして練し、毀、性を滅せざるは、

碈之多與。孔子曰、非為碈之多故賤之也。玉之寡故貴之也。夫昔者君子比德於玉焉。溫潤而澤。仁也。縝密以栗。知也。廉而不劌。義也。垂之如隊。禮也。叩之其聲清越以長。其終詘然。樂也。瑕不揜瑜。瑜不揜瑕。忠也。孚尹旁達。信也。氣如白虹。天也。精神見于山川。地也。圭璋特達。德也。天下莫不貴者。道也。詩云。言念君子。溫其如玉。故君子貴之也。

潤にして澤(三)あるは仁なり、縝密にして以て栗(四)なるは知なり、廉にして劌(五)らざるは義なり、之れを垂(六)れて隊るが如きは禮なり、之れを叩けば其聲淸越(七)にして以て長く、其終詘然(八)たるは樂なり。瑕、瑜を揜はず、瑜、瑕を揜はざるは忠なり、孚(九)尹旁達なるは信なり、氣、白虹の如きは天なり、精神、山川に見るゝは地なり、圭璋特達は德なり、天下貴ばざるなき者は道なり。詩に云ふ、言れ君子を念ふ、溫として其れ玉の如しと。故に君子之を貴ぶなり。

(一)玉に似たる石　(二)世に多くある爲に賤むか　(三)光澤あるは　(四)堅きこと　(五)傷る　(六)垂れたる有樣の墜つるが如きは　(七)聲すみて調子高し　(八)屈曲するは　(九)中に信正ありてあまねく達するは

謂二之有一レ行。有レ行之謂レ有レ義。有レ義之謂二勇敢一。故所レ貴二於勇敢一者。貴二其能以立一レ義也。所レ貴二於立一レ義者。貴二其有一レ行也。所レ貴二於有一レ行者。貴二其行一レ禮也。故所レ貴二勇敢一者。貴三其敢行二禮義一也。故勇敢強有力者。天下無レ事。則用二之於禮義一。天下有レ事。則用二之於戰勝一。用二之於戰勝一則無レ敵。用二之於禮義一則順治。外無レ敵。內順治。此之謂二盛德一。故聖王之貴二勇敢強有力一如レ此也。勇敢強有力。而不レ用二之於禮義戰勝一。而用二之於爭鬪一。則謂二之亂人一。刑罰行二於國一。所レ誅者亂人也。如レ此則民順治而國安也。

則ち順治なり。外敵なく、內、順治するは、此れを之れ盛德と謂ふ。故に聖王の勇敢強有力を貴ぶこと此の如きなり。勇敢強有力にして、之を禮義戰勝に用ひずして、之を爭鬪に用ふれば、則ち之を亂人と謂ふ。刑罰國に行はれ、誅する所の者は亂人なり。此の如くなれば則ち民順治にして國安し。

(一)聘射の禮は節文多し故に言ふ　(二)禮を行ひ始め　(三)强力勇敢の氣を養ひたる君子　(四)衆人行ふに難しとする所にして　(五)國家變亂の事あれば

○子貢問二於孔子一曰。敢問。君子貴レ玉而賤レ碈者。何也。爲二玉之寡一而

○子貢、孔子に問うて曰く、敢て問ふ、君子玉を貴びて碈を賤む者は何ぞや、玉の寡くして碈の多きが爲めか。孔子曰く、碈の多きが爲の故に之を賤んで、玉の寡きが故に之れを貴ぶに非ざるなり。夫れ昔者君子、德を玉に比せり。溫

○聘射之禮。至大禮也。質明而始行レ事。日幾中而后禮成。非二強有力者一弗レ能レ行也。故強有力者。將三以行二禮也。酒淸人渴而不二敢飮一也。肉乾人飢而不二敢食一也。日莫人倦齊莊正齊。而不二敢解惰。以成二禮節一。以正二君臣一。以親二父子一。以和二長幼一。此衆人之所レ難。而君子行レ之。故

○聘射の禮は、(一)至つて大禮なり、質明にして始めて(二)事を行ひ、日幾んど中して而して后に禮成る。(三)強有力の者に非ざれば、行ふこと能はざるなり。故に強有力の者は將に以て禮を行はんとするなり。酒淸めり、人渴すれども敢て飮まざるなり。肉乾けり、人飢うれども敢て食はざるなり。日莫れ人倦めども、齊莊正齊にして、敢て解惰せず、以て禮節を成し、以て君臣を正くし、以て父子を親み、以て長幼を和す、此れ(四)衆人の難んずる所にして、而して君子は之れを行ふ。故に之れを行有りと謂ふ、行有る之れ義ありと謂ふ、義ある之れを勇敢と謂ふ。故に勇敢に貴ぶ所の者は、其の能く以て義を立つるを貴ぶなり。義を立つるに貴ぶ所の者は、其の行あるを貴ぶなり、行あるに貴ぶ所の者は、其の禮を行ふを貴ぶなり。故に勇敢に貴ぶ所の者は、其の敢て禮義を行ふを貴ぶなり。故に勇敢強有力の者は、天下事(五)なければ、則ち之を禮義に用ひ、天下事有れば、則ち之を戰勝に用ふ。之を戰勝に用ふれば、則ち敵なく、之を禮義に用ふれば、

相陵。此天子之所以養諸侯。兵不用。而諸侯自爲正之具也。○以圭璋聘。重禮也。已聘而還圭璋。此輕財而重禮之義也。諸侯相厲以輕財重禮。則民作讓矣。○主國待客。出入三積。餼客於舍。五牢之具陳於內。米三十車。禾三十車。芻薪倍禾。皆陳於外。乘禽日五雙。羣介皆有餼牢。壹食再饗。燕與時賜無數。所以厚重禮也。古之用財者。不能均如此。然而用財如此其厚者。言盡之於禮也。盡之於禮。則內君臣不相陵。而外不相侵。故天子制之。而諸侯務焉爾。

作る。○主國、客を待つに、出入(五)三積し、客に舍に餼し、(六)五牢の具內に陳ね、米三十車、禾三十車、芻薪は禾に倍す、皆外に陳ね、(七)乘禽日に五雙、羣介皆餼牢あり、壹食再饗、燕と時賜と數なし、厚く禮を重んずる所以なり。古の財を用ふる者、均しく此の如くなる能はず。然り而して財を用ふること此の如く其れ厚き者は、之れを禮に盡すを言ふなり。之を禮に盡せば、則ち內は君臣相陵がず、而して外は相侵さず。故に天子之れを制し、諸侯務むること爾り。

(一) 天子、禮を制し、諸侯をして之を行はしむ (二) 每年 (三) 恥ぢしめ勵ます (四) 聘使の禮を行ふに、君は圭を用ひ夫人は璋を用ふ (五) 三餼の積 (六) 飪一牢賓館の西階に、腥二牢賓館の東階に、餼二牢賓館の西に在るをいふ (七) 群匹の禽、雁、鶩の類

内㆒而廟受、北面拜㆑貺。拜㆓君命之辱㆒。所㆓以致㆑敬也。敬讓也者。君子之所㆓以相接㆒也。故諸侯相接以㆓敬讓㆒。則不㆓相侵陵㆒。○卿爲㆓上擯㆒。大夫爲㆓承擯㆒。士爲㆓紹擯㆒。君親禮㆑賓。賓私面私覿、致㆓饔餼㆒。還㆓圭璋㆒。賄贈。饗食燕。所㆔以明㆓賓客君臣之義㆒也。

(一) 諸侯の聘交、相互聘問する禮を記す (二) 謂存、謂頫、謂省をいふ (三) 介七人 (四) 國境に出迎を爲し (五) 近郊に慰勞せしむ (六) 相交る所以なり (七) 主國の卿 (八) 上擯の後を承けて副たる者 (九) 承擯に繼續する者 (一〇) 私面は、私に己が禮物を以て主國の卿大夫に面見すること。私覿は、私に己の禮物を以て主國の君に見ゆること (一一) 牲の殺したるものを饔といひ生きたるものを餼といふ (一二) 賓來る時、持ち來りて以て信と爲すもの、圭璋の玉を以て作る

○故天子制㆓諸侯㆒。比年小聘。三年大聘。相厲以㆑禮。使者聘而誤。主君弗㆓親饗食㆒也。所㆔以愧㆓厲之㆒也。諸侯相厲以㆑禮。則外不㆓相侵㆒。内不㆓相陵㆒。

○故に天子、諸侯に制し、比年に小聘し、三年に大聘せしめ、相厲すに禮を以てす。使者(一)聘して誤れば、主君(二)親ら饗食せず、之れを愧厲(三)する所以なり。諸侯相厲すに禮を以てすれば、則ち外相侵さず、内相陵がず。此れ天子の諸侯を養ひ、兵用ひず、諸侯自ら正を爲す所以の具なり。○圭璋を以て聘するは、禮を重んずるなり。已に聘して圭璋を還すは、此れ財を輕んじて禮を重んずるの義なり。諸侯相厲すに財を輕んじ禮を重んずることを以てすれば、則ち民、讓に

聘禮。上公七介。侯伯五介。子男三介。所三明二貴賤一也。介紹而傳レ命。君子於二其所一レ尊弗二敢質一。敬之至也。三讓而后傳レ命。三讓而后入二廟門一。三揖而后至レ階。三讓而后升。所三以致二尊讓一也。君使三士迎二于竟一。大夫郊勞。君親拜迎二于大門之

聘義第四十八（一）

聘禮に、（二）上公は七介、侯伯は五介、子男は三介、貴賤を明かにする所以なり。（三）介紹ぎて命を傳ふ、君子其の尊ぶ所に於て敢て質せず、敬の至りなり。三讓して而して后に命を傳へ、三讓して而して后に廟門に入り、三揖して而して后に階に至り、三讓して而して后に升る、尊讓を致す所以なり。君、士をして（四）竟に迎へ、大夫をして（五）郊勞せしむ。君親ら拜して大門の内に迎へて廟に受く。北面して眡を拜し、君命の辱を拜す、敬を致す所以なり、敬讓は、君子の相接する所以なり。（六）故に諸侯相接するに敬讓を以てすれば、則ち相侵陵せず。○（七）卿を上擯と爲し、大夫を承擯と爲し、（八）士を紹擯と爲し、（九）君親ら賓を禮す、賓、私面（一〇）私覿するとき、（一一）饔餼を致し、（一二）圭璋を還へし、賄贈饗食燕す、賓客君臣の義を明かにする所以なり。

上卿一。大夫次ニ小卿一。士庶子以レ次就ニ位於下一。獻レ君。君擧レ旅行レ酬。而后獻レ卿。卿擧レ旅行レ酬。而后獻ニ大夫一。大夫擧レ旅行レ酬。而后獻レ士。士擧レ旅行レ酬。而后獻ニ庶子一。俎豆牲體薦羞。皆有ニ等差一。所三以明ニ貴賤一也

き、君に獻ず。君、旅を擧げ酬を行ひて、而して后に卿に獻ず。卿、旅を擧げ酬を行ひて、而して后に大夫に獻ず。大夫、旅を擧げ酬を行ひて、而して后に士に獻ず。士、旅を擧げ酬を行ひて、而して后に庶子に獻ず。俎豆牲體薦羞、皆等差あり、貴賤を明かにする所以なり。

(一) 席を設くる位 (二) 狗

賓爲レ疑也。明レ嫌之義也。賓入二中庭一。君降二一等一而揖レ之。禮レ之。也。君擧二旅於賓一。及君所レ賜レ爵。皆降再拜稽首。升成レ拜。明二臣禮一也。君答二拜之一。禮無レ不レ答。明二君上之禮一也。臣下竭レ力盡レ能以立二功於國一。君必報レ之以二爵祿一。故臣下皆務竭レ力盡レ能以立レ功。是以國安而君寧。禮無レ不レ答。言四上之不三虛取二於下一也。上必明二正道一以道レ民。民道レ之而有レ功。然後取二其什一一。故上用足而下不レ匱也。是以上下和親而不二相怨一也。和寧。禮之用也。此君臣上下之大義也。故曰。燕禮者。所三以明二君臣之義一也。

盡し、以て功を立つ。是を以て國安くして君寧し、禮答へざるなきは、上の虛しく下に取らざるを言ふなり。上必ず正道を明かにして以て民を道く。民之を道きて功あり。然る後に其什が一を取る。故に上の用足りて、下匱しからず。是を以て上下和親して、相怨みず。和寧は禮の用なり。此れ君臣上下の大義なり。故に曰く、燕禮は君臣の義を明かにする所以なり。

㊀南方に向ひて、卿を近く進ましむ　㊁諸臣の位を定むるなり　㊂匹敵する　㊃膳食を主る官　㊄主人に代りて爵を擧げて賓に獻ずる役　㊅次序を以て、卿大夫に飲酒を勸むること　㊆其の耕田の一を租として取り立つ

〇席。小卿次二

〇席、小卿は上卿に次ぎ、大夫は小卿に次ぎ、士、庶子は次を以て位に下に就

治之。司馬弗正。凡國之政事。國子存游卒。使之脩德學道。春合諸學。秋合諸射。以考其藝

而進退之。

○諸侯燕禮之義。君立阼階之東南。南鄉爾卿。大夫皆少進。定位也。君立阼階之上。居主位也。君獨升立席上。西面特立。莫敢適之義也。設賓主。飲酒之禮也。使宰夫爲獻主。臣莫敢與君亢禮也。不以公卿爲賓。而以大夫爲

○諸侯、燕禮の義、君は阼階の東南に立つ、南鄕して卿に爾く、大夫皆少しく進む、位を定むるなり。君、阼階の上に席するは、主位に居るなり。君獨り升りて席上に立ち、西面して特り立てば、敢て適する莫きの義なり。賓主を設くるは飲酒の禮なり。宰夫をして獻主たらしむるは、臣敢て君と亢禮すること莫ければなり。公卿を以て賓と爲さずして、大夫を以て賓と爲すは、疑の爲めなり、嫌を明にするの義なり。賓、中庭に入れば、君一等を降りて之を揖するは、之を禮するなり。君、旅を賓に擧げ、及び君、爵を賜ふ所には皆降りて再拜稽首し、升りて拜を成すは、臣の禮を明かにするなり。君之に答拜す、禮に答へざるなし、君上の禮を明かにするなり。臣下力を竭し能を盡し、以て功を國に立つれば、君必ず之れに報ずるに爵祿を以てす。故に臣下皆務めて力を竭し能を

古者周天子之官有二庶子官一。庶子官職二諸侯卿大夫士之庶子之卒一。掌二其戒令一。與二其教治一。別二其等一。正二其位一。國有二大事一。則率二國子一。而致二於大子一。唯所レ用レ之。若有二甲兵之事一。則授レ之以二車甲一。合二其卒伍一。置二其有司一。以二軍法一

燕義第四十七（一）

古者周の天子の官に、庶子の官あり。（二）庶子の官は諸侯卿大夫士の庶子の卒（三）を職し、其戒令と其敎治とを掌り、（四）其等を別け、（五）其位を正す。（六）國に大事有れば、（七）則ち國子を率ゐて、大子に致す。唯之を用ふる所のまゝなり。（八）若し甲兵の事有れば、則ち之れに授くるに車甲を以てし、其卒伍を合し、其有司を置き、軍法を以て之を治む。司馬正さず。（九）凡そ國の政事には、國子、游卒に存し、（一〇）之をして德を脩め道を學ばしめ、春は諸を學に合し、（一一）秋は諸を射に合し、（一二）以て其藝を考へて、之を進退す。

（一）君臣燕飲の禮上下報いるの義を記す　（二）夏官諸子職、周禮の諸子の官は、司馬の屬　（三）倅にて副貳　（四）德を修め道を學ぶこと　（五）其貴賤を分別し　（六）朝廷の位は爵を尙び、學校の位は齒を尙ぶをいふ　（七）大祭祀、大喪紀、大賓客、大燕享の類　（八）唯太子の役使する所のまゝなり　（九）凡そ卅事の事は、太子に屬するを以て、司馬は征役せず　（一〇）倅の未だ仕へざる者　（一一）大學に合聚し　（一二）射宮に合聚し

射。何以聽。循聲而發。發而不失正鵠者。其唯賢者乎。若夫不肖之人。則彼將安能以中。詩云。發彼有的。以祈爾爵。祈求也。求中以辭爵也。酒者。所以養老也。所以養病也。求中以辭爵者。辭養也。

〔一〕能く射の容貌節度を失はず、又何を以てか能く樂の音節を聽くか 〔二〕射る者樂聲に依り隨ひて矢を放つ 〔三〕まと。布に畫くを正といひ、皮に一小的を作るを鵠といふ 〔四〕罰杯

方。天地四方者。男子之所有事也。故必先有志於其所有事。然後敢用穀也。飯食之謂也。○射者。仁之道也。求正諸己。己正而后發。發而不中。則不怨勝己者。反求諸己而已矣。○孔子曰。君子無所爭。必也射乎。揖讓而升。下而飲。其爭也君子。○孔子曰。射者何以

ふるなり。飯食の謂なり。○射は仁の道なり、(五)正を己に求む。己正しくして而して后に發す。發して中らざれば、則ち己に勝つ者を怨みず。諸れを己に(六)反求するのみ。○孔子曰く、君子爭ふ所無し、必ずや射か。(七)揖讓して升り、(八)下りて飲む、其爭や君子なり。○孔子曰く、射る者(九)何を以てか射、何を以てか聽く。(一〇)聲に循ひて發し、發して(一一)正鵠を失はざる者は、其れ唯賢者か。若し夫れ不肖の人は、則ち彼將安んぞ能く以て中らん。詩に云ふ、彼の有的に發し、以て爾の(一二)爵を祈むと。祈むは求なり。中らんことを求めて以て爵を辭すなり。酒は老を養ふ所以なり。病を養ふ所以なり。中らんことを求めて以て爵を辭するは、養はるゝを辭するなり。

㊀ 桑の弓、蓬の矢六本 ㊁ 宇宙は男子の將に爲すことあらんとする所なり ㊂ 將に爲すことあらんとする所の天地四方に志あらしむ ㊃ 其母をして子に食はしむ ㊄ 正しくすることを自分自身に求む ㊅ 反省して其の中らざる所以を自身につきて求む ㊆ 大射の禮、二人並び進み、三揖して後、堂に升る ㊇ 射終りて揖して降り、以て諸の射手皆降るを待ちて、勝つ者勝たざる者に揖して、升りて觶を取りて立ちて飲む ㊈ 何を以てか

曰。舍也。繹者各繹二己之志一也。心平體正。持二弓矢一審固。則射中矣。故曰。爲二人父一者以爲二父鵠一。爲二人子一者以爲二子鵠一。爲二人君一者以爲二君鵠一。爲二人臣一者以爲二臣鵠一。故射者各射二己之鵠一。故天子之大射。謂二之射侯一。射侯者。射爲二諸侯也一。射中。則得レ爲二諸侯一。射不レ中。則不レ得レ爲二諸侯一。天子將レ祭。必先習二射於澤一。澤者所二以擇一レ士也。已射二於澤一。而后射二於射宮一。射中者得レ與二於祭一。不レ中者不レ得レ與二於祭一。不レ得レ與二於祭一者有レ讓。削以レ地。得レ與二於祭一者有レ慶。益以レ地。進レ爵絀レ地是也。

慶あり、益すに地を以てす。爵を進め地を絀く、是れなり。

(一) 地名 (二) 鄕飮の禮を來つて觀、射んと欲する者 (三) 人垣を造りたるをいふ (四) 鄕飮酒の席、將に射を始めんとする時、司正を轉じて司馬と爲す。故にいふ (五) 進めて曰く (六) 賁は覆敗、軍を破る將 (七) 其君の國を亡ぼす大夫 (八) 人死して嗣子なく、他より入りて後嗣となる者 (九) 以上三等の人は忠ならず、又利を貪る者なれば入りて射ることなかれ (一〇) 公罔は姓、裘は名 (一一) 死を以て道を守る者 (一二) 此の賓位 (一三) 旄は八十歲九十歲。期は百歲 (一四) 鵠はまと。侯に皮を張りて、鳱鵠といふ小鳥を中央に畫く、故にいふ。父の父たる所以の慈を以て鵠となし (一五) 人の子たる所以の孝を以て (一六) 人に君たる所以の仁を以て (一七) 臣の臣たる所以の忠を以て (一八) 宮の名 (一九) 學宮 (二〇) 領地を削ちる

〇故男子生。桑弧蓬矢六。以射二天地四

〇故に男子生るれば、桑弧(一)、蓬矢六、以て天地四方を射る。天地四方は男子の事ある所なり。故に必ず先づ其(三)の事ある所に志(二)あらしむ。然る後に敢て穀(四)を用

蓋去者半。入者半。又使公罔之裘序點揚觶而語。公罔之裘揚觶而語曰。幼壯孝弟。耆耋好禮。不從流俗。脩身以俟死者。不。在此位也。蓋去者半。處者半。序點又揚觶而語曰。好學不倦。好禮不變。旄期稱道不亂者。不。在此位也。蓋勵有存者。○射之爲言者。繹也。或

る者半なり。序點又觶を揚げて語げて曰く、學を好みて倦まず、禮を好みて變ぜず、旄期(一三)にして道を稱して亂らざる者ありや、不や、此位に在れと。蓋し勵かに存する者あり。○射の言たるは繹なり。或は曰く、舍なり、繹は各〻己の志を繹ぶるなり。故に心平に體正しければ、弓矢を持つこと審固なり。弓矢を持つこと審固なれば、則ち射て中る。故に曰く、人の父たる者は、(一四)以て父の鵠と爲し、人の子たる者は、(一五)以て子の鵠と爲し、人の君たる者は、(一六)以て君の鵠と爲し、人の臣たる者は、(一七)以て臣の鵠と爲す。故に射は各〻己の鵠を射るなり。故に天子の大射、之を射侯と謂ふ。射侯とは射て諸侯たるなり。射て中れば則ち諸侯たるを得、射て中らざれば、則ち諸侯たるを得ざるなり。天子將に祭らんとすれば、必ず先づ射を澤に習はす。(一八)澤は士を擇ぶ所以なり。已に澤に射て、而して后に射宮に射る。射て中る者は、祭に與るを得。中らざる者は祭に與るを得ず。祭(一九)に與るを得ざる者は讓あり、(二〇)削るに地を以てす。祭に與るを得る者は

諸侯一也。是以諸侯君臣盡二志於射一。以習二禮樂一。夫君臣習二禮樂一而以流亡者。未二之有一也。故詩曰。曾孫侯氏。四正具擧。大夫君子。凡以二庶士小大一莫レ處。御二于君所一。以燕以射。則燕則譽。言君臣相與盡二志於射一習二禮樂一。則安則譽也。是以天子制レ之。而諸侯務焉。此天子之所下以養二諸侯一而兵不レ用。諸侯自爲上レ正之具也。

(一) 賢士を天子に貢す (二) 貢士を射宮に試み (三) 宗廟の祭に參與することを得 (四) 喜びあり (五) 叱責せらるゝことあり (六) 射は射て中ること多きを以て諸侯と爲るなり (七) 諸侯は始封の君に推し本づく、故に曾孫を以てす (八) 正爵を擧げて以て、賓に獻じ、君に獻じ、卿に獻じ、大夫に獻ずること (九) 大小の官を問ふこと無く衆く君の所に侍御す

○孔子射二於矍相之圃一。蓋觀者如二堵牆一。射至二于司馬一。使下子路執二弓矢一出延上レ射曰。賁軍之將。亡國之大夫。與爲二人後一者。不レ入。其餘皆入。

○孔子、矍相(一)の圃に射る。蓋し觀(二)る者堵牆(三)の如し。射、司馬(四)に至るとき、子路をして弓矢を執りて、出でて射を延(五)かしめて曰く、賁軍(六)の將、亡國(七)の大夫、與りて人の後たらんとする者は入らず、其餘は皆入れと。蓋し去る者半にして、入る者半(八)なり。又公罔の裘、序點(九)をして、觶を揚げて語げしむ。公罔(一〇)の裘、觶を揚げて語げて曰く、幼壯にして孝弟あり、耆耋にして禮を好み、流俗に從はず、身を脩めて以て死を俟つ者ありや、不(一一)や、此位に在れと。蓋し去る者半にして、處

是故古者天子之制。諸侯歲獻。貢二士於天子一。天子試二之於射宮一。其容體比二於禮一。其節比二於樂一。而中多者。得レ與二於祭一。其容體不レ比二於禮一。其節不レ比二於樂一。而中少者。不レ得レ與二於祭一。數與二於祭一而君有レ慶。數不レ與二於祭一而君有レ讓。數有レ慶而益レ地。數有レ讓則削レ地。故曰。射者射爲二

是の故に古は天子の制、諸侯、歲に獻じ、士(一)を天子に貢す。天子之を射宮に試み、其の容體、禮に比し、其節樂に比して、中ること多き者は祭(二)に與ることを得、其の容體禮に比せず、其節樂に比せずして、中ること少(三)き者は、祭に與ることを得ず。數〻祭に與れば、而ち君、慶(四)あり、數〻祭に與らざれば、而ち君、讓(五)あり、數〻慶あれば地を益し、數〻讓あれば地を削る。故に曰く、射(六)は射て諸侯と爲るなり、是を以て諸侯君臣、志を射に盡くし、以て禮樂を習ふ。夫れ君臣禮樂を習ひて、以て流亡する者は、未だ之れ有らざるなり。故に詩に曰く、曾孫侯氏(七)、四正(八)具に舉ぐ、大夫君子、凡そ庶士小大(九)を以て處くこと莫くして、君所に御す、以て燕し以て射れば、則ち燕く則ち譽ありと。言ふこゝろは君臣相與に、志を射に盡くし、以て禮樂を習へば、則ち安く則ち譽あるなり。是を以て天子之れを制して、諸侯務む。此れ天子の諸侯を養ひて、兵用ひず、諸侯自ら正を爲す所以の具なり。

言ㇾ中。此可三以觀二德行一矣。其節天子以二騶虞一爲ㇾ節。諸侯以二貍首一爲ㇾ節。卿大夫以二采蘋一爲ㇾ節。士以二采蘩一爲ㇾ節。騶虞者。樂二官備一也。貍首者。樂ㇾ會ㇾ時也。采蘋者。樂ㇾ循ㇾ法也。采蘩者。樂ㇾ不ㇾ失ㇾ職也。是故天子以ㇾ備ㇾ官爲ㇾ節。諸侯以三時會二天子一爲ㇾ節。卿大夫以ㇾ循ㇾ法爲ㇾ節。士以ㇾ不ㇾ失ㇾ職爲ㇾ節。故明二乎其節之志一。以不ㇾ失二其事一。則功成而德行立。德行立則無二暴亂之禍一矣。功成則國安。故曰。射者所三以觀二盛德一也。是故古者天子。以ㇾ射選二諸侯卿大夫士一。射者。男子之事也。因而飾ㇾ之以二禮樂一也。故事之盡二禮樂一。而可三數爲以立二德行一者。莫ㇾ若ㇾ射。故聖王務焉。

節の志を明かにして、以て其事を失はず、則ち功成りて德行立つ、德行立てば、則ち暴亂の禍なし。功成れば則ち國安し。故に曰く、射は盛德を觀る所以なり。是の故に古は(一〇)天子、射を以て諸侯卿大夫士を選ぶ、(一一)射は男子の事なり、因りて之れを飾ふるに禮樂を以てするなり。故に事の禮樂を盡して、而して數て爲して以て德行を立つ可きは、射に若くは莫し。故に聖王務む。

(一) 燕射大射の禮、德行を見、士を取る義を記す (二) 諸侯の射は大射 (三) 卿大夫の射は鄉射 (四) あざやかにして堅固なり (五) 的中 (六) 詩を歌ひて以て矢を發する節度を爲すこと (七) 詩の篇名にして九節を歌ふ (八) 詩の篇名、七節 (九) 采蘋、采蘩は共に五節 (一〇) 諸侯卿大夫は必ずしも射を以てのみするには非らずして、或ひは世襲し或ひは功を以てするものあり (一一) 射は男子の必ず身に具ふべき事なり。猶は男子生れて懸弧の義有るの謂ひなり

古者諸侯之射也。必先行二燕禮一。卿大夫士之射也。必先行二鄉飲酒之禮一。故燕禮者。所三以明二君臣之義一也。鄉飲酒之禮者。所三以明二長幼之序一也。故射者。進退周還必中レ禮。內志正。外體直。然後持二弓矢一審固。持二弓矢一審固。然後可二以

射義第四十六

(一)古者諸侯の射るや、必ず先づ燕禮を行ひ、(二)卿大夫士の射るや、必ず先づ鄉飲酒の禮を行へり。故に燕禮は君臣の義を明かにする所以なり。鄉飲酒の禮は長幼の序を明かにする所以なり。故に射は進退周還必ず禮に中り、內志正しく、外體直くして、然る後に弓矢を持つこと審固(四)なり。弓矢を持つこと審固にして、然る後に以て中(五)を言ふ可し、此れ以て德行を觀る可し。其節(六)は、天子は騶虞(七)を以て節と爲し、諸侯は貍首(八)を以て節と爲し、卿大夫は采蘋(九)を以て節と爲し、士は采蘩を以て節と爲す。騶虞は官備るを樂むなり、貍首は時に會するを樂むなり、采蘋は法に循ふを樂むなり、采蘩は職を失はざるを樂むなり。是の故に天子官を備ふるを以て節と爲し、諸侯、時をもて天子に會するを以て節と爲し、卿大夫は法に循ふを以て節と爲し、士は職を失はざるを以て節と爲す。故に其

方者春。春之爲言蠢也。產二萬物一者聖也。南方者夏。夏之爲言假也。養之長之假之仁也。西方者秋。秋之爲言愁也。愁之以時察。守義者也。北方者冬。冬之爲言中也。中者藏也。是以天子之立也。左聖鄉仁。右義偕藏也。介必東鄉。介二賓主一也。主人必居二東方一。東方者春。春之爲言蠢也。產二萬物一者也。主人者造之。產二萬物一者也。月者三日則成魄。三月則成時。是以禮有二三讓一。建國必立二三卿一。三賓者政教之本。禮之大參也。

之れを造り、萬物を産する者なり。月は三日にして則ち魄を成し、三月にして則ち時を成す。是を以て禮に三讓あり、國を建つるに必ず三卿を立つ、三賓は政教の本、禮の大參なり。

(一)治むる (二)輔け正す (三)陪する (四)物を貢て以て賓を饗す (五)法る (六)天地の位、南は前にして北は後、故に東を左と爲す (七)水 (八)南面して坐するは (九)物の生動するさま (一〇)聖人の德は天地を合す。故に萬物を産する者を聖といふ (一一)大なり (一二)斂め縮むさま (一三)嚴肅なるは (一四)藏すること (一五)賓を饗する食物は主人之を造る、故に萬物を産する象あり (一六)三月毎に四季の時を爲す

○鄉飲酒之義。立レ賓以象レ天。立レ主以象レ地。設ニ介僎一以象ニ日月一。立ニ三賓一以象ニ三光一。古之制レ禮也。經レ之以ニ天地一。紀レ之以ニ日月一。參レ之以ニ三光一。政教之本也。亨ニ狗於東方一。祖ニ陽氣之發ニ於東方一也。洗之在レ阼。其水在ニ洗東一。祖ニ天地之左ヒ海也。尊有ニ玄酒一。教ニ民不ヒ忘レ本也。賓必南鄉。東

○鄉飲酒の義、賓を立てて以て天に象り、主を立てて以て地に象り、介僎を設けて以て日月に象り、三賓を立てて以て三光に象る。古の禮を制するや、之を經するに天地を以てし、之を紀するに日月を以てし、之を參するに三光を以てす。政教の本なり。狗を東方に烹るは、陽氣の東方に發するに祖るなり。洗の阼に在り、其水、洗の東に在るは、天地の海を左にするに祖るなり。尊に玄酒あるは、民に本を忘れざるを教ふるなり。賓必ず南鄉するは、東方は春なり、春の言たる蠢なり。萬物を産するは聖なり、南方は夏なり、夏の言たる假なり、之を養ひ之を長じ之を假いにするは仁なり。西方は秋なり、秋の言たる愁なり、之れを愁むるに時を以てして察にするは、義を守るものなり。北方は冬なり、冬の言たる中なり、中は藏なり。是を以て天子の立つや、聖を左にして仁に鄉ひ、義を右にして藏に偕くなり、介必ず東鄉するは、賓主に介たるなり。主人必ず東方に居る。東方は春なり、春の言たる蠢なり、萬物を産する者なり。主人は

自入。貴賤之義別矣。三揖至二于階一。三讓以レ賓升。拜レ至獻酬。辭讓之節繁。及レ介省矣。至二于衆賓一。升受。坐祭。立飲。不レ酢而降。隆殺之義辨矣。工入。升歌三終。主人獻レ之。笙入三終。主人獻レ之。間歌三終。合樂三終。工告二樂備一。遂出。一人揚レ觶。乃立二司正一焉。知二其能和樂而不一レ流也。賓酬二主人一。主人酬レ介。介酬二衆賓一。少長以レ齒。終二於沃洗者一焉。知二其能弟長而無一レ遺矣。降說レ屨升坐。脩レ爵無レ數。飲酒之節。朝不レ廢レ朝。莫不レ廢レ夕。賓出。主人拜送。節文終遂焉。知二其能安燕而不一レ亂也。貴賤明。隆殺辨。和樂而不レ流。弟長而無レ遺。安燕而不レ亂。此五行者。足二以正レ身安一レ國矣。彼國安而天下安。故曰。吾觀二於鄉一而知二王道之易易一也。

せず、弟長にして遺すことなく、安燕にして亂れず、此の五行の者は、以て身を正し國を安んずるに足る。彼れ國安くして天下安し。故に曰く、吾れ鄉を觀て、王道の易易たるを知るなり。

(一) 堂上に坐し (二) 堂下に立ちて侍し (三) 鄉飲酒の禮を觀て (四) 酢を省く (五) 禮を盛にすると省略するとのこと (六) 堂に升りて、鹿鳴、四牡、皇々者華の三篇を歌ふ (七) 笙を吹く者堂下に入りて、南陔、白華、華黍を奏す (八) 歌と笙と更代して、堂上先づ魚麗を歌ふ時は、堂下、由庚を笙す、此を一終と爲す。次に堂上、南有嘉魚を歌ふ時は、堂下山宗丘を笙す、此を二終と爲す。又其次に堂上、南山有臺を歌ふ時は、堂下、由儀を笙す、此を三終と爲す (九) 堂の上下歌瑟及び笙並び作すをいふ。即ち工、關雎を歌ふ時は、笙、鵲巢を吹きて之に合し、工、葛覃を歌ふ時は、笙采蘩を吹き卷て之に合し、工卷耳を歌ふ時は、笙、采蘋を吹きて之に合す (一〇) 主人の吏 (一一) 旅酬の時、怠惰して節を失するを正す役 (一二) 俎を徹せざる時までは、禮を行ふに皆立ち、俎を徹して後、坐して燕するなり (一三) 亂るゝに至らず

能入孝弟。民入孝弟。出尊長養老。而后成教。成教而后國可安也。君子之所謂孝者。非家至而日見之也。合諸鄉射。教之鄉飲酒之禮、而孝弟之行立矣。○孔子曰。吾觀於鄉。而知王道之易易也。主人親速賓及介。而衆賓自從之。至于門外。主人拜賓及介。而衆賓

子曰く、吾れ郷を觀て、而して王道の易易たるを知るなり。主人親ら賓及び介を速びて、(三)衆賓自ら之れに從ふ。門外に至れば、主人賓及び介を拜して、衆賓自ら入る、貴賤の義別かなり。三揖して階に至り、三讓して賓を以て升る、至るを拜して獻酬し、辭讓の節繁し、介に及びて(四)省く。衆賓に至りては、升りて受け、坐して祭り、立ちて飲み、酢せずして降る、(五)隆殺の義辨る。工、入りて(六)升歌三終すれば、主人之れを獻ず。(七)笙入りて三終すれば、主人之れに獻ず、(八)間歌三終し、(九)合樂三終し、工、樂備るを告げて、遂に出づ。(一〇)一人、觶を揚ぐ、乃ち(一一)司正を立つ、其の能く和樂して流せざるを知るなり。賓、主人に酬し、主人、介に酬し、介、衆賓に酬し、少長、齒を以てし、沃洗者に終る。其能く弟長にして遺すこと無きを知る。降りて屨を說ぎ升りて(一二)坐す。爵を脩すこと數なし、飲酒の節、朝に朝を廢せず、莫に夕を廢せず、賓出で、主人拜送し、節文終に遂ぐ、其の能く安燕にして亂れざるを知るなり。貴賤明に、隆殺辨ち、和樂して(一三)流

仁義接。賓主有事。俎豆有數曰聖。聖立而將之。以敬曰禮。禮以體長幼曰德。德也者。得於身也。故曰。古之學術道者。將以得身也。是故聖人務焉。祭薦。祭酒。敬禮也。嚌肺。嘗禮也。啐酒。成禮也。於席末。言是席之正。非專爲飲食也。爲行禮也。此所以貴禮而賤財也。卒禮致實於西階上。言是席之上。非專爲飲食也。此先禮而後財之義也。先禮而後財。則民作敬讓而不爭矣。

賓席に即きて薦むる所の脯醢を祭る （九）主人の禮を敬重にする所以なり （一〇）俎上の肺を取りて、嚌嘗す。之れ主人の禮を旨むる所以なり （一一）主人の酒を飲みて口に入るゝをいふ

○鄉飲酒之禮。六十者坐。五十者立侍。以聽政役。所以明尊長也。六十者三豆。七十者四豆。八十者五豆。九十者六豆。所以明養老也。民知尊長養老。而后乃

○鄉飲食の禮、六十の者は坐し（一）、五十の者は立ちて（二）侍し、以て政役を聽く。尊長を明かにする所以なり。六十の者は三豆、七十の者は四豆、八十の者は五豆、九十の者は六豆、養老を明かにする所以なり。民、長を尊び老を養ふを知りて、而して后に乃ち能く入りて孝弟なり。民入りては孝弟にして、出でては長を尊び老を養うて、而して后に教を成す、教を成して而して后に國安かる可きなり。君子の所謂孝とは、家ごとに至りて日に之れを見しむるに非ざるなり。諸を鄉射に合し、之れを鄉飲酒の禮に教へて、而して孝弟の行立つなり。○孔

氣也。此天地之義氣也。天地溫厚之氣。始於東北。而盛於東南。此天地之盛德氣也。此天地之仁氣也。主人者尊賓。故坐賓於西北。而坐介於西南。以輔賓。賓者。接人以義者也。故坐於西北。主人者。接人以仁。以德厚者也。故坐於東南。而坐僎於東北。以輔主人也。

を以てする者なり。故に東南に坐す。而して僎を東北に坐せしめて、以て主人を輔くるなり。仁義の接、賓主事あり、俎豆數あるを(六)聖と曰ふ。(七)聖立つて之れを將ふに敬を以てするを禮と曰ふ。禮以て長幼を體するを德と曰ふ。德は身に得るなり。故に曰く、古の術道を學ぶ者は、將に以て身に得んとするなり。是の故に聖人務む。(八)薦を祭り酒を祭るは禮を敬するなり。(一〇)肺を嚌ふは禮を嘗むるなり。酒を啐ふは禮を成すなり。(一一)席末に於てするは、言ふこゝろは是の席の正は、專ら飲食の爲めに非ざるなり。禮を行ふが爲めなりと。此れ禮を貴びて財を賤む所以なり。觶を卒へて實を西階の上に致すは、言ふところは是の席の上は、專ら飲食の爲めに非ざるなりと。此れ禮を先にして財を後にするの義なり。禮を先にして財を後にすれば、則ち民、敬讓に作して爭はず。

㊀ 賓は天に象る、尊ぶ所以なり、主は地に象る、養ふ所以なり ㊁ 介は賓を輔くる者、僎は主人を輔くるもの、陰陽に象して、天地を輔くる所以なり ㊂ 衆賓の長 ㊃ 三光は星の名、大なる星三あり、之に象る ㊄ 賓主介僎の四座の席は、春夏秋冬に象るなり ㊅ 當然の數 ㊆ 通貫して顯明なるをいふ ㊇ 主人、賓に獻ず、

不レ爭。則遠ニ於鬪辨一矣。不ニ鬪辨一則無ニ暴亂之禍一矣。斯君子所三以免ニ於人禍一也。故聖人制レ之以レ道。鄕人士君子。尊ニ於房戶之間一。賓主共レ之也。尊有ニ玄酒一。貴ニ其質一也。羞出レ自ニ東房一。主人共レ之也。洗當ニ東榮一。主人所ニ以自絜而以事レ賓也。

㊀ 鄕人時を以て會聚して酒を飲む禮の義を記す ㊁ 鄕學の門 ㊂ 賓至りて堂に升り、主人阼階の上に於て北面して再拜す ㊃ 爵を洗ひて升り、賓西階の上に於て北面して再拜す ㊄ 拜して爵を受く ㊅ 主人阼階の上に於て拜して爵を送る ㊆ 賓、酒を飲みて既に盡きて拜す ㊇ 鄕人は、鄕大夫。士は州長、黨正。君子は鄕大夫 ㊈ 酒樽を東房の西、室戶の東に置く賓主の中間に在るなり (一〇) 質素 (一一) 屋翼

賓主象ニ天地一也。介僎象ニ陰陽一也。三賓象ニ三光一也。讓之三也。象ニ月之三日而成ヒ魄也。四面之坐。象ニ四時一也。天地嚴凝之氣。始ニ於西南一。而盛ニ於西北一。此天地之尊嚴

賓主は天地に象るなり。(二)介僎は陰陽に象るなり。(三)三賓は三光に象るなり。(四)讓ることの三たびするは、月の三日にして魄を成すに象るなり。(五)四面の坐は四時に象るなり。天地嚴凝の氣、西南に始りて、西北に盛んなり。此れ天地の尊嚴の氣なり。此れ天地の義氣なり。天地溫厚の氣、東北に始りて、東南に盛んなり。此れ天地の盛德の氣なり。此れ天地の仁氣なり。主人は賓を尊ぶ。故に賓を西北に坐せしめて、介を西南に坐せしめ、以て賓を輔く。賓は人に接するに義を以てする者なり。故に西北に坐す。主人は、人に接するに仁を以てし、德厚

鄉飲酒之義。主人拜迎ニ賓于庠門之外一。入三揖而后至レ階。三讓而后升。所三以致ニ尊讓一也。盥洗揚レ觶、所ニ以致レ絜也。拜レ至。拜洗。拜受。拜送。拜既。所ニ以致レ敬也。尊讓絜敬也者。君子之所ニ以相接一也。君子尊讓則不レ爭。絜敬則不レ慢。不レ慢

(一)鄉飲酒義第四十五

鄉飲酒の義、主人拜して賓を(二)庠門の外に迎へ、入りて三揖して而して后に階に至る。三讓して而して后に升る。尊讓を致す所以なり。盥洗して觶を揚ぐるは、絜を致す所以なり。(三)至るを拜し、(四)洗を拜し、(五)拜して受けて、(六)拜して送り、拜して(七)既すは、敬を致す所以なり。尊讓絜敬は、君子の相接する所以なり。君子尊讓すれば則ち爭はず、絜敬なれば則ち慢ならず、慢ならず爭はざれば、則ち鬬辨に遠ざかる。鬬辨せざれば、則ち暴亂の禍無し。斯れ君子の人の禍を免るゝ所以なり。故に聖人之れを制するに道を以てす。(八)鄉人、士、君子、(九)房戸の間に尊するは、賓主之れを共にするなり。尊に玄酒あるは、其の(一〇)質を貴ぶなり、羞、東房より出づるは、主人之を共にするなり。洗、(一一)東榮に當るは、主人の自ら絜くして以て賓に事ふる所以なり。

適見於天。日爲之食。婦順不脩。陰事不得。適見於天。月爲之食。是故日食。則天子素服而脩六宮之職。蕩天下之陽事。月食則后素服而脩六宮之職。蕩天下之陰事。故天子之與后。猶日之與月。陰之與陽。相須而后成者也。天子脩男敎。父道也。后脩女順。母道也。故曰。天子之與后。猶父之與母也。故爲天王服斬衰。服父之義也。爲后服齊衰。服母之義也。

和而家理。天子立二六宮一。三公九卿。二十七大夫。八十一元士。以聽二天下之外治一。以明二章天下之男教一。故外和而國治。故曰。天子聽二男教一。后聽二女順一。天子理二陽道一。后治二陰德一。天子聽二外治一。后聽二內聽一。教順成レ俗。外內和順國家理治。此之謂二盛德一。是故男教不レ脩。陽事不レ得。

き、后、內聽を聽く。教順にして俗を成し、外內和順し、國家理治す。此れを之れ盛德と謂ふ。(四)是の故に男教脩らざれば陽事得ず。(五)適、天に見はれ、日之が爲めに食す。婦順脩らざれば、陰事得ず。適、天に見はれ、(六)月之れが爲めに食す。是の故に日食すれば則ち天子素服して、(七)六官の職を脩め、天下の陽事を蕩(八)す。月、食すれば則ち后、素服して、六宮の職を脩め、天下の陰事を蕩す。故に天子と后と、猶ほ日と月と、陰と陽とのごとく、(九)相須ちて而して后に成る者なり。天子、男教を脩む、父の道なり。后、女順を脩む、母の道なり。故に曰く、天子と后とは、猶ほ父と母とのごときなり、故に天王の爲めに斬衰を服するは、(一〇)父に服するの義なり。后の爲めに齊衰を服するは、(一一)母に服するの義なり。

(一)太寢一、小寢五　(二)明かにあらはす　(三)天地四時の官　(四)盛大なる德　(五)其責天象に現れ、日食あり
(六)月食あり　(七)白衣を著して　(八)穢を除ふ　(九)男教と婦順と相互に宜しきを得て　(一〇)父の喪に服する義
(一一)母の喪に服する義

也。婦順者、順二於舅姑一、和二於室人一、而后當二於夫一。以成二絲麻布帛之事一。以審守二委積蓋藏一。是故婦順備、而后内和理。内和理、而后家可二長久一也。故聖王重レ之。是以古者婦人、先レ嫁三月、祖廟未レ毀、教二于公宮一。祖廟既毀、教二于宗室一。教以二婦德婦言婦容婦功一。教成祭レ之。牲用レ魚、芼レ之以二蘋藻一。所三以成二婦順一也。

す。婦の順を成す所以なり。

(一) 舅姑に見ゆるを待つ　(二) 夜明　(三) 禮を相くる人　(四) 竹、或ひは葦を以て筥の如くに造り、青繒を飾らしめたる器　(五) 脯に薑桂を加へて鍛したるもの　(六) 昏禮の翌々日　(七) 子、父に代りて外に主たらんとし、婦、姑に代りて内に主たらんとすることを著すなり　(八) 一家族の者　(九) 此女の祖は廟に服ある時は　(一〇) 女師をして教ふ　(一一) 服無きをいふ　(一二) 魚は水中より産する陰物　(一三) 羹に芼るに蘋藻を以てす。是れ亦水物にして陰物なり

○古者天子后立二六宮一。三夫人。九嬪。二十七世婦。八十一御妻。以聽二天下之内治一。以明二章婦順一。故天下内

○古は天子の后は六宮を立つ。三夫人、九嬪、二十七世婦、八十一御妻あり。以て天下の内治を聴き、以て婦の順を明章す。故に天下の内和して家理まる。天子六宮を立つ。三公、九卿、二十七大夫、八十一元士あり。以て天下の外治を聴き、以て天下の男教を明章す。故に外和して國治る。故に曰く、天子、男教を聴き、后、女順を聴き、天子、陽道を理し、后、陰徳を治め、天子、外治を聴

夙興。婦沐浴以俟レ見。質明。贊見二婦於舅姑一。婦執二笲棗栗段脩一以見。贊醴レ婦。婦祭二脯醢一祭レ醴。成二婦禮一也。舅姑入レ室。婦以二特豚一饋。明二婦順一也。厥明。舅姑共饗レ婦。以二一獻之禮一奠酬。舅姑先降レ自二西階一。婦降レ自二阼階一。以著レ代也。成二婦禮一。明二婦順一。又申レ之以レ著レ代。所三以重二責婦順一焉

夙に興きて、婦、沐浴して以て見る(一)を俟つ。質明(二)贊(三)して婦を舅姑に見えしむ。婦、笲(四)、棗栗段脩(五)を執りて以て見ゆ、贊して婦を醴す。婦、脯醢を祭り醴を祭る。婦禮を成すなり。舅姑、室に入り、婦、特豚を以て饋す。婦の順を明かにするなり。(六)厥の明、舅姑共に婦を饗するに一獻の禮を以て奠酬す。舅姑先づ西階より降り、婦、阼階より降り、以て代る(七)ことを著すなり。婦の禮を成して、婦の順を明かにし、又之れに申ぬるに代はることを著すを以てす。重ねて婦の順を責むる所以なり、婦の順とは、舅姑に順に、室人(八)に和し、而して後に夫に當ひ、以て絲麻布帛の事を成し、以て審かに委積蓋藏を守るなり。是の故に婦順備はりて、而して后に内、和理す、内和理して、而して后に家長久なる可きなり。故に聖王之れを重んず。是れを以て古は婦人嫁に先だつこと三月(九)、祖廟未だ毀たざれば、公宮に教ふ(一〇)。祖廟既に毀てば(一一)、宗室に教ふ。教ふるに婦德、婦言、婦容、婦功を以てす。教成れば之を祭る、牲は魚(一二)を用ひ、之を芼する(一三)に蘋藻を以て

夫婦の義を立つる所以なり。男女別ありて、而して后に夫婦義あり、夫婦義ありて、而して后に父子親あり、父子親ありて而して后に君臣正あり。故に曰く、昏禮は禮の本なり。夫れ禮は冠に始まり、昏に本づき、喪祭に重く、朝聘に尊く、郷射に和す、此れ禮の大體なり。

(一) 妻を娶る義を記す (二) 鴈を納れて以て采擇の禮をなすこと (三) 女生の母の名氏を問ふこと (四) 吉卜を得て幣を納むること (五) 幣を納れて婚姻の證となすこと (六) 婚姻の日取を決定すること (七) 几を設け席を敷きて祖先の靈を門外に迎へ (八) 再び配偶せざる義に取る (九) 壻自ら婦の車を御して (一〇) 陰陽奇偶の數に取りて、輪・三たび周る時は、御者之に代りて御す (一一) 同じく一牲を食ひ、牲を異にす (一二) 一瓠を分ちて兩瓢と爲すを卺といふ、壻と婦と各一片を執りて食事畢りて、後酒を飲む

承命以迎。主人筵几於廟。而拜迎于門外。壻執鴈入。揖讓升堂。再拜奠鴈。蓋親受之於父母也。降出御婦車。而壻授綏。御輪三周。先俟于門外。婦至。壻揖婦以入。共牢而食。

合卺而酳。所以合體同尊卑以親之也。敬愼重正而后親之。禮之大體。而所以成男女之別。而立夫婦之義也。男女有別。而后夫婦有義。夫婦有義。而后父子有親。父子有親。而后君臣有正。故曰。昏禮者。禮之本也。夫禮始於冠。本於昏。重於喪祭。尊於朝聘。和於射鄉。此禮之大體也。

昏禮者。將下合二二姓之好一。上以事二宗廟一。而下以繼中後世上也。故君子重レ之。是以昏禮。納采。問名。納吉。納徵。請期。皆主人筵二几於廟一。而拜迎二於門外一。入揖讓而升。聽二命於廟一。所四以敬二愼重三正昏禮一也。父親醮レ子而命レ之迎。男先二於女一也。子

昏義第四十四(一)

昏禮は、將に二姓の好みを合せ、上は以て宗廟に事へて、下は以て後世に繼がんとするなり。故に君子之を重んず。是れを以て昏禮に納采(二)、問名(三)、納吉(四)、納徵(五)、請期(六)には、皆主人、廟に筵几(七)して、拜して門外に迎へ、入りて揖讓して升り、命を廟に聽く、昏禮を敬愼重正する所以なり。父親ら子に醮して之れに命じて迎へしむるは、男、女に先だつなり、子、命を承けて以て迎ふ。主人廟に筵几して拜して門外に迎ふ。壻、鴈を執りて入り、揖讓して堂に升り、再拜して鴈を奠く(八)、蓋し親ら之を父母に受くるなり。降り出でて婦(九)の車を御して、壻、綏を授く、輪(一〇)を御すること三周、先づ門外に俟つ。婦至れば、壻婦を揖して以て入り、牢(一一)を共にして食ふ。巹(一二)を合して酳す。體を合し尊卑を同じくし、以て之れを親む所以なり。敬愼重正して、后に之を親むは、禮の大體にして、男女の別を成し

成人見也。成人之者。將責成人禮焉也。責成人禮焉者。將責爲人子。爲人弟。爲人臣。爲人少者之禮行焉。將責四者之行於人。其禮可不重與。故孝弟忠順之行立。而后可以爲人。可以爲人。而后可以治人也。故聖王重禮。故曰。冠者。禮之始也。嘉事之重者也。是故古者重冠。重冠故行之於廟。行之於廟者。所以尊重事。尊重事。而不敢擅重事。不敢擅重事。所以自卑而尊先祖也。

の行立ちて、而して后に以て人たる可し。以て人たる可くして、而して后に以て人を治む可きなり。故に聖王禮を重んず。故に曰く、冠は禮の始めなり、嘉事の重き者なり。是の故に古者は冠を重んず。冠を重んずる、故に之れを廟に行ふ。之れを廟に行ふは、重事を尊ぶ所以にして、敢て重事を尊びて、而して重事を擅にせず。敢て重事を擅にせざるは、自ら卑くして先祖を尊ぶ所以なり。

㊀齊冠。㊁玄端服。天子燕居の服、諸侯、卿大夫の齊服 ㊂古に重事は廟中に行ふ。冠禮の重事なることを知るべし

冠而后服備。服備而后容體正。顏色齊。辭令順。故曰。冠者。禮之始也。是故古者聖王重冠。古者冠禮。筮日筮賓。所以敬冠事。敬冠事所以重禮。重禮。所以爲國本也。故冠於阼。以著代也。醮於客位。三加彌尊。加有成也。

醮し、三たび加へて彌々尊きは、加へて成る有るなり。

(一)冠禮成人の義を記す (二)人と應對することば (三)吉日を筮に問ふ (四)冠禮は重事なるを以て、賓人を擇びて筮して以て定む (五)冠事は其重んずるによりて人道立つ。故に國の本といふ (六)主人と同位にあるを示す、庶子は嫡子に非らざるを以て阼に於てせず (七)主人、子に代りて家を嗣がしむることを意味す (八)其子を禮するに賓位を以てして酬酢す。是れ成人として敬する所以なり

已冠而字之。成人道也。見於母。母拜之。見於兄弟。兄弟拜之。成人而與爲禮也。玄冠玄端。奠摯於君。遂以摯見於鄉大夫鄉先生。以

已に冠して之れを字す、成人の道なり。母に見ゆれば、母之を拜す。兄弟に見ゆれば、兄弟之を拜す。成人にして與に禮を爲すなり。(一)玄冠玄端、摯を君に奠き、遂に摯を以て卿大夫鄉先生に見ゆ、成人を以て見ゆるや、之れを成人とするは、將に成人の禮を責めんとすればなり。成人の禮を責むるは、將に人の子たり、人の弟たり、人の臣たり、人の少たる者の禮の行はれんことを責めんとすれば、將に四の者の行を人に責めんとす。其の禮重んせざる可けんや。故に孝弟忠順

凡人之所二以爲一レ人者。禮義也。禮義之始。在下於正二容體一。齊二顏色一。順中辭令上。容體正。顏色齊。辭令順。而后禮義備。以正二君臣一。親二父子一。和二長幼一。君臣正。父子親。長幼和。而后禮義立。故

大學第四十二（朱子章句）

大學は中庸と共にもと禮記の一篇なりしが、朱子之を摘出して四書の中に列したるを以て、今新註禮記には其篇名のみを止むる事となりたり。

冠義第四十三（一）

凡そ人の人たる所以の者は禮義なり。禮義の始は、容體を正しくし、顏色を齊へ、(二)辭令を順にするに在り、容體正しく、顏色齊ひ、辭令順にして、而して后に禮義備る。以て君臣を正しくし、父子を親くし、長幼を和し、君臣正しく、父子親み、長幼和して、而して后に禮義立つ。故に冠して而して后に服備る、服備りて、而して后に容體正しく、顏色齊ひ、辭令順なり。故に曰く、冠は禮の始なりと。是の故に古者は聖王、冠を重んず、古者は冠禮に(三)日を筮し(四)賓を筮す、冠事を敬する所以なり。冠事を敬するは禮を重んずる所以なり。禮を重んずるは(五)國の本たる所以なり。故に(六)阼に冠し、以て(七)代を著すなり。(八)客位に

而進。不レ同而退上。其交友有二如レ此者一。溫良者。仁之本也。敬愼者。仁之地也。寬裕者。仁之作也。孫接者。仁之能也。禮節者。仁之貌也。言談者。仁之文也。歌樂者。仁之和也。分散者。仁之施也。儒皆兼レ此而有レ之。猶且不二敢言一レ仁也。其尊讓有二如レ此者一。儒有下不レ隕二穫於貧賤一。不レ充二詘於富貴一。不レ恩二君王一。不レ累二長上一。不丙閔乙有司甲。故曰レ儒。今衆人之命レ儒也妄レ常。以レ儒相詬病。孔子至レ舍。哀公館レ之。聞二此言一也。言加レ信。行加レ義。終二沒吾世一。不二敢以レ儒爲一レ戲。

有司に閔められざるもの有り。故に儒と曰ふ。(二一)今衆人の儒に命ずるや常妄し、儒を以て(二〇)相詬病す。孔子、舍に至るとき、哀公之れを(二二)館す。此言を聞くや、言、信を加へ、行、義を加へ、吾が世を終へ沒するまで、敢て儒を以て戲と爲さず。

(一) 博く學びて之を約するに禮の宜しを以てすることを知り (二) 方を刓りて以て圓となさず、益々方正をみがく (三) 錙銖は、算法に、十黍を絫と爲し、十絫を銖り爲し、二十四銖を兩と爲し、八兩を錙と爲す。賢者に其國を分ちて祿すと雖も、錙銖の僅かなる者を見るが如くにして惜まず (四) 其謀度する所、其の作爲する所、此の如きものあり (五) 人と交り友たるに、向ふ所の方面を同じくし (六) 爵位相等しきをいふ (七) 尊位を互ひに相讓りて友人を推し己れ下位に在りて厭はず (八) 惡聲の傳播するを聞くも信ぜず (九) 義の爲めに同じき時は則ち進みて之に從ひ (一〇) 根本 (一一) 踐む所の場所 (一二) 廣さ (一三) 能事 (一四) すがた (一五) 模樣 (一六) 和熟せるもの (一七) 擴張せるもの (一八) 困迫失意せず (一九) 喜びておごりて節を失はず (二〇) 病しめ困められず (二一) 今世の人の儒といふは、眞儒に非ざる者を儒となし (二二) 食事の準備を爲し宿らしめ役人をして其世話を爲さしむること

相示也。爵位相先也。患難相死也。久相待也。遠相致也。其任擧有ニ如レ此者一。儒有下澡レ身浴レ德。陳レ言而伏。靜而正レ之。上弗レ知也。麤而翹レ之。又不ニ急爲一也。不ニ臨レ深而爲上レ高。不ニ加レ少而爲上レ多。世治不レ輕。世亂不レ沮。同弗レ與異弗レ非也。其特立獨行有ニ如レ此者一。

儒有上不レ臣ニ天子一。下不レ事ニ諸侯一。愼靜而尙レ寬。強毅以與レ人。博學以知レ服。近ニ文章一砥ニ厲廉隅一。雖レ分レ國如ニ錙銖一。不レ臣不レ仕。其規爲有ニ如此者一。儒有下合レ志同レ方。營レ道同レ術。竝立則樂。相下不レ厭。久不ニ相見一聞ニ流言一不レ信。其行本レ方立レ義。同

儒に、上、天子に臣たらず、下、諸侯に事へず、愼靜にして寬を尙び、強毅以て人に與し、博學以て服を知り、文章に近づき、廉隅を砥厲し、(二)國を分つと雖も錙銖の如くし、(一)臣たらず仕へざるもの有り。(三)其規爲此の如き者有り。(四)儒に、志(五)を合し方を同じくし、道を營み術を同じくし、並び(六)立てば則ち樂み、相下りて(七)厭はず、久しく相見えざるとき、流言(八)を聞くも信ぜず、其行方に本づき義を立て、同じければ(九)進み、同じからざれば退くもの有り。其交友此の如き者有り。溫良は仁の本なり、(一〇)敬愼は仁の地なり、(一一)寬裕は仁の作なり、(一二)孫接は仁の能なり、(一三)禮節は仁の貌なり、(一四)言談は仁の文なり、(一五)歌樂は仁の和なり、(一六)分散は仁の施なり、(一七)儒は此を兼ねて之を有す。猶ほ且敢て仁を言はず、其尊讓此の如き者有り。儒に、貧賤に隕穫せず、(一八)富貴に充詘せず、(一九)君王に慁しめられず、長上に累されず、

倦。幽居而不レ淫。上通而不レ困。禮之以レ和爲レ貴。忠信之美。優游之法。慕レ賢而容レ衆。毀レ方而瓦合。其寛裕有レ如レ此者一。儒有丁内稱不レ辟レ親。外擧不レ辟レ怨。程レ功積レ事。推レ賢而進二達之一。不レ望二其報一。君得二其志一。苟利二國家一。不丙求乙富貴甲。其擧レ賢援レ能有二如レ此者一。儒有二聞レ善以相告一也。見レ善以

此の如き者あり。儒に善を聞けば以て相告げ、善を見れば以て相示し、爵位は相先にし、(一二)患難は相死し、久しく相待ち、(一三)遠く相致すもの有り。其の任擧(一一)此の如き者有り。儒に、(一四)身を澡うて徳に浴し、(一五)言を陳べて伏し、(一六)靜にして之を正し、(一七)上、知らざれば、(一八)麤にして之を翹げ、又急に爲さず、深きに臨みて高しと爲さず、少に加へて多しと爲さず、世治るゝも(一九)輕くせず、世亂るも沮(二〇)まず、同じきも與せず、異なるも非とせざるもの有り、其特立獨行、(二一)此の如き者あり。

(一)考へ調ぶる　(二)法式　(三)上に引き上ぐるものなく、下に推擧する者なく　(四)徒黨をなして之を中傷せんとする者有れば　(五)猶は故きを溫ね新らしきを知らんとして窮る所を知らず　(六)身窮して義を失はず　(七)身用ひられて上達すと雖も道を離れず　(八)瓦を製造する如く初めは圓くして剖きて四と爲して方形となす如く、寬裕なるを言ふ　(九)賢なる者は内外親仇を問はず推薦して避けず　(一〇)賢者を擧げて、賢者君を輔助して其の志を遂げしむれば　(一一)爵位を得る時は互ひに朋友を先立たしめ　(一二)患難に遭遇しては相互に死して辭せず　(一三)疎遠なりと雖も同じく進むにあらざれば進まず　(一四)身を潔くして己を正し　(一五)内に入りて君に竊諫を告げて、外に居ては君に順ひ　(一六)其の君の美なる點には順ひて、其惡しき事をば匡し救ひ　(一七)未だ形に顯はれざるを以て君知らざれば　(一八)緩やかに其知らざる點をあげ　(一九)自重し　(二〇)自若として志屈せず　(二一)一身を特立し、一世に獨行すること

胄一。禮義以爲二干櫓一。戴レ仁而行。抱レ義而處。雖レ有二暴政一。不丙更乙其所甲。其自立有二如レ此者一。儒有下一畝之宮。環堵之室。篳門圭窬。蓬戸甕牖。易レ衣而出。并レ日而食。上答レ之不二敢以疑一。上不レ答不中敢以諂上。其仕有二如レ此者一。

儒有二今人與居一。古人與稽。今世行レ之。後世以爲レ楷。適弗レ逢レ世上弗レ援。下弗レ推。讒諂之民。有二比黨而危レ之者一。身可レ危也。而志不レ可レ奪也。雖レ危起居竟信二其志一。猶將レ不レ忘二百姓之病一也。其憂思有二如此者一。儒有二博學而不レ窮。篤行而不レ

儒に、今人と居りて、古人と稽ひ、今世に之を行ひて、後世以て楷と爲すもの有り。適〻世に逢はざるも、上には援はれず、下にも推されず、讒諂の民、比黨して之れを危くせんとする者有れば、身は危くす可きなり。而して志は奪ふ可からざるなり。危しと雖も、起居竟に其の志を信ぶ、猶ほ將に百姓の病を忘れざらんとするなり。其の憂思此の如き者有り。儒に、博學にして窮らず、篤行にして倦まず、幽居して淫せず、上通して困せず、禮は之れ和を以て貴しと爲し、忠信之れ美とし、優游之れ法り、賢を慕ひて衆を容れ、方を毀りて瓦合するものあり、其寛裕此の如き者あり。儒に、內稱親を辟けず、外擧怨を辟けず、功を程り事を積み、賢を推して之れを進達し、其報を望まず、君其志を得れば、苟くも國家を利して富貴を求めざるもの有り、其の賢を擧げ能を援くこと、

程二勇者一。引二重鼎一不レ程二其力一。往者不レ悔。來者不レ豫。過言不レ再。流言不レ極。不レ斷二其威一。不レ習二其謀一。其特立有二如レ此者一。儒有丁可レ親而不レ可レ劫也。可レ近而不レ可レ迫也。可レ殺而不レ可レ辱也。其居處不レ淫。其飲食不レ溽。其過失可二微辨一而不丙可乙面數甲也。其剛毅有二如レ此者一。儒有丁忠信以爲二甲

の如き者あり。儒に、一畝(一七)の宮、環堵(一八)の室、篳門(一九)圭窬(二〇)、蓬戸(二一)、甕牖(二二)、衣(二三)を易へて出でて、日(二四)を并せて食ひ、上之に答ふるも、敢て以て疑はず、上答へざるも、敢て以て諂はざるものあり、其の仕ふること此の如き者有り。

(一) 財貨を多く畜積すること (二) 授くるに (三) 願ひ望み (四) 强迫するに多勢を以てし (五) 假令死の危き場合を眼前に控へても自分の主義とする處を更めざるの節あり (六) 鷙猛の蟲、物を攫捕せんとするや、吾が力の能く其の爲し得るや否や量らずして進む。言ふは、儒者の勇、犯し難きに喩ふ (七) 來る者をば、忽にして防がざるに非ず。其機に應じ變に應じ、必ず豫め思慮するに足らざるのみ (八) 流言は之を止むるに智を以てす。故に其の出處を追窮するに及ばず (九) 其威容を挫折す可からず (一〇) 其謀る處は必ず成るを以て、豫じめ習ふ必要なし (一一) 殺すことを得るも、其志をば奪ふ可からず (一二) 侈りみだりならず (一三) 濃厚 (一四) 面前にて直接に數へ立てゝ責む可からず (一五) 大楯と小楯と (一六) 其守る所を變更せざるもの (一七) 一畝は、徑一步、長さ百步、折りて之を方にする時は、東西南北各十步。宮は牀垣 (一八) 堵は方丈。環は周廻。東西南北各一堵の室 (一九) 荊竹を以て編みて作りたる門 (二〇) 上方は銳に下方は方にして形狀圭の如くなる門旁の小戸、牆を穿ちて之を爲る (二一) 蓬を編みたる戸 (二二) 圓形にして甕口の如き牕牖。或ひは云ふ、くだけたる甕の口とを以て牖となしたるものなりと (二三) 全家に唯一衣を藏し、一家の中の者他出する時は之を著る (二四) 日々食を得ること能はずして、二日或は三日に一日分の食料を得て之を食ふが如き貧しき生活をなし

地。立義以爲土地。不祈多積。多文以爲富。難得而易祿也。易祿而難畜也。非時不見。不亦難得乎。非義不合。不亦難畜乎。先勞而後祿。不亦易祿乎。其近人有如此者。儒有委之以貨財。淹之以樂好。見利不虧其義。劫之以衆。沮之以兵。見死不更其守。鷙蟲攫搏。不

祿し易くして畜ひ難きもの有り。時に非ざれば見えず、亦得難からずや、義に非ざれば合はず、亦畜ひ難からずや、勞を先にして祿を後にす、亦祿し易からずや、其の人に近くこと此の如き者あり。儒に、之れに委する(一)に貨財を以てし、之れを淹すに樂好(二)を以てすれども、利を見て其義を虧かず、之を劫(四)すに衆を以てし、之を沮(三)むに兵を以てすれども、死(五)を見て其守を更めざるものあり。鷙蟲(六)には攫搏して、勇者を程らず、重鼎を引きて、其の力を程らず、往者悔いず、來(七)者豫めせず、過言再びせず、流言(八)極めず、其威(九)を斷たず、其謀(一〇)を習はず、其の特立此の如き者あり。儒に、親む可くして劫す可からず、近く可くして迫る可からず、殺す可くして辱しむ可からず、其の居處淫(一二)ならず、其飲食溽(一三)ならず、其の過失微(一一)く辨ず可くして、面(一四)り數ふ可からざるもの有り、其の剛毅此の如き者あり。儒に、忠信以て甲冑と爲し、禮義以て干櫓(一五)と爲し、仁を戴きて行き、義を抱きて處り、暴政ありと雖も、其所を更(一六)めざるもの有り。其の自立此

也。哀公命ㇾ席。孔子侍。曰。儒有₂席上之珍₁以待ㇾ聘。夙夜强學以待ㇾ問。懷₂忠信₁以待ㇾ擧。力行以待ㇾ取。其自立有₂如ㇾ此者₁。儒有₂衣冠中。動作愼₁。其大讓如ㇾ慢。小讓如ㇾ僞。大則如ㇾ威。小則如ㇾ愧。其難ㇾ進而易ㇾ退也。粥粥若ㇾ無ㇾ能也。其容貌有₂如ㇾ此者₁。儒有₂居處齊難₁。其坐起恭敬。言必先ㇾ信。行必中正。道塗不ㇾ爭₂險易之利₁。冬夏不ㇾ爭₂陰陽之和₁。愛₂其死₁以有ㇾ待也。養₂其身₁以有ㇾ爲也。其備豫有₂如ㇾ此者₁。

居處齊難なるあり、(一一)其坐起するに恭敬、言必ず信を先にし、行必ず中正、(一三)道塗險易の利を爭はず、(一四)冬夏陰陽の和を爭はず、其死を愛みて以て待つことあり。(一五)其身を養うて以て爲すことあり。其の備豫此くの如き者あり。

(一) 道德有る者の行ふ處を記す (二) 儒者の衣服 (三) 大掖の衣 (四) 殷の冠。章は明。大夫を表明するもの (五) 孔子敢て儒を以て居らず。故に知らずと答ふ (六) 急に之を數へて答へんとすれば、其事を言ひ終る事能はず (七) 侍坐を命ず (八) 自ら貴びて以て天下の用を待つ (九) 自立して待つこと此の如きものあり (一〇) 正しくすること (一一) 柔弱なり (一二) つゝしみはゞかる (一三) 道に當つて、險の損なる方を去りて易の利なる方に就かんとする事をせず (一四) 冬夏の陰陽の和なる方に就かんとして爭ふ事をせず (一五) 死を惜みて生養し、以て爲す有る時期の到來を待つことあり

儒有下不ㇾ寶₂金玉₁。而忠信以爲ㇾ寶。不ㇾ祈₂土

儒に、金玉を寶とせずして、忠信以て寶と爲し、土地を祈めずして、義を立てて以て土地と爲し、(一)多積を祈めずして、多文以て富と爲し、得難くして祿し易く、

魯哀公問二於孔子一曰。夫子之服。其儒服與。孔子對曰。丘少居レ魯。衣二逢掖之衣一。長居レ宋。冠二章甫之冠一。丘聞レ之也。君子之學也博。其服也鄉。丘不レ知二儒服一。哀公曰。敢問二儒行一。孔子對曰。遽數レ之不レ能レ終二其物一。悉數レ之乃留。更レ僕未レ可レ終

儒行第四十一

魯の哀公孔子に問うて曰く、夫子の服は、其れ儒服か。孔子對へて曰く、丘少くして魯に居り、逢掖の衣を衣る、長じて宋に居り、章甫の冠を冠す。丘之を聞く、君子の學や博、其の服や鄉と。丘、儒服を知らず。哀公曰く、敢て儒行を問ふ。孔子對へて曰く、遽かに之れを數へば、其物を終ふること能はず、悉く之れを數へば、乃ち留し、僕を更ふるも未だ終ふ可からざるなり。哀公、席を命ず。孔子侍す。曰く、儒に席上の珍以て聘を待ち、夙夜强學以て問を待ち、忠信を懐きて以て擧げらるゝを待ち、力行以て取るを待つもの有り。其の自立此の如き者あり。儒に、衣冠は中、動作は愼なるもの有り。其の大讓は慢の如く、小讓は僞の如く、大は則ち威の如く、小は則ち愧の如く、其の進むを難んじて退くを易くす。粥粥として能なきが若きなり。其の容貌此の如き者あり。儒に、

若是者浮。司射庭長。及冠士立者。皆屬賓黨。樂人及使者童子。皆屬主黨。鼓○□○○□□○□○○□半○□○□○○○○□○□○魯鼓○□○○○□□○□○○□□○□○○□□○半○□○○○□□○薛鼓。取半以下爲投壺禮。盡用之爲射禮。魯鼓。○□○○□□○○半○□○○□○○○□○□○薛鼓○□○○○○□○□○□○○○□○□○○□○半○□○□○○○○□○。

○□○□○○○□□○□○魯鼓して（）□○○○□□○□○○□□○□○○□□○半す、○□○○○□□○薛鼓して半以下を取るをば投壺の禮となす、盡く之れを用ふるを射禮となす。魯鼓○□○○□□○○半す、○□○○□○○○□○□○、薛鼓○□○○○○□○□○□○○○□○□○○□○半す、○□○□○○○○□○。

㊀ 賓黨と主黨との年若きもの ㊁ 向ふ所を正しくせざること ㊂ 遠くの他の事を談ずること ㊃ 罰せん ㊄ 司正 ㊅ 見物人 ㊆ ○は鼙鼓、□は鼙鼓といふ

跪奉レ觴曰二賜灌一。勝者跪曰二敬養一。正爵既行。請レ立レ馬。馬各直二其算一。一馬從二二馬一以慶。慶禮曰。三馬既備。請慶二多馬一。賓主皆曰。諾。正爵既行。請レ徹レ馬。算多少視二其坐一。籌室中五扶。堂上七扶。庭中九扶。算長尺二寸。壺頸脩七寸。腹脩五寸。口徑二寸半。容二斗五升一。壺中實二小豆一焉。爲二其矢之躍而出一也。壺去レ席二矢半。矢以二柘若棘一。毋レ去二其皮一。

て三馬を勝ち得れば、一回の勝負決す。一回勝負の一方二馬を得、一方一馬を得たる場合は一馬のものを以て二馬のものに加算して三馬となして勝ちとなす　(五)　三馬を得たる者は、勝負に勝ちたる者なれば、司射の者二馬を得たるものに喜びをせんと請ふ　(六)　詩の篇名　(七)　詩樂の調子を均平にして疎かならざるやうにせよ　(八)　樂官の長　(九)　司射の前の稍々南に置く　(一〇)　司射の前稍々北に置く　(一一)　一全と爲し　(一二)　一全を得ざるものを奇と爲す　(一三)　賜を蒙りたる飲、罰杯を受くる時の辭　(一四)　敬みて此の觴を以て奉養を爲す。罰杯をさす時の辭　(一五)　馬の多少は、其座上の人數の多少による

○魯令二弟子一辭曰。毋レ幠。毋レ敖。毋二偝立一。毋二踰言一。偝立踰言有二常爵一。薛令二弟子一辭曰。毋レ幠。毋レ敖。毋二偝立一。毋二踰言一。

○魯の弟子に令する辭に曰く、幠ること毋れ敖ること毋れ、偝き立つこと毋かれ、(二)踰(三)えて言ふこと毋れ。偝き立ち踰えて言へば常爵あり。薛の弟子に令する辭に曰く、敖ること毋れ敖ること毋れ、偝き立つこと毋れ、踰えて言ふこと毋れ。是の若き者は浮(四)せんと。司射、(五)庭長及び(六)冠士立てる者皆賓の黨に屬す。樂人及び使者童子皆主の黨に屬す。(七)鼓○□○○□□○□○○□半す。

奏二貍首一。間若レ一。大師曰。諾。左右告二矢具一。請二拾投一。有二入者一則司射坐。而釋二一算一焉。賓黨於レ右。主黨於レ左。卒レ投司射執レ算曰。左右卒レ投。請數。二算爲レ純。一純以取。一算爲レ奇。遂以二奇算一。告曰。某賢二於某一若干純。奇則曰レ奇。鈞則曰二左右鈞一。命レ酌曰。請行レ觴酌者曰。諾。當レ飮者。皆

曰く、左右投を卒へたり、請ふ數へんと。二算を純と爲し、(一一)一純以て取る。一算(一二)を奇と爲す。遂に奇算を以て告げて曰く、某、某に賢ること若干純と。奇には則ち奇と曰ひ、鈞しければ則ち左右鈞しと曰ふ。酌に命じて曰く、請ふ觴を行へ。酌者曰く、諾。當に飮むべき者は皆跪きて觴を奉じて賜灌(一三)と曰ふ。勝者敬きて敬養(一四)と曰ふ。正爵既に行へば、馬を立てんと請ふ。馬各〻其算に直る。一馬は二馬に從ひて以て慶す。慶禮に曰く、三馬既に備はれり。請ふ多馬を慶せんと。賓主皆曰く、諾。正爵既に行へば馬を徹せんと請ふ。(一五)算の多少は其坐に視ふ。籌は室中には五扶、堂上には七扶、庭中には九扶。算の長さ尺二寸、壺の頸の脩さ七寸、腹の脩さ五寸、口徑二寸半、斗五升を容る。壺中に小豆を實す。其の矢の躍りて出づるが爲めなり。壺は席を去ること二矢半、矢は柘若しくは棘を以てす。其皮を去ること毋れ。

㊀ 投矢の壺に入れるもの　㊁ 投矢の壺に入らざるもの　㊂ 罰杯をさす　㊃ 一度勝つ毎に一馬を立つ。而し

辭也。敢固以請。賓曰。某固辭不レ得レ命。敢不二敬從一。賓再拜受。主人般還曰レ辟。主人阼階上拜レ送。賓般還曰レ辟。已拜受レ矢。進即二兩楹間一。退反レ位。揖レ賓就レ筵。司射進度レ壺。間以二二矢半一。反レ位設中。東面執二八算一興。

(一)投壺の禮、主人の客と燕飮して、才藝を講論することを記す　(二)矢を壺中に投入して技を闘はす。射士大夫の禮　(三)射を司る者、算を盛る器を奉持し　(四)枉りたる矢、口の歪みたる壺あり。是れ主人賓に對しての謙辭　(五)旨き酒、好下物有り　(六)是非々々と勸む　(七)敢て直に進まず躊躇する容を爲す　(八)兩楹の間に到りて卸壺の揖讓を視る　(九)投壺の席に就く　(一〇)賓主の筵前に進み來りて、距離を量りて壺を席に置く　(一一)數取りに用ふる物。是を馬と稱す。馬は是れ威武の用なればいふ

請レ賓曰。順投爲レ入。比投不レ釋。勝飮二不勝者一。正爵既行。請爲二勝者一立レ馬。一馬從二二馬一。三馬既立。請慶二多馬一。請二主人一亦如レ之。命二弦者一曰。請

賓に請うて曰く、順投(一)をば入ると爲さん。比投(二)をば釋かざらん。勝つものは勝たざる者に飮(三)ましめん。正爵既に行はば、請ふ勝者の爲に馬(四)を立てんと。一馬は二馬に從ふ。三馬既に立たば、請ふ多馬を慶(五)せんと。主人に請ふこと亦之の如し、弦者に命じて曰く、請ふ貍首(六)を奏せよ、間一(七)の若くなれと。大師(八)曰く、諾。左右矢具はると告ぐ。拾〻投ぜんと請ふ。入る者あれば、則ち司射坐して一算を釋く。賓の黨は右(九)に於てし、主の黨は左(一〇)に於てす。投を卒ふれば、司射算を執りて

投壺之禮。主人奉レ矢。司射奉レ中。使ニ人執レ壺。主人請曰。某有ニ枉矢哨壺。請以樂レ賓。賓曰。子有ニ旨酒嘉肴。某既賜矣。又重以レ樂。敢辭。主人曰。枉矢哨壺。不レ足レ辭也。敢固以請。賓曰。某既賜矣。又重以レ樂。敢固辭。主人曰。枉矢哨壺。不レ足レ

投壺(一)第四十

投壺(二)の禮、主人矢を奉じ、司射(三)、中を奉じ、人をして壺を執らしむ。主人請うて曰く、某、枉矢(四)、哨壺有り、請ふ以て賓を樂しめんと。賓曰く、子、旨酒嘉肴(五)あり、某既に賜へり。又重ぬるに樂みを以てす。敢て辭すと。主人曰く、枉矢哨壺、辭するに足らざるなり。敢て固く以て請ふと。賓曰く、某既に賜へり、又重ぬるに樂みを以てす。敢て固辭す(六)と。主人曰く、枉矢哨壺、辭するに足らざるなり。敢て固く以て請ふと。賓曰く、某固辭して命を得ず、敢て敬みて從はざらんやと。賓再拜して受けんとす。主人、般還(七)して辟ると曰ふ。主人阼階の上に拜して送る。賓般還して辟ると曰ふ。已に拜し矢を受くれば、進みて兩楹の間(八)に卽き、退きて位に反り、賓を揖して筵(九)に就く。司射進みて壺を度る(一〇)。間二矢半を以てす。位に反りて中を設け、東面して八算(一一)を執りて興つ。

繩及レ踝以應レ直。下齊如二權衡一以應レ平。故規者。行擧レ手以爲レ容。負レ繩抱レ方者。以直二其政一。方二其義一也。故易曰。坤六二之動。直以方也。下齊如二權衡一者。以安レ志而平レ心也。五法已施。故聖人服レ之。故規矩取二其無レ私。繩取二其直一。權衡取二其平一。故先王貴レ之。故可二以爲レ文。可二以爲レ武。可二以擯相一。可三以治二軍旅一。完且弗レ費。善衣之次也。○具二父母大父母一。衣純以レ繢。具二父母一。衣純以レ青。如二孤子一衣純以レ素。純二袂縁一純レ邊廣各寸半。

繩は、其直に取り、權衡は其平に取る。故に先王之を貴ぶ。故に以て文と爲す可く、以て武と爲す可く、以て擯相す可く、以て軍旅を治む可し。完(九)くして且費えず、善衣の次なり。○父母大父母具はるときは、衣の純は繢を以てす。父母具はるときは、衣の純は青を以てす。孤子の如きは、衣の(一〇)純は素を以てす。袂の縁を純し、邊を純するに、廣さ各〻寸半。

㊀深衣の制を記す ㊁朝服、祭服、喪服、皆衣と裳と殊なり。唯だ深衣は殊らず。故に其の體に被る時は深邃なり。故にいふ ㊂其制、規矩繩權衡の正に合す ㊃揚氏は此一句考へ難しといへり ㊄衣と袖と接する處、腋下の縫目 ㊅反し屈めて ㊆領を交ふる時は矩の如くして ㊇衣の背の縫め裳の中の縫めに及ぶ、上下相接して繩の直きが如くなるをいふ ㊈制に五法あり、且つ其質は則ち布、其色は則ち白し、故に費えず ㊉もとはしは畫文を以てす

古者深衣。蓋有二制度一。以應二規矩繩權衡一。短毋レ見レ膚。長毋レ被レ土。續レ衽鉤レ邊。要縫半レ下。袼之高下。可二以運レ肘。袂之長短。反二詘之一及レ肘。帶下毋レ厭レ髀。上毋レ厭レ脇。當二無レ骨者一。制二十有二幅一。以應二十有二月一。袂圜以應レ規。曲袷如レ矩以應レ方。負

深衣第三十九 (一)

古者深衣(二)、蓋し制度あり、以て規矩(三)繩權衡に應ず、短きも膚を見すこと毋れ、長きも土を被ふこと毋れ、(四)衽を續いで邊を鉤す。要の縫は下に半す、(五)袼の高下は、以て肘を運らす可くす。袂の長短は、之を(六)反詘して肘に及ぶべく、帶は下、髀を厭すること毋く、上、脇を厭すること毋く、骨なき者に當るべし、十有二幅を制して、以て十有二月に應ず。袂は圜にして以て規に應じ、(七)曲袷は矩の如くにして、以て方に應ず。(八)負繩、踝に及び、以て直に應ず。下の齊權衡の如く、以て平に應ず。故に規は行くに手を擧げて以て容を爲す。負繩、方を抱くは、以て其政を直くし、其義を方にするなり。故に易に曰く、坤の六二の動は直にして以て方なりと。下の齊權衡の如きは、以て志を安んじて心を平にするなり。五法已に施す。故に聖人之を服す。故に規矩は其の私なきに取り、

其在二天地之中一者。莫レ不二更始一焉。以レ是象レ之也。然則何以三年也。曰。加隆焉爾也。焉使レ倍レ之。故再期也。由二九月一以下何也。曰。焉使レ弗レ及也。故三年以爲レ隆。緦小功以爲レ殺。期九月以爲レ間。上取二象於天一。下取二法於地一。中取二則於人一。人之所二以羣居和壹一之理盡矣。故三年之喪。人道之至文者也。夫是之謂二至隆一。是百王之所レ同。古今之所レ壹也。未レ有下知三其所二由來一者也。孔子曰。子生三年。然後免二於父母之懷一。夫三年之喪。天下之達喪也。

懐(ふところ)を免(はな)る。夫(そ)れ三年の喪(も)は、(一五)天下の達喪(たつさう)なり。(一六)

(一)亂れざるを得ず　(二)學德を修め立派なる行を爲す所の賢人君子　(三)駟は四馬。隙は壁隙。四馬を駕した車の疾走を日光の狹き穴を通過することの疾に喩ふ　(四)過不及なき節度即ち禮を制し　(五)先王、世を憂ひ敎を立つる心を遂ぐ　(六)一期にして除くべきものあるは如何なる理由ありて然るか　(七)宇宙を大觀すれば、天地の別、四季の變遷あり　(八)更め易りて始よりせざるものなし　(九)天地萬物の變化する所を以てすれば、期にして終るべきものなり。然れども、孝子は厚恩に報いる情よりしかく節限を加ふるなり　(一〇)三月は五月に及ばず、五月は九月に及ばず、此の如くにして隆殺を分つ　(一一)五月、九月は、三月と期との中間となす　(一二)三年は閏に象り、期は一歲に象り、九月は物の三時にして成るに象り、五月は五行に象り、三月は一時に象るをいふ　(一三)人、始めて生るゝ三月にして髮を剪り、三年にして父母の懷を離るゝに則り　(一四)至極盛なるもの　(一五)父母の三年の喪　(一六)上下貴賤を通じて同じ

獸之不レ若也。夫焉能相與羣居而不レ亂乎。將由二夫脩飾之君子一與。則三年之喪。二十五月而畢。若二駟之過一レ隙。然而遂レ之。則是無レ窮也。故先王焉爲レ之立レ中制レ節。壹使レ足三以成二文理一。則釋レ之矣。然則何以至レ期也。曰。至親以レ期斷。是何也。曰。天地則已易矣。四時則已變矣。

するか、則ち三年の喪は二十五月にして畢る、(三)駟の隙を過ぐるが若し。然り而して之れを遂げば、則ち是れ窮なきなり。故に先王之れが爲に(四)中を立て節を制し、壹に以て文理を成すに足らしむれば、則ち(五)之を釋く。然らば則ち何を以て(六)期に至るや。曰く、至親、期を以て斷つ。是れ何ぞや。曰く、(七)天地は則ち已に易れり、四時は則ち已に變ぜり。其の天地の中に在る者は、(八)更始せざる莫し。是れを以て之れに象るなり。然らば則ち何を以て三年するや。曰く、(九)加隆すること爾るなり。之れに倍せしむ、故に再期するなり。九月由り以下は何ぞや。曰く、焉し及(一〇)ばざらしむるなり。故に三年は以て隆と爲し、緦、小功は以て殺と爲し、期、九月は以て間と爲す。(一二)上は象を天に取り、下は法を地に取り、中は則を人に取り、人の(一一)羣居和壹なる所以の理盡く。故に三年の喪は、人道の(一三)至文なる者なり。夫れ是れを之れ(一四)至隆と謂ふ。是れ百王の同じき所、古今の壹なる所なり。未だ其の由りて來る所を知る者あらざるなり。孔子曰く、子生れて三年、然る後に父母の

之喪。二十五月而畢。哀痛未レ盡。思慕未レ忘。然而服以レ是。斷レ之者。豈不ニ送レ死有レ已。復レ生有レ節也哉。凡生ニ天地之間一者。有ニ血氣一之屬。必有レ知。有レ知之屬。莫レ不レ知レ愛ニ其類一。今是大鳥獸。則失ニ喪其羣匹一。越レ月踰レ時焉。則必反巡。過ニ其故鄕一。翔回焉。鳴號焉。蹢躅焉。踟蹰焉。然後乃能去レ之。小者至ニ於燕雀一。猶有ニ啁噍之頃一焉。然後乃能去レ之。故有ニ血氣一之屬者。莫レ知ニ於人一。故人於ニ其親一也。至レ死不レ窮。

に、乃ち能く之を去る。小なる者燕雀に至るも、猶ほ啁噍の頃ありて、然る後に乃ち能く之を去る。故に血氣あるの屬は、人より知なるは莫し。故に人の其親に於けるや、死に至るまで窮らず。

(一)善く喪服年月の由る所を問へることを記す (二)人情の宜しきことを量りて (三)人、群無きこと能はず、群有る以上は區別無きこと能はず。故にあやを以て飾り (四)變易すること無き道 (五)大なるものは (六)哀痛の至極なること (七)親疎貴賤の節 (八)血の循環するもの、屬 (九)大なる鳥獸 (一〇)返り巡り來りて (一一)つつしみたゝずみつゝ翔ける (一二)鳴き哀むことしばらくありて

將由ニ夫患ニ邪淫一之人上與。則彼朝死而夕忘レ之。然而從レ之。則是曾鳥

將に夫の邪淫を患ふるの人に由らんとするか、則ち彼れは朝に死して夕に之れを忘る。然り而して之れに從はば、則ち是れ曾ち、鳥獸にだも之れ若ざるなり。夫れ焉んぞ能く相與に羣居して亂れざらんや(一)。將に夫の脩飾(二)の君子に由らんと

三年之喪何也。曰。稱レ情而立レ文。因以飾レ羣。別二親疏貴賤之節一而弗レ可二損益一也。故曰二無易之道一也。創鉅者其日久。痛甚者其愈遲。三年者稱レ情而立レ文。所三以爲二至痛極一也。斬衰苴杖。居二倚廬一食レ粥。寢レ苫枕レ塊。所三以爲二至痛飾一也。三年

三年問第三十八(一)

三年の喪は何ぞや、曰く、(二)情を稱りて文を立て、因て以て(三)羣を飾り、親疏貴賤の節を別けて、損益すべからざるなり。故に(四)無易の道と曰ふなり。創、(五)鉅なる者は其の日久しく、痛み甚だしき者は其の愈ゆること遲し。三年は情を稱りて文を立て、(六)至痛の極と爲す所以なり。斬衰苴杖、倚廬に居りて粥を食ひ、苫に寢ね塊に枕するは、至痛の飾たる所以なり。三年の喪、二十五月にして畢る。哀痛未だ盡きず、思慕未だ忘れず。然り而して服は是れを以て之れを斷つ者は、豈死を送るに已むあり、生に復るに(七)節あるにあらずや。凡そ天地の間に生ずる者は、(八)血氣あるの屬は、必ず知あり、知あるの屬、其類を愛することを知らざるは莫し。今是れ(九)大鳥獸は、則ち其羣匹を失喪すれば、月を越え時を踰えて、則ち必ず(一〇)反巡し、其故鄕を過ぐれば、翔回し、鳴號し、(一一)躑躅し、蜘蹰し、然る後

而纖。無ㇾ所ㇾ不ㇾ佩。易ㇾ服者何爲易ニ輕者一也。斬衰之喪。既虞卒哭。遭ニ齊衰之喪。輕者包。重者特。既練遭ニ大功之喪一麻葛重。齊衰之喪。既虞卒哭。遭ニ大功之喪一麻葛兼ニ服之一。斬衰之葛。與ニ齊衰之麻一同。齊衰之葛。與ニ大功之麻一同。大功之葛。與ニ小功之麻一同。小功之葛。與ニ緦之麻一同。麻同則兼ニ服之一。兼ニ服之一。服ニ重者一則易ニ輕者一也。

は、大功の麻と同じ。大功の葛は小功の麻と同じ、小功の葛は、緦の麻と同じ、麻同じければ、則ち之を兼ね服す。之れを兼ね服すとは、重き者を服すれば、則ち輕き者を易ふるなり。(七)

(一) 首絰 (二) 經絰 (三) 二十五月卽ち大祥の祭 (四) 平常服する所の物盡く佩ぶ (五) 兼ね著くることを得 (六) 特り留めて著く (七) 男子は要絰を、婦人は首絰を易ふ

席。又期而大祥。居復レ寢。中月而禫。禫而牀。斬衰三升。齊衰四升五升六升。大功七升八升九升。小功十升十一升十二升。緦麻十五升去二其半一。有レ事二其縷一。無レ事二其布一。曰レ緦。此哀之發二於衣服一者也。斬衰三升。既虞卒哭。受以二成布六升一。冠七升。爲レ母疏衰四升。受以二成布七升一。冠八升。去レ麻服レ葛。葛帶三重。期而小祥。練冠縓緣。要絰不レ除。

（九）寢室　（一〇）経緯十八縷を一升といふ　（一一）縷に灰を加へて錬ること　（一二）六升の布より以下は漸く精細になりて吉服の布と相近し。故に成布といふ

男子除二乎首一。婦人除二乎帶一。男子何爲。除二乎首一也。婦人何爲除二乎帶一。也。男子重レ首。婦人重レ帶。除レ服者先二重者一。易レ服者易二輕者一。又期而大祥。素縞麻衣。中月而禫。禫

男子は首を除く（一）、婦人は帶を除く（二）。男子何爲れぞ首を除くや、婦人何爲れぞ帶を除くや。男子は首を重んじ、婦人は帶を重んず。服を除く者は重き者を先にし、服を易ふる者は、輕き者を易ふ。又期にして大祥すれば、素縞麻衣（三）中月にして禫す。禫して纖す、佩（四）びざる所なし。服を易ふる者は何爲れぞ輕き者を易ふるや。斬衰の喪、既に虞して卒哭して、齊衰の喪に遭へば、輕き者は包（五）ね、重き者は特（六）す。既に練して大功の喪に遭へば、麻葛重ぬ。齊衰の喪、既に虞して卒哭して、大功の喪に遭へば、麻葛之れを兼ね服す。斬衰の葛は、齊衰の麻と同じ、齊衰の葛

醬。中月而禫。禫而飲醴酒。始飲酒者。先飲醴酒。始食肉者。先食乾肉。父母之喪。居倚廬。寢苫枕塊。不稅経帶。齊衰之喪。居堊室。芐翦不納。大功之喪。寢有席。小功緦麻。牀可也。此哀之發於居處者也。父母之喪。既虞卒哭。柱楣翦屏。芐翦不納。期而小祥。居堊室。寢有

がず。齊衰の喪には堊室に居り、(四)芐は翦りて納れず。大功の喪には、寢ぬるに席あり、小功、緦麻には、(五)牀して可なり。此れ哀の居處に發する者なり。父母の喪には、既に虞して卒哭して、(六)柱、楣して(七)屏を翦り、芐は翦りて納れず。期にして小祥すれば、堊室に居り、寢ぬるに(八)席あり。又期にして大祥すれば、(九)居、寢に復る。中月にして禫す、禫して牀あり。斬衰は(一〇)三升、齊衰は四升、五升、六升、大功は七升、八升、九升、小功は十升、十一升、十二升、緦麻は十五升、其半を去り、其縷(一一)に事ありて、其布に事なきを緦と曰ふ。此れ哀の衣服に發する者なり。斬衰は三升、既に虞して卒哭して、受くるに(一二)成布六升を以てす、冠は七升。母の爲に疏衰四升、受くるに成布七升を以てす、冠は八升。麻を去て葛を服す。葛帶三重。期にして小祥すれば、練冠縓緣、要絰は除かず。

(一) 父母の埋葬を了へ歸りて殯宮にて其の精をまつること (二) 二十五月にして (三) 一月を間つること卽ち二十七月にして (四) 芐は蒲。蒲の頭を剪りて席に編み入れず (五) 寢臺の上に寢ねて可なり (六) 倚廬の木を楣に挂けて稍々光線の入る樣にす (七) 戸の傍の兩廂の葺きたる草の垂れ下りたるものを剪り去り (八) 席を敷きて寢る

此哀之發ニ於聲音ー者也。斬衰唯而不レ對。齊衰。對而不レ言。大功言而不レ議。小功緦麻。議而不レ及レ樂。此哀之發ニ於言語ー者也。

斬衰三日不レ食。齊衰二日不レ食。大功三不レ食。小功緦麻。再不レ食。士與レ斂焉。則壹不レ食。故父母之喪。既殯食レ粥。朝一溢米。莫一溢米。齊衰之喪。疏食水飲。不レ食ニ菜果ー。大功之喪。不レ食ニ醯醬ー。小功緦麻。不レ飲ニ醴酒ー。此哀之發ニ於飲食ー者也。

父母之喪。既虞卒哭。疏食水飲。不レ食ニ菜果ー。期而小祥。食ニ菜果ー。又期而大祥。有ニ醯

には、醴酒を飲まず。此れ哀の飲食に發する者なり。

(一) 喪服間、輕重の宜しき所を記す (二) 苴は黎黒の色。苴絰と苴杖とをいふ (三) 其内心の哀痛に本づきて之を外形に顯し示す所以なり (四) 牡麻 (五) 拘止する所ありて肆にすることを得ざる如く (六) 一たび聲を擧げて氣絶ゆるに至る。故に聲を回さざるに似たり (七) 一たび聲を擧げて三曲折有るが如く、委曲あるなり (八) 哀聲の從容として可なり (九) 人に答ふるに言を以てせずして、たゞはいとのみいふ (一〇) 人に言ひかけず (一一) 汎く他事を論ぜず (一二) 三日食はざること (一三) 二日食はざること (一四) 一日食はざること (一五) 二十四分升の一 (一六) 粗飯

父母の喪には、既に虞して(一)卒哭すれば、疏食水飲し、菜果を食はず、期にして小祥すれば、菜果を食ふ。又期にして(二)大祥すれば、醯醬あり。(三)中月にして禫す。禫して醴酒を飲む。始めて酒を飲む者は、先づ醴酒を飲み、始めて肉を食ふ者は先づ乾肉を食ふ。父母の喪には、倚廬に居り、苫に寐ね塊を枕にし、經帶を稅

斬衰何以服レ苴。苴惡貌也。所下以首二其内一而見中諸外上也。斬衰貌若レ苴。齊衰貌若レ枲。大功貌若レ止。小功緦麻。容貌可也。此哀之發二於容體一者也。斬衰之哭。若二往而不一レ反。齊衰之哭。若二往而反一。大功之哭。三曲而偯。小功緦麻。哀容可也。

間傳第三十七

斬衰何を以て苴を服するか、苴は惡き貌なり。其内に首けて、諸を外に見はす所以なり。 斬衰の貌は苴の若く、齊衰の貌は枲の若し。大功の貌は止の若く、小功、緦麻は、容貌ある可なり。此れ哀の容體に發する者なり。斬衰の哭は往きて反らざるが若く、齊衰の哭は往きて反るが若く、大功の哭は、三曲して偯す、小功、緦麻は、哀容可なり。此れ哀の聲音に發する者なり。斬衰は唯して對へず、齊衰は對へて言はず、大功は言うて議せず、小功、緦麻は、議して樂みに及ばず。此れ哀の言語に發する者なり。斬衰は三日食はず、齊衰は二日食はず、大功は三食はず、小功、緦麻は再び食はず。士、斂に與かれば、則ち壹たび食はず。故に父母の喪には、既に殯して粥を食ふ。朝に一溢米、莫に一溢米、齊衰の喪には、疏食水飲し、菜果を食はず、大功の喪には、醯醬を食はず、小功、緦麻

出亦如ㇾ之。當ㇾ事則弁絰。大夫相爲亦然。爲二其妻一往則服ㇾ之。出則否。○凡見ㇾ人無ㇾ免ㇾ絰。雖ㇾ朝二於君一。無ㇾ免ㇾ絰。唯公門有ㇾ稅二齊衰一。傳曰。君子不ㇾ奪二人之喪一。亦不ㇾ可ㇾ奪ㇾ喪也。○傳曰。罪多而刑五。喪多而服五。上附下附。列也。

(一)斬衰三年　(二)適妻　(三)適子　(四)適子の妻　(五)適夫人　(六)近臣は閽寺の屬。僕は車を御する者。驂乘は車の右に在る者、以上諸臣賤者君の服に從ひて服す　(七)錫衰の服、錫衰の布は緦布に灰を加へて製したるもの　(八)他事を以て出づるにも　(九)大斂及び殯並に將に葬らんとする時、殯を啓く時等の事　(一〇)君の卿大夫に於けるが如し　(一一)往きて人を見る時は　(一二)罪の種類は多けれども　(一三)喪の種類多けれども　(一四)罪の重きものは上刑に附し、輕きものは下刑にす。喪の大功以上は親に附し、小功以下は疏に附す　其附する處五刑五服の等列相似たり

有レ本爲レ稅。殤長中變二三年之葛一。終二殤之月算一。而反二三年之葛一。是非レ重レ麻。爲三其無二卒哭之稅一。下殤則否。

○君爲二天子一三年。夫人如二外宗之爲一レ君也。世子不下爲二天子一服上。○君所レ主夫人妻。大子適婦。○大夫之適子。爲二君夫人大子一如二士服一。君之母非二夫人一。則羣臣無レ服。唯近臣及僕驂乘從服。唯君所レ服服也。○公爲二卿大夫一錫衰以居。

○君は天子の爲めに(一)三年、夫人は外宗の君の爲にするが如し。世子は天子の爲めに服せず。○君の主たる所は(二)夫人妻、(三)大子、(四)適婦。○大夫の適子、君夫人、大子の爲にすること士の服の如し。(五)君の母、夫人に非ざれば、則ち羣臣服なし。唯(六)近臣及び僕驂乘従つて服す。唯君の服する所の服なり。○公、卿大夫の爲めに、(七)錫衰して以て居る、(八)出づるも亦之の如し、(九)事に當れば則ち弁絰す。(一〇)大夫相爲めにするも亦然り。其妻の爲にするには、往けば則ち之を服す、出づるときは則ち否らず。○凡そ(一一)人を見るときは、絰を免つこと無し。君に朝すと雖も、絰を免つことなし。唯公門には齊衰を稅ぐことあり。傳に曰く、君子は人の喪を奪はず、亦喪を奪はる可からざるなり。○傳に曰く、(一二)罪は多けれども刑は五、(一三)喪は多けれども服は五と、(一四)上附下附列しきなり。

則不爲繼母之黨服。〇三年之喪。既練矣。有期之喪。既葬矣。則帶其故葛帶。經期之經。服其功衰。有大功之喪。亦如之。小功無變也。麻之有本者。變三年之葛。既練遇麻斷本者。於免經之。既免去經。每可以經必經。既經則去之。小功不易喪之練冠。如免則經其緦小功之經。因其初葛帶。緦之麻不變小功之葛。小功之麻。不變大功之葛。以

へず。如し免すれば則ち其緦小功の經を經し、其の初の葛帶に因る。緦の麻は、小功の葛を變ぜず。小功の麻は、大功の葛を變ぜず。本あるを以て稅と爲す。(一九)殤の長中に、(二〇)三年の葛を變じ、殤の月算を終へて、(二一)三年の葛に反る。是れ麻を重んずるに非ず。其卒哭の稅なきが爲なり。(二二)下殤は則ち否らず。

(一) 善く服あることを知りて喪に遭ひて變易する所の節を問へることを記す (二) 舊傳 (三) 屬從徒從をいふ (四) 諸侯の妾子 (五) 妻は妾の子の妻、皇姑は公子の母。妻は諸侯の存歿を論ぜず、夫の母の爲め期の喪に服す (六) 妻其の父母の爲め齊衰す、是れ重し。夫、妻に從ひて服する時は緦麻す是れ輕し (七) 公子は己が母の外戚の爲に服無し。然れども其妻は公子の外戚たる外祖父母、從母の緦麻を服す。是れ服無きに從つて服有るなり (八) 公子の妻たりと雖も、猶は父母の爲に期の喪に服す。然れども公子厭せられて妻に從ひて服せず。是れ服有るに從ひて服無きなり (九) 離緣せらるれば (一〇) 繼母の親戚の爲に喪に服す (一一) 其出母の黨の爲に喪服中なれば、繼母死するも其の黨爲に服せず (一二) 三年の喪練祭の後をいふ (一三) 三年の喪の練葛帶 (一四) 三年の喪練の後首經に既に經して (一五) 父の喪練して後の衰 (一六) 先に大功以上の喪服有りて今小功の喪に遇ふ、此の場合には前の服を變ぜず (一七) 大功以上の帶、麻の根本を切らずして、合せ糾る者 (一八) 小功以下の帶、麻の根本を切りたるものを以て糾り合せて爲りたるもの (一九) 變易 (二〇) 長殤、中殤 (二一) 小功は五月、緦は三月の如きをいふ (二二) 大功以下の殤

傳曰。有二從レ輕而重一。公子之妻。爲二其皇姑一。有二從レ重而輕一。爲二妻之父母一。有二從レ無レ服而有ヒ服。公子之妻。爲二公子之外兄弟一。有二從レ有レ服而無ヒ服。公子爲二其妻之父母一。〇傳曰。母出則爲二繼母之黨一服。母死則爲二其母之黨一服。爲二其母之黨一服。

服問第三十六 (一)

(二)傳に曰く、輕きに從つて(三)重くするあり、公子の(四)妻、(五)其の皇姑の爲にするなり、重きに從つて輕くするあり、(六)妻の父母の爲にするなり。服なきに從つて服ある有り、(七)公子の妻、公子の外兄弟の爲にするなり。服あるに從つて服なき有り、(八)公子、其の妻の父母の爲にするなり。〇傳に曰く、(九)母出されば則ち(一〇)繼母の黨の爲めに服し、母死すれば則ち其母の黨の爲めに服す。(一一)其母の黨の爲めに服すれば則ち繼母の黨の爲に服せず。〇(一二)三年の喪既に練して、期の喪あれば、既に葬りて則ち(一三)其故の葛帶を帶し、(一四)期の絰を絰して、其の功衰(一五)を服す。大功の喪あるも亦之の如し。(一六)小功は變ずる無きなり。(一七)麻の本ある者は、三年の葛を變ず。既に練して麻の本(一八)を斷つ者に遇へば、免するときに於て之れを絰す。免を既ふれば絰を去つ、以て絰す可き每に必ず絰す。絰を既ふれば則ち之れを去つ。小功は喪の練冠を易

地出也。人情而已矣。

子哭泣悲哀。擊レ胸傷レ心。男子哭泣悲哀。稽顙觸レ地無レ容。哀之至也。○或問曰。免者以レ何爲也。曰。不レ冠者之所レ服也。禮曰。童子不レ緦。唯當レ室緦。緦者其免也。當レ室則免而杖矣。

○或問曰。杖者何也。曰。竹桐一也。故爲レ父苴杖。苴杖竹也。爲レ母削杖。削杖桐也。或問曰。杖者以レ何爲也。曰。孝子喪レ親。哭泣無レ數。服レ勤三年。身病體羸。以レ杖扶レ病也。則父在不三敢杖一矣。尊者在故也。堂上不レ杖。辟二尊者之處一也。堂上不レ趨。示レ不レ遽也。此孝子之志也。人情之實也。禮義之經也。非レ從レ天降一也。非レ從レ

○或るひと問うて曰く、杖とは何ぞや。曰く、竹桐(一)一なり。故に父の爲には苴杖(二)す。苴杖は竹なり。母の爲には削杖(三)す、削杖は桐なり。或るひと問うて曰く、杖は何を以ての爲ぞ。曰く、孝子、親を喪ひ、哭泣數なし、(四)勤に服すること三年、身病み體羸る、杖を以て(五)病を扶くるなり。則ち父在すときは敢て杖つかず、尊者在すが故なり。堂上には杖つかず、尊者の處を辟くるなり。堂上には趨らず、遽かならざるを示すなり。此れ孝子の志なり、人情の實なり、禮義の經なり。天より降るに非ざるなり、地より出づるに非ざるなり、(六)人情のみ。

(一) 父の爲めには竹杖、母の爲には桐杖を杖つく。其哀戚の情一なり (二) 其杖は圓くして天に象る、故に父の爲め杖く (三) 削杖は方にして地に象る、故に母の爲に杖く (四) 憂苦 (五) 惱むこと (六) 人情の自然に出づるのみ

俟二其生一也。三日而不レ生。亦不レ生矣。孝子之心。亦益衰矣。家室之計。衣服之具。亦可二以成一矣。親戚之遠者。亦可二以至一矣。是故聖人爲レ之斷決。以二三日一爲二之禮制一也。○或問曰。冠者不二肉袒一。何也。曰。冠至尊也。不レ居二肉袒之體一也。故爲二之免一以代レ之也。然則禿者不レ免。傴者不レ袒。跛者不レ踊。非レ不レ悲也。身有二錮疾一。不レ可二以備一レ禮也。故曰。喪禮唯哀爲レ主矣。女

るなり。○或るひと問うて曰く、(四)冠者肉袒せざるは何ぞや。曰く、(五)冠は至尊なり。肉袒の體に居かざるなり。故に之れが免を(六)爲りて、以て之に代ふるなり。然らば則ち(七)禿者は免せず、(八)傴者は袒せず、跛者は踊せず。悲まざるに非ざるなり、身に(九)錮疾あれば、以て禮を備ふ可からざるなり。故に曰く、喪禮は唯哀を主と爲す。(一〇)女子は哭泣悲哀、胸を擊ち心を傷る。(一一)男子は哭泣悲哀、稽顙して地に觸れて容なし、哀の至りなり。○或るひと問うて曰く、免は何を以ての爲ぞ。曰く、冠せざる者の服する所なり。禮に曰く、(一二)童子は緦せず、唯(一三)室に當れば緦す、緦すれば其れ免す。室に當れば則ち免して杖つく。

(一) 孝子の追慕の情を奪ひて (二) 孝子の追慕の心日を經るに隨ひて衰ふ (三) 三日の間には親戚の遠地に在るものも亦會するを得可し (四) 冠すれば必ず袒せざるは (五) 冠は至つて尊し。故に肉袒せる身體には被らざるなり (六) 喪の時被る冠 (七) かぶろなる者 (八) せむし (九) 生涯癒えざる病 (一〇) 女子踊せざる時は (一一) 男子踊せざる時は (一二) 童子未だ冠せざる者 (一三) 孤子にして喪主となる場合

反哭也。皇皇然。若レ有レ求而弗レ得也。故其往送也如レ慕。其反也如レ疑。求而無レ所レ得レ之也。入レ門而弗レ見也。上レ堂又弗レ見也。入レ室又弗レ見也。亡矣喪矣。不レ可ニ復見一已矣。故哭泣辟踊。盡レ哀而止矣。心悵焉愴焉。惚焉愾焉。心絶志悲而已矣。祭ニ之宗廟一。以レ鬼享レ之。徼ニ幸復反一也。成レ壙而歸。不ニ敢入處レ室。居ニ於倚廬一。哀ニ親之在レ外也。寢レ苫枕レ塊。哀ニ親之在レ土也。故哭泣無レ時。服レ勤三年。思慕之心。孝子之志也。人情之實也。

一五 瞻望して追慕するさま　一六 情の切なるさまなり　一七 埋葬して家に歸りて哭す　一八 うろ〱として　一九 親を探し求めて得ず　二〇 親が見えず　二一 復び親を見ること能はず　二二 ぼんやりする　二三 歎き惧む　二四 鬼神として　二五 求め希ふ　二六 土中に埋葬して在るを以てなり　二七 憂苦すること

○或問曰。死三日而后斂者。何也。曰。孝子親死。悲哀志懣。故匍匐而哭レ之。若レ將ニ復生一然。安可レ得ニ奪而斂レ之也。故曰。三日而后。斂者。以

○或るひと問うて曰く、死して三日にして后に斂するは何ぞや。曰く、孝子親死すれば、悲哀して志懣ゆ。故に匍匐して之れを哭す。將に復た生きんとするが若く然り。安んぞ奪うて之を斂するを得可けんや。故に曰く、三日にして后に斂するは、以て其生きんことを俟つなり。三日にして生きざれば、亦生きざるなり。孝子の心亦益〻衰ふ。家室の計、衣服の具、亦以て成る可し。親戚の遠き者亦以て至る可し。是の故に聖人之が爲めに斷決し、三日を以て之れが禮制と爲せ

動尸擧柩。哭踊無數。惻怛之心。痛疾之意。悲哀志懣氣盛。故袒而踊之。所以動體安心下氣也。婦人不宜袒。故發胸擊心爵踊。殷殷田田。如壞牆然。悲哀痛疾之至也。故曰。辟踊哭泣。哀以送之。送形而往。迎精而反也。其往送也。望望然。汲汲然。如有追而弗及也。其

汲然として、追ふことありて及ばざるが如し。其の反哭(一七)するや、皇皇然(一八)として求むることありて得ざるが若し。故に其往き送るや慕ふが如く、其の反るや疑ふが如し(一九)。求めて之れを得る所なきなり。門に入りて見ず(二〇)、堂に上りて又見ず、室に入りて又見ざるなり。亡びたり、喪ひたり。復た(二一)見る可からざるのみ。故に哭泣辟踊し、哀を盡して止む。心悵焉愴焉(二二)、惚焉愾焉(二三)、心絶え志悲むのみ。之れを宗廟に祭り、鬼(二四)を以て之を享す、復た反らんことを徼幸(二五)するなり。壙を成して歸る。敢て入りて室に處らず、倚廬に居るは親の外に在るを哀めばなり。苫に寢ね塊に枕するは、親の土(二六)に在るを哀めばなり。故に哭泣時なく、勤(二七)に服すること三年なるは、思慕の心、孝子の志なり、人情の實なり。

(一) 善く喪に居る禮の由る所を問ふことを記す (二) 雞は骨笄、斯は髮を韜む繒 (三) 深衣の前襟 (四) 兩手をば交へて以て心を拊でて哭す (五) 煮焚きをせず (六) 饘は濃き粥、粥は淡き粥 (七) 悲哀の情自然に形體に顯るゝなり (八) 口に食ひて其味美ならず (九) 哭踊常數なり。然るに此場合には常の外なるをいふ (一〇) 踊するに其狀、雀の跳るに似たればいふ。足、地を離れず (一一) 心胸を擊つ音 (一二) 胸擊ち踊る (一三) 死屍 (一四) 精靈

親始死。雞斯徒跣。扱二上衽一。交レ手哭。惻怛之心。痛疾之意。傷レ腎乾レ肝焦レ肺。水漿不レ入レ口。三日不レ擧レ火。故鄰里爲レ之糜粥。以飮二食之一。夫悲哀在レ中。故形變二於外一也。痛疾在レ心。故口不レ甘レ味。身不レ安レ美也。三日而斂。在レ牀曰レ尸。在レ棺曰レ柩。

問喪第三十五（一）

親始めて死すれば、雞斯（二）徒跣（三）し、上衽を扱み（四）、手を交へて哭す、惻怛の心、痛疾の意、腎を傷り肝を乾し、肺を焦す。水漿口に入らず、三日（五）まで火を舉げず。故に鄰里之が爲めに糜粥（六）して、以て之に飮食せしむ。夫れ悲哀、中に在り、故に（七）形、外に變ずるなり。痛疾、心に在り、故に口（八）、味を甘しとせず、身、美を安んぜざるなり。三日にして斂す。牀に在るを尸と曰ひ、棺に在るを柩と曰ふ。尸を動かし柩を舉ぐれば、哭踊數（九）なし。惻怛の心、痛疾の意、悲哀して志懣え氣盛んなり。故に袒して之れを踊せしむ。體を動かし、心を安くし氣を下す所以なり。婦人は袒に宜しからず。故に胸を發ち心を擊ちて爵踊（一〇）す。殷殷田田（一一）として、壞牆の如く然り。悲哀痛疾の至りなり。故に曰く、辟踊（一二）哭泣して、哀んで以て之れを送る。（一三）形を送りて往き、（一四）精を迎へて反るなり。其の往き送るや、（一五）望望然、（一六）汲

袒拜レ之。成レ踊而后襲。於レ士襲而后拜レ之。

而哭。不㆑敢拜㆑賓。與㆓諸侯㆒爲㆓兄弟㆒。亦爲㆑位而哭。凡爲㆑位者壹袒。○所㆑識者弔。先哭㆓于家㆒而後之㆑墓。皆爲㆑之成㆑踊。從㆓主人㆒北面而踊。○凡喪。父在父爲㆑主。父歿。兄弟同居。各主㆓其喪㆒。親同。長者主㆑之。不㆑同親者主㆑之。○聞㆓遠兄弟之喪㆒。既除㆑喪而后聞㆑喪。免袒成㆑踊。拜㆑賓則倘㆓左手㆒。○無㆑服而爲㆑位者。唯嫂叔及婦人。降而無㆑服者麻。○凡奔㆑喪。有㆓大夫至㆒。

踊を成す。主人に從つて北面して踊す。○凡そ喪は、父在せば（七）、父、主と爲り、父歿し、兄弟同居（九）すれば、各々其喪に主たり。親同じきときは、長者（八）之に主たり。同じからざれば（一〇）、親者之に主たり。○遠兄弟（一一）の喪を聞くとき、既に喪を除きて而して后に喪を聞けば、免袒して踊を成す。賓を拜すれば則ち左手（一二）を倘にす。○服なくして位を爲る者は、唯嫂叔及び婦人（一三）のみ。降して服なき者には麻するのみ。○凡そ喪に奔るに、大夫（一四）至るものあれば、袒して之れを拜し、踊を成して而して后に襲す、士に於ては襲して而して后に之れを拜す。

（一）九哭、九日哭するをいふ　（二）其の舊君に哭するに　（三）使して他國に在りては　（四）位を爲くる日一度袒す、以後は袒せず　（五）死者の相識の者　（六）賓主交代に踊を爲すに、主人先づ踊して賓從ひて踊す　（七）父生存中に、子、妻子の喪ある時　（八）喪を主る　（九）同腹の兄弟死する時は　（一〇）從父兄弟の喪　（一一）小功、緦麻の兄弟の死　（一二）吉拜を爲す、吉拜は左手上に在り　（一三）姑姉妹の室に在る者の緦麻　（一四）大夫士來りて、奔喪の人を弔する者あれば

袒成レ踊。襲。拜レ賓反レ位。哭成レ踊。送レ賓。反レ位。相者告レ就レ次。三日五哭卒。主人出送レ賓。衆主人兄弟皆出レ門。哭止。相者告二事畢一。成レ服拜レ賓。若所レ爲レ位家遠。則成レ服而往。○齊衰望レ鄕而哭。大功望レ門而哭。小功至レ門而哭。緦麻卽レ位而哭。○哭二父之黨一於レ廟。母妻之黨於レ寢。師於二廟門外一。朋友於二寢門外一。所レ識於レ野張レ帷。凡爲レ位不レ奠。

(七)父の黨を哭するに廟に於てし、母妻の黨は寢に於てし、師は廟門の外に於てし、朋友は寢門の外に於てす、識る所のものは野に於て帷を張る。凡そ位を爲れば奠せず。

(一)墓に行きて喪を除く　(二)家に在る者常の吉服を著る　(三)初め喪を聞きて一哭、明日朝夕二哭、又明日朝夕二哭するをいふ　(四)喪家に在る者　(五)道遠ければ　(六)鄕里の方を望みて哭し　(七)父の親屬　(八)寢室

○哭天子九。諸侯七。卿大夫五。士三。大夫哭二諸侯一。不二敢拜一レ賓。諸臣在二他國一。爲レ位

○哭すること天子には九、諸侯には七、卿大夫には五、士には三。大夫、諸侯を哭するに、敢て賓を拜せず。諸臣他國に在りて、位を爲りて哭するに、敢て賓を拜せず。諸侯と兄弟たれば、亦位を爲りて哭す。凡そ位を爲る者は壹袒す。○識る所の者には、弔するとき先づ家に哭し、而して後に墓に之く。皆之れが爲めに

哭盡哀。問故。又哭盡哀。乃爲位。括髮袒成踊。襲絰絞帶即位。拜賓反位成踊。賓出。主人拜送于門外。反位。若有賓後至者。拜之成踊。送賓如初。於又哭括髮袒成踊。於三哭猶括髮袒成踊。三日成服。於五哭拜賓送賓如初。

○若除喪而后歸。則之墓。哭成踊。東括髮袒絰。拜賓成踊。送賓反位。又哭盡哀。遂除。於家不哭。主人之待之也。無變於服。與之哭不踊。自齊衰以下。所以異者免麻。○凡爲位。非親喪。齊衰以下。皆即位。哭盡哀。而東免絰。即位

○若し喪を除きて而して后に歸れば、則ち墓に之きて哭し踊を成し、東して括髮袒絰し、賓を拜し踊を成し、賓を送りて位に反る。又哭して哀を盡し、遂に除く。(一)家に於て哭せず。主人の之を待つや、服を變ずること無し、之と哭して踊せず。齊衰より以下、異なる所以の者は免麻(二)のみ。○凡そ位を爲るに、親の喪に非ざれば、齊衰より以下は、皆位に即き哭して哀を盡し、而して東して免絰す、位に即きて袒し踊を成す、襲して賓を拜し、位に反りて哭し踊を成す、賓を送りて位に反る。相者次に就けと告ぐ。(三)三日に五哭して卒ふ。主人出でて賓を送り、衆主人兄弟皆門を出で、哭止む。相者事畢ると告ぐ。服を成して賓(四)を拜す。若し位を爲る所の家(五)遠ければ、則ち服を成して往く。○齊衰には郷(六)を望みて哭し、大功には門を望みて哭し、小功には門に至つて哭し、緦麻には位に即きて哭す。○

哀。免三麻于二東方一即レ位。與二主人一哭成レ踊。襲。有レ賓則主人拜レ賓送レ殯。賓有二後至者一。拜レ之如レ初。相者告二事畢一。遂冠歸。入レ門左。北面哭盡レ哀。免袒成レ踊。東即レ位。拜レ賓成レ踊。賓出。主人拜送。於二又哭一免袒成レ踊。於二三哭一猶免袒成レ踊。三日成レ服。於二五哭一相者告二事畢一。〇聞レ喪不レ得レ奔レ喪。

賓を送る。賓後れ至る者あれば、之を拜すること初の如し。相者事畢ると告ぐ。遂に冠して歸り、門を入りて左し、北面して哭し哀を盡し、免袒して踊を成す。東して位に卽き、賓を拜して踊を成す。賓出づれば、主人拜送す。又哭に於て免して袒、踊を成し、三哭に於て猶ほ免して袒、踊を成し、三日にして服を成す。五哭に於て相者事畢ると告ぐ。〇(三)喪を聞きて喪に奔るを得ざれば、哭して哀を盡し故を問ふ、又哭して哀を盡し、乃ち位を爲りて、括髮袒して踊を成し、襲經絞帶して位に卽く、賓を拜し位に反りて踊を成す。賓出づれば、主人、門外に拜し送り、位に反る。若し賓後れて至る者あれば、之れを拜して踊を成す。賓を送ること初めの如し。又哭に於て括髮袒して踊を成し、三哭に於て猶ほ括髮袒して踊を成し、三日にして服を成す。五哭に於て、賓を拜し賓を送ること初めの如し。

(一) 大功小功緦麻　(二) 殯の間に合はざれば　(三) 君命を未だ果たさずして、喪を聞くも喪に奔るを得ざれば

哀。主人之待之也。即位於墓左。婦人墓右。成踊。盡哀。括髮。東即主人位。絰絞帶。哭成踊。拜賓反位。成踊。相者告事畢。遂冠歸。入門左。北面。哭盡哀。括髮袒成踊。東即位。拜賓。成踊。賓出。主人拜送。有賓後至者。則拜之。成踊。送賓如初。衆主人兄弟皆出門。出門哭止。相者告就次。於又哭。括髮成踊。於三哭。猶括髮成踊。三日成服。於五哭。相者告事畢。爲母所以異於父者。壹括髮。其餘免以終事。他如奔父之禮。

を成し、賓を送ること初めの如し。衆主人兄弟皆門を出づ、門を出でて哭止む。相者次に就けと告ぐ。又哭に於て括髮して踊を成し、三哭に於て猶ほ括髮して踊を成す、三日にして服を成す。五哭に於て相者事畢ると告ぐ。母の爲にするに父に異なる所以の者は、壹たび括髮す(四)、其の餘は免して以て事を終ふ。他は父に奔るの禮の如し。

(一) 襲衣とて免を首に加へ絰を腰に加ふ、父に比し母は稍々輕きを以て袒せず　(二) 姑姉妹、女子　(三) 交代に
(四) 歸りて門に入りて哭する時、括髮す

○齊衰以下。不及殯。先之墓。西面哭盡

○齊衰以下(一)殯(二)に及ばざれば、先づ墓に之き、西面して哭し哀を盡す。東方に免麻し、位に卽きて主人と哭し、踊を成して襲す。賓有れば、則ち主人賓を拜し

盡レ哀。免二麻于序東一。卽レ位袒。與二主人一哭成レ踊。於二又哭三哭一。皆免袒。有レ賓則主人拜レ賓送レ賓。丈夫婦人之待レ之也。皆如二朝夕哭位一。無レ變也。

○奔二母之喪一。西面哭盡レ哀。括髮袒。降レ堂東卽レ位。西鄕哭成レ踊。襲二免經于序東一。拜レ賓送レ賓。皆如二奔レ父之禮一。於二又哭一不二括髮一。○婦人奔レ喪。升レ自二東階一。殯東西面坐。哭盡レ哀。東髽。卽レ位。與二主人一拾踊。○奔レ喪者不レ及レ殯。先之レ墓。北面坐。哭

○母の喪に奔るには、西面して、哭して哀を盡し、括髮袒し、堂を降り東して位に卽き、西鄕して哭し踊をし成、序の東に襲免絰す。賓を拜し賓を送るは、皆父に奔るの禮の如し。又哭に於ては、括髮せず。○婦人、喪に奔れば、東階より升り、殯の東に西面して坐し、哭して哀を盡し、東して髽し、位に卽き、主人と拾る踊す。○喪に奔る者、殯に及ばざれば、先づ墓に之き、北面して坐し、哭して哀を盡す。主人の之れを待つや、位に墓の左に卽く、婦人は墓の右なり、踊を成して哀を盡し、括髮す。東して主人の位に卽き、絰絞帶して哭し踊を成し、賓を拜し位に反り踊を成す。相者事畢るを告ぐ。遂に冠して歸り、門に入りて左し、北面して哭し哀を盡し、括髮袒して踊を成す。東して位に卽き、賓を拜し、踊を成す。賓出づれば、主人拜送す。賓後れて至る者あれば、則ち之を拜して踊

面坐。哭盡レ哀。括髮袒。降レ堂東即レ位。西鄉哭。成レ踊。襲二經于序東一。絞帶。反レ位。拜レ賓成レ踊。送レ賓反レ位。有二賓後至者一。則拜レ之成レ踊。送レ賓皆如レ初。衆主人兄弟皆出レ門。出門哭止。闔レ門。相者告レ就レ次。於二又哭一。括髮袒成レ踊。於二三哭一猶括髮袒成レ踊。三日成レ服。拜レ賓送レ賓皆如レ初。○奔レ喪者非二主人一。則主人爲レ之拜レ賓送レ賓。奔レ喪者自二齊衰一以下。入レ門左。中庭北面。哭

(一四)三哭するときに於て、猶ほ括髮袒して踊を成す。三日にして服を成す。賓を拜し賓を送ると、皆初の如し。○喪に奔る者主人に非ざれば、則ち主人之れが爲めに賓を拜し賓を送る。喪に奔る者は、齊衰より以下は、門に入りて左し、中庭に北面し、哭して哀を盡し、序の東に免麻し、位に即きて袒し、主人と哭して踊を成す。又哭三哭に於て、皆免袒す。賓あれば則ち主人賓を拜して賓を送る。丈夫、婦人の之れを待つや、皆朝夕の哭位の如くにして變ずること無きなり。(一五)

㊀ 他邦に居て喪を聞き、奔り歸る禮を記す。是れ實に曲禮の正篇なり、而して此の一篇は天子諸侯を兼ぬと雖も士を以て主となす ㊁ 病狀より死に至るまでの樣子を問ふ ㊂ 夜行せざるは患害を避くる爲なり ㊃ 早朝より行き晩るゝに至つて宿す ㊄ 君命を奉じ未だ使命を果さずして歸ることを得ざれば ㊅ まちを避くるは、衆人を驚かさんことを憚りてなり ㊆ 人の子たる者、常の升降は阼階によりてせず、今父新に死す、未だ其生存中の禮を異にするに忍びず、故に門の左より入りて西階より降る ㊇ 袒を掩ひて要絰を加ふるなり ㊈ 襲絰の絰にして象革帶の絞帶にあらず ㊉ 先に即きし所の位に反る (一一) 嗣となりて喪を助くる者が倚廬に就けと告ぐ (一二) 明日の朝の哭 (一三) 括髮して袒ぬぐ (一四) 又其明日の朝の哭 (一五) 親屬或は疏屬

奔レ喪之禮。始聞二親喪一。以レ哭答二使者一。盡レ哀問レ故。又哭盡レ哀。遂行。日行百里。不二以レ夜行一。唯父母之喪。見レ星而行。見レ星而舍。若未レ得レ行。則成レ服而后行。過レ國至レ竟。哭盡レ哀而止。哭辟二市朝一。望二其國竟一哭。至二於家一。入レ門左。升レ自二西階一。殯東西

奔喪第三十四（一）

喪に奔るの禮、始めて親の喪を聞けば、哭を以て使者に答へ、哀を盡して故を問（二）ふ。又哭して哀を盡す、遂に行く。日に行くこと百里、（三）夜を以て行かず。唯父母の喪には、（四）星を見て行き、星を見て舍る。若し（五）未だ行くことを得ざれば、則ち服を成して而して后に行く。國を過ぎて竟に至れば哭し、哀を盡して止む。哭するに市朝を辟く。其の國竟を望みて哭す。家に至れば、（七）門に入りて左し、西階より（六）升り、殯の東に西面して坐し、哭して哀を盡し、括髪袒す。堂を降り東して位に卽き、西鄕して哭し、踊を成す。序を東に（八）襲絰し、（九）絞帶し、位に反り、賓を拜し、踊を成し、賓を送りて（一〇）位に反る。賓後れ至る者あれば、則ち之を拜して踊を成す。賓を送ること皆初めの如し。衆主人兄弟皆門を出づ。門を出でて哭止む。門を闔ぢて（一一）相者次に就けと告ぐ。（一二）又哭するに於て、（一三）括髪袒して踊を成す、

○子曰。南人有レ言曰。人而無レ恒不レ可三以爲二卜筮一。古之遺言與。龜筮猶不レ能レ知也。而況於レ人乎。詩云。我龜既厭。不二我告一レ猶。兌命曰。爵無レ及二惡德一。民立而正。事純而祭祀。是爲二不敬一。事煩則亂。事レ神則難。易曰。不レ恒二其德一。或承二之羞一。恒二其德一偵。婦人吉。夫子凶。

○子曰く、南人(一)言へることあり、曰く、人にして恒(二)なければ、以て卜筮を爲す可からずと、古の遺言か。龜筮すら猶ほ知る能はず、而るを況んや人(三)に於てをや。(四)詩に云ふ、我が龜既に厭きて、我れに猶(五)を告げず。兌命に曰く、爵、惡德に及ぼすこと無かれ、民立てて正す、事純にして祭祀す、是れを不敬と爲す、事煩なれば則ち亂る、神に事ふるは則ち難し。易(六)に曰く、其の德を恒にせざれば、或は之れが羞を承む、其の德を恒にして偵し、(七)婦人は吉、(八)夫子は凶なり。

(一) 殷の卜を掌る人 (二) 性行常無ければ (三) 凡人に於てをや (四) 詩經、小雅、小旻の篇 (五) 謀るところの吉凶を告げず (六) 易經、恒の卦、三五爻の辭 (七) 婦人の德は一に從ひて終る、故に吉 (八) 夫子は義を制す、故に婦に從ふ時は凶

不レ堅。而惡レ惡不レ著也。人雖レ曰レ不レ利。吾不レ信也。詩云。朋友攸レ攝。攝以二威儀一。○子曰。私惠不レ歸レ德。君子不二自留一焉。詩云。人之好レ我。示二我周行一。○子曰。苟有レ車。必見二其軾一。苟有レ衣。必見二其敝一。人苟或レ言レ之。必聞二其聲一。苟或レ行レ之。必見二其成一。葛覃曰。服レ之無レ射。○子曰。言從而行レ之。則言不レ可レ飾也。行從而言レ之。則行不レ可レ飾也。故君子寡レ言而行。以成二其信一。則民不レ得下大二其美一而小中其惡上。詩云。白圭之玷。尚可レ磨也。斯言之玷。不レ可レ爲也。小雅曰。允也君子。展也大成。君奭曰。在昔上帝周田二觀文王之德一。其集二大命于厥躬一。

言の玷たるは爲む可からざるなり。小雅に曰く、(二一)允なる君子、展に大に成す。(二二)君奭に曰く、在昔上帝、(二三)周きて文王の德を田ね觀めて、(二四)其れ大命を厥の躬に集せり。(二五)

㊀ 或ひは義に從ひ、或ひは義に違ふ ㊁ 或ひは行、善に、或ひは行、善ならず ㊂ 言へば必ず行に顯れ、行へば必ず規矩あり、是に即ち義一なるをいふ ㊃ 正 ㊄ 多く見て之を識す者 ㊅ 詩經、曹風、鳲鳩の篇 ㊆ 舊、西と爲す、今呂氏の說に從うて正となす ㊇ 毒害す ㊈ 君子と君子とは道同じきを以て朋友と爲す、故に其志の向ふ所は道に在り、是れ惡む所は正しくして善善に及ぼさず ㊉ 詩經、周南、關雎の篇、意は、君子の善良なる相手なり ⑪ 人は利に志あらずといふとも ⑫ 詩經、大雅、既醉の篇、意は朋友に交るの道は相互に佐け合ひ、其行を正し合ふにありて、貧賤富貴の爲にあらざるに喩ふ ⑬ 詩經、小雅、鹿鳴の篇 ⑭ 大道 ⑮ 車に登りて禮する所ある時は則ち軾に憑る ⑯ 衣ありて久しき時は則ち敝る ⑰ 理に從うて ⑱ 其善行を大なる樣に言ひふらし、其惡行を小なる樣に言ひふらすこと能はず ⑲ 詩經、大雅、抑の篇 ⑳ 缺けたるは ㉑ 詩經、小雅、車攻の篇 ㉒ 周書、君奭の篇 ㉓ 殷に降し割きて ㉔ 文王の德を勸奬して ㉕ 集めて天下を有たしむ

多聞。質而守レ之。多志。質而親レ之。精知。略而行レ之。君陳曰。出入自ニ爾師虞一。庶言同。詩云。淑人君子。其儀一也。○子曰。唯君子能好ニ其正一。小人毒ニ其正一。故君子之朋友有レ鄉。其惡有レ方。是故邇者不レ惑。而遠者不レ疑也。詩云。君子好仇。○子曰。輕レ絕ニ貧賤一。而重レ絕ニ富貴一。則好レ賢

正を毒す。故に君子の朋友は鄉あり、其の惡むこと方あり。是の故に邇き者惑はずして、遠き者疑はざるなり。詩に云ふ、君子の好仇。○子曰く、貧賤を絕つを輕じて、富貴を絕つを重ずるは、則ち賢を好すること堅からずして、惡を惡むこと著かならざるなり。人は利せずと曰ふと雖も、吾信ぜざるなり。詩に云ふ、朋友の攝する攸、攝するに威儀を以てす。○子曰く、私惠、德に歸らざれば、君子自ら留めず。詩に云ふ、人の我れを好する、我れに周行を示す。○子曰く、苟も車あれば、必ず其の軾を見、苟も衣あれば、必ず其の敝を見る。人苟も之れを言ふこと或れば、必ず其聲を聞き、苟も之を行ふこと或れば、必ず其成を見る。葛覃に曰く、之を服して射ふこと無し。○子曰く、言從ひて之を行へば、則ち言飾る可からざるなり、行從ひて之を言へば則ち行飾る可からざるなり。故に君子、言を寡くして行ひ、以て其の信を成す、則ち民其美を大にして其の惡を小にするを得ず。詩に云ふ、白圭の玷たるは、尚ほ磨く可きなり、斯の

可二以道一。尹吉曰。惟尹躬先見二于西邑夏一。自レ周有レ終。相亦惟終。○子曰。民以レ君爲レ心。君以レ民爲レ體。心莊則體舒。心肅則容敬。心好レ之。身必安レ之。君好レ之。民必欲レ之。心以レ體全。亦以レ體傷。君以レ民存。亦以レ民亡。詩云。昔吾有二先正一。其言明且淸。國家以寧。都邑以成。庶民以生。誰能秉二國成一。不二自爲一レ正。卒勞二百姓一。君雅曰。夏日暑雨。小民惟曰怨。資レ冬祈寒。小民亦惟曰怨。

(一) 民　(二) 言行は君子の樞機、和好を出し、征伐を出す、皆口に出る　(三) 天子、諸侯を指す　(四) 書經の篇名、伊尹、大甲に告げたることば　(五) 臣人　(六) 弩弓　(七) 矢筈　(八) 法度　(九) 傅說の高宗に告げたる辭　(一〇) 好惡皆君に從ふ　(一一) 休戚民に同じ　(一二) 逸詩　(一三) 誰か以下三句は、詩經、小雅、節南山の篇に見ゆ　(一四) 周書、君牙の篇、資は書經に咨とあり、傳寫の誤

○子曰。下之事レ上也。身不レ正。言不レ信則義不レ壹。行無レ類也。○子曰。言有レ物而行有レ格也。是以生則不レ可レ奪志。死則不レ可レ奪レ名。故君子

○子曰く、下の上に事ふるや、身、正しからず、言、信ならざれば、則ち義壹(一)ならず、(二)行類なし。○子曰く、(三)言に物あり、而して行に格(四)あり、是を以て生くるときは則ち志を奪ふ可からず、死すれば則ち名を奪ふ可からず。故に君子は多く聞きて、質にして之を守り、多く志して、質にして之れを親み、精(五)く知り、略にして之れを行ふ。君陳に曰く、出入爾の師の虞るに自り、庶言同じ。(六)詩に云ふ、淑人君子、其の儀一なり。○子曰く、唯君子は能く其の(七)正を好し、小人は其の

以溺レ人。口費而煩。易レ出難レ悔。易二以溺一レ人。夫民閉二於人一而有二鄙心一。可レ敬不レ可レ慢。易二以溺一レ人。故君子不レ可二以不一レ愼也。大甲曰。毋下越二厥命一以自覆上也。若下虞機張。往省二括于度一則釋上。兌命曰。惟口起レ羞。惟甲冑起レ兵。惟衣裳在レ笥。惟干戈省二厥躬一。大甲曰。天作孽可レ違。也。自作孽不レ

自ら覆すこと毋れ、虞(五)の機(六)の張り、往きて括(七)を度(八)に省みて、則ち釋くが若くなるべし。(九)兌明に曰く、惟れ口、羞を起し、惟れ甲冑、兵を起す、惟れ衣裳、笥に在り、惟れ干戈厥の躬を省みる。大甲に曰く、天の作せる孽は違るべきなり。自ら作せる孽は以て逭る可からずと。尹吉に曰く、惟れ尹が躬の先づ西邑夏を見たり、周より終りあり、相も亦惟れ終ふ。〇子曰く、民、君を以て心(一〇)と爲し、君、民を以て體(一一)と爲す。心莊なれば則ち體舒なり、心肅なれば則ち容敬す。心之れを好めば、身必ず之れに安んず。君之れを好めば、民必ず之れを欲す。心、體を以て全く、亦體を以て傷る。君、民を以て存し、亦民を以て亡ぶ。詩(一二)に云ふ、昔吾れ先正あり、其の言明かにして且淸く、國家以て寧く、都邑以て成り、庶民以て生ず。誰(一三)か能く國成を秉りて、自ら正を爲さず、卒に百姓を勞す、君雅(一四)に曰く、夏日暑雨、小民惟れ曰に怨む。冬に資りて祈寒、小民亦惟れ曰に怨む。

蔽矣。葉公之顧命曰。毋下以二小謀一敗中大作上。毋下以二嬖御人一疾中莊后上。毋下以二嬖御士一疾中莊士大夫卿士上。

○子曰。大人不レ親二其所一レ賢。而信二其所一レ賤。民是以親失。而教是以煩。詩云。彼求二我則一。如レ不二我得一。執二我仇仇一。亦不二我力一。君陳曰。未レ見レ聖。若二己弗一レ克レ見。既見レ聖。亦不レ克レ由レ聖。

○子曰。小人溺二於水一。君子溺二於口一。大人溺二於民一。皆在二其所一レ褻也。夫水近二於人一而溺レ人。德易レ狎而難レ親也。易二

克はざるが若くす、既に聖を見れば、亦聖を由ふること克はず。

(一)黨を立て、大臣の柄を竊み、大臣をして其事を治むることを得ざらしむればなり (二)小臣をして大臣を謀らしむること勿れ (三)遠臣をして近臣を圖らしむること勿かれ (四)楚の葉縣の尹、沈諸梁字は子高、僭して公と稱す (五)死に臨んで囘顧する言 (六)寵愛の婦人 (七)正公 (八)寵愛の士 (九)正士 (一〇)詩經、小雅、正月の篇、仇仇は仇敵として、詩の意は、小人初め事を用ひ我を求めて法と爲す時は、我が意を迎へて機嫌を損ぜざらんことにつとむ、然るに其意に合せざるに及んでは、忽ち一變して、空しく抑留して我を視ること仇讎の如し (一一)周書君陳の篇

○子曰く、(一)小人は水に溺れ、(二)君子は口に溺れ、(三)大人は民に溺る。皆其の褻るゝ所に在り。夫れ水は人に近くして人を溺らす、德狎れ易くして親み難し、以て人を溺らし易し。口は費にして煩、出で易くして悔い難し、以て人を溺らし易し。夫れ民は人に閉して、鄙心あり、敬す可くして慢る可からず、以て人を溺らし易し、故に君子以て愼まざる可からざるなり。(四)大甲に曰く、厥の命を越して、以て

淫。則民不㆑惑矣。臣儀行不㆑重㆑辭。不㆑援㆓其所㆒㆑不㆑及。不㆑煩㆓其所㆒㆑不㆑知。則君不㆑勞矣。詩云。上帝板板。下民卒癉。小雅曰。匪㆓其止㆒㆑共。維王之卭。○子曰。政之不㆑行也。教之不㆑成也。爵祿不㆑足㆑勸也。刑罰不㆑足㆑恥也。故上不㆑可㆓以褻㆑刑而輕㆒㆑爵。康誥曰。敬明㆓乃罰㆒。甫刑曰。播㆑刑之不㆑迪。

○子曰。大臣不㆑親。百姓不㆑寧。則忠敬不㆑足。而富貴已過也。大臣不㆑治。而邇臣比矣。故大臣不㆑可㆑不㆑敬也。是民之表也。邇臣不㆑可㆑不㆑慎也。是民之道也。君毋㆓以㆑小謀㆒㆑大。毋㆓以㆑遠言㆒㆑近。毋㆓以㆑內圖㆒㆑外。則大臣不㆑怨。邇臣不㆑疾。而遠臣不㆑

○子曰く、大臣親まず、百姓寧からざるは、則ち忠敬足らずして、富貴已だ過ぐればなり。大臣治めざるは、而ち邇臣比すればなり。(一)故に大臣は敬せざるべからざるなり。是れ民の表なり。邇臣は愼まざるべからざるなり。是れ民の道なり。君、(二)小を以て大を謀ること毋れ、(三)遠を以て近を言ふこと毋れ、内を以て外を圖ること毋れ。則ち大臣怨みず、邇臣疾らず、遠臣蔽はれず。(四)葉公の顧(五)命に曰く、小謀を以て大作を敗ること毋かれ、(六)嬖御人を以て(七)莊后を疾ること毋れ、(八)嬖御士を以て、(九)莊士、大夫、卿士を疾ること毋れ。○子曰く、大人其の賢とする所を親まずして、其の賤む所を信ず。民是を以て親を失して、教是を以て煩なり。(一〇)詩に云ふ、彼れ我が則を求むるときは、我を得ざるが如くす、我れを執りては仇仇として、亦我れに力めず。(一一)君陳に曰く、未だ聖を見ざれば、己見ること

則君不㆑疑㆓於其臣㆒。而臣不㆑惑㆓於其君㆒矣。尹吉曰。惟尹躬及湯。咸有㆓壹德㆒。詩云。淑人君子。其儀不㆑忒。○子曰。有㆓國家㆒者。章㆑善癉㆑惡。以示㆓民厚㆒。則民情不㆑貳。詩云。靖㆓共爾位㆒。好㆓是正直㆒。○子曰。上人疑則百姓惑。下難㆑知則君長勞。故君㆑民者。章㆑好以示㆓民俗㆒。愼㆑惡以御㆓民㆒之

ば、則ち君長勞す。故に民に君たる者好を章にして以て民に俗を示し、惡を愼んで以て民の淫を御すれば、則ち民惑はず。臣、儀あれば行ひ、辭を重んぜず、(一二)其の及ばざる所を援かず、其の知らざる所を煩はさざれば、則ち君勞せず。(一三)詩に云ふ、上帝板板たり(一四)、下民卒く癉めり。(一五)小雅に曰く、其れ共に止まるに匪ず、維れ主の卭なり。○子曰く、政の行はれず、敎の成らざるは、爵祿勸むるに足らず、刑罰恥しむるに足らざればなり。故に上以て刑を褻して爵を輕んずべからず。康誥に曰く、敬で乃の罰を明かにせよ。甫刑に曰く、刑を播きて之れ迪びかず。

(一)擧動其常度あり　(二)詩經、小雅、都人士の篇　(三)文るに君子の容を以てす　(四)實つるに君子の德を以てす　(五)望み見て君の臣を待つ表裏一の如くなるを知る可く　(六)其職業皆稱述して、臣の君に事ふる一に忠誠に出るを記志すべし　(七)吉は告の誤。書經、咸有一德篇の文、伊尹、太甲に告ぐる書　(八)詩經曹風、鳲鳩の篇　(九)二心　(一〇)詩經、小雅、小明の篇　(一一)靖んじ恭み　(一二)君の力及ばざる所、智の知ること能はざる所を以て其君を煩さず　(一三)詩經、大雅、板の篇　(一四)其行德に反き戾る　(一五)詩經小雅、巧言の篇

君子弗レ行也。則民言不レ危レ行。而行不レ危レ言矣。詩云。淑愼二爾止一。不レ僭二于儀一。○子曰。君子道レ人以レ言。而禁レ人以レ行。故言必慮二其所一レ終。而行必稽二其所一レ敝。則民謹二於言一。而愼二於行一。詩云。愼二爾出話一。敬二爾威儀一。大雅曰。穆穆文王。於緝熙敬止。

文王の德 (一七) 深遠なり (一八) 光明繼續して (一九) 敬せずといふこと無くして止る所に安んず

○子曰。長レ民者。衣服不レ貳。從容有レ常。以齊二其民一。則民德壹。詩云。彼都人士。狐裘黃黃。其容不レ改。出レ言有レ章。行歸二于周一。萬民所レ望。○子曰。爲レ上可レ望而知也。爲レ下可レ述而志也。

○子曰く、民に長たる者は、衣服貳せず、(一)從容常あり、以て其民を齊ふれば、則ち民の德壹なり。(二)詩に云ふ、彼の都人士、狐裘黃黃たり、(三)其容改めず、言を出すこと章あり。(四)行周に歸す、萬民の望む所。○子曰く、上を爲して(五)望みて知る可し、下をなして(六)述べて志す可ければ、則ち君、其の臣を疑はず、而して臣其の君に惑はず。(七)尹吉に曰く、惟れ尹が躬及び湯、咸壹德あり。(八)詩に云ふ、淑人君子、其の儀忒はずと。○子曰く、國家を有つ者、善を章にして惡を癉しめ、以て民に厚を示せば、則ち民(九)情貳ならず。(一〇)詩に云ふ、爾の位を(一一)靖共し、是の正直を好せよ。○子曰く、上の人疑へば、則ち百姓惑ふ、下知り難けれ

曰。成二王之孚一。下土之式。○子曰。上好レ仁則下之爲レ仁爭レ先レ人。故長レ民者。章レ志貞レ教尊レ仁。以子二愛百姓一。民致行レ己。以説二其上一矣。詩云。有二梏德行一。四國順レ之。○子曰。王言如レ絲。其出如レ綸。王言如レ綸。其出如レ綍。故大人不レ倡二游言一。可レ言也不レ可レ行。君子弗レ言也。可レ行也不レ可レ言。

己を行ふを致して、以て其上を說ぶ。（八）詩に云ふ、梏たる德行あり、四國之に順ふ。○子曰く、王言、絲の如く、其の出づること綸の如し。（九）王言、綸の如く、其の出ること綍の如し。（一〇）故に大人は游言を倡へず。言ふ可くして、行ふべからざるものは、君子言はざるなり。（一一）行ふ可くして、言ふ可からざるものは、君子行はざるなり。則ち民の言、行より危からず、（一二）而して行、言より危からず。（一三）詩に云ふ、淑く爾の止を愼み、儀を僁たず。（一四）○子曰く、君子、人を道くに言を以てし、人を禁しむるに行を以てす。故に言必ず其の終る所を慮り、行必ず其の敝する所を稽ふ。則ち民、言を謹みて、行を愼む。（一五）詩に云ふ、爾の出す話を愼み、爾の威儀を敬め。（一六）大雅に曰く、（一七）穆穆たる文王、於緝熙にして（一八）敬して止まる。（一九）

（一）朝廷盡く仁人のみならんや　（二）詩經、小雅、節南山の篇　（三）顯盛なり　（四）詩經、大雅、下武の篇　（五）天下の民皆之を法式とす　（六）人より先に先にと爭ひて仁ならんとす　（七）力を己を行ふ事に致し極めて　（八）詩經大雅抑の篇　（九）當に覺に作るべし、人を覺悟する也　（一〇）棺を引く大索　（一一）王公は無根不定の言を言はず　（一二）過ぐることある可からず　（一三）詩經大雅抑の篇　（一四）過たず　（一五）詩經、大雅、抑の篇　（一六）詩經、大雅、

民有遯心。故君民者。子以愛之。則民親之。信以結之。則民不倍。恭以涖之。則民有孫心。甫刑曰。苗民匪用命。制以刑。惟作五虐之刑曰法。是以民有惡德。而遂絶其世也。○子曰。下之事上也。不從其所令。從其所行。上好是物。下必有甚者矣。故上之所好惡。不可不愼也。是民之表也。

所に從はずして、其の行ふ所(一二)に從ふ。上是の物を好めば、下必ず甚だしき者(一三)あり。故に上の好惡する所は、愼まざる可からざるなり。是れ民の表(一四)なり。

(一) 詩經、鄭風の首篇の名、鄭の武公の賢を求むることの厚きを善みしたるもの、以て篇の名となす　(二) 上、信を好むを以て下、上に事へ易し　(三) 下、情を用ふるを以て上、下の情を知り易し　(四) 詩經、鄭風の首篇　(五) 詩經、小雅、巷伯の篇　(六) 詩經、大雅、文王の篇　(七) 物に格る心　(八) 逃げ免れんとする心　(九) 孫順の心　(一〇) 國滅亡ず　(一一) 命令する所　(一二) 上の爲す所　(一三) 上の好む所よりも甚だしきものあり　(一四) 模範なり

○子曰。禹立三年。百姓以仁遂焉。豈必盡仁。詩云。赫赫師尹。民具爾瞻。甫刑曰。一人有慶。兆民賴之。大雅

子曰く、禹立ちて三年、百姓仁を以て遂ぐ、豈に必ずしも盡(一)く仁ならんや。詩(二)に云ふ、赫赫(三)たる師尹、民具に爾を瞻る。甫刑に云ふ、一人慶あれば、兆民之に賴る。大雅(四)に曰く、王の孚を成すは、下土(五)の式なり。○子曰く、上、仁を好めば、則ち下の仁を爲すこと人に先だたん(六)ことを爭ふ。故に民に長たる者、志を章にし、教を貞し以て仁を尊び、以て百姓を子のごとく愛すれば、民、

子言レ之。曰。爲レ上易レ事也。爲レ下易レ知也。則刑不レ煩矣。○子曰。好レ賢如二緇衣。惡レ惡如二巷伯。則爵不レ瀆。而民作レ愿。刑不レ試而民咸服。大雅曰。儀二刑文王。萬國作レ孚。○子曰。夫民敎レ之以レ德。齊レ之以レ禮。則民有二格心。敎レ之以レ政。齊レ之以レ刑。則

緇衣第三十三(一)

子之れを言ふ、曰く、上たるもの事へ(二)易く、下たるもの知り(三)易ければ、則ち刑煩しからず。○子曰く、賢を好むこと緇衣(四)の如く、惡を惡むこと巷伯(五)の如くなれば、則ち爵瀆れずして、民愿むことを作す、刑試ひずして、民咸服す。大雅(六)に曰く、文王に儀刑すれば、萬國孚を作すと。○子曰く、夫れ民之を敎ふるに德を以てし、之れを齊ふるに禮を以てせば、則ち民、格心(七)あり、之れを敎ふるに政を以てし、之を齊ふるに刑を以てせば、則ち民、遯心(八)あり。故に民に君たる者、子のごとく以て之を愛すれば、則ち民之れに親み、信以て之れを結べば、則ち民倍かず、恭以て之れに涖めば、則ち民、孫心あり。甫刑に曰く、苗民命を用ふるに匪ず、制するに刑を以てす、惟れ五虐(九)の刑を作して法と曰ふ。是を以て民惡德ありと、遂に其の世(一〇)を絶つ。○子曰く、下の上に事ふるや、其の命する(一一)

日。小事無時日。有筮。外事用剛日。內事用柔日。不違龜筮。○子曰。牲牷禮樂齊盛。是以無害乎鬼神。無怨乎百姓。○子曰。后稷之祀易富也。其辭恭。其欲儉。其祿及子孫。詩曰。后稷兆祀。庶無罪悔。以迄于今。○子曰。大人之器威敬。天子無筮。諸侯有守筮。天子道以筮。諸侯非其國不以筮。卜宅寢室。天子不卜處大廟。○子曰。君子敬則用祭器。是以不廢日月。不違龜筮。以敬事其君長。是以上不瀆於民。下不褻於上。

(九) 私になれけがす事を以て (一〇) 大神を祭ること (一一) 小神を祭ること (一二) 詩經大雅生民の篇 (一三) 龜筮の器 (一四) 筮を用ひずして卜を用ふ (一五) 國に在りて居守し、出有る時は即ち筮を用ふること

誓旦旦。不思其反。反是不思。亦已焉哉。○子曰。君子不以色親人。情疏而貌親。在小人則穿窬之盗也與。○子曰。情欲信。辭欲巧。○子言之。昔三代明王。皆事天地之神明。無非卜筮之用。不敢以其私褻事上帝。是以不犯日月。不違卜筮。卜筮不相襲也。大事有時

日月を犯さず。卜筮に違はず、卜筮相襲らず。大事は時日あり、小事は時日なし、筮するあるとき、外事には剛日を用ひ、内事には柔日を用ふ。(一〇)龜筮に違はず。(一一)○子曰く、牲牷禮樂齊盛、是を以て鬼神に害なく、百姓に怨なし。○子曰く、后稷の祀は、富へ易し、其辭は恭、其欲は儉、其祿は子孫に及ぶ。(一二)詩に曰く、后稷の兆めて祀る、罪悔なきを庶ひ、以て今に迄れりと。○子曰く、(一三)大人の器は、威敬すべし、天子は筮すること無し、(一四)諸侯に守筮あり、天子、道にして筮を以ふ。諸侯其の國に非ざれば、筮を以ひず、(一五)宅寢室を卜す。天子は大廟を處くことを卜せず。○子曰く、君子敬すれば則ち祭器を用ふ、是を以て日月を廢せず、龜筮に違はず、以て其君長に敬事す。是を以て上、民に瀆されず、下、上に褻れず。

(一) 詩經、曹風、蜉蝣の篇 (二) 受けがひたる事の實行せられざるを責められんよりは、寧ろ始より諾せざる怨みある方まされり (三) 詩經衛風氓の篇 (四) 和柔なり (五) 明かなり (六) 誠心を以て顏色を和げて人と親密にせず (七) 心中に誠意なくして容貌の上にのみ親密らしく見せかくるは (八) 人の見ざるを幸として不義を爲すもの

者之側。不能賻焉。則不問其所費。於有病者之側。不能饋焉。則不問其所欲。有客不能館。則不問其所舍。故君子之接如水。小人之接如醴。君子淡以成。小人甘以壞。小雅曰。盜言孔甘。亂是用。

○子曰。君子不以口譽人。則民作忠。故君子問人之寒則衣之。問人之飢則食之。稱人之善則爵之。國風曰。心之憂矣。於我歸說。○子曰。口惠而實不至。怨菑及其身。是故君子與其有諸責也。寧有已怨。國風曰。言咲晏晏。信

○子曰く、君子、口を以て人を譽めざれば、則ち民忠に作る。故に君子、人の寒えたるを問へば、則ち之に衣せしめ、人の飢ゑたるを問へば、則ち之れに食はしめ、人の善を稱すれば則ち之れを爵す。國風(一)に曰く、心に之れ憂あり、我に於て歸り說らんと。○子曰く、口に惠して實至らざれば、怨菑其身に及ぶ。是の故に君子其の諸責(二)有らんよりは、寧ろ已むる怨あれ(三)、國風に曰く、言咲晏晏(四)たり、信誓旦(五)旦たり、其の反を思はざりき、反を是れ思はざりき、亦已んぬるかな。○子曰く、君子、色を以て人を親まず。情、疏にして貌、親しきは(七)、小人に在りては則ち穿窬(八)の盜(六)なるか。○子曰く、情は信ならんことを欲し、辭は巧ならんことを欲す。○子之れを言ふ、昔三代の明王、皆天地の神明に事ふ、卜筮を之れ用ふるに非ずといふこと無し、敢て其の私褻(九)を以て上帝に事へざるなり。是を以て

臣之厚也。易曰。不レ事二王侯一。高二尙其事一○子曰。唯天子受二命于天一。士受二命于君一。故君命順。則臣有レ順レ命。君命逆則臣有レ逆レ命。詩曰。鵲之姜姜。鶉之賁賁。人之無レ良。我以爲レ君。○子曰。君子不レ二以レ辭盡レ人。故天下有レ道。則行有二枝葉一。天下無レ道。則辭有二枝葉一。是故君子於レ有レ喪

賁賁たるあり、人の良なき、我以て君と爲すと。○子曰く、君子、(六)辭を以て人を盡さず。故に天下道有れば、則ち行(七)に枝葉あり。天下道なければ、則ち(八)辭に枝葉あり。是の故に君子喪ある者の側に於ては、賻(九)すること能はざれば、則ち其の費す所を問はず。病ある者の側に於ては、饋(一〇)ること能はざれば、則ち其の欲する所を問はず。客あるに館(一一)すること能はざれば、則ち其の舍せんとする所を問はず。故に君子の接(一二)は水の如く、小人の接(一三)は醴の如し。君子は淡にして以て成り、小人は甘にして以て壞る。小雅(一四)に曰く、盜言(一五)孔だ甘し、亂是を用て餤(一六)むと。

(一) 臣、君の命を受け、意に合へば (二) 臣の君に事ふるに厚きなり (三) 易經、蠱の上九 (四) 其行を修め其德を厚くす (五) 詩經、衞風、鶉之奔奔の篇 (六) 言辭を以て其人の賢を見盡す可からず (七) 根本盛にして枝葉繁茂す (八) 根本衰へて、蕪辭蔓説盛んなり (九) 葬時物を贈ること (一〇) 食物を贈ること (一一) 宿をすること能はざれば (一二) 淡きこと水の如く (一三) 親密にして濃厚なること醴の如し (一四) 詩經、小雅、巧言の篇 (一五) 小人讒嫉の言 (一六) 進む

子曰。事レ君難レ進而易レ退。則位有レ序。易レ進而難レ退。則亂也。故君子三揖而進。一辭而退。以遠レ亂也。〇子曰。事レ君三違而不レ出レ竟。則利レ祿也。人雖レ曰レ不レ要。吾弗レ信也。〇子曰。事レ君愼レ始而敬レ終。〇子曰。事レ君可レ貴可レ賤。可レ富可レ貧。可レ生可レ殺。而不レ可レ使レ爲レ亂。

〇子曰。事レ君軍旅不レ辟レ難。朝廷不レ辭レ賤。處二其位一而不レ履二其事一。則亂也。故君使二其臣一。得レ志則愼慮而從レ之。否則孰慮而從レ之。終レ事而退。

自ら達せんことを求むるが故に諂となる（一二）近臣にして君の御側に在りて祿を受け君を諫むべくして諫めざるは尸位に居て利を貪るものなり（一三）宰は職を以て言ひ、大臣は位を以て言ふ（一四）君の惡を揚げず（一五）詩經、小雅、隰桑の篇。意は、我れ君を愛する心ありて、君と相隔つること遠くして共に語りて諫むることを得ず。然れども何ぞ言はずして止むを得ん（一六）君の己を選用するをいふ（一七）君の己を厭ふをいふ（一八）小德、大德に役せられ、小賢、大賢に役せらるゝなり（一九）賢愚の別なきなり（二〇）人の相見の禮（二一）賓主の分亂るゝこと（二二）去りて（二三）國境を離れ去らざるは（二四）祿を要求するに非らずといふとも

〇子曰く、君に事ふるに軍旅には難を辟けず。朝廷には賤を辭せず。其位に處りて、其事を履まざれば、則ち亂る。故に君、其の臣を使ふに、（一）志を得れば則ち愼慮して之に從ひ、否ざれば則ち孰慮して之に從ふ、事を終へて退くは（二）臣の厚なり。（三）易に曰く、王侯に事へず、其事を高尚にすと。〇子曰く、唯天子は命を天に受く、士は命を君に受く。故に（四）君命、順なれば、則ち臣有た命に順ひ、君命、逆なれば、則ち臣有た命に逆ふ。（五）詩に曰く、鵲の姜姜たるあり、鶉の

吉。○子曰。事君不下達。不尚辭。非其人弗自。小雅曰。靖共爾位。正直是與。神之聽之。式穀以女。○子曰。事君遠而諫則讇也。近而不諫。則尸利也。○子曰。邇臣守和。宰正百官。大臣慮四方。○子曰。事君欲諫。不欲陳。詩云。心乎愛矣。瑕不謂矣。中心藏之。何日忘之。○

ことを欲せず。詩(一五)に云ふ、心に愛せども、瑕して謂げず、中心之れを藏す。何の日か之を忘れんと。○子曰く、君に事ふるに進み難(一六)くして退き易(一七)ければ、則ち位、序(一八)あり、進み易くして退き難ければ、則ち亂(一九)る。故に君子(二〇)は三揖して進み、一辭して退く、以て亂(二一)に遠ざかるなり。○子曰く、君に事ふるに三たび違(二二)りて竟(二三)を出でざるは、則ち祿を利とするなり。人は要(二四)せずと曰ふと雖も、吾は信ぜず。○子曰く、君に事ふるに始を愼みて終を敬す。○子曰く、君に事ふるに貴くすべく賤しくすべく、富ますべく、貧しくすべく、生すべく殺すべし。而して亂を爲さしむべからず。

(一) 規摸とし (二) 身命を差出して其言を踏む (三) 其臣に向つて言を實行することを責む。故に臣其の言責に任じて死することあり (四) 言ふ所大なるもの、即ち利天下に及び、福、萬世に及ぶものなり (五) 言ふ所小なるもの、即ち一善 (六) 易經、大畜の象辭 (七) 汗下に趨らず、即ち君を諫むるも聞かず吾が力如何ともすること能はずといふが如きをいふ (八) 口まへのよきこと (九) 由りて以て進まず (一〇) 詩經、小雅、小明の篇。詩の意は、人臣能く其職位を恭敬して安靖なれば、神明、福祿を與へんとす (一一) 近臣に非ずして分限節を顧みずして諫むるは、

其君子尊レ仁畏レ義。恥レ費輕レ實。忠而不レ犯。義而順。文而靜。寬而有レ辨。甫刑曰。德威惟威。德明惟明。非二虞帝一其孰能如レ此乎。

○子言レ之。事レ君先資二其言一。拜自獻二其身一。以成二其信一。是故君有レ責二於其臣一。臣有レ死二於其言一。故其受レ祿不レ誣。其受レ罪益寡。○子曰。事レ君大言入則望二大利一。小言入則望二小利一。故君子不下以二小言一受中大祿上。不下以二大言一受中小祿上。易曰。不二家食一

○子之れを言ふ、君に事ふるには先づ其の言を資とし、(一)拜して自ら其の身を獻じ、以て其信を成す。是の故に君、其臣を責むるあり、(二)臣其言に死するあり。故に其の祿を受くること誣ひず、(三)其の罪を受くること益〻寡し。○子曰く、君に事ふるに(四)大言入れば、則ち大利を望み、(五)小言入れば、則ち小利を望む。故に君子小言を以て大祿を受けず。大言を以て小祿を受けず。(六)易に曰く、家食せず、吉と。○子曰く、君に事ふるに下達(七)せず、辭(八)を尙ばず、其の人に非ざれば自(九)らず、小雅(一〇)に曰く、爾の位を靖共し、正直是れ與みせば、神の之を聽き、穀を式て女に以へんと。○子曰く、君に事ふるに遠くして諫むるは、(一一)則ち諂ふなり、近くし(一二)て諫めざるは、則ち尸利なり。○子曰く、邇臣は和を守り、宰(一三)は百官を正しくし、大臣は四方を慮る。○子曰く、君に事ふるに諫めんことを欲して、陳(一四)べん

禮。而求備於民。周人強民。未瀆神。而賞爵刑罰窮矣。○子曰。虞夏之道。寡怨於民。殷周之道。不勝其敝。子曰。虞夏之質。殷周之文至矣。虞夏之文。不勝其質。殷周之質。不勝其文。○子言之曰。後世雖有作者。虞帝弗可及也已矣。君天下。生無私。死不厚其子。子民如父母。有憯怛之愛。有忠利之教。親而尊。安而敬。威而愛。富而有禮。惠而能散。

く、虞夏の道は、民に怨寡し、殷周の道は、其の敝に勝へず。子曰く、虞夏の質、殷周の文至れり。虞夏の文は其の質に勝へず、殷周の質は其の文に勝へず。○子之れを言うて曰く、後世作る者ありと雖も、(五)虞帝に及ぶ可からざるのみ。天下に君として、生きて私なく、死して其の子に厚くせず、民を子とすること父母の如く、(六)憯怛の愛あり、忠利の教あり、親しくして尊く、安くして敬し、威ありて愛し、富みて禮あり、惠にして能く散ず、其の君子は仁を尊び義を畏れ、費を恥ぢ實を輕んじ、忠にして犯さず、義にして順、文にして靜、寬にして辨あり。甫刑に曰く、德もて威すれば惟れ威れ、德もて明にせば惟れ明なりと。虞帝に非ざれば其れ孰か能く(七)此の如くならんや。

(一) 神を祭る辭を用ひず　(二) 刑罰を設くることをせず　(三) 稅斂を薄くし　(四) 悉く具備す　(五) 後世に至りて善政を施す君作ると雖も　(六) 慈愛の情父母の如くなる愛　(七) 至德此の如くなるを得ん

火尊而不レ親。土之於レ民也。親而不レ尊。天尊而不レ親。命之於レ民也。親而不レ尊。鬼尊而不レ親。○子曰。夏道尊レ命。事レ鬼敬レ神而遠レ之。近レ人而忠焉。先レ祿而後レ威。先レ賞而後レ罰。親而不レ尊。其民之敝惷而愚。喬而野。朴而不レ文。殷人尊レ神。率レ民以事レ神。先レ鬼而後レ禮。先レ罰而後レ賞。尊而不レ親。其民之敝。蕩而不レ靜。勝而無レ恥。周人尊レ禮尙レ施。事レ鬼敬レ神而遠レ之。近レ人而忠焉。其賞罰用二爵列一。親而不レ尊。其民之敝。利而巧。文而不レ慙。賊而蔽。

を近づけて忠なり。其の賞罰は爵列を用ひ、親くして尊からず。其民の敝は、利にして巧、文にして慙ぢず、賊にして蔽はる。

(一) 詩經、小雅、青蠅の篇 (二) 仁 (三) 賢なれば親み、無能なれば賤む (四) 遺化の人に示す所以のもの、一説に君の教令 (五) 夏の政を爲す道 (六) 忠厚にして人を感ぜしむ (七) 殷人は夏の敝を矯めんとして忠を以て民を治めたる弊害は (八) 驕傲にして野鄙 (九) 質朴にして文飾なし (一〇) 敬長を尊ぶ (一一) 周人は夏殷の禮を後にしたる失を矯めんとして、禮を尊び施を尊ぶ

○子曰。夏道未レ瀆レ辭。不レ求レ備。不三大望二於民一。民未レ厭二其親一。殷人未レ瀆

○子曰く、夏の道は未だ辭を瀆さず(一)、備はらんことを求めず(二)、大に民に望まず(三)、民未だ其の親を厭はず。殷人は未だ禮を瀆さざる、而かも備はらんことを民に求む。周人は民を強ふ。未だ神を瀆さざるも、而かも賞爵刑罰窮せり(四)。○子曰

以強教之。弟以説安之。樂而毋荒。有禮而親。威莊而安。孝慈而敬。使民有父之尊、有母之親。如此而后可以爲民父母矣。非至德其孰能如此乎。今父之親子也、親賢而下無能。母之親子也、賢則親之、無能則憐之。母親而不尊。父尊而不親。水之於民也、親而不尊。

の如くにして而して后に以て民の父母たる可し。(一)至徳に非ざれば、其れ孰か能く此の如くならんや。今、父の子を親むや、(二)賢を親みて無能を下す、母の子を親むや、賢なれば則ち之れを親み、無能なれば則ち之れを憐む。母は親しくして尊からず、父は尊くして親からず。水の民に於けるや、親くして尊からず。火は尊くして親しからず。土の民に於けるや、親くして尊からず、天は尊くして親からず、(四)命の民に於けるや、親くして尊からず、鬼は尊くして親からず。○子曰く、(五)夏の道は命を尊ぶ。鬼に事へ神を敬して之れを遠ざく。(六)人を近づけて忠なり。祿を先にし、威を後にし、賞を先にして罰を後にす、親くして尊からず。(七)其の民の敝は、惷にして愚、(八)喬にして野、(九)朴にして文ならず、(一〇)殷人は神を尊ぶ。民を率ゐて以て神に事へ、鬼を先にして禮を後にし、罰を先にして賞を後にす、尊くして親からず。其の民の敝は、蕩にして靜ならず、勝ちて恥なし。(一一)周人は禮を尊び施を尙ぶ。鬼に事へ神を敬して之れを遠ざけ、人

與。有二君ㇾ民之大德一。有二事ㇾ君之小心一。詩云。惟此文王。小心翼翼。昭事二上帝一。聿懷二多福一。厥德不ㇾ回。以受二方國一。○子曰。先王諡以尊ㇾ名。節以壹ㇾ惠。恥三名之浮二於行一也。是故君子不三自大二其事一。不三自尙二其功一。以求ㇾ處ㇾ情。過行弗ㇾ率。以求ㇾ處ㇾ厚。彰二人之善一。而美二人之功一。以求ㇾ下ㇾ賢。是故君子雖二自卑一。而民敬二尊之一。子曰。后稷天下之爲ㇾ烈也。豈一手一足哉。唯欲三行之浮二於名一也。故自謂二便人一。

一足のみならんや、唯行の名に浮ぎんことを欲するなり。故に自ら便人(一四)と謂ふ。

(一)爵す　(二)我が言行を君より認められて採用せらるれば　(三)天の命ずる所に任かす　(四)詩經、大雅、旱麓の篇。莫莫は茂る、藟は葛に似たる蔓草、詩の意は、文王先祖の功によりて起るに喩ふ、樂み易き君子は、福を求むれども一毫も倖を得んと願ふことをせず　(五)詩經、大雅、大明の篇　(六)心をしめて恭敬を盡して　(七)四方の諸國歸服す　(八)美諡を以て其聲名を尊び顯す　(九)善行多しと雖も以て枚擧し難し、故に善行の小なるものを惜き、大なるものを專に擧ぐ　(一〇)其行の美名に伴はざることを恥づる故たり　(一一)實際　(一二)行ひの名に過ぐること　(一三)功烈あること　(一四)民事を便習する人

○子言ㇾ之。君子之所ㇾ謂仁者。其難乎。詩云。凱弟君子。民之父母。凱

○子之を言ふ、君子の所謂仁は、其れ難いかな。詩に云ふ、(一)凱弟の君子は、民の父母と。凱以て之れを强敎し、弟以て之れを說安す、樂んで荒する毋く、禮ありて親、威莊にして安、孝慈にして敬、民をして父の尊あり、母の親あらしむ。此

不三敢有二君レ民之心一。仁之厚也。是故君子恭儉以求レ役レ仁。信讓以求レ役レ禮。不三自尚二其事一。不三自尊二其身一。儉二於位一而寡二於欲一。讓二於賢一。卑レ己而尊レ人。小レ心而畏レ義。求二以事一レ君。得レ之自是。不レ得自是。以聽二天命一。詩云。莫莫葛藟。施二于條枚一。凱弟君子。求レ福不レ回。其舜禹文王周公之謂

讓以て禮を役さんことを求む。自ら其事を尙くせず、自ら其身を尊ばず、位に儉にして、欲寡く、賢に讓り、己を卑くして人を尊び、心を小にして義を畏れ、以て君に事へんことを求む。之れを得れば自ら是とし、得ざるも自ら是とし、以て(三)天命を聽く。詩(四)に云ふ、莫莫(二)たる葛藟、條枚に施へり、凱弟の君子、福を求むること回ならずと。其れ舜、禹、文王、周公の謂ひか。民に君たるの大德ありて、君に事ふるの小心あり。詩に(五)云ふ、惟れ此の文王、小心翼翼(六)たり。昭に上帝に事へ、聿に多福を懷す、厥の德回ならず、以て方國(七)を受くと。

○子曰く、先王、(八)謚以て名を尊ぶ、(九)節以て惠を壹にす。名の(一〇)行に浮ぐるを恥づればなり。是の故に君子自ら其の事を大にせず、自ら其功を尙くせず、以て情(一一)に處らんことを求む。過行(一二)には率はず、以て厚に處らんことを求む、人の善を彰して、人の功を美し、以て賢に下ることを求む。是の故に君子自ら卑くすと雖も、而かも民之れを敬尊す。子曰く、后稷の天下の烈(一三)たるや、豈に一手

之有レ壹也。小雅曰。不レ愧二于人一。不レ畏二于天一。是故君子服二其服一。則文以二君子之容一。有二其容一。則文以二君子之辭一。遂二其辭一。則實以二君子之徳一。是故君子恥下服二其服一而無中其容上。恥下有二其容一而無中其辭上。恥下有二其辭一而無中其徳上。恥下有二其徳一而無中其行上。是故君子衰経則有二哀色一。端冕則有二敬色一。甲冑則有二不レ可レ辱之色一。詩云。維鵜在レ梁。不レ濡二其翼一。彼記之子。不レ稱二其服一。○子言レ之。君子之所レ謂義者。貴賤皆有二事於天下一。天子親耕。粢盛秬鬯以事二上帝一。故諸侯勤以輔二事於天子一。

則ち敬色あり、甲冑すれば、則ち辱しむ可からざるの色あり。詩に云ふ(五)、維れ鵜(六)、梁に在り、其翼を濡さず、彼の記の子、其服に稱はずと(七)。○子之れを言ふ、君子の所謂義とは、貴賤皆天下に事(八)あり。天下親ら耕し、粢盛秬鬯(九)以て上帝に事ふ。故に諸侯勤めて以て天子に輔事(一〇)す。

(一) 煩はし苦しめず　(二) 行を制し教を立つるに當つては　(三) 仁に趨き向ひて專一ならんことを欲するのみ　(四) 詩經、小雅、何人斯の篇　(五) 詩經、曹風、候人の篇　(六) 鵜鶘なり、俗に淘河と名づく　(七) 小人高位に居て以て祿を竊み、其の服に稱はず　(八) 仕業　(九) 黑き黍とにほひ草とを合せて造りたる酒　(一〇) 輔け事ふ

○子曰。下之事レ上也。雖レ有二庇レ民之大徳一。

○子曰く、下の上に事ふるや、民を庇ふの大徳ありと雖も、敢て民に君たるの心あらず、仁の厚きなり。是の故に君子は恭儉以て仁を役(一一)さんことを求め、信

久矣。人人失二其所一レ好。故仁者之過易レ辭也。子曰。恭近レ禮。儉近レ仁。信近レ情。敬讓以行レ此。雖レ有レ過。其不レ甚矣。夫恭寡レ過。情可レ信。儉易レ容也。以レ此失レ之者。不二亦鮮一乎。詩云。溫溫恭人。維德之基。

○子曰。仁之難レ成久矣。唯君子能レ之。是故君子不下以二其所レ能者一病上人。不下以二人之所レ不レ能者一愧上人。是故聖人之制レ行也。不二制以一レ己。使下民有レ所二勸勉愧恥一以行中其言上。禮以節レ之。信以結レ之。容貌以文レ之。衣服以移レ之。朋友以極レ之。欲二民

○子曰く、仁の成り難きこと久し、唯君子之を能くす。是の故に君子其の能くする所の者を、以て人を病(二)ましめず、人の能くせざる所の者を以て人を愧しめず。是の故に聖人の行(一)を制するや、制するに己を以てせず。民をして勸勉愧恥する所ありて以て其言を行はしむ。禮以て之れを節し、信以て之れを結び、容貌以て之れを文り、衣服以て之れを移し、朋友以て之れを極む。民の壹(三)あらんことを欲するなり。小雅(四)に曰く、人に愧ぢず、天を畏れずと。是の故に君子其服を服すれば、則ち文るに君子の容を以てす。其容あれば、則ち文るに君子の辭を以てす。其の辭を遂ぐれば、則ち實すに君子の德を以てす。是の故に君子、其服を服して其容なきを恥ぢ、其容ありて其辭なきを恥ぢ、其辭ありて其德なきを恥ぢ、其德ありて其行なきを恥づ。是の故に君子衰絰すれば、則ち哀色あり、端冕すれば、

已矣。○子曰。中心安仁者。天下一人而已矣。大雅曰。德輶如毛。民鮮克擧之。我儀圖之。惟仲山甫擧之。愛莫助之。小雅曰。高山仰止。景行行止。子曰。詩之好仁如此。鄕道而行。中道而廢。忘身之老也。不知年數之不足也。俛焉日有孳孳。斃而后已。○子曰。仁之難成

の如し。道に鄕ひて行く、中道にして廢す。身の老ゆるを忘れて、年數の足らざるを知らず、俛焉(八)として日に孳孳(九)たるあり、斃れて而して后に已む。○子曰く、仁の成り難きこと久し、人人其の好する所(一〇)を失ふ。故に仁者の過は辭き易きなり。子曰く、恭、禮に近く、儉、仁に近く、信、情に近く、敬讓以て此れを行はば、過ありと雖も、其れ甚しからず(一一)、夫れ恭は過寡く、情は信なる可く、儉は容れ易きなり。此れを以て之を失ふ者は、亦鮮からずや。詩に云ふ(一二)、溫溫たる恭人、維れ德の基と。

(一) 仁を以て名づくる者、其數多し (二) 義を盡して仁を求むれば、之に相當するものは聖人より外に人なし (三) 今世の中について仁人を求むれば、賢者の中の賢者なりといふに過ぎず (四) 詩經、大雅、烝民の篇 (五) 德を行ふことの易きは、猶は毛の輕きをあぐるが如し (六) 惟ひとり伊吉甫、仲山甫を擧ぐ (七) 詩經、小雅、車舝の篇、詩の意は、高山有る時は則ち人、瞻望して之を仰ぎ、景大の德有る時は則ち人、法を見て之を行ふ (八) 顧見もせずに (九) 勉強なり (一〇) 好すべからざる所を好す (一一) 過寡くして德に進むべし (一二) 詩經大雅抑の篇

者左也。仁者人也。道者義也。厚於仁者薄於義。親而不尊。厚於義者薄於仁。尊而不親。道有至。有義。有考。至道以王。義道以霸。考道以爲無失。

○子言之。仁有數。義有長短小大。中心憯怛。愛人仁也。率法而强之。資仁者也。詩云。豐水有芑。武王豈不仕。詒厥孫謀。以燕翼子。數世之仁也。國風曰。我今不閲。皇恤我後。終身之仁也。

に從ひて其宜しきを制す、故に大小長短あり 〔一六〕惻隱の端 〔一七〕詩經、大雅、有聲の篇 〔一八〕芑穀 〔一九〕子孫の爲めにする謀 〔二〇〕數代に至るに 〔二一〕詩經邶風谷風の篇 〔二二〕民に容れられず 〔二三〕其身を終るまでの仁

○子曰。仁之爲器重。其爲道遠。擧者莫能勝也。行者莫能致也。取數多者仁也。夫勉於仁者。不亦難乎。是故君子以義度人。則難爲人。以人望人。則賢者可知

○子曰く、仁の器たる重し、其の道たる遠し、擧ぐる者能く勝ふること莫きなり。行ふ者能く致すこと莫きなり。〔一〕數を取ること多き者は仁なり、夫れ仁を勉むる者は、亦難からずや。是の故に君子、〔二〕義を以て人を度れば、則ち人たり難し、人を以て人を望めば、則ち賢者知る可きのみ。〔三〕○子曰く、中心、仁を安んずる者は、天下に一人のみ。〔四〕大雅に曰く、徳の輶きこと毛の如し。民、克く之れを擧ぐるもの鮮し、我之を儀し圖る、〔五〕惟仲山甫之れを擧ぐ、愛すれど之れを助くるもの莫し。〔七〕小雅に曰く、高山は仰ぎ、〔八〕景行は行ふと。子曰く、詩の仁を好すること此

仁也。以怨報德則刑戮之民也。〇子曰。無欲而好仁者。無畏而惡不仁者。天下一人而已矣。是故君子議道自己。而置法以民。〇子曰。仁有三。與仁同功而異情。與仁同功。其仁未可知也。與仁同過。然後其仁可知也。仁者安仁。知者利仁。畏罪者強仁。仁者右也。道

者は仁を利し、罪を畏るゝ者は仁を強む。仁は右なり、道は左なり。仁は人なり、道は義なり。仁に厚き者は、義に薄く、(一一)親みて尊ばず。義に厚き者は仁に薄く、尊びて親まず。道に至あり、義あり、考あり、(一二)至道は以て王たり。義道は以て霸たり。(一三)考道は以て失ふなしと爲す。〇子之れを言ふ、(一四)仁に數あり、義に(一五)長短小大あり、中心憯怛(一六)なるは、人を愛するの仁なり、法に率ひて之れを強むるは、仁を資とする者なり。(一七)詩に云ふ、豐水芑(一八)あり、武王豈に仕ふことゝせざらんや、厥孫謀(一九)を詒し、以て子を燕じ翼く、數世(二〇)の仁なり。(二一)國風に曰く、我すら今閱(二二)れられず、我が後を恤ふるに皇あらんやと、(二三)終身の仁なり。

㊀ 儀表 ㊁ 制度 ㊂ 詩經、大雅、抑の篇、厲王を刺るの詩 ㊃ 民安寧なること能はず ㊄ 君たる位に居ること能はず ㊅ 仁は民、寛裕なる民 ㊆ 怨望する民 ㊇ 中心、仁を安んずる者は天下にたゞ聖人一人あるのみ ㊈ 仁を安んじ、仁を利し、仁を強むるの三者の功は、同じく仁に歸し、其情は則ち異なり ㊉ 情は仁にして功は過ちと同じ (一一) 仁は自然のまゝのものにして、人の右手の如く、義は履みて行くものなれば、人の左手の如きものにて、右より稍々劣れり (一二) 仁 (一三) 道を考へ行ふ (一四) 仁を行ふ道に種々あるをいふ (一五) 義は事

君。恐ニ民之不レ敬也。〇子曰。狎侮死焉而不レ畏也。〇子曰。無レ辭不ニ相接一也。無レ禮不ニ相見一也。欲三民之毋ニ相褻一也。易曰。初筮告。再三瀆。瀆則不レ告。

〇子言レ之。仁者天下之表也。義者天下之制也。報者天下之利也。〇子曰。以レ德報レ德。則民有レ所レ勸。以レ怨報レ怨。則民有レ所レ懲。詩曰。無ニ言不レ讎。無ニ德不レ報。大甲曰。民非レ后無ニ能胥以寧一。后非レ民無三以辟ニ四方一。子曰。以レ德報レ怨。則寛身之

〇子之れを言ふ、仁は天下の表(一)なり、義は天下の制(二)なり、報は天下の利なり。〇子曰く、德を以て德に報ずれば、則ち民勸むる所あり。怨を以て怨に報ずれば、則ち民懲るゝ所あり。詩(三)に曰く、言として讎いざるなく、德として報いざるなし。大甲に曰く、民、后に非ざれば、能く胥ひ以て寧(四)ずるなく、后は民に非ざれば、以て四方(五)に辟たること無しと。子曰く、德を以て怨に報ずるは、則ち寛(六)身の仁なり、(七)怨を以て德に報ずるは、則ち刑戮の民なり。〇子曰く、欲なくして仁を好む者と、畏るゝと無くして不仁を惡む者とは、(八)天下一人のみ。是の故に君子、道を議するは己よりし、法を置くは民を以てす。〇子曰く、仁に三あり、(九)仁と功を同じくして情を異にす、仁と功を同じくすれば、其仁未だ知る可からざるなり。(一〇)仁と過を同じくして、然る後に其の仁知る可きなり。仁者は仁に安んじ、知

有二擇言在一レ躬。○子曰、裼襲之不二相因一也。欲三民之毋二相瀆一也。○子曰。祭極レ敬。不二繼レ之以一レ樂。朝極レ辨。不二繼レ之以一レ倦。○子曰。君子愼以辟レ禍。篤以不レ揜。恭以遠レ恥。○子曰。君子莊敬日强。安肆日偸。君子不下以二一日一使中其躬儳焉如上レ不レ終レ日。○子曰。齊戒以事二鬼神一。擇二日月一以見レ君。

一日を以て其躬をして儳焉(一五)として日を終へざるが如くならしめず。○子曰く、齊戒して以て鬼神に事へ、日月を擇んで以て君に見ゆるは、民の敬せざらんことを恐るればなり。○子曰く、狎侮するときは死するも畏れざるなり。(一六)○子曰く、辭(一七)なければ相接せず、禮なければ相見えず、民の相褻すことを毋らんことを欲すればなり。易に曰く、(一八)初筮は告ぐ、再三すれば瀆る、瀆るれば則ち告げず。

(一) 君子の德、儀表に見るゝ者を記す (二) 吾れ諸國を周流すれども不遇にして志を得ず、寧ろ故國に歸らんか (三) 潛みて伏すと雖も、亦甚だ昭かなり (四) おごそかにせずして自然につゝしめり (五) 顏色はげしからずして自然と威あり (六) 言に出して言はずして、自然に信あり (七) 行く可き處を知り、止まるべき處を知る (八) 喜ぶべき時を知り、怒るべき時を知る (九) 語るべき時を知り、默すべき時を知る (一〇) 甫侯、穆王の爲に刑を說きたるもの (一一) 祭祀等のある時、裼衣と襲衣とは、其場合によりて易へて敬意を表するは (一二) 節文明かなるなり (一三) 篤行あれば、其光輝は他より掩はれず (一四) 莊敬なれば、德に進むに次第あり、故に德業日に日に强し (一五) 參錯して齊しからず (一六) 終身畏れて恭敬の德を行はず (一七) 相接する時の挨拶の言 (一八) 易經、蒙の卦の辭、其意は初筮の時は、誠敬を致す。故に正しき吉凶の告げを得、再三すれば、誠敬缺く故に正しき吉凶の告げを得ず

子言之。歸乎。君子隱而顯。不矜而莊。不厲而威。不言而信。○子曰。君子不失足於人。不失色於人。不失口於人。是故君子貌足畏也。色足憚也。言足信也。甫刑曰。敬忌而罔

中庸第三十一　朱子章句

もと禮記中の一篇たりし中庸は、朱子之を抜去して四書の一となしたるを以て禮記中には其篇名のみを止むる事となりたり

表記第三十二（一）

子之れを言ふ、（二）歸らんか、君子は（三）隱れて顯れ、（四）矜ならずして莊なり、（五）厲ならずして威あり、（六）言はずして信あり。○子曰く、君子、（七）足を人に失はず、（八）色を人に失はず、（九）口を人に失はす、是の故に君子の貌は畏るゝに足るなり。色は憚るに足るなり。言は信ずるに足るなり。（一〇）甫刑に曰く、敬忌して擇言躬に在ること有る罔しと。○子曰く、（一一）裼襲の相因らざるは、民の相瀆すこと毋らんことを欲するなり。○子曰く、祭は敬を極む、之れに繼ぐに樂を以てせず。（一二）朝は辨を極む、之れに繼ぐに倦を以てせず。○子曰く、君子は愼以て禍を辟け、（一三）篤以て揜はれず、恭以て恥に遠ざかる。○子曰く、君子は（一四）莊敬して日に強、安肆して日に偸、君子

左手。姑姊妹女子。子已嫁而反。男子不ニ與同レ席坐一。寡婦不ニ夜哭一。婦人疾。問レ之不レ問ニ其疾一。以レ此坊レ民。民猶淫泆而亂ニ於族一。○子云。昏禮壻親迎。見ニ於舅姑一。舅姑承レ子以授レ壻。恐ニ事之違一也。以レ此坊レ民。婦猶有ニ不レ至者一。

㈠嫌を避くる故を以て之を疎ざかるなり ㈡喪 ㈢諸侯は內に娶らざるは禮なり、故に本國の卿大夫士の女を娶らず ㈣妃耦 ㈤女の父母 ㈥其女を進めて壻に送り與ふ ㈦女の夫に對して心得違のなきことを恐れてなり、儀禮戒レ女曰、夙夜無レ違レ命。母戒レ女曰、無レ違ニ宮事一 ㈧男行きて親迎して、女至らざるもの有り

身。○子云。取レ妻不レ取ニ同姓一。以厚レ別也。故買レ妾不レ知ニ其姓一。則卜レ之。以レ此坊レ民。魯春秋猶去ニ夫人之姓一曰レ呉。其死曰ニ孟子卒一。○子云。禮非レ祭男女不レ交レ爵。以レ此坊レ民。陽侯猶殺ニ繆侯一而竊ニ其夫人一。故大饗廢ニ夫人之禮一。

○子云。寡婦之子。不レ有レ見焉。則弗レ友也。君子以辟遠也故朋友之交主人不レ在。不レ有ニ大故一。則不レ入ニ其門一。以レ此坊レ民。民猶以レ色厚ニ於德一。○子云。好レ德如レ好レ色。諸侯不ニ下漁ニ色。故君子遠レ色以爲ニ民紀一。故男女授受不レ親。御ニ婦人一則進ニ

○子云く、寡婦の子、見ゆるあらざれば、則ち友となさず、君子以て辟け遠ざかるなり。故に朋友の交は主人在らざるとき、(二)大故あらざれば、則ち其門に入らず、此を以て民を坊げども、民猶ほ色を以て德よりも厚くす。○子云く、德を好むこと色を好むが如し。諸侯、(三)下、色を漁せず。故に君子色を遠ざけて、以て民の紀と爲す。故に男女授受親くせず、婦人に御たれば、則ち左手を進む。姑、姉(四)妹、女子子已に嫁して反れば、男子與に席を同じくして坐せず。寡婦、夜哭せず。婦人疾あるときは、之れを問ふ、其疾を問はず、此を以て民を坊げども、民猶ほ淫泆して族を亂す。○子云く、昏禮に壻親迎し、(五)舅姑に見ゆれば、舅姑、(六)子を承めて以て壻に授く、(七)事の違はんことを恐るればなり。此を以て民を坊げども、(八)婦猶ほ至らざる者あり。

猶忘義而爭利。以亡其身。○子云。夫禮坊民所淫。章民之別。使民無嫌。以爲民紀者也。故男女無媒不交。無幣不相見。恐男女之無別也。詩云。伐柯如之何。匪斧不克。取妻如之何。匪媒不得。蓺麻如之何。橫從其畝。取妻如之何。必告父母。以此坊民。民猶有自獻其

匪ざれば得ず。麻を蓺うる之れを如何、其畝を横従にす。妻を取る之れを如何。必ず父母に告ぐ。此を以て民を坊げども、民猶ほ自ら其身を獻ずるものあり。(九)○子云く、妻を取るには同姓を取らず、以て別を厚くするなり。(一〇)故に妾を買ふに其姓を知らざれば、則ち之を卜す、(一一)此れを以て民を坊げども、魯の春秋に、猶ほ夫人の姓を去りて呉と曰ひ、(一二)其の死に孟子卒すと曰ふあり。○子云く、禮に祭に非ざれば、男女爵を交へず、此れを以て民を坊げども、陽侯猶ほ繆侯を殺して、其夫人を竊めり。故に大饗(一三)に夫人の禮を廢せり。

(一) 詩經、小雅、大田の篇 (二) 禾の束ねて把となるもの (三) 禾のいまだ束ねざるもの (四) 四時の食膳を食ひて珍味を食はんとせず (五) 殺して肉を食ひて其皮に坐することをせず、これ故無く殺さゞるをいふなり (六) 詩經衛風の谷風の篇、詩の意は葑菲の如き菜は其の根に近き處の黄色に變じたる枯葉のあるを以て全體を捨つ可からず、其の末の葉莖を取るべしと、以て其小過を以て其善を捨つ可からざるに喩ふ (七) 嫌ふべき行なからしめ (八) 詩經、齊風の南山の篇 (九) 禮を待たずして女の方より身を進めて男を求むるなり (一〇) 其の別有るの義を厚くするなり (一一) 吉凶を卜するなり (一二) 大伯の後、魯の同姓なり (一三) 兩君相見ゆる時の饗

不三敢有二其室一也。父母在。饋獻不レ及二車馬一。示三民不二敢專一也。以レ此坊レ民。民猶忘二其親一而貳二其君一。

○子云。禮之先二幣帛一也。欲二民之先レ事而後一レ祿也。先レ財而後レ禮。則民利。無レ辭而行レ情。則民爭。故君子於二有レ饋者一弗レ能レ見。則不レ視二其饋一。易曰。不レ耕穫。不レ菑畬。凶。以レ此坊レ民。民猶貴レ祿而賤レ行。

○子云。君子不レ盡レ利以遺レ民。詩云。彼有二遺秉一。此有二不レ斂穡一。伊寡婦之利。故君子仕則不レ稼。田則不レ漁。食レ時不レ力レ珍。大夫不レ坐レ羊。士不レ坐レ犬。詩云。采レ葑采レ菲。無レ以二下體一。德音莫レ違。及レ爾同レ死。以レ此坊レ民。民

○子云く、君子、利を盡さずして以て民に遺す。(一)詩に云ふ、彼に遺秉(二)あり、此に斂せざるの穡(三)あり、伊れ寡婦の利なりと。故に君子仕ふれば則ち稼せず、田すれば則ち漁せず、(四)時のものを食ひて珍を力めず、大夫、羊に(五)坐せず、士、犬に坐せず。詩に云ふ、葑を采り菲を采る、下體を以てする無かれ、德音違ふこと莫かれ、(六)爾と死を同じくせん。此れを以て民を坊げども、民猶ほ義を忘れて利を爭ひ、以て其身を亡ぼす。○子云く、夫れ禮は民の淫る所を坊ぎ、民の別を章かにし、民をして嫌(七)なからしめ、以て民の紀と爲す者なり。故に男女、媒なければ交らず、幣なければ相見ず、男女の別なからんことを恐るればなり。詩に云ふ、柯を伐ること之れを如何。斧に匪ざれば克はず、妻を取る之れを如何(八)、媒に

子猶有下弒二其父一者上。○子云。孝以事レ君。弟以事レ長。示二民不ヒ貳也。故君子有レ君不レ謀レ仕。唯卜之日稱二君。喪レ父三年。喪レ君三年。示二民不ヒ疑也。父母在。不三敢有二其身一。不三敢私二其財一。示三民有二上下一也。故天子四海之内無二客禮一。莫二敢爲ヒ主焉。故君適二其臣一。升レ自二阼階一。卽二位於堂一。示四民

り。父母在せば、敢て其身を有せず、(五)敢て其財を私せず、民に上下あるを示すなり。故に天子は四海の内に客禮なし、敢て主たるもの莫し。故に君、其臣に適けば、阼階より升り、位に堂に卽く、民に敢て其の室を有せざるを示すなり。父母在せば、饋獻車馬に及ばず、民に敢て(六)專にせざるを示すなり。此れを以て民を坊げども、民猶ほ其の親を忘れて、其君に貳す。○子云く、(七)禮の幣帛に先だつは、民の事を先にして祿を後にせんことを欲するなり。財を先にして禮を後にすれば、則ち民利る、辭なくして情を行へば、則ち民爭ふ。故に君子饋ることある者に於て、見ること能はざれば、則ち其饋を視ず。(八)易に曰く、耕さずして穫り菑らずして畬あるは、凶なりと。此れを以て民を坊げども、民猶ほ祿を貴びて行を賤む。

(一)客階 (二)父に事ふる道を推して君に事ふ (三)兄に事ふる道を推して長者に事ふ (四)人君の子 (五)晉が身にあらざるを以て友に許すに死を以てせず (六)事有 (七)先づ相見の禮を行ひて、後に幣帛を用ひて以て其情思を致す (八)易經、无妄六二の爻の辭

也。尸飲三。衆賓飲一。示民有上下也。因其酒肉。聚其宗族。以教民睦也。故堂上觀乎室。堂下觀乎上。詩云。禮儀卒度。笑語卒獲。○子云。賓禮每進以讓。喪禮每加以遠。浴於中霤。飯於牖下。小斂於戶內。大斂於阼。殯於客位。祖於庭。葬於墓。所以示遠也。殷人弔於壙。周人弔於家。示民不偝也。子云。死民之卒事也。吾從周。以此坊民。諸侯猶有薨而不葬者。

爻の辭 (六) 薄きなり (七) 詩經大雅既醉の篇 (八) 散齋し (九) 致齋し (一〇) 味に貪淫せらることを示す (一一) 上下の等級あるを示す (一二) 詩經小雅楚茨の篇 (一三) ことごとく宜しきを得 (一四) 賓は外よりして入る、故に其禮以て讓らざる可からず (一五) 喪は內より出づ、故に其禮遠からざる可からず

子云。升自客階。受弔於賓位。教民追孝也。未沒喪。不稱君。示民不爭也。故魯春秋記晉喪曰。殺其君之子奚齊及其君卓。以此坊民。

○子云く、(一)客、階より升り、弔を賓位に受く、民に追孝を敎ふるなり。未だ喪を沒へざれば、君と稱せず、民に爭はざるを示すなり。故に魯の春秋に晉の喪を記して、其君の子奚齊、及び其君卓を殺すを曰へり。此れを以て民を坊げども子猶ほ其父を弑す者あり。○子云く、(二)孝以て君に事へ、(三)弟以て長に事ふ。民に貳せざるを示すなり。故に(四)君の子、君あるときは、仕を謀らず、唯卜するの日、二君と稱す。父に喪すること三年、君に喪すること三年、民に疑はざるを示すな

祭。主人不二親饋一則客不レ祭。故君子苟無レ禮。雖レ美不レ食焉。易曰。東鄰殺レ牛。不レ如三西鄰之禴祭。寔受二其福一。詩云。既醉以レ酒。既飽以レ德。以レ此示レ民。民猶爭レ利而忘レ義。○子云。七日戒。三日齊。承二一人一焉以爲レ尸。過レ之者趨走。以敎レ敬也。醴酒在レ室。醍酒在レ堂。澄酒在レ下。示二民不レ淫

ふ、既に醉ふに酒を以てし、既に飽くに德を以てすと。此を以て民に示せども、民猶ほ利を爭ひて義を忘る。○子云く、七日戒し(八)、三日齊し(九)、一人に承へて、以て尸を爲す、之れに過ぐる者は、趨走す、以て敬を敎ふるなり。醴酒、室に在り、醍酒、堂に在り、澄酒下に在り、民に淫らざるを示すなり(一〇)。尸は三を飲み、衆賓は一を飲む、民に上下(一一)あるを示すなり。其の酒肉に因りて其の宗族を聚む、以て民に睦を敎ふるなり。故に堂上は室を觀、堂下は上を觀る。詩に云ふ(一二)、禮儀卒く度あり、笑語卒く(一三)獲と。○子云く、賓禮は進む每に以て讓り(一四)、喪禮は加ふる每に以て遠ざかる(一五)。中霤に浴し、牖下に飯し、戶内に小斂し、阼に大斂し、客位に殯し、庭に祖し、墓に葬る、遠きを示す所以なり。殷人は壙に弔し、周人は家に弔す、民偝かざるを示すなり。子云く、死は民の卒の事なり、吾は周に從はんと。此れを以て民を坊げども、諸侯猶ほ薨じて葬らざる者あり。

(一) 祭祀に用ふる具、卽ち籩豆簠簋の防　(二) 菲薄　(三) 文に過ぎて　(四) 客を敬するなり　(五) 易經、既濟九五の

不ㇾ敬。何以辨。○子云。父子不ㇾ同ㇾ位。以厚ㇾ敬也。書云。厥辟。不ㇾ辟。忝ニ厥祖ー。○子云。父母在不ㇾ稱ㇾ老。言ㇾ孝不ㇾ言ㇾ慈。閨門之内。戲而不ㇾ歎。君子以ㇾ此坊ㇾ民。民猶薄ニ於孝ー而厚ニ於慈ー。○子云。長ㇾ民者。朝廷敬ㇾ老。則民作ㇾ孝。○子云。祭祀之有ㇾ尸也。宗廟之有ㇾ主也。示ニ民有ㇾ事也。脩ニ宗廟ー。敬ニ祀事ー。教ニ民追孝ー也。以ㇾ此坊ㇾ民。民猶忘ニ其親ー。

を以て民を坊げども、民猶ほ其の親を忘る。

(一) 漸次諫めて (二) 大雅、旣醉の篇 (三) 常に心に存して親に事ふることを怠らず (四) 父母の親戚 (五) 詩經小雅角弓の篇 (六) 病む (七) 父と志を同じくする者 (八) 車は同じくするものなれば乘る可し、衣は獨り着るものなれば衣る可からず (九) 辨別することを得んや (一〇) 書經、商書、大甲の篇 (一一) 君として其君たる行を爲さゞれば、先祖を恥しむ、これ不孝なり (一二) 老を言はず、慈を言はずといふは、子に厚くして親に薄きを譏りてなり (一三) 亡に事ふること生に事ふるが如くするをいふ

○子云。敬則用ニ祭器ー。故君子不ニ以ㇾ菲廢ㇾ禮。不ニ以ㇾ美沒ㇾ禮。故食禮。主人親饋則客

○子云く、敬すれば則ち祭器(一)を用ふ。故に君子菲(二)を以て禮を廢せず、美(三)を以て禮を沒せず。故に食禮に、主人親ら饋れば(四)、則ち客祭り、主人親ら饋らざれば、則ち客祭らず。故に君子は苟も禮なければ、美なりと雖も食はず。易(五)に曰く、東鄰の牛を殺すは、西鄰の禴祭(六)して、寔に其の福を受くるに如かずと。詩(七)に云

○子云。從レ命不レ忿。微諫不レ倦。勞而不レ怨。可レ謂レ孝矣。詩云。孝子不レ匱。○子云。睦二於父母之黨一。可レ謂レ孝矣。故君子因レ睦以合レ族。詩云。此令二兄弟一。綽綽有レ裕。不レ令二兄弟一。交相爲レ瘉。○子云。於二父之執一。可三以乘二其車一。不レ可三以衣二其衣一。君子以廣レ孝也。○子云。小人皆能養二其親一。君子

○子云く、命に從ひて忿らず、微諫して倦まず、勞して怨みずと孝と謂ふ可し。詩に云ふ、孝子匱しからず。○子云く、父母の黨に睦じきは、孝と謂ふ可し。故に君子睦に因りて以て族を合す。詩に云ふ、此の兄弟に令きは、綽綽として裕あり、兄弟に令からざるは、交ゝ瘉すと相爲すと。○子云く、父の執に於ては、以て其車に乘る可し、以て其の衣を衣る可からず、君子以て孝を廣むるなり。○子云く、小人皆能く其の親を養ふ、君子敬せずんば何を以て辨たんや。○子云く、父子、位を同じくせず、以て敬を厚くす。書に云く、厥の辟、辟たらざれば、厥祖を忝しむ。○子云く、父母在せば、老を稱せず、孝を言ひて慈を言はず、閨門の內、戲れて歎せず、君子此を以て民を坊げども、民猶ほ孝に薄くして、慈に厚きものあり。○子云く、民に長たる者、朝廷に老を敬すれば、則ち民孝に作る。○子云く、祭祀の尸あり、宗廟の主あるは、民に事ふることあるを示すなり。宗廟を脩め、祀事を敬するは、民に追孝を敎ふるなり。此れ

讓レ善。詩云。考レ卜惟王。度ニ是鎬京一。惟龜正レ之。武王成レ之。○子云。善則稱レ君。過則稱レ己。則民作レ忠。君陳曰。爾有ニ嘉謀嘉猷一。入告ニ爾君于內一。女乃順ニ之于外一。曰ニ此謀此猷。惟我君之德。於乎是惟良顯哉。○子云。善則稱レ親。過則稱レ己。則民作レ孝。大誓曰。予克レ紂。非ニ予武一。惟朕文考無レ罪。紂克レ予。非ニ朕文考有一レ罪。惟予小子無レ良。○子云。君子弛ニ其親之過一而敬ニ其美一。論語曰。三年無レ改ニ於父之道一。可レ謂レ孝矣。高宗云。三年其惟不レ言。言乃讙。

入りて爾の君に內に告げ、女乃ち之れに外に順ひて此の謀此の猷は、惟れ我君の德なり。於乎是れ惟れ良に顯なるかなと曰へと。○子云く、善には則ち親と稱し過には則ち己を稱すれば、則ち民に孝、作る。（九）大誓に曰く、予、紂に克たば予は武に非ず、惟れ朕が文考罪なきなり。紂、予に克たば、朕が文考罪あるに非ず。惟れ予に小子の良なきなり。○子云く、君子、其親の過を弛てて（一〇）、其美を敬す。論語に曰く、三年父の道を改むること無きは、孝と謂ふ可し。高宗に云ふ、（一一）三年其れ惟言はず、言へば乃ち讙ぶと。（一二）

（一）人に讓り（二）己れ其責に任ず（三）詩經、衞風、氓の篇、詩の意は卜筮の卦の兆、凶咎なし（四）詩經、大雅文王有聲の篇（五）武王の都せる處（六）君の德の爲す所と稱し（七）周書、但し今の周書の文と小しく異なれり（八）善き謀（九）周書（一〇）棄忘して（一一）商書說命の篇に見ゆ（一二）今の周書說命の篇には雍に作る、天下喜悅するなり

思。以畜₂寡人₁。以ㇾ此坊ㇾ民。民猶偝ㇾ死而號無ㇾ告。○子云。有₂國家₁者。貴ㇾ人而賤ㇾ祿。則民興ㇾ讓。尙ㇾ技而賤ㇾ車。則民興ㇾ藝。故君子約ㇾ言。小人先ㇾ言。○子云。上酌₂民言₁。則下天₂上施₁。上不ㇾ酌₂民言₁。則犯也。下不ㇾ天₂上施₁則亂也。故君子信讓以涖₂百姓₁。則民之報禮重。詩云。先民有ㇾ言。詢₂于芻蕘₁。

を見習ひて、辭讓するに至る (七) 死者に先に與ふ (八) 國事の爲に國外に亡命する者 (九) 國内に居る者 (一〇) 大事を託す可し (一一) 詩經、邶風、燕燕の篇。詩の意は、死を措き生を忘れざるをいふ (一二) 祿を吝まずして有德の者に與ふ (一三) 能有る者 (一四) 吝まずして與ふる (一五) 輿論の可否を斟酌して可なる者を取れば (一六) 上の施す政敎を天より降下するものとして尊び戴く (一七) 詩經大雅板の篇 (一八) 草を刈り薪を采る賤者

○子云。善則稱ㇾ人。過則稱ㇾ己。則民不ㇾ爭。善則稱ㇾ人。過則稱ㇾ己。則怨益亡。詩云。爾卜爾筮。履無₂咎言₁。○子云。善則稱ㇾ人。過則稱ㇾ己。則民

○子云く、善には則ち人を稱し、(一)過には則ち己を稱すれば、(二)則ち民爭はず、善には則ち人を稱し、過には則ち己を稱すれば、則ち怨益〻亡し。(三)詩に云ふ、爾の卜爾の筮、履に咎言なしと。○子云く、善には則ち人を稱し、過には則ち己を稱すれば、則ち民善に讓る。(四)詩に云ふ、卜に考ふるに惟れ王、是れ鎬京を(五)度る。惟れ龜之れを正し、武王之れを成すと。○子云く、善には則ち君を稱し、(六)過には則ち己を稱すれば、則ち民忠に作る。(七)君陳に曰く、爾嘉謀嘉猷(八)あらば、

猶犯レ貴。朝廷之位。讓而就レ賤。民猶犯レ君。詩云。民之無レ良。相二怨一方一。受レ爵不レ讓。至二于己斯亡一。○子云。君子貴レ人而賤レ己。先レ人而後レ己。則民作レ讓。故稱二人之君一曰レ君。自稱二其君一曰二寡君一。○子云。利祿先二死者一而後二生者一。則民不レ偝。先二亡者一而後二存者一。則民可二以託一。詩云。先君之

て君と曰ひ、自ら其君を稱して寡君と曰ふ。○子云く、利祿に(七)死者を先にして、生者を後にすれば、則ち民偝かず、亡者(八)を先にして、存者(九)を後にすれば、則ち民以て託す(一〇)可し。詩(一一)に云ふ、先君を之れ思ひ、以て寡人を畜ふべしと。此れを以て民を坊げども、民猶ほ死に偝きて號びて告ぐべきところ無し。○子云く、國家を有つ者、人を貴んで祿(一二)を賤めば、則ち民讓に興る。技(一三)を尙んで車(一四)を賤めば、則ち民藝に興る。故に君子は言を約にし、小人は言を先にす。○子云く、上、民言(一五)を酌めば、則ち下、上の施(一六)を天とす。上、民言を酌まざれば、則ち犯す。下、上の施を天とせざれば、則ち亂る。故に君子信讓以て百姓に涖めば、則ち民の報禮重し。(一七)詩に云ふ、先民言へること有り、芻蕘(一八)に詢ると。

(一) 其の受くる所の祿をして其の人物に不相應に多からしめんよりは、人物より食祿少からしむ (二) 長幼の序を誤る (三) 尊卑の序を失ふ (四) 君臣の義を無視す (五) 詩經、小雅、角弓の篇。詩の意は凡そ人の不善なる者、各々一方に偏して、彼此の間の曲直を考ふることをせず。故にたゞ上を怨むことを知りて己が過を思はず。然れども其の端は甚だ微なり。或は爵を受けて辭遜の節を失ひ、其身を亡ぼすに至る。念ふべしと (六) 民、其上の爲す所

賤有ㇾ等。衣服有ㇾ別。朝廷有ㇾ位。則民有ㇾ所ㇾ讓。○子云。天無二二日一。土無二二王一。家無二二主一。尊無二二上一。示三民有二君臣之別一也。春秋。不ㇾ稱二楚越之王喪一。禮。君不ㇾ稱ㇾ天。大夫不ㇾ稱ㇾ君。恐三民之惑一也。詩云。相二彼盍旦一。尚猶患ㇾ之。○子云。君不ㇾ與二同姓一同ㇾ車。與二異姓一同ㇾ車不ㇾ同ㇾ服。示二民不一ㇾ嫌也。以ㇾ此坊ㇾ民。民猶得二同姓一以弒二其君一。

の意は彼の雞を見るに、夜を反して晝となさんとす。其の求むべからざるを求むるを以て人以て之を惡む、況んや人臣にして上を犯すことを求むるものに於いてをや （一九） 害を避くるなり

○子云。君子辭ㇾ貴不ㇾ辭ㇾ賤。辭ㇾ富不ㇾ辭ㇾ貧。則亂益亡。故君子與四其使三食浮二於人一也。寧使三人浮二於食一。○子云。觴酒豆肉。讓而受ㇾ惡。民猶犯ㇾ齒。衽席之上。讓而坐ㇾ下。民

○子云く、君子、貴を辭し、賤を辭せず、富を辭し貧を辭せざれば、則ち亂益〻亡し。故に君子は其の（二）食をして人に浮ぎしめんよりは、寧ろ人をして食に浮ぎしむ。○子云く、觴酒豆肉には、讓りて惡を受くとも、民、猶ほ齒を犯す、衽席の上には、讓りて下に坐すとも、民、猶ほ（三）貴きを犯す。朝廷の位には讓りて賤きに就くとも、民猶ほ君を犯す。（五）詩に云ふ、民の良なき、一方に相怨む。爵を受けて讓らず、（四）己斯に亡ぶに至ると。○子云く、君子、人を貴びて己を賤み、人を先にして己を後にすれば、則ち（六）民讓に作る、故に人の君を稱し

民富不レ足二以驕一。貧不レ至二於約一。貴不レ慊二於上一。故亂益亡。○子云。貧而好レ樂。富而好レ禮。衆而以寧者。天下其幾矣。詩云。民之貪レ亂。寧爲二荼毒一。故制レ國不レ過二千乘一。都城不レ過二百雉一。家富不レ過二百乘一。以レ此坊レ民。諸侯猶有二畔者一。○子云。夫禮者。所三以章レ疑別レ微。以爲二民坊一者也。故貴

以て民の坊と爲す所以の者なり。故に貴賤等あり、衣服別あり、朝廷位あれば、則ち民讓る所あり。○子云く、天に二日なく、土に二王なく、家に二主なく、尊に二上なし、民に君臣の別あるを示すなり。(一四)春秋には楚越の王の喪(一五)を稱せず、禮に君は天と稱せず、(一六)大夫は君と稱せず、(一七)民の惑はんことを恐るればなり。(一八)詩に云ふ、彼の盍旦を相るに、尚ほ猶ほ之を患ふと。○子云く、君、同姓と車を同じ(一九)くせず、異姓と車を同じくして、服を同じくせず、民に嫌ひあらざるを示すなり。此れを以て民を坊げども、民猶ほ同姓を得て、以て其の君を弑す。

(一) 六藝の義、人の失ふを防ぐ所以のものを記す (二) 隄防 (三) 禮を以て隄防となし、性善の源を養ふ (四) 刑を以て隄防となし、情の流れて淫なるに至らしめざる樣にし (五) 天命のを以て隄防となし有る所即ち各分限之に從ひて、欲を肆にせざる樣にす (六) 物に乏しきを以てせは〱し (七) 家族衆盛にして悖亂して、禍敗を致さゞるをいふ (八) 詩經大雅桑柔の篇。荼は苦菜、毒は螫蟲。詩の意は民、厲王の暴政に苦み其亂亡せんことを希ふ。故に荼毒の如き行をなし相互に侵暴して恤み合はず (九) 兵車千乘を出すを以て制となす (一〇) 都邑の城 (一一) 雉は高さ一丈、長さ三丈 (一二) 卿大夫の富 (一三) 兵車百乘 (一四) 書名 (一五) 卒と書す。是れ筆誅を加へて王を貶して男となしたるなり (一六) 天子を避けてなり (一七) 主と稱するは國君を避けてなり (一八) 逸詩。盍旦は雛し詩

子言之。君子之道。辟則坊與。坊民之所不足者也。大爲之坊。民猶踰之。故君子禮以坊德。刑以坊淫。命以坊欲。○子云。小人貧斯約。富斯驕。約斯盜。驕斯亂。禮者因人之情。而爲之節文。以爲民坊者也。故聖人之制富貴也。使

坊記第三十(一)

子之れを言ふ、君子の道は、辟へば則ち坊(二)のごときか、民の足らざる所の者を坊ぐなり。大に之れが坊を爲すも、民猶ほ之を踰ゆ、故に君子は禮以て德を坊ぎ、(三)刑(四)以て淫を坊ぎ、命以て欲を坊ぐ。(五)○子云く、小人貧すれば斯に約(六)、富めば斯に驕る。約なれば斯に盜み、驕れば斯に亂る。禮は人の情に因りて、之れが節文を爲し、以て民の坊を爲す者なり。故に聖人の富貴を制するや、民をして富んで以て驕るに足らず、貧にして約に至らず、貴くして上に慊たらざらしめぬ、故に亂益〻亡し。○子云く、貧にして樂を好み、富んで禮を好み、衆にして以て寧き者は、天下其れ幾かある。(七)詩に云ふ、民の亂を貪る、寧んじて荼毒を爲すと。(八)故に國を制すること千乘に過ぎず、(九)都城は百雉に過ぎず、(一〇)(一一)家の富は百乘に過ぎず。(一二)(一三)此れを以て民を坊ぐ、諸侯猶ほ畔く者あり。○子云く、夫れ禮、疑を章にし微を別け、

氣志如神。耆欲將至。有開必先。天降時雨。山川出雲。其在詩曰。嵩高維嶽。峻極于天。維嶽降神。生甫及申。維申及甫。爲周之翰。四國于蕃。四方于宣。此文武之德也。三代之王也。必先其令聞。詩云。明明天子。令聞不已。三代之德也。弛其文德。協此四國。大王之德也。子夏蹶然而起。負牆而立曰。弟子敢不承乎。

の翰たり。四國于に蕃たり。四方于に宣ぶと。此れ文武の德なり。三代の王たるや、必ず(八)其の令聞を先にせり。詩(九)に云ふ、明明たる天子、令聞已まずと。三代の德なり。其文德を弛し、此の四國を協ぐとは、大王の德なり。子夏蹶然(一〇)として起ち、(一一)牆を負うて立ちて曰く、弟子敢て承け(一二)ざらんや。

(一)天道至公の敎　(二)地道至公の敎　(三)至誠前知　(四)願ひ欲すること　(五)前兆必ず有り　(六)降るべき時節に降る雨　(七)詩經、大雅、崧高の篇。意は、崧然として高く聳えたるものは嶽なり。其山、峻大にして天に至る。これ此の嶽其神靈を降して以て中山甫及び申伯を生めり。これ申伯及び山甫は皆周室の翰となり、四海は則ちこゝに患難を蔽ひ塞ぎ以て其德澤を宣べ布く　(八)王なる以前に善き聲聞あり　(九)詩經、大雅、江漢の篇　(一〇)喜び躍り起ちて　(一一)問ひ終りて退きて後、壁を背にして立つ。以て次いで進み問はんとする者の邪魔にならぬ樣に避く　(一二)奉順して、失はざるにつとめずしておくべきか

萬邦。無聲之樂。日聞四方。無體之禮。日就月將。無服之喪。純德孔明。無聲之樂。氣志既起。無體之禮。施及四海。無服之喪。施于孫子。子夏曰。三王之德。參於天地。敢問何如斯可謂參天地矣。孔子曰。奉三無私。以勞天下。子夏曰。敢問。何謂三無私。孔子曰。天無私覆。地無私載。日月無私照。奉斯三者。以勞天下。此之謂三無私。其在詩曰。帝命不違。至於湯齊。湯降不遲。聖敬日齊。昭假遲遲。上帝是祗。帝命式于九圍。是湯之德也。

命じて九圍に式たらしむと。是れ湯の德なり。

(一)禮樂の原たる五至三無の說は此に盡くるか　(二)習熟するには　(三)緩やかにして迫らず　(四)上下和同して乖き離るゝことなきなり　(五)四海に及ぶ　(六)孫子に施す　(七)湯及び文武三代大王の德　(八)詩經、商頌、長發の篇　(九)商、契より以來天命の嚮ふ所、未だ嘗て去らず　(一〇)德　天と齊しく王業此に至って成る　(一一)聖敬の德日々に盛なり　(一二)昭かに天に至ること緩やかなり　(一三)天、自から命じて天下に王たらしむ

天有四時。春秋冬夏。風雨霜露。無非教也。地載神氣。神氣風霆。風霆流形。庶物露生。無非教也。清明在躬。

天に四時あり。春秋冬夏、風雨霜露、敎(一)に非ざるなきなり。地、神氣を載す、神氣風霆、風霆形を流き、庶物露生す、敎(二)に非ざるなきなり。清明躬(三)に在り、氣志、神の如し。耆(四)欲將に至らんとするとき、開(五)くこと有りて必ず先んず。天、時(六)雨を降さんとせば、山川、雲を出すがごとし。其の詩(七)に在りて曰く、嵩高維れ嶽(八)、峻く天に極る。維れ嶽神を降して、甫及び申を生む。維れ申及び甫、周

而已乎。孔子曰。何爲其然也。君子之服之也、猶有五起焉。子夏曰。何如。孔子曰。無聲之樂。氣志不違。無體之禮。威儀遲遲。無服之喪內恕孔悲。無聲之樂。氣志既得。無體之禮。威儀翼翼。無服之喪。施及四國。無聲之樂。氣志既從。無體之禮。上下和同。無服之喪。以畜

如。孔子曰く、無聲の樂は、氣志違はず。無體の禮は、威儀遲遲(三)たり。無服の喪は、內恕孔だ悲し。無聲の樂は、氣志既に得。無體の禮は、威儀翼翼(四)たり。無服の喪は、施きて(五)四國に及ぶ。無聲の樂は、氣志既に從ひ、無體の禮は、上下和同し、無服の喪は、以て萬邦を畜ふ。無聲の樂は、日に四方に聞え、無體の禮は、日に就り、月に將ひなり。無服の喪は、純德孔だ明かなり。無聲の樂は、氣志既に起り、無體の禮は、施きて四海に及ぶ。無服の喪は、(六)孫子に施く。子夏曰く、(七)三王の德、天地に參すと。敢て問ふ、何如して斯に天地に參すと謂ふ可き。孔子曰く、三無私を奉じて、以て天下を勞するなり。夏子曰く、敢て問ふ、何をか三無私と謂ふ。孔子曰く、天、私に覆ふことなく、地、私に載することなく、日月、私に照すことなし。斯の三の者を奉じて、以て天下を勞す、此れを之れ三無私と謂ふ。其の詩(八)に在りては曰く、帝命(九)違はず。湯に至りて齊し(一〇)。湯の降ること遲からず。(一一)聖敬、日に齊る。(一二)昭假遲遲たり。上帝是れ祗めり。(一三)帝、

得而聞之矣。敢問。何謂五至。孔子曰。志之所至。詩亦至焉。詩之所至。禮亦至焉。禮之所至。樂亦至焉。樂之所至。哀亦至焉。哀樂相生。是故正明目而視之。不可得而見也。傾耳而聽之。不可得而聞也。志氣塞乎天地。此之謂五至。子夏曰。五至既得而聞之矣。敢問。何謂三無。孔子曰。無聲之樂。無體之禮。無服之喪。此之謂三無。子夏曰。三無既得略而聞之矣。敢問。何詩近之。孔子曰。夙夜其命宥密。無聲之樂也。威儀逮逮。不可選也。無體之禮也。凡民有喪。匍匐救之。無服之喪也。

に近き。孔子曰く、夙夜命を其めて宥密すとは、無聲の樂なり。（八）威儀逮逮たり。（九）選ぶべからずとは、無體の禮なり。凡そ民に喪あれば、匍匐して之れを救ふとは無服の喪なり。

㊀孔子閒居せる時、弟子の子夏と問答せることを記す ㊁退きて安居して人を避くるをいふ ㊂詩經大雅泂酌の篇 ㊃樂み和ぐ ㊄源 ㊅普く被らしむ ㊆體なく聲なきをいふ ㊇詩經周頌昊天有成命の篇。文王武王は夙夜憂ひ勤めて以て天命を肇め、惟務めて寛靜の政を行ひて以て民を安んず ㊈詩經邶風、柏舟の篇。逮逮は棣棣に作る。嫻なるをいふ。意は仁人威儀の盛なる自から常の度あり、選擇する處有るべからず、初めより物に因りて以て禮を行ふことを待たず、而して後に見る可し

子夏曰。言則大矣。美矣。盛矣。言盡於此

子夏曰く、言は則ち大なり、美なり、盛なり。言此に盡くるのみなるか。（一）孔子曰く、何爲れぞ其れ然らんや。君子の之れを服ふや、猶ほ五起あり。（二）子夏曰く、何

孔子閒居。子夏侍。子夏曰。敢問。詩曰。凱弟君子。民之父母。何如斯可レ謂二民之父母一矣。孔子曰。夫民之父母乎。必達二於禮樂之原一。以致二五至一而行二三無一。以横二於天下一。四方有レ敗。必先知レ之。此之謂二民之父母一矣。子夏曰。民之父母。既

孔子閒居第二十九

孔子(一)閒居(二)せり。子夏侍せり。子夏曰く、敢て問ふ、(三)詩に曰ふ、(四)凱弟の君子は、民の父母と。何如して斯に民の父母と謂ふべき。孔子曰く、夫れ民の父母か、必ず禮樂の原(五)に達し、以て五至を致して、三無を行ひ、以て天下に(六)横る。四方敗あれば、必ず先づ之れを知る、此れを之れ民の父母と謂ふ。子夏曰く、民の父母は既に得て之れを聞けり、敢て問ふ、何をか五至と謂ふ。孔子曰く、志の至る所は詩も亦至る。詩の至る所は禮亦至る、禮の至る所は樂亦至る。樂の至る所は、哀亦至る。哀樂相生ず。是の故に正に(七)目を明かにして之れを視るも、得て見るべからず。耳を傾けて之れを聽くも、得て聞くべからず、志氣天地に塞つ。此れを之れ五至と謂ふ。子夏曰く、五至は既に得て之れを聞けり。敢て問ふ、何をか三無と謂ふ。孔子曰く、無聲の樂、無體の禮、無服の喪、此れを之れ三無と謂ふ。子夏曰く、三無は既に略之れを聞くことを得たり。敢て問ふ、何の詩か之れ

樂之樂也。君子力此二者。以南面而立。夫是以天下大平也。諸侯朝。萬物服體。而百官莫敢不承事矣。禮之所興。衆之所治也。禮之所廢。衆之所亂也。目巧之室。則有奥阼。席則有上下。車則有左右。行則有隨。立則有序。古之義也。室而無奥阼。則亂於堂室也。席而無上下。則亂於席上也。車而無左右。則亂於車也。行而無隨。則亂於塗也。立而無序。則亂於位也。昔聖帝明王諸侯。辨貴賤長幼遠近男女外內。莫敢相踰越。皆由此塗出也。三子者。既得聞此言也於夫子。昭然若發矇矣。

㈠文章の顯はに設けらるゝことと　㈡路を行ふは、其の行ふ人の人物如何による　㈢樂變は樂に於ては名高き人なり、然れども禮に通ぜざりしが　㈣古の樂變の事か、變は賢人なり　㈤古の賢人なり、勿論樂に通じたり、然れども禮に達せざりしのみ　㈥禮樂の道を舉げて之を政治に施すにあるのみ　㈦舞ふ者の行列　㈧萬事皆其理に從ふをいふ　㈨肉眼にて觀ることの巧みなるもの　㈩南方或ひは西方を上席となし北方或ひは東方を下席となすこと　⑪左方を尊位とし右方を卑位とすること　⑫路を行くに、父の齒には隨行の禮あり　⑬政を爲す者皆以上の禮によりて爲さしめんとするなり　⑭眼の不自由なる者が物を見ることを得たるが如く明らかになりたるをいふ

偏。夫夔達於樂而不達於禮。是以傳於此名也。古之人也。子張問政。子曰。師乎。前吾語女乎。君子明於禮樂。擧而錯之而已。子張復問。子曰。師爾以爲必鋪几筵。升降酌獻酬酢。然後謂之禮乎。爾以爲必行綴兆。興羽籥。作鐘鼓。然後謂之樂乎。言而履之禮也。行而

るか。爾必ず綴兆を行ね、羽籥を興し、鐘鼓を作して、然る後に之れを樂と謂ふと以爲るか。(七)言ひて之れを履むは禮なり、行ひて之れを樂むは樂なり。君子此の二の者を力め、以て南面して立つ。夫れ是れを以て天下大に平かなり。諸侯朝し、萬物服體し、(八)百官敢て承事せざる莫し。禮の興る所は、衆の治まる所なり、禮の廢る所は、衆の亂るゝ所なり。(九)目巧の室には、則ち奥阼あり、席には則ち上下あり、(一〇)車には則ち左右あり、(一一)行けば則ち隨ふあり、(一二)立てば則ち序あり、古の義なり。室にして奥阼なければ、則ち堂室に亂る、席にして上下なければ、則ち席上を亂る、車にして左右なければ、則ち車を亂る、行きて隨ふなければ、則ち塗を亂る、立ちて序なければ、則ち位を亂る。昔聖帝明王諸侯、貴賤長幼、遠近男女外内を辨じ、敢て相踰越すること莫からしむるは、(一三)皆此の塗より出しめんとするなり。三子の者、既に此の言を夫子に聞くことを得て、昭然として矇を發けるが若し。(一四)

齊。客出以雍。徹以振羽。是故君子無物而不在禮矣。入門而金作。示情也。升歌清廟。示德也。下而管象。示事也。是故古之君子。不必親相與言也。以禮樂相示而已。子曰。禮也者理也。樂也者節也。君子無理不動。無節不作。不能詩。於禮繆。不能樂。於禮素。薄於德。於禮虛。

(一) 田野の中　(二) 諸侯の相朝する時　(三) 樂器の筍簴に懸るもの。卽ち音樂興る　(四) 旣に堂に升りて主人、賓に酒を獻じて賓、爵を卒へて樂止む　(五) 管を以て象武の曲を吹く　(六) 禹の大夏の樂曲、籥を以て之を吹く　(七) 順次更迭して作る　(八) 和鸞は車上の鈴。采齊は樂章の名　(九) 雍の詩を歌ひ　(一〇) 振鷺の詩を歌ふ　(一一) 天地の序なり　(一二) 天地の和なり　(一三) 禮を誤まる　(一四) 素朴に失す　(一五) 禮備はらず

子曰。制度在禮。文爲在禮。行之其在人乎。子貢越席而對曰。敢問。夔其窮與。子曰。古之人與。古之人也。達於禮而不達於樂。謂之素。達於樂而不達於禮。謂之

子曰く、制度は禮に在り、(一)文爲は禮に在り、(二)之れを行ふは其れ人に在るか。子貢席を越えて對へて曰く、敢て問ふ、(三)夔は其れ窮せるか。子曰く、(四)古の人か、古の人なり。禮に達して、樂に達せざるを之れを素と謂ひ、樂に達して禮に達せざるを、之れを偏と謂ふ。夫の夔は樂に達して禮に達せざりき。是を以て此の名を傳へたり、古の人なり。子張政を問ふ。子曰く、師か、前に吾女に語んか。君子禮樂に(五)明なるときは、(六)擧げて之れを錯くのみ。子張復た問ふ。子曰く、師、爾必ず几筵を鋪き升降酌獻酬酢して、然る後に之れを禮と謂ふと以爲

子曰。愼聽レ之。女三人者。吾語二女禮一。猶有レ九焉。大饗有レ四焉。苟知レ此矣。雖レ在二畎畝之中一事レ之聖人已。兩君相見。揖讓而入レ門。入レ門而縣興。揖讓而升レ堂。升レ堂而樂闋。下管象武。夏籥序興。陳二其薦俎一。序二其禮樂一。備二其百官一。如レ此而后君子知レ仁焉。行中レ規。還中レ矩。和鸞中二采

子曰く、愼みて之れを聽け、女三人の者、吾、女に禮を語げん。猶は九あり、大饗四あり。苟も此れを知らば、畎畝(一)の中に在りと雖も、之れに事へて聖人となさんのみ。(二)兩君相見るとき、揖讓して門に入る。門を入りて縣(三)興る。揖讓して(四)堂に升る、堂に升りて、樂を闋む、(五)管を下にして象武す、(六)夏籥(七)序興し、其薦俎を陳ね、其禮樂を序で、其百官を備ふ。此の如くにして而して后に君子仁を知る。行くこと規に中り、還ること矩に中り、(八)和鸞、采齊に中り、客出づれば(九)雍を以てし、徹するに振羽(一〇)を以てす。是の故に君子物として禮に在らざるはなし。門に入りて金作こるは、情を示すなり、淸廟を升歌するは、德を示すなり、下りて象を管するは、事を示すなり。是の故に古の君子、必ず親ら相與に言はざるなり、禮樂を以て相示すのみ。子曰く、禮は理なり(一一)。樂は節なり(一二)。君子理なければ動かず、節なければ作さず。詩を能くせざれば、禮に於て繆(一三)、樂を能せざれば、禮に於て素(一四)、德に薄ければ、禮に於て虛(一五)なり。

譬猶二瞽之無一レ相與。倀倀乎其何之。譬如下終夜有レ求二於幽室之中一。非レ燭何見。若無レ禮則手足無レ所レ錯。耳目無レ所レ加。進退揖讓無レ所レ制。是故以二之居處。長幼失二其別。閨門三族失二其和。朝廷官爵失二其序。田獵戎事失二其策。軍旅武功失二其制。宮室失二其度。量鼎失二其象。味失二其時。樂失二其節。車失二其式。鬼神失二其饗。喪紀失二其哀。辨說失二其黨。官失二其體。政事失二其施。加二於身一而錯二於前。凡衆之動。失二其宜。如レ此。則無三以祖二洽於衆一也。

若し禮なければ、則ち手足錯く所なく、耳目加ふる所なく、進退揖讓制する所なし。是の故に之を居處(四)に以ひて、長幼(五)其別を失ひ、閨門三族其和を失ひ、朝廷官爵其序を失ひ、田獵戎事(六)其策を失ひ、軍旅武功其制を失ひ、宮室其度を失ひ、量鼎其象を失ひ、味其時を失ひ、樂其節を失ひ、車其式を失ひ、鬼神其饗を失ひ、喪紀其哀を失ひ、辨說其黨を失ひ、官其體を失ひ、政事其施を失ふ。身に加へて、前に錯けば、凡そ衆の動其宜しきを失ふ。此の如くなれば則ち以て衆に(七)祖洽すること無きなり。

(一) 手引　(二) 定まり向ふ所なきなり　(三) 燈火の力を假らざれば、何ぞ能く物を見ることを得ん　(四) 手足の置場所に苦しむ　(五) 見聞するに標準なく　(六) 策略を誤り　(七) 始に合すること

賓客一也。子曰。明ニ乎郊社之義。嘗禘之禮一。治レ國其如レ指ニ諸掌一而已乎。是故以ニ之居一處有レ禮。故長幼辨也。以ニ之閨門之內一有レ禮。故三族和也。以ニ之朝廷一有レ禮。故官爵序也。以ニ之田獵一有レ禮。故戎事閑也。以ニ之軍旅一有レ禮。故武功成也。是故宮室得ニ其度一。量鼎得ニ其象一。味得ニ其時一。樂得ニ其節一。車得ニ其式一。鬼神得ニ其饗一。喪紀得ニ其哀一。辨說得ニ其黨一。官得ニ其體一。政事得ニ其施一。加ニ於身一而錯ニ於前一。凡衆之動得ニ其宜一。

は其時を得、樂は其節を得、車は其式を得、鬼神は其饗を得、喪紀は其哀を得、(八)辨說は其黨を得、(九)官は其體を得、(一〇)政事は其施を得、身に加へて、前に錯けば、(一一)凡そ衆の動其宜しきを得。(一二)

(一)祭る時は群昭群穆咸く在るをいふ　(二)喪賓　(三)鄕飮酒の禮　(四)掌を指すが如く易きをいふ　(五)父、子、孫　(六)軍事に於て熟す　(七)象ゝ所宜しき得　(八)四時に適するを得　(九)剛柔宜しきを得　(一〇)車を作る六等の式、車に乘る五路の用、其の節を得　(一一)言ふ處、各々其任ずる處に適ふをいふ。卽ち官に在りては官の事をいひ、府に在りては府の事をいひ、庫に在りては庫の事をいふ類　(一二)其官の掌る所の當を得

子曰。禮者何也。卽事之治也。君子有ニ其事一。必有ニ其治一。治レ國而無レ禮。

子曰く、禮とは何ぞや。卽ち事の治なり、君子其事あれば、必ず其治あり、國を治めて禮なきは、譬へば猶ほ瞽の相なきがごときか、(一)倀倀乎として其れ何にか之かん。譬へば終夜幽室の中に求むることあるが如し。(二)燭に非ざれば何ぞ見ん、(三)

而商也不及。子產猶衆人之母也。能食之。不能教也。子貢越席而對曰。敢問。將何以爲此中者也。子曰。禮乎禮。夫禮所以制中也。

過ぎたるをいふ、亦及ばざるなり

子貢退。言游進曰。敢問。禮也者。領惡而全好者與。子曰。然。然則何如。子曰。郊社之義。所以仁鬼神也。嘗禘之禮。所以仁昭穆也。饋奠之禮。所以仁死喪也。射鄉之禮。所以仁鄉黨也。食饗之禮。所以仁

子貢退く。言游進みて曰く、敢て問ふ、禮は惡を領めて好を全くする者か。子曰く、然り。然らば則ち何如。子曰く、郊社の義は、鬼神を仁しむ所以なり。嘗禘の禮は、昭穆(一)を仁しむ所以なり、(二)饋奠の禮は、死喪を仁しむ所以なり、(三)射鄉の禮は、鄉黨を仁しむ所以なり、食饗の禮は、賓客を仁しむ所以なり。子曰く、郊社の義、嘗禘の禮に明なれば、國を治むるは其れ諸を掌に指すが如くならんのみか。是の故に之れを居處に以ひて禮あり、故に長幼辨ず(四)。之れを閨門の内に以ひて禮あり、故に三族(五)和す。之れを朝廷に以ひて禮あり、故に官爵序す。之れを田獵に以ひて禮あり、故に戎事(六)閑ふなり。之を軍旅に以ひて禮あり、故に武功成る。是の故に宮室は其の度を得、量鼎は其象(七)を得、味

仲尼燕居。子張子貢言游侍。縱言至於禮。子曰。居。女三人者。吾語女禮。使女以禮周流無不徧也。子貢越席而對曰。敢問。何如。子曰。敬而不中禮。謂之野。恭而不中禮。謂之給。勇而不中禮。謂之逆。子曰。給奪慈仁。子曰。師爾過。

仲尼燕居第二十八（一）

仲尼燕居せり。子張・子貢・言游侍せり。縱言して（二）禮に至れり。子曰く、居れ、女三人の者、吾女に禮を語げん、女をして禮を以て周流して（三）、徧からざる無からしめん。子貢、席を越えて對へて曰く、敢て問ふ、何如と。子曰く、敬して禮に中らず、之を野と謂ひ（四）、恭にして禮に中らず、之を給と謂ひ（五）、勇にして禮に中らず、之を逆と謂ふ（六）。子曰く、給は慈仁を奪る。子曰く、師、爾は過ぎたり（七）。而して商や及ばず（八）。子産は猶ほ衆人の母のごときなり（九）、能く之を食へども、敎ふること能はず、子貢、席を越えて對へて曰く、敢て問ふ、將に何を以て此の中なる者を爲さんとするや。子曰く、禮か禮なり。夫れ禮は中を制する所以なり。

（一）仲尼燕居して、子張・子貢・言游の三子側に侍り、孔子爲めに禮の事を說く　（二）廣く諸事に渡りて語り禮の事に及べり　（三）事毎に週ひて爲して節に中らざることなからしめん　（四）質に過ぎて文飾なきこと　（五）恭しく容を持するに過ぐること　（六）直情徑行に過ぎて亂に及ぶこと　（七）中庸を過ぎたり　（八）中庸に及ばず　（九）慈に

也。是天道也。不閉其久。是天道也。無爲而物成。是天道也。已成而明。是天道也。公曰。寡人惷愚冥煩。子志之心也。孔子蹴然辟席而對曰。仁人不過乎物。孝子不過乎物。是故仁人之事親也。如事天。事天如事親。是故孝子成身。公曰。寡人既聞此言也。無如後罪何。孔子對曰。君之及此言也。是臣之福也。

然として席を辟けて對へて曰く、仁人、物を過らず、孝子、物を過らず、是の故に仁人の親に事ふるや、天に事ふるが如く、天に事ふるは親に事ふるが如し、是の故に孝子身を成す。公曰く、寡人既に此の言を聞けり、後罪を如何とすること無し。孔子對へて曰く、君の此の言に及べるは、是れ臣の(八)福なり。

(一)天道は至誠にして息むことなきを貴ぶ　(二)日月相從ひて止まざるが如きは　(三)自然にして物の成るは　(四)性質愚鈍にして理にくらく事に累ふ　(五)簡易にして悟り易く說明して教を垂れよ　(六)容を改め肅敬して　(七)後日、物に過ちて罪有るを如何ともすべきやうなし　(八)是れ哀公の後罪を懼るゝは過寡きに意あり、故に臣下の幸福なり

公曰。敢問。何謂ㇾ成ㇾ親。孔子對曰。君子也者。人之成名也。百姓歸ㇾ之。名謂二之君子之子一。是使三其親爲二君子一也。是爲ㇾ成二其親之名一也已。孔子遂言曰。古之爲ㇾ政。愛ㇾ人爲ㇾ大。不ㇾ能ㇾ愛ㇾ人。不ㇾ能ㇾ有二其身一。不ㇾ能ㇾ有二其身一。不ㇾ能ㇾ安ㇾ土。不ㇾ能ㇾ安ㇾ土。不ㇾ能ㇾ樂ㇾ天。不ㇾ能ㇾ樂ㇾ天。不ㇾ能ㇾ成二其身一。公曰。敢問。何謂ㇾ成ㇾ身。孔子對曰。不ㇾ過二乎物一。

爲す、人を愛すること能はざれば、其身を有つこと能はず、(五)其身を有つこと能はずんば土に安ずること能はず、土に安ずること能はざれば、天を樂むこと能はず、天を樂むこと能はざれば、其の身を成すこと能はず。公曰く、敢て問ふ、何をか身を成すと謂ふ。孔子對へて曰く、(六)物を過らず。

㊀ 在位の君子 ㊁ 遁辭を設け ㊂ 動の法則となす ㊃ 親の名をして人の爲めに毀る所とならしめず ㊄ 一身を容るゝに所なし ㊅ 身を成すの理に順ふのみ

公曰。敢問。君子何貴二乎天道一也。孔子對曰。貴二其不一ㇾ已。如二日月東西相從而不一ㇾ已。

公曰く、敢て問ふ、君子何ぞ天道を貴ぶや。孔子對へて曰く、(一)其の已まざるを貴ぶ。(二)日月の東西に相從ひて已まざるが如きは、是れ天道なり。其久を閉ぢざるは是れ天道なり。(三)無爲にして物成るは、是れ天道なり。已に成りて明なるは、是れ天道なり。公曰く、(四)寡人惷愚冥煩なり、子、之を(五)心に志せ。孔子、(六)蹴

政。必敬二其妻子一也有レ道。妻也者。親之主也。敢不レ敬與。子也者。親之後也。敢不レ敬與。君子無レ不レ敬也。敬レ身爲レ大。身也者。親之枝也。敢不レ敬與。不レ能レ敬二其身一。是傷二其親一。傷二其親一。是傷二其本一。傷二其本一。枝從而亡。三者百姓之象也。身以及レ身。子以及レ子。妃以及レ妃。君行二此三者一。則愾二乎天下一矣。大王之道也。如レ此。則國家順矣。

かと　(三) 祭祀に親の爲めに粢盛を供す所以なれば、妻は親の爲めに主なり　(四) 吾が身は親の遺體なり　(一) 聖

公曰。敢問。何謂レ敬レ身。孔子對曰。君子過言則民作レ辭。過動則民作レ則。君子言不レ過レ辭。動不レ過レ則。百姓不レ命而敬恭。如レ是。則能敬二其身一。能敬二其身一。則能成二其親一矣。

公曰く、敢て問ふ、何をか身を敬すと謂ふ。孔子對へて曰く、(一)君子過つて言へば則ち民、(二)辭を作し、過つて動けば則ち民、則と作す。君子言、辭を過たず、動、(三)則を過たざれば、百姓命ぜずして敬恭なり。是の如くなれば則ち能く其身を敬す、能く其身を敬すれば、則ち能く其(四)親を成す。公曰く、敢て問ふ、何をか親を成すと謂ふ。孔子對へて曰く、君子は、人の成名なり。百姓之に歸し、名づけて之を君子の子と謂ふ。是れ其親をして君子たらしむるなり。是れ其親の名を成すと爲すのみ。孔子遂に言うて曰く、古の政を爲すは、人を愛するを大と

欲レ問。不レ得二其辭一。請少進。孔子曰。天地不レ合。萬物不レ生。大昏萬世之嗣也。君何謂二已重一焉。孔子遂言曰。內以治二宗廟之禮一。足三以配二天地之神明一。出以治二直言之禮一。足三以立二上下之敬一。物恥足二以振一之。國恥足二以興一之。爲レ政先レ禮。禮其政之本與。孔子遂言曰。昔三代明王之

萬物生ぜず。大昏は萬世の嗣なり。君何ぞ已だ重しと謂ふか。孔子遂に言うて曰く、內は以て宗廟の禮を治め、以て天地の神明に配するに足り、出でては以て(四)直言の禮を治め、以て上下の敬を立つるに足り、物の恥は以て之れを振ふに足り、國の恥は以て之を興すに足る。政を爲すは禮を先にす。禮は其れ政の本か。孔子遂に言うて曰く、昔三代明王の政、必ず其妻子を敬するや道あり。妻は親の(五)主なり、敢て敬せざらんや。子は親の後なり、敢て敬せざらんや。君子敬せざる無きのみ。身を敬するを大と爲す、(六)身は親の枝なり、敢て敬せざらんや。其身を敬する能はざれば、是れ其親を傷るなり、其の親を傷るは、是れ其本を傷るなり、其本を傷れば、枝從つて亡ぶ。三の者は百姓の象なり。身以て身に及ぼし、子以て子に及ぼし、妃以て妃に及ぼす、君此の三の者を行へば、則ち天下に愾る、(七)大王の道なり、此の如くなれば則ち國家順ふ。

(一) 陋固なり (二) 問ふ可き言辭を得ず (三) 請ふ少しく說を進めて敎へよ (四) 不詳、或ひとの說に朝廷の誤り

姓何從。公曰。敢問。爲政如之何。孔子對曰。夫婦別。父子親。君臣嚴。三者正。則庶物從之矣。公曰。寡人雖無似也。願聞所以行三言之道。可得聞乎。孔子對曰。古之爲政。愛人爲大。所以治愛人。禮爲大。所以治禮。敬爲大。敬之至矣。大昏爲大。大昏至矣。大昏既至。冕而親迎。親之也。親之也者。親之也。是故君子興敬爲親。舍敬是遺親也。弗愛不親。弗敬不正。愛與敬其政之本與。公曰。寡人願有言。然冕而親迎。不已重乎。孔子愀然作色而對曰。合二姓之好。以繼先聖之後。以爲天地宗廟社稷之主。君何謂已重乎。

之れを親むなり、之れを親むは、之れを親ましむるなり。是の故に君子、敬を興して親むことを爲す、敬を舍つるは是れ親みを遺つるなり。愛せざれば親まず、敬せざれば正しからず。愛と敬とは其れ政の本か。公曰く、寡人願はくは言ふことあらん。然れども冕して親迎するは、已だ重からずや。孔子愀然として色を作して對へて曰く、二姓の好を合せ、以て先聖の後を繼ぎ、以て天地宗廟社稷の主と爲る、君何ぞ已だ重しと謂ふや。

（一）悚れ動く　（二）顔色を變じ　（三）衆事　（四）不肖　（五）君の婚姻　（六）異姓に娶るをいふ

公曰。寡人固。不固。焉得聞此言也。寡人

公曰く、寡人固し、固しからざれば焉んぞ此の言を聞くことを得んや。寡人問はんと欲すれども、其辭を得ず。請ふ少しく進めよ。孔子曰く、天地合はざれば、

之君子。莫ㇾ爲ㇾ禮也。

○孔子侍二坐於哀公一。哀公曰。敢問人道誰爲ㇾ大。孔子愀然作ㇾ色而對曰。君之及二此言一也。百姓之德也。固臣敢無ㇾ辭而對。人道政爲ㇾ大。公曰。敢問。何謂ㇾ爲ㇾ政。孔子對曰。政者正也。君爲ㇾ正則百姓從ㇾ政矣。君之所ㇾ爲。百姓之所ㇾ從也。君所ㇾ不ㇾ爲。百

○孔子、哀公に侍坐す。哀公曰く、敢て問ふ、人道誰をか大と爲すと。孔子愀然(一)として色(二)を作して對へて曰く、君の此の言に及べるは、百姓の德なり。固より臣敢て辭すること無くして對へん。人道は政を大となす。公曰く、敢て問ふ、何をか政を爲すと謂ふ。孔子對へて曰く、政は正なり、君正しきことを爲せば、則ち百姓政に從ふなり。君の爲す所は、百姓の從ふ所なり、君の爲さざる所は、百姓何ぞ從はん。公曰く、敢て問ふ、政を爲すこと之を如何。孔子對へて曰く、夫婦別あり、父子親あり、君臣嚴なり、三の者正しければ則ち庶物(三)之れに從ふ。公曰く、寡人無似(四)と雖も、三言を行ふ所以の道を聞かんことを願ふ、聞くことを得可きか。孔子對へて曰く、古の政を爲すは、人を愛するを大と爲す、人を愛するを治むる所以は、禮を大と爲す、禮を治むる所以は、敬と大と爲す、敬の至りは、大昏(五)を大と爲す、大昏は至れり。大昏既に至れり、冕して親迎するは、

女父子兄弟之親。昏姻疏數之交一也。君子以レ此之爲二尊敬一然。然後以二其所レ能教一百姓一不レ廢二其會節一。有二成事一。然後治二其雕鏤文章黼黻一以嗣。其順レ之。然後言二其喪算一。備二其鼎俎一。設二其豕腊一。脩二其宗廟一。歲時以敬二祭祀一。以序二宗族一。卽二安其居一。節二醜其衣服一。卑二其宮室一。車不レ雕レ幾。器不レ刻レ鏤。食不レ貳レ味。以與レ民同レ利。昔之君子之行レ禮者如レ此。公曰。今之君子。胡莫二之行一也。孔子曰。今之君子。好レ實無レ厭。淫德不レ倦。荒怠敖慢。固民是盡。午二其衆一以伐二有道一。求レ得レ當レ欲。不レ以二其所一。昔之用レ民者由レ前。今之用レ民者由レ後。今

貳にせず、以て(一一)民と利を同じくす。昔の君子の禮を行ふこと此の如し。公曰く、今の君子、胡ぞ之れを行ふこと莫きや。孔子曰く、今の君子實(一二)を好みて厭くことなく、淫德(一三)倦まず、荒怠敖慢、固より民(一四)をして是れ盡きしむ。其衆に午ひて、以て有道を伐つ。欲に當ふを得んことを求め、其所(一五)を以てせず。昔の民を用ふる者は前(一六)に由り、今の民を用ふる者は後(一七)に由る。今の君子は禮を爲すこと莫きなり。

(一)其の禮を問ふを善しとして禮を著して之を顯す (二)禮の大なる者 (三)いやしき者 (四)禮を行ふ期節 (五)卜筮して事の成すべき吉日を得 (六)祭器の飾り、祭服の飾りを治めて (七)五服歲月の數 (八)粗末なるを省 (九)養器 (一〇)粗食を食ひ (一一)財を貪さず、民を害せず、民と其利を同じくす (一二)貨財を貪りて度なく (一三)放蕩の行 (一四)民の所有する貨財を盡く貪さしむ (一五)其理のある處を問はず (一六)古への道に由る (一七)今の道に由る

哀公問二於孔子一曰。大禮何如。君子之言レ禮。何其尊也。孔子曰。丘也小人。不レ足二以知一レ禮。君曰。否。吾子言レ之也。孔子曰。丘聞レ之。民之所二由生一。禮爲レ大。非レ禮無二以節一レ事二天地之神一也。非レ禮無三以辨二君臣上下。長幼之位一也。非レ禮無三以別二男

哀公問第二十七（一）

哀公孔子に問うて曰く、（二）大禮は何如。君子の禮を言ふこと、何ぞ其れ尊ぶや。孔子曰く、丘や小人なり、（三）以て禮を知るに足らず。君曰く、否、吾子之を言へ。孔子曰く、丘之を聞く、民の由りて生ずる所は、禮を大と爲す、禮に非ざれば以て天地の神に事ふるを節する無きなり。禮に非ざれば以て君臣上下長幼の位を辨ずる無きなり。禮に非ざれば以て男女父子兄弟の親、昏姻疏數の交を別つ無きなり。君子此れ以て之れ尊敬するを爲すこと然り。然る後に其の能くする所を以て百姓に敎へ、其（四）會節を廢せず。（五）成事ありて、然る後に其（六）雕鏤文章黼黻を治めて以て嗣ぐ。其れ之に順ふ。然る後に其（七）喪算を言ひ、其鼎俎を備へ、其豕腊を設け、其の宗廟を脩め、歲時以て祭祀を敬し、以て宗族を序し、其居に卽き安じ、其衣服を（八）節醜し、其宮室を卑しくし、車、雕幾せず、（九）器、刻鏤せず、（一〇）食味を

繆以千里。此之謂也。

序一也。昏姻之禮。所三以明二男女之別一也。夫禮禁三亂之所二由生一。猶四坊止三水之所二自來一也。故以二舊坊一爲レ無レ所レ用。而壞レ之者。必有二水敗一。以二舊禮一爲レ無レ所レ用。而去レ之者。必有二亂患一。故昏姻之禮廢。則夫婦之道苦。而淫辟之罪多矣。鄕飮酒之禮廢。則長幼之序失。而爭鬭之獄繁矣。喪祭之禮廢。則臣子之恩薄。而倍レ死忘レ生者衆矣。聘覲之禮廢。則君臣之位失。諸侯之行惡。而倍畔侵陵之敗起矣。故禮之敎化微。也其止レ邪也於レ未レ形。使三人日徙レ善。遠レ罪而不二自知一也。是以先王隆レ之也。易曰。君子愼レ始。差若豪釐。

に昏姻の禮廢せば則ち夫婦の道苦(六)にして、淫辟の罪多し、鄕飮酒の禮廢せば、則ち長幼の序失ひて、爭鬭の獄(七)繁し、喪祭の禮廢せば、則ち臣子の恩薄くして、(八)死に倍き生を忘るゝ者衆し、聘覲の禮廢せば、則ち君臣の位失ひ、諸侯の行惡しくして倍畔侵陵(九)の敗起る。故に禮の敎化は微にして、其の邪を止むるは未だ形はれざるに於てし、人をして日に善に徙り罪に遠ざかりて、自ら知らざらしむるなり。是を以て先王之を隆べり。易に曰く、君子始を愼む。差若し豪釐(一〇)なれば、繆ふに千里(一一)を以てすと。此れの謂なり。

(一) 諸侯或ひは屬國の主、參朝して君主に謁する禮 (二) 諸侯の互ひに幣物を贈りて、相訪問する禮 (三) 堤防 (四) 古き防 (五) 水害なり (六) 楛、又盬に同じ、心を用ひずしてなほざりにすること、夫、婦に答耦せざる如きをいふ (七) 訴へ (八) 死生に事ふる道を忘るゝ者多し (九) そむきおかししのぐ (一〇) 毫釐の微なり (一一) 千里の隔りを生ず

之意而無其器。則不成。○禮之於正國也。猶衡之於輕重也。繩墨之於曲直也。規矩之於方圜也。故衡誠縣。不可欺以輕重。繩墨誠陳。不可欺以曲直。規矩誠設。不可欺以方圜。君子審禮。不可誣以姦詐。是故隆禮由禮。謂之有方之士。不隆禮。不由禮。謂之無方之民。敬讓之道也。故以奉宗廟則敬。以入朝廷則貴賤有位。以處室家則父子親。兄弟和。以處鄉里則長幼有序。孔子曰。安上治民。莫善於禮。此之謂也。

る聲　(五)佩びたる玉の和ぎたる聲　(六)車につきたる鈴の音　(七)進むにも退くにも法度あり　(八)詩經曹風の鳲鳩篇　(九)其行ひ一として法度に行はざるはなし　(一〇)心中に願ひ欲する所自然に協ふをいふ　(一一)覇主たるもの丶必須の道具なり　(一二)秤　(一三)大工の墨繩　(一四)ぶんまはしとさしがねと　(一五)禮を以て主となす士

○故朝覲之禮。所以明君臣之義也。聘問之禮。所以使諸侯相尊敬也。喪祭之禮。所以明臣子之恩也。鄉飲酒之禮。所以明長幼之

○故に朝覲(一)の禮は、君臣の義を明かにする所以なり、聘問(二)の禮は、諸侯をして相尊敬せしむる所以なり、喪祭の禮は臣子の恩を明かにする所以なり、鄉飲酒の禮は、長幼の序を明かにする所以なり、昏姻の禮は、男女の別を明かにする所以なり。夫れ禮の亂の由りて生ずる所を禁ずるは、猶ほ坊(三)の水の自りて來る所を止むるがごときなり。故に舊坊(四)を以て用ふる所無しとなして、之れを壞る者は、必ず水敗(五)あり、舊禮を以て用ふる所なしとなして、之れを去る者は、必ず亂患あり。故

車則有二鸞和之音一。居處有レ禮。進退有レ度。百官得二其宜一。萬事得二其序一。詩云。淑人君子。其儀不レ忒。其儀不レ忒。正二是四國一。此之謂也。○發レ號出レ令而民說。謂二之和一。上下相親。謂二之仁一。民不レ求二其所レ欲而得レ之。謂二之信一。除二去天地之害一。謂二之義一。義與レ信。和與レ仁。霸王之器也。有下治レ民

地の害を除き去る、之を義と謂ふ。義と信と、和と仁とは、霸王(一一)の器なり、民を治むるの意ありて、而れども其器なければ、則ち成らず。○禮の國を正すに於けるや、猶ほ衡(一二)の輕重に於ける、繩墨(一三)の曲直に於ける、規矩(一四)の方圓に於けるがごときなり。故に衡、誠に縣くれば、欺くに輕重を以てす可からず、繩墨誠に陳ぬれば、欺くに曲直を以てす可からず、規矩誠に設くれば、欺くに方圓を以てす可からず。君子、禮に審なれば、誣ふるに姦詐を以てす可からず。是の故に禮を隆び禮に由る、之を有方(一五)の士と謂ひ、禮を隆ばず、禮に由らず、之を無方の民と謂ふ。敬讓の道なり。故に以て宗廟を奉ずれば則ち敬あり、以て朝廷に入れば則ち貴賤、位あり。以て室家に處れば、則ち父子親み、兄弟和す、以て鄕里に處れば、則ち長幼序あり。孔子曰く、上を安んじ民を治むるは、禮より善きは莫しと。此れの謂ひなり。

㈠ 交る ㈡ 德は天地の廣大な德に等しく ㈢ 閒暇無事の時 ㈣ 雅頌はいづれも詩の六義の一、雅頌を誦す

爲レ人也。溫柔敦厚而不レ愚。則深ニ於詩一者也。疏通知遠而不レ誣。則深ニ於書一者也。廣博易良而不レ奢。則深ニ於樂一者也。絜靜精微而不レ賊。則深ニ於易一者也。恭儉莊敬而不レ煩。則深ニ於禮一者也。屬辭比事而不レ亂。則深ニ於春秋一者也。

缺點は愚に陥り易し　(四)書の疏通知遠は、未だ篤確誠實ならず、故に其の缺點は誣ふるに陥り易し　(五)樂の廣博易良は未だ嚴正ならず、故に其缺點は奢に陥り易し　(六)易の沈潜思は多察く自ら恣志を害し且つ或ひは道を害する恐れあり、故に其缺點は賊に陥り易し　(七)禮の恭儉莊敬は其體を失ふ時は則ち過當に失す、故に其缺點は煩に陥り易し　(八)春秋の屬辭比事は、筆を弄し褒貶して是非を棄り易し、故に其の缺點は亂を召き易し

○天子者與ニ天地一參。故德配ニ天地一。兼ニ利萬物一。與ニ日月一並レ明。明照ニ四海一。而不レ遺ニ微小一。其在ニ朝廷一。則道ニ仁聖禮義之序一。燕處則聽ニ雅頌之音一。行步則有ニ環佩之聲一。升レ

○天子は天地と參す(一)。故に德、天地に配し、萬物を兼ね利し、日月と明を並べ、明、四海を照らす。而して微小を遺さず(二)。其の朝廷に在れば、則ち仁聖禮義の序に道り、燕處(三)すれば則ち雅頌(四)の音を聽く、行步すれば則ち環佩(五)の聲あり、車に升れば則ち鸞和(六)の音あり、居處禮あり、進退度有り(七)、百官其の宜しきを得、萬事其序を得。詩に云ふ、淑人君子(八)其の儀忒はず(九)、其の儀忒はず、是の四國を正すと。此れの謂なり。○號を發し令を出して民說ぶ、之を和と謂ひ、上下相親む、之を仁と謂ひ、民、其の欲する所(一〇)を求めずして之れを得、之れを信と謂ひ、天

孔子曰。入二其國一。其教可レ知也。其爲レ人也。溫柔敦厚。詩教也。疏通知遠。書教也。廣博易良。樂教也。絜靜精微。易教也。恭儉莊敬。禮教也。屬辭比事。春秋教也。故詩之失愚。書之失誣。樂之失奢。易之失賊。禮之失煩。春秋之失亂。其

(一)經解第二十六

孔子曰く、其の國に入りて、其教を知る可きなり。其の人と爲りや、(三)溫柔敦厚なるは、詩の教なり、(二)疏通知遠なるは、書の教なり、廣博易良なるは、樂の教なり、絜靜精微なるは易の教なり、恭儉莊敬なるは、禮の教なり、屬辭比事は、春秋の教なり。故に詩の失は愚、(四)書の失は誣、(五)樂の失は奢、(六)易の失は賊、(七)禮の失は煩、(八)春秋の失は亂なり。其の人と爲りや。溫柔敦厚にして愚ならざるは則ち詩に深き者なり、疏通知遠にして誣ひざるは、則ち書に深き者なり、廣博易良にして奢らざるは、則ち樂に深き者なり。絜靜精微にして賊ならざるは、則ち易に深き者なり、恭儉莊敬にして煩ならざるは、則ち禮に深き者なり、屬辭比事して亂ならざるは、則ち春秋に深き者なり。

注 (一)六藝の教の得失を記す (二)其國の敎化の善惡は知り得べし (三)詩の溫柔敦厚は未だ情偏を察せず、故に其

之樂也。康周公。故以賜魯也。子孫纂之。至于今不廢。所以明周公之德。而又以重其國也。

叔舅。乃祖莊叔。左二右成公一。成公乃命二莊叔一隨二難于漢陽一。卽二宮于宗周一。奔走無レ射。啓二右獻公一。獻公乃命二成叔一。纂二乃祖服一。乃考文叔興二舊耆欲一。作二率慶士一。躬恤二衞國一。其勤二公家一。夙夜不レ解。民咸曰。休哉。公曰。叔舅予二女銘一。若纂二乃考服一。悝拜稽首曰。對揚以辟レ之。勤二大命一。施二于烝彝鼎一。此衞孔悝之鼎銘也。古之君子。論二譔其先祖之美一。而明著二之後世一者也。以比二其身一。以重二其國家一。如レ此。子孫之守二宗廟社稷一者。其先祖無レ美而稱レ之。是誣也。有レ善而弗レ知。不明也。知而弗レ傳。不仁也。此三者君子之所レ恥也。○昔者周公旦有レ勳二勞於天下一。周公既沒。成王康王追下念周公之所二以勳勞一者上。而欲レ尊レ魯。故賜レ之以二重祭一。外祭則郊社是也。內祭則大嘗禘是也。夫大嘗禘升二歌清廟一。下而管象。朱干玉戚以舞二大武一。八佾以舞二大夏一。此天子

子孫之れを纂ぎて、今に至るまで廢せず。周公の德を明かにし、又以て其國を重んずる所以なり。

(一) 孝子孝孫自ら銘をつくる (二) 孝子孝孫の親に對する愛敬の心なり (三) 勳は王功、勞は事功 (四) 說き錄す (五) 鼎彝の類の大小輕重を斟酌し (六) 次なり。已が名を先祖の下に記す (七) 其の先祖の美を示すに足り (八) 衞の大夫 (九) 衞の莊公蒯聵 (一〇) 異姓の大夫年幼し故に叔舅と稱す (一一) 悝が七世の祖、孔達 (一二) 成公、晉の爲めに伐たれて楚に奔る。莊叔之に隨ふ (一三) 後に莊叔國に歸ると雖も、弟叔武を殺したるを以て、晉人執へて京師に歸り、之を深室に置きたるをいふ (一四) 獻ふ (一五) 莊叔の餘功後世に流れて、其孫成叔、獻公を助けて國に歸ることを得しむ (一六) 莊叔の服し行ふ所の事を繼がしむ (一七) 莊叔以來の忠君愛國の嗜欲を興起し (一八) 慶は卿と音通。卿士 (一九) 對答擧揚して (二〇) 烝祭の鼎彝 (二一) 無き事を有りたるやうに言ふ (二二) 後世に傳へざるは (二三) 天子の祭 (二四) 管を以て其聲を發す

揚先祖。所以崇孝也。身比焉順也。明示後世教也。夫銘者。壹稱而上下皆得焉耳矣。是故君子之觀於銘也。既美其所稱。又美其所爲。爲之者。明足以見之。仁足以與之。知足以利之。可謂賢矣。賢而勿伐。可謂恭矣。故衞孔悝之鼎銘曰。六月丁亥。公假于大廟。公曰。

欲を興し、作ちて慶士(一八)に率ひ、躬ら衞國を恤へて、其れ公家に勤めたり、夙夜解らず。民咸曰く、休いなかと。公曰く、叔舅、女に銘を予ふ、若乃考の服を纂げと。悝拜稽首して曰く、對揚(一九)して以て之を辟かにし、大命を勤めて、(二〇)烝の彝鼎に施さんと。此れ衞の孔悝の鼎銘なり。古の君子、其先祖の美を論譔して、明かに之を後世に著せる者なり。以て其身を比し、以て其國家を重んずること此の如し。子孫の宗廟社稷を守る者、其先祖美なくして之れを稱するは是れ誣(二一)なり、善ありて知らざるは、不明なり、知りて傳(二二)へざるは、不仁なり。此の三の者は、君子の恥づる所なり。○昔者周公旦天下に勳勞あり。周公既に沒す、成王康王、周公の勳勞せる所以の者を追念して、魯を尊ばんと欲す。故に之に賜ふに重祭(二三)を以てせり。外祭は則ち郊社是れなり。内祭は則ち大嘗禘是れなり。夫の大嘗禘に、清廟に升歌し、下りて管象(二四)し、朱干玉戚、以て大武を舞し、八佾以て大夏を舞すは、此れ天子の樂なり。周公を褒む、故に以て魯に賜ふなり。

銘者自名也。自名以稱二揚其先祖之美一。而明二著之後世一者也。爲二先祖一者。莫レ不レ有レ美焉。莫レ不レ有レ惡焉。銘之義。稱レ美而不レ稱レ惡。此孝子孝孫之心也。唯賢者能レ之。銘者論三譔其先祖之有二德善功烈勳勞慶賞聲名一列二於天下一。而酌二之祭器一。自成二其名一焉。以祀二其先祖一者也。顯二

して之れを後世に明著する者なり。先祖たる者は、美あらざる莫く、惡あらざる莫し。銘の義、美を稱して惡を稱せず。此れ孝子孝孫(二)の心なり。唯賢者之を能くす。銘は其先祖の德善功烈勳勞(三)、慶賞聲名あるを論譔(四)して、天下に列し、而して之れを祭器(五)に酌み、自ら其の名を成し、以て其先祖を祀る者なり。先祖を顯はし揚ぐるは、孝を崇ぶ所以なり。身、比(六)するは順なり、明かに後世に示すは敎なり。夫れ銘は壹たび稱して上下皆得る耳。是の故に君子の銘を觀るや、旣に其の稱する所を美とし、又其の爲くる所を美とす。之れを爲くる者、明以て(七)之れを見すに足り、仁以て之れを與ふるに足り、知以て之を利するに足るは、賢と謂ふ可し。賢にして伐ること勿きは、恭と謂ふ可し。故に衞の孔悝(八)の鼎銘に曰く、六月丁亥(九)、公、大廟に假る。公曰く、(一〇)叔舅、乃祖(一一)莊叔、成公に左右す。成公乃ち莊叔に命じて、難(一二)に漢陽に隨ひ、(一三)宮に宗周に卽かしめ、奔走射(一四)ふこと無し。獻公を啓き右く。(一五)獻公乃ち成叔に命じて、(一六)乃祖の服を纂がしむ。乃考文叔、(一七)舊耆

禘嘗之義大矣。治レ國之本也。不レ可レ不レ知也。明二其義一者君也。能二其事一臣者也。不レ明二其義一。君人不レ全。不レ能二其事一。爲レ臣不レ全。夫義者。所二以濟レ志也。諸德之發也。是故其德盛者。其志厚。其志厚者其義章其義章者。其祭也敬。祭敬則竟内之子孫莫二敢不レ敬矣。是故君子之祭也、必身親涖レ之。有レ故。則使レ人可也。雖レ使レ人也。君不レ失二其義一者。君明二其義一故也。其德薄者。其志輕。疑二於其義一而求三祭使二之必敬一也。弗レ可レ得已。祭而不レ敬。何以爲二民父母一矣。

可なり。人を使しむと雖も、君其の義を失はざる者は、君其の義に明かなるが故なり。其の德薄き者は、其の志輕し、其義を疑ひて祭之れをして必ず敬ならしめんことを求むるも、得可からざるのみ。祭りて敬せざれば、何を以て民(一四)の父母たらん。

(一)春夏秋冬あり (二)祭は禘嘗より重きものなし (三)爵は之に命ずるもの、服は陽に歸ふるものなり、故に陽の意義に順ひてなせるものなり (四)祿は食むもの、田邑は地を制するものなり、故に之を賜ふは陰の意義に順ひたるものなり (五)物の成るによりて、之を用ひて賞を行ふは (六)草の枯槁する時を以て刈りて燒きくさとなす此の時を以て罰刑を行ふ (七)禘嘗の義理 (八)禘嘗の事 (九)君として完全ならず (一〇)臣として完全ならず (一一)其の成さんと欲する所を成す (一二)諸の當に爲すべき所を顯なり (一三)人をして代りて祭らしむるも差支なし (一四)君たるの資格あらん

○夫鼎有レ銘。

○夫れ鼎に銘あり、銘は(一)自ら名づくるや、自ら名づけて以て其先祖の美を稱揚

時。春祭曰レ礿。夏祭曰レ禘。秋祭曰レ嘗。冬祭曰レ烝。礿禘陽義也。嘗烝陰義也。禘者陽之盛也。嘗者陰之盛也。故曰。莫レ重二於禘嘗一。古者於レ禘也。發レ爵賜レ服。順二陽義一也。於レ嘗也。出二田邑一。發二秋政一。順二陰義一也。故記曰。嘗之日發二公室一。示レ賞也。草艾則墨。未レ發二秋聲一。則民弗二敢草一也。故曰。

ひ、冬の祭を烝と曰ふ。礿禘は陽の義なり、嘗烝は陰の義なり。禘は陽の盛なるなり。嘗は陰の盛なるなり。故に曰く、(二)禘嘗より重きは莫しと。古者の禘に於て、(三)爵を發して服を賜へるは、陽の義に順へるなり。嘗に於て、田邑を出して、秋政を發せるは、(四)陰の義に順へるなり。故に記に曰く、嘗の日に(五)公室を發くは賞を示すなり、(六)草艾るべきときは則ち墨す、未だ秋聲を發せざれば、則ち民敢て草からず。故に曰く、禘嘗の義は大なり、國を治むるの本なり。知らざるべからざるなり。(七)其の義を明かにする者は君なり、(八)其の事を能くする者は臣なり。其義を明かにせざれば、人に(九)君たるに全からず。其の事を能くせざれば、(一〇)臣たるに全からず。夫の義は志を(一一)濟す所以なり。(一二)諸德の發なり。是の故に其の德、盛なる者は、其の志厚し、其の志厚き者は、其の義章なり、其の義章なる者は、其の祭るや敬す、祭に敬すれば則ち竟內の子孫、敢て敬せざるもの莫し。是の故に君子の祭は、必ず身親ら之に涖む。故あれば、則ち(一三)人を使しむるも

之謂ニ長幼有ヒ序。夫祭有レ畀ニ煇胞翟閽者一。惠レ下之道也。唯有德之君。爲ニ能行ヒ此。明足ニ以見レ之。仁足ニ以與ヒ之。畀之爲レ言與也。能以ニ其餘一畀ニ其下者一也。煇者。甲吏之賤者也。胞者。肉吏之賤者也。翟者。樂吏之賤者也。閽者。守門之賤者、也。古者不レ使ニ刑人守ヒ門。此四守者。吏之至賤者也。尸又至尊。以ニ至尊既祭之末一而不レ忘ニ至賤一而以ニ其餘一畀レ之。是故明君在レ上。則竟内之民。無ニ凍餒者一矣。此之謂ニ上下之際一。

之れに見すに足り、仁以て之に與ふるに足る、なり。畀の言たる與ふるなり、能く其の餘を以て其の下に畀ふる者なり。煇は甲吏の賤しき者なり。胞は肉吏の賤しき者なり。翟は樂吏の賤しき者のなり。閽は守門の賤しき者なり。古者刑人をして門を守らしめず。此の四守は、吏の至つて賤しき者なり。尸又至尊なり、至尊既に祭の末を以て、至賤を忘れずして、其の餘を以て之れに畀ふ。是の故に明君上に在れば、則ち竟内の民凍餒の者なし。此れを之れ上下の際と謂ふ。(四)

(一) 旅酬の時祭を助くる者に酒を賜ふ　(二) 昭に在りて列ぶ者一色となり、穆に在りて列ぶ者一色となる　(三) 齒は一色なる、以て其中の長者前に在り、穆又一色なるを以て其中の長者前に在り　(四) 恩惠相交ると謂ふ

○凡祭有ニ四

○凡そ祭に四時あり、(一) 春の祭を礿と曰ひ、夏の祭を禘と曰ひ、秋の祭を嘗と曰

立于阼。夫人副褘立于東房。夫人薦豆執校、執醴授之執鐙。尸酢夫人執柄。夫人受尸執足。夫婦相授受。不相襲處。酢必易爵。明夫婦之別也。凡爲俎者。以骨爲主。骨有貴賤。殷人貴髀。周人貴肩。凡前貴於後。俎者所以明祭之必有惠也。是故貴者取貴骨。賤者取賤骨。貴者不重。賤者不虛。示均也。惠均則政行。政行則事成。事成則功立。功之所以立者。不可不知也。俎者所以明惠之必均也。善爲政者如此。故曰。見政事之均焉。

凡賜爵。昭爲一。穆爲一。昭與昭齒。穆與穆齒。凡羣有司皆以齒。此

尸に酳す、此れ皆尸を飲む故に尸、五を飲むといふ（二）初め二獻は祼して飲まず、故に七を飲むといふ（三）次に尸又二を飲む是れ前を併せて尸、九を飲む（四）卿に獻ぜしより以下群有司に至るまで凡そ爵を同じくする時は則ち長者必ず先に飲む（五）祭の事あれば（六）爵祿を賜ふに大廟に於てす（七）有德有功の命を受くる所の者は北面す（八）爵命を書執りて（九）策（一〇）豆の中央の直き者（一一）醴酒を執る人、此人兼ねて豆を授くることを掌る（一二）豆の下の跗（一三）豆に對する祭器、牲を俎に盛るに骨を第一とす（一四）牲骨に貴賤の別あり（一五）殷人は質なり、故に髀の厚きを貴とし、肩の薄きを賤とす（一六）周は文なり、故に肩の顯を貴とし、髀の隱を賤とす（一七）周に據りていふ（一八）故に俎は政治の偏頗なきことをなしめす

凡そ爵を賜ふに（一）、昭一なり（二）、穆一なり、昭は昭と齒し（三）、穆は穆と齒す。凡そ羣有司は皆齒を以てす。此れを之れ長幼序ありと謂ふ。夫れ祭に煇胞翟閽の者に畀ふるあり、下を惠むの道なり。唯有德の君、能く此を行ふことを爲す、明以て

故有ㇾ事二於大廟一則羣昭羣穆咸在。而不ㇾ失二其倫一。此之謂二親疏之殺一也。古者明君。爵二有德一而祿二有功一。必賜二爵祿於大廟一。示ㇾ不二敢專一也。故祭之日。一獻。君降立二于阼階之南一。南鄉。所ㇾ命北面。史由二君右一。執ㇾ策命之。再拜稽首。受ㇾ書以歸。而舍二奠于其廟一。此爵賞之施也。君卷冕

歸り、而して其廟に舍奠す。此れ爵賞の施なり。君、卷冕して阼に立ち、夫人、副褘して東房に立つ。夫人、豆を薦むるに校(一〇)を執り、醴を執るひと(一一)之れを授くるに鐙(一二)を執る。尸、夫人に酢するに柄を執り、夫人、尸に受くるに足を執る。夫婦相授受するに、處に相襲らずして、酢するに必ず爵を易ふ。夫婦の別を明かにするになり。凡そ俎(一三)に爲る者は、骨を以て主と爲す。骨(一四)に貴賤あり、殷人(一五)は髀を貴び、周人(一六)は肩を貴ぶ。凡そ前(一七)は後より貴し、俎は祭の必ず惠あることを明かにする所以なり。是の故に貴き者は貴骨を取り、賤しき者は賤骨を取る。貴き者重ねず、賤しき者虛しくせざるは、均しきを示すなり。惠均しければ則ち政行はる、政行はるれば則ち事成る、事成れば則ち功立つ。功の立つ所以は、知らざるべからざるなり。俎は惠の必ず均しきを明かにする所以なり。善く政を爲す者は此の如し。故に曰く、政事(一八)の均しきを見すと。

(一) 凡そ祭に九獻の禮を備ふ、二獻は祼し鬱鬯を用ひ尸祭嘗して飮まず、朝踐二獻饋食二獻及び食し畢つて主人、

而不迎尸。別嫌也。尸在廟門外。則疑於臣。在廟中。則全於君。君在廟門外。則疑於君。入廟門。則全於臣。全於子。是故不出者。明君臣之義也。夫祭之道。孫爲王父尸。所使爲尸者。於祭者子行也。父北面而事之。所以明子事父之道也。此父子之倫也。

(八) 廟門の內に在れば臣子として尸に事ふること全し　(九) 子の列なり、故に父、臣位にありて尸に事ふ

尸飲五。君洗玉爵獻卿。尸飲七。以瑤爵獻大夫。尸飲九。以散爵獻士及羣有司。皆以齒。明尊卑之等也。夫祭有昭穆。昭穆者所以別父子遠近長幼親疏之序而無亂也。是

尸、五を飲めば、君、玉爵を洗ひて卿に獻じ、尸七を飲めば瑤爵を以て大夫に獻じ、尸九を飲めば、散爵を以て士及び羣有司に獻ず、皆齒を以てす、尊卑の等を明かにするなり。夫れ祭に昭穆あり、昭穆は父子遠近、長幼親疏の序を別けて、亂るゝ無からしむる所以なり。是の故に大廟に事あれば、則ち羣昭羣穆咸在り。而して其の倫を失はず。此れを之れ親疏の殺と謂ふなり。古者明君、有德を爵して有功を祿するに、必ず爵祿を大廟に賜ふ。敢て專にせざるを示すなり。故に祭の日に一獻して、君降りて阼階の南に立ちて南鄉し、命ずる所は北面す。史、君の右より、策を執りて之れに命ず。再拜稽首して、書を受けて以て

○夫祭有二十倫一焉。見下事二鬼神一之道上焉。見二君臣之義一焉。見二父子之倫一焉。見二貴賤之等一焉。見二親疏之殺一焉。見二爵賞之施一焉。見二夫婦之別一焉。見二政事之均一焉。見二長幼之序一焉。見二上下之際一焉。此之謂二十倫一。鋪レ筵。設二同几一。爲レ依レ神也。詔二祝於室一。而出二于祊一。此交二神明一之道也。君迎レ牲

○夫れ祭に十倫(一)あり。鬼神に事ふるの道を見す、君臣の義を見す、父子の倫を見す、貴賤の等を見す、親疏の殺を見す、爵賞の施を見す、夫婦の別を見す、政事の均を見す、長幼の序を見す、上下の際を見す。此れを之れ十倫と謂ふ。筵を鋪き同几(二)を設くるは、(三)神を依らしむるが爲めなり。室に(四)詔祝し、祊に出づ、此れ神明に交るの道なり。君、牲を迎へて尸を迎へざるは、(五)嫌を別つなり。(六)尸、廟門の外に在りては、則ち臣に疑はる、廟中に在りては、則ち君に全し。(七)君、廟門の外に在りては、則ち君に疑はる。廟門に入りては、則ち(八)臣に全く、子に全し。是の故に出でざる者は、君臣の義を明かにするなり。夫れ祭の道は、孫、王父の尸たり。尸たらしむる所の者は、祭る者に於ては子の行(九)なり。父北面して之れに事ふ、子、父に事ふるの道を明かにする所以なり。此れ父子の倫なり。

(一) 十義　(二) 夫婦別あり、然れども死する時は則ち精氣隔てなし、故に一几を設け置く　(三) 安んじ遷らしむる爲めなり　(四) 告げ祝し　(五) 疑ひを受けざるが爲め區別するなり　(六) 臣、尸となる、故に廟門を出づれば、他の臣と區別なきの疑ひあり　(七) 君若し廟門を出でて尸を迎ふる時は、君の資格となり子の資格を失ふの嫌ひあり

物大矣。其興レ物備矣。順以備者也。其教之本與。是故君子之教也。外則教レ之以レ尊二其君長一。内則教レ之以レ孝二於其親一。是故明君在レ上。則諸臣服從。崇二事宗廟社稷一。則子孫順孝。盡二其道一。端二其義一而教生焉。是故君子之事レ君也。必身行レ之。所レ不レ安二於上一。則不二以使一レ下。所レ惡二於下一。則不二以事一レ上。非二諸人一。行二諸己一。非二教之道一也。是故君子之教也。必由二其本一。順之至也。祭其是與。故曰。祭者教之本也已。

り。其れ教の本か。是の故に君子の教は、外は則ち之に教ふるに其君長を尊ぶを以てし、内は則ち之に教ふるに其親に孝なるを以てす。是の故に明君、上に在れば、則ち諸臣服從し、宗廟社稷に崇事す(二)。則ち子孫順孝にして其道を盡し、其義を端しくして、教生ず。是の故に君子の君に事ふるや、必ず身之を行ふ(三)。上に安んぜざる所は、則ち以て下に使せしめず。下に惡む所は、則ち以て上に事へず。(四)諸を人に非りて、諸を己に行ふは、教の道に非ざるなり。是の故に君子の教は、必ず(五)其本に由る、順の至なり。祭は其れ是れか。故に曰く、祭は教の本なるのみ。

(一) 牲器の具を整へ備ふ　(二) 尊崇して事ふ　(三) 自身に事を實行す　(四) 己の欲せざる所を人に施すは　(五) 教の本即ち順にして以て備はる者による

也。是故古之人有言曰。善終者如始。餕其是已。是故古之君子曰。尸亦餕鬼神之餘也。惠術也。可以觀政矣。是故尸謖。君與三卿四人餕。君起。大夫六人餕。臣餕君之餘也。大夫起。士八人餕。賤餕貴之餘也。士起各執其具以出。陳于堂下。百官進徹之。下餕上之餘也。凡餕之道。每變以衆。所以別貴賤之等。而興施惠之象也。是故以四簋黍。見其脩於廟中也。廟中者。竟內之象也。祭者。澤之大者也。是故上有大澤。則惠必及下。顧上先下後耳。非上積重而下有凍餒之民也。是故上有大澤。則民夫人待于下流。知惠之必將至也。由餕見之矣。故曰。可以觀政矣。

ふに上に先、下は後なるのみ。上、積重して、下凍餒の民あるに非ざるなり。是の故に上、大澤あれば、則ち民、夫人、下流に待ちて、惠の必ず將に至らんとするを知るなり。餕に由りて之れを見す。故に曰く、以て政を觀るべしと。

(一) 獻酬 (二) 聲音 (三) 舞樂 (四) 武曲の名、書傳云、「武王伐紂、至於商郊、停止宿夜、士皆歡樂、歌舞以待旦、因名焉」 (五) 樂は鬱鬯を假り、歌は聲音を假り、舞は干戚を假り、以て君子の誠敬の志內に存するを顯さしむる所以なり (六) 其の誠敬の志の輕重に隨ひて進退す (七) 鬼神の食餘を食すること (八) 施惠の法なり (九) 餕し畢りて起てば (一〇) 進は餕 (一一) 上より下に變ずる毎に人數多し (一二) 諸侯は六簋なり、四簋といふは、二簋を止めて陽厭の祭を爲すによる、黍は黍稷をいふ、黍を擧げて稷を含ませたるなり (一三) 惠澤の大なるものなり (一四) 下の地位

○夫祭之爲

○夫れ祭の物たる大なり。其の物を興すこと備る。順にして以て備るものな

也。凡三道者。所以假於外。而以增君子之志也。故與志進退。志輕則亦輕。志重則亦重。輕其志而求外之重也。雖聖人弗能得也。是故君子之祭也。必身自盡也。所以明重也。道之以禮。以奉三重。而薦諸皇尸。此聖人之道也。〇夫祭有餕。餕者祭之末也。不可不知

と雖も得ること能はざるなり。是の故に君子の祭は、必ず身自ら盡すなり。重きを明かにする所以なり。之れを道くに禮を以てし、以て三重を奉じて諸を皇尸に薦む。此れ聖人の道なり。〇夫れ祭に餕(七)あり、餕は祭の末なり。知らざるべからざるなり。是の故に古の人言へること有り。曰く、終を善くする者は始の如しと。餕は其れ是れのみ、是の故に古の君子曰く、尸亦鬼神の餘を餕するなり、惠術(八)なり、以て政を觀るべし。是の故に尸謖(九)てば、君、卿四人と餕す。君起てば、大夫六人餕す。臣、君の餘を餕するなり。大夫起てば、士八人餕す。賤、貴の餘を餕するなり。士起てば、各々其具を執りて以て出で、堂下に陳ね、百官(一〇)進みて之を徹す。下、上の餘を餕するなり。凡そ餕の道、(一一)變ずる毎に衆を以てす。貴賤の等を別けて、惠を施すの象を興す所以なり。是の故に四簋(一二)黍を以てするは、其の廟中に偏きを見すなり。廟中は竟内の象なり。祭は澤(一三)の大なる者なり。是の故に上に大澤あれば、則ち惠必ず下に及ぶ。顧

明也。是故先期旬有一日。宮宰宿夫人。夫人亦散齊七日。致齊三日。君致齊於外。夫人致齊於內。然後會於大廟。君純冕立於阼。夫人副褘立於東房。君執圭瓚祼尸。大宗執璋瓚亞祼。及迎牲。君執紖。卿大夫從。士執芻。宗婦執盎從。夫人薦涗水。君執鸞刀。羞嚌。夫人薦豆。此之謂夫婦親之。〇及入舞。君執干戚就舞位。君爲東上。冕而總干。率其羣臣。以樂皇尸。是故天子之祭也。與天下樂之。諸侯之祭也。與竟內樂之。冕而總干。率其羣臣。以樂皇尸。此與竟內樂之之義也。

しむるは、此れ竟内と之れを樂むの義なり。

(一)祭る可き時に至りて　(二)ものいみす　(三)物は事、事に於て苟も爲らず、苟も動かざるをいふ　(四)神に事仕すべし　(五)祭を爲す日より十一日前　(六)戒む　(七)始祖の廟　(八)灌に同じ、鬱鬯を酌む　(九)牲の手綱を執り　(一〇)牲を殺す時敷く藁　(一一)同宗の婦　(一二)盎齊　(一三)明水　(一四)肺肝　(一五)饋食の豆　(一六)天下の衆と樂む　(一七)一國內の衆と樂む

〇夫祭有三重焉。獻之屬莫重於祼。聲莫重於升歌。舞莫重於武宿夜。此周道

〇夫れ祭に三の重きもの有り。獻(一)の屬は祼より重きは莫く、聲(二)は升歌より重きは莫く、舞(三)は武(四)宿夜より重きは莫し。此れ周道なり。凡そ三道(五)は、外を假りて、以て君子の志を増す所以なり。故に志(六)と進退す。志輕ければ則ち亦輕く、志重ければ則ち亦重し。其志を輕くして、外の重からんことを求むるは、聖人

無止也。及其將齊也。防其邪物。訖其耆欲。耳不聽樂。故記曰。齊者不樂。言不敢散其志也。心不苟慮。必依於道。手足不苟動。必依於禮。是故君子之齊也。專致其精明之德。也。故散齊七日以定之。致齊三日以齊之。定之之謂齊。齊者精明之至也。然後可以交於神

故に君子の齊するや、專ら其精明の德を致すなり。故に散齊すること七日にして以て之れを定め、致齊すること三日にして以て之を齊ふ。之を定むる之れ齊と謂ふ。齊は精明の至なり。然る後に以て神明(四)に交るべきなり。是の故に期(五)に先だつこと旬有一日、宮宰、夫人を宿す。夫人も亦散齊すること七日、致齊すること三日。君は外に致齊し、夫人は內(六)に致齊す。然る後に大廟(七)に會す。君、純冕して阼に立ち、夫人、副褘して東房に立つ。君、圭瓚を執りて尸に祼(八)し、大宗、璋瓚を執りて亞祼す。牲を迎ふるに及びて、君、紖(九)を執り、卿大夫從ひ、士、芻(一〇)を執り、宗婦(一一)、盎(一二)を執りて從ふ。夫人、涗水(一三)を薦む。君、鸞刀を執りて嚌(一四)を羞め、夫人豆(一五)を薦む。此れを之れ夫婦之を親らすと謂ふ。〇入りて舞ふに及びて、君、干戚を執りて、舞位に就く。君は東上たり。冕して干を總り、其の羣臣を率ゐ、以て皇尸を樂ましむ。是の故に天子(一六)の祭は、天下と之を樂み、諸侯の祭は、竟內(一七)と之を樂む。冕して干を總り、其羣臣を率ゐ、以て皇尸を樂ま

産之醢。小物備矣。三牲之俎。八簋之實。美物備矣。昆蟲之異。艸木之實。陰陽之物備矣。凡天之所レ生。地之所レ長。苟可レ薦者。莫レ不ニ咸在一。示レ盡レ物也。外則盡レ物。内則盡レ志。此祭之心也。是故天子親耕ニ於南郊一。以共ニ齊盛一。王后蠶ニ於北郊一。以共ニ純服一。諸侯耕ニ於東郊一。亦以共ニ齊盛一。夫人蠶ニ於北郊一。以共ニ冕服一。天子諸侯。非レ莫レ耕也。王后夫人。非レ莫レ蠶也。身致ニ其誠信一。誠信之謂レ盡。盡之謂レ敬。敬盡然後可ニ以事ニ神明一。此祭之道也。

陸に産する物を咸く供する意を示すなり (七) 精神なり (八) 純は絲、天子に純服といひ、諸侯に冕服といふ、同じ物なり (九) 耕す可き人の無きにはあらず

○及レ時將レ祭。君子乃齊。齊之爲レ言齊也。齊レ不レ齊以致レ齊者也。是故君子非レ有ニ大事一也。非レ有ニ恭敬一也。則不レ齊。不レ齊則於レ物無レ防也。耆欲

○時に及びて將に祭らんとすれば、君子乃ち齊す。齊の言たる齊なり。齊はざる(一)を齊へて以て齊を致すものなり。是の故に君子、大事(二)あるに非ず、恭敬あるに非ざれば、則ち齊せず。齊せざれば則ち(三)物に於て防ぐなきなり。耆欲止むるなきなり。其の將に齊せんとするに及びてや、其の邪物を防ぎ、其の嗜欲を訖め、耳樂を聽かず。故に記に曰く、齊する者は樂せずと。敢て其の志を散ぜざるを言ふなり。心、苟も慮らず、必ず道に依る。手足苟も動かず、必ず禮に依る。是の

觀二其順一也。喪則觀二其哀一也。祭則觀二其敬而時一也。盡二此三道一者。孝子之行也。○既內自盡。又外求レ助。昏禮是也。故國君取二夫人一之辭曰。請下君之玉女。與二寡人一共有二敝邑一。事中宗廟社稷上。此求レ助之本也。夫祭也者。必夫婦親レ之。所三以備二外內之官一也。官備則具備。水艸之菹。陸

廟社稷に事へんことを請ふと。此れ助を求むるの本なり。夫の祭は、必ず夫婦之を親らす、外內の官を備ふる所以なり。官備れば則ち具備る。水艸の菹・陸產の醢は小物備るなり。三牲の俎、八簋の實は、美物備るなり。昆蟲の異、艸木の實は、陰陽の物備るなり。凡そ(五)天の生ずる所、地の長ずる所にして、苟も薦む可き者は、咸在らざる莫し、(六)物を盡すを示すなり。外は則ち物を盡し、內は則ち志を盡す。此れ祭の心なり。(七)是の故に天子親ら南郊に耕して、以て齊盛を共し、王后北郊に蠶して、以て(八)純服を共す。諸侯、東郊に耕して、亦以て齊盛を共し、夫人、北郊に蠶して、以て冕服を共す。天子諸侯(九)耕す莫きに非ざるなり。王后夫人蠶する莫きに非ざるなり。身其の誠信を致す。誠信之れ盡と謂ひ、盡之れ敬と謂ふ。敬盡して然る後に以て神明に事ふべし。此れ祭の道なり。

(一) 及ばざる養を追ひてなし、其の未だ盡さゞる孝を繼ぐなり　(二) 親を養ふなり　(三) 時を以て之を思ふ。即ち四時に祭るが如きをいふ　(四) 外、妻を娶りて祭の粢盛を供する助を求むるは　(五) 天地間に生ずる所の物　(六) 海

謂レ備。言下內盡二於己一而外順中於道上也。忠臣以事二其君一。孝子以事二其親一。其本一也。上則順二於鬼神一。外則順二於君長一。內則以孝二於親一。如レ此之謂レ備。唯賢者能備。能備然後能祭。是故賢者之祭也。致二其誠信與二其忠敬一。奉レ之以レ物。道レ之以レ禮。安レ之以レ樂。參レ之以レ時。明薦レ之而已矣。不レ求二其爲一。此孝子之心也。

むるのみ。(九)其爲めにするを求めず、此れ孝子の心なり。

(一)祭の本を記す (二)吉凶軍賓嘉の五禮 (三)儀式によつて、祭の時の具るものにあらず (四)心、內に感ずる所ありて、禮を以て祭るなり (五)敬愛を盡す (六)親の靈を迎へて物を供し (七)此處に迎へて至らしむるに禮を以てし (八)此處に安ずるに樂を奏し (九)自身に福を受けん爲めに祭らず

○祭者所二以追レ養繼一レ孝也。孝者畜也。順二於道一。不レ逆二於倫一。是之謂レ畜。○是故孝子之事レ親也。有二三道一焉。生則養。沒則喪。喪畢則祭。養則

○祭は養を追ひ孝を繼ぐ所以なり。孝は畜なり、道に順ひ、倫に逆はざる、是れを之れ畜(一)と謂ふ。○是の故に孝子の親(二)に事ふるを、三道あり。生けるときは則ち養ひ、沒すれば則ち喪す。喪畢れば則ち祭る。養には則ち其順を觀るなり。喪には則ち其哀を觀るなり。祭には則ち其敬して時(三)なるを觀るなり。此の三道を盡す者は、孝子の行なり。○既に內自ら盡し、又外(四)に助を求むるは、昏禮是れなり。故に國君、夫人を取るの辭に曰く、君の玉女、寡人と共に敝邑を有ち、宗

凡治レ人之道。莫レ急二於禮一。禮有二五經一。莫レ重二於祭一。夫祭者。非二物自レ外至者一也。自レ中出生二於心一者也。心怵而奉レ之以レ禮。是故唯賢者。能盡二祭之義一。○賢者之祭也。必受二其福一。非二世所レ謂福一也。福者備也。備者。百順之名也。無レ所レ不レ順者。之

祭統第二十五（一）

凡そ人を治むるの道は禮より急なるは莫し。禮に五經（二）あり。祭より重きは莫し。夫れ祭（三）は物の外より至る者に非ざるなり。中より出でて、（四）心に生ずるなり。心怵れて之を奉ずるに禮を以てす。是の故に唯賢者は能く祭の義（五）を盡す。○賢者の祭るや、必ず其福を受く。世の所謂福に非ざるなり。福とは備なり、備とは百順の名なり。順はざる所なき者之を備と謂ふ。内、己を盡して、外、道に順ふを言ふなり。忠臣以て其の君に事へ、孝子以て其の親に事ふ。其の本は一なり。上は則ち鬼神（六）に順ひ、外は則ち君長に順ふ。内は則ち以て親に孝なり。此の如き之れ備と謂ふ。唯賢者は能く備ふ。能く備へて然る後に能く祭る。是の故に賢者の祭るや、其誠信と其忠敬とを致し、（七）之を奉ずるに物を以てし、之を道くに禮を以てし、之を安（八）ずるに樂を以てし、之に參するに時を以てし、明かに之を薦

孝子之志也。○建國之神位。右社稷而左宗廟。

人。過則稱ㇾ己。教ㇾ不ㇾ伐。以尊ㇾ賢也。〇孝子將二祭祀一。必有二齊莊之心一以慮ㇾ事。以具二服物一。以脩二宮室一。以治二百事一。及二祭之日一。顏色必溫。行必恐。如ㇾ懼ㇾ不ㇾ及ㇾ愛然。其奠ㇾ之也。容貌必溫。身必詘。如二語焉而未一之然。宿者皆出。其立卑靜以正。如ㇾ將ㇾ弗ㇾ見然。及二祭之後一。陶陶遂遂。如ㇾ將二復入一然。是故愨善不ㇾ違ㇾ身。耳目不ㇾ違ㇾ心。思慮不ㇾ違ㇾ親。結二諸心一。形二諸色一。而術二省之一。

懼るゝが如く然り。其の之を奠するや、容貌必ず溫に、身必ず詘す。語げて(七)未だしきが如く然り。宿者皆出づ、其の立つこと卑靜にして以て正し。將に見ざらん(八)とするが如く然り。祭の後に及びて陶陶遂遂(九)として、將に復た入らん(一〇)とするが如く然り。是の故に愨善身を違らず、耳目心を違らず、思慮親を違らず、諸を心に結び、諸を色に形して、之を術省す(一一)。孝子の志なり。〇國の神位(一二)を建つるには、社稷を右(一三)にして宗廟を左(一四)にす。

(一) 易を掌る人なれども、人といはざるは、臣なるを以て直ちに易といふ (二) 南面は内にして天子の位なり (三) 北面は外にして臣の位なり、今、天子、臣位につきてトに問ふをいふ (四) 如何に明知の心あるも必ず易によりて其志を斷ず (五) つゝしみおごそかなり (六) 親を愛する心の及ばざらんことを恐るゝが如くにす (七) 親の命を聽くが如くにす (八) 復た見ること能はざらんとするが如くなり (九) 陶々は、親を思ふ心、内に存するをいひ、遂遂は、親を思ふ心の外に達するをいふ (一〇) 復び親に從ひて入らんとするが如くなり (一一) 術は述に同じ、事毎に思省す (一二) 神には位なし、故に人、神位を定むるには (一三) 右は陰なり、坤道の尊ぶ處なり、故に右に祀る (一四) 左は陽なり、人道の嚮ふ所なり、故に左に祀る

天子設二四學一。當レ入レ學而大子齒。天子巡守。諸侯待二于竟一。天子先見二百年者一。八十九十者東行。西行者弗二敢過一。西行。東行者弗二敢過一。欲レ言レ政者。君就レ之可也。壹命齒二于鄕里一。再命齒二于族一。三命不レ齒レ族。有二七十者一弗二敢先一。七十者不レ有二大故一。不レ入レ朝。若有二大故一而入。君必與レ之揖讓。而后及二爵者一。天子有レ善。讓二德於天一。諸侯有レ善。歸二諸天子一。卿大夫有レ善。薦二於諸侯一。士庶人有レ善。本二諸父母一。存二諸長老一。祿爵慶賞成二諸宗廟一。所二以示一レ順也。

を飲むこと　(六) 干楯を持ちて舞位に立つ　(七) 虞・夏・殷・周四代の學　(八) 太子貴しと雖も同學の者と年齡順に并ぶ　(九) 國境に出迎ふ　(一〇) 政事に就きて意見を陳述せんとすれば　(一一) 初めて士となる者は、鄕里に於ては年長順序を以て坐す　(一二) 同族に於て齒し　(一三) 爵の高下を以てして年齡を問はず　(一四) 鄕飮の際に於ては、七十の者先づ入るを待ちて後に入る　(一五) 其功を天の德となし　(一六) 宗廟の中に於て命ず

○昔者聖人建二陰陽天地之情一。立以爲レ易。易抱レ龜南面。天子卷冕北面。雖レ有二明知之心一。必進斷二其志一焉。示レ不二敢專一以尊レ天也。善則稱レ

○昔者聖人陰陽天地の情を建て、立てて以て易を爲る。(一) 易は龜を抱きて南面し、(二) 天子卷冕して北面す。(三) 知明の心ありと雖も、(四) 必ず進みて其の志を斷む。敢て專にせざるを示し、以て天を尊ぶなり。善には則ち人を稱し、過には則ち己を稱す。伐らざるを敎へて、以て賢を尊ぶなり。○孝子將に祭祀せんとすれば、必ず齊莊の心あり。(五) 以て事を慮り、以て服物を具へ、以て宮室を脩め、以て百事を治む。祭の日に及びて、顏色必ず溫、行くこと必ず恐れ、(六) 愛に及ばざるを

賢於西學。所三以敎二諸侯之德一也。耕藉所三以敎二諸侯之養一也。朝覲所三以敎二諸侯之臣一也。五者天下之大敎也。食二三老五更於大學一。天子袒而割レ牲。執レ醬而饋。執レ爵而酳。冕而總レ干。所三以敎二諸侯之弟一也。是故鄕里有レ齒。而老窮不レ遺。强不レ犯レ弱。衆不レ暴レ寡。此由二大學一來者也。

り、爵を執りて酳(五)し、冕(六)して干を總るは、諸侯の弟を敎ふる所以なり。是の故に鄕里に齒ありて、老窮遺てられず、强、弱を犯さず、衆、寡を暴せず。此れ大學より來る者なり。天子は四學(七)を設く、學に入るに當りて、大子(八)齒す。天子巡守するとき、諸侯竟(九)に待つ。天子先づ百年の者を見る。八十九十の者は、東行すべきとき西行する者、敢て過ぎず。西行すべきとき東行する者、敢て過ぎず。政(一〇)を言はんと欲する者あらば、君之れに就きて可なり。壹命(一一)は鄕里に齒し、再命は族(一二)に齒し、三命は族(一三)に齒せず。七十(一四)の者あれば、敢て先だたず、七十の者は大故あらざれば朝に入らず、若し大故ありて入れば、君必ず之れと揖讓し、而して后に爵者に及ぶ。天子、善あれば德(一五)を天に讓り、諸侯善あれば、諸を天子に歸し、卿大夫善あれば、諸侯に薦め、士庶人善あれば、諸を父母に本づけ、諸を長老に存し、祿爵慶賞は、諸を宗廟(一六)に成す。順を示す所以なり。

㊀ 西郊の學、周の小學　㊁ 藉田を耕すは　㊂ 朝廷に參觀するは　㊃ 食を進むること　㊄ 食畢りて後、酒

併。不レ錯則隨。見二老者一則車徒辟。斑白者不下以二其任一行中乎道路上。而弟達二乎道路一矣。居レ鄕以レ齒。而老窮不レ遺。強不レ犯レ弱。衆不レ暴レ寡。而弟達二乎州巷一矣。古之道。五十不レ爲二甸徒一。頒レ禽隆二諸長者一。而弟達二乎獀狩一矣。軍旅什伍同レ爵則尚レ齒。而弟達二乎軍旅一矣。孝弟發二諸朝廷一。行二乎道路一。至二乎州巷一。放二乎獀狩一。脩二乎軍旅一。衆以レ義死レ之。而弗二敢犯一也。

なり。

(一)大舜　(二)盛德の王　(三)古へは朝を觀るの禮、君臣皆立つ、然るに老年七十に至れば杖に依りて立つをゆるす　(四)君若し問ふことある時は、席を堂に布きて之を坐せしむ　(五)朝事の畢るを待たず、君を見、揖して退く　(六)君駕を枉げて其家に到る　(七)少者長者と同行するに肩を併べて行かず、稍々退きて後に在るべし　(八)兄の輩ならば、斜に雁行して從ふ　(九)父の輩なれば、直ちに其後に隨ふ　(一〇)乘車或ひは徒行を問はず道を避けて通行するを待つ　(一一)白髮交りの者は負戴して道路を行かず、是れ若者代りて其勞に服す　(一二)君、田獵する時、徵發せられて徒となれる者　(一三)狩の獲物を分與するには　(一四)上を犯さざるなり

祀二乎明堂一。所三以教二諸侯之孝一也。食二三老五更於大學一。所三以教二諸侯之弟一也。祀二先

明堂に祀るは諸侯の孝を敎ふる所以なり。三老五更を大學に食ふは、諸侯の弟を敎ふる所以なり。先賢を(一)西學に祀るは諸侯の德を敎ふる所以なり。(二)耕藉は諸侯の養を敎ふる所以なり。(三)朝覲は諸侯の臣たることを敎ふる所以なり。五の者は天下の大敎なり。三老五更を大學に食ふには、天子袒して牲を割き、醬を執りて(四)饋

○昔者有虞氏貴レ德而尙レ齒。夏后氏貴レ爵而尙レ齒。殷人貴レ富而尙レ齒。周人貴レ親而尙レ齒。虞夏殷周。天下之盛王也。未レ有三遺レ年者一。年之貴二乎天下一久矣。次二乎事一レ親也。是故朝廷同レ爵則尙レ齒。七十杖二於朝一。君問則席。八十不レ俟レ朝。君問則就レ之。而弟達二乎朝廷一矣。行肩而不レ

○昔者有虞(一)氏は、德を貴びて齒を尙ぶ。夏后氏は爵を貴びて齒を尙ぶ。殷人は富を貴びて齒を尙ぶ。周人は親を貴びて齒を尙ぶ。虞夏殷周は、天下の盛王(二)なり、未だ年を遺つる者あらず。年の天下に貴きこと久し、親に事ふるに次ぐなり。是の故に朝廷には爵を同じくせば則ち齒を尙ぶ。七十は朝に(三)杖つき、君、(四)問ふときは則ち席す。八十は朝を(五)俟たず。君問ふときは則ち之に就く。(六)而して弟朝廷に達す。(七)行くに肩して倂べず、錯(八)はらざれば則ち(九)隨ふ。老者を見れば則ち車徒辟け、(一一)斑白の者は、其の任を以て道路に行かず。而して弟、道路に達す。鄕(一〇)に居れば齒を以てす。而して老窮遺てられず、强、弱を犯さず、衆寡を暴せず、而して弟、州巷に達す。古の道、五十は甸徒(一二)たらず。禽(一三)を頒つには是を長者に隆くす。而して弟、獀狩に達す。軍旅什伍、爵を同じくせば則ち齒を尙ぶ、而して弟、軍旅に達す。孝弟諸を朝廷に發し、道路に行はれ、州巷に至り、獀狩に放り、軍旅に脩まり、衆、義を以て之に死して敢て犯さざる(一四)

月不出。猶有憂色。何也。樂正子春曰。善如爾之問也。善如爾之問也。吾聞諸曾子。曾子聞諸夫子。曰。天之所生。地之所養。無人爲大。父母全而生之。子全而歸之。可謂孝矣。不虧其體。不辱其身。可謂全矣。故君子頃步而弗敢忘孝也。今予忘孝之道。予是以有憂色也。壹擧足而不敢忘父母。壹出言而不敢忘父母。壹擧足而不敢忘父母。是故道而不徑。舟而不游。不敢以先父母之遺體行殆。壹出言而不敢忘父母。是故惡言不出於口。忿言不反於身。不辱其身。不羞其親。可謂孝矣。

大なるはなし。父母全くして之れを生み、子全くして之れを歸すは、孝と謂ふ可し。其體を虧かず、其身を辱めざるは、全くすと謂ふ可し。故に君子は頃步(二)にして敢て孝を忘れざるなり。今予孝の道を忘れたり。予是を以て憂色あるなり。壹たび足を擧げて、敢て父母を忘れず、壹たび言を出して敢て父母を忘れず。壹たび足を擧げて、敢て父母を忘れず、是の故に道(三)よりして徑よりせず、舟して游がず。敢て先づ父母の遺體を以て殆きを行はず。壹たび言を出して敢て父母を忘れず、是の故に惡言口より出でず、忿言身に反さず、其の身を辱めず、其親を羞しめざるなり、孝と謂ふ可し。

(一) 人を最も大なりとなす　(二) 跬步、卽ち半步のことなり　(三) 道を行くに、正路を取りて徑路を取らず

時伐焉。禽獸以レ時殺焉。夫子曰。斷二一樹一。殺二一獸一。不レ以二其時一。非レ孝也。

○孝有レ三。小孝用レ力。中孝用レ勞。大孝不レ匱。思二慈愛一忘レ勞。可レ謂レ用レ力矣。尊レ仁安レ義。可レ謂レ用レ勞矣。博施備レ物。可レ謂レ不レ匱矣。父母愛レ之。嘉而弗レ忘。父母惡レ之。懼而無レ怨。父母有レ過。諫而不レ逆。父母既沒。必求二仁者之粟一以祀レ之。此之謂二禮終一。

ば、諫めて逆はず。父母既に沒すれば必ず仁者の粟を求めて、以て之を祀る。此れを之れ禮の終と謂ふ。

㊀孝を立つれば其大なること天地に滿ち塞がる ㊁孝を敷きて散ずれば四海に滿ち塞がる ㊂推し進むれば ㊃人是れを以て準則となすこと ㊄詩經大雅文王有聲篇の詩 ㊅庶人の孝は、父母の慈愛を思ひて勞を忘るゝをいひ ㊆卿大夫の孝は、仁義を行ひ功勞以て物に及ぼすに足るをいひ ㊇天子諸侯の孝は、德行を百姓に加へ、百姓各々其職に安んじ財用乏しからざらしめ、祭祀を來りて助くるに至らしむるをいふ

○樂正子春下レ堂而傷二其足一。數月不レ出。猶有二憂色一。門弟子曰。夫子之足瘳矣。數

○樂正子春、堂を下りて其の足を傷く、數月まで出でず、猶ほ憂色あり。門弟子曰く、夫子の足瘳えたり、數月まで出でず、猶ほ憂色あるは何ぞや。樂正子春曰く、善いかな、爾の問ふや、善いかな、爾の問ふや。吾諸を曾子に聞く、曾子は諸を夫子に聞けり。曰く、天の生ずる所、地の養ふ所のものは、人より

名。可ㇾ謂㆓能終㆒矣。仁者仁ㇾ此者也。禮者履ㇾ此者也。義者。宜ㇾ此者也。信者信ㇾ此者也。強者強ㇾ此者也。樂自ㇾ順ㇾ此生。刑自ㇾ反ㇾ此作。

○曾子曰。夫孝置ㇾ之而塞㆓乎天地㆒。溥ㇾ之而横㆓乎四海㆒。施㆓諸後世㆒而無㆓朝夕㆒。推而放㆓諸東海㆒而準。推而放㆓諸西海㆒而準。推而放㆓諸南海㆒而準。推而放㆓諸北海㆒而準。詩云。自ㇾ西自ㇾ東。自ㇾ南自ㇾ北。無㆓思不㆒ㇾ服。此之謂也。○曾子曰。樹木以ㇾ

○曾子曰く、夫れ孝は(一)之れを置けば天地に塞ち、(二)之れを溥けば四海に横はり、諸を後世に施して朝夕なく、推して諸を東海に放りて準なり。(三)推して諸を西海に放りて(四)準なり。推して諸を南海に放りて準なり。推して諸を北海に放りて準なり。(五)詩に云ふ、西より東より、南より北より、思うて服せざるなしとは、此れの謂ひなり。○曾子曰く、樹木は時を以て伐り、禽獸は時を以て殺す。夫子曰く、一樹を斷り、一獸を殺すに、其の時を以てせざるは、孝に非ざるなり。○孝に三あり、(六)小孝は力を用ひ、(七)中孝は勞を用ひ、(八)大孝は匱しからず。慈愛を思うて勞を忘るゝは、力を用ふと謂ふ可し。仁を尊び義を安ずるは、勞を用ふと謂ふ可し。博く施し物を備ふるは、匱しからずと謂ふ可し。父母之れを愛すれば喜びて忘れず、父母之を惡めば、懼れて怨むこと無く、父母過あれ

也。安能爲ㇾ孝乎。○曾子曰。身也者。父母之遺體也。行ニ父母之遺體ー。敢不ㇾ敬乎。居處不ㇾ莊。非ㇾ孝也。事ㇾ君不ㇾ忠。非ㇾ孝也。涖ㇾ官不ㇾ敬。非ㇾ孝也。朋友不ㇾ信。非ㇾ孝也。戰陳無ㇾ勇。非ㇾ孝也。五者不ㇾ遂。烖及ニ於親ー。敢不ㇾ敬乎。亨孰羶薌。嘗而薦ㇾ之。非ㇾ孝也。養也。君子之所ㇾ謂孝也者。國人稱願然曰。幸哉有ㇾ子如ㇾ此。所ㇾ謂孝也已。衆之本敎曰ㇾ孝。其行曰ㇾ養。養可ㇾ能也。敬爲ㇾ難。敬可ㇾ能也。安爲ㇾ難。安可ㇾ能也。卒爲ㇾ難。父母既沒。愼ニ行其身ー。不ㇾ遺ニ父母惡

を薦むるは孝に非ざるなり。養(四)ふなり。君子の所謂孝は、國人(五)稱願して、然して曰く、幸なるかな、子あること此の如きは、所謂孝なるのみ。衆(六)の本敎を孝と曰ひ、其の行を養と曰ふ。養は能くすべきなり、敬を難しとなす、敬は能くす可きなり。安を難しとなす。安は能くす可きなり。卒るを難しとなす。父母既に沒すれば、其の身を愼み行ひ、父母の惡名を遺さざるは(七)能く終ると謂ふ可し。仁とは此れを仁にする者なり、禮とは此れを履む者なり、義とは此れを宜しくする者なり。信とは此れを信にする者なり、强とは此れを强むる者なり。樂は此れに順ふより生じ、刑は此れに反するより作る。

㊀ 曾子の弟子 ㊁ 父母の意に先だちて其志の有ることを察し父母をして有道に赴くやうにす ㊂ 身體は父母の賜物なるをいふ ㊃ 口腹を養ふに過ぎざるなり ㊄ 一國の人悉く稱揚羨慕し ㊅ 衆人を敎ふるの本たるものといふ可し ㊆ 能く孝子の終を全くし

順。則民瞻其顏色而不與爭也。望其容貌而衆不生慢易焉。故德輝動乎內而民莫不承聽。理發乎外而衆莫不承順。故曰。致禮樂之道而天下塞焉。擧而措之無難矣。樂也者。動於內者也。禮也者。動於外者也。故禮主其減。樂主其盈。禮減而進。以進爲文。樂盈而反。以反爲文。禮減而不進則銷。樂盈而不反則放。故禮有報。而樂有反。禮得其報則樂。樂得其反則安。禮之報。樂之反。其義一也。

〇曾子曰。孝有三。大孝尊親。其次弗辱。其下能養。公明儀問於曾子曰。夫子可以爲孝乎。曾子曰。是何言與。是何言與。君子之所謂孝者。先意承志。諭父母於道。參直養者

〇曾子曰く、孝に三あり、大孝は親を尊ぶ、其の次は辱めず、其の下は能く養ふ。公明儀(一)、曾子に問うて曰く、夫子は以て孝と爲す可きか。曾子曰く、是れ何の言ぞや、是れ何の言ぞや。君子の所謂孝とは、(二)意に先ち志を承け、父母を道に諭す。參は直に養ふ者なり、安んぞ能く孝と爲さんや。曾子曰く、身は、父母の遺體なり、(三)父母の遺體を行ふ、敢て敬せざらんや。居處莊ならざるは、孝に非ざるなり。君に事へて忠ならざるは、孝に非ざるなり、官に涖みて敬せざるは、孝に非ざるなり。朋友に信ならざるは、孝に非ざるなり。戰陳に勇なきは、孝に非ざるなり。五の者遂げざれば、烖親に及ぶ。敢て敬せざらんや。亨孰羶薌、嘗めて之

安則久。久則天。天則神。天則不ㇾ言而信。神則不ㇾ怒而威。致ㇾ樂以治心者也。致ㇾ禮以治ㇾ躬則莊敬。莊敬則嚴威。心中斯須不ㇾ和不ㇾ樂。而鄙詐之心入ㇾ之矣。外貌斯須不ㇾ莊不ㇾ敬。而慢易之心入ㇾ之矣。故樂也者。動二於內一者也。禮也者。動二於外一者也。樂極ㇾ和。禮極ㇾ順。內和而外

ち嚴威あり。心中斯須くも和せず、樂まざれば、鄙詐の心之れに入る。外貌斯須くも莊ならず敬ならざれば、慢易の心之れに入る。故に樂は、內に動く者なり。禮は外に動く者なり。樂は和を極め、禮は順を極む。內和して外順なれば、則ち民其顏色を瞻て、與に爭はず。其の容貌を望みて、衆慢易を生ぜず。故に德輝內に動きて、民承聽せざる莫く、理外に發して、衆、承順せざる莫し。故に曰く、禮樂の道を致して、天下に塞つ。擧げて之れを錯きて難きことなし。樂は內に動く者なり。禮は外に動く者なり。故に禮は其減を主とし、樂は其盈を主とす。禮減じて進み、以て進むを文と爲し、樂盈ちて反り、反るを以て文と爲す。禮減じて進まざれば則ち銷し、樂盈ちて反らざれば則ち放なり。故に禮に報ありて、樂に反あり。禮其報を得れば則ち樂み、樂其反を得れば則ち安し。禮の報、樂の反、其の義一なり。

● 此一節は已に樂記に出づ

風戾以食之。蠶既單矣。世婦卒蠶。奉繭以示于君。遂獻繭于夫人。夫人曰。此所以爲君服與。遂副褘而受之。因少牢以禮之。古之獻繭者。其率用此與。及良日。夫人繅三盆手。遂布于三宮夫人世婦之吉者使繅。遂朱綠之。玄黃之。以爲黼黻文章。服既成。君服以祀先王先公。敬之至也。

し、以て黼黻文章に爲る。服既に成れば、君服して以て先王先公を祀る、敬の至りなり。

(一)公家の桑樹蠶室あり (二)水辺に於て作るは蠶種を水にさらすに便なるが爲めなり (三)棘を牆上に置きて (四)閉き戸、外に在りて閉づる時は内に向ふ (五)季春の朔日 (六)后は六宮、諸侯は其の半數即ち三宮 (七)乾して蠶兒に食はしむ (八)首飾を著け褘衣を服して (九)繭を獻ずる所の婦人を禮を具へて待遇す (一〇)吉日 (一一)繭を盆中に置きて、手を以て三度之を淹す、其の淹す毎に絲口を振り出す

○君子曰。禮樂不可斯須去身。致樂以治心。則易直子諒之心油然生矣。易直子諒之心生則樂。樂則安。

○君子曰く、禮樂は斯須くも身を去る可からず。樂を致して以て心を治むれば、則ち易直子諒の心油然として生ず。易直子諒の心生ずれば則ち樂む。樂めば則ち安し、安ければ則ち久し、久しければ則ち天なり、天なれば則ち神なり。天なれば則ち言はずして信じ、神なれば則ち怒らずして威あり。樂を致し以て心を治むればなり。禮を致して以て躬を治むれば、則ち莊敬なり。莊敬なれば、則

敬之至也。古者天子諸侯。必有二養レ獸之官一。及二歲時一。齊戒沐浴而躬朝レ之。犧牷祭牲。必於レ是取レ之。敬之至也。君召レ牛。納而視レ之。擇二其毛一而卜レ之。吉然後養レ之。君皮弁素積。朔月月半。君巡レ牲。所三以致二力。孝之至也。

色純にして體全きもの　(五)祭祀に供する牲　(六)毛色の純なるもの　(七)三月の間潔に於て養ふ　(八)ついたち　十五日　(九)巡視す

古者天子諸侯。必有二公桑蠶室一。近レ川而爲レ之。築レ宮。仞有三尺。棘牆而外二閉之一。及二大昕之朝一。君皮弁素積。卜二三宮之夫人世婦之吉者一。使三入二蠶于蠶室一。奉レ種浴二于川一。桑二于公桑一。

古者天子諸侯、必ず公桑蠶室(一)あり。(二)川に近くして之を爲る。宮を築くこと仞有三尺、(三)棘牆して之を(四)外閉す。(五)大昕の朝に及び、君皮弁素積し、(六)三宮の夫人世婦の吉なる者を卜して、入つて蠶室に蠶せしむ。種を奉じて川に浴し、公桑に桑り、風に(七)戻かし、以て之れに食はしむ。歲既に單く。世婦蠶を卒へ、繭を奉じて以て君に示し、遂に繭を夫人に獻ず。夫人曰く、此れ君の服に爲る所以かと。遂に副(八)褘して之れを受け、因つて少牢を(九)以て之れを禮す。古の繭を獻ずる者は、其の率ね此れを用ふるか、(一〇)良日に及びて、夫人繅ること三たび、遂に手を盆にす、遂に(一一)三宮の夫人世婦の吉者を布きて繅らしむ。遂に之れを朱綠にし、之れを玄黃に

反レ始也。薦二黍稷一。羞二肝肺首心一。見間以二俠甒一。加以二鬱鬯一。以報レ魄也。教二民相愛一。上下用レ情。禮之至也。

君子反レ古復レ始。不レ忘二其所一レ由生一也。是以致二其敬一。發二其情一。竭レ力從レ事。以報二其親一。不二敢弗一レ盡也。是故昔者天子爲二藉千畝一。冕而朱紘。躬秉レ耒。諸侯爲二藉百畝一。冕而青紘。躬秉レ耒。以事二天地山川社稷先古一。以爲二醴酪齊盛一。於レ是乎取レ之。

君子古に反り始に復り、其の由りて生ずる所を忘れず。是れを以て其の敬を致し、其の情を發し、力を竭して事に從ひ、以て其親に報ず、敢て盡さずんばあらざるなり。是の故に昔者天子千畝に藉(一)するを爲し、冕して朱紘、躬ら耒を秉る。諸侯は百畝に藉するを爲し、冕して青紘、躬ら耒を秉る。以て天地山川社稷先古に事へ、以て醴酪齊盛を爲る。是に於て乎之を取る、(二)敬の至りなり。古者天子諸侯、必ず獸を養ふの官(三)あり。歲時に及びて、齊戒沐浴して、躬ら之れに朝し、犧牷(四)祭牲(五)は、必ず是に於て之を取る、敬の至りなり。君、牛を召し、納れて、之れを視、其の毛を擇んで之をトす。吉にして然る後に之れを養ふ。(七)君皮弁素積し、(八)朔月と月半(六)とに、君、牲を巡る。(九)力を致す所以にして孝の至りなり。

(一) 藉田 (二) 祭祀に供ふる物皆、親ら藉田に耕して穫 (三) 牛馬羊豕犬雞の六牲を收めて養ふ官即ち牧人 (四)

盛也。魄也者。鬼之盛也。合二鬼與一レ神。教之至也。衆生必死。死必歸レ土。此之謂レ鬼。骨肉斃二于下一。陰爲二野土一。其氣發二揚于上一。爲二昭明焄蒿悽愴一。此百物之精也。神之著也。因二物之精一。制爲二之極一。明命二鬼神一。以爲二黔首則一。百衆以畏。萬民以服。聖人以レ是爲レ未レ足也。築二爲宮室一。設二爲宗祧一。以別二親疏遠邇一。教下民反レ古復レ始。不上忘三其所二由生一也。衆之服自レ此。故聽且速也。二端既立。報以二二禮一。建二設朝事一。燔二燎羶薌一。見以二蕭光一。以報レ氣也。此教二衆

自る。故に聽き且速かなるなり。二端既に立つ。報ずるに二禮を以てす。(一六)朝事を建て設け、羶薌を燔燎し見ゆるに蕭光を以てし、以て氣に報ず。此れ衆に始に反るを教ふるなり。黍稷を薦め、肝肺首心を羞め、見間ふるに俠甒を以てし、加ふるに鬱鬯を以てし、以て魄に報ず。民に相愛し、上下情を用ふるを教ふ、禮の至りなり。(一七)(一八)

(一)天下に用ふる禮　(二)百姓和諧し、財用豐足すること　(三)奇異邪惡の治に從はざる者　(四)意義　(五)陽の靈　(六)至りて伸ぶるもの　(七)陰の靈　(八)反りて歸するもの　(九)鬼と神と其實は一なり、故に鬼神として事ふることは教の至極なり　(一〇)諸物の生命あるものは必ず死あり　(一一)昭明は、光り耀く、焄蒿は文あり、悽愴は悽然たり　(一二)精靈の顯著なものによりて尊の極となし、鬼神と名命し　(一三)大廟　(一四)宗廟遠廟　(一五)萬民の畏服するは、鬼神として事へ、廟を設けて祭祀を設けなすによる　(一六)鬼と神との殊なること明かになれり　(一七)鬼と神とに仕ふる自ら二禮あり　(一八)饋熟の時酬酢を以て禮と爲し、祭の酒食偏く上下に及び情義へだてなきことを教ふ

致反始也。致鬼神也。致和用也。致義也。致讓也。致反始。以厚其本也。致鬼神以尊上也。致物用以立民紀也。致義則上下不悖逆矣。致讓以去爭也。合此五者以治天下之禮也。雖有奇邪而不治者則微矣。○宰我曰。吾聞鬼神之名。不知其所謂。子曰。氣也者。神之

なり、讓に致るなり。始に反るに致るは、以て其本を厚くするなり。鬼神に致るは以て上を尊ぶなり。物用に致るは以て民の紀を立つるなり。義に致るは則ち上下悖逆せず。讓に致るは以て爭を去るなり。此の五の者を合せて、以て天下の禮を治むるなり。(三)奇邪ありと雖も、而も治まらざる者は則ち微し。○宰我曰く、吾れ鬼神の名を聞くも、其の(四)所謂を知らず。子曰く、(五)氣は神の(六)盛なるなり、(七)魄は鬼の盛なるなり、(八)鬼と神と合するは、(九)教の至りなり。(一〇)衆生は必ず死し、死すれば必ず土に歸す、此れ之れを鬼と謂ふ。骨肉は下に斃れ、陰れて野土となり、其の氣上に發し揚りて、(一一)昭明焄蒿悽愴となり。此れ百物の精なり。神の著なるものなり。(一二)物の精に因りて、制して之れを極と爲し、明に鬼神に命じて、以て黔首の則となす。百衆以て畏れ、萬民以て服す。聖人是れを以て未だ足らずと爲すや、(一三)宮室を築き爲り、(一四)宗祧を設け爲り以て、親疎遠邇を別け、民をして古に反り始に復り、其の由りて生ずる所を忘れざらしむるなり。(一五)衆の服すること此に

凶服者不三敢入二國門一。敬之至也。○祭之日。君牽レ牲。穆答レ君。卿大夫序從。既入二廟門一。麗二于碑一。卿大夫袒而毛レ牛。尚レ耳鸞刀以刲。取二膟膋一。乃退。爓祭。祭レ腥。而退。敬之至也。○郊之祭。大報レ天而主レ日。配以レ月。夏后氏祭二其闇一。殷人祭二其陽一。周人祭日以レ朝及レ闇。○祭二日於壇一。祭二月於坎一。以別二幽明一。以制二上下一。祭二日於東一。祭二月於西一。以別二外內一。以端二其位一。日出二於東一。月生二於西一。陰陽長短。終始相巡。以致二天下之和一。

配するに月を以てす。夏后氏は其の闇に祭り、(一三)殷人は其の陽に祭り、(一四)周人は祭の日に朝を以て闇に及ぶ。○日を壇に祭り、月を坎に祭り、以て幽明を別ち以て上(一五)下を制す。日を東に祭り、月を西に祭り、以て外内を別け、以て其の位を端す。日は東に出で、月は西に生じ、陰陽長短、終始相巡りて以て天下の和を致す。

(一) 親に孝なるより (二) 長を敬するなり (三) 愛敬の道を舉げて之を措けば德教百姓に加ふ (四) 喪中に在る者 (五) 喪服 (六) 宗廟を祭る日 (七) 君牲を牽く時子姓君に對して共に牽く (八) 牲を佐くる士は幣を奉じ、次序を以て牲の後に在り (九) 牲を牽く紖を以て碑の孔に繫ぐ (一〇) 將に牲を殺さんとする時、先づ耳の傍の毛を取りて以て神に薦む、是れ耳を尚ぶなり (一一) 湯引きたる肉を祭り、生肉を祭りて退く (一二) 道の大原天に出づ、故に郊して天に報ゆ (一三) 夏后氏は黑を尚ぶ、故に闇に祭る (一四) 殷は白を尚ぶ、故に日中に祭る (一五) 周は赤を尚ぶ、故に朝より闇に及ぶ間を以て祭る

○天下之禮。

○天下の禮、(一)始に反すに致るなり、鬼神に致るなり。(二)和用に致るなり、義に致る

何爲也。爲三其近二於道一也。貴レ貴爲三其近二於君一也。貴レ老爲三其近二於親一也。敬レ長爲三其近二於兄一也。慈レ幼。爲三其近二於子一也。是故至孝近二乎王一。至弟近二乎覇一。至孝近二乎王一。雖二天子一必有レ父。至弟近二乎覇一。雖二諸侯一必有レ兄。先王之敎。因而弗レ改。所三以領二天下國家一也。

威嚴ありて正しきは

○子曰。立レ愛自レ親始。敎二民睦一也。立レ敬自レ長始。敎二民順一也。敎以二慈睦一。而民貴レ有レ親。敎以二敬長一。而民貴レ用レ命。孝以事レ親。順以聽レ命。錯二諸天下一。無レ所レ不レ行。○郊之祭也。喪者不二敢哭一。

○子曰く、愛を立つるは親(一)より始む、民に睦を敎ふるなり。敬を立つるは長(二)より始む、民に順を敎ふるなり。敎ふるに慈睦を以てして、民、親あるを貴ぶ。敎ふるに敬長を以てして、民命を用ふるを貴ぶ。孝以て親に事へ、順以て命を聽く。諸(三)れを天下に錯きて行はれざる所なし。○郊の祭には、喪(四)ある者敢て哭せず。凶服(五)ある者敢て國門に入らず。敬の至りなり。○祭(六)の日には、君、牲を牽き、穆(七)、君に答し、卿大夫(八)、序をもて從ふ。既に廟門に入りて、碑(九)に麗ぐ、卿大夫袒して、牛(一〇)を毛ひきて耳を尙にす。鸞刀以て刲き、膟膋を取りて乃ち退き、爓(一一)祭し、腥を祭りて退く敬の至りなり。○郊の祭は大に天(一二)に報じ、而して日を主とし

○孝子之有二深愛一者。必有二和氣一。有二和氣一者。必有二愉色一。有二愉色一者。必有二婉容一。孝子如レ執レ玉。如レ奉レ盈。洞洞屬屬然如レ弗レ勝。如レ將レ失レ之。嚴威儼恪。非レ所三以事二レ親也。成人之道也。○先王之所三以治二天下一者五。貴レ有レ德。貴レ貴。貴レ老。敬レ長。慈レ幼。此五者。先王之所三以定二天下一也。貴二有德一

○孝子の深愛ある者は、必ず和氣あり、和氣ある者は、愉色(一)あり、愉色ある者は、必ず婉容(二)あり。孝子は、(三)玉を執るが如く、盈を奉ずるが如く、洞洞屬屬然として勝へざるが如く、將に之れを失はんとするが如し。(四)嚴威儼恪は、親に事ふる所以に非ざるなり。成人の道なり。○先王の天下を治むる所以の者五あり。有德を貴び、貴を貴び、老を貴び、長を敬し、幼を慈む。此の五の者は先王の天下を定むる所以なり、有德を貴ぶは何の爲ぞや、其の道に近きが爲なり。貴を貴ぶは其の君に近きが爲なり。老を貴ぶは其の親に近きが爲なり。長を敬するは其の兄に近きが爲なり。幼を慈むは其の子に近きが爲なり。是の故に至孝は王に近く。至弟は霸に近し、至孝は王に近し、天子と雖も必ず父あり。至弟は霸に近し、諸侯と雖も必ず兄あり。先王の敎、因りて改めず、天下國家を領する所以なり。

(一) 喜悦の顏色　(二) 温和なるかたち　(三) 玉を奉持するが如く謹み、器に物の盈て之を捧ぐるが如く誠實に　(四)

其禮樂。備二其百官。奉承而進レ之。於レ是諭二其志意。以二其慌惚。以與二神明一交。庶レ或レ饗レ之。庶レ或レ饗レ之。孝子之志也。○孝子之祭也。盡二其愨一而愨焉。盡二其信一而信焉。盡二其敬一而敬焉。盡二其禮一而不二過失一焉。進退必敬。如二親聽レ命則或レ使レ之也。○孝子之祭可レ知也。其立レ之也敬以詘。其進レ之也敬以愉。其薦レ之也敬以欲。退而立。如レ將レ受レ命。已徹而退。敬齊之色不レ絶二於面一。孝子之祭也。立而不レ詘固也。進而不レ愉。疏也。薦而不レ欲。不レ愛也。退立而不レ如レ受レ命。敖也。已徹而退。無二敬齊之色一。而忘レ本也。如レ是而祭。失レ之矣。

聴きて、則ち之を使しむると或るが如し。○孝子の祭(八)知る可きなり、其の之れ(九)に立つや、敬して以て詘し、其の之れに進むや(一〇)、敬して以て愉す。其の之れを薦むるや、敬して以て欲なり。退きて立てば、將に命を受けんとするが如く、已に(一一)徹して退けば、敬齊の色、面に絶たず。孝子の祭りや、立ちて詘せざるは固なり。進めて愉ならざるは疏なり。薦めて欲ならざるは(一二)愛せざるなり。退き立ちて命を受くるが如くならざるは敖なり(一三)。已に徹して退きて、敬齊の色なきは、本を忘るゝなり。是の如くにして祭れば、之を失す。

(一) 禮を行ふ時に當つて (二) 故に豫め物及び祭器を備へざる可からず (三) 心に雜念なきこと (四) 洞々はつゝしむ、屬々は誠實なり (五) 薦俎 (六) 信 (七) 直接に父母の命令を聞きて禮を整して事ふるが如し (八) 其祭を觀て以て其心を知るを得可し (九) 事を以て立つ時 (一〇) 事に從ひて進む時 (一一) 物を捧じて薦む時 (一二) 其事を受けんことを冀ふ (一三) 高ぶるなり

趨。趨以數。已祭。子贛問曰。子之言。祭。濟濟漆漆然。今子之祭無濟濟漆漆。何也。子曰。濟濟者容也。遠也。漆漆者容也。自反也。容以遠。若容以自反也。夫何神明之及交。夫何濟濟漆漆之有乎。反饋樂成。薦其薦俎。序其禮樂。備其百官。君子致其濟濟漆漆。夫何慌惚之有乎。夫言豈一端而已。夫各有所當也。

○孝子將祭。慮事不可以不豫。比時具物。不可以不備。虛中以治之。宮室既脩。牆屋既設。百物既備。夫婦齊戒沐浴。奉承而進之。洞洞乎。屬屬乎。如弗勝。如將失之。其孝敬之心至也與。薦其薦俎。序

○孝子將に祭らんとすれば、事を慮ることを以て豫せざるべからず。時に比で物を具へ、(二)以て備へざるべからず。(三)虛中にして以て之れを治むべし。(一)宮室既に脩まり、牆屋既に設け、百物既に備はる。夫婦齊戒沐浴し、奉承して之を進む、(四)洞洞乎屬屬乎として勝へざるが如く、將に之れを失はんとするが如し、其れ孝敬の心至れるなるか、其の薦俎を薦め、其の禮樂を序し、其の百官を備へ、奉承して之れを進む、是に於て、其の志意を諭し、其の慌惚を以て、以て神明と交り、(五)之れを饗くる或らんことを庶ふ。之れを饗くる或らんことを庶ふは、孝子の志なり。○孝子の祭や、其の(六)愨を盡して愨めり、其の信を盡して信あり、其の敬を盡して敬めり、其の禮を盡して過失あらず、進退必ず敬す。(七)親く命を

死者一如レ事レ生。思ニ死者一如レ不レ欲レ生。忌日必哀。稱レ諱如レ見レ親。祀之忠也。如レ見ニ親之所一レ愛。如レ欲レ色然。其文王與。詩云。明發不レ寐。有レ懷ニ二人一。文王之詩也。祭之明日。明發不レ寐。饗而致レ之。又從而思レ之。祭之日。樂與レ哀半。饗レ之必樂。已至必哀。仲尼嘗。奉レ薦而進。其親也慤。其行也

已に至れば必ず哀む。仲尼嘗せるとき、薦を奉じて進む。(九)其の親するや愨、其行くや趨、趨として以て數かなり。(一〇)已に祭る。子贛問うて曰く、子の言に、祭るには濟濟、(一一)漆漆然たれと、今、子の祭は、濟濟漆漆無きは、何ぞや。子曰く、濟濟は容づくなり、遠きなり、漆漆は容づくるなり、自ら反さうするなり、容づくりて以て遠く、若しくは容づくりて以て自ら反さうするなり。夫れ何ぞ神明と及に交らん。夫れ何の濟濟漆漆か之れあらんや。反饋して樂成り、其の薦俎を薦め、其禮樂を序し、其の百官を備ふ。君子其濟濟漆漆を致す。夫れ何の慌惚か之れ有らんや。夫れ言は豈に一端のみならんや、夫れ各々當る所あるなり。(一二)

(一) 愛を致し誠を致せば心中恥づる所なし (二) 提齊 (三) とゝのひつゝしみて (四) 和順にして (五) 勉めて止まず (六) 詩經小雅小宛篇 (七) 夜明まで (八) 父母を思ふ (九) 尸に進む (一〇) 足取りせはし (一一) 堂より再びに反り入りて、饋を設け樂を作し樂とゝのひて (一二) 各々主とする所あるなり

絕二乎耳一。心志嗜欲不レ忘二乎心一。致レ愛則存。致レ慤則著。著存不レ忘二乎心一。夫安得レ不レ敬乎。君子生則敬養。死則敬享。思二終身弗一レ辱也。○君子有二終身之喪一。忌日之謂也。忌日不レ用。非二不祥一也。言下夫日志有レ所レ至。而不上レ敢盡二其私一也。

○唯聖人爲二能饗一レ帝。孝子爲二能饗一レ親。饗者鄕也。鄕レ之然後能饗焉。是故孝子臨レ尸而不レ怍。君牽レ牲。夫人奠レ盎。君獻レ尸。夫人薦レ豆。卿大夫相レ君。命婦相二夫人一。齊齊乎其敬也。愉愉乎其忠也。勿勿諸其欲二其饗一レ之也。文王之祭也。事二

○唯聖人は能く帝を饗するをなし。孝子は能く親を饗するをなす。饗とは鄕なり、之れに鄕つて然る後に能く饗く、是の故に孝子、尸に臨みて怍ぢず、(一)君、牲を牽き、夫人、(二)盎を奠し、君尸に獻じ、夫人、豆を薦む。卿大夫、君を相け、命婦、夫人を相く、(三)齊齊乎として其れ敬し、(四)愉愉乎として其れ忠なり、(五)勿勿として其れ其の之れを饗けんことを欲するなり。文王の祭るや、死者に事ふること生に事ふるが如く、死者を思ふこと生を欲せざるが如し。忌日には必ず哀み、諱を稱すれば親を見るが如くす。祀の忠なり、親の愛する所を見るが如くす、色を欲するが如く然りとは、其れ文王か。(六)詩に云ふ、(七)明發まで寐ねられず、二人を懷ふありと、文王の詩なり。祭の明日、明發まで寐ねられず。饗して之を致し、又從ひて(八)之れを思ふ。祭の日、樂と哀と半す、之れを饗くれば必ず樂む。

嘗無レ樂。○致ニ齊於內一、散ニ齊於外一。齊之日。思ニ其居處一。思ニ其笑語一。思ニ其志意一。思ニ其所レ樂。思ニ其所レ嗜。齊三日。乃見下其所ニ爲齊一者上。祭之日入レ室。僾然必有レ見ニ乎其位一。周還出レ戶。肅然必有レ聞ニ乎其容聲一。出レ戶而聽。愾然必有レ聞ニ乎其歎息之聲一。是故先王之孝也。色不レ忘ニ乎目一。聲不レ

として必ず其の歎息の聲を聞くあり。是の故に先王の孝は、色、目に忘れず、(一一)聲耳に絶えず。心志嗜欲、心に忘れず。愛を致せば則ち存するがごとく、慤を致せば則ち著るゝがごとし。(一二)著存心に忘れず。夫れ安んぞ敬せざるを得んや。君子生るときは則ち敬養し、死すれば則ち敬享す、終身辱めざらんことを思へばなり。○君子は(一三)終身の喪ありとは、(一四)忌日の謂なり。忌日用ひざるは、(一五)不祥とするに非ざるなり。夫の日に、志至る所ありて、敢て其の(一六)私を盡さざるを言ふなり。

(一) 祭祀、齋戒、薦羞の義を記す　(二) 時を以てす可きをいふ　(三) 親の靈魂の將に來らんとするを迎ふるを思ふ故なり　(四) 親の靈魂の將に去らんとするを見るが如し　(五) 親をさす、以下五つの其の字皆同じ　(六) 廟室　(七) 彷彿として親の神位に在るを見るが如し　(八) 薦俎酌獻の時行歩周旋の間　(九) 擧動容止の聲　(一〇) 溜息を吐きて　(一一) 親の聲色心志好みについて何時も忘却せず　(一二) 著は其位を見る以下三者をいひ、存は忘れず以下三者をいふ　(一三) 身を終るまで親を念ひて忘れざるをいふ　(一四) 親の死去せし日には他の事をなさず　(一五) 死を以て不祥なるものとなすにはあらず　(一六) 心を己の私事に盡さざるを

祭不レ欲レ數。數則煩。煩則不敬。祭不レ欲レ疏。疏則怠。怠則忘。是故君子合二諸天道一。春禘秋嘗。霜露既降。君子履レ之。必有二悽愴之心一。非二其寒之謂一也。春雨露既濡。君子履レ之。必有二怵惕之心一。如レ將レ見レ之。樂以迎レ來。哀以送レ往。故禘有レ樂而

祭義第二十四（一）

祭は數〻するを欲せず、數〻すれば則ち煩なり、煩なれば則ち不敬なり。祭は疏ならんと欲せず（二）、疏あれば則ち怠る、怠れば則ち忘る。是の故に君子は諸を天道に合して、春は禘し秋は嘗す。霜露既に降る、君子之れを履めば、必ず悽愴の心あり、其の寒さの謂に非ざるなり。春に雨露既に濡ふ、君子之れを履めば、必ず怵惕（三）の心あり、將に之れを見んとするが如し。樂以て來るを迎へ、哀み以て往くを送る。故に禘には（四）樂ありて、嘗には樂なし。○內に致齊し外に散齊す。齊するの日、其居處を思ひ、其の笑語を思ひ、其の志意を思ひ、其の樂みし所を思ひ、其の嗜み（五）し所を思ふ。齊すること三日にして、乃ち其の爲に齊する所の者を見る。祭の日室（六）に入れば、僾然（七）として必ず其の位に見るあり。周還戸（八）を出づれば、肅然として必ず其容聲（九）を聞くあり。戸を出でて聽けば、愾然（一〇）

能脩鯀之功。黃帝正名百物。以明民共財。顓頊能脩之。契爲司徒而民成。冥勤其官而水死。湯以寬治民。而除其虐。文王以文治。武王以武功。去民之菑。此皆有功烈於民者也。及夫日月星辰。民所瞻仰也。山林川谷丘陵。民所取財用也。非此族也。不在祀典。

能禦二大菑一則祀レ之。能捍二大患一則祀レ之。是故厲山氏之有二天下一也。其子曰レ農。能殖二百穀一。夏之衰也。周棄繼レ之。故祀以爲レ稷。共工氏之霸二九州一也。其子曰二后土一。能平二九州一。故祀以爲レ社。帝嚳能序二星辰一以著レ衆。堯能賞。均二刑法一。以レ義終。舜勤二衆事一而野死。鯀鄣二鴻水一而殛死。禹

りて以て稷(二)と爲す。共工氏の九州に霸たるや、其子を后土と曰ふ。能く九州を平げたり。故に祀りて以て社(三)と爲す。帝嚳能く星辰(四)を序し、以て衆に著かにし、(五)堯、能く賞し、(六)刑法を均しくし、(七)義以て終はる。(八)舜衆事に勤めて野に死す。(九)鯀、鴻水を鄣がんとして殛死す。禹能く鯀の功を脩めたり。黃帝正しく百物を名け、以て民を明かにし(一〇)財を共にす。(一一)顓頊能く之れを脩む。契、司徒と爲りて(一二)民と成る。(一三)冥、(一四)其官に勤めて水死せり。湯、寬を以て民を治めて、其の虐を除く。文王、文を以て治め、武王、武功を以て、民の菑を去る。此れ皆民に功烈ある者なり。夫の日月星辰に及んでは、民の瞻仰する所なり。山林川谷丘陵は、民財用を取る所なり。此の族(一五)に非ざれば、祀典(一六)に在らず。

(一)神農、一說に烈山氏炎帝　(二)五穀の神　(三)土神　(四)推步の法　(五)民をして星象を占ひ、農作物の時節を失はざらしむ　(六)賞よく其功に當る　(七)刑能く罪に當る　(八)位を禪るに人を得　(九)蒼梧の野、一說に有苗を征するによると　(一〇)民をして惑はざらしむ　(一一)公上の賦斂を供給す　(一二)敎官の長　(一三)民を化し俗を成す　(一四)玄冥　(一五)類　(一六)祭祀の典籍

霤。曰。國門。曰。國行。曰。泰厲。曰。戶。曰。竈。王自爲立二七祀一。諸侯爲レ國立二五祀一。曰。司命。曰。中霤。曰。國門。曰。國行。曰。公厲。諸侯自爲立二五祀一。大夫立二三祀一。曰族厲。曰。門。曰。行。適士立二二祀一。曰。門。曰。行。庶士庶人立二一祀一。或立レ戶。或立レ竈。○王下祭レ殤五。適子。適孫。適曾孫。適玄孫。適來孫。諸侯下祭三。大夫下祭二。適士及庶人祭レ子而止。

門、曰く、行。庶士、庶人は一祀を立つ。或は戶を立て、或は竈を立つ。○王は(九)下、殤を祭ること五。適子、適孫、適曾孫、適玄孫、適來孫。諸侯は下祭三、大夫は下祭二、適士及び庶人は子を祭るのみ。

(一)庫門の內の右に在り　(二)藉田に在り　(三)公宮の右に在り　(四)藉田に在り　(五)士庶　(六)古の帝王の後無き者　(七)古の諸侯の後なき者　(八)古の大夫の後なき者　(九)尊者の卑者を祭ること

○夫聖王之制二祭祀一也。法施二於民一則祀レ之。以レ死勤レ事則祀レ之。以レ勞定レ國則祀レ之。

○夫れ聖王の祭祀を制するや、法は民に施せば則ち之を祀り、死を以て事に勤むれば則ち之れを祀り、勞を以て國を定むれば則ち之を祀り、能く大菑を禦げば則ち之を祀り、能く大患を捍げば則ち之を祀る。是の故に厲山氏(一)の天下を有つや、其の子を農と曰ふ。能く百穀を殖ゑたり。夏の衰ふるや、周棄之れに繼げり、故に祀

廟。享嘗乃止。去ㇾ祖爲ㇾ壇。去ㇾ壇爲ㇾ墠。壇墠有ㇾ禱焉祭ㇾ之。無ㇾ禱乃止。去ㇾ墠爲ㇾ鬼。大夫立二三廟二壇一。曰二考廟一。曰二王考廟一。曰二皇考廟一。享嘗乃止。顯考祖考無ㇾ廟。有ㇾ禱焉。爲ㇾ壇祭ㇾ之。去ㇾ壇爲ㇾ鬼。適士二廟一壇。曰二考廟一。曰二王考廟一。享嘗乃止。顯考無ㇾ廟。有ㇾ禱焉。爲ㇾ壇祭ㇾ之。去ㇾ壇爲ㇾ鬼。官師一廟。曰二考廟一。王考無ㇾ廟而祭ㇾ之。去二王考一爲ㇾ鬼。庶士庶人無ㇾ廟。死曰ㇾ鬼。

㈠ 廟は先祖のたまや、祧は廟より三昭三穆の主を順次に他に遷すたまや、即ち遠廟 ㈡ 三昭三穆と太祖と ㈢ 父の廟 ㈣ 曾祖の廟 ㈤ 高祖の廟 ㈥ 始祖の廟 ㈦ 四時の祭をなすのみ ㈧ 壇を築きて祭る ㈨ 壇を去りて祭る ㈩ 墠を去りたるもの ⑪ 天子の上中下の士諸侯の上士 ⑫ 諸侯の中士下士

○王爲二羣姓一立ㇾ社。曰二大社一。王自爲立ㇾ社。曰二王社一。諸侯爲二百姓一立ㇾ社。曰二國社一。諸侯自爲立ㇾ社曰二侯社一。大夫以下成ㇾ羣立ㇾ社曰二置社一。王爲二羣姓一立二七祀一。曰。司命。曰。中

○王、羣姓の爲に社を立つるを、（一）大社と曰ふ。王自ら爲めに社を立つるを王社と（二）曰ふ。諸侯百姓の爲に社を立つるを、（三）國社と曰ひ、諸侯自ら爲に社を立つるを、（四）侯社と曰ふ。大夫以下、（五）羣を成して社を立つるを、置社と曰ふ。王、羣姓の爲に七祀を立つ。曰く、司令、曰く、中霤、曰く、國門、曰く、國行、曰く、（六）泰厲、曰く、戸、曰く、竈、王自ら爲に七祀を立つ。諸侯國の爲に五祀を立つ。曰く、司命、曰く、中霤、曰く、國門、曰く、國行、曰く、（七）公厲。諸侯自ら爲に五祀を立つ。大夫は三祀を立つ。曰く、（八）族厲、曰く、門、曰く、行。適士は二祀を立つ。曰く、

多少之數。是故王立二七廟一壇一墠。曰二考廟。曰二王考廟。曰二皇考廟。曰二顯考廟。曰二祖考廟。皆月祭レ之。遠廟爲レ祧。有二二祧。享嘗乃止。去レ祧爲レ壇。去レ壇爲レ墠。壇墠有レ禱焉祭レ之。無レ禱乃止。去レ墠曰レ鬼。諸侯立二五廟一壇一墠。曰二考廟。曰二王考廟。曰二皇考廟。皆月祭レ之。顯考廟。祖考

月ごとに之れを祭る。遠廟を祧と爲す、二祧あり、(七)享嘗して乃ち止む。祧を去るを壇(八)と爲し、壇を去るを墠(九)と爲す。壇墠は禱ること有れば之れを祭り、禱ることなければ乃ち止む。墠を去るを鬼と曰ふ。諸侯は五廟、一壇、一墠を立つ。考廟と曰ひ、王考廟と曰ひ、皇考廟(一〇)と曰ふ。皆月ごとに之れを祭る。顯考廟と祖考廟とは、享嘗して乃ち止む。祖を去るを壇と爲し、壇を去るを墠と爲す。壇墠は禱ることあれば之を祭り、禱ることなければ乃ち止む。墠を去るを鬼と爲す。大夫は三廟、二壇を立つ。考廟と曰ひ、王考廟と曰ひ、皇考廟と曰ふ。享嘗して乃ち止む。顯考と祖考とは廟なし。禱ること有れば壇を爲りて之を祭る。壇を去るを鬼と爲す。適士(一一)は二廟、一壇。考廟曰く、王考廟と曰ふ。享嘗して乃ち止む。顯考は廟なし、禱ること有れば壇を爲りて之れを祭る。壇を去るを鬼と爲す。官師は一廟、考廟と曰ふ。王考は廟なし、而して之れを祭る、王考を去るを鬼と爲す。庶士(一二)、庶人は廟なし。死せるを鬼と曰ふ。

時也。相二近於坎壇一。祭二寒暑一也。王宮祭レ日也。夜明祭レ月也。幽宗祭レ星也。雩宗祭二水旱一也。四坎壇。祭二四方一也。山林川谷丘陵。能出レ雲爲二風雨一。見二怪物一皆曰レ神。有二天下一者祭二百神一。諸侯在二其地一則祭レ之。亡二其地一則不レ祭。○大凡生二於天地之間一者皆曰レ命。其萬物死皆曰レ折。人死曰レ鬼。此五代之所レ不レ變也。七代之所二更立一者。禘郊祖宗。其餘不レ變也。

ふ。此れ五代の變ぜざる所なり。七代の更へて立つる所の者は禘郊祖宗のみ、其の餘は變ぜざるなり。

(一) 有虞氏より周の天子以下に至る祭祀する所の群臣の數を記す (二) 泰は尊ぶ辭、壇は圓き丘 (三) 柴を壇上に積みて、牲玉を柴上に加へ、之を燎きて、氣をして天に達せしむるは (四) 方形の丘 (五) 牲幣を地に埋むるは (六) 壇の名 (七) 四時を祭る (八) 坎は寒を祭ること、壇は暑を祭ること (九) 祖迎の誤り、寒暑の一往一來するを送迎するなり (一〇) 日を祭る壇 (一一) 月を祭る坎 (一二) 星を祭る所 (一三) 雨乞の祭 (一四) 四方百物の神を祭ること (一五) 天の賦命

○天下有レ王。分レ地建レ國。置レ都立レ邑。設二廟祧壇墠一而祭レ之。乃爲二親疏

○天下王あり、地を分けて國を建て、都を置き邑を立て、(一)廟、祧、壇、墠を設けて之れを祭れり。乃ち親疏多少の數を爲す。是の故に王は(二)七廟、一壇、一墠を立つ。考廟と曰ひ、(三)王考廟と、(四)皇考廟と曰ひ、(五)顯考廟と曰ひ、(六)祖考廟と曰ふ。皆

祭法。有虞氏禘黃帝而郊嚳。祖顓頊而宗堯。夏后氏亦禘黃帝而郊鯀。祖顓頊而宗禹。殷人禘嚳而郊冥。祖契而宗湯。周人禘嚳而郊稷。祖文王而宗武王。燔柴於泰壇。祭天也。瘞埋於泰折。祭地也。用騂犢。埋少牢於泰昭。祭

祭法第二十三（一）

祭法、有虞氏は黃帝を禘して嚳を郊し、顓頊を祖して堯を宗す。夏后氏も亦黃帝を禘して鯀を郊し、顓頊を祖して禹を宗す。殷人は嚳を禘して冥を郊し、契を祖して湯を宗す。周人は嚳を禘して稷を郊し、文王を祖して武王を宗す。

（二）泰壇に燔柴（三）するは、天を祭るなり。（四）泰折に瘞埋（五）するは、地を祭るなり。騂犢を用ふ。少牢（六）を泰の昭に埋むるは、時（七）を祭るなり。（八）坎壇に相近（九）するは、寒暑を祭るなり。王宮は日を祭るなり。（一〇）夜明は月を祭るなり。（一一）幽宗は、星を祭るなり。雩宗（一二）は水旱（一三）を祭るなり。四坎壇（一四）は四方を祭るなり。山林川谷丘陵の能く雲を出し風雨を爲し、怪物を見はすものは皆神と曰ふ。天下を有する者は百神を祭り、諸侯は其の地に在れば、則ち之を祭り、其の地を亡へば則ち祭らず。○大凡天地の間に生ずる者は皆命（一五）と曰ふ。其萬物の死するをば皆折と曰ひ、人死するをば鬼と曰

拂池。君纁戴六。纁披六。大夫畫帷二池。不振容。畫荒。火三列。黻三列。素錦褚。纁紐二。玄紐二。齊。三采三貝。黻翣二。畫翣二。皆戴綏。魚躍拂池。大夫戴。前纁後玄。披亦如之。士布帷布荒。一池。揄絞。纁紐二。緇紐二。齊三采一貝。畫翣二。皆戴綏。士戴。前纁後緇。二披用纁。君葬用輴。四綍二碑。御棺用羽葆。大夫葬用輴。二綍二碑。御棺用茅。士葬用國車。二綍無碑。比出宮御棺用功布。凡封用綍去碑負引。君封以衡。大夫士以咸。君命毋譁以鼓封。大夫命毋哭。士哭者相止也。○君松椁。大夫柏椁。士雜木椁。棺椁之間。君容柷。大夫容壺。士容甒。○君裏椁虞筐。大夫不裏椁。士不虞筐。

棺の衣を以て覆ふこと (一四) 棺の蓋の材の合せ目をとむる爲めはめこむもの (一五) 火を以て穀をよく熬りたるもの、棺の旁に置きて、其香をかぎて來り食はしめ戸に近寄らざらしむ (一六) 黍稷稻粱の四種を一種毎に二筐なれば即ち八筐 (一七) 黍稷粱 (一八) 黍稷 (一九) 白布を以てつくり、龍を畫きたる柳車の邊障 (二〇) 竹を織りて籠を作り被らしむるに青布を以てし、柳上の荒邊瓜の端に挂ぐるもの (二一) 青黃の繒長さ一丈餘にして幡の如く、雉を畫く池下にかく (二二) 冢 (二三) 白錦の屋 (二四) 帷は惟、邊牆。荒は上蓋 (二五) 上蓋と邊牆とを相離れざらしむる爲め、纁帛以て紐となして連ぬること (二六) 圓形にして車の蓋の如きもの、龍甲の上、中に當る、五色の繒を之に著せ、貝を連ねて五行となし、交々齊の上に絡ふ (二七) 木を以て作り、形扇に似たり、路に在つては車を障へ椁に入るるときは柩を障ふ (二八) 銅の魚を以て池の下に懸く、車行く時は、魚躍りて上つて池を拂ふ (二九) 棺の横を束ぬるもの (三〇) 江紅の帛 (三一) 棺に附して、人の牽きて傾覆を防ぐ紅き帛布 (三二) 大功の布 (三三) 窆、棺を穴に下す (三四) 碑に背きて立ち漸々鼓聲を聽きて下る (三五) 大木の横木 (三六) 棺を束ねたる結目 (三七) 靜止することを命ず (三八) 樂器、形桶の如し (三九) 漏水の器、一說に酒を盛る器 (四〇) 酒を盛る器

用輴。櫕至于上。畢塗屋。大夫殯以幬。欑至于西序。塗不暨于棺。士殯見衽。塗上。帷之。○熬。君四種八筐。大夫三種六筐。士二種四筐。加魚腊焉。○飾棺。君龍帷。三池。振容。黼荒。火三列。黻三列。素錦褚。加僞荒。纁紐六。齊。五采五貝。黼翣二。黻翣二。畫翣二。皆戴圭。魚躍

魚躍りて(二八)池を拂ふ。大夫の戴(二九)は、前は纁後(三〇)は玄、披(三一)も亦之の如し。士は布帷布荒一池、揄絞あり。纁紐二、緇紐二、齊は三采一貝、畫翣二、皆綏を戴く。士の戴は、前は纁後は緇、二披纁を用ふ。君の葬に輴を用ふ。四綍二碑、棺を御するに羽葆を用ふ。大夫の葬に輴を用ふ。二綍二碑、棺を御するに茅を用ふ。士の葬に國車を用ふ。二綍にして碑なし、宮を出づる比、棺に御するに功布(三二)を用ふ。凡そ封(三三)するには綍を用ひ碑(三四)を去り、引を負ふ。君の封は衡(三五)を以ひ、大夫士は咸(三六)を以ふ。君諱(三七)する毋れと命じ、鼓を以て封す。大夫は哭する毋れと命じ、士は哭者相止むるなり。○君は松椁、大夫は柏椁、士は雜木の椁、棺椁の間、君は柷(三八)を容れ、大夫は壺(三九)を容れ、士は甒(四〇)を容る。○君は棺に裏つけ虞筐あり、大夫は椁に裏つけず、士は虞筐せず。

(一) 國君の三重の棺の最も外に在るもの (二) 大棺の内に在るもの (三) 屬の内に在るもの (四) 綃を以て棺の裏に帖するに (五) 釘 (六) 棺の蓋板 (七) 鬊は亂髮、爪は手足の爪 (八) 綠は角、棺内の四隅に入る (九) 容器に容れて埋む (一〇) 諸侯 (一一) 柩を載する車 (一二) 輴上に棺を置きて四面より木を聚む、其狀屋に似たり (一三)

○君大棺八寸。屬六寸。椑四寸。上大夫大棺八寸。屬六寸。下大夫大棺六寸。屬四寸。士棺六寸。君裏レ棺用ニ朱綠一。用ニ雜金鐕一。大夫裏レ棺用ニ玄綠一。用ニ牛骨鐕一。士不レ綠。君蓋用レ漆。三衽三束。大夫蓋用レ漆。二衽二束。士蓋不レ用レ漆。二衽二束。君大夫鬊爪實ニ于綠中一。士埋レ之。君殯

○君は大棺八寸(一)、屬六寸(二)、椑四寸、上大夫は大棺八寸、屬六寸、下大夫は大棺六寸、屬四寸、士は棺六寸(三)。君、棺に裏つくるに朱綠(四)を用ひ、雜金の鐕(五)を用ふ。大夫は棺を裏くるに玄綠を用ひ、牛骨の鐕を用ふ。士は綠せず。君の蓋(六)は漆を用ふ。三衽三束。大夫の蓋は漆を用ふ。二衽二束。士の蓋は漆を用ひず、二衽二束。君、大夫の鬊爪(七)は綠中(八)に實る。士は之れを埋む(九)。君の殯(一〇)は輴を用ふ(一一)、攢(一二)めて上に至り、畢く屋を塗る。大夫の殯は幬(一三)を以て、攢めて西序に至る。塗ること棺に置ばず。士の殯は衽(一四)を見はし、上に塗りて之を帷す(一五)。○熬は君は四種(一六)八筐。大夫は三種(一七)六筐。士は二種(一八)四筐。魚腊を加ふ。○棺を飾るは、君龍帷(一九)、三池(二〇)、振容(二一)あり。黼荒(二二)は火三列、黻三列(二三)素錦の褚あり、偽荒(二四)を加ふ。纁紐六(二五)、齊(二六)は五采五貝、黼翣二、黻翣二、畫翣二、皆圭を戴く。魚躍りて池を拂ふ。君は纁戴五、纁披六、大夫は畫帷、二池あり振容せず。畫荒は火三列、黻三列、素錦の褚あり。纁紐二、玄紐二、齊は三采三貝、黻翣二(二七)、畫翣二、皆綏を戴く。

卽二位于阼一。小臣二人執レ戈立二于前一。二人立二于後一。擯者進。主人拜稽顙。君稱レ言。視レ祝而踊。主人踊。大夫則奠可也。士則出俟二于門外一。命レ之反奠。乃反奠。卒レ奠主人先俟二于門外一。君退。主人送二于門外一。拜稽顙。君於二大夫一疾三問レ之。在レ殯三往焉。士疾壹問レ之。在レ殯壹往焉。君弔則復二殯服一。夫人弔二於大夫士一。主人出迎二于門外一。見二馬首一。先入レ門右。夫人入。升レ堂卽レ位。主婦降レ自二西階一。拜二稽顙于下一。夫人視二世子一而踊。奠如二君至之禮一。夫人退。主婦送二于門內一。拜稽顙。主人送二于大門之外一。不レ拜。大夫君不レ迎二于門外一。入卽二位于堂下一。主人北面。衆主人南面。婦人卽二位于房中一。若有二君命。命夫命婦之命。四鄰賓客一。其君後二主人一而拜。君弔。見二尸柩一而后踊。大夫士。若君不レ戒而往。不レ具二殷奠一。君退必奠。

人、大門の外に送り、拜せず。大夫君は門外に迎へず、入りて位に堂下に卽く。主人北面し、衆主人南面し、婦人位に房中に卽く。若し君命、命夫、命婦の命、四鄰賓客あれば、其君主人を後にして拜す。君、弔するとき、尸柩を見て而して后に踊す。大夫士、若し君戒めずして往けば、殷奠を具へず。君退くとき必ず奠す。

㊀大斂に臨む　㊁特別に寵愛せられ恩賜を加ふる時は　㊂臣の妻　㊃其大斂の時、棺に入れ蓋を蔽ひたる後　㊄姪娣及び同姓の女　㊅君の往來して視ることを豫め人を使して告げ知らさしむ　㊆盛饌の奠を具へて　㊇君の車の馬首を見て　㊈門神を禮す　㊉壁を背にして南に向ふ　⑪弔辭の陳ぶ　⑫君の將に去らんとするを門外に在りて待つ　⑬來り弔す　⑭殯時の未だ服を成さざる以前の服を著く

殯而往。爲之賜大斂焉。夫人於世婦大斂焉。爲之賜小斂焉。於諸妻爲之賜大斂焉。於大夫外命婦既殯而往。○大夫士既殯。而君往焉。使人戒之。主人具殷奠之禮俟于門外。見馬首。先入門右。巫止于門外。祝代之。先君釋菜于門內。祝先升自阼階。負墉南面。君

殯して君往くときは、人をして之(六)を戒めしむ。主人殷奠(七)の禮を具へて、門外に俟つ。馬首(八)を見て、先づ門に入りて右す、巫は門外に止まり、祝之に代はる。君に先だちて、門内に釋菜(九)す。祝先づ阼階より升り、墉(一〇)を負うて南面す。君、位に阼に卽く。小臣二人戈を執りて前に立ち、二人後に立つ。擯者進む。主人拜稽顙し、君、言(一一)を稱す、祝を視て踊す。主人踊す。大夫は則ち奠して可なり。士は則ち出でて門外(一二)に俟つ。之れに命じて反りて奠せしむ。乃ち反りて奠す。奠を卒ふれば、主人先づ門外に俟つ。君退く。主人門外に送り、拜稽顙す。君、大夫に於ては、疾するとき三たび之を問ひ、殯に在れば三たび往く。士には疾するとき壹たび(一三)之を問ひ、殯に在れば壹たび往く。君弔すれば則ち殯服(一四)に復る。夫人大夫士を弔すれば、主人出でて門外に迎ふ。馬首を見て、先づ門に入りて右す。夫人入り、堂に升りて位に卽く。主婦西階より降り、下に拜稽顙す。夫人、世子を視て踊す。奠は君至るの禮の如し。夫人退く。主婦門内に送り、拜稽顙す。主

室一。不二與レ人居一。君謀二國政一。大夫士謀二家事一。既祥。黝堊。祥而外無二哭者一。禫而内無二哭者一。樂作矣故也。禫而從レ御。吉祭而復レ寢。期居レ廬。終レ喪不レ御二於内一者。父在爲レ母爲レ妻。齊衰期者。大功布衰。九月者。皆三月不レ御二於内一。婦人不レ居レ廬。不レ寢レ苫。喪二父母一。既練而歸。期九月者。既葬而歸。公之喪。大夫俟レ練。士卒哭而歸。大夫士父母之喪。既練而歸。朔日忌日。則歸哭二于宗室一。諸父兄弟之喪。既卒哭而歸。父不レ次二於子一。兄不レ次二於弟一。

に次せず(一六)、兄は弟に次せず。

(一) 中門の外、東牆の下に於て木を倚せて廬と爲す、故にいふ (二) 草を以てかこひをなし泥塗を塗りて飾らず (三) 土塊なり (四) 袒ぐ (五) 哀稍々薄らぐに及んで倚廬の木を翦し擧げて之を楣に柱け以て日光を入る (六) 廬の外に見ゆる處は塗らず (七) 庶子 (八) 東南の角 (九) 軍事は辟まず (一〇) 堊室の地を治めて黒からしめ、堊室の壁を塗りて白からしむ (一一) 門内も亦哭を復びせず (一二) 政に從ひて職事を治む、一説婦を御す (一三) 大祥の後、殯宮の寢に復す (一四) 父母の喪に在る時は (一五) 宗子の家 (一六) 殯宮の次に居らず

○君於二大夫世婦一大斂焉。爲レ之賜則小斂焉。於二外命婦一既加レ蓋而君至。於レ士既

○君、大夫、世婦に於ては(一)大斂す。之れが爲に(二)賜へば則ち小斂す。(三)外命婦に於ては、(四)既に蓋を加へて君至る。士に於ては既に殯して往く、之れが爲に賜へば大斂す。夫人、世婦に於ては大斂す。之れが爲に賜へば小斂す。(五)諸妻に於ては之れが爲に賜へば大斂す。大夫、外命婦に於ては、既に殯して往く。○大夫士、既に

夫士禮レ之。既葬柱楣。塗レ廬不レ於二顯者一。君大夫士皆宮レ之。凡非二適子一者。自レ未レ葬以於二隱者一爲レ廬。既葬。與レ人立。君言二王事一。不レ言二國事一。大夫士言二公事一。不レ言二家事一。君既葬。王政入二於國一。既卒哭而服二王事一。大夫士既葬。公政入二於家一。既卒哭。弁経帶。金革之事無レ辟也。既練居二堊

未だ葬らざるよりして、已に隱者(八)に於て廬を爲る。既に葬りて人と立つときに、君は王事を言ひて、國事を言はず。大夫士は公事を言ひて、家事を言はず。君は既に葬れば、王政國に入る。既に卒哭して、王事に服す、大夫士は既に葬れば、公政、家に入る。既に卒哭し、弁経帶すれば、(九)金革の事辟くること無し。既に練して堊室に居り、人と居らず。君は國政を謀り、大夫士は家事を謀る。既に祥して黝堊(一〇)す。祥して外に哭者無く、禫(一一)して内に哭者無し。樂作るが故なり。禫して御(一二)に従ふ、吉祭して寢(一三)に復る。期廬に居り喪を終ふるまで内に御せざる者は、父在せば母の爲にし、妻の爲にするなり。齊衰期の者と、大功布衰、九月の者とは皆三月まで内に御せず。婦人は廬に居らず、苫に寢ねず。(一四)父母に喪するときは、既に練して歸る。期、九月の者は、既に葬りて歸る。公の喪には、大夫は練を俟ち、士は卒哭して歸る。大夫士は、父母の喪には、既に練して歸り、朔日と忌日とには、則ち歸りて宗室(一五)に哭す。諸父兄弟の喪には、既に卒哭して歸る。父は子

命婦一。大夫撫二室老一。撫二姪娣一。君大夫馮二父母妻長子一。不レ馮二庶子一。士馮二父母妻長子庶子一。庶子有レ子。則父母不レ馮二其尸一。凡馮レ尸者。父母先妻子後。君於レ臣撫レ之。父母於レ子執レ之。子於二父母一馮レ之。婦於二舅姑一奉レ之。舅姑於レ婦撫レ之。妻於レ夫拘レ之。夫於レ妻。於二昆弟一執レ之。馮レ尸不レ當二君所一。凡馮レ尸。興必踊。

馮らず。凡そ尸に馮る者は、(一)父母は先、妻子は後なり。君、臣に於ては之を撫し、父母、子に於ては之を執り、(二)子、父母に於ては之れに馮り、(三)婦、舅姑に於ては之れを奉じ、(四)舅姑、婦に於ては之れを撫し、(五)妻、夫に於ては之れを拘し、(六)夫、妻に於てし昆弟に於てしては之れを執る。尸に馮るには君の所に當らず。凡そ尸に馮れば、興てば必ず踊す。

(一)尸の父母先にし、尸の妻子は後にす　(二)尸の衣を執り持つ、皆胸の所に於てす　(三)尸に俯してもたれかゝる　(四)尸の衣を捧ぐ　(五)手を衣に接す　(六)微しく衣を引き張る

○父母之喪。居二倚廬一。不レ塗。寢レ苫枕レ凷。非二喪事一不レ言。君爲レ廬宮レ之。大

○父母の喪には倚廬(一)に居り、塗らず、(二)苫に寢ね凷(三)に枕し、喪の事に非ざれば言はず、君は廬を爲りて之れに宮し、大夫士は之れを襢(四)にす。既に葬れば、柱楣(五)し廬を塗る、(六)顯者に於てせず。君大夫士、皆之れに宮す。凡そ(七)適子に非ざる者は、

兄堂下北面。夫人命婦尸西東面。外宗房中南面。小臣鋪レ席。商祝鋪二絞紟衾衣一。士盥二于盤上一。士擧遷二尸于斂上一。卒レ斂。宰告。子馮レ之踊。夫人東面亦如レ之。大夫之喪。將二大斂一。既鋪二絞紟衾衣一。君至。主人迎。先入レ門右。巫止二于門外一。君釋レ菜。祝先入升レ堂。君卽二位于序端一。卿大夫卽二位于堂廉楹西一。北面東上。主人房外南面。主婦尸西東面。遷レ尸。卒レ斂宰告。主人降北二面于堂下一。君撫レ之。主人拜稽顙。君降升二主人一馮レ之。命二主婦一馮レ之。士之喪將二大斂一。君不レ在。其餘禮猶二大夫一也。

(一) 尸を遷して柩に入るゝ時 (二) 大祝 (三) 衆祝 (四) 袵を左にし、紐せざるは復た衣を解かざるを示す (五) 喪の仕事を助くるれば (六) 冒は尸をつゝむ二つの囊、上を質といひ、頭より被らしめ下に及び、下を殺といひて足より上に上る、錦にて製したる冒と黼の文を畫きたる殺と (七) 尸を裹む囊、横邊一邊を綴はず尸を裹みて後、紐を七箇所に附け置きて結ぶべく製したるもの (八) 尸を覆ふ衾 (九) 東序 (一〇) 席上に鋪く (一一) 商祝の屬 (一二) 尸にもたれて踊を爲す (一三) 門神を禮するなり (一四) 手を尸につくる禮 (一五) 衣を鋪き位に列する等の事

○鋪二絞紟一踊。鋪衾踊。鋪レ衣踊。遷レ尸踊。斂レ衣踊。斂レ衾踊。斂二絞紟衾一踊。君撫二大夫一。撫二內

○絞紟を鋪けば踊し、衾を鋪けば踊し、衣を鋪けば踊し、尸を遷せば踊し、衣を斂すれば踊し、衾を斂すれば踊し、絞衾を斂すれば踊す。君は大夫を撫し、內命婦を撫す。大夫は室老を撫し、姪娣を撫す。君、大夫は父母妻長子に馮り、庶子に馮らず。士の父母、妻、長子、庶子に馮り、庶子、子あれば、則ち父母其尸に

哭。士與二其執一事則斂。斂焉則爲レ之壹不食。凡斂者六人。君錦冒黼殺。綴旁七。大夫玄冒黼殺。綴旁五。士緇冒赬殺。綴旁三。凡冒質長與レ手齊。殺三尺。自二小斂一以往用二夷衾一。夷衾質殺之裁。猶レ冒也。君將三大斂。子弁絰。即二位于序端一。卿大夫即二位于堂廉楹西一。北面東上。父

ときなり。君將に大斂せんとすれば、子弁絰して位に序の端に卽く。(九)卿大夫位に堂の廉楹の西に卽き、北面東上す。父兄は堂下に北面し、夫人、命婦は、尸の西に東面し、外宗は房中に南面す。小臣、席を鋪き、商祝絞紟衾衣を鋪く。士、盤(一一)上に盥ひ、士擧げて尸を斂の上に遷す。(一〇)斂を卒ふれば、宰告ぐ。子之れに馮りて踊(一二)す。夫人東面して亦之の如くす。大夫の喪に、將に大斂せんとして、既に絞紟衾衣を鋪きたるとき、君至れば、主人迎ふ、先づ門に入りて右す。巫は門外に止まる。君釋菜す。(一三)祝先づ入りて堂に升り、君、位に序の端に卽く。卿大夫は位に堂の廉楹の西に卽き、北面東上す。主人は房の外に南面し、主婦は尸の西に東面す。尸を遷し斂を卒ふれば宰告ぐ。主人降りて、堂の下に北面す。君之れを撫す。(一四)主人拜稽顙す。君降り、主人を升せて之れに馮らしめ、主婦に命じて之れに馮らしむ。士の喪は將に大斂せんとするに、君在らず、其の餘の禮は猶ほ大夫のごときなり。(一五)

南上。絞紟如朝服。絞一幅爲三。不辟。紟五幅無紞。小斂之衣。祭服不倒。君無襚。大夫士畢主人之祭服。親戚之衣。受之不以卽陳。小斂。君大夫士皆用複衣複衾。大斂。君大夫士祭服無筭。君褶衣褶衾。大夫士猶小斂也。袍必有表。不禪。衣必有裳。謂之一稱。凡陳衣者實之篋。取衣者亦以篋。升降者自西階。凡陳衣不詘。非列采不入。絺綌紵不入。

已が衣を用ひ、他より送られたる衣を用ひず (九) 綿の入りたる衣衾 (一〇) 定りたる數なく皆用ふ (一一) 袷の衣衾 (一二) 褻衣 (一三) 舒べて卷かず (一四) 間色雜色の衣 (一五) 單衣を用ひずして、冬と雖も必ず袷を用ふ

凡斂者袒。遷尸者襲。君之喪。大胥是斂。衆胥佐之。大夫之喪。大胥侍之。衆胥是斂。士之喪。胥爲侍。士是斂。小斂大斂。祭服不倒。皆左衽。結絞不紐。斂者既斂必

凡そ斂するときは袒し、(一)尸を遷すときは襲す。君の喪に、(二)大胥是れ斂し、衆胥之を佐く、大夫の喪に、大胥之れに侍み、(三)衆胥是れ斂す。士の喪に、胥侍むことを爲し、士是れ斂す。小斂大斂には、祭服倒にせず。(四)皆左衽、絞を結んで紐せず。斂者既に斂して必ず哭す。士は(五)其の事を執るに與れば則ち斂す。斂すれば則ち之が爲に壹不食。凡そ斂者六人。君は錦冒(六)黼殺、(七)綴は旁ら七。大夫は玄冒黼殺、綴は旁ら五。士は緇冒赬殺、綴は旁ら三。凡そ冒の質は、長さ手と齊し。殺は三尺なり。小斂より以往は(八)夷衾を用ふ。夷衾質殺の裁は、猶ほ冒のご

横者三。君錦衾。大夫縞衾。士緇衾。皆一。衣十有九稱。君陳二衣于序東一。大夫士陳二衣于房中一。皆西領北上。絞紟不レ在レ列。大斂。布絞。縮者三。横者五。布紟。二衾。君大夫士一也。君陳二衣于庭一百稱。北領西上。大夫陳二衣于序東一五十稱。西領南上。士陳二衣于序東一三十稱。西領

なる者五。布紟、二衾あり。君大夫士一なり。君は衣を庭に陳すること百稱、北領西上す。大夫は衣を序の東に陳ぬること五十稱、西領南上す。士は衣を序の東に陳ぬること三十稱、西領南上す。絞紟は朝服の如し。絞は一幅を三と爲し、(六)辟かず。紟は五幅にして紞なし。小斂の衣は祭服は倒にせず、(七)君は襚なし。(八)大夫士は主人の祭服を畢す。親戚の衣は、之を受けて以て卽きて陳せず。小斂には君大夫士、皆複衣、複衾を用ふ。(九)大斂には君大夫士、祭服算なし。(一〇)君は褶衣、褶衾あり。(一一)大夫士は猶ほ小斂のごときなり。(一二)袍は必ず表あり禪ならず。衣は必ず裳あり。之れを一稱と謂ふ。凡そ衣を陳ぬるには、之を篋に實る。衣を取くるには亦篋を以てす。升降するには西階よりす。凡そ衣を陳ずるには詘せず。(一三)列采に非(一四)ざれば入らず。絺綌紵入らず。(一五)

(一)竹席　(二)尸を束ねて堅實ならしむるもの　(三)君、大夫、士皆一衾なるをいふ　(四)單衣　(五)十九稱の數の中に算へず　(六)絞の端を三つに裂く、是れ結束に便ならしむる爲なり　(七)領必ず上に在るをいふ　(八)柔く

食㆓於篹㆒者盥。食㆑菜以㆓醯醬㆒。始食㆑肉者。先食㆓乾肉㆒。始飲㆑酒者。先飲㆓醴酒㆒。期之喪三不㆑食。食㆓疏食㆒水飲。不㆑食㆓菜果㆒。三月既葬。食㆑肉飲㆑酒。期終㆑喪不㆑食㆑肉。不㆑飲㆑酒。父在爲㆑母爲㆑妻。九月之喪。食飲猶㆓期之喪㆒也。食㆑肉飲㆑酒。不㆓與㆑人樂㆒㆑之。五月三月之喪。壹不食再不食可也。比㆑葬食㆑肉飲㆑酒。不㆓與㆑人樂㆒㆑之。叔母世母故主宗子。食㆑肉飲㆑酒。不㆑能㆑食㆑粥。羹㆑之以㆑菜可也。有㆑疾。食㆑肉飲㆑酒可也。五十不㆑成㆑喪。七十唯衰麻在㆑身。既葬。若君食㆑之則食㆑之。大夫父之友。食㆑之則食㆑之矣。不㆑辟㆓粱肉㆒。若有㆓酒醴㆒則辭。

之れを食ふ。大夫、父の友之れに食ましむるときは則ち之れを食ふ。粱肉を辟けず。若し酒醴(一〇)あれば則ち辭す。

(一)米 (二)二十四分の一 (三)喪に居る時は時を定めて食することを得ざるを以て、隨意に食するをいふ (四)粗飯を食ひ水を飲む (五)粥を歠るに口を以てす、故に手洗ふことをせず (六)竹筥 (七)三月の喪 (八)五月の喪 (九)喪に居る禮を備へず (一〇)酒類は醉ひて顏色にあらはるゝが故に

〇小㆓斂於戸內㆒。大㆓斂於阼㆒。君以㆓簟席㆒。大夫以㆓蒲席㆒。士以㆓葦席㆒。小斂布絞。縮者一。

〇戸內に小斂し、阼に大斂す。君は簟席(一)を以ひ、大夫は蒲席を以ひ、士は葦席を以ふ。小斂に布の絞(二)あり。縮なる者一、橫なる者三。君は錦衾、大夫は縞衾、士は緇衾、皆(三)一。衣は十有九稱、君は衣を序の東に陳し、大夫士は、衣を房中に陳す、皆西領北上す、絞紟(四)は列(五)に在らず。大斂に布の絞あり。縮なる者三、橫

米。莫一溢米。食レ之無レ算。士疏食水飲。食レ之無レ算。夫人世婦諸妻。皆疏食水飲。食レ之無レ算。大夫之喪。主人室老子姓皆食レ粥。衆士疏食水飲。妻妾疏食水飲。士亦如レ之。既葬主人疏食水飲。不レ食二菜果一。婦人亦如レ之。君大夫士一也。練而食二菜果一。祥而食レ肉。食二粥於盛一。不レ盥。

す、妻妾は疏食水飲す、士も亦之の如し。既に葬れば、主人は疏食水飲し、菜果を食はず。婦人も亦之の如し。君、大夫士一なり。練して菜果を食ひ、祥して肉を食ふ。粥を盛るに食ふときは盥はず。(五)簋に食ふときは盥ふ。(六)菜を食ふときは醯醬を以てす。始めて肉を食ふ者は、先づ乾肉を食ふ。始めて酒を飲む者は、先づ醴酒を飲む。期の喪には、三食せず、疏食を食ひ、水飲し、菜果を食はず。三月にして既に葬れば、肉を食ひ酒を飲む。期の喪を終ふるまで肉を食はず、酒を飲まず。父在せば、母の爲にし妻の爲にす。九月の喪には食飲猶ほ期の喪のごときなり。肉を食ひ酒を飲む、人と之れを樂まず。五月、三月の喪には、壹(七)不食再不食も可なり。葬る比肉を食ひ酒を飲む、人と之れを樂まず。叔母、世母、(八)故主、宗子には、肉を食ひ酒を飲む。粥を食ふ能はざれば、之れを羹するに菜を以てして可なり。疾有れば肉を食ひ酒を飲みて可なり。五十は喪(九)を成さず、七十は唯衰麻身に在るのみ。既に葬りて、若し君之れに食しむるときは則ち

者抗ㇾ衾而浴。管人汲授ニ御者一。御者差沐ニ于堂上一。君沐ㇾ粱。大夫沐ㇾ稷。士沐ㇾ粱。甸人爲ニ坐于西牆下一。陶人出ニ重鬲一。管人受ㇾ沐。乃煮ㇾ之。甸人取ニ所ㇾ徹廟之西北匪薪一用爨ㇾ之。管人授ニ御者沐一。乃沐。沐用ニ瓦盤一。挋用ㇾ巾。如ニ它日一。小臣爪ㇾ手翦ㇾ須。濡濯棄ニ于坎一。君設ニ大盤一造ㇾ氷焉。大夫設ニ夷盤一造ㇾ氷焉。士併ニ瓦盤一無ㇾ氷。設ㇾ牀襢ㇾ第。有ㇾ枕。含一牀。襲一牀。遷ニ尸于堂一又一牀。皆有ニ枕席一。君大夫士一也。

一牀、襲に一牀。尸を堂に遷すに又一牀、皆枕席あり、君大夫士一なり。

(一) 大斂を爲す衾 (二) 臨終の時著換へさしたる新しき衣 (三) 含玉を受けしむる爲に角を以て作りたるさじを用ひて支へ (四) 尸の屨を著くる時、足、曲辟せざる爲め燕几を結び付けて以て足を直からしむ (五) 館舍を主る者 (六) 水を汲む餅の上の索 (七) 餅の索 (八) 衾をあげて尸を蔽ふ (九) 柄杓 (一〇) 絺の巾 (一一) 生存中に同じ (一二) 水の汁 (一三) かまど (一四) すゑものつくり (一五) 三升を容るゝ瓦餅 (一六) 沐汁 (一七) 屋の西北の簷を抽き取りて薪となすをいふ。一說に屋の西北隅の簷の隱處の薪 (一八) 氷を大盤の中に入る (一九) 小なる者 (二〇) 盤の第簀

〇君之喪。子大夫公子衆士皆三日不ㇾ食。子大夫公子衆士食ㇾ粥。納ㇾ財朝一溢

〇君の喪には、子、大夫、公子、衆士、皆三日食はず、子、大夫、公子、衆士粥を食ふ、財を納るゝは(一)朝に一溢米、莫に一溢米、之れを食ふこと算なし。夫人、世婦、諸妻は、皆疏食水飲す、之れを食ふこと算なし。大夫の喪には、主人、室老、子姓、皆粥を食ふ、衆士は疏食水飲

○始死。遷二尸于牀一。幠用二斂衾一。去二死衣一。小臣楔レ齒用二角柶一。綴レ足用二燕几一。君大夫士一也。○管人汲。不レ說レ繘屈レ之。盡レ階不レ升堂。授二御者一。御者入浴。小臣四人抗レ衾。御者二人浴。浴水用レ盆。沃レ水用レ料。浴用二絺巾一。挋用二浴衣一。如二它日一。小臣爪レ足。浴餘水弃二于坎一。其母之喪。則內御

○始めて死すれば尸を牀に遷し、幠ふに斂衾を用てし、死衣を去り、小臣、齒に楔するに角柶を用ひ、足を綴るに燕几を用ふ、君大夫士一なり。○管人汲む、繘を說がずして之れを屈し、階を盡して堂に升らず、御者に授く。御者入りて浴す。小臣四人衾を抗ぐ、御者二人浴す。浴水は盆を用ひ、水を沃ぐに料を用ひ、浴するに絺巾を用ひ、挋ふに浴衣を用ふること它日の如し。小臣足を爪きる。浴の餘水は坎に弃つ。其の母の喪には、則ち內御の者衾を抗げて浴す。管人汲みて御者に授け、御者差して堂上に沐す。君は粱に沐し、大夫は稷に沐し、士は粱に沐す。甸人、塈を西牆の下に爲り、陶人、重鬲を出す。管人、沐を受けて、乃ち之を煑る。甸人徹せる所の廟の西北厞の薪を取り、用ちて之を爨く。管人、御者に沐を授く、乃ち沐す。沐するに瓦盤を用ひ、挋ふに巾を用ふること、它日の如し。小臣手を爪きり須を翦る、濡濯坎に棄つ。君は大盤を設け、氷を造る。大夫は夷盤を設け氷を造る。士は瓦盤を併せて氷なし。牀を設け第を襢し枕あり、含に

之外杖。寢門之內輯レ之。夫人世婦在二其次一則杖。卽レ位則使二人執一レ之。子有二王命一則去レ杖。國君之命則輯レ杖。聽レ卜有レ事二於尸一則去レ杖。大夫於二君所一則輯レ杖。於二大夫所一則杖。大夫之喪。三日之朝既殯。主人主婦室老皆杖。大夫有二君命一則去レ杖。大夫之命則輯レ杖。內子爲二夫人之命一去レ杖。爲二世婦之命一授二人杖一。士之喪二日而殯。三日之朝。主人杖。婦人皆杖。於二君命夫人之命一如二大夫一。於二大夫世婦之命一如二大夫一。子皆杖。不下以卽上レ位。大夫士哭レ殯則杖。哭レ柩則輯レ杖。棄レ杖者。斷而棄二之隱者一。

ば則ち杖を去り、國君の命には則ち杖を輯む。(四)卜を聽くと(五)尸に事あるときは、則ち杖を去る。大夫は君の所に於ては則ち杖を輯め、大夫の所に於ては則ち杖つく、大夫の喪に、三日の朝既に殯して、主人、主婦、室老皆杖つく。大夫君命あれば則ち杖を去り、大夫の命には則ち杖を輯む。內子は夫人の命の爲には杖を去り、世婦の命の爲には人に杖を授く。士の喪は二日にして殯し、三日の朝に、主人、杖つき、婦人皆杖つく。君命と夫人の命とに於ては、大夫の如くし、大夫、世婦の命に於ては、大夫の如くす。子皆杖つく、以て位に卽かず。(六)大夫士は、殯を哭するには則ち杖つき、柩を哭するには則ち杖を輯む。杖を棄つるには、(七)斷ちて之れを隱たるところに棄つ。

(一) 適庶子及び世子　(二) 殯宮の門　(三) 杖を擧げて杖を地につかず　(四) 葬を卜し日を卜すること　(五) 虞と卒哭と祔の祭　(六) 適子避くるなり　(七) 斷ち截り幽隱の處に捨つ。是れ他に用ひざらしめんが爲なり

木角。狄人出壺。雍人出鼎。司馬縣之。乃官代哭。大夫官代哭。不縣壺。士代哭。不以官。〇君堂上二燭。下二燭。大夫堂上一燭。下二燭。士堂上一燭。下一燭。〇賓出徹帷。哭尸于堂上。主人在東方。由外來者在西方。諸婦南鄕。婦人迎客。送客不下堂。下堂不哭。男子出寢門外。見人不哭。其無女主。則男主拜女賓于寢門内。其無男主。則女主拜男賓于阼階下。子幼則以衰抱之。人爲之拜。爲後者不在。則有爵者辭。無爵者人爲之拜。在竟内則俟之。在竟外則殯葬可也。喪有無後。無無主。

て可なり。喪には後無きあり、主なき無し。

(一) 尸に憑りて踊す (二) 幼時髪を剪りて之を爲る。年、成人と雖も猶は兩邊に垂る。父死する時は左髦を取りはづし、母死する時は右髦を取りはづす (三) 婦人の要経 (四) 帷堂の帷を取り除く (五) 士の妻 (六) 庶兒に代ふ (七) 小斂の奠 (八) 冠の下の卷 (九) 要帶首経 (一〇) 木の柄杓 (一一) 挈壺。漏水の器 (一二) 餌を煮ることを主る (一三) 漏水の器を縣く (一四) 炬火。喪有る時は中庭に於て終夜燎を設く。暁に至りて燎を滅して未だ明ならず故に炬火を用ふ (一五) 喪に服する爲め他より來る者 (一六) 女主 (一七) 男主 (一八) 婦主 (一九) 喪服を著せて人、抱きて喪主の位に居る (二〇) 子なき時 (二一) 國境の中 (二二) 他國に在る時

〇君之喪。三日子夫人杖。五日既殯。授大夫世婦杖。子大夫寢門

〇君の喪には、三日にして、子、夫人杖つく。五日既に殯して、大夫、世婦に杖を授く。子、大夫は寢門の外に杖つき、寢門の内には之を輯む。夫人、世婦は其の次に在れば則ち杖つき、位に卽けば則ち人をして之れを執らしむ。子、王命あれ

帶二麻于房中一。徹レ帷。男女奉レ尸夷二于堂一。降拜。君拜二寄公國賓一。大夫士拜二卿大夫於位一。於レ士旁三拜。夫人亦拜二寄公夫人於堂上一。大夫內子士妻。特拜二命婦一。汎拜二衆賓於堂上一。主人卽レ位。襲帶絰踊。母之喪卽レ位而免。乃奠。弔者襲レ裘。加レ武帶絰。與二主人一拾踊。○君喪。虞人出二

し、汎く衆賓を堂上に拜す。主人、位に卽き、襲帶絰して踊す。母の喪には、位に卽きて免す、(一五)(一六)乃ち奠す。(一七)弔者裘を襲し、(一八)武を加へて(一九)帶絰し、主人と拾〻踊す。○君の喪には、虞人、木角を出し、(二〇)狄人、壺を出し、(二一)雍人、鼎を出し、(二二)司馬之れ(二三)を縣く。乃ち官代〻哭す。大夫は官、代〻哭す、壺を縣けず。士は代〻哭す、官を以てせず。○君は堂上に二燭、下に二燭。大夫は堂上に一燭、下に二燭、士は堂上に一燭、下に一燭。(二四)○賓出づれば帷を徹す。尸に堂上に哭するには、主人東方に在り、外より來る者は西方に在り、諸婦は南鄕す。婦人は客を迎へ、客を送るに、堂を(二五)下らず。堂を下れば哭せず。男子、寢門(二六)の外に出づれば、人を見て哭せず。其の女主無ければ、則ち男主、(二七)女賓を寢門の内に拜す。其の男主なければ、則ち女主、(二八)男賓を阼階の下に拜す。子幼なれば、則ち衰(二九)を以て之を抱く、人之が爲に拜す。(三〇)後たる者在らざれば、則ち爵ある者ならば辭し、爵なき者ならば人之が爲に拜す。竟(三一)內に在れば則ち之れを俟ち、竟(三二)外に在れば則ち殯葬し

士之喪。主人父兄子姓皆坐二于東方一。主婦姑姉妹子姓皆坐二于西方一。凡哭二尸于室一者。主人二手承レ衾而哭。○君之喪。未二小斂一。爲二寄公國賓一出。大夫之喪。未二小斂一。爲二君命一出。士之喪。於二大夫一不レ當レ斂則出。凡主人之出也。徒跣扱レ衽拊レ心。降レ自二西階一。君拜二寄公國賓于位一。大夫於二君命一。迎二于寢門外一。使者升レ堂致レ命。主人拜二于下一。士於二大夫親弔一。則與レ之哭。不レ逆二於門外一。夫人爲二寄公夫人一出。命婦爲二夫人之命一出。士妻不レ當レ斂。則爲二命婦一出。

の爲に出で、士の妻は斂に當らざれば、則ち命婦の爲めに出づ。

(一) 爵踊。婦人の踊は雀の跳ぶに似たるを以ていふ　(二) 尸を牖下に遷し南首するなり　(三) 子の生む所の諸子孫を謂ふ　(四) 子婦世婦の屬　(五) 卿大夫の妻　(六) 姑姉妹の女　(七) 兩手を以て衣を擧げて哭す　(八) 諸侯の國を失ひ、鄰國に寄託する者　(九) 他國來聘の卿大夫　(一〇) 出迎ふるなり　(一一) 未だ喪の屨を著けず吉屨も亦著くる能はざれば、徒にてすあしにて出迎ふ　(一二) 心中の憂に堪へずして胸を擊つなり

○小斂。主人卽二位于戸內一。主婦東面。乃斂。卒レ斂主人馮レ之踊。主婦亦如レ之。主人袒說レ髦。括レ髮以レ麻。婦人髽。

○小斂には、主人位に戸の內に卽き、主婦は東面す、乃ち斂す。斂を卒へて、主人之れに馮りて踊す(一)。主婦亦之の如し。主人袒して髦を說ぎ(二)、髮を括るに麻を以てす。婦人は髽し、房中に帶麻す(三)。帷を徹し(四)、男女尸を奉じて、堂に夷ね降りて拜す。君は寄公國賓を拜し、大夫士までも、卿大夫を位に拜し、士に於ては旁三拜す。夫人亦寄公の夫人を堂上に拜し、大夫の內子、士の妻は、特り命婦を拜

○始卒主人啼。兄弟哭。婦人哭踊。既正レ尸。子坐二于東方一。卿大夫父兄子姓立二于東方一。有司庶士哭二于堂下一北面。夫人坐二于西方一。內命婦姑姊妹。子姓立二于西方一。外命婦率二外宗一哭二于堂上一北面。大夫之喪。主人坐二于東方一。主婦坐二于西方一。其有二命夫命婦一則坐。無則皆立。

○始卒すれば、主人は啼き、兄弟は哭し、婦人は(一)哭踊す。既に(二)尸を正せば、子は東方に坐し卿大夫(三)父兄子姓は、東方に立ち、有司庶士は、堂下に哭し、北面す。夫人は西方に坐し、(四)內命婦姑姊妹子姓は、西方に立ち、(五)外命婦は(六)外宗を率ゐて、堂上に哭し、北面す。大夫の喪には、主人は東方に坐し、主婦は西方に坐す、其れ命夫命婦あれば則ち坐し、無ければ則ち皆立つ。士の喪には、主人父兄子姓は、皆東方に坐し、主婦姑姊妹子姓は、皆西方に坐す。凡そ尸に室に哭するには、主人(七)二の手に衾を承けて哭す。○君の喪には未だ小斂せざれば、(八)寄公(九)國賓の爲には出づ。大夫の喪には、未だ小斂せざれば、君命の爲には出づ。士の喪には、大夫(一〇)に於ては、斂に當らざれば則ち出づ。凡そ主人の出づるや、(一一)徒跣して衽を扱み(一二)心を拊つ、西階より降る。君は寄公國賓を位に拜し、大夫は君命に於ては、寢門の外に迎ふ。使者堂に升りて命を致し、主人下に拜す、士は大夫の親弔に於ては、則ち之れと哭す、門外に逆へず。夫人は寄公の夫人の爲に出で、命婦は夫人の命

遷尸於寢。士之妻皆死于寢。○復有林麓則虞人設階。無林麓則狄人設階。小臣復。復者朝服。君以卷。夫人以屈狄。大夫以玄赬。世婦以襢衣。士以爵弁。士妻以稅衣。皆升自東榮。中屋履危。北面三號。卷衣投于前。司服受之。降自西北榮。其爲賓則公館復。私館不復。其在野則升其乘車之左轂而復。復衣不以衣尸。不以斂。婦人復不以袡。凡復。男子稱名。婦人稱字。唯哭先復。復而後行死事。

れば、則ち其の乘車の左轂に升りて復す。復衣(二五)は以て尸に衣せず、以て斂せず、婦人の復には、袡(二六)を以てせず。凡そ復するに、男子は名を稱し、婦人は字を稱す。唯哭は復に先だつ、復して後に死事を行ふ。

(一) 人君以下始めて死して小斂大斂殯葬に關する禮の事を記す (二) 疾の甚だしきこと (三) 室の内外を掃き淸む (四) 樂縣 (五) 家の西北隅に臥さしめ、生氣向にはしむ (六) 牀を取除きて地上に置く。是れ始生の地に置きて活きんことを願ふなり (七) 手足の四肢の各につき一人づつ之を持つ。是れ自から屈伸すること能はざらしむる爲なり (八) 纊は新帛。之を鼻口に掩ひ置きて呼吸の有無を觀る (九) 諸侯、夫人と共に皆路寢、正寢、小寢の三寢あり (一〇) 國君の次婦。此に世婦といふは、大夫の妻即ち命婦とを兼ねていふ (一一) 卿の妻 (一二) 燕居し、又、和寢をもいふ (一三) 寢室通じての名 (一四) 屋上に升りて魂を招く。たまよばひ (一五) 林麓を掌る官 (一六) 樂吏の賤しき者 (一七) 君の近臣たまよばひをなす (一八) 袞服 (一九) 玄衣纁裳 (二〇) 榮は屋根の兩頭に在りて翼の形をなす處 (二一) 屋根の中央の高く嶮しき處に在り (二二) 一號は上に向ひてなす。魂、天より來ることを冀ふ。一號は下に向ひてなす。魂地より來るを冀ふ。一號は中間に於てす。魂、天地四方より來るを冀ふ (二三) 復者の衣を卷きて尸の前に投ず (二四) 司服の者、篋を以て之を受く (二五) 初め用ひて尸を覆ふ衣服 (二六) 嫁する時の盛服

疾病。外内皆埽。君大夫徹縣。士去琴瑟。寢東首於北牖下。廢牀。徹褻衣。加新衣。體一人。男女改服。屬纊以俟絶氣。男子不死於婦人之手。婦人不死於男子之手。君夫人卒於路寢。大夫世婦。卒於適寢。内子未命則死於下室。

喪大記第二十二（一）

疾病なれば、（二）外内皆埽ふ。（三）君、大夫は縣を徹し、（四）士は琴瑟を去る、寢るに北（五）牖の下に東首す。（六）牀を廢し、褻衣を徹し、新衣を加へ、（七）體ごとに一人。男女服を改め、（八）纊を屬けて以て絶氣を俟つ。男子は婦人の手に死せず、婦人は男子の手に死せず。（九）君夫人は路寢に卒し、大夫世婦は適寢に卒し、（一〇）内子未だ命ぜられざれば、（一一）則ち下室に死し、尸を寢に遷す、士の妻は、皆寢に死す。（一二）（一三）○復するに、林麓あれば、則ち虞人階を設け、（一四）林麓なければ則ち狄人階を設く。（一五）（一六）小臣復す、（一七）復者は朝服す、君は卷を以てし、（一八）夫人は屈狄を以てし、大夫は玄赬を以てし、（一九）世婦は襢衣を以てし、士は爵弁を以てし、士の妻は稅衣を以てす。皆東榮より升り、（二〇）屋に中して危を履み、（二一）北面して三たび號ふ。（二二）衣を卷きて前に投ず、（二三）司服之を受く、（二四）西北榮より降る。其れ賓たれば、則ち公館には復し、私館には復せず。其の野に在

不三敢以傷二吾子一。○納幣一束。束五兩。兩五尋。○婦見二舅姑一。兄弟姑姉妹皆立二于堂下一。西面北上。是見已。見三諸父一各就二其寢一。○女雖レ未二許嫁一。年二十而笄。禮レ之。婦人執二其禮一。燕則鬈首。○韠長三尺。下廣二尺。上廣一尺。會去レ上五寸。紕以二爵韋六寸一。不レ至レ下五寸。純以レ素。紃以二五采一。

未だ許嫁せずと雖も、年二十なれば笄して、之れを禮す。婦人其の禮を執る。(一一)燕には則ち鬈首す。(一二)○韠(一三)は長さ三尺、下の廣さ二尺、上の廣さ一尺、會(一四)は上を去ること五寸、紕(一五)は爵韋六寸を以てし、下に至らざること五寸、純(一六)は素を以てし、紃(一七)は五采を以てす。

(一) 魯の惠公の子、施父の後 (二) 起ちて辭謝して曰く (三) 疏食なれば、強ひて食し以て吾子の身體を傷害す可からず (四) 婚禮に財幣を贈ること (五) 十卷 (六) 兩箇を卷となす、故に一束は五兩なり (七) 一兩は四十尺。尋は八尺。故に兩は五尋なり (八) 兄弟姉妹の前を過ぐ、是れ見ゆるなり (九) 諸父は旁尊なるが故に、其の翌日各々寢に就きて見ゆ (一〇) 女子は十五歳にして許嫁して笄を加ふ。若し未だ許嫁せずと雖も、二十歳に達すれば笄を加ふ。これ成人の禮なり (一一) 笄を加ふる儀式即ち女子成人式には禮を擧げて必ず主婦と女賓とにてす、主婦は笄を加へ、女賓醴を以て笄をなす (一二) 既に笄する後、尋常家に在りて燕居する時は、其笄を去りて、少者と同じ髪の結方をなして以て居る (一三) 前垂 (一四) 領縫 (一五) 韠の兩側の緣 (一六) 下の緣 (一七) 五采の絛を以て諸縫の中に置くもの

敢不二敬須以俟ㇾ命。有司官陳二器皿一。主人有司亦官受ㇾ之。妻出夫使二人致ㇾ之曰。某不敏。不ㇾ能三從而共二粢盛一。使三某也敢告二於侍者一。主人對曰。某之子不肖。不二敢辟ㇾ誅。敢不二敬須以俟ㇾ命。使者退。主人拜送ㇾ之。如舅在則稱ㇾ舅。舅沒則稱ㇾ兄。無ㇾ兄則稱ㇾ夫。主人之辭曰。某之子不肖。如二姑姊妹一亦皆稱ㇾ之。

し、舅沒すれば則ち兄を稱し、兄無ければ則ち夫を稱す。主人の辭に曰く、某の子不肖と。姑姊妹の如きも、亦皆之れを稱す。

(一)罪有りて之を出して本國に還す　(二)夫人に從ひて　(三)納采の時　(四)有司の者各々其役日々によつて、嫁入の際持ち來りし道具類をならべて主國に返す

○孔子曰。吾食二於少施氏一而飽。少施氏食ㇾ我以ㇾ禮。吾祭。作而辭曰。蔬食不ㇾ足ㇾ祭也。吾飧作而辭曰。蔬食也。

○孔子曰く、吾少施氏に食して飽けり。少施氏我に食するに禮を以てすればなり。吾祭れば、作(一)(二)ちて辭して曰く、蔬食祭るに足らざるなりと。吾飧すれば、作(三)ちて辭して曰く、蔬食なり、敢て以て吾子を傷らずと。○納幣(四)一束(五)、束(六)に五兩、兩たる五尋。○婦、舅姑に見ゆるとき、兄弟姑姊妹、皆堂下に立ちて、西面北上(七)す。是れ見ゆること已るなり。諸父(九)に見ゆるには、各々(八)其の寢に就く。○女(一〇)

于碑南一東上。雍人擧レ羊。升レ屋自レ中。中レ屋南面封レ羊。血流二于前一。乃降。門夾室皆用レ雞。先レ門而後二夾室一。其衈皆於二屋下一。割レ雞。門當レ門。夾室中レ室。有司皆鄕レ室而立。門則有司當レ門北面。既レ事。宗人告二事畢一。乃皆退。反二命于君一曰。釁二某廟一事畢。反二命于寢一。君南二鄕于門內一。朝服。既反命乃退。路寢成。則考レ之而不レ釁。釁レ屋者。交二神明一之道也。凡宗廟之器。其名者成。則釁レ之以二豭豚一。

○諸侯出二夫人一。夫人比レ至二于其國一。以二夫人之禮一行。至以二夫人一入。使者將レ命曰。寡君不敏。不レ能三從而事二社稷宗廟一。使三使臣某敢告二於執事一。主人對曰。寡君固前辭レ不レ教矣。寡君

○諸侯、(二)夫人を出せば、夫人其の國に至る比ひ、夫人の禮を以て行く、至れば夫人を以て入る。使者命を將うて曰く、寡君不敏、從つて社稷宗廟に事ふること能はず。使臣某をして、敢て執事に告げしむと。(三)主人對へて曰く、寡君固より前に教へずと辭せり。寡君敢て敬み須ち以て命を俟たざらんや。(四)有司官器皿を陳ねぬ。主人の有司、亦官之れを受く。妻出さるゝとき、夫人をして之れを致さしめて曰く、某不敏、從つて粢盛を共にする能はず、某をして敢て侍者に告げしむと。主人對へて曰く、某の子不肖、敢て誅を辟けず、敢て敬み須ちて以て命を俟たざらんや。使者退く。主人拜して之れを送る。如し舅在せば、則ち舅を稱

内亂不レ與焉。外患弗レ辟也。○贊大行曰。圭公九寸。侯伯七寸。子男五寸。博三寸。厚半寸。剡ニ上左右一。各寸半玉也。藻三采六等。○哀公問ニ子羔一曰。子之食奚當。對曰。文公之下執事也。○成レ廟則釁レ之。其禮。祝宗人宰夫雍人。皆爵弁純衣。雍人拭レ羊。宗人視レ之。宰夫北ニ面

前に流る、乃ち降る。門(一三)、夾室(一四)には皆雞を用ふ。門を先にして夾室を後にす。其の衈(一五)は皆屋下(一六)に於てし、雞を割くは、門は門に當り、夾室は室に中す。有司(一七)皆室に鄕うて立つ。門は則ち有司、門に當りて北面す。事を既へば、宗人(一八)事畢ると告ぐ、乃ち皆退く。君に反命して曰く、某廟に釁り事畢ると。寢(一九)に反命す。君、門内に南鄕し。朝服す。既に反命して乃ち退く。路寢成れば、則ち之を考して釁らず。屋を釁る者は、神明に交るの道なり。凡そ宗廟の器は、其の名ある者成れば、則ち之れ(二〇)に釁るに豭豚(二一)を以てす。

(一) 擇び取る (二) 推薦して以て公家の臣となす (三) 管仲の爲に喪に服せしむ (四) 稱すれば、起立して失言を悔ゆる意を示す (五) 卿大夫國に在りて内亂の謀計を防止すること能はざれば、自ら避けて與せず (六) 外寇の患あれば、身命を拋ちて之に當る (七) 古の禮書の篇名 (八) 赤、白、青の三色六行を書く (九) 先人の始めて仕へて祿を食みしは、何れの君の時代なりしか (一〇) 牲の血を以て塗る (一一) 士の服 (一二) 玄衣纁裳 (一三) 廟門 (一四) 東西の廟 (一五) 羊雞を未だ割かざる時、耳の傍の毛を除きて以て神に薦むるには (一六) 廟の屋下 (一七) 宰夫 (一八) 祝宗人 (一九) 路寢 (二〇) 宗廟の器 (二一) 牡の豚

○廐焚。孔子拜二鄉人爲レ火來者一。拜レ之士壹。大夫再。亦相弔之道也。○孔子曰。管仲過レ盜取二二人一焉。上以爲二公臣一。曰。其所二與遊一辟也。可人也。管仲死。桓公使三爲レ之服一。宦二於大夫一者之爲レ之服也。自二管仲一始也。有二君命一焉爾也。○過而擧二君之諱一則起。與二君之諱一同則稱レ字。○

○廐焚けたり、孔子、鄉人の火の爲に來りし者を拜す。之れを拜するに、士には壹たびし、大夫には再せり。亦相弔するの道なり。○孔子曰く、管仲盜に遇ひて、二人を取る(一)。上げて(二)以て公の臣と爲す。曰く、其の與に遊ぶ所のもの辟なるなり。可なる人なりと。管仲死す。桓公之が爲(三)に服せしむ。大夫に宦たる者の之が爲に服するは、管仲より始まれるなり、君命ありて爾せるなり。○過ちて君の諱を擧ぐれば(四)則ち起つ。君の諱と同じきときは、則ち字を稱す。○内亂には與からず(五)、外患(六)には辟けず。○贊(七)大行に曰く、圭は公は九寸、侯伯は七寸、子男は五寸、博さ三寸、厚さ半寸、上の左右を剡ること各〻寸半の玉なり。藻(八)は三采六等。○哀公、子羔に問うて曰く、子の食(九)奚に當る。對へて曰く、文公の下執事なり。○廟を成せば則ち之れに釁る(一〇)。其の禮、祝、宗人、宰夫、雍人、皆爵弁(一一)純衣(一二)す。雍人、羊を拭ふ、宗人之を視す。宰夫碑の南に北面し、東上す。雍人羊を擧げて屋に升る、中よりす。屋に中して南面して、羊を刲す。血

恥レ之。○孔子曰。凶年則乘二駑馬一。祀以二下牲一。○恤由之喪。哀公使下孺悲之二孔子一學中士喪禮上。士喪禮於レ是乎書。○子貢觀二於蜡一。孔子曰。賜也樂乎。對曰。一國之人皆若レ狂。賜未レ知二其樂一也。子曰。百日之蜡。一日之澤。非二爾所一レ知也。張而不レ弛。文武弗レ能也。弛而不レ張。文武弗レ爲也。一張一弛。文武之道也。○孟獻子曰。正月日至。可二以有一レ事二於上帝一。七月日至。以可二以有一レ事二於祖一。七月而禘。獻子爲レ之也。○夫人之不レ命二於天子一。自二昭公一始也。○外宗爲二君夫人一。猶二内宗一也。

り。張りて(一五)弛べざるは、文武能くせざるなり。弛べて張らざるは、文武爲さざるなり。一張一弛は、文武の道なり。○孟獻子(一六)曰く、正月日至(一七)、以て上帝(一八)に事あるべし。七月日至、以て以て祖(一九)に事あるべし。七月にして禘するは、獻子之れを爲せるなり。○夫人の天子に命ぜられざるは(二〇)、魯の昭公(二一)より始まるなり。○外宗、君夫人の爲にするは、猶ほ内宗(二二)のごときなり。

(一)學を爲す君子 (二)道 (三)爲政の君子 (四)位に在りて善言の聞えなきは (五)言行一致せざるは (六)始め言行の有德の行ありて後ちに、無德を以て退くは (七)民を撫て治むること能はずして逃散し民の寡きは (八)馬の最下等なるもの (九)牲の劣りたるもの (一〇)國人乃ち復習して之を存す (一一)蜡祭 (一二)孔子の弟子子貢 (一三)百日勞苦して此の蜡祭一度あるなり (一四)一日飲酒の歡び (一五)弦を張りて弛べざるは、民の治に喩へたるなり。文王・武王の聖主と雖も爲すこと能はざる所なり (一六)魯の大夫仲孫蔑 (一七)冬至 (一八)郊の祭をなすをいふ (一九)禘の祭をなすをいふ (二〇)敢て天子に告げず、天子も亦之を命ぜざるは (二一)君の姑姉妹の女及び從母 (二二)君の五屬の内の女

肩不㆑揜㆑豆。賢大夫也。而難㆑爲㆑下也。君子上不㆑僭㆑上。下不㆑偪㆑下。○婦人非㆓三年之喪㆒。不㆘踰㆑封而弔㆖。如三年之喪。則君夫人歸。夫人其歸也。以㆓諸侯之弔禮㆒。其待㆑之也。若㆑待㆓諸侯㆒然。夫人至。入㆑自㆓闈門㆒。升㆑自㆓側階㆒。君在㆑阼。其他如㆓奔㆑喪禮㆒然。○嫂不㆑撫㆑叔。叔不㆑撫㆑嫂。

○君子有㆓三患㆒。未㆓之聞㆒。患㆑弗㆑得㆑聞也。既聞㆑之。患㆑弗㆑得㆑學也。既學㆑之。患㆑弗㆑能㆑行也。君子有㆓五恥㆒。居㆓其位㆒無㆓其言㆒。君子恥㆑之。有㆓其言㆒無㆓其行㆒。君子恥㆑之。既得㆑之而又失㆑之。君子恥㆑之。地有㆑餘而民不㆑足。君子恥㆑之。衆寡均而倍焉。君子

○君子(一)に三の患あり、未だ之を(二)聞かざるときは、聞くを得ざらんことを患ふるなり。既に之れを聞けば、學ぶを得ざらんことを患ふるなり。既に之れを學べば、行ふ能はざらんことを患ふるなり。(三)君子に五の恥あり。其の位に居て其の言(四)なきは、君子之を恥づ。(五)其の言有りて其の行なきは、君子之れを恥づ。(六)既に之れを得て、又之れを失ふは、君子之れを恥づ。(七)地餘ありて民足らざるは、君子之れを恥づ。衆寡均しくして倍するは、君子之れを恥づ。○孔子曰く、凶年には則ち駑馬(八)に乘り、祀るに下牲(九)を以てす。○恤由の喪に、哀公孺悲をして孔子に之きて、士の喪禮を學ばしむ。士の喪禮是に於てか書せり。(一〇)○子貢蜡(一一)を觀る。孔子曰く、賜(一二)や樂しきか。對へて曰く、一國の人皆狂するが若し、賜未だ其の樂しきを知らざるなり。子曰く、百日(一三)の蜡、(一四)一日の澤は、爾の知る所に非ざるな

畢レ樂。○升正レ柩。諸侯執レ綍五百人。四綍。皆銜レ枚。司馬執レ鐸。左八人。右八人。匠人執二羽葆一御レ柩。大夫之喪。其升正レ柩也。執レ引者三百人。執レ鐸者左右各四人。御レ柩以レ茅。○孔子曰。管仲鏤レ簋而朱紘。旅樹而反坫。山レ節而藻レ梲。賢大夫也。而難レ爲レ上也。晏平仲祀二其先人一。豚

仲鏤簋(九)して朱紘(一〇)あり、旅樹(一一)して反坫あり。節を山にして梲を藻にす、賢大夫なり。而れども上たり難きなり。晏平仲其の先人(一二)を祀るに、豚肩豆(一三)を揜はず、賢大夫なり。而れども下たり難きなり(一四)。君子は上、上を僭せず、下、下に偪らず。○婦人(一五)は三年の喪に非ざれば、封を踰えて弔せず。如し三年の喪には、則ち君夫人歸る(一六)。夫人其の歸るや、諸侯の弔禮を以てす。其の之れを待つや、諸侯を待つが若く然り。夫人至れば、闈門(一七)より入り、側階(一八)より升り、君阼に在り、其の他は喪に奔るの禮の如く然り。○嫂は叔(一九)を撫せず、叔は嫂(二〇)を撫せず。

(一) 一日の中に含、襚、賵、臨の四者を終る (二) 其次第順序 (三) 度々病狀を問ひ慰め其度數定らず (四) 將に葬らんとして柩、祖廟に朝する時、西階より升り兩楹の間に轍するには (五) 柩の四方に綍あり (六) 形、箸に似て兩端に小繩あり、口に銜みて頸の後方にて結ぶ、以て言ふこと能はざらしむる物 (七) 鐸を持ちて衆人號令する者 (八) 形、蓋の如く羽を以て之を爲れるもの。之を以て柩を引く者に合圖して指圖す (九) 彫鏤を施したる簋 (一〇) 赤き冕の飾 (一一) 僭上なるをいふ (一二) 父母 (一三) 豚の兩肩を併するも能く豆に一杯に盛るに足らず。言ふは極めて小なるをいふ (一四) 下に偪るをいふ (一五) 父母の喪に非らざれば國疆を越えて他國に行かず (一六) 父母の國に歸る (一七) 宮中往來の門。正門にあらず (一八) 東房の房階。正階にあらず (一九) 叔の尸 (二〇) 嫂の尸

此者。由レ文矣哉。由レ文矣哉。○泄柳之母死。相者由レ左。泄柳死。其徒由レ右相。由レ右相。泄柳之徒爲レ之也。○天子飯九貝。諸侯七。大夫五。士三。○士三月而葬。是月也卒哭。大夫三月而葬。五月而卒哭。諸侯五月而葬。七月而卒哭。士三虞。大夫五。諸侯七。

用ふる者てあると重ねて歎美せるなり (一四) 魯の穆侯の時の賢人 (一五) 主人の禮を相くる者 (一六) 左より禮を相くべきを右よりせるは禮を失へるなり (一七) 尸に含ましむるもの、貝にて作る。周禮に天子の飯含は玉を用ふとあり。蓋し異代の制か

○諸侯使二人弔一。其次含襚賵臨。皆同日而畢レ事者也。其次如レ此也。○卿大夫疾。君問レ之。無レ算。士壹問レ之。君於二卿大夫一。比レ葬不レ食レ肉。比二卒哭一不レ擧レ樂。爲レ士。比レ殯不レ

○諸侯、人をして弔せしむ。其次は含、襚、賵、臨、皆同日(一)にして事を擧ふる者なり。其の次此の如し。(二)○卿大夫疾すれば、君之れを問ふこと算(三)なし。士には壹たび之れを問ふ。君、卿大夫に於ては、葬る比肉を食はず、卒哭する比樂を擧げず。士の爲には、殯する比樂を擧げず。○升せて(四)柩を正すには、諸侯は綍を執るもの五百人。(五)四綍あり、皆(六)枚を銜む。司馬、鐸(七)を執り、左に八人、右に八人、匠人羽葆を執りて柩を御す。大夫の喪には、其の升せて柩を正すに、引を執る者三百人。鐸を執る者は左右各々四人、柩を御するに茅(八)を以てす。○孔子曰く、管

弗主。夫若無族矣、則前後家東西家。無有則里尹主之。或曰。主之而附於夫之黨。○麻者不紳。執玉不麻。麻不加於采。○國禁哭。則止。朝夕之奠。即位自因也。○童子哭不偯不踊。不杖。不菲。不廬。○孔子曰。伯母叔母疏衰。踊不絶地。姑姉妹之大功。踊絶於地。如知

○麻して(四)は紳せず。玉を執れば麻せず。麻は采に加へず。○國哭を禁ずれば(五)則ち止む。朝夕の奠に、(六)位に即くことは自ら(七)因るなり。○童子は哭するに偯せず(八)、踊せず、杖つかず、菲せず(九)、廬せず(一〇)。○孔子曰く、伯母叔母の疏衰には、踊すると地を絶たず(一一)。姑姉妹の大功には、踊すること地を絶つ(一二)。如し此れを知る者は文を由(一三)ふるかな、文を由ふるかな。○泄柳の母死す(一四)。相者(一五)左よりす。泄柳死す、其の徒右(一六)より相す。右より相するは、泄柳の徒之を爲せるなり。○天子の飯(一七)は九貝、諸侯は七、大夫は五、士は三。○士三月にして葬る。是の月や卒哭す。大夫は三月にして葬り、五月にして卒哭す。諸侯は五月にして葬り、七月にして卒哭す。士は三虞、大夫は五、諸侯は七。

(一) 夫の族人及び親戚　(二) 其の近隣に喪主となるものなければ　(三) 閭里の長　(四) 喪の時には、吉事に帶ぶる大帶に代ふるに喪服の絰を以てす　(五) 國に大祭祀あれば、喪に在る者の哭することを禁ず　(六) 其阼階の下の位　(七) 禮節の故事によりて以て行ふ　(八) 音節をつけて哭することをせず　(九) 草履を穿かず　(一〇) 倚廬に居らず　(一一) 足、地より離れず。是れ情輕きを以てなり　(一二) 足、地より離る。是れ情重ければなり　(一三) 能く禮文を

與二從祖昆弟一同レ名則諱。○以レ喪冠者。雖二三年之喪一可也。既冠二於次一。入哭踊。三者。三乃出。○大功之末。可二以冠レ子。可二以嫁レ子。父小功之末。可二以冠レ子。可二以嫁レ子。可二以取レ婦。已雖二小功一。既卒哭。可二以冠取レ妻。下殤之小功則不可。○凡弁絰。其衰侈レ袂。○父有レ服。宮中子不レ與二於樂一。母有レ服。聲聞焉不レ擧レ樂。妻有レ服。不レ與二樂於其側一。大功將レ至。辟二琴瑟一。小功至。不レ絶レ樂。

の側に擧げず。大功將に至らんとすれば、琴瑟を辟く。小功至れば、樂を絶たず。

(一) 徭役に就く (二) 哭するに定まりたる音節ありや、若し有らば數を請ふ (三) 卒哭以前は、猶は生前の禮を以て之に事ふ (四) 卒哭後は鬼道を以て事ふ、故に其名を諱みて稱せず (五) 凡そ踊は、三踊を以て一節となす。故に三踊すること三度即ち三節なり (六) 喪の將に除かんとする時 (七) 加冠の禮を擧げて可なり (八) 夭死したる者の喪 (九) 弔服 (一〇) 袂の小なるものは二尺二寸、大なるもの三尺三寸 (一一) 父と同室に居る子 (一二) 音樂の聲の聞ゆるばかりなる近き所にては

○姑姉妹其夫死。而夫黨無二兄弟一。使二夫之族人主レ喪。妻之黨雖レ親

○姑姉妹は其の夫死して、(一)夫の黨に兄弟なければ、夫の族人をして喪に主たらしむ。妻の黨は親と雖も主たらず。夫若し族なければ、則ち(二)前後家、東西家あること無ければ則ち(三)里尹之れに主たり。或は曰く、之れに主として夫の黨に附すと。

○三年之喪。祥而從レ政。期之喪。卒哭而從レ政。九月之喪。既葬而從レ政。小功緦之喪。既殯而從レ政。○曾申問二曾子一曰。哭二父母一有二常聲一乎。曰。中路嬰兒失二其母一焉。何常聲之有。○卒哭而諱。王父母兄弟世父叔父姑姊妹。子與レ父同諱。母之諱。宮中諱。妻之諱。不レ擧二諸其側一。

○三年の喪には、祥すれば政に從ふ。(一)期の喪には、卒哭すれば政に從ふ。九月の喪は、既に葬れば政に從ふ。小功、緦の喪は、既に殯すれば政に從ふ。○曾申、曾子に問うて曰く、父母に哭するに常聲(二)ありや。曰く、中路にして嬰兒其の母を失はば、何の常聲か之れ有らん。○(三)卒哭して諱む(四)。王父母、兄弟、世父叔父、姑姊妹には、子と父と同じく諱む。母の諱は、宮中に諱み、妻の諱は、諸を其の側に擧げず。從祖昆弟と名を同じくすれば則ち諱む。○喪を以て冠する者は、三年の喪と雖も可なり。既に次に冠し、入りて哭踊す。三たび(五)する者三たび、乃ち出づ。○大功(六)の末には、以て子に冠(七)すべく、以て子を嫁す可し。父の小功の末には、以て子に冠す可く、以て子を嫁すべく、以て婦を取るべし。己小功と雖も、既に卒哭すれば、以て冠し妻を取るべし。(八)下殤の小功は、則ち不可なり。○凡そ弁絰(九)は、其の衰は袂を侈(一〇)にす。○父、服有れば、宮中(一一)の子樂に與らず。母、服あれば、聲(一二)聞ゆれば、樂を擧げず。妻、服あれば、樂を其

肉。皆爲レ疑レ死。有レ服。人召二之食一不レ往。大功以下既葬。適レ人。人食レ之。其黨也食レ之。非二其黨一弗レ食也。功衰。食二菜果一。飲二水漿一。無二鹽酪一。不レ能レ食レ食。鹽酪可也。孔子曰。身有レ瘍則浴。首有レ創則沐。病則飲レ酒食レ肉。毀瘠爲レ病。君子弗レ爲也。毀而死。君子謂二之無一レ子。○非三從レ柩與二反哭一。無レ免二於堩一。凡喪。小功以上。非二虞附練祥一無二沐浴一。○疏衰之喪。既葬。人請レ見レ之則見。不レ請レ見レ人。小功請レ見レ人可也。大功不二以執一レ摯。唯父母之喪。不レ辟二涕泣一而見レ人。

と能はざれば、鹽酪あるも可なり。孔子曰く、身に瘍あれば則ち浴し、首に創あれば則ち沐し、病めば則ち酒を飲み肉を食ふ。毀瘠して病を爲すは、君子爲さざるなり。毀せて死するを、君子之れを子無しと謂ふ。(五)○柩に從ふと反哭とに非ざれば、堩に免すること無し。(六)凡そ喪は小功以上は、虞、附、練、祥に非ざれば、沐浴無し。(七)○疏衰の喪には、既に葬りて人之を見んと請へば則ち見る。人を見んことを請はず。小功には人を見んと請ふも可なり、大功には以て摯を執らず。(八)唯父母の喪には、涕泣を辟けずして人を見る。

(一)喪の事 (二)恐 (三)族人及び親戚 (四)鹽及び乳漿 (五)子無きと同じの意 (六)道路 (七)沐浴は潔くし飾る爲なれば、神に交る時のことなり、故に四祭の時にあらざればせず (八)贄を執りて以て見ゆることをせず

服一而往、期之喪十一月而練。十三月、而祥。十五月而禫。練則弔。既葬二大功一。弔哭而退。不レ聽レ事焉。期之喪未レ葬。弔二於鄉人一。哭而退。不レ聽レ事焉。功衰弔。待レ事不レ執レ事。小功緦。執レ事不レ與二於禮一。相趨也。出レ宮而退。相揖也哀次而退。相問也。既封而退。相見也反哭而退。朋友虞附而退。弔非レ從二主人一也。四十者執レ綍。鄉人五十者從反哭。四十者待レ盈レ坎。

進物をもつて相見の禮を行ひたる間柄 （二二）孝子家に返りて哭し終るを待つて （二三）虞祭附祭の畢るを待つて （二四）徒らに隨從するにはあらず、葬儀の手傳をなすなり （二五）おほづな

○喪食雖レ惡必充レ飢。飢而廢レ事。非レ禮也。飽而忘レ哀。亦非レ禮也。視不レ明、聽不レ聽。行不レ正。不レ知レ哀。君子病レ之。故有レ疾。飲レ酒食レ肉。五十不レ致レ毀。六十不レ毀。七十飲レ酒食レ

○喪の食は惡しと雖も必ず飢に充つ。飢ゑて事を（一）廢するは、禮に非ざるなり、飽きて哀を忘るゝは、亦禮に非ざるなり。視ること明ならず、聽くこと聰ならず、行くこと正ならざると、哀を知らざるとは、君子之れを病む。故に疾あれば、酒を飲み肉を食ふ。五十は毀を致さず、六十は毀せず。七十は酒を飲み肉を食ふ。皆死を疑るゝが爲なり。服あるとき、人之れを食ふに召べば往かず。大功以下には、既に（二）葬りて人に適くとき、人之れに食せしむれば、其の（三）黨には之を食ひ、其の黨に非ざれば食はず。功衰には菜果を食ひ、水漿を飲む、（四）鹽酪なし。食を食ふこ

年之喪。如或レ遺二之酒肉一。則受レ之必三辭。主人衰経而受レ之。如君命則不二敢辭一。受而薦レ之、喪者不レ遺レ人。人遺レ之、雖二酒肉一受也。從父昆弟以下。既卒哭。遺レ人可也、〇縣子曰。三年之喪如レ斬。期之喪如レ剡。三年之喪。雖二功衰一不レ弔。自二諸侯一達二諸士一。如有レ服而將二往哭一レ之。則服二其

す。練(一二)すれば則ち弔す。既に大功を葬るときは、弔哭して退き、事を聽たず(一三)。期の喪未だ葬らずして、郷人を弔するときは、哭して退き、事を聽たず。功衰して弔するときは、事を待つ、事(一四)を執らず。小功、緦は事を執る、禮に與らず。相趨(一五)るには宮(一六)を出づれば退き、相揖(一七)するには哀次(一八)にて退き、相問(一九)るには既に封(二〇)すれば退き、相見(二一)るには反哭(二二)すれば退き、朋友(二三)には虞附すれば退く。弔は主人(二四)に従ふに非ざるなり。四十の者は、紼(二五)を執り、郷人は五十の者は従うて反哭し、四十の者は坎に盈すを待つ。

(一) 食し訖りて其の牲體を包み置きて、遣車を以て壙中に入れて埋むるは (二) 他人の家に至りて食し終りて、其の餘りを包みて我家に持ち歸らんか (三) 父母の家の主なり、今死して孝子賓客の禮を以て待つは (四) 大饗の禮 (五) 此上に闕文あるか、解し得ず (六) 稽顙して後に拜すること (七) 拜して後に稽顙すること (八) 受くと雖も食はず (九) 喪の哀痛の斬るが如く甚だ切なるをいふ (一〇) 喪の哀痛削るが如く切なるをいふ。三年の喪より稍々輕きをいふ (一一) 諸侯より諸士に至るまで貴賤に通じて同じ (一二) 小祥の後に至りて出でて他人を弔す (一三) 賻斂等の事 (一四) 自身親しく賻斂等の事に與らず (一五) 其主人とかつて趨の禮を執りたる位の間柄 (一六) 廟の宮 (一七) 面識の間柄 (一八) 次舍に寢みて (一九) 往復したる位の間柄 (二〇) 埋葬し畢るを待つて (二一) 嘗て

○或問二於曾子一曰。夫既遣而包二其餘一。猶三既食而裹二其餘一與。君子既食則裹二其餘一乎。曾子曰。吾子不レ見二大饗一乎。夫大饗既饗。卷二三牲之俎一歸二于賓館一。父母而賓二客之一。所二以爲一レ哀也。子不レ見二大饗一乎。○非下爲二人喪一問上與。賜與。○三年之喪。以二其喪拜一。非二三年之喪一。以二吉拜一。○三

○或ひと曾子に問ひて曰く、夫れ既に遣りて(一)其の餘を包むは、猶ほ既に食うて其の餘を裹むがごときか。君子既に(二)食へば、則ち其の餘を裹まんや。曾子曰く、吾子大饗を見ずや。夫れ大饗は既に饗して三牲の俎を卷みて、賓の館に歸る。(三)父母にして之れを賓客とするは、哀を爲す所以なり。子、(四)大饗を見ずや。○人(五)の喪の爲に問るに非ざるか、賜ふか。○三年の喪には、其の喪拜(六)を以てし、三年の喪に非ざれば、吉拜(七)を以てす。○三年の喪に、如し之れに酒肉を遺ること或れば、則ち之れを受くるに必ず三たび辭す。主人衰絰(八)して之れを受く。如し君、命ずれば、則ち敢て辭せず、受けて之れを薦む。喪者、人に遺らず。人之れを遺れば、酒肉と雖も受く。從父昆弟以下には既に卒哭せば人に遺りて可なり。○縣子曰く、三年の喪斬る(九)が如く、期の喪(一〇)は剡るが如し。三年の喪は功衰と雖も弔せず、諸侯より諸士に達す。如し服有りて將に往きて之れを哭せんとすれば、則ち其服(一一)を服して往く。期の喪は十一月にして練る、十三月にして祥し、十五月にして禫

襲。而后拜レ之。不二改成一レ踊。○上大夫之虞也。少牢。卒哭成事附皆大牢。下大夫之虞也。犆牲。卒哭成事附皆少牢。○祝稱レ卜二葬虞一。子孫曰レ哀。夫曰レ乃。兄弟曰レ某。卜レ葬二其兄弟一。曰二伯子某一。○古者貴賤皆杖。叔孫武叔朝。見下輪人以二其杖一關レ轂而輠レ輪者上。於レ是有レ爵而后杖也。○鑿レ巾以飯。公羊賈爲レ之也。○冒者何也。所三以揜二形也。自レ襲以至二小斂一不レ設レ冒則形。是以襲而后設レ冒也。

を葬るを卜するには、伯子某と曰ふ。○古は貴賤皆杖つけり。(一四)叔孫武叔、朝するとき輪人(一五)其の杖を以て、轂を關つて輪を輠らす者を見たり。是に於て爵ありて而して后に杖つくなり。○巾(一六)を鑿つて以て飯するは、公羊賈(一七)之れを爲せり。○冒(一八)とは何ぞや、形を揜ふ所以なり。襲(一九)より以て小斂に至るまでに、冒を設けざれば則ち形る。是を以て襲して后に冒を設くるなり。

(一) 祥祭 (二) 朝服を脱ぐ時 (三) 祥祭を行ふ前夕に於て預め明日の祭をなす時間を告げ (四) 祥祭の前夕著けたる朝服を著すればいふ (五) 大祥の後來弔ふる者ある時 (六) 祥服縞冠す (七) 斂終る時 (八) 踊を中止して大夫を拜す (九) 始め袒たる衣を引きかく (一〇) 平常の吉祭 (一一) 吉事を成すをいふ (一二) 廟に祔するには (一三) 葬は父母の埋葬は父母の埋葬を了へて家に歸りて殯に於て其の精を祭ること (一四) 魯の大夫 (一五) 車輪を作る人の其杖を以て車轂を穿ちて其輪を廻轉するを見たり (一六) 大夫以上は賓をして其親の爲に玉を含ましむ。故に賓の爲に尸の憎惡せられんことを恐れて巾を以て尸の面を覆ひ、其口の當る所を穿ちて、玉を口中に含ましむるに便ず。士は賤しくして賓をして含ましむることを得ず、子自ら含ましむ (一七) 公羊賈は士なり。然るに巾を鑿ふは禮を失へるなり (一八) 尸を包むもの (一九) 尸沐浴の後著する衣

室之中。不ㇾ與二人坐一焉。在二堊室之中一。非三時見二乎母一也。不ㇾ入ㇾ門。疏衰皆居二堊室一。不ㇾ廬。廬。嚴者也。○妻視二叔父母一。姑姉妹視二兄弟一。長中下殤視二成人一。○親喪外除。兄弟之喪内除。○視三君之母與二君之妻一。比二之兄弟一。發二諸顏色一者。亦不二飲食一也。○免ㇾ喪之外。行二於道路一。見ㇾ似目瞿。聞ㇾ名心瞿。弔ㇾ死問ㇾ疾。顏色戚容。必有三以異二於人一也。如ㇾ此。而后可三以服二三年之喪一。其餘。則直道而行ㇾ之是也。

だ忘れざるをいふ　(二一) 日月未だ竟らずして哀已に殺ぐをいふ　(二二) 酣酒珍肴の如き飲食して顏色にあらはるゝもの　(二三) 除く　(二四) 親に似たる人　(二五) 目驚き變ず　(二六) 戚める容貌　(二七) 惡なき人　(二八) 服輕き者

○祥。主人之除也。於ㇾ夕爲ㇾ期。朝服。祥因二其故服一。子游曰。既祥。雖下不ㇾ當ㇾ縞者上必縞。然後反ㇾ服。○當ㇾ袒。大夫至。雖ㇾ當ㇾ踊。絕ㇾ踊而拜ㇾ之。反改成ㇾ踊。乃襲。於ㇾ士既ㇾ事成ㇾ踊。

○祥(一)に主人の除く(二)は、夕(三)に於て期となし、朝服す。祥は其の故服(四)に因る。子游曰く、既に(五)祥すれば、縞(六)に當らざる者と雖も、必ず縞す、然る後に服に反る。○袒(七)に當りて大夫至れば、踊(八)に當れりと雖も、踊を絕ちて之れを拜す。反りて改めて踊を成し、乃ち襲(九)す。士に於ては事を既へ踊を成し、襲して而して后に之を拜す。改めて踊を成さず。○上大夫の虞(一〇)には少牢。卒哭、成事(一一)、附には皆少牢。下大夫の虞には、稙牲。卒哭、成事、附(一二)には皆少牢。○祝、葬虞を卜す(一三)るを稱して、子孫には哀と曰ひ、夫には乃と曰ひ、兄弟には某と曰ひ、其の兄弟

問レ喪。子曰。敬爲レ上。哀次レ之。瘠爲レ下。顏色稱ニ其情一。戚容稱ニ其服一。請ニ問兄弟之喪一。子曰。兄弟之喪。則存ニ乎書策一矣。○君子不レ奪ニ人之喪一。亦不レ可レ奪レ喪也。○孔子曰。少連大連。善居レ喪。三日不レ怠。三月不レ解。期悲哀。三年憂。東夷之子也。○三年之喪。言而不レ語。對而不レ問。廬堊

嚴なるところなり。○妻は叔父母に視へ、姑姊妹は兄弟に視へ長中下殤は、成人に視ふ。○親の喪は(一〇)外除し、兄弟の喪は(一一)內除す。○君の母と君の妻とを視ふことは、之れを兄弟に比す、(一三)諸を顏色に發すべき者は、亦飮食せざるなり。○喪を(一二)免しての外、道路を行くに、(一四)似たるものを見れば(一五)目瞿し、名を聞けば心瞿す、死を弔し疾を問へば、顏色(一六)戚容、必ず以て(一七)人に異なるもの有るなり。此の如くにして而して后に以て三年の喪に服す可し。(一八)其の餘は則ち直道にして之を行うて是なり。

(一) 臣妾の如く卑賤の者なりと雖も同宮に居る者の喪には (二) 散は栗、等は階。吉祭には、進む時、前足に後足を引きつけて更に後足を進む。栗階は左右交互に進むこと (三) 正祭の後、主人、賓長に獻じ、賓長、主人に杯を返す (四) 一寸口に著けて齒に至る (五) 口に入る (六) 相者 (七) 脯醢 (八) 父母の喪に居る時の禮 (九) 哀に過ぎて身體の毀瘠するに至るは、却つて不慈不孝なれば、下とすといふ (一〇) 喪の禮に中るをいふ (一一) 衰絰に載せてあれば、それによつて行へば可なり (一二) 他人の喪に居る情を奪ひ廢せしめず (一三) 自己の喪に居る情をば他事の爲に奪はれて廢することをせず (一四) 親始めて死する時 (一五) 親の喪、殯に在る時 (一六) 自ら己が事を言ふ (一七) 人の爲に論說するなり (一八) 事有りて禮を行ふ時 (一九) 倚廬は嚴肅なる所なり (二〇) 日月已に竟りて哀未

○父母之喪。將レ祭而昆弟死。既殯而祭。如同宮。則雖二臣妾一。葬而后祭。祭。主人之升降散等。執レ事者亦散等。雖二虞附一亦然。自二諸侯一達二諸士一。小祥之祭。主人之酢也嚌レ之。衆賓兄弟則皆啐レ之。大祥。主人啐レ之。衆賓兄弟皆飲レ之可也。凡侍二祭喪一者。告二賓祭レ薦而不レ食。○子貢

○父母の喪將に祭らんとして、昆弟死せば、既に殯して祭る。如し同宮(一)なれば、則ち臣妾と雖も、葬りて而して后に祭る。祭るには主人の升(二)降散等す、事を執る者亦散等す。虞附と雖も亦然り。諸侯より諸士に達するまで、小祥の祭に、主人の酢(三)するとき之を嚌(四)し、衆賓兄弟は、則ち皆之れを啐(五)す。大祥には、主人之に啐し、衆賓兄弟は、皆之れを飲みて可なり。凡そ祭喪に侍する者(六)は、賓に薦(七)を祭れと告げて、食はず。○子貢喪(八)を問ふ。子曰く、敬を上と爲し、哀之れに次ぎ、(九)瘠を下となす。顔色は其の情に稱ひ、戚容は其の服(一〇)に稱ふべし。兄弟の喪を請ひ問ふ。子曰く、兄弟の喪は、則ち書策(一一)に存せり。○君子は人(一二)の喪を奪はず、亦(一三)喪を奪ふ可からざるなり。○孔子曰く、少連、大連善く喪に居る(一四)三日怠らず(一五)、三月解らず、期にして悲哀し、三年にして憂ふ、東夷の子なり。○三年の喪に(一六)言うて語らず(一七)、對へて問はず、廬、堊室の中、人と坐せず、堊室の中に在るときは、時(一八)に母に見るに非ざれば、門に入らず、疏衰には皆堊室に居りて、廬せず、廬は(一九)

是附二於王父一也。○有レ殯。聞二外喪一。哭二之他室一。入奠。卒レ奠。出改レ服。卽レ位。如二始卽レ位之禮一。○大夫士將レ與二祭於公一。既視レ濯而父母死。則猶レ是與レ祭也。次二於異宮一。既祭。釋レ服出二公門外一。哭而歸。其他如二奔レ喪之禮一。如未レ視レ濯。則使二人告一。告者反而后哭。如諸父昆弟姑姉妹之喪。則既宿則與レ祭。卒レ事出二公門一。釋レ服而后歸。其他如二奔レ喪之禮一。如同宮。則次二于異宮一。○曾子問曰。卿大夫將レ爲レ尸二於公一。受レ宿矣。而有二齊衰内喪一。則如レ之何。孔子曰。出舍二乎公宮一以待レ事。禮也。孔子曰。尸弁冕而出。卿大夫士皆下レ之。尸必式。必有二前驅一。

の喪には、則ち既に宿すれば則ち祭に與る。事を卒へて公門を出で、服を釋ぎ、而して后に歸る、其の他は喪に奔るの禮の如し。如し同宮なれば、則ち異宮に次す。(九)○曾子問ひて曰く、卿大夫將に公に尸たらんとして、宿を受く。而して齊衰内喪あらば、則ち之を如何。(一〇)孔子曰く、出て公宮に舍し以て事を待つは、禮なり。孔子曰く、尸は弁冕して出づ、卿大夫士皆之れに下る。尸は必ず式す。必ず前驅あり。

㈠ 父の喪小祥の後大祥の前に在る時 ㈡ 祖 ㈢ 父母の喪未だ葬らざる時 ㈣ 兄弟の遠處に在る者の喪 ㈤ 殯宮に於てせずして他室に於て哭す ㈥ 殯宮に入りて ㈦ 昨日始めて喪を聞きて位に卽きし禮の如く今日の哭位に卽く ㈧ 用器を滌濯するを監視して ㈨ 古は兄弟居を異にし東西南北の宮ありき。而して其財政は共通なり。故にいふ ㈠〇 此章、曾子問篇に就きて見よ

有二父之喪一。如未レ沒レ喪而母死。其除二父之喪一也。服二其除服一。卒レ事。反二喪服一。雖二諸父昆弟之喪一。如當二父母之喪一。其除二諸父昆弟之喪一也。皆服二其除喪之服一。卒レ事。反二喪服一。如三年之喪。則既潁其練祥皆行。○王父死。未二練祥一。而孫又死。猶レ

雜記下第二十一

父の喪ありて、如し未だ(一)喪を沒へずして母死せば、其の父の喪を除くとき、其の除服を服す、事を卒へて喪服に反る。諸父昆弟の喪と雖も、如し父母の喪に當れば、其諸父昆弟の喪を除くとき、皆其喪の服を除く、事を卒へて、喪服に反る。如し三年の喪には、則ち既に潁すれば、其練祥皆行ふ。○王(二)父死し、未だ練祥せずして、孫又死せば、是を猶ひて王父に附す。○殯(三)有るとき外(四)喪を聞けば、之れを他室(五)に哭す。入(六)りて奠し、奠を卒へて出で、服を改めて位に卽く。(七)始めて位に卽くの禮の如し。○大夫士將に祭に公に與らんとし、既に濯(八)を視て、父母死せば、則ち是れを猶ひて祭に與るなり。異宮に次す。既に祭りて服を釋ぎ、公門の外に出で、哭して歸る。其の他は喪に奔るの禮の如し。如し未だ濯を視ざれば、則ち人をして告げしむ。告ぐる者反りて后に哭す。如し諸父昆弟、姑姊妹

○外宗。房中南面。小臣鋪レ席。商祝鋪二絞紟衾一。士盥二于盤北一。擧二遷尸于斂上一。卒レ斂宰告。子馮レ之踊。夫人東面坐馮レ之。興踊。○士喪有下與二天子一同者三上。其終夜燎。及乘レ人。專レ道而行。

○(一)外宗は房中に南面し、小臣席を鋪き、商祝絞紟衾を鋪き、士盤の北に盥ひて、尸を斂の上に擧げ遷す。斂を卒ふれば、宰告ぐ。子之れに馮りて踊す。夫人は東面して坐し、之に馮り興ちて踊す。○士の喪天子と同じき者三あり。其の終(二)夜燎と、及び人に乘ずる(三)と道を專にして行く(四)。

(一) 此章は、喪大記、君大斂するの章の文此に重出す　(二) 柩を遷す夜、燎をたきて夜を徹すること　(三) 人をして引を執らしむること　(四) 柩、路を行く時人皆之を避くること

廟之事一。不ㇾ得ㇾ承ㇾ事。使三一介老某相二執綍一。相者反命曰。孤須矣。臨者入ㇾ門右。介者皆從ㇾ之。立二于其左一。東上。宗人納ㇾ賓。升受二命于君一。降曰。孤敢辭二吾子之辱一。請二吾子之復ㇾ位。客對曰。寡君命ㇾ某。毋三敢視二賓客一。敢辭。宗人反命曰。孤敢固辭二吾子之辱一。請二吾子之復ㇾ位。客對曰。寡君命ㇾ某。毋三敢視二賓客一。敢固辭。宗人反命曰。孤敢固辭二吾子之辱一。請二吾子之復ㇾ位。客對曰。寡君命二使臣某一。毋三敢視二賓客一。是以敢固辭。固辭不ㇾ獲ㇾ命。敢不二敬從一。客立二于門西一。介立二于其左一。東上。孤降ㇾ自二阼階一拜ㇾ之。升哭。與ㇾ客拾踊三。客出。送二于門外一。拜稽顙。其國有二君喪一。不二敢受一ㇾ弔。

復らんことを請ふ。客對へて曰く、寡君使臣某に命ず。敢て賓客に視ふこと毋かれと。是を以て敢て固く辭す、固く辭すれども、命を獲ず。敢て敬んで從はざらんやと。客(一二)、門の西に立つ。介は其の左に立ちて、東上す。孤阼階より降りて之れを拜し、升りて哭し、客と拾〻(一三)踊すること三たびす。客出づ、門外に送りて拜稽顙す(一四)。其の國に君の喪あれば、敢て弔を受けず。

(一)車馬を贈る　(二)四匹の黃馬　(三)轅　(四)馬　(五)車の西　(六)席上に置く　(七)殯の西階に立ちて東北に面して以て殯に向ふをいふ　(八)隣國來弔の正使　(九)禮を掌る官　(一〇)本の座席　(一一)賓客として待遇することなかれ　(一二)門西の賓位に復りて立つ　(一三)主客かはるがはる　(一四)卿大夫以下其國君の喪中、親の喪なる時は、他國の賓客の弔を受けず。是れ君を尊ぶ故なり

入告。反命曰。孤某須矣。陳二乘黄大路於中庭一。北レ輈。執レ圭將レ命。客使自レ下由二路西一。子拜稽顙。坐委二于殯東南隅一。宰擧以東。凡將レ命、鄕レ殯將レ命。子拜稽顙。西面而坐委レ之。宰擧二璧與一レ圭。宰夫擧レ襚。升レ自二西階一。西面坐取レ之。降レ自二西階一。唱者出。反二位于門外一。上客臨曰。寡君有二宗

を執りて命を將ふ。客の使、下を自ゐて(四)路の西に由り。子拜稽顙す。坐して殯の東南隅に委く、宰擧げて以て東す。凡そ命を行ふには殯に鄕ふ。(五)命を將ふとき子拜稽顙す。(六)西面して坐して之を委く。宰、璧と圭とを擧げ、宰夫襚を擧ぐ、(七)西階より升り、西面して坐して之を取り、西階より降る。唱者出でて位に門外に反る。(八)上客臨するに曰く、寡君宗廟の事ありて、事を承くるを得ず。一介の老某をして紼を相け執らしむと。相者反命して曰く、孤須つと。臨者門に入りて右す。介者皆之れに從ひ、其の左に立てて東上す。(九)宗人、賓を納れんとし、升りて命を君に受け、降りて曰く、孤敢て吾子の辱を辭す。吾子の位に(一〇)復らんことを請ふ。客對へて曰く、寡君某に命ず、敢て賓客に(一一)視ふこと毋れと。敢て辭す。宗人反命して曰く、孤敢へて吾子の辱を固く辭す。吾子の位に復らんことを請ふ、客對へて曰く、寡君某に命じ、敢て賓客に視ふこと毋れ、敢て固く辭すと。宗人反命して曰く、孤敢て吾子の辱を固く辭し、吾子の位に

某。如何不淑。子拜稽顙。弔者降反レ位。含者執レ璧將レ命。曰。寡君使二某含一。相者入告。出曰。孤某須矣。含者入。升レ堂致レ命。子拜稽顙。含者坐委二于殯東南一。有二葦席一。既葬蒲席。降出。反レ位。宰夫朝服。卽二喪屨一。升レ自二西階一西面坐。取レ璧。降レ自二西階一以東。襚者曰。寡君使二某襚一。相者入告。出曰。孤某須矣。襚者執二冕服一。左執レ領。右執レ要。入升レ堂致レ命。曰。寡君使二某襚一。子拜稽顙。委二衣于殯東一。襚者降。受二爵弁服於門內霤一。將レ命。子拜稽顙如レ初。受二皮弁服於中庭一。自二西階一受二朝服一。自レ堂受二玄端一。將レ命。子拜稽顙皆如レ初。襚者降。出。反レ位。宰夫五人擧以東。降レ自二西階一。其擧亦西面。

て爵弁服を門の內霤に受け、命を將ふ。子拜稽顙すること初の如し。皮弁服を中庭に受け、西階より朝服を受け、堂より玄端を受りて命を將ふ、子拜稽顙すること皆初の如し。襚者降りて出でて位に反る。宰夫五人、(八)擧げて以て東し、西階より降る。其の擧ぐるとき亦西面す。

(一)臣下の大斂　(二)何ぞ此の凶禍に罹れると、慰問の辭　(三)正使の介　(四)上卿　(五)璧を取りて內に藏む　(六)君命によりて死者に衣を贈る使者　(七)南に向ふ　(八)各一服宛を擧げて

上介賵。執レ圭將レ命。曰。寡君使二某賵一。相者

上介賵す。圭を執り命を將ひて曰く、寡君某をして賵せしむと。(一)相者入りて告ぐ。反命して曰く、孤某須つと。(二)乘黃大路を中庭に陳ね、(三)輈を北にす。圭

人之贈也。三玄二纁。廣尺。長終幅。○弔者卽二位于門西一東面。其介在二其東南一。北面西上。西二於門一。主孤西面。相者受レ命曰。孤某使二某請一レ事。客曰。寡君使レ某。如何不淑。相者入告。出曰。孤某須矣。弔者入。主人升レ堂西面。弔者升レ自二西階一。東面。致レ命。曰。寡君聞二君之喪一。寡君使レ

に在りて、北面西上し、門より西にあり、主孤西面す。相者命を受けて曰く、孤某某をして事を請はしむと。客曰く、寡君某を使ひせしむ、(二)如何ぞ不淑すると。相者入りて告げ、出でて曰く、孤某須つと。弔者入る、主人堂を升りて西面し、弔者西階より升りて東面す。命を致して曰く、寡君君の喪を聞く、寡君某を使ひせしむ。如何ぞ不淑すると。子拜稽顙す。弔者降りて位に反る。(三)含む者璧を執り命を將うて曰く、寡君某をして含ましむと。(四)相者入りて告ぐ。出でて曰く、孤某須つと。含者入る、堂に升りて命を致す。子拜稽顙す。含者坐して殯の東南に委く、(五)葦席あり。既に葬り、蒲席す、降りて出でて位に反る。宰夫朝服して喪履を卽け、西階より升りて西面し、坐して璧を取り、西階より降り以て東す。(六)襚者曰く、寡君某をして襚せしむと。相者入りて告ぐ。出でて曰く、孤某須つと。襚者冕服を執り、(七)左に領を執り、右に要を執り、入りて堂を升り、命を致して曰く、寡君某をして襚せしむ。子拜稽顙す。衣を殯の東に委く。襚者降り

○朝夕哭不レ帷。無レ柩者不レ帷。○君若載而后弔レ之。則主人東面而拜。門右北面而踊。出待。反而后奠。○子羔之襲也。繭衣裳與二稅衣纁袡一爲レ一。素端一。皮弁一。爵弁一。玄冕一。曾子曰。不レ襲二婦服一。○爲レ君使而死。公館復。私館不レ復。公館者。公宮與二公所一爲也。私館者。自二卿大夫一以下之家也。○公七踊。大夫五踊。婦人居レ間。士三踊。婦人皆居レ間。○公襲。卷衣一。玄端一。朝服一。素積一。纁裳一。爵弁二。玄冕一。褒衣一。朱綠帶。申二加大帶於上一。○小斂環経。公大夫士一也。

婦人は間に居る。士は三たび踊し、婦人は皆間に居る。○公の襲巻衣一、玄端一、朝服一、(一五)素積一、纁裳一、爵弁二、玄冕一、褒衣一、朱綠の帯なり、大帯を上に申ね加ふ。○小斂の環経は、公大夫士一なり。

(一)鬯 (二)柏 (三)牲體の鑊に在るをあげて鼎に入るゝに用ふるもの (四)牲肉を鼎に入るゝ時枇を助くるもの (五)死者衣を着け畢りて結ぶ帯 (六)もたひ、ほとぎ、かたみ、きすき (七)棺衣 (八)啓攢 (九)殯の中は孝子朝夕見んことを欲す、故に帷を褰げ擧げて哭し畢りて仍ほ垂れ下す (一〇)葬りて後 (一一)國君 (一二)柩已に柩車に載せて在る時 (一三)君命じて喪所に反り (一四)死するより大斂に至るまで七度 (一五)男子と賓との間の時に於て踊するをいふ

○公視二大斂一。公升。商祝鋪レ席。乃斂。○魯

○公、大斂を視るときは、(二)公升り、商祝席を鋪き、乃ち斂す。○魯人の贈は三玄二纁、廣さ尺、長さ終幅。○弔者位に門の西に即きて東面す。其の介其の東南

等。○大白冠。緇布之冠皆不蕤。委武玄縞而后蕤。○大夫冕而祭於公。弁而祭於己。士弁而祭於公。冠而祭於己。士弁而親迎。然則士弁而祭於己可也。

○暢。臼以椈。杵以梧。枇以桑。長三尺。或曰五尺。畢用桑。長三尺。刊其柄與末。○率帶。諸侯大夫皆五采。士二采。○醴者。稻醴也。甕甒筲衡實見間。而后折入。○重。既虞而埋之。○凡婦人從其夫之爵位。○小斂大斂啓。皆辯拜。

○暢(一)の臼は椈(二)を以ひ、杵は梧を以ふ。枇(三)は桑を以ふ、長さ三尺、或は曰く、五尺、畢(四)は桑を用ふ、長さ三尺、其の柄と末とを刊る。○率帶(五)は、諸侯の大夫は皆五采、士は二采。○醴は稻醴なり。甕甒(六)筲衡、見(七)の間に實す、而して后に折入る。○重は既に虞して之れを埋む。○凡そ婦人其の夫の爵位に從ふ。○小斂大斂、啓(八)には、皆辯く拜す。○朝夕哭(九)には帷せず、柩(一〇)無き者は帷せず。○君若し(一一)載(一二)せて后に之れを弔せば則ち主人東面して拜し、門の右に北面して踊し、出でて待ち、反り而して后に奠す。○子羔の襲ぬるや、繭衣裳と稅衣纁袡と一となす。素端一、皮弁一、爵弁一、玄冕一。曾子曰く、婦服を襲せず。○君の爲(一三)に使して死せば、公館には復し、私館には復せず。公館とは公宮と公の爲りし所となり。私館とは卿大夫より以下の家なり。○公は七(一四)たび踊し、大夫は五たび踊し、

不以杖即位。爲妻。父母在。不杖。不稽顙。母在。不稽顙。稽顙者。其贈也拜。○違諸侯之大夫。不反服。違大夫之諸侯。不反服。○喪冠條屬。以別吉凶。三年之練冠。亦條屬。右縫。小功以下左。緦冠繰纓。大功以上散帶。

○朝服。十五升。去其半而緦。加灰。錫也。○諸侯相襚。以後路與冕服。先路與褒衣。不以襚。○遣車視牢具。疏布輤。四面有章。置于四隅。載粻。有子曰。非禮也。喪奠。脯醢而已。○祭稱孝子孝孫。喪稱哀子哀孫。○端衰喪車皆無

○朝服は十五升、其の半を去れば緦とす。灰を加へて錫にす。○諸侯相襚するには、(一)後路と冕服とを以てす。(三)先路と褒衣とは、以て襚せず。○(四)遣車は牢具に視ふ、(二)疏布の輤、四面に章あり、四隅に置く、(五)粻を載す。有子曰く、禮に非ざるなり。喪奠は脯醢のみ。○(六)祭に孝子孝孫と稱し、喪に哀子哀孫と稱す。○(七)端衰、喪車、皆等無し。○(八)大白の冠、(九)緇布の冠は、皆蕤せず、委武玄縞して、而して后に蕤す。○大夫は冕して(一〇)公に祭り、弁して己に祭る。士は弁して公に祭り、冠して己に祭る。士は弁して親迎す。然らば則ち士は弁して己に祭りて可なり。

(一)物を送りて以て、死の用に供するを　(二)貳車。後方に在ればいふ　(三)正車　(四)葬を送るに牲體を載する車　(五)糧米　(六)吉祭　(七)喪服の上衣。六寸の衰を胸の前に著く、故にいふ　(八)太古の白布冠　(九)太古の黒布冠　(一〇)君の祭を助く

功以上。見㆓喪者之鄉㆒而哭。適㆓兄弟之送㆑葬者。弗㆑及遇㆓主人於道㆒。則遂之㆓於墓㆒。○凡主㆓兄弟之喪㆒。雖㆑疏亦虞㆑之。○凡喪服未㆑畢。有㆓弔者㆒。則爲㆑位而哭拜踊。○大夫之哭㆓大夫㆒弁絰。大夫與㆑殯亦弁絰。○大夫有㆓私喪之葛㆒。則於㆓其兄弟之輕喪㆒則弁絰。○爲㆓長子㆒杖。則其子

○大夫私喪の葛(一一)あれば、則ち其の兄弟の輕喪に於ては、則ち弁絰す。○長子の爲に杖つけば、則ち其の子は杖を以て位に卽かず。妻の爲には父母在せば杖つかず、稽顙せず。母在せば稽顙せず。稽顙する者は其の贈る(一三)ときに拜するなり。○諸侯(一四)を違りて、大夫に之けば、反服せず。大夫を違りて諸侯に之けば反服せず。○喪冠は條屬(一五)す。以て吉凶を別く。三年の練冠、亦條屬して右に縫ふ。小功以下は左にす、緦冠(一六)は繰纓す、大功以上は散帶す。

(一) 女君死して妾人代りて女君の位を攝するもの、死したる時は (二) 妾、女君の位を攝すと雖も猶は正室に在ることを得ず (三) 僕妾の死尸をば撫づる禮をなさず。これ卑賤の者には禮を略するなり (四) 親屬 (五) 鄕里を望見して (六) 送葬の時に後れて中途にして葬送を終へて歸り來る主人に遇ふ時は (七) 必ず自ら墓所に至りて吊禮を終へて歸る (八) 小切、緦麻、疏服の兄弟 (九) 新弔の賓客 (一〇) 禮を備へて (一一) 妻子の喪 (一二) 長子の子 (一三) 人の物を以て來りて己に贈りて喪の事を助くる時、一說物を以て死者を送るなりと (一四) 本と國君の臣にして去りて他國の大夫の臣となる時は卑臣に仕ふるを以て舊の國君の喪に服せず (一五) 一條の繩を以て纓めて冠につけて武となし、垂下して纓となす。吉事に用ふる冠は、武と纓各一物なるを異なりとなす (一六) 緦冠の布と纓の帛とは同一物なれど、纓の布を灰汁を加へて以て之を軟かにするを異なりとなす

子附二於公子一。○君薨。大子號稱レ子。待猶レ君也。○有二三年之練冠一。則以二大功之麻一易レ之。唯杖屨不レ易。○有二父母之喪一尚功衰而附二兄弟之殤一。則練冠附レ於レ殤。稱二陽童某甫一。不レ名神也。○凡異居。始聞兄弟之喪一。唯以レ哭對可也。其始麻散帶絰。未レ服レ麻而奔レ喪。及二主人之未一レ成レ絰也。疏者與二主人一皆成レ之。親者終二其麻帶絰之日數一。

○主妾之喪。則自祔。至二於練祥一。皆使二其子主一レ之。其殯祭不レ於二正室一。君不レ撫二僕妾一。女君死。則妾爲二女君之黨一服。攝二女君一。則不下爲二先女君之黨一服上。○聞二兄弟之喪一。大

㊀ 揄は揄翟、雉なり、絞は青黄の繒 ㊁ 池の下、池は竹を織りて之を爲り、形籠の如し、衣するに青布を以てす ㊂ 祔祭す ㊃ 君在世の間は世子といひ君薨ずる時は子と稱す ㊄ 列國の諸侯と肩を并べすべて正君の禮の如くす ㊅ 庶子にして夭死したるものは、室の明き處に祭る故にいふ ㊆ 字を立てて之を稱するは尊びて神とし祭るなり ㊇ 兄弟別所に居て

○(一)主妾の喪には、則ち自ら祔す、練祥に至りて、皆其の子をして之れに主たらしむ。其の殯祭は(二)正室に於てせず。君は(三)僕妾を撫せず。女君死せば、則ち妾、女君の(四)黨の爲に服す。女君を攝すれば、則ち先女君の黨の爲に服せず。○兄弟の喪を聞けば、大功以上には喪者の(五)鄕を見て哭す。兄弟の葬を送るに適く者は、(六)及ばずして主人に道に遇へば、則ち(七)遂に墓に之く。○凡そ兄弟の喪に主たれば、(八)疏と雖も亦之れを虞す。○凡そ喪服未だ畢らざるに、(九)弔者あれば則ち(一〇)位を爲りて哭し、拜踊す。○大夫の大夫を哭するには弁絰して大夫の殯に與るにも亦弁絰す。

○大夫不㆔揄絞屬㆓於池下㆒。○大夫附㆓於士㆒。士不㆑附㆓於大夫㆒。附㆓於大夫之昆弟㆒。無㆓昆弟㆒。則從㆓其昭穆㆒。雖㆓王父母在㆒亦然。婦附㆓於其夫之所㆑附之妃㆒。無㆑妃則亦從㆓其昭穆之妃㆒。妾附㆓於妾祖姑㆒。無㆓妾祖姑㆒。則亦從㆓其昭穆之妾㆒。男子附㆓於王父㆒則配。女子附㆓於王母㆒則不㆑配。公

○大夫揄絞を池下に屬けず。○大夫は士に附す。士は大夫に附せずして、大夫の昆弟(一)に附す。昆弟(二)無ければ則ち其の昭穆に從ふ(三)。王父母在すと雖も亦然り。婦は其の夫の附する所の妃に附し、妃無ければ則ち亦其の昭穆の妃に從ふ。妾は妾祖姑に附す、妾祖姑なければ、則ち亦其の昭穆の妾に從ふ。男子王父に附するときは則ち配し、女子王母に附するときは則ち配せず。公子は公子に附す。○君薨ずれば大子號して子(四)と稱す、待つこと(五)猶ほ君のごときなり。○三年の練冠あれば則ち大功の麻を以て之れに易ふ、唯杖屨は易へず。○父母の喪ありて尙は功衰にして、兄弟の殤を附すれば、則ち練冠して殤を附し、陽童某甫(六)と稱す(七)、名いはざるは神とすればなり。○凡そ(八)異居するもの、始めて兄弟の喪を聞くときは、唯哭を以て對して可なり。其の始めて麻するに散帶經す、未だ麻を服せずして喪に奔り、主人の未だ經を成さざるに及べばなり。疏者は主人と皆之れを成し、親者は其の麻帶經の日數を終ふ。

服。大夫之庶子爲二大夫一。則爲二其父母一服二大夫服一。其位與下未レ爲二大夫一者上齒。士之子爲二大夫一。則其父母弗レ能レ主也。使二其子主一レ之。無レ子則爲レ之置レ後。○大夫卜二宅與一レ葬日。有司麻衣布衰布帶。因二喪屨。緇布冠不レ蕤。占者皮弁。如レ筮。則史練冠長衣以筮。占者朝服。○大夫之喪。既レ薦レ馬。薦レ馬者哭踊。出乃包レ奠而讀レ書。○大夫之喪。大宗人相。小宗人命レ龜。卜人作レ龜。○復。諸侯以二褒衣冕服爵弁服一。夫人稅衣揄狄。狄稅素紗。內子以二鞠衣褒衣素紗一。下大夫以二襢衣一。其餘如レ士。復。西上。

むる者哭踊す、出づれば乃ち奠(一四)を包みて書(一五)を讀む。○大夫の喪に、大宗人(一六)相く、小宗人(一七)、龜に命じ、卜人、龜(一八)を作く。○復するに、諸侯は褒衣冕服爵弁の服を以てす。夫人は稅衣揄狄し、狄稅素紗す。內子は鞠衣褒衣素紗(一九)を以てし、下大夫は襢衣を以てす。其の餘は士の如くす。復するに西上す。

(一) 公の館の次舍に詰め居りて (二) 小祥に至りて (三) 中門の外の東壁に在り、木に倚りて爲る。倚廬 (四) 中門の外屋の下に在り、燒かざる瓦を以て之を爲り塗らず (五) 未だ士たらずと雖も士として大夫の服を服す (六) 適子未だ大夫たらずと雖も年長なる庶子の上位に坐す (七) 葬地 (八) 卜事を司る人 (九) 喪服の時穿つ處の麤屨 (一〇) 緌と同じ (一一) 緇冠 (一二) 制、深衣と同じ (一三) 車を駕する馬、車毎に二匹 (一四) 遣奠の牲の下體を包みて (一五) 死者の供物の品名、死者物を贈られたる物と人名とを版に書したるものを讀み上ぐ (一六) 大宗伯 (一七) 小宗伯 (一八) 龜を鑽み灼く (一九) 始めて諸侯たる時及朝覲する時、天子より下賜せられたる衣

不祿。訃二於士一。亦曰二某不祿一。訃二於他國之君一。曰二君之外臣寡大夫某死一。訃二於適者一。曰三吾子之外私寡大夫某不祿。使二某實一。訃二於士一。亦曰三吾子之外私寡大夫某不祿。使二某實一。士訃二於同國大夫一。曰二某死一。訃二於士一。亦曰二某死一。訃二於他國之君一。曰二君之外臣某死。訃二於大夫一。曰三吾子之外私某死一。訃二於士一。亦曰二吾子之外私某死一。

○大夫次二於公館一以終レ喪。士練而歸。士次二於公館一。大夫居レ廬。士居二堊室一。○大夫爲下其父母兄弟之未レ爲二大夫一者上之喪服。如二士服一。士爲下其父母兄弟之爲二大夫一者上之喪服。如二士服一。大夫之適子。服二大夫之

○大夫は公館に次(一)して以て喪を終へ、士は練(二)して歸り、士は公館に次す、大夫は廬(三)に居り、士は堊室(四)に居る。○大夫は其の父母兄弟の未だ大夫たらざる者の爲にするの喪服は士の服の如し、士は其の父母兄弟の大夫たる者の爲にするの喪服は、士の服の如し。大夫の適子(五)は大夫の服を服す。大夫の庶子大夫たれば、則ち其の父母の爲に大夫の服を服し、其の位は未だ(六)大夫たらざる者と齒す。士の子の大夫たれば、則ち其の父母主たること能はず。其の子をして之に主たらしむ。子無ければ則ち之が爲に後を置く。○大夫、宅(七)と葬日とを卜するに、有司(八)は麻衣布衰布帶し、喪屨(九)に因り、緇布の冠(一〇)、蕤せず、占者は皮弁す。如し筮すれば、則ち史(一一)は練冠長衣(一二)以て筮し、占者朝服す。○大夫の喪に、既に馬を(一三)薦め、馬を薦

死。則其復如㆑於㆑家。大夫以㆑布爲㆑輤而行。至㆓於家㆒而說㆑輤。載以㆓輲車㆒。入㆑自㆑門。至㆓於阼階下㆒而說㆑車。擧㆑自㆓阼階㆒。升適㆑所㆑殯。士輤、葦席以爲㆑屋。蒲席以爲㆓裳帷㆒。○凡訃㆓於其君㆒。曰㆓君之臣某死㆒。父母妻長子。曰㆓君之臣某之某死㆒。君訃㆓於他國之君㆒。曰㆔寡君不祿。敢告㆓於執事㆒。夫人。曰㆓寡小君不祿㆒。大子之喪。曰㆓寡君之適子某死㆒。大夫訃㆓於同國適者㆒。曰㆓某

寡君不祿、敢て執事に告ぐと曰ひ、夫人をば寡小君不祿と曰ひ、大子の喪には、寡君の適子某死せり（一二）と曰ふ。大夫を同國の適者（一三）に訃ぐるには、某不祿と曰ひ、士に訃ぐるにも亦某不祿と曰ひ、他國の君に訃ぐるには、君の外臣寡大夫某死せりと曰ひ、適者に訃ぐるには、吾子の外私寡大夫某不祿、某をして實らしむ（一四）と曰ひ、士に訃ぐるにも、亦吾子の外私寡大夫某不祿、某をして實らしむと曰ふ。

士を同國の大夫に訃ぐるは、某死せりと曰ひ、士に訃ぐるには、亦某死せりと曰ひ、他國の君に訃ぐるには、君の外臣某死せりと曰ひ、大夫に訃ぐるには、吾子の外私某死せりと曰ひ、士に訃ぐるには、亦吾子の外私某死せりと曰ふ。

（一）諸侯以下士に至るまでの喪事を雜へ記す　（二）主國の有司に授くる所の館舍　（三）魂を招き魄を復すこと　（四）旌旗の旒、其の旒を去りて之を用ふ　（五）柩を載する車上の覆の飾、宮室に象る。一說蒨を以て赤色を染むればいふと　（六）輤の四傍に垂下する所のもの　（七）小帳を爲りて屋の如くにすること　（八）殯宮の門　（九）取退く　（一〇）輻なき車　（一一）死の報知　（一二）凶事は敢て直ちに君の身を指さず　（一三）位命相等しき者　（一四）至らしむ

諸侯行而死於館。則其復如於其國。如於道。則升其乘車之左轂。以其綏復。其輤有裧緇布裳帷。素錦以爲屋而行。至於廟門。不毀牆。遂入適所殯。唯輤爲說於廟門外。大夫士死於道。則升其乘車之左轂。以其綏復。如於館

雜記上第二十

諸侯行きて館に死せば、則ち其の復すること其の國に於てするが如し。如し道に於てせば、則ち其の乘車の左轂に升りて、其の綏を以て復す。其の輤に裧あり、緇布の裳帷あり、素錦以て屋を爲りて行く。廟門に至れば、牆を毀たずして遂に入りて殯せんとする所に適く。唯輤は廟門の外に說することを爲す。大夫士道に死せば、則ち其の乘車の左轂に升り、其の綏を以て復す。如し館に於て死せば、則ち其の復すること、家に於てするが如し。大夫は布を以て輤を爲りて行き、家に至りて輤を說し、載するは輲車を以てし、門より入り、阼階の下に至りて、車を說し、阼階より擧げ、升りて殯せんとする所に適く。士の輤は葦席以て屋と爲し、蒲席以て裳帷と爲す。○凡そ其の君に訃ぐるには、君の臣某死せりと曰ひ、父母妻長子をば、君の臣某の某死せりと曰ふ。君を他國の君に訃ぐるには、

義也。有勇有義。非歌孰能保此。故歌者。上如抗。下如隊。曲如折。止如槁木。倨中矩。句中鉤。纍纍乎端如貫珠。故歌之爲言也。長言之也。說之故言之。言之不足。故長言之。長言之不足。故嗟歎之。嗟歎之不足。故不知手之舞之足之蹈之也。子貢問樂。

自執焉。寬而靜。柔而正者。宜レ歌レ頌。廣大而靜。疏達而信者。宜レ歌ニ大雅一。恭儉而好レ禮者。宜レ歌ニ小雅一。正直而靜。廉而謙者。宜レ歌レ風。肆直而慈愛者。宜レ歌レ商。溫良而能斷者。宜レ歌レ齊。夫歌者。直レ己而陳レ德也。動レ己而天地應焉。四時和焉。星辰理焉。萬物育焉。故商者。五帝之遺聲也。商人識レ之。故謂ニ之商一。齊者三代之遺聲也。齊人識レ之。故謂ニ之齊一。明ニ乎商之音一者。臨レ事而屢斷。明ニ乎齊之音一者。見レ利而讓。臨レ事而屢斷。勇也。見レ利而讓。

に臨みて屢〻斷ず、齊の音に明かなる者は、利を見て讓る。事に臨みて屢〻斷ずるは勇なり、利を見て讓るは義なり。勇あり義あり、歌に非ずんば孰か能く此れを保たん。故に歌は上るときは抗がるが如く、下るときは隊するが如く、曲るときは折るが如く、止るときは槀木(七)の如く、倨(八)るときは矩に中り、句(九)るときは鉤に中り、纍纍乎(一〇)として端、貫珠(一一)の如し。故に歌の言たるや、長く之れを言ふなり。之を說ぶ、故に之れを言ふ。之れを言ひて足らず、故に長く之れを言ふ。長く之れを言うて足らず、故に之れを嗟歎す。之れを嗟歎して足らず、故に手の之れを舞ひ、足の之れを蹈むを知らざるなり。子貢樂を問ふ。

(一) 私に喜ぶにあらず天下公衆との喜び (二) 類 (三) 孔子の弟子 (四) 樂師、名は乙 (五) 寬大にしてゆるやかに正直 (六) 夏殷周の遺し傳へたる音樂 (七) 枯木 (八) 少しく曲る (九) 甚だしく曲る (一〇) 連なれり (一一) 貫き連ねたる珠

王之所㆓以飾㆒喜也。軍旅鈇鉞者。先王之所㆓以飾㆒怒也。故先王之喜怒皆得㆓其儕㆒焉。喜則天下和ㇾ之。怒則暴亂者畏ㇾ之。先王之道。禮樂可ㇾ謂ㇾ盛矣。○子贛見㆓師乙㆒而問焉。曰。賜聞聲歌各有ㇾ宜也。如ㇾ賜者宜㆓何歌㆒也。師乙曰。乙。賤工也。何足㆓以問㆒所ㇾ宜。請誦㆓其所ㇾ聞。而吾子

に先王の喜怒、皆其の儕を得。(二)喜べば則ち天下之に和し、怒れば則ち暴亂の者も之れを畏る。先王の道は、禮樂の盛なりと謂ふ可し。○(三)子贛、(四)師乙を見て、問うて曰く、賜聞く、聲歌各〻宜しき有りと。賜の如き者は宜しく何を歌ふべきか。師乙曰く、乙は賤工なり。何ぞ以て宜しき所を問ふに足らん。請ふ其の聞ける所を誦せん。而して吾子自ら執れ。(五)寛にして靜、柔にして正なる者は、宜しく頌を歌ふべく、廣大にして靜、疏達にして信なる者は、宜しく大雅を歌ふべく、恭儉にして禮を好む者は、宜しく小雅を歌ふべく、正直にして靜、廉にして謙なる者は、宜しく風を歌ふべく、肆直にして慈愛ある者は、宜しく商を歌ふべく、溫良にして能く斷ずる者は、宜しく齊を歌ふべしと。夫れ歌は己を直くして德を陳ぶるなり。己を動かして天地應じ、四時和し、星辰理し、萬物育す。故に商は五帝の遺聲なり。商人之れを識せり。故に之れを商と謂ふ。齊は(六)三代の遺聲なり、齊人之れを識せり。故に之を齊と謂ふ。商の音に明かなる者は、事

足ㇾ論而不ㇾ息。使㆓其曲直繁瘠廉肉節奏。足㆔以感㆓動人之善心㆒而已矣。不ㇾ使㆓放心邪氣得㆒ㇾ接焉。是先王立ㇾ樂之方也。是故樂在㆓宗廟之中㆒。君臣上下同聽ㇾ之。則莫ㇾ不㆓和敬㆒。在㆓族長郷里之中㆒。長幼同聽ㇾ之。則莫ㇾ不㆓和順㆒。在㆓閨門之內㆒。父子兄弟同聽ㇾ之。則莫ㇾ不㆓和親㆒。故樂者。審ㇾ一以定ㇾ和。比ㇾ物以飾ㇾ節。節奏合以成ㇾ文。所㆘以合㆓和父子君臣㆒。附㆗親萬民㆖也。是先王立ㇾ樂之方也。故聽㆓其雅頌之聲㆒。志意得ㇾ廣焉。執㆓其干戚㆒。習㆓其俯仰詘伸㆒。容貌得ㇾ莊焉。行㆓其綴兆㆒。要㆓其節奏㆒。行列得ㇾ正焉。進退得ㇾ齊焉。故樂者。天地之命。中和之紀。人情之所ㇾ不ㇾ能ㇾ免也。

を審かにして以て和を定め、物を比して以て節を飾り、節奏合ひて、以て文を成す。父子君臣を合和し、萬民を附親する所以なり。是れ先王樂を立つるの方なり。故に其の雅頌の聲を聽けば、志意廣きを得。其干戚を執りて、其俯仰詘伸を習へば容貌莊を得。其綴兆を行ね、其節奏を要すれば、行列正を得、進退齊を得。故に樂は天地の命、(一〇)中和の紀、(一一)人情の免るゝ能はざる所なり。

(一) 其道を樂むなり (二) 咏歌 (三) 舞樂 (四) 正しき詩歌 (五) 放流 (六) 曲直は聲の剛柔、繁瘠は聲の純雜、廉肉は聲の清濁、節奏は聲の制作 (七) 人の聲の形はるゝ處を審かにし (八) 樂器に比して其の節奏を飾り (九) 屈伸 (一〇) 命數 (一一) 綱紀

○夫樂者。先

○夫れ樂は先王の喜(一)を飾る所以なり。軍旅鈇鉞は先王の怒を飾る所以なり。故

則銷。樂盈而不レ反則放。故禮有レ報而樂有レ反。禮得二其報一則樂。樂得二其反一則安。禮之報。樂之反。其義一也。

○夫樂者。樂也。人情之所レ不レ能レ免也。樂必發二於聲音一。形二於動靜一。人之道也。聲音動靜。性術之變盡二於此一矣。故人不レ耐レ無レ樂。樂不レ耐レ無レ形。形而不レ爲レ道。不レ耐レ無レ亂。先王恥二其亂一。故制二雅頌之聲一以道レ之。使二其聲足レ樂而不レ流。使二其文

○夫れ樂は樂なり(一)。人情の免るゝ能はざる所なり。樂は必ず聲音(二)に發し、動靜(三)に形る、人の道なり。聲音動靜、性術の變は此に盡く。故に人樂なき耐はず、樂み形るゝこと無き耐はず、形はれて道と爲さざれば、亂るゝこと無き耐はず。先王其亂るゝを恥づ。故に(四)雅頌の聲を制して以て之を道き、其聲をして樂むに足りて流せざらしめて、其の文をして論ずるに足りて息まざらしめ、其曲直繁瘠、(五)廉肉節奏をして、以て人の善心を感動するに足らしむるのみ。放心邪氣(六)をして接するを得しめず。是れ先王樂を立つるの方なり。是の故に樂は宗廟の中に在りて、君臣上下同じく之れを聽けば、則ち和敬せざること莫く、族長鄕里の中に在りて、長幼同じく之れを聽けば、則ち和順ならざること莫く、閨門の内に在りて、父子兄弟同じく之れを聽けば、則ち和親せざること莫し。故に樂は一(七)

威。致レ樂以治レ心者也。致レ禮以治レ躬則莊敬。莊敬則嚴威。心中斯須不レ和不レ樂。而鄙詐之心入レ之矣。外貌斯須不レ莊不レ敬。而易慢之心入レ之矣。故樂也者。動二於內一者也。禮也者。動二於外一者也。樂極レ和。禮極レ順。內和而外順。則民瞻二其顏色一而弗二與爭一也。望二其容貌一而民不レ生二易慢一焉。故德煇動二於內一而民莫レ不二承聽一。理發二諸外一。而民莫レ不二承順一。故曰。致二禮樂之道一。擧而錯二之天下一無レ難矣。樂也者。動二於內一者也。禮也者。動二於外一者也。故禮主二其減一。樂主二其盈一。禮減而進。以レ進爲レ文。樂盈而反。以レ反爲レ文。禮減而不レ進

く者なり。樂は和を極め、禮は順を極む。內和して外順なれば、則ち民其顏色を瞻て與に爭はず。其の容貌を望みて、民易慢を生ぜず。故に德煇、內に動きて、民、承聽せざる莫し。理、諸を外に發して、民承順せざる莫し。故に曰く、禮樂の道を致めて、擧げて之れを天下に錯けば難きこと(四)なし。樂は內に動く者なり。禮は外に動く者なり。故に禮は其減を主とし、樂は其盈を主とす。禮は減じて進み、進むを以て文となす。樂は盈ちて反り、反るを以て文となす。禮減じて進まざれば則ち銷し、樂盈ちて反らざれば則ち放す。故に禮に報ありて、樂に反あり、禮其の報を得れば則ち樂み、樂其の反を得れば則ち安し。禮の報、樂の反其義は一なり。

(一) 其理を研究して　(二) 慈良　(三) 其隙に乘じて入る　(四) 天下を治むるに於て何の難きことなし

爲二諸侯一。名レ之曰二建櫜一。然後天下知三武王之不二復用一レ兵也。散レ軍而郊射。左射貍首。右射騶虞。而貫革之射息也。裨冕搢レ笏。而虎賁之士說レ劍也。祀二乎明堂一而民知レ孝。朝覲。然後諸侯知レ所二以臣一。耕レ籍。然後諸侯知レ所二以敬一。五者天下之大敎也。食二三老五更於大學一。天子袒而割レ牲。執レ醬而饋。執レ爵而酳。冕而總レ干。所三以敎二諸侯之弟一也。若レ此。則周道四達。禮樂交通。則夫武之遲久。不二亦宜一乎。

るること（七）射を郊學の中に習はす（八）東學の射は、貍首の詩を歌ひて以て節となす（九）西學の射は騶虞の詩を歌ひて節となす（一〇）甲冑を穿つ禮射（一一）天子冕を戴きて手に干盾を執るは

○君子曰。禮樂不レ可二斯須去一レ身。致レ樂以治レ心。則易直子諒之心油然生矣。易直子諒之心。生則樂。樂則安。安則久。久則天。天則神。天則不レ言而信。神則不レ怒而

○君子曰く、禮樂は斯須も身を去る可からず。樂を致して（二）以て心を治むれば、則ち易直子諒の心、油然として生ず。易直（一）子諒の心生ずれば則ち樂む、樂めば則ち安し、安ければ則ち久し、久しければ則ち天なり、天なれば則ち神なり。天なれば則ち言はずして信なり。神なれば則ち怒らずして威あり。樂を致めて以て心を治むる者なり。禮を致めて以て躬を治むれば則ち莊敬なり、莊敬なれば則ち嚴威あり。心中斯須も和せず樂まずして鄙詐の心（三）之れに入る。外貌斯須も莊ならず敬ならずして、易慢の心之に入る。故に樂は内に動く者なり。禮は外に動

於陳。下車而封夏后氏之後於杞。投殷之後於宋。封王子比干之墓。釋箕子之囚。使之行商容而復其位。庶民弛政。庶士倍祿。濟河而西。馬散之華山之陽而弗復乘。牛散之桃林之野而弗復服。車甲衅而藏之府庫。而弗復用。倒載干戈。包之以虎皮將帥之士使

ず。牛は之を桃林の野に散じて復た服せず。車甲衅りて(四)之を府庫に藏して、復た用ひず。倒に(五)干戈を載せ、之を包むに虎皮を以てし、將帥の士は、諸侯たらしむ、之を名けて建櫜(六)と曰ふ。然る後に天下武王の復た兵を用ひざるを知れり。軍を散じて郊射(七)し、左に(八)射るには貍首、右に射るには騶虞(九)、而して貫革(一〇)の射息む。裨冕して笏を搢みて、虎賁の士劍を說けり。明堂に祀りて、民、孝を知り、朝覲して然る後に諸侯臣たる所以を知り、籍を耕して然る後に諸侯敬する所以を知る、五の者は天下の大敎なり。三老五更を大學に食ひ、天子袒して牲を割き、醬を執りて饋し、爵を執りて酳し、冕して干を總ぶるは、諸侯の弟に敎ふる所以なり。此の若くして則ち周道四達し、禮樂(一一)交通す。則ち夫の武の遲つこと久しくするも、亦宜ならず。

(一) 武王、殷の師に牧野に克ちたる時の話 (二) 盡く從し置くこと (三) 商容閭 (四) 兵車及び兵器に血を塗りて府庫に藏するは、復に用ひざる意を示す (五) 凡そ兵器は、載せて出づる時は刃、前に向はしめ入る時は刃、後に向はしむ。故にいふ (六) 建櫜は鍵、櫜は兵器をつゝむ具。鍵を以て兵器を閉藏すること。卽ち戰爭治りて平和な

吾語ㇾ女。夫樂者。象ㇾ成者也。總ㇾ干而山立。武王之事也。發揚蹈厲。大公之志也。武亂皆坐。周召之治也。且夫武始而北出。再成而滅ㇾ商。三成而南。四成而南國是疆。五成而分。周公左。召公右。六成復ㇾ綴以崇。天子夾二振之一而駟伐。盛二威於中國一也。分夾而進。事二蚤濟一也。久立二於綴一。以待二諸侯之至一也。

位に至り、北に極まりて南に反る。殷に克ちて南に還るに象る　一六　北頭第一位より却つて第二位に至る。紂伐つの後南方の國の疆を定め治むるに象る　一七　第二位より第三位に至つて、乃ち分かれて左右となる。周公左に居り、召公右に居るに象る　一八　第三位よりして南の初位即ち綴に復る。武功成りて鎬京に歸り四海皆武王を崇めて天子と爲すに象る　一九　二人舞ふ者を夾みて鐸を振りて以て節となす　二〇　四伐武王の兵威を中國に盛にする所以に象る。一說に四方の征伐に象る

且女獨未ㇾ聞二牧野之語一乎。武王克ㇾ殷反ㇾ商。未ㇾ及ㇾ下ㇾ車。而封二黃帝之後於薊一。封二帝堯之後於祝一。封二帝舜之後

且女獨り未だ牧野の語を聞かざるか。武王、殷に克ち商に反び、未だ車を下るに及ばずして、(二一)黃帝の後を薊に封じ、帝堯の後を祝に封じ、帝舜の後を陳に封じ、車を下りて夏后氏の後を杞に封じ、殷の後を宋に投じ、(二二)王子比干の墓を封じ、箕子の囚を釋し、之れをして(二三)商容を行て其の位に復らしめ、庶民には政を弛べ、庶士には祿を倍し、河を濟りて西し、馬は之を華山の陽に散じて、復乘ら

非二武坐一也。聲淫及レ商。何也。對曰。非二武音一也。子曰。若非二武音一。則何音也。對曰。有司失二其傳一也。若非三有司失二其傳一。則武王之志荒矣。子曰。唯。丘之聞二諸萇弘一。亦若二吾子之言一是也。賓牟賈起。免レ席而請曰。夫武之備戒之已久。則既聞レ命矣。敢問遲レ之。遲而又久何也。子曰。居。

の備之を戒むること已に久しきは、則ち既に命を聞けり。敢て問ふ、之れを遲くして遲くし、(九)而して又久しくするは、何ぞや。子曰く、居れ、吾女に語らん。夫れ樂は成に象る者なり。干を總べて山のごとく立つるは、(一〇)武王の事なり。發揚蹈厲するは、(一一)大公の志なり。武の亂に皆坐するは、周召の治なり。(一二)且夫れ武は始めにして北出し、(一三)再成して商を滅し、(一四)三成して南し、(一五)四成して南國是れ疆し、(一六)五成して分れ、(一七)周公は左し、召公は右し、六成して綴に復りて、(一八)以て崇つ。天子之を夾振して(一九)駟伐するは、(二〇)威を中國に盛にするなり。分夾して進むは、蚤く濟すを事とするなり。久しく綴に立つは、以て諸侯の至るを待つなり。

(一) 大武の樂先づ鼓を撃ちて豫備をなすこと久しくして後ち舞を作すは何等の理由有りて然るか (二) 士衆の心 (三) 聲音の連延して恰も流液の絶えざる如し (四) 手足を發き或ひは揚げ、地を踏みて猛く厲しきかたちをなすこと (五) 諸侯の後れて至る者戎事に及ばざるを恐れてなり (六) 武樂を舞ふ者、右の膝を地につけ左の足を仰向にすることは (七) 其の眞實を傳へざるなり (八) 席を避くるなり (九) 備戒の遲くして久しきは (一〇) 山の立てるが如く、嶷然として動かざるは (一一) 大公の威武ありて鷹揚なる志 (一二) 周公・召公の文德の治 (一三) 舞ふ初め南第一位より北第二位に至る。是れ一成 (一四) 第二位より第三位に至 商を滅すに象る (一五) 第三位よ 第四

致死。君子聽磬聲。則思死封疆之臣。絲聲哀。哀以立廉。廉以立志。君子聽琴瑟之聲。則思志義之臣。竹聲濫。濫以立會。會以聚衆。君子聽竽笙簫管之聲。則思畜聚之臣。鼓鼙之聲讙。讙以立動。動以進衆。君子聽鼓鼙之聲。則思將帥之臣。君子之聽音。非聽其鏗鏘而已也。彼亦有所合之也。

○賓牟賈侍坐於孔子。孔子與之言及樂。曰。夫武之備戒之已久。何也。對曰。病不得其衆也。詠歎之。淫液之。何也。對曰。恐不逮事也。發揚蹈厲之已蚤。何也。對曰。及時事也。武坐致右憲左。何也。對曰。

○賓牟賈、孔子に侍坐す。孔子之れと言ひて樂に及ぶ。曰く、夫れ武の之を備へ戒むること已に久しきは何ぞや。對へて曰く、其の衆を得ざるを病ふるなり。之を詠歎し、之を淫液するは、何ぞや。對へて曰く、事に逮ばざるを恐るゝなり。之れを發揚蹈厲すること已だ蚤きは何ぞや。對へて曰く、時事に及べばなり。武、坐して右を致して左を憲るくは何ぞや。對へて曰く、武の坐に非ざるなり。聲淫して商に及ぶは何ぞや。對へて曰く、武の音に非ざるなり。子曰く、若し武の音に非ずんば、則ち何の音ぞや。對へて曰く、有司其の傳を失へり。若し有司其傳を失ふに非ずんば、則ち武王の志荒めるなり。子曰く、唯丘の諸を萇弘に聞けるも亦吾子の言の若く是れなり。賓牟賈起ち、席を免れて請うて曰く、夫れ武

臣爲レ之。上行レ之。則民從レ之。詩云。誘レ民孔易。此之謂也。然後聖人作二爲鞉鼓椌楬壎箎一。此六者。德音之音也。然後鐘磬竽瑟以和レ之。干戚旄狄以舞レ之。此所三以祭二先王之廟一也。所二以獻酬酳酢一也。所下以官二序貴賤一各得中其宜上也。所四以示三後世有二尊卑長幼之序一也。鐘聲鏗。鏗以立レ號。號以立レ横。横以立レ武。君子聽二鐘聲一則思二武臣一。石聲磬。磬以立レ辨。辨以

を思ふ。石聲磬なり、磬以て辨(一三)を立て、辨(一四)以て死を致す。君子磬聲を聽けば、則ち封疆(一五)に死するの臣と思ふ。絲聲は哀し、哀以て廉(一六)を立て、廉以て志を立つ。君子琴瑟の聲を聽けば、則ち義に志すの臣を思ふ。竹聲は濫なり、濫以て會を立て、會以て衆を聚む。君子竽笙簫管の聲を聽けば、則ち畜聚(一七)の臣を思ふ。鼓鼙の聲は讙なり。讙以て動(一八)を立て、動以て衆を進む。君子鼓鼙の聲を聽けば、則ち將帥の臣と思ふ。君子の音を聽くは、其鏗鏘を聽くのみに非ざるなり。彼れ亦之れを合(一九)す所あるなり。

(一) 晏安 (二) 迫促にして疾速なり (三) 詩經周頌有瞽の篇 (四) 其の見聞する處を以て好惡して其の正邪を分たざるは人君の失なり (五) 詩經大雅板の篇 (六) 鼓の如くにして小なるもの。ふりつゞみ (七) 柷敔 (八) 土を燒き爲る、六孔あり (九) 竹。大なるものは長さ一尺四寸、小なるものは長さ一尺二寸 (一〇) 旄は旄牛の尾、狄は雉の羽、共に文の舞に執る所のもの (一一) 號令 (一二) 意氣の充滿するなり (一三) 磬は舊說、擊 (一四) 辨別 (一五) 國境を守る臣の死を患難の中に致すを思ふ (一六) 潔く正しきこと (一七) 聚斂の臣 (一八) 動作 (一九) 心に契合する所

文侯曰。敢問。溺音何從出也。子夏對曰。鄭音好濫淫志。宋音燕女溺志。衞音趨數煩志。齊音敖辟喬志。此四者。皆淫於色而害於德。是以祭祀弗用也。詩云。肅雝和鳴。先祖是聽。夫肅肅敬也。雝雝和也。夫敬以和。何事不行。爲人君者。謹其所好惡而已矣。君好之則

文侯曰く、敢て問ふ、溺音は何に從りて出づるか。子夏對へて曰く、鄭の音は濫を好みて志を淫し、宋の音は女に燕じ(一)て志を溺し、衞の音は趨数(二)にして志を煩しくし、齊の音は敖辟にして志を喬くす、此の四の者は皆色に淫して、德に害あり。是を以て祭祀には用ひざるなり。(三)詩に云ふ、肅雝和鳴、先祖是れ聽くと。夫れ肅は肅敬なり、雝は雝和なり。夫れ敬して以て和せば、何事か行はれざらん。人君たる者は、其の好惡(四)する所を謹まんのみ。君之を好めば則ち臣之をなし、上之を行へば則ち民之に從ふ。(五)詩に云ふ、民を誘むるは孔だ易しと。此れの謂なり。然る後に聖人鞉鼓(六)、椌揭(七)、壎(八)、篪(九)を作り爲す、此の六の者は德音の音なり。然る後に鐘磬竽瑟以て之れを和し、干戚旄狄(一〇)以て之れを舞ふ。此れ先王の廟を祭る所以なり。獻酬酳酢する所以なり。貴賤を官序し、各〻其宜しきを得る所以なり。後世に尊卑長幼の序有るを示す所以なり。鐘聲は鏗なり。鏗以て號を立て(一一)、號以て橫を立て(一二)、橫以て武を立つ。君子鐘聲を聽けば、則ち武臣

俯。姦聲以濫。溺而不止。及優侏儒獶雜子女。不知父子。樂終不可以語。不可以道古。此新樂之發也。今君之所問者樂也。所好者音也。夫樂者與音相近而不同。文侯曰。敢問。何如。子夏對曰。夫古者天地順而四時當。民有德而五穀昌。疾疢不作而無妖祥。此之謂大當。然後聖人作爲父子君臣。以爲紀綱。紀綱既正。天下大定。天下大定。然後正六律。和五聲。弦歌詩頌。此之謂德音。德音之謂樂。詩云。莫其德音。其德克明。克明克類。克長克君。王此大邦。克順克俾。俾于文王。其德靡悔。既受帝祉。施于孫子。此之謂也。今君之所好者。其溺音乎。

頌を弦歌す。此れを之れ德音と謂ふ。(一六)德音を之れ樂と謂ふ。詩に云ふ、(一七)莫たる其の德音、其の德克く明かに、克く明かに克く類たり。克く長たり克く君たり。此の大邦に王として、克く順ひ克く俾ふ。文王に俾れば其の德悔ることと靡し。既に帝の祉を受けて、孫子に施すと、此れの謂ひなり。今君の好む所の者は、其れ溺音か。

(一) 厭ふ、故に眠を偷して臥せんことを氣遣ふ (二) 好む、故に倦むことを知らず (三) 衆皆進退齊一にして音聲擧し (四) 會合相守りて、擊、拊、鼓を待ちて作る (五) 鼓 (六) 金鼓 (七) 樂を輔相すること (八) 雅器即ち樂器 (九) 樂を語り (一〇) 古樂 (一一) 狄聲の音をいふ (一二) 優は俳優、侏儒は短小なる人 (一三) 是といひてとりたてて言ふ可きもの無し (一四) 大化の均しく調へること (一五) 人倫の道 (一六) 名譽 (一七) 詩經大雅皇矣の篇

樂。則唯恐レ臥。聽二鄭衞之音一。則不レ知レ倦。敢問古樂之如レ彼何也。新樂之如レ此何也。子夏對曰。今夫古樂。進旅退旅。和正以廣。弦匏笙簧。會守拊鼓。始奏以レ文。復亂以レ武。治レ亂以レ相。訊レ疾以レ雅。君子於レ是語。於レ是道レ古。脩レ身及レ家。平二均天下一。此古樂之發也。今夫新樂。進俯退

なるは何ぞや。新樂の此の如くなるは何ぞや。子夏對へて曰く、今夫れ古樂は、進む(三)に旅し退くに旅す。和正にして以て廣く、弦匏笙簧、會(四)守拊鼓あり。始めて奏するに文(五)を以てし、復亂するに武(六)を以てし、亂を治むるに相(七)を以てし、疾を訊むるに雅(八)を以てす。君子是に於て語り、是に於て古(一〇)を道ふ、身を脩めて家に及ぼし、天下を平均す。此れ古樂の(九)發なり。今夫れ新樂は、進むに俯し退くに俯し、姦聲以て濫し、溺れ(一二)て止らず、及び優(一一)、侏儒、子女を獶雜し、父子を知らず。樂終りて以て語(一三)る可からず。以て古を道ふべからず。此れ新樂の發なり。今君の問ふ所の者は樂なり。好む所の者は音なり。夫れ樂は音と相近して同じからず。文侯曰く、敢て問ふ何如。子夏對へて曰く、夫れ古者天地順にして四時(一四)當り、民、德ありて五穀昌なり。疾疢作らずして妖祥なし、此れを之れ大當と謂ふ。然る後に聖人、父子君臣を作り爲して、以て紀綱(一五)を爲す、紀綱旣に正しくして、天下大に定る、天下大に定りて、然る後に六律を正し、五聲を和し、詩

訢合。陰陽相得。煦二嫗覆三育萬物一。然後草木茂。區萌達。羽翼奮。角觡生。蟄蟲昭蘇。羽者嫗伏。毛者孕鬻。胎生者不ㇾ殰。而卵生者不ㇾ殈。則樂之道歸焉耳。○樂者。非ㇾ謂二黃鍾大呂弦歌干揚一也。樂之末節也。故童者舞ㇾ之。鋪二筵席一。陳二尊俎一。列二籩豆一。以二升降一爲ㇾ禮者。禮之末節也。故有司掌ㇾ之。樂師辨二乎聲詩一。故北面而弦。宗祝辨二乎宗廟之禮一。故後ㇾ尸。商祝辨二乎喪禮一。故後二主人一。是故德成而上。藝成而下。行成而先。事成而後。是故先王有ㇾ上有ㇾ下。有ㇾ先有ㇾ後。然後可二以有ㇾ制二於天下一也。

先たり、事成りて後たり。是の故に先王上あり下あり、先あり後あり、(一七)然る後に以て天下に制ある可きなり。

(一) 人情は常に變ず、樂に至りては、聲音一たび定りて變ず可からざるものなり (二) 人情を管攝する所以なり (三) 人情の理の同一なることを窮め知り、氣の異なるを知るは (四) 自然 (五) 當然 (六) 聖人、天子の位に在る者 (七) 訢は欣。和氣、相交り (八) 天、氣を以て之を煦め覆ひ、地、形を以て之を煖め生育す (九) 萌芽の成りたるもの (一〇) 角の觡なきもの。觡は角のなめらかにして光澤あるもの (一一) 體を伏して子を生む (一二) 子を孕みて生兒を育む (一三) 小產せず (一四) 卵の中にて害はれず (一五) 本來の性質にあらず (一六) 卑位に居りて (一七) 上下先後の序を正しくす

○魏文侯問二於子夏一曰。吾端冕而聽二古

○魏の文侯、子夏に問うて曰く、吾れ端冕して古樂を聽けば、則ち唯臥せんこと(一)を恐る。鄭衛の音を聽けば、則ち倦むこと(二)を知らず。敢て問ふ、古樂の彼の如く

○樂也者。情之不レ可レ變者也。禮也者。理之不レ可レ易者也。樂統レ同。禮辨レ異。禮樂之說。管二乎人情一矣。窮レ本知レ變。樂之情也。著レ誠去レ僞。禮之經也。禮樂偩二天地之情一。達二神明之德一。降二興上下之神一。而凝二是精粗之體一。領二父子君臣之節一。是故大人擧二禮樂一。則天地將二爲昭一焉。天地

○樂は情(一)の變ず可からざる者なり。禮は理の易ふ可からざる者なり。樂は同を統べ、禮は異を辨ず。禮樂の說、人情(二)を管す(三)。本を窮め變を知るは、樂の情(四)なり。誠を著かにし僞を去るは、禮の經なり。禮樂天地の情に偩り、神明の德に達し、上下の神を降し興して、精粗(五)の體を凝し是し、父子君臣の節を領す。是の故に大人(六)禮樂を擧ぐれば、則ち天地將に爲に昭かならんとす。天地訢合(七)し、陰陽相得。萬物を煦嫗(八)覆育す。然る後に草木茂り、區萌達し、羽翼奮ひ、角觡(一〇)生じ、蟄蟲昭蘇し、羽ある者は嫗伏(一一)し、毛ある者は孕鬻(九)(一二)し、胎生の者は殰れず、卵生の者は殈けず(一四)、則ち樂の道に歸するのみ。○樂は黄鍾大呂、弦歌干揚(一三)を謂ふに非ざるなり。樂の末節(一五)なり。故に童は之れを舞ふ、筵席を鋪き、尊俎を陳ね、籩豆を列ね、以て升降して禮をなす者は、禮の末節なり。故に有司之を掌る、樂師聲詩を辨ず、故に北面して弦す。宗祝、宗廟の禮を辨ず。故に尸に後る、商祝喪禮を辨ず。故に主人(一六)に後る。是故に德成りて上たり、藝成りて下たり、行成りて

戒。三步以見レ方。再始以著レ往。復亂以飭レ歸。奮疾而不レ拔。極レ幽而不レ隱。獨樂二其志一。不レ厭二其道一。備擧二其道一。不レ私二其欲一。是故情見而義立。樂終而德尊。君子以好レ善。小人以聽レ過。故曰。生民之道。樂爲レ大焉。○樂也者施也。禮也者報也。樂樂三其所二自生一。禮反三其所二自始一。樂章レ德。禮報レ情。反レ始也。所レ謂大輅者。天子之車也。龍旂九旒。天子之旌也。靑黑緣者。天子之寶龜也。從レ之以二牛羊之羣一。則所三以贈二諸侯一也。

み、小人以て過を聽く。故に曰く、生民の道、樂を大と爲すと。○樂は施なり。(一一)禮は報なり、(一二)樂は其の自りて生ずる所を樂み、禮は其の自りて始まる所に反る。樂は德を章かにし、禮は情に報じ始に反るなり。所謂大輅(一三)は、天子の車なり。龍旂九旒は、天子の旌なり。靑黑の緣(一四)は、天子の寶龜なり。之に從ふに牛羊の(一五)羣を以てするは、則ち諸侯に贈る所以なり。

(一) はたらき (二) かたち (三) かざり (四) 樂の將に作らんとするや必ず先づ鼓を擊ちて衆聽を引き動かす (五) 舞の將に作らんとするや必ず先づ三たび足を擧げて舞の方法を示す (六) 一節々々舞ひ終りて再び舞ひ始むること (七) 亂は終、復た鐃を擊ちて以て其の退くことを謹む (八) 舞の容は奮迅疾速なるが如しと雖も、疾に過ぎず (九) 其道を學びて厭はず (一〇) 情、樂の初にあらはれて其義の立つを見る (一一) 樂は文を散じて生育を以て功となす故にいふ (一二) 禮は陰より作る、陰は其質を斂めて朴に反るを以て事と爲す故に報を主とすればなり (一三) 上公及び同姓諸侯以下蕃國に天子より賜はる車 (一四) 靑黑を以て緣飾と爲したる[illegible] (一五) 牛羊を賜ふに其數一定せざるをいふ

反情以和二其志一。廣レ樂以成二其教一。樂行而民鄉レ方。可二以觀一レ德矣。德者。性之端也。樂者。德之華也。金石絲竹。樂之器也。詩言二其志一也。歌詠二其聲一也。舞動二其容一也。三者本二於心一。然後樂器從レ之。是故情深而文明。氣盛而化神。和順積レ中。而英華發レ外。惟樂不レ可二以爲一レ僞。

るなり、舞は其の容を動かすなり。三つ者心に本づき、然る後に樂器之れに從ふ。是の故に情深くして文明かに、氣盛にして化神(四)なり。和順(五)中に積みて、英華外に發す。唯樂は以て僞と爲す可からず。

(一) 民、道に向ふことを知るときは、以て君子の德を觀る可し　(二) 和順中に積むもの　(三) 英華外に發するもの　(四) 化の物に及ぶは神妙なり　(五) 天地の器、内に盛大にして

○樂者。心之動也。聲者。樂之象也。文采節奏。聲之飾也。君子動二其本一。樂二其象一。然後治二其飾一。是故先鼓以警

○樂は心の動(一)なり。聲は樂の象(二)なり。文采節奏は聲の飾(三)なり。君子其本を動し、其象を樂み、然る後に其の飾を治む。是の故に先づ鼓(四)して以て警戒し、三(五)歩以て方を見し、(六)再始以て往を著し、(七)復亂以て歸を飭ふ。(八)奮疾して拔せず、幽を極めて隱さず。獨り其志を樂みて其の道を厭はず、(九)備に其の道を擧げて、其欲を私せず。是の故に情見れて(一〇)義立ち、樂終りて德尊し。君子以て善を好

禮。不接心術。惰慢邪辟之氣。不設於身體。使耳目鼻口心知百體。皆由順正。以行其義。然後發以聲音。而文以琴瑟。動以干戚。飾以羽旄。從以簫管。奮至德之光。動四氣之和。以著萬物之理。是故清明象天。廣大象地。終始象四時。周還象風雨。五色成文而不亂。八風從律而不姦。百度得數而有常。小大相成。終始相生。倡和淸濁。迭相爲經。故樂行而倫淸。耳目聰明。血氣和平。移風易俗。天下皆寧。

終始は樂の序故に四時に象る (一七) 周還は樂の節故に風雨に象る (一八) 五聲を五行の色に配していふ (一九) 八音を八卦の風に配していふ、八方の風、疏曰、距冬至四十五日條風至、條者生也。四十五日明庶風至、明庶者迎衆也。四十五日清明風至、清明者芒也。四十五日景風至、景者大也、言陽氣長養也。四十五日涼風至、涼寒也、陰氣行也。四十五日閶闔風至、閶闔者戒收藏也。四十五日不周風至、不周者不交也、言陰氣未合化也。四十五日廣莫風至、廣莫者大莫也、開陽氣也 (二〇) 迭に常經を相爲し、其變じて窮らざるをいふ

故曰。樂者樂也。君子樂得其道。小人樂得其欲。以道制欲。則樂而不亂。以欲忘道。則惑而不樂。是故君子

故に曰く、樂は樂なり。君子は其道を得るを樂み、小人は其欲を得るを樂む。道を以て欲を制すれば、則ち樂みて亂れず。欲を以て道を忘るれば則ち惑ひて樂まず。是の故に君子は情に反りて以て其の志を和し、樂を廣めて以て其敎を成す。樂行はれて民方に鄕ふ、(一)以て德を觀る可し。德は性の端なり。(二)樂は德の華なり。(三)金石絲竹は、樂の器なり。詩は其志を言ふなり。歌は其聲を咏うす

滅平和之德。是以君子賤之也。○凡姦聲感人。而逆氣應之。逆氣成象。而淫樂興焉。正聲感人。而順氣應之。順氣成象。而和樂興焉。倡和有應。回邪曲直。各歸其分。而萬物之理各以類相動也。是故君子反情以和其志。比類以成其行。姦聲亂色。不留聰明。淫樂慝

に比して以て其の行ひを成す。姦聲亂色、聰明に留めず、淫樂慝禮、心術に接せず。惰慢邪辟の氣、身體に設けず。耳目鼻口、心知百體をして、皆順正に由らしめ、以て其の義を行ふ。然る後に發するに聲音を以てし、文るに琴瑟を以てし、動すに干戚を以てし、飾るに羽旄を以てし、從ふに簫管を以てし、至德の光に奮ひ、(一二)四氣の和を動し、以て萬物の理を著す。是故に(一三)清明は天に象り、(一四)廣大は地に象り、(一五)終始は四時に象り、(一六)周還は風雨に象る。(一七)五色文を成して亂れず、(一八)八風律に從ひて姦ならず、百度數を得て常あり。小大相成し、終始相生じ、倡和清濁、(一九)迭に經を相爲す。故に樂行はれて倫清く、耳目聰明、血氣和平、風を移し俗を易へて、天下皆寧し。

一 薄屑あれば　二 煩はしく擾る　三 成長を遂ぐること能はず　四 邪なること　五 反ることを知らずして以て本に報いるを忘却す　六 倡は姦聲正聲人を感ずるをいひ、和は順氣逆氣倡に應ずるをいふなり　七 回は乖ち還ふ、邪は邪僻をいふ　八 善惡の分限に歸す　九 善惡の類を以て自ら相感動す　一〇 情性の正に復りて　一一 善惡の類　一二 四時の和氣　一三 清明は樂の聲故に天に象る　一四 廣大は樂の體故に地に象る　一五

を掌るが如きをいひ、等は十三にして勺を舞ひ、成童にして象を舞ふの類

民慈愛。流辟邪散狄成滌濫之音作。而民淫亂。是故先王本之情性。稽之度數。制之禮義。合生氣之和。道五常之行。使之陽而不散。陰而不密。剛氣不怒。柔氣不懾。四暢交於中。而發作於外。皆安其位而不相奪也。然後立之學等。廣其節奏。省其文采。以繩德厚。律小大之稱。比終始之序。以象事行。使親疏貴賤。長幼男女之理。皆形見於樂。故曰。樂觀其深矣。

○土敝則草木不長。水煩則魚鼈不大。氣衰則生物不遂。世亂則禮慝而樂淫。是故其聲哀而不莊。樂而不安。慢易以犯節。流湎以忘本。廣則容姦。狹則思欲。感條暢之氣。

○土敝すれば(一)則ち草木長ぜず。水煩すれば(二)則ち魚鼈大ならず。氣衰ふれば則ち生物遂げず。世亂るれば則ち禮、慝にして(四)樂、淫なり。是の故に其の聲哀んで莊(三)ならず、樂んで安からず。慢易にして以て節を犯し、流湎して(五)以て本を忘る。廣なれば則ち姦を容れ、狹なれば則ち欲を思ふ。條暢の氣を感して、平和の德を滅す。是を以て君子之れを賤む。○凡そ姦聲人を感ずれば、逆氣之れに應じ、逆氣象を成して、淫樂興る。正聲人を感ずれば、順氣之に應じ、順氣象を成して、和樂興る。倡和、(六)應あり、回邪曲直、(七)各其の分に歸して、(八)萬物の理、各〻類を以て相動く。(九)是の故に君子情に反りて(一〇)以て其の志を和し、類(一一)

數焉。〇夫民有血氣心知之性。而無哀樂喜怒之常。應感起物而動。然後心術形焉。是故志微噍殺之音作。而民思憂。嘽諧慢易繁文簡節之音作。而民康樂。粗厲猛起奮末廣賁之音作。而民剛毅。廉直勁正莊誠之音作。而民肅敬。寬裕肉好順成和動之音作。而

りて、民康樂し(四)、粗厲猛起(五)、奮末廣賁(六)の音作りて、民剛毅なり。廉直勁正莊誠の音作りて、民肅敬なり。寬裕肉好(七)、順成和動の音作りて、民慈愛し、流辟(八)邪散、狄成(九)滌濫の音作りて、民淫亂なり。是の故に先王之れを情性に本づけ、之れを度數(一〇)に稽へ、之を禮義に制し、生氣(一一)の和に合せしめ、五常の行ひに道らしめ、之れをして陽にして散ぜず、陰にして密ならず。剛氣怒らず、柔氣懾れず。四暢(一二)中に交りて、外に發作し、皆其の位に安んじて、相奪はざらしむ。然る後に之れが學等を立て、其の節奏(一三)を廣くし、其の文采を省かにし、以て德厚を繩る、小大の稱を律し、終始の序を比し、以て事行に象る。親疎貴賤、長幼男女の理をして、皆樂に形見せしむ。故に曰く、樂は其の深きを觀ると。

(一)心術聲音に形はる　(二)志は當に急に作るべし。つまりてほそく枯れて低し　(三)寬和にし緩く平なり　(四)やすく樂し　(五)あらく厲しくたけくおこる　(六)大に憤る　(七)肉は好に倍する璧、璧の肉池なり。好は璧孔　(八)ながれひがむ　(九)樂の一、終の甚だ長きをいふ　(一〇)十二律、上生し下生ず、損益の數　(一一)造化發育の妙　(一二)天地の陰陽、人心の剛柔の四者の各中を得て和ぎ伸ぶる時　(一三)學は樂官、國學の政を掌り、大胥學士の版

之樂盡矣。○天子之道。寒暑不レ時則疾。風雨不レ節則饑。教者民之寒暑也。教不レ時則傷レ世。事者民之風雨也。事不レ節則無レ功。然則先王之爲レ樂也。以レ法治也。善而行象レ德矣。○夫豢レ豕爲レ酒。非二以爲一レ禍也。而獄訟益繁。則酒之流生レ禍也。是故先王因爲二酒禮一。壹獻之禮。賓主百拜。終日飲レ酒而不レ得レ醉焉。此先王之所三以備二酒禍一也。故酒食者。所二以合一レ歡也。樂者。所二以象一レ德也。禮者。所二以綴一レ淫也。是故先王有二大事一。必有レ禮以哀レ之。有二大福一。必有レ禮以樂レ之。哀樂之分。皆以レ禮終。

は歡を合はす所以なり。樂は德に象る所以なり。禮は淫を綴むる(六)所以なり。是の故に先王大事(七)あれば、必ず禮あり以て之を哀み。大福(八)あれば、必ず禮あり以て之を樂む。哀樂の分、皆禮を以て終る。

(一)南風の詩 (二)夔の樂 (三)黃帝の樂 (四)人事に於て盡し極めたり (五)士の禮、士の饗禮一獻なればいよ
(六)止むる (七)死喪の事 (八)吉慶の事

○樂也者聖人之所レ樂也。而可三以善二民心一。其感レ人深。其移レ風易レ俗。故先王著二其

○樂は、聖人の樂む所なり。而して以て民心を善くす可し、其の人に感ぜしむること深く、其れ風を移し俗を易ふ。故に先王其の教を著す。○夫れ民血氣心知の性ありて、哀樂喜怒の常あることなし。感に應じ物に起りて動き、然る後に心術(一)形る。是の故に志微(二)噍殺の音作りて、民思憂し、嘽諧(三)慢易、繁文簡節の音作

五絃之琴一以歌二南風一。夔始制レ樂以賞二諸侯一。故天子之爲レ樂也。以賞二諸侯之有レ德者一也。德盛而敎尊。五穀時熟。然後賞レ之以レ樂。故其治レ民勞者。其舞行綴遠。其治レ民逸者。其舞行綴短。故觀二其舞一。知二其德一。聞二其謚一。知二其行一也。○大章章レ之也。咸池備矣。韶繼也。夏大也。殷周

に賞す。故に天子の樂を爲るや、以て諸侯の德ある者に賞するなり。德盛にして敎尊く、五穀時に熟し、然る後に之に賞するに樂を以てす。故に其の民を治めて勞せしむる者は、其の舞の行綴遠く、其の民を治めて逸せしむる者は、其の舞の行綴短し。故に其の舞を觀て其の德を知り、其の謚を聞きて其の行を知るなり。○大章(二)は之を章かにするなり、咸池(三)は備れり。韶は繼ぐなり、夏は大なり。殷周の樂は盡せり(四)。○天地の道、寒暑時ならざれば則ち疾あり、風雨節あらざれば則ち饑う。敎は民の寒暑なり、敎、時ならざれば則ち世を傷る。事は民の風雨なり、事節あらざれば則ち功なし。然らば則ち先王の樂を爲るや、法を以て治めんとするなり。善なれば則ち行、德に象る。○夫れ豕を豢ひ酒を爲るは、以て禍を爲すに非ざるなり。而して獄訟益〻繁きは、則ち酒の流れ禍を生ずるなり。是の故に先王因りて酒禮を爲る。壹獻(五)の禮に、賓主百拜す。終日酒を飲みて、醉ふことを得ず。此れ先王の酒の禍に備ふる所以なり。故に酒食

配レ地。禮樂明備。天地官矣。天尊地卑。君臣定矣。卑高以陳。貴賤位矣。動靜有レ常。小大殊矣。方以レ類聚。物以レ羣分。則性命不レ同矣。在レ天成レ象。在レ地成レ形。如レ此。則禮者天地之別也。地氣上齊。天氣下降。陰陽相摩。天地相蕩。鼓レ之以二雷霆一。奮レ之以二風雨一。動レ之以二四時一。煖レ之以二日月一。而百化興焉。如レ此。則樂者天地之和也。化不レ時則不レ生。男女無レ辨則亂升。天地之情也。及下夫禮樂之極二乎天一。而蟠二乎地一。行二乎陰陽一。而通中乎鬼神上。窮レ高極レ遠而測二深厚一。樂著二大始一。而禮居二成物一。著不レ息者。天也。著不レ動者。地也。一動一靜者。天地之間也。故聖人曰二禮樂一云。

動すに四時を以てし、之を煖むるに日月を以てして、(七)百化興る。此くの如くなれば則ち樂者天地の和なり。化、時ならざれば則ち生ぜず、男女辨無ければ則ち亂升る、天地の情なり。夫の禮樂の天に極りて地に蟠り、陰陽に行はれて鬼神に通ずるに及びて、高を窮め遠を極めて深厚を測る。樂は(八)大始に著りて、禮は成物に居る、著かにして息まざる者は天なり、著かにして動かざる者は地なり、一動一靜は、天地の間なり。故に聖人禮樂と曰ふと云ふ。

㊀散じて殊なり　㊁其氣の伸ぶるに循ふ　㊂其氣の屈するを斂むるに　㊃官は主にて、各々其職を得　㊄天の賦する所の命人の受くる所の性　㊅日月星辰の象　㊆萬物化醇すること　㊇物生の始

○昔者舜作二

○昔者舜五絃の琴を作り爲し、以て(一)南風を歌ひ、夔始めて樂を制して、以て諸侯

用二於宗廟社稷一。事二乎山川鬼神一。則此所ニ與レ民同一也。○王者功成作レ樂。治定制レ禮。其功大者其樂備。其治辯者其禮具。干戚之舞。非二備樂一也。孰亨而祀。非二達禮一也。五帝殊レ時。不レ相二沿樂一。三王異レ世。不レ相二襲禮一。樂極則憂。禮粗則偏矣。及二夫敦レ樂而無レ憂。禮備而不レ偏者一。其唯大聖乎。

○天高地下。萬物散殊。而禮制行矣。流而不レ息。合同而化。而樂興焉。春作夏長。仁也。秋斂冬藏。義也。仁近二於樂一。義近二於禮一。樂者敦レ和。率レ神而從レ天。禮者別レ宜。居レ鬼而從レ地。故聖人作レ樂以應レ天。制レ禮以

○天高く地下く、萬物散殊にして、禮制行はる。流れて息まず、合同して化す、而して樂興る。春作し夏長（一）ずるは仁なり。秋斂し冬藏するは義なり。仁は樂に近く、義は禮に近し。樂者和を敦くし、神（二）に率ひて天に從ふ。禮は宜を別にし、（三）鬼に居ひて地に從ふ。故に聖人樂を作して以て天に應じ、禮を制して以て地に配す。禮樂明かに備りて、天地官（四）す。天尊く地卑しく、君臣定る。卑高以に陳して、貴賤位す。動靜常ありて、小大殊なり。方は類を以て聚り、物は羣を以て分れて、則ち性命（五）同じからず。天に在りては象（六）となし、地に在りては形と成す。此の如くなれば則ち禮は天地の別なり。地氣上齊し、天氣下降し、陰陽相摩し、天地相蕩き、之を鼓するに雷霆を以てし、之を奮すに風雨を以てし、之を

〇樂者。天地之和也。禮者。天地之序也。和故百物皆化。序故羣物皆別。樂由天作。禮以地制。過制則亂。過作則暴。明於天地。然後能興禮樂也。〇論倫無患。樂之情也。欣喜歡愛。樂之官也。中正無邪。禮之質也。莊敬恭順。禮之樂也。若夫禮樂之施於金石。越於聲音。

〇樂は天地の和なり。禮は天地の序(一)なり。和するが故に百物皆化し、序あるが故に羣物皆別る。樂は天に由りて作(二)り、禮は地を以て制す。過り制すれば則ち亂れ、過り作せば則ち暴なり。天地に明かにして、然る後に能く禮樂を興すなり。〇倫を論じて患なきは樂の情(三)なり。欣喜歡愛は、樂の官(四)なり。中正邪なきは、禮の質(五)なり。莊敬恭順は、禮の制(六)なり。若し夫れ禮樂を金石に施し、聲音に越し、宗廟社稷に用ひ、山川鬼神に事ふるは、則ち此れ民と同じくする所(七)なり。〇王者功成りて樂を作し、治定まりて禮を制す。其の功大なる者は、其の樂備はり、其治辯き者は、其の禮具はる。干戚の舞は、備樂(八)に非ざるなり。孰亨して祀るは、達禮(九)に非ざるなり。五帝時を殊にし、樂に相沿らず。三王世を異にし、禮を相襲はず。樂極まれば則ち憂あり、禮粗なれば則ち偏す、夫の樂に敦くして憂なく、禮備りて偏ならざる者に及んでは、其れ唯大聖か。

(一) 秩序 (二) 律呂の音 (三) 本情 (四) 主 (五) 本質 (六) 禮を行ふ制 (七) 衆人の共に知る所なり (八) 樂の善々盡し美を盡したるものに非ざるなり (九) 禮の本意たるものとする所のものに非ざるなり

和故百物不失。節故祀天祭地。明則有禮樂。幽則有鬼神。如此。則四海之內。合敬同愛矣。禮者。殊事合敬者也。樂者。異文合愛者也。禮樂之情同。故明王以相沿也。故事與時並。名與功偕。○故鐘鼓管磬。羽籥干戚。樂之器也。屈伸俯仰。綴兆舒疾樂之文也。簠簋俎豆。制度文章。禮之器也。升降上下。周還裼襲。禮之文也。故知禮樂之情者能作。識禮樂之文者能述。作者之謂聖。述者之謂明。明聖者。述作之謂也。

り。此の如くなれば則ち四海の內、敬を合し愛を同じくす。禮は事を殊にして敬を合する者なり。樂者文を異にして愛を合する者なり。（二）禮樂の情同じ、故に明王以て（三）相沿なり、故に事は時と並び、名は功と偕にす。○故に鐘鼓管磬、羽籥干戚は、樂の器なり。屈伸、俯仰、綴兆舒疾は、樂の文なり。簠簋俎豆、制度文章は、禮の器なり。升降上下、周還裼襲は、禮の文なり。故に禮樂の（四）情を知る者は能く作し、禮樂の文を識る者は能く（五）述ぶ。作者之れを聖と謂ひ、述者之れを明と謂ふ、明聖とは述作の謂なり。

（一）百物各々其性を遂ぐるを言ふ（二）禮と樂とは二物にして其理同じ（三）情同じき者は則ち相因りて以て先に制する所の禮樂を損益するのみ（四）情を悉く知る者は能く禮樂を作る（五）識ること詳かなる者は能く論述するをいふ

矣。好惡著則賢不肖別矣。刑禁㆑暴。爵擧㆑賢。則政均矣。仁以愛㆑之。義以正㆑之。如㆑此則民治行矣。○樂由㆑中出。禮自㆑外作。樂由㆑中出。故靜。禮自㆑外作。故文。大樂必易。

樂は必ず易。大禮は必ず簡。樂至れば則ち怨なく、禮至れば則ち爭はず。揖讓して天下を治むる者は、禮樂の謂なり。暴民作らず、諸侯賓服し、兵革試みず、五刑用ひず、百姓患無く、(四)天子怒らず。此の如くなれば則ち樂達す。父子の親を合せ、長幼の序を明かにし、以て四海の内を敬む、天子此の如くなれば則ち禮行はる。

(一)樂は和を主とすれば同を爲し、禮は義を主とす故に異を爲す (二)同に過ぐ (三)異に過ぐ (四)天子怒る可きものなし

大禮必簡。樂至則無㆑怨。禮至則不㆑爭。揖讓而治㆓天下㆒者。禮樂之謂也。暴民不㆑作。諸侯賓服。兵革不㆑試。五刑不㆑用。百姓無㆑患。天子不㆑怒。如㆑此。則樂達矣。合㆓父子之親㆒。明㆓長幼之序㆒。以敬㆓四海之內㆒。天子如㆑此。則禮行矣。

○大樂與㆓天地㆒同㆑和。大禮與㆓天地㆒同㆑節。

○大樂は天地と和を同じくし、大禮は天地と節を同じくす。和するが故に百物失(一)はず、節あるが故に天を祀り地を祭る。明には則ち禮樂あり、幽には則ち鬼神あ

悖逆詐僞之心一。有二淫泆作亂之事一。是故强者脅レ弱。衆者暴レ寡。知者詐レ愚。勇者苦レ怯。疾病不レ養。老幼孤獨不レ得二其所一。此大亂之道也。是故先王之制二禮樂一。人爲二之節一。衰麻哭泣。所三以節二喪紀一也。鐘鼓干戚。所三以和二安樂一也。昏姻冠笄。所三以別二男女一也。射鄉食饗。所三以正二交接一也。禮節二民心一。樂和二民聲一。政以行レ之。刑以防レ之。禮樂刑政。四達而不レ悖。則王道備矣。

行ひ、刑以て之を防ぐ。禮樂刑政、四達(六)して悖らざれば、則ち王道備はる。

(一) 人生れて喜怒哀樂未だ發せざる中は天命の性なり (二) 物の好惡に感じて動くは (三) 自身に反省し其の理の是非を思ふこと (四) 心、物に役せられて禽獸を違ること遠からず (五) 人情によつて之れが節文を爲す (六) 四者天下に通じ行はれて

○樂者爲レ同。禮者爲レ異。同則相親。異則相敬。樂勝則流。禮勝則離。合レ情飾レ貌者。禮樂之事也。禮義立則貴賤等矣。樂文同則上下和

○樂は同をなし、禮は異をなす。同なれば則ち相親み、異なれば則ち相敬す。(一)樂勝てば則ち流れ、禮勝てば則ち離る、情を合し貌を飾る者は、禮樂の事なり。禮義立てば、(二)則ち貴賤等あり。(三)樂文同じければ、則ち上下和す。好惡著るれば、則ち賢不肖別る。刑、暴を禁じ、爵、賢を擧ぐれば、則ち政均し。仁以て之を愛し、義以て之を正す。此の如くなれば則ち民治行る。○樂は中より出で、禮は外より作る、樂は中より出づ、故に靜なり。禮は外より作る、故に文あり。大

極ㇾ音也。食饗之禮。非ㇾ致ㇾ味也。清廟之瑟。朱絃而疏越。壹倡而三歎。有二遺音一者矣。大饗之禮。尚二玄酒一而俎二腥魚一。大羹不ㇾ和。有二遺味一者矣。是故先王之制二禮樂一也。非三以極二口腹耳目之欲一也。將丁以教丙民平二好惡一。而反乙人道之正甲也。

人生而靜。天之性也。感二於物一而動。性之欲也。物至知知。然後好惡形焉。好惡無ㇾ節二於內一。知誘二於外一。不ㇾ能ㇾ反ㇾ躬。天理滅矣。夫物之感ㇾ人無ㇾ窮。而人之好惡無ㇾ節。則是物至而人化ㇾ物也。人化ㇾ物也者。滅二天理一而窮二人欲一者也。於ㇾ是有二

人生れて靜なるは、天の性なり、[一]物に感じて動くは、性の欲なり、物至りて知知る、然る後に好惡形る、[二]好惡內に節なく、知、外に誘ふとき、[三]躬に反すこと能はざれば、天理滅せん。夫れ物の人を感ずること窮り無し、而して人の好惡節なければ、則ち是れ物至りて、[四]人、物に化するなり、人、物に化する者は、天理を滅して人欲を窮むる者なり。是に於て悖逆詐僞の心あり、淫泆作亂の事あり、是の故に强者は弱を脅し、衆者は寡を暴ひ、知者は愚を詐り、勇者は怯を苦め、疾病養はず、老幼孤獨、其の所を得ず、此れ大亂の道なり。是の故に先王の禮樂を制するは、[五]人之が節をなす。衰麻哭泣は、喪紀を節する所以なり。鐘鼓干戚は、安樂を和する所以なり。昏姻冠笄、男女を別くる所以なり。射鄕食饗は、交接を正す所以なり。禮は民の心を節し、樂は民の聲を和し、政以て之を

者也。是故知レ聲而不レ知レ音者。禽獸是也。知レ音而不レ知レ樂者。衆庶是也。唯君子爲二能知一レ樂。是故審レ聲以知レ音。審レ音以知レ樂。審レ樂以知レ政。而治道備矣。是故不レ知レ聲者。不レ可二與言一レ音。不レ知レ音者。不レ可二與言一レ樂。知レ樂則幾二於禮一矣。禮樂皆得。謂二之有德一。德者得也。是故樂之隆。非レ

り。唯君子は能く樂を知ると爲す。是の故に聲を審かにして以て音を知り、音を審かにして以て樂を知り、樂を審かにして以て政を知り、而して治道備はる。是の故に聲を知らざる者は、與に音を言ふべからず。音を知らざる者は、與に樂を言ふべからず。樂を知れば則ち禮に幾し、禮樂皆得、之れを有德と謂ふ。德は得なり。是の故に樂の隆は、音を極むるに非ざるなり。(一)食饗の禮は、味を致すに非ざるなり。(二)清廟の瑟は、(三)朱絃にして(四)疏越、(五)壹倡して三歎し、遺音ある者なり。大饗の禮は、玄酒を尚にして、腥魚を俎にして大羹和せず、遺味ある者なり。是の故に先王の禮樂を制するや、以て口腹耳目の欲を極めんとするに非ざるなり。將に以て民に好惡を平にして人道の正に反るを教へんとするなり。

(一) 禘祫の重禮　(二) 清廟の詩を歌うて彈く時の瑟　(三) 練りたる朱絃　(四) 疏は通ず、越は瑟底の孔、瑟底の孔を通じたるものは聲濁りて遲し、是れ質素の聲　(五) 一たび倡ふる時僅かに三人從ひて和することあるをいふ、言ふは和すること少きなり

以思。其民困。聲音之道。與レ政通矣。宮爲レ君。商爲レ臣。角爲レ民。徵爲レ事。羽爲レ物。五者不レ亂。則無二怗懘之音一矣。宮亂則荒。其君驕。商亂則陂。其臣壞。角亂則憂。其民怨。徵亂則哀。其事勤。羽亂則危。其財匱。五者皆亂。迭相陵。謂二之慢一。如レ此則國之滅亡無レ日矣。鄭衛之音。亂世之音也。比二於慢一矣。桑間濮上之音。亡國之音也。其政散。其民流。誣レ上行レ私。而不レ可レ止也。

壞る。角亂るれば則ち憂へ、其の民怨む。徵亂るれば則ち哀み、其の事勤む。羽亂るれば則ち危く、其の財匱し。五の者皆亂れ、迭に相陵ぐ(三)、之れを慢と謂ふ(四)。此の如きは則ち國の滅亡日無けん。鄭衛の音は、亂世の音なり、慢に比す(五)。桑間(六)濮上の音は、亡國の音なり、其の政散じ、其の民流し(七)、上を誣ひ私を行ひて、止むべからざるなり。

(一) 政の善惡と相通ず (二) つひえやぶる (三) 臣、君を凌ぎ、民、臣に過ぐ (四) 倫を奪ふ (五) 近し (六) 共に衞の地、濮水の上、桑林の間 (七) 民心怠惰に流る

○凡音者。生二於人心一者也。樂者通二倫理一

○凡そ音者人心に生ずる者なり、樂は倫理を通ずる者なり、是の故に聲を知りて音を知らざる者は、禽獸是れなり、音を知りて樂を知らざる者は、衆庶是れな

感者。其聲嘽以緩。其喜心感者。其聲發以散。其怒心感者。其聲粗以厲。其敬心感者。其聲直以廉。其愛心感者。其聲和以柔。六者非性也。感於物而后動。是故先王愼所以感之者。故禮以道其志。樂以和其聲。政以一其行。刑以防其姦。禮樂刑政。其極一也。所以同民心而出治道也。

ぐ。禮樂刑政は、(一一)其の極一なり。民心を同じくして治道を出す所以なり。

(一)樂の義を記す　(二)人心の物に感ずるによりて　(三)言に形れて聲となる　(四)淸濁高下の變　(五)歌詩の方法　(六)比べ合せて　(七)干戚は武の舞、羽旄は文の舞　(八)しじまりて急なり　(九)寛かなり　(一〇)上がりてあらし　(一一)あらくしてはげし　(一二)其旨とする處は則ち一つに其の感ずる所以の者を愼むなり

○凡音者。生人心者也。情動於中。故形於聲。聲成文。謂之音。是故治世之音。安以樂。其政和。亂世之音。怨以怒。其政乖。亡國之音。哀

○凡そ音は人心に生ずる者なり、情、中に動く、故に聲に形る、聲、文を成す、之を音と謂ふ。是の故に治世の音は、安くして以て樂む、其の政和すればなり。亂世の音は、怨みて以て怒る、其の政乖けばなり。亡國の音は、哀んで以て思ふ、其の民困めばなり。聲音の道は、政(二)と通ず。宮を君となし、商を臣となし、角を民となし、徵を事となし、羽を物となす、五者亂れざれば、則ち怗懘(三)の音無し。宮亂るれば則ち荒み、其の君驕る。商亂るれば則ち陂き、其の臣

凡音之起。由人心生也。人心之動。物使之然也。感於物而動。故形於聲。聲相應。故生變。變成方謂之音。比音而樂之。及干戚羽旄。謂之樂。樂者。音之所由生也。其本在人心之感於物也。是故其哀心感者。其聲噍以殺。其樂心

樂記第十九（一）

凡そ音の起るは、人心（二）に由りて生ずるなり、人心の動くは、物之をして然らしむるなり。物に感じて動く、故に聲に形る（三）。聲相應ず、故に變を生ず、變（四）、方（五）を成す。之れを韻と謂ふ、音を比（六）して之れを樂し、干戚羽旄（七）に及ぶ、之れを樂と謂ふ。樂は音の由りて生ずる所なり、其の本人心の物に感ずるに在るなり。是の故に其の哀心感ずる者は、其の聲噍（八）にして以て殺。其の樂心感ずる者は、其の聲嘽（九）にして以て緩。其の喜心感ずる者は、其の聲發（一〇）して以て散。其の怒心感ずる者は、其の聲粗（一一）にして以て厲。其の敬心感ずる者は、其の聲直にして以て廉。其の愛心感ずる者は、其の聲和にして以て柔。六の者は性に非ざるなり。物に感じて而して后に動くなり。是の故に先王之れを感ずる所以の者を愼む。故に禮以て其の志を道き、樂以て其の聲を和し、政以て其の行を一にし、刑以て其の姦を防

無レ當ニ於五官一。五官弗レ得不レ治。師無レ當ニ於五服一。五服弗レ得不レ親。○君子曰。大德不レ官。大道不レ器。大信不レ約。大時不レ齊。祭ニ於此四者一。可ニ以有レ志ニ於本一矣。三王之祭レ川也。皆先レ河而後レ海。或源也。或委也。此之謂レ務レ本。

(一) 善冶の子は父の金鐵を陶鎔して破れたる器を能く補ひ治むるを見習ひて、獸皮の片々たるを相合せし袍裘を完全に作りなす (二) 善く弓を作る家の子は父の弓を作るを見習ひて柳の條を撓めて箕を作る (三) 馬に車を引かしむるには、前に馴れたる馬に車を引かしめ其後に未だ馴れざる馬を隨ひ行かしめて、其の馴れて驚かざるに及びてはじめて車を駕す (四) 同類 (五) 鼓は宮商角徵羽の聲をなし、擊ちて始めて其五聲の中の音にあたるものあり (六) 水もと色なし (七) 學、身口耳目心の何れにも中るものなし (八) 一職の任に拘らず (九) 器の如く一方の用に當てらるゝものにあらず、施して可ならざるなし (一〇) 期約の如き末のものあらず (一一) 榮ゆる時に枯るゝ者有り、寂しき時に專なるありて定まらず (一二) 淀み

鐘。叩レ之以二小者一則小鳴。叩レ之以二大者一則大鳴。待二其從容一。然後盡二其聲一。不二善答一レ問者。反レ此。此皆進レ學之道也。記問之學。不レ足三以爲二人師一。必也其聽レ語乎。力不レ能レ問。然後。語レ之。語レ之而不レ知。雖レ舍レ之可也。

も可なり

○良冶之子。必學レ爲レ裘。良弓之子。必學レ爲レ箕。始駕レ馬者反レ之。車在二馬前一。君子察二於此三者一。可三以有二志於學一矣。○古之學者。比レ物醜類。鼓無レ當二於五聲一。五聲弗レ得不レ和。水無レ當二於五色一。五色弗レ得不レ章。學

○良冶の子は必ず裘を爲るを學び、良弓の子は、必ず箕を爲るを學ぶ。始めて馬を駕する者は之を反して、車、馬の前に在り。君子此の三の者を察せば以て學に志あるべし。○古の學者、物に比するに醜類をもてす、鼓は五聲に當るなし、五聲得ざれば和せず。水、五色に當ることなし、五色得ざれば章かならず。學、五官に當ることなし、五官得ざれば治らず。師、五服に當ることなし、五服得ざれば親まず。○君子曰く、大德は官せず、大道は器ならず、大信は約せず、大時は齊しからず。此の四の者を察せば、以て本に志ある可し。三王の川を祭るや、皆河を先にして海を後にす。或は源なり、或は委なり。此れ本を務むと謂ふ。

於其臣者二。當二其爲レ尸。則弗レ臣也。當二其爲レ師。則弗レ臣也。大學之禮。雖レ詔二於天子一無二北面一。所三以尊レ師也。善學者。師逸而功倍。又從而庸レ之。不二善學一者。師勤而功半。又從而怨レ之。善問者。如レ攻二堅木一。先二其易者一。後二其節目一。及二其久一也。相說以解。不二善問一者反レ此。善待レ問者。如レ撞レ

以なり。善く學ぶ者は師逸(四)して功倍す、又從ひて之を庸とす、善く學ばざる者は、師勤めて功半なり、又從ひて之(五)を怨む。善く問ふ者は堅木(六)を攻むるが如し、其の易き者を先にし、其の節目(七)を後にす、其の久しきに及びてや、相說きて以て解す。善く問はざる者は此れに反す。善く問を待つ者は鐘を撞くが如し、之を叩くに小なる者を以てせば則ち小しく鳴り、之を叩くに大なる者を以てせば則ち大に鳴る。其の從容を待ちて、然る後に其の聲を盡す。善く問に答へざる者は、此れに反す、此れ皆學に進むの道なり。記問(八)の學は、以て人の師となるに足らず、必ずや其れ語(九)を聽かんか、力(一〇)問ふこと能はずして、然る後に之れに語ぐ、之れに語げて、知らざれば、(一一)之れを舍くと雖も可なり。

(一) 禮を厚くして尊び嚴重にするを (二) 師は臣下なりと雖も臣の禮を以て待たず (三) 北面して臣位に居らず (四) 敎ふるに勞少くして其の功を收むること倍す (五) 師 (六) 堅き木を材に仕上ぐるが如し (七) 木の節目は工を施すに難し、故に後廻にす (八) 古書を記誦して以て學者の問を待つをいふ (九) 學者の問ふ處の語 (一〇) 學者の力問ふこと能はざるときは則ち之に告ぐ (一一) 敎ふる者學者に敎へて理解することを得ざれば、之を捨て置きて

易以思。可レ謂二善喩一矣。學者有二四失一。敎者必知レ之。人之學也。或失二則多一。或失二則寡一。或失二則易一。或失二則止一。此四者。心之莫レ同也。知二其心一然後能救二其失一也。敎也者。長レ善而救二其失一者也。善歌者使三人繼二其聲一。善敎者使二人繼二其志一。其言也。約而達。微而臧。罕レ譬而喩。可レ謂レ繼レ志矣。君子知二至レ學之難易一。而知二其美惡一。然後能博喩。能博喩然後能爲レ師。能爲レ師然後能爲レ長。能爲レ長然後能爲レ君。故師也者所二以學一レ爲レ君也。是故擇レ師不レ可レ不レ愼也。記曰。三王四代唯其師。其此之謂乎。

に曰く、三王四代は唯其れ師と、其れ此れの謂ひか。

(一)事に先だつこと (二)先だたず、後れざること (三)順 (四)相觀みて進むこと (五)深くして入り難きをいふ (六)學ぶ可き時期を經過して (七)學をこえ師を凌ぐ (八)孤立偏見に陷り (九)燕私の友は師を責めず故に邪僻に流れて其師を慢るに至る (一〇)自から力を盡して進む能はずとなす (一一)辭簡にして意明かなり (一二)言けはしからずして善なり

○凡學之道。嚴レ師爲レ難。師嚴然後道尊。道尊然後民知レ敬レ學。是故君之所レ不レ臣

○凡そ學の道、師を嚴にするを難しとなす、師嚴にして然る後に道尊し、道尊くして然る後に民學を敬するを知る。是の故に君の其臣を臣とせざる所の者は二あり。其の尸たるに當りては、則ち臣とせざるなり。其の師たるに當りては、則ち臣とせざるなり。大學の禮、天子に詔ぐと雖も北面することなし。師を尊ぶ所

而不レ係。則壞亂而不レ脩。獨學而無レ友。則孤陋而寡レ聞。燕レ朋逆二其師一。燕レ辟廢二其學一。此六者。教之所二由廢一也。君子既知三教之所二由興一。又知三教之所二由廢一。然後可三以爲二人師一也。故君子之教喩也。道而弗レ牽。強而弗レ抑。開而弗レ達。道而弗レ牽則和。強而弗レ抑則易。開弗レ達則思。和

牽かず、強めしめて抑へず、開きて達せず。道きて牽かざれば則ち和ぐ、強めしめて抑へざれば則ち易し、開きて達せざれば則ち思ふ、和易にして以て思はしむるは善く喩すと謂ふべし。學ぶ者に四失あり、教ふる者必ず之を知るべし。人の學ぶや、或ひは則ち多に失し、或ひは則ち寡に失し、或ひは則ち易に失し、或ひは則ち止る（一〇）に失す。此の四の者は心の同じきこと莫ければなり。其の心を知りて、然る後に能く其の失を救ふなり、教ふる者に善を長じて其の失を救ふ者なり。善く歌ふ者は人をして其の聲を繼がしめ、善く教ふる者は人をして其の志を繼がしむ。其の言ふや、約（一一）にして達、微（一二）にして臧し、譬を罕にして喩すは、志を繼ぐと謂ふ可し。君子學に至るの難易を知りて、其の美惡を知る。然る後に能く博く喩す。能く博く喩して、然る後に能く師と爲る、能く師となりて、然る後に能く長となる、能く長となりて、然る後に能く君と爲る。故に師なる者は君たることを學ぶ所以なり、是の故に師を擇ぶは愼まざる可からざるなり。記

脩乃來。其此之謂乎。今之教者。呻其佔畢。多其訊。言及于數。進而不顧其安。使人不由其誠。教人不盡其材。其施之也悖。其求之也佛。夫然。故隱其學而疾其師。苦其難而不知其益也。雖終其業。其去之必速。教之不刑。其此之由乎。

衾幷衣裳の類　(一五)師友　(一六)時として繳ならざることなければ　(一七)其のうかゞひ視る所の簡牘を吟誦し　(一八)言ふ所多岐に渡る　(一九)師の數ふる所毎に、學者の求むる所に戾れり　(二〇)樂まずして　(二一)其師たる者の數へたる所のもの學者の忘却すること速かなり

○大學之法。禁於未發之謂豫。當其可之謂時。不陵節而施之謂孫。相觀而善之謂摩。此四者。教之所由興也。發然後禁。則扞格而不勝。時過然後學。則勤苦而難成。雜施

○大學の法、未だ發せざるに禁ずるを之れ豫と謂ひ、(一)其の可に當るを之れ時と謂ひ、(二)節を陵えずして施すを之れ孫と謂ひ、(三)相觀て善くするを之れ摩と謂ふ。(四)此の四の者は教の由りて興る所なり。發して然る後に禁ずれば、則ち扞格(五)して勝へず、時過ぎて然る後に學べば、則ち勤苦して成り難し。雜施(七)して孫ならざれば、則ち壞亂(六)して脩らず、獨學にして友無ければ、則ち孤陋(八)にして聞くこと寡し、朋(九)に燕れば、其の師に逆ひ、辟に燕るれば、其の學を廢す。此の六の者は教の由りて廢する所なり。君子既に教の由りて興る所を知り、又教の由りて廢する所を知る。然る後に以て人の師たる可きなり。故に君子の教喩するや、道きて

大學之教也時。教必有正業。退息必有居學。不學操縵。不能安弦。不學博依。不能安詩。不學雜服。不能安禮。不興其藝。不能樂學。故君子之於學也。藏焉脩焉。息焉遊焉。夫然。故安其學而親其師。樂其友而信其道。是以雖離師輔而不反也。兌命曰。敬孫。務時敏。厥

兌命に曰く、敬孫して務めて時に(一六)敏なれば、厥の脩むるところ乃ち來ると。其れ此れの謂か。今の教ふる者は、其の佔畢(一七)を呻し、其訊を多くし、言、數に及ぶ。(一八)進ましめて其の安を顧みず。人をして其の誠を由ひざらしむ。人を教へて其の材を盡さず、其の之を施すや悖り(一九)、其の之を求むるや佛れり。夫れ然り、故に其學を隱みて(二〇)、其師を疾み、其難を苦んで其の益を知らざるなり。其の業を終ふと雖も(二一)、其の之を去ること必ず速なり。之を教へて刑らざるは、其れ此れに之れ由るか。

㈠ 先師を祭るに蘋藻の菜を以てす ㈡ 道藝を尊敬すること ㈢ 詩經小雅の中の鹿鳴、四牡、皇皇者華の三篇を歌はしむ ㈣ 書籍等を出して之を警むるに鼓篋を以てす、是れ遜順の心を以て其業に進ましめん爲なり ㈤ しもとゝずはゑ、しもとは榎にて作り圓し、ずはゑは荊にて四角なり ㈥ 五年の大祭 ㈦ 觀て心に感じ言はずして以て其理を盡さしむ、是れ學者をして自得せしむるなり ㈧ 長幼の等級 ㈨ 大節 ㈩ 學者すでに仕へたる者は職事を先にし、仕へざる者は之を行事に見すこと能はざれば、其志の向ふ處を先にす (一一) 四時の教必ず正業あり、譬へば春秋は教ふるに禮樂を以てし、冬夏は教ふるに詩書を以てし、春は誦し夏は絃するが如し (一二) 退きて燕息する時、必ず燕居の學あり (一三) 詩、詩人比興の辭多く物理に依託して物理至つて博し、故にいふ (一四)

此大學之道也。記曰。蛾子時術之。其此之謂乎。

○大學始敎。皮弁祭菜示敬道也。宵雅肄三。官其始也。入學鼓篋。孫其業也。夏楚二物。收其威也。未卜禘不視學。游其志也。時觀而弗語。存其心也。幼者聽而弗問。學不躐等也。此七者。敎之大倫也。記曰。凡學官先事。士先志。其此之謂乎。○

○大學の始めの敎、皮弁して祭菜す、道を敬するを示すなり。宵雅三を肄はしむ、其の始を官にするなり。學に入るに鼓篋するは、其業に孫はしむるなり。夏楚二物は、其の威を收むるなり。未だ禘をトせざれば學を視ざるは、其の志を游にするなり。時に觀て語らざるは、其の心を存せしむるなり。幼者は聽きて問はざるは、學ぶること等を躐えざるなり。此の七の者は敎の大倫なり。記に曰く、凡そ學は、官は事を先にし、士は志を先にすとは、其れ此れの謂か。

○大學の敎は時あり、敎必ず正業あり、退息必ず居學あり、操縵を學ばざれば、弦に安ずる能はず、博依を學ばざれば、詩に安ずる能はず、雜服を學ばざれば、禮に安ずる能はず、其藝に興らざれば、學を樂む能はず。故に君子の學に於けるや、藏焉、脩焉、息焉、遊焉たり。夫れ然り、故に其の學に安じて、其の師に親み、其の友を樂んで、其の道を信ず、是を以て師輔を離ると雖も、反さざるなり。

嘉肴。弗レ食不レ知二其旨一也。雖レ有二至道一。弗レ學不レ知二其善一也。是故學然後知レ不レ足。教然後知レ困。知レ不レ足。然後能自反也。知レ困。然後能自強也。故曰。教學相長也。兌命曰。學學半。其此之謂乎。○古之教者。家有レ塾。黨有レ庠。術有レ序。國有レ學。比年入レ學。中年考校。一年視二離レ經辨一レ志。三年視二敬レ業樂一レ羣。五年視二博習親一レ師。七年視二論レ學取一レ友。謂二之小成一。九年知レ類通達。強立而不レ反謂二之大成一。夫然後足二以化レ民易一レ俗。近者說服而遠者懷レ之。

の教ふる者(一三)は、家に塾あり、黨(一四)に庠あり、術(一五)に序あり、國に學あり。比年(一六)に學に入り、中年(一八)に考校(一七)し、一年經を離して志(一九)を辨ずるを視、三年業を敬し羣を樂むを視、五年博く習ひて師に親むを視、七年學を論じ友を取るを視る、之を小成(二〇)と謂ふ。九年類を知りて通達(二一)し、強立(二二)して反かず、之を大成(二三)と謂ふ。夫れ然る後に以て民と化し俗を易ふるに足り、近き者は說び服し、遠き者は之に懷く、此れ大學の道なり。記に曰く、蛾子(二四)時に之を術ふと、其れ此れの謂か。

(一) 人の學教の職を記す (二) 其思慮を致して以て法則に合し (三) いさゝか聲譽を揚ぐるに足る (四) 衆人をして感動せしむるに足らず (五) 疏遠の臣 (六) 教を立て學を立つるを先務と爲す (七) 商書 (八) 常 (九) よき肴 (一〇) 我知の未だ不足なるを知り (一一) 自身反省するなり (一二) 教ふると學ぶとは兩者相待ちて知を増す (一三) 民家に在る者 (一四) 五百家を黨となす (一五) 州に作るべきか (一六) 隔歳 (一七) 辨識 (一八) 一年を置きて (一九) 志の趨向の正邪を辨別する (二〇) 學の小成 (二一) 理義に明精となり (二二) 卓然自立の行ありて (二三) 學の大成 (二四) 蟻の子

發慮憲。求善良。足以謏聞。不足以動衆。就賢體遠。足以動衆。未足以化民。君子如欲化民成俗。其必由學乎。○玉不琢不成器。人不學。不知道。是故古之王者。建國君民。教學爲先。兌命曰。念終始典于學。其此之謂乎。○雖有

學記第十八(一)

慮(二)を發して憲あり、善良を求むるは、以て謏(三)しく聞ゆるに足りて以て衆を動すに足らず。賢に就き遠を體(五)するは、以て衆を動すに足りて、未だ以て民を化す(四)るに足らず。君子如し民を化し俗を成さんと欲せば、其れ必ず學に由らんかな。○玉琢かざれば器を成さず、人學ばざれば道を知らず、是故に古の王者、國を建て民に君たるには、教學(六)を先となせり。兌命(七)に曰く、終始を念ひて、學に典(八)にすとは、其れ此れの謂か。○嘉肴(九)ありと雖も、食はざれば其の旨を知らざるなり。至道ありと雖も、學ばざれば其の善を知らざるなり。是故に學びて然る後に足らざるを知り、教へて然る後に困むを知る。足らざるを知りて、然る後に能く自ら反(一〇)すなり、困むを知り、然る後に能く自ら強むるなり。故に曰く、教學(一二)は相長(一一)ずと。兌命に曰く、學ふるは學ぶの半と、其れ此れの謂か。○古

祭而致膳於君子曰膳。祔練曰告。凡膳告於君子。主人展之。以授使者于阼階之南。南面再拜稽首送。反命主人又再拜稽首。其禮大牢則以牛左肩臂臑折九箇。少牢則以羊左肩七箇。犆豕則以豕左肩五箇。○國家靡敝。則車不雕幾。甲不組縢。食器不刻鏤。君子不履絲屨。馬不常秣。

食器刻鏤せず。君子絲屨を履かず。馬常に秣かはず。(二一)

㊀名義 ㊁無知の人 ㊂主人 ㊃たいまつ ㊄詩を歌ふ ㊅口わき ㊆擯主たる時 ㊇肩と臂と ㊈彫刻を施し漆飾を加へず ㊉組を以て甲を連ね及び絲帶とせず ⑪穀を以て馬を食ふことをせず

膴爲二辟雞一。兔爲二宛脾一。皆聶而切レ之。切二葱若薤一實レ之。醯以柔レ之。○其有二折俎一者取祭。反レ之。不レ坐。燔亦如レ之。尸則坐。

○衣服在レ躬而不レ知二其名一爲レ罔。○其未レ有レ燭而後至者。則以二在者一告。道レ瞽亦然。○凡飲レ酒爲二獻主一者執レ燭抱レ燋。客作而辭。然後以授レ人。執レ燭不レ讓不レ辭不レ歌。○洗盥執二食飲一者勿レ氣。有レ問焉則辟レ咡而對。○爲レ人祭曰レ致レ福。爲レ己

○衣服躬に在り、而して其名(一)を知らざるを罔(二)と爲す。○其の未だ燭あらざるに、後れて至る者あれば、則ち在る者を以て告ぐ。瞽を道くも亦然り。○凡そ酒を飲むときは、(三)獻主たる者、燭を執り(四)燋を抱く。客作ちて辭し、然る後に以て人に授く。燭を執れば讓らず、辭せず、(五)歌はず。○洗盥し食飲を執る者は、氣すること勿れ。問ふこと有れば、則ち咡を辟けて對ふ。○人の爲に祭るには福を致すと曰ひ、己の爲に祭りて、膳を君子(六)に致すには膳と曰ひ、(七)祔練には告と曰ふ。凡そ君子に膳告するには、主人之を展して、以て使者に阼階の南に授け、南面して再拜稽首して送る。反命すれば、主人又再拜稽首す。其の禮、大牢は則ち牛の左肩(八)臂臑を以て九箇に折ち、少牢は則ち羊の左肩を以て七箇とし、稙豕は則ち豕の左肩を以て五箇とす。○國家靡敝すれば、則ち車、(九)雕幾せず。甲、(一〇)組縢せず。

○牛羊之肺。離而不レ提レ心。○凡羞有レ湆者。不レ以レ齊。○爲二君子一擇二葱薤一。則絶二其本末一。羞首者。進レ喙祭レ耳。○尊者以二酌者之左一爲二上尊一。尊壺者面二其鼻一。○飮レ酒者。禨者。醮者。有二折俎一不レ坐。未レ步レ爵一。不レ嘗レ羞。○牛與二羊魚一之腥。聶而切レ之爲レ膾。麋鹿爲レ菹。野豕爲レ軒。皆聶而不レ切。

○牛羊の肺は離して心を提たず。(一)○凡そ羞の湆ある者は、齊を以てせず。(二)○君子の爲に葱薤を擇ぶときは、則ち其の本末を絶つ。羞の首ある者は喙を進め耳を祭る。(三)○尊者(四)は酌者(五)の左を以て上尊と爲す。(六)尊壺者は其鼻を面す。(七)○酒を飮む者は、禨者(八)、醮者(九)、折俎(一〇)あれば、坐せず。未だ爵を步はざれば、羞を嘗めず。○牛と羊魚の腥とは、聶(一一)して之を切りて膾と爲す。麋鹿を菹となし、野豕を軒となす、皆聶して切らず、麕を辟雞となし、兎を宛脾となす。皆聶して之を切る。葱若しくは薤を切りて之に實し、醯して以て之を柔かにす。其の折俎ある者は、取りて祭る。之を反す(一二)ときは坐せず。燔も亦之の如くす。尸は則ち坐す。

(一) 割き離して中央を少しく殘し置く、これ手づから絶ちて祭る便となすなり　(二) 大羹は和せざるをいふ、故にあへものを用ひず　(三) 尊者耳をとりて祭る　(四) 尊を設備する者　(五) 酒を酌む者　(六) 人君は東に在つて前に尊を南北に列ぶ、酌者は西に在りて東に向ふ、而して酌者の右を以て上となす、故に右方を尊酒の上位となす　(七) 尊と壺とは共に一面に鼻あり、其鼻を尊者に向はしめて置く　(八) 沐して酒を飮むこと　(九) 冠して酒を飮むこと　(一〇) 骨體を俎に折る　(一一) はそびきて　(一二) 祭る處の物を俎に返す

毋爲口容。客自徹。辭焉則止。○客爵居左。其飲居右。介爵酢爵僎爵皆居右。○羞濡魚者進尾。冬右腴。夏右鰭。祭膴。○凡齊執之以右。居之於左。○贊幣自左。○詔辭自右。○酌尸之僕。如君之僕。其在車。則左執轡。右受爵。祭左右軌范乃飲。○凡羞有俎者。則於俎内祭。○君子不食圂腴。○小子走而不趨。擧爵則坐祭立飲。○凡洗必盥。

膴(一〇)を祭る。○凡そ齊は之を執るに右を以てし、之を左に居く。○幣を贊するには左よりし、詔辭(一一)は右よりす。○尸(一二)の僕に酌むは、君の僕の如くす、其の車に在るときは則ち左に轡を執り、右に爵を受け、左右の軌范(一四)に祭りて乃ち飲む。○凡そ羞、俎(一五)ある者は、則ち俎の内に於て祭る。○君子は圂腴(一六)を食はず。○小子(一七)は走りて趨らず、爵を擧ぐれば則ち坐して祭り、立ちて飲む。○凡そ洗(一八)へば必ず盥ふ。

(一)辭氣明確なり (二)はしいきゝに食ふ (三)流るゝ如くにすゝる (四)口を弄してかたちづくること (五)賓客の副たる者の爵 (六)客酌みて主人に答ふること (七)鄉人の來りて禮を觀、士人をたすくる者 (八)濡へる魚を擧くに、後より箸をつくれば、脇肉離れ易し、故に尾を客の方に向けしむ (九)魚の腹下の肥えたる處・つちすり (一〇)魚の腹下の大臠 (一一)あへもの (一二)禮を相くる者、君の爲に幣を受くる時は君の左によりて受く (一三)尸の車を御する者 (一四)軌の左右及び范 (一五)俎長くして人の前に横はる時は、俎上におきたるまゝにて祭る (一六)犬豕の腸 (一七)小子は尊者と禮を同じくせず、故に行歩及び爵を擧ぐるの動作異なり (一八)爵を洗ふ

執二一雙一以將ㇾ命。委二其餘一。犬則執ㇾ緤。守犬田犬則授二擯者一。既受。乃問二犬名一。牛則執ㇾ紖。馬則執ㇾ靮。皆右ㇾ之。臣則左ㇾ之。車則說ㇾ綏。執以將ㇾ命。甲若有二以前一ㇾ之。則執以將ㇾ命。無二以前一ㇾ之。則袒ㇾ櫜。奉ㇾ冑。器則執ㇾ蓋。弓則以二左手一屈ㇾ韣執ㇾ拊。劍則啓ㇾ櫝蓋襲ㇾ之。加二夫襓與ㇾ劍焉。笏。書。脩。苞苴。弓。茵。席。枕。几。穎。杖。琴。瑟。戈有ㇾ刃者櫝。筴。籥。其執ㇾ之。皆尙二左手一。刀卻ㇾ刃授ㇾ穎。削授ㇾ拊。凡有二刺刃一者。以授ㇾ人則辟ㇾ刃。乘二兵車一出先ㇾ刃。入後ㇾ刃。軍尙ㇾ左。卒尙ㇾ右。

て鼎に容るゝやうにしたるもの （一八）門外に陳列す （一九）きづな （二〇）家を守る犬 （二一）田獵に用ふる犬 （二二）牛のはづな （二三）おもづら （二四）皮籠 （二五）弓袋 （二六）ゆづか （二七）劍袋 （二八）はしじし （二九）おしまづき （三〇）木枕 （三一）左手に上方を執り右手を以て下を捧ぐ （三二）左方は陽にして生道なり故に將軍在り （三三）右方は陰にして死道なり。故に卒在り必死の志あるを示す

○賓客主ㇾ恭。祭祀主ㇾ敬。喪事主ㇾ哀。會同主ㇾ詡。軍旅思ㇾ險。隱ㇾ情以虞。○燕侍二食君子一。則先飯而後已。毋二放飯一。毋二流歠一。小飯而亟ㇾ之。數噍。

○賓客には恭を主とし、祭祀には敬を主とし、喪事には哀を主とし、會同には（一）詡を主とす。軍旅には險を思ひ、情を隱して以て虞る。○燕に君子に侍食すれば、則ち先づ飯して後に已む。（二）放飯すること毋れ。（三）流歠すること毋れ。小飯して之を亟にす。數ゝ噍んで、（四）口容をなすこと毋れ。客は自ら徹す。辭すれば則ち止む。○客の爵は左に居き、其の飲は右に居く。（五）介爵、（六）酢爵、（七）僎爵は、皆右に居く。○（八）濡魚を羞むる者は尾を進む、冬は（九）腴を右にし、夏は鰭を右にし、

後還立。乘二貳車一則式。佐車則否。貳車者。諸侯七乘。上大夫五乘。下大夫三乘。有二貳車一者之乘馬服車不レ齒。觀二君子之衣服服劍乘馬一弗レ賈。○其以二乘壺酒束脩一犬一賜レ人。若獻レ人則陳レ酒執レ脩以將レ命。亦曰二乘壺酒束脩一犬一。其以二鼎肉一則執以將レ命。其禽加二於一雙一則

則ち靮(二三)を執る、皆之を右にす。臣は則ち之を左にす、車は則ち綏を說き、執りて以て命を將ふ。甲若し以て之に前だつものあれば、則ち執りて以て命を將ふ、以て之に前だつものなければ則ち橐(二四)を袒きて冑を奉ず。器は則ち蓋を執る。弓は則ち左手を以て韣(二五)を屈し拊(二六)を執る。劍は則ち櫝を啓き、蓋は之を襲ね(二七)、夫襓と劍とを加ふ。笏、書、脩、苞苴(二八)、弓、茵、席、枕、几(二九)、穎(三〇)、杖、琴、瑟、戈は刃ある者は櫝し、策、籥は其の之を執るは皆左手(三一)を尙にす。刀は刃を卻にして穎を授け、削は拊を授く。凡そ刺刃ある者は、以て人に授くるには則ち刃を辟く。兵車に乘るには、出づるとき刃を先にし、入るとき刃を後にす(三二)。軍は左を尙び、卒は右を尙ぶ(三三)。

(一) 軍車にのりては (二) 武裝したるもの (三) 拜して頭を低くする禮 (四) 手の地に至る禮 (五) 首にかけたる葛の袖 (六) 空しき器を持つにも器中に物を充ちたるを持つ如くに心を敬み (七) 空しき室家 (八) 屨を脫ぐことなし (九) 新物を寢廟に薦む (一〇) 新物 (一一) 朝祀の副車 (一二) 戎獵の副車 (一三) 馬に老少あり車に新舊あり、故に年識の順に隨ふことを得ず (一四) 評價せず (一五) 四個の壺にみたしたる酒 (一六) 十脡の脯 (一七) 肉を切り

趨。武車不レ式。介者不レ拜。○婦人吉事。雖レ有二君賜一肅拜。爲レ尸坐則不二手拜一肅拜。爲二喪主一則不二手拜一葛絰而麻帶。○取レ俎進レ俎不レ坐。○執レ虛如レ執レ盈。入レ虛如レ有レ人。○凡祭於二室中堂上一無レ跣。燕則有レ之。○未レ嘗不レ食レ新。○僕二於君子一。君子升。下則授レ綏。始乘則式。君子下行。然

坐すれば則ち手拜(四)せずして、肅拜す。喪主爲れば則ち手拜せず。(五)葛絰して麻帶す。○俎を取り俎を進むるに坐せず。○(六)虛て執るも盈てるを執るが如くし、(七)虛に入るも人あるが如くす。○凡そ祭には、室中堂上に於て(八)跣すること無し。燕には則ち之あり。○未だ嘗(九)せざれば(一〇)新を食はず。○君子に僕たるとも、君子升り下るには則ち綏を授け、始めて乘るときは則ち式す。君子下り行く、然して後還り立つ。貳車に乘れば則ち式す、(一一)佐車には則ち否せず、貳車は、諸侯は七乘、上大夫は五乘、(一二)下大夫は三乘。貳車ある者の乘馬服車は齒せず、(一三)君子の衣服服劍乘馬を觀るときは、賈せず。(一四)○其の乘壺(一五)酒、束脩(一六)一犬を以て人に賜ひ、若くは人に獻ずるときは、則ち酒を陳ね脩を執りて以て命を將ふ。亦乘壺、酒束脩一犬と曰ふ。其の(一七)鼎肉を以てすれば、則ち執りて以て命を將ふ。其の禽一雙より加ければ、則ち一雙を執りて以て命を將ひ、其の餘を委く。(一八)犬は則ち緤を執る、(一九)守犬(二〇)田犬(二一)は、則ち擯者に授くれば、既に受けて乃ち犬の名を問ふ、牛は則ち紖(二二)を執り、馬は

之。謂二之社稷之役一。○毋二拔來一。毋二報往一。毋レ瀆レ神。毋レ循レ枉。毋レ測レ未レ至。○士依二於德一。游二於藝一。工依二於法一。游二於說一。○毋レ訾二衣服成器一。毋二身質二言語一。○言語之美。穆穆皇皇。朝廷之美。濟濟翔翔。祭祀之美。齊齊皇皇。車馬之美。匪匪翼翼。鸞和之美。肅肅雍雍。○問二國君之子長幼一。長則曰三能從二社稷之事一矣。幼則曰二能御一。未レ能レ御。問二大夫之子長幼一。長則曰三能從二樂人之事一矣。幼則曰下能正二於樂人一。未レ能レ正二於樂人一。問二士之子長幼一。長則曰二能耕一矣。幼則曰二能負レ薪。未レ能レ負レ薪。

○執レ玉執二龜筴一不レ趨。堂上不レ趨。城上不レ

すと曰ひ、幼には則ち能く薪を負ふ、未だ薪を負ふこと能はずと曰ふ。(二二)

(一) 轡を執る　(二) 正綏　(三) 車のおほひ　(四) 貳綏　(五) 時間の遲いか早いかを　(六) 其君の事ふべきや否を度りて　(七) 乞ひ或ひは假る　(八) 陰密の處　(九) 笑言し或は外貌不敬なることをせず　(一〇) はむ　(一一) 進むこと銳き者は其退くことも亦速かなれば、其弊をいましむるなり　(一二) 未だ事の來らざる以前にあらかじめはかりたることは、能く的中すと雖も偶なれば戒めたるなり　(一三) 規矩尺寸の制　(一四) 講論變翔の道　(一五) 穆々は敬して和するなり。皇皇は正しくして美し　(一六) とゝのひてふるまふなり　(一七) あやありたすけあり　(一八) つゝしみやはらげり　(一九) 祭祀軍旅の類　(二〇) 六藝の一、馬に乘ること　(二一) 太司樂は國子を教ふる官なればいふ　(二二) 士は賤しければいふ

○玉を執り龜筴を執りては趨らず。堂上には趨らず、城上に趨らず。(一)武車には式せず。(二)介者に拜せず。○婦人は、吉事には君の賜ありと雖も(三)肅拜す。尸と爲りて

笏。澤劍首。還屨。問日之蚤莫。雖請退可也。○事君者。量而后入。不入而后量。凡乞假於人。爲人從事者亦然。然故上無怨而下遠罪也。○不窺密。不旁狎。不道舊故。不戲色。○爲人臣下者。有諫而無訕。有亡而無疾。頌而無諂。諫而無驕。怠則張而相之。廢則埽而更

(八)密を窺はず、旁に狎れず、舊故を道はず、戲色せず。(九)人の臣下たる者は、諫むること有りて訕ること無く、亡ること有りて疾むこと無し、頌して諂ふなかれ、諫めて驕るなかれ、怠れば則ち張りて之を相け、廢すれば(一〇)則ち埽うて之を更む、之を社稷の役と謂ふ。○拔く來れといふ毋れ。報く往けといふ毋れ。神を瀆すこと毋れ。枉に循ふこと毋れ。(一一)未だ至らざるを測ること毋れ。○士は德に依り、藝に游び、工は法に依り、(一二)說に游ぶ。(一三)○衣服成器を訾ること毋れ。身ら言語を質すこと毋れ。(一四)○言語の美は、穆穆皇皇たり。(一五)朝廷の美は、濟濟翔翔たり。(一六)祭祀の美は、齊齊皇皇たり。車馬の美は匪匪翼翼たり。(一七)鸞和の美は肅肅雍雍たり。(一八)○國君の子の長幼を問へば、長には則ち能く社稷の事に從ふ(一九)と曰ひ、幼には則ち能く御す、(二〇)未だ御すること能はずと曰ふ。大夫の子の長幼を問へば、長には則ち能く樂人の事に從ふと曰ひ、幼には則ち能く樂人に正す、(二一)未だ樂人に正すこと能はずと曰ふ。士の子の長幼を問へば長には則ち能く耕

燕見不レ將レ命。過二於道一。見則面。不レ請レ所レ之。喪俟レ事。不二犆弔一。侍坐。弗レ使。不レ執二琴瑟一。不レ畫レ地。手無レ容。不レ翣也。寢則坐而將レ命。侍レ射則約レ矢。侍レ投則擁レ矢。勝則洗而以請。客亦如レ之。不レ角。不レ擢レ馬。

書せず (二一) 扇を使はず (二二) 跪きて言ふ (二三) 四矢を一時にとる (二四) つぼなげ、投壺 (二五) 抱きかゝへて地におかず (二六) 角は兕觥、尊者及び客に飲ましむるに兕觥を用ひずして、常の獻酬の爵の如くす (二七) 馬は投壺用のことなり。一勝毎に一馬を立て、三馬に至りて勝となす。一回の勝負に二馬を得たる者は相手の一馬を取りて三馬となして勝となす。卑者は尊者に對して一馬をとつて勝となさざるをいふ

○執二君之乘車一則坐。僕者右帶レ劍。負二良綏一。申二之面一。拖二諸幦一。以二散綏一升。執レ轡。然後步。○請レ見不レ請レ退。朝廷曰レ退。燕遊曰レ歸。師役曰レ罷。○侍二坐於君子一。君子欠伸。運レ

○君の乘車を執れば(一)則ち坐す、僕者右に劍を帶び、良綏(二)を負ひ、之を面に申べ、諸を幦(三)に拖く。散綏(四)を以て升り、轡を執りて然る後に步せしむ。○見えんことを請ふも、退かんことを請はず、朝廷には退くと曰ひ、燕遊には歸ると曰ひ、師役には罷むと曰ふ。○君子に侍坐するとき、君子欠伸し、笏を運らして、劍首を澤び、屨を還らし、日の蚤莫(五)を問はば、退かんことを請ふと雖も可なり。○君に事ふる者は、量りて(六)后に入り、入りて后に量らず。凡そ人に乞假し(七)人の爲に事に從ふ者も亦然り。然るが故に上、怨なくして、下、罪に遠ざかるなり。○

矣。有二尊長在一
則否。○問二品
味一。曰下子亟食二
於某一乎上。問二道
藝一。曰下子習二於
某一乎。子善二於
某一乎上。○不レ疑
在レ躬。不レ度二民
械一。不レ願二於大
家一。不レ訾二重器一。
○氾埽曰レ埽。
埽二席前一曰レ拚。
拚レ席不レ以レ鬣。
執レ箕膺レ揃。○
不二貳問一。問二卜
筮一曰二義與志
與一。義則可レ問。
志則否。○尊
長於レ己踰レ等。
不三敢問二其年一。

重器(一〇)を訾はず。○氾く埽ふを埽と曰ひ、席前を埽ふを拚と曰ふ。席を拚ふには鬣(一一)を以てせず、箕を執れば揃(一二)を膺にす。○貳問せず。卜筮するものに問ふに義か志(一三)かと曰ふ、義なれば則ち問ふ可し。志なれば則ち否せず。○尊長己に於て等を踰ゆれば、敢て其の年(一四)を問はず。燕見(一五)には命(一六)を將はず。道に遇ふとき、見れば(一七)則ち面す。之(一八)く所を請はず。喪には事を俟つ。犆り弔はず。侍坐するには、使(一九)しめざれば琴瑟を執らず。地(二〇)に畫かず手容なし、翣(二一)せず、寢ぬれば則ち坐(二二)して命を將なひ、射に侍するときは則ち矢(二三)を約し、投(二四)に侍するときは則ち矢を擁(二五)す、勝てば則ち洗ひて以て請ふ。客亦之の如くし、角(二六)せず、馬(二七)を擢らず。

(一) 直情徑行の者 (二) 跪く者あり (三) 擯者、主人に告げて曰く (四) 再び辭せざるをいふ (五) 尊者先に室戶は室に在るときは (六) 品味 (七) 消遙 (八) 器械の備は患を防ぐためのものなれば、其利鈍をいふに及ばず (九) 大家の寶將位 (一〇) 其家に傳へたる什寶 (一一) 帚 (一二) 箕の台即ち前方の廣大になりたる方を自身の方に向く (一三) 心の隱昧 (一四) 年齒 (一五) 燕居の折私見するには (一六) 賓主の禮にあらざるを以て擯者をして命を傳へしめず (一七) 尊者己を見る時は (一八) 往先を問はず (一九) 尊者より琴瑟を執らしめざれば (二〇) 故なくして地に

司。敵者曰レ贈二從者。臣致二從於君。則曰レ致二廢衣於賈人。敵者曰レ襚。親者兄弟不二以レ襚進。臣爲二君喪一納二貨貝於君。則曰レ納二甸於有司。賵馬入二廟門。賻馬與二其幣大白兵車。不レ入二廟門。賻者既致レ命。坐委レ之。擯者擧レ之。主人無二親受一也。

ら受くること無きなり。

(一) 相見及び饋遺の少威儀を記す　(二) 我れ嘗て之を人に聞けりと、記者謙して言ふ　(三) 有徳有位の君子　(四) 取次の者　(五) 直ちに主人を指すことを得ず　(六) 賓主同等のもの　(七) 久しく疏遠にしたる者　(八) 名を取次の者に申上げん　(九) 目の見えざる者には　(一〇) 事を執る人と共にせんといひ　(一一) 將命の者の命令をうけて使はれんことを申入る　(一二) 喪の事を掌る　(一三) 朝會の事を以て他に出でんとする　(一四) 道路の車馬の費用　(一五) 衣を以て死者に送ること　(一六) 納るゝ物は君より受くる所の田野より產出するものなればいふ　(一七) 死者に送る馬

○受レ立授レ立不レ坐。性之直者則有レ之矣。○始入而辭。曰辭矣。卽レ席曰可矣。排レ闔說二屨於戶內一者。一人而已。

○立てるに受け立てるに授くるには坐せず。(一)性の直なる者には、則ち之れあり。(二)○始め入りて辭するには曰く辭せよと。(三)席に卽くには曰く、可なりと。(四)闔を排して屨を戶內に說ぐ者は、一人のみ。(五)尊長在すことあれば則ち否せず。○品味を問ふには、子亟に某を食ふかと曰ひ、(六)道藝を問ふには、子、某を習へるか、(七)子、某を善するかと曰ふ。○疑をして躬に在しめず、(八)民械を度らず、(九)大家を願はず、

聞始見二君子一者辭。曰二某固願レ聞二名於將レ命者一。不レ得レ階レ主。適者曰二某固願レ見。罕見曰レ聞レ名。亟見曰二朝夕一。瞽曰レ聞レ名。適二有レ喪者一曰レ比。童子曰レ聽レ事。適二公卿之喪一。則曰レ聽二役於司徒一。君將レ適レ他。臣如致二金玉貨貝於君一。則曰レ致二馬資於有

少儀第十七(一)

(二)聞く、始めて君子(三)に見ゆる者は、辭して某固より名を命(四)を將ふ者に聞えんことを願へりと曰ふ、主(五)に階むを得ず、適者(六)には某固より見えんことを願へりと曰ふ、罕(七)に見るには名(八)を聞えんと曰ひ、亟ゝ見ゆるには朝夕と曰ひ、瞽(九)には名を聞えんと曰ふ。喪ある者に適くには比(一〇)せんと曰ひ、童子(一一)は事を聽かんと曰ひ、公卿の喪に適くには、則ち役を司徒(一二)に聽かんと曰ふ。君將(一三)に他に適かんとするには、臣如し金玉貨貝を君に致せば、則ち馬資(一四)を有司に致すと曰ひ、敵者には從者に贈ると曰ふ。臣、襚(一五)を君に致すには、則ち廢衣を賈人に致すと曰ひ、敵者には襚すと曰ふ。親者の兄弟は襚を以て進めず。臣、君の喪の爲に、貨貝を君に納るゝときは、則ち甸(一六)を有司に納ると曰ふ。賵馬(一七)は廟門に入る、賻馬と其の幣大白兵車とは、廟門に入らず、賻者既に命を致せば、坐して之を委き、擯者之を擧げ、主人は親

庶民安。庶民安故財用足。財用足故百志成。百志成故禮俗刑。禮俗刑然後樂。詩云。不顯不承。無斁於人。斯此之謂也。

也。有下小宗而無二大宗一者上。有下大宗而無二小宗一者上。有レ無レ宗。亦莫二之宗一者。公子是也。公子有二宗道一。公子之公。爲二其士大夫之庶者一。宗二其士大夫之適者一。公子之宗道也。

○絶族無レ移レ服。親者屬也。自レ仁率レ親。等而上之至二于祖一。自レ義率レ祖。順而下之至二于禰一。是故人道親レ親也。親レ親故尊レ祖。尊レ祖故敬レ宗。敬レ宗故收レ族。收レ族故宗廟嚴。宗廟嚴故重二社稷一。重二社稷一故愛二百姓一。愛二百姓一故刑罰中。刑罰中故

○絶族は服を移すことなし。(一)親は屬なり。仁を自て親に率ひて、等して上りて祖に至り、義を自て祖に率ひ、順つて下りて禰に至る。(二)是故に人道は親を親むなり、親を親むが故に祖を尊ぶ、祖を尊ぶが故に宗を敬す、宗を敬するが故に族を收む、族を收むるが故に宗廟嚴なり、(三)宗廟嚴なるが故に社稷を重んず、社稷を重んずるが故に百姓を愛す、百姓を愛するが故に刑罰中る、(四)刑罰中るが故に庶民安し、庶民安きが故に財用足る、財用足るが故に百志成る、百志成るが故に禮俗刑る。禮俗刑りて(五)然る後に樂む。(六)詩に云ふ、顯ならざらんや承けざらんや、人に斁る〻無しと。斯れ此れの謂ひなり。

(一) 三從兄弟　四從兄弟は親屬疎く、故に服なし　(二) 三從兄弟までは同高祖にして親あるを以て、其屬を以て服す　(三) 宗廟の祭祀の禮嚴肅なり　(四) 刑罰濫ならずしてよく其罪に中る　(五) 成る　(六) 詩經周頌淸廟の篇、言は文王の德光顯なり豈に人が尊び奉ぜざらんや、人に厭ひ嫌はる〻ことなし

子禰。名曰重。一輕一重。其義然也。○君有合族之道。族人不得以其戚戚君。位也。庶子不祭。明其宗也。庶子不得爲長子三年。不繼祖也。別子爲祖。繼別爲宗。繼禰者爲小宗。有百世不遷之宗。有五世則遷之宗。百世不遷者。別子之後也。宗其繼別子之所自出者。百世不遷者也。宗其繼高祖者。五世則遷者也。尊祖故敬宗。敬宗尊祖之義

り。百世にして遷らざる者は、別子の後なり。其の別子の自りて出づる所に繼ぐ者を宗とするは、百世にして遷らざる者なり。其の高祖に繼ぐ者を宗とするは、五世にして則ち遷る者なり、祖を尊ぶが故に宗を敬す、宗を敬するは祖を尊ぶの義なり。(九)小宗ありて大宗なき者あり、大宗ありて小宗なき者あり、宗なきあり、亦之を宗とする莫き者は、(一〇)公子是れなり。公子に宗道あり、公子の公、其の士(一一)大夫の庶者の爲に、其の士大夫の適者を宗とするは、公子の宗道なり。

(一) 服の道、(二) 凡そ女の室に在るを入となし人に適くを出となす (三) 親屬の關係上より從ひて服あること、譬へば、子、母に從ひて母の黨に服するが如きをいふ (四) 親屬に非ずして空しく從ひて服するもの、卽ち臣、君に從ひて君の黨に服するが如きをいふ (五) 恩愛を以て父母にしたがひ等殺して祖に至るまでを (六) 正しき道を以て順次下りて禰に至るまでを (七) 人君たる者は族人を合す。故に合聚燕飲の禮あり (八) 族人は親戚なりと雖も人君に親み近づくことを得ず。人君の位あればなり (九) 君に適出の昆弟無くして、庶出兄弟の中一人をして宗となし他を公子となす。讀小宗と同じ (一〇) 君に適出昆弟ありて之をして宗となす。此の場合は庶出の昆弟を立てて小宗となすを得ず、故にいふ (一一) 若したゞ公子一人のみなる時は、他の公子の己を宗とする無し、故にいふ

之大者也。可ㇾ無ㇾ愼乎。四世而緦。服之窮也。五世袒免。殺二同姓一也。六世親屬竭矣。其庶姓別二於上一。而戚單二於下一。昏姻可二以通一乎。繫ㇾ之以ㇾ姓而弗ㇾ別。綴ㇾ之以ㇾ食而弗ㇾ殊。雖二百世一而昏姻不ㇾ通者。周道然也。

〇服術有ㇾ六。一曰。親ㇾ親。二曰。尊ㇾ尊。三曰。名。四曰。出入。五曰。長幼。六曰。從服。從服有ㇾ六。有二屬從一。有二徒從一。有二從有ㇾ服而無ㇾ服。有二從無ㇾ服而有ㇾ服。有二從重而輕一。有二從輕而重一。自ㇾ仁率ㇾ親。等而上之至二于祖一。名曰ㇾ輕。自ㇾ義率ㇾ祖。順而下之至二

〇服術六あり、一に曰く、親を親む。二に曰く、尊を尊ぶ。三に曰く、名、四に曰く、出入、五に曰く、長幼、六に曰く、從ひて服す。從ひて服するものに六あり。屬從あり、徒從あり、服あるに從ひて服なきあり、服なきに從ひて服ある有り、重きに從ひて輕くするあり、輕きに從ひて重くするあり。仁を自て親に率ひ、等して上りて祖に至るまでを、名けて輕と曰ひ、義を自て祖に率ひて、順つて下りて禰に至るまでを、名けて重と曰ふ、一輕一重其の義然るなり。〇君は族を合するの道あり。族人其の戚を以て君に戚くを得ず、位あればなり、庶子祭らざるは、其の宗を明かにするなり、庶子、長子の爲に三年するを得ざるは、祖に繼がざればなり、別子を祖と爲し、別を繼ぐを宗と爲し、禰に繼ぐ者を小宗となす。百世にして遷らざるの宗あり、五世にして則ち遷るの宗あ

者也。其不レ可レ得二變革一者則有矣。親レ親也。尊レ尊也。長レ長也。男女有レ別。此其不レ可レ得二與レ民變革一者也。○同姓從レ宗合二族屬一。異姓主レ名治二際會一。名著而男女有レ別。其夫屬二乎父道一者。妻皆母道也。其夫屬二乎子道一者。妻皆婦道也。謂二弟之妻婦一者。是嫂亦可レ謂二之母一乎。名者人治

同姓(六)は宗に從ひて族屬を合はす。異姓(八)は名を主として際會(九)を治む。名(一〇)著かにして男女別(七)あり。其の夫、父道に屬する者は、妻皆母道なり、其の夫(一一)、子道に屬する者は、妻皆婦道なり、弟の妻を婦と謂はば、是れ嫂も亦之を母と謂ふべきか。名は人治の大なる者なり、愼むこと無かる可けんや。四世(一四)にして緦するは、服(一五)の窮まるなり、五世(一六)にして袒免するは、同姓を殺ぐなり、六世(一七)にして親屬竭く。其の庶世上に別れて、戚(一八)み下に單く、昏姻以て通ず可きか。之に繫くるに姓を以てして別けず、之を綴ぬるに食を以てして殊にせず、百世と雖も昏姻通ぜざる者は、周道(一九)然るなり。

(一)典籍 (二)正は年の始、朔は月の初 (三)尊卑に隨ひて服色を定め (四)、尊卑隨ひて旌旗を定め (五)器は禮樂の器、械は軍旅の器 (六)父の族 (七)大宗小宗に從ふ (八)他姓の女來り歸げる者 (九)婚姻、交際、會合 (一〇)名分顯著して (一一)夫の父の兄弟は伯叔父 (一二)夫の父の兄弟の妻は伯叔母 (一三)夫の兄弟の子は從子 (一四)高祖 (一五)高祖以上は服なきをいふ (一六)高祖の父 (一七)高祖の祖には服は勿論袒免無し。故に親屬關係竭盡す (一八)四從兄弟に至つては屬親已に盡くるをいふ (一九)周道至れりとする所以なり

季歷文王昌一。不二以レ卑臨上レ尊也。○上治二祖禰一。尊レ尊也。下治二子孫一。親レ親也。旁治二昆弟一。合レ族以レ食。序以二昭繆一。別レ之以二禮義一。人道竭矣。○聖人南面而聽二天下一。所二且先一者五。民不レ與焉。一曰。治レ親。二曰。報レ功。三曰。舉レ賢。四曰。使レ能。五曰。存レ愛。五者一得二於天下一。民無レ不レ足。無二不レ贍者一。五者一物紕繆。民莫レ得二其死一。聖人南面而治二天下一。必自二人道一始矣。

れば、民足らざる無く、贍らざる者なし、五の者は(一一)一物だに紕繆せば、(一二)民其の死を得る莫し。聖人南面して天下を治むるは、必ず人道より始む。

(一)祖宗人親の大義を記す　(二)祫祭　(三)君、祫祭を賜ふ時　(四)卑者を以て尊者の禮を行ふ故にいふ　(五)疾　(六)天子の號を奉る　(七)族人を合會するに飲食の禮を以てし　(八)人倫の道是以上のものなし　(九)人民を治むることは關係せず　(一〇)五者皆宜しきを得れば　(一一)五者の中一事だにさかり戻れば　(一二)天下の人民國家の亂の爲に安じて天然なをふること能はず

立二權度量一。考二文章一。改二正朔一。易二服色一。殊二徽號一。異二器械一。別二衣服一。此其所レ得二與レ民變革一

權度量を立て、(一)文章を考へ、(二)正朔を改め、(三)服色を易へ、(四)徽號を殊にし、(五)器械を異にし、衣服を別つは、此れ其の民と變革するを得る所の者なり。其の變革するを得べからざる者は則ち有り。親を親むなり、尊を尊ぶなり、長を長とするなり。男女別あるなり。此れ其の民と變革するを得べからざる者なり。○

禮不レ王不レ禘。王者禘二其祖之所一レ自出。以二其祖一配レ之。諸侯及二其大祖一。大夫士有二大事一省二於其君一。干祫及二其高祖一。牧之野。武王之大事也。既レ事而退。柴二於上帝一。祈二於社一。設二奠於牧室一。遂率二天下諸侯一。執二豆籩一。逡奔走。追二王大王亶父王

(一)大傳第十六

禮は王たらざれば禘せず。王者其祖のよりて出づる所を禘し、其の祖を以て之に配す。諸侯は其の大祖に及ぼし、大夫士大事(二)ありて、其の君に省せらるれば(三)、(四)干祫して其の高祖に及ぼす。牧の野は、武王の大事なり、事を既へて退き、上帝に柴し、社に祈り、奠を牧室に設く、遂に天下の諸侯を率ゐて、豆籩を執りて、(五)逡く奔走す。大王亶父、王季歴、文王昌を追王(六)せるは、卑を以て尊に臨まざるなり。○上、祖禰を治むるは、尊を尊ぶなり、下、子孫を治むるは、親を親むなり、旁ら、昆弟を治め、(七)族を合すに食を以てし、序するに昭繆を以てし、之を別つに禮義を以てして、(八)人道竭く。○聖人南面して天下を聽むるに、且つ先にする所の者五あり、(九)民は與らず。一に曰く、親を治む、二に曰く、功に報ず、三に曰く賢を擧ぐ、四に曰く、能を使ふ、五に曰く、愛を存す、五の者一(一〇)に天下に得

虞卒哭則免。如不報虞則除之。遠葬者比反哭者皆冠。及郊而後免反哭。君弔。雖不當免時也。主人必免。不散麻。雖異國之君免也。親者皆免。○除殤之喪者。其祭也必玄。除成喪者。其祭也。朝服縞冠。○奔父之喪。括髮於堂上。袒。降踊。襲絰于東方。奔母之喪。不括髮。袒於堂上。降踊。襲免于東方。絰。即位。成踊。出門哭止。三日而五哭三袒。○適婦不為舅姑後者。則姑為之小功。

爲二父後一者。爲二出母一無レ服。無レ服也者。喪者不レ祭故也。○婦人不レ爲レ主而杖者。姑在爲レ夫杖。母爲二長子一削杖。女子子在レ室爲二父母。其主レ喪者不レ杖。則子一人杖。○緦。小功。虞卒哭則免。既葬而不二報虞一。則雖二主人一皆冠。及レ虞則皆免。爲二兄弟一既除レ喪已。及二其葬一也。反服二其服。報

りて報く虞せざれば、則ち主人と雖も皆冠し、虞に及びて則ち皆免す。兄弟の爲には、(一)既に喪を除きて已む、其葬るに及びてや、反りて其の服に服す、報く虞し卒哭すれば則ち免す。如し報く虞せざれば則ち之れを除く。遠く葬る者は、反哭する比ひ皆冠し、郊に及びて而して後に免して反哭す。君弔すれば免する時に當らずと雖も、主人必ず免し、散麻せず、(二)異國の君と雖も免す、親者皆免す。○殤の喪を除く者は、其の祭るや必ず玄す、(三)成喪を除く者は、其の祭るや朝服縞冠す。(四)○父の喪に奔るには、堂上に括髪し、(五)袒して降りて踊し、襲して東方に絰す。母の喪に奔るには、括髪せず。堂上に袒し、降りて踊し、襲して東方に免す。絰して位に即き踊を成し、門を出て哭すること止む。三日にして五哭三袒す。○適婦舅姑の後たらざる者は、則ち姑之れが爲に小功す。(六)

(一) 報は急なり (二) 散麻せずとは其の腰絰を糾(あざな)ひて散らし垂れしめぬこと (三) 玄は玄冠玄端なり、即ち黑色の衣冠を纓ふなり (四) 縞冠は素冠なり (五) 括髪は麻を以て髪を括るなり、袒は上衣を片脱ぎすること、降るは階を降るなり、襲は片脱ぎする所の衣を襲ね掩うて腰絰を東方に著くとなり (六) 適婦は嫡子の婦をいふ

士不レ攝二大夫一。士攝二大夫一唯宗子。○主人未レ除レ喪。有二兄弟一自二他國一至。則主人不レ免而爲レ主。○陳レ器之道。多陳レ之而省納レ之可也。省陳レ之而盡納レ之可也。○奔二兄弟之喪一。先之レ墓而後之レ家。爲レ位而哭。所レ知之喪。則哭二於宮一而後之レ墓。○父不下爲二衆子一次中於外上。○與二諸侯一爲二兄弟一者服レ斬。○下殤小功。帶二澡麻一不レ絶レ本。詘而反以報レ之。

○婦祔二於祖姑一。祖姑有二三人一。則祔二於親者一。○其妻。爲二大夫一而卒。而后其夫不レ爲二大夫一。而祔二於其妻一。則不レ易レ牲。妻卒而后夫爲二大夫一。而祔於其妻。則以二大夫牲一。○

㈠ 皮弁は素弁なり。錫は其の布を治めて之れをして滑かに易からしむるなり、衰は縗に同じ ㈡ 攝は兼ぬるなり ㈢ 器を陳らぬとは葬に用ふる器物を陳列するなり、納るは墓に納るゝなり ㈣ 位は祭位なり ㈤ 斬は斬縗なり ㈥ 澡麻は麻を擊ちて白くしたる者なり。詘は屈に同じ、報は合なり、即ち麻の垂れたる本を斷らずして屈げて上に返して腰の處にて之れを合はせ結ぶなり

○婦は祖姑に祔す、祖姑三人あれば、則ち親しき者に祔す。○其の妻大夫となりて卒し、而して后に其の夫、大夫たらざれば、其の妻を祔するには、則ち牲を易へず。妻卒して后に夫、大夫たれば、其の妻を祔するには、則ち大夫の牲を以てす。○父の後たる者は、出母の爲めに服なし。服なしとは喪者祭らざるが故なり。○婦人主たらずして杖つく者は、姑在せば夫の爲に杖つき、母は長子の爲に削杖し、女子子室に在りて父母の爲にするとき、其の喪に主たる者杖つかざれば、則ち子一人杖つく。○緦と小功とは、虞と卒哭とには則ち免す。既に葬

侯弔。必皮弁錫衰。所レ弔雖二已葬一。主人必免。主人未二喪服一。則君亦不二錫衰一。○養二有レ疾者一不二喪服一。遂以主二其喪一。非二養者一。入主二人之喪一。則不レ易二己之喪服一。養二尊者一必易レ服。養二卑者一否。○妾無二妾祖姑一者。易レ牲而祔二於女君一可也。○婦之喪。虞卒哭。其夫若子主レ之。祔則舅主レ之。○

ば、則ち君亦錫衰せず。○疾ある者を養ふには喪服せず、遂に以て其喪に主たり、養ふ者に非ずして入りて人の喪に主たれば、則ち己の喪服を易へず。尊者を養ふには必ず服を易ふ。卑者を養ふには否せず。○妾、妾祖姑なき者には、牲を易へて女君に祔するも可なり。○婦の喪には、虞と卒哭とに、其の夫若くは子之れに主たり、祔には則ち舅之れに主たり。○士は大夫を攝せず。士、大夫を攝(一)するは唯宗子のみ。○主人未だ喪を除かざるに、兄弟あり他國より至れば、則ち主人免せずして主たり。○器(二)を陳ぬるの道は、多く之を陳ねて、省きて之れを納ること可なり、省きて之れを陳ねて、盡く之れを納るゝこと可なり。○兄弟の喪に奔るには、先づ墓に之きて、而して後に家に之き、位(四)を爲りて哭す。知る所の喪には、則ち宮に哭して、而して後に墓に之く。○父は衆子の爲に外に次せず。○諸侯と兄弟たる者は斬(五)を服す。○下殤の小功には、澡(六)麻を帶にし、本を絶たず、詘して反して以て之を報す。

而不レ爲レ殤。爲二殤後一者。以二其服一服レ之。○久而不レ葬者。唯主レ喪者不レ除。其餘以レ麻終二月數一者。除レ喪則已。○箭笄。終二喪三年一。○齊衰三月。與二大功一同者。繩屨。○練。筮レ日筮レ尸。視レ濯。皆要絰。杖。繩屨。有司告レ具而后去レ杖。筮レ日。筮レ尸。有司告二事畢一而后杖。拜送レ賓。大祥。吉服而筮レ尸。○庶子在二父之室一。則爲二其母一不レ禫。○庶子不三以レ杖即二位。父不レ主二庶子之喪一。則孫以レ杖即レ位可也。父在。庶子爲レ妻以レ杖即レ位可也。

し尸を筮し、有司事畢ると告げて、而して后に杖つき、拜して賓を送る。大祥には吉服して尸を筮す。○庶子父の室に在れば、則ち其母の爲に禫せず。○庶子杖を以て位に即かず。父、庶子の喪に主たらざれば、則ち孫杖を以て位に即くも可なり、父在せば、庶子妻の爲に杖を以て位に即くも可なり。

㊀母が甲家の妾出の女なる時に甲家の正妻を稱して君母といふ ㊁禫は喪を除く前の祭の名 ㊂慈母とは一の妾に子なくして他の妾の子に母死せる者ある時に父此の妾と子とを母子たらしむ、此の母卽ち慈母なり ㊃女子未だ嫁せず、父の爲めに三年の喪に服するなり、箭は篠なり ㊄繩屨は麻繩を以て屨を造るなり ㊅濯を視るは祭器の濯滌を視ること

○諸侯弔二於異國之臣一。則其君爲レ主。諸

○諸侯異國の臣を弔すれば、則ち其君、主となる。諸侯弔するには、必ず皮(一)弁錫衰す、弔する所已に葬ると雖も、主人必ず免す。主人未だ喪服せざれ

士祔於大夫。則易牲。○繼父不同居也者。必嘗同居。皆無主後。同財而祭其祖禰。爲同居。有主後者。爲異居。○哭朋友者。於門外之右南面。○祔葬者不筮宅。○士大夫不得祔於諸侯。祔於諸祖父之爲士大夫者。其妻祔於諸祖姑。妾祔於妾祖姑。亡則中一以上而祔。祔必以其昭穆。諸侯不得祔於天子。天子諸侯大夫可以祔於士。

穆といふ。以下次第に數ふなり

○爲母之君母。母卒則不服。○宗子母在。爲妻禫。○爲慈母後者。爲庶母可也。爲祖庶母可也。○爲父母妻長子禫。○慈母與妾母。不世祭也。○丈夫。冠而不爲殤。婦人笄爲殤。

○母の君母の爲には、母卒すれば則ち服せず。○宗子は母在せば、妻の爲に禫(一)す。○(二)(三)慈母の後たる者、庶母の爲にするも可なり、祖庶母の爲にするも可なり。○父母妻長子の爲に禫す。○慈母と妾母とは、世々祭らざるなり。○大夫冠すれば、殤と爲さず。婦人笄すれば、殤と爲さず。殤の後爲る者は、其の服を以て之に服す。○久しくして葬らざる者は、唯喪に主たる者のみ除かず、其餘の麻を以て月數を終ふる者は喪を除きて則ち已む。○(四)箭笄して喪を終ふると三年。○齊衰三月の、大功と同じき者は、繩屨(五)なり。○練には日を筮し尸を筮し濯(六)を視るに、皆要絰し杖つき繩屨す。有司具るを告げて、而して后に杖を去る。日を筮

衰之葛。與二齊衰之麻一同。齊衰之葛。與二大功之麻一同。麻皆兼二服之一。○報葬者報虞。三月而后卒哭。○父母之喪偕。先葬者不二虞祔一。待二後事一。其葬服二斬衰一。○大夫降二其庶子一。其孫不レ降二其父一。○大夫不レ主二士之喪一。○爲二慈母之父母一無レ服。○夫爲二人後一者。其妻爲二舅姑一大功。○

○慈母の父母の爲に服無し。○夫、人の後たる者は、其妻舅姑の爲に大功す。○士、大夫に祔せば則ち牲を易ふ。○繼父（六）の同居せざる者とは、必ず嘗て同居せるなり。皆主後なく、財を同じくして其の祖禰を祭るを、同居と爲す。主後ある者を異居と爲す。○朋友を哭するには、門外の右に於て南面す。○祔葬する者は（七）宅を筮せず。○士大夫は諸侯に祔するを得ず。諸祖父の士大夫たる者に祔す。其の妻は諸祖姑に祔し、妾は妾の祖姑に祔し、亡ければ則ち一を中（八）て以て上りて祔す。祔するに必ず其の昭穆（九）を以てす、諸侯は天子に祔するを得ず、天子、諸侯、大夫は、以て士に祔す可し。

（一）事は朝夕の哭などをいふ。次は倚廬をいふ　（二）復は魂を招きて以て魂を返すなり。書銘は銘旌なり　（三）報は急の義、期に及ばずして葬るをいふ　（四）父母が同月又は同月に死する時は先づ母を葬り、虞祔せずして父の葬を待つなり　（五）大夫は庶子を降すこと一等、即ち庶子の爲めに大功を服す、而して庶子の子は父の爲めに三年す　（六）夫死し妻子を携へて他に再嫁す、其の後夫を繼父といふ。繼父其の資産を以て其の子の爲めに邸内に別に家を作りて自ら父祖を祭らしむるを同居といふ。嘗て同居したる後繼父に子生れたる爲め別居するを異居といふ　（七）宅は葬地なり　（八）中は間なり、隔てること　（九）始祖の子を昭といひ、孫を穆といひ、曾孫を昭といひ、玄孫を

君之父母妻長子。君已除レ喪而后聞レ喪。則不レ税。降而在二緦小功一者則税レ之。近臣。君服斯服矣。其餘從而服。不二從而税一。君雖レ未レ知レ喪。臣服已。○虞。杖不レ入二於室一。祔。杖不レ升二於堂一。○爲二君母後一者。君母卒。則不下爲二君母之黨一服上。○絰殺。五分而去レ一。杖大如レ絰。○妾爲二君之長子一。與二女君一同。

ずといふこと (八) 君未だ喪を知らずとは君他國に在りて本國に喪ある時をいふなり (九) 虞の祭に杖つきて室に入らず、祔の祭に杖つきて堂に升らずとは哀み薄らぎて杖を用ひぬをいふなり (一〇) 絰は麻にて首又腰を卷くものなり。今其の五分の一を減ずとなり

○除レ喪者先二重者一。易レ服者易二輕者一。○無レ事不レ辟二廟門一。哭皆於二其次一。○復與二書銘一自二天子一達二於士一。其辭一也。男子稱レ名。婦人書二姓與二伯仲一。如不レ知レ姓。則書レ氏。○斬

○喪を除く者重き者を先にし、服を易ふる者輕き者を易ふ。○(一)事無ければ廟門を辟かず。哭皆其の次に於てす。○(二)復と書銘とは、天子より士に達し、其の辭一なり。男子には名を稱し、婦人には姓と伯仲とを書す、如し姓を知らざれば則ち氏を書す。○斬衰の葛は、齊衰の麻と同じ。齊衰の葛は、大功の麻と同じ。麻皆之れを兼ね服す。○(三)報く葬る者は報く虞す。三月にして后に卒哭す。○(四)父母の喪偕なるときは先づ葬る者は虞祔せず。後事を待つ。其の葬には斬衰を服す。○(五)大夫は其の庶子に降す、其の孫は其の父を降さず。○大夫は士の喪に主たらず。

三月之喪。一時也。故期而祭。禮也。期而除喪。道也。祭不爲除喪也。三年而后葬者必再祭。其祭之間不同時而除喪。○大功者主人之喪。有三年者。則必爲之再祭。朋友虞祔而已。○士妾有子而爲之緦。無子則已。○生不及祖父母諸父昆弟。而父稅喪。己則否。爲

主たるとき三年の者あれば、則ち必ず之が爲めに再び祭る、(六)朋友には虞祔するのみ。○士の妾は子あれば、之れが爲めに緦し、子無ければ則ち已む。○生れて祖父母諸父昆弟に及ばずして、父は稅喪し(七)己は則ち否せず。君の父母、妻、長子の爲めには、君已に喪を除きて而して后に喪を聞けば、則ち稅せず。降りて緦小功に在る者には、則ち之に稅す。近臣は君服せば斯に服す、其の餘は從ひて服し、從ひて稅せず。君未だ喪を知らずと雖も、臣は服するのみ。○虞(九)には杖、室に入らず、祔には杖(八)、堂に升らず。○君母の後たる者、君母卒すれば、則ち君母の黨の爲めに服せず。(一〇)○絰の殺は五分にして一を去る。杖の大さ絰の如し。○妾君の長子の爲めにするは、女君と同じ。

(一) 三年の喪といふも實は二年と三ケ月なり故に再期といふ (二) 期は一年なり、期の喪は一年と一ケ月なり故に二年といふ (三) 九月は大功なり、七月は中殤に對する大功なり (四) 五月は小功なり (五) 三月は緦麻なり (六) 朋友には虞祭と祔祭とをなすのみなり (七) 稅喪は追ひて喪を服すといふことにて己は他國に生れて本國に在る祖父母諸父兄弟を識るに及ばず今其の死を聞きて月日は已に過ぎたる時父は後より追ひて其の喪を服するも己は服せ

所レ從亡則已。屬從者。所レ從雖レ沒也服。妾從二女君一而出。則不下爲二女君之子一服上。○禮。不レ王不レ禘。○世子。不レ降二妻之父母一。其爲レ妻也。與二大夫之適子一同。○父爲レ士。子爲二天子諸侯一。則祭以二天子諸侯一。其尸服以二士服一。父爲二天子諸侯一。子爲レ士。祭以レ士。其尸服以二士服一。○婦當レ喪而出。則除レ之。爲二父母喪一。未レ練而出。則三年。既練而出則已。未レ練而反則期。既練而反則遂レ之。

（四）廟に祀りたる父　（五）殤は若死（わかじに）をいふ。後なき者は成人して未だ婚姻せず、或は已に娶りて子なくして死する者をいふ　（六）祔は附に同じ、祖廟に附祭するをいふ　（七）親屬に非ずして空しく從うて服する者　（八）血筋を引きたるより服する者　（九）女君は正妻なり。出さるゝは離別さるゝこと　（一〇）世子は天子諸侯の嫡子をいふ。降さずとは喪服を輕くせざるをいふ　（一一）適子は嫡子に同じ　（一二）喪に當るは夫の父母の喪に居ること　（一三）父母の喪は已の父母の喪に居ること、練は一周忌に小祥の祭を行ひて練衣を被ること　（一四）期は一年の喪に服すること　（一五）反るは夫の家に歸るなり。遂ぐとは三年の喪を終はるなり

○再期之喪。三年也。期之喪。二年也。九月七月之喪。三時也。五月之喪。二時也。

○再期の喪は三年なり、（一）期の喪は二年なり、（二）九月七月の喪は三時なり、（三）五月の喪は二時なり、（四）三月の喪は一時なり、故に期にして祭るは禮なり、期にして喪を除くは道なり。（五）祭は喪を除くが爲めならざるなり、三年にして后に葬る者は、必ず再び祭る。其の祭の間、時を同じくせずして喪を除く。○大功の者人の喪に

祖一者也。是故祖遷二於上一。宗易二於下一。尊レ祖故敬レ宗。敬レ宗所三以尊二祖禰一也。庶子不レ祭レ祖者。明二其宗一也。庶子不下爲二長子一斬上。不レ繼二祖與一レ禰故也。庶子不レ祭三殤與二無レ後者一。殤與二無レ後者。從レ祖祔食。庶子不レ祭レ禰者。明二其宗一也。○親レ親。尊レ尊。長レ長。男女之有レ別。人道之大者也。○從服者。

とを祭らず。殤と後なき者とは、祖に從ひて(六)祔食す。庶子、禰を祭らざるは、其の宗を明にするなり。○親を親み尊を尊び長を長とし、男女の別あるは、人道の大なる者なり。○(七)從ひて服する者は、從ふ所亡ければ則ち已む。屬從(八)の者は、從ふ所沒すと雖も服す、妾女君に從ひて出さるれば、則ち女君の子の爲めに服せず。○禮王たらずんば禘(九)せず。○世子(一〇)妻の父母を降さず。其の妻の爲にするや、大夫(一一)の適子と同じ。○父、士たり、子、天子諸侯たれば、則ち祭るに天子諸侯を以てし、其の尸の服は士服を以てす。父、天子諸侯たり、子、士たれば、祭るに士を以てし、其の尸の服は士服を以てす。○婦喪(一二)に當りて出さるれば、則ち之を除く(一三)。父母の喪の爲めに、未だ練せずして出さるれば則ち三年す。既に練して出さるれば則ち已む。未だ練せずして反れば則ち期(一四)す、既に練して反れ(一五)ば、則ち之を遂ぐ。

(一) 禘は王者の祭　(二) 高祖以下の四廟、始祖中に居て五となるなり　(三) 諸侯の庶子にして別に始祖となる者

雖レ緦必稽顙。婦人爲二夫與一長子一稽顙。其餘則否。○男主必使二同姓一。婦主必使二異姓一。○爲二父後一者。爲二出母一無レ服。○親レ親。以レ三爲レ五。以レ五爲レ九。上殺下殺旁殺。而親畢矣。

く、之れを髽笄といふ（四）髽に二樣あり。斬衰には麻の髽をなし、齊衰には布の髽をなす。髽とは麻布を以て髪を包むことなり（五）丸き杖（六）四角の杖（七）稽顙は稽首に同じ、頓首なり。服の重き者は先づ稽顙して後に賓を拜す、服の輕き者は先づ賓を拜して後に稽顙す（八）出母は出されたる母といふことにして、離縁されたる母のことなり（九）自分より數へて之れを言へば上に父あり下に子あり是れ三なり父の上に祖父あり子の下に孫あり是れ五なり祖父の上に曾祖高祖あり孫の下に曾孫玄孫あり是れ九なり、父より上は之れを殺（そ）いで高祖に至り子より下は之れを殺いで玄孫に至る、故に上殺下殺といふなり。同父には一年同祖には九個月同曾祖には五個月同高祖には緦麻の喪を服す、是れ旁殺なり。高祖の外は服なし故に畢といふ

○王者禘二其祖之所一レ自出一。以二其祖一配レ之。而立二四廟一。庶子王亦如レ之。○別子爲レ祖。繼レ別爲レ宗。繼レ禰者爲二小宗一。有二五世而遷之宗一。其繼二高

○王者其の祖の自りて出でし所を禘し（一）、其の祖を以て之に配し、而して四廟（二）を立つ。庶子の王たるも、亦之の如くす。○別子（三）を祖と爲す、別に繼ぐを宗となし、禰（四）に繼ぐを小宗となす。五世にして遷るの宗あり、其の高祖に繼ぐ者なり、是故に祖は上に遷り、宗は下に易る。祖を尊ぶが故に宗を敬す。宗を敬するは祖禰を尊ぶ所以なり。庶子祖を祭らざる者は、其宗を明にするなり。庶子、長子の爲めに斬せざるは、祖と禰とに繼がざるが故なり。庶子は殤（五）と後なき者

斬衰。括髮以レ麻。爲レ母。括髮以レ麻。免而以レ布。○齊衰惡笄以終レ喪。○男子冠而婦人笄。男子免而婦人髽。其義。爲二男子一則免。爲二婦人一則髽。○苴杖。竹也。削杖。桐也。○祖父卒。而后爲二祖母後一者三年。○爲二父母長子一稽顙。大夫弔レ之。

喪服小記第十五(一)

(二)斬衰には括髮するに麻を以てす。母の爲には括髮するに麻を以てし、免するときは布を以てす。○(三)齊衰には惡笄して以て喪を終ふ。○男子冠するときは、婦人笄し、男子免するときは婦人髽(四)す。其の義男子たれば則ち免し、婦人たれば則ち髽す。○(五)苴杖は竹なり、(六)削杖は桐なり。○祖父卒して、而る后に祖母の後たる者は三年す。○父母、長子の爲に稽顙す。大夫之を弔せば、緦と雖も必ず(七)稽顙す。婦人は夫と長子との爲に稽顙す。其の餘は則ち否せず。○男の主は必ず同姓を使せしめ、婦の主は必ず異姓を使せしむ。○父の後たる者は(八)出母の爲に服なし。○親を親とするは、(九)三を以て五と爲し、五を以て九と爲す。上殺下殺旁殺して親畢く。

(一) 喪服の小義を記す (二) 主人、父の爲にする服 (三) 婦人齊衰の喪に居るには、櫟の木を以て笄となし髮を卷

之服。器。官。魯兼二用之一。是故魯王禮也。天下傳レ之久矣。君臣未二嘗相弑一也。禮樂刑法政治未二嘗相變一也。天下以爲二有道之國一。是故天下資二禮樂一焉。

氏之兩敦。夏后氏之四璉。殷之六瑚。周之八簋。俎。有虞氏以梡。夏后氏以嶡。殷以椇。周以房俎。夏后氏以楬豆。殷玉豆。周獻豆。有虞氏服韍。夏后氏山。殷火。周龍章。有虞氏祭首。夏后氏祭心。殷祭肝。周祭肺。夏后氏尚明水。殷尚醴。周尚酒。有虞氏官五十。夏后氏官百。殷二百。周三百。有虞氏之緌。夏后氏之綢練。殷之崇牙。周之璧翣。凡四代

殷は火、(一三)周は龍章、(一四)有虞氏は首を祭り、夏后氏は心を祭り、殷は肝を祭り、周は肺を祭る。夏后氏は明水を尚び、(一五)殷は醴を尚び、周は酒を尚ぶ。 有虞氏の官は五十、夏后氏の官は百、殷は二百、周は三百。有虞氏の緌、夏后氏の綢練、殷の崇牙、周の璧翣あり、凡そ四代の服器官、魯之を兼ね用ふ。是故に魯は王禮なり。天下之を傳ふること久し。君臣未だ嘗て相弑せざるなり。禮樂刑法政治未だ嘗て相變ぜざるなり。天下以て有道の國と爲す、是故に天下禮樂を資る。

(一) 金は和を示す、故にいふ (二) 磬は離の音なり、故にいふ (三) 笙は萬物の生ずるに象り、簧は美、其中に在り故にいふ (四) 樂器を懸くるもの、横なるものを簨、植なるものを簴 (五) 木を刻みて造り、飾るに采色を以てす、殷人簨上に崇牙を置きて編磬を挂く (六) 綢を畫きておにがしらをつくり之に載するに璧を以てしたるもの、下に五采の羽を懸けて簨の角に挂く (七) 兩敦、四璉、六瑚、八簋以上四者皆黍稷を盛る器 (八) 俎の足間木を横へて曲撓の形をなし、恰も枳椇の枝の如くなればいふ (九) 俎の足下の跗、堂房に似たればいふ (一〇) 飾なき木質の豆 (一一) 鳳羽を刻み畫きたる豆 (一二) 山を畫きたる蔽膝 (一三) 山と火とを畫きたる蔽膝 (一四) 山と火とを畫きなは其上に龍を畫きたる蔽膝 (一五) 牲の首

氏以㆑琖。殷以㆑斝。周以㆑爵。灌尊。夏后氏以㆓雞夷㆒。殷以㆑斝。周以㆓黃目㆒。其勺。夏后氏以㆓龍勺㆒。殷以㆓疏勺㆒。周以㆓蒲勺㆒。土鼓蕢桴葦籥。伊耆氏之樂也。拊搏。玉磬。揩擊。大琴大瑟。中琴小瑟。四代之樂器也。魯公之廟。文世室也。武公之廟。武世室也。米廩。有虞氏之庠也。序。夏后氏之序也。瞽宗。殷學也。頖宮。周學也。崇鼎。貫鼎。大璜。封父龜。天子之器也。越棘。大弓。天子之戎器也。夏后氏之鼓足。殷楹㆑鼓。周縣㆑鼓。

垂之和鐘。叔之離磬。女媧之笙簧。夏后氏之龍簨簴。殷之崇牙。周之璧翣。有虞

(一二)を垂れたる旌旗　(一三)白色の旗　(一四)純白毛にして黒き鬣なる馬　(一五)鬱鬯酒を注ぐ杓　(一六)雞の形を刻み畫きたる杯　(一七)一升入の飲器　(一八)柄の頭に龍頭を彫畫せる勺　(一九)勺の柄の頭を疏彫にせるもの　(二〇)勺の柄の頭に蒲を合せて鳧の頭の形をなし、其口微しく開きたるもの、恰も蒲草の本合ひて末微しく開くが如き狀なるよりいふ　(二一)土を以て作りたる鼓　(二二)土を以て作りたるばち　(二三)葦の笛　(二四)革を以て爲り之に充つるに糠を以てし、形小鼓の如くなるもの　(二五)柷敔　(二六)伯禽　(二七)室世々毀たざること天子の大廟の如し　(二八)伯禽の玄孫　(二九)粢盛の米を藏むる所の廩　(三〇)樂師　(三一)諸侯の學を修むる處　(三二)崇・貫・封父・越は皆國名　(三三)四足あり　(三四)柱を以て貫く　(三五)簨簴に懸く

垂の和鐘(一)、叔の離磬(二)、女媧の笙簧(三)あり。夏后氏の龍簨簴(四)、殷の崇牙(五)、周の璧翣(六)あり。有虞氏の兩敦(七)、夏后氏の四璉、殷の六瑚、周の八簋あり。俎は有虞氏は梡を以てし、夏后氏は嶡を以てし、殷は椇を以てし(八)、周は房俎(九)を以てす。夏后氏は楬豆(一〇)を以てし、殷は玉豆、周は獻豆(一一)、有虞氏は韍を服し、夏后氏は山(一二)、

有虞氏之路也。鉤車夏后氏之路也。大路。殷路也。乘路。周路也。有虞氏之旂。夏后氏之綏。殷之大白。周之大赤。夏后氏駱馬黑鬣。殷人白馬黑首。周人黃馬蕃鬣。夏后氏牲尙黑。殷白牡。周騂剛。泰有虞氏之尊也。山罍。夏后氏之尊也。著殷尊也。犧象。周尊也。爵。夏后

牲黑を尙び、殷は白牡、周は騂剛。泰は有虞氏の尊なり。山罍は夏后氏の尊なり。著は殷の尊なり、犧象は周の尊なり。爵は夏后氏は琖を以てし、殷は斝を以てし、周は爵を以てす。灌尊(一四)は、夏后氏は雞夷(一五)を以てし、殷は斝を以てし、周は黃目を以てし、其の勺(一六)は、夏后氏は龍勺(一七)を以てし、殷は疏勺(一八)を以てし、周は蒲勺(一九)を以てす。土鼓(二〇)、蕢桴(二一)、葦籥(二二)は、伊耆氏の樂なり。拊搏(二三)、玉磬、揩擊(二四)、大琴大瑟、中琴、小瑟は、四代の樂器なり。魯公(二五)の廟は、文の世室(二六)なり、武公(二七)の廟は、武の世室なり。米廩(二八)は有虞氏の庠なり、序は夏后氏の序なり、瞽宗(二九)は殷の學なり、頖宮(三〇)は周の學なり、崇鼎(三一)、貫鼎、大璜、封父、龜は天子の器なり。越棘、大弓は、天子の戎器なり。夏后氏の鼓(三二)は足あり、殷は楹鼓(三三)にし、周は縣鼓を縣く(三四)。

(一)上下の重屋　(二)廇下に復板屋あること、以て風雨の壁を壞るを防ぐ　(三)密石を以て礱りて精澤ならしめたる柱　(四)室毎に四戶八窗ありて窗戶相對す、故にいふ　(五)土にて造りたる杯の鑿　(六)丈高き反坫　(七)刻鏤を施したる屛　(八)鸞和のある車　(九)輿の前の鉤曲れる車　(一〇)交龍を畫きたる旌旗　(一一)杠の首に旄牛の尾

廟。言廣魯於天下也。君卷冕立于阼。夫人副褘立于房中。君肉袒迎牲于門。夫人薦豆籩。卿大夫贊君。命婦贊夫人。各揚其職。百官廢職服大刑。而天下大服。是故夏礿。秋嘗。冬烝。春社。秋省。而遂大蜡。天子之祭也。大廟。天子明堂。庫門。天子皐門。雉門。天子應門。振木鐸於朝。天子之政也。

(五) 玉を以て飾れる瓚 (六) 大圭を以て瓚の柄となせるもの (七) 玉を以て飾れる豆 (八) 柄を雕り飾れる籩 (九) 夏の世の爵 (一〇) 仍は因なり。爵の形によつて彫飾せるもの (一一) 共に琉璧し其の口を璧或ひは角を以て飾る、故に言ふ (一二) 梡は虞の俎。嶡は夏の俎 (一三) 用頭 (一四) 象武の詩 (一五) 赤盾 (一六) 玉を以て柄を飾れる斧 (一七) 武王、紂を伐つ樂 (一八) 裼衣を見はして (一九) 夏后氏の大夏の樂 (二〇) 樂の名 (二一) 樂の名 (二二) 周公勳業の盛なる廣く四夷に及ぶ、故に其國の禮樂の事を廣大にして以て天下に示すと言ふ (二三) 首飾をし褘衣を服して (二四) 大廟の東南に在る室中 (二五) 内は則ち世婦、外は卽ち卿大夫の妻 (二六) 謹みて周公の德に服す (二七) 歲の豐凶を視て (二八) 魯の大廟は天子の明堂の制に等し (二九) 魯の庫門 (三〇) 魯の雉門 (三一) 金口木舌のすゞ、敎令を發する時之を振ふ

山節藻梲。復廟重檐。刮楹達鄉。反坫出尊。崇坫康圭。疏屏。天子之廟飾也。鸞車

節を山にし、梲を藻にし、復廟(一)重檐(二)、刮楹(三)達鄉(四)、反坫(五)、尊を出で、崇坫(六)圭を康く、疏屏(七)あるは天子の廟飾なり。鸞車(八)は有虞氏の路なり、鉤車(九)は夏后氏の路なり。大路は殷の路なり。乘路は周の路なり。有虞氏の旂、夏后氏の綏(一〇)、殷の大白(一一)、周の大赤(一二)、夏后氏は駱馬黑鬣(一三)、殷人は白馬黑首、周人は黄馬蕃鬣、夏后氏は

季夏六月。以㆓禘禮㆒祀㆓周公於大廟㆒。牲用㆓白牡㆒。尊用㆓犧象山罍㆒。鬱尊用㆓黃目㆒。灌用㆓玉瓚大圭㆒。薦用㆓玉豆雕篹㆒。爵用㆓玉琖仍雕㆒。加以㆓璧散璧角㆒。俎用㆓梡嶡㆒。升㆓歌清廟㆒。下㆓管象㆒。朱干玉戚。冕而舞㆓大武㆒。皮弁素積。裼而舞㆓大夏㆒。昧東夷之樂也。任南蠻之樂也。納㆓夷蠻之樂於大

季夏六月、禘禮を以て周公を大廟に祀る。牲は白牡を用ひ、尊は犧象(一)山罍(二)を用ひ、鬱尊(三)は黃目(四)を用ふ。灌ぐに玉瓚(五)大圭(六)を用ひ、薦は玉豆(七)雕篹(八)を用ひ、爵は玉琖仍雕(九)(一〇)を用ひ、加ふるに璧散璧角(一一)を以てし、俎は梡嶡(一二)を用ふ、清廟(一三)を升歌し、象(一四)を下し管し、朱干(一五)玉戚(一六)、冕して大武(一七)を舞ひ、皮弁素積(一八)、裼して大夏(一九)を舞ふ、昧(二〇)は東夷の樂なり。任は南蠻の樂なり。夷蠻の樂を大廟に納るゝは、魯を天下に廣むと言ふなり。君卷冕(二一)して阼に立ち、夫人副褘(二三)して房中(二四)に立つ。君肉袒(二二)して牲を門に迎へ、夫人豆籩を薦む。卿大夫、君を贊け、命婦(二五)、夫人を贊け、各〻其の職を揚げて百官職を廢せば大刑に服す。而して王下大(二六)に服す。是故に夏は礿し秋は嘗し、冬は烝し、春は社し、秋(二七)は省みて遂に大蜡す。天子の祭なり。大(二八)廟は天子の明堂(二九)、庫門は天子の皋門(三〇)、雉門は大子の應門なり。木鐸(三一)を朝に振ふは天子の政なり。

(一) 犧尊　(二) 山雲の狀を畫きたる罍　(三) 鬱鬯酒を盛る尊　(四) 黃金を其の外に鏤めて目となしたるもの、黃彝

北上。八蠻之國。南門之外。北面東上。六戎之國。西門之外。東面南上。五狄之國。北門之外。南面東上。九采之國。應門之外。北面東上。四塞世告レ至。此周公明堂之位也。明堂也者。明二諸侯尊卑一也。〇昔殷紂亂二天下一。脯二鬼侯一以饗二諸侯一。是以周公相二武王一以伐レ紂。武王崩。成王幼弱。周公踐二天子之位一以治二天下一。六年朝二諸侯於明堂一。制レ禮作レ樂。頒二度量一而天下大服。七年致二政於成王一。成王以二周公一爲レ有レ勳二勞於天下一。是以封二周公於曲阜一。地方七百里。革車千乘。命二魯公一世世祀二周公一以二天子之禮樂一。是以魯君孟春乘二大路一。載二弧韣一。旂十有二旒。日月之章。祀二帝于郊一。配以二后稷一。天子之禮也。

り。七年政を成王に致せり。成王、周公を以て天下に勳勞ありと爲せり。是れを以て周公を曲阜に封ず。地方七百里、革車(一二)千乘、魯公に命じて、世世周公を祀るに、天子の禮樂を以てせしむ。是れを以て魯君孟春には大路に乘り、弧韣(一三)を載て、旂十有二旒、日月の章あり。帝を郊に祀り、配するに后稷を以てす。天子の禮なり。

㊀ 周公、諸侯を明堂に朝せしむる義及び諸侯夷狄の立てる所を明かにす ㊁ 王者の諸侯を朝參せしめし殿堂の名。大戴禮に云く「明堂者自レ古有レ之、凡九室、室四戶八牖共、三十六戶七十二牖、以レ茅蓋レ屋上圓下方、所ヨ以朝二諸侯一」 ㊂ 位置 ㊃ 曲禮に註す ㊄ 南向 ㊅ 南面三階故に中と稱す ㊆ 九州の牧 ㊇ 九州の外の夷狄 ㊈ 天子親ら位に卽き或ひは其國君世を易ふる時、皆一度來朝して至ることを示す (一〇) 尊卑の別を明かにする所以 (一一) 鬼は國名 (一二) 兵車 (一三) 弧は旌旗の幅を開張せしむる所のもの。竹を以て作る、其形弓の如し。韣は弧の衣

昔者周公朝二諸侯于明堂一之位。天子負二斧依一南鄉而立。三公中階之前。北面東上。諸侯之位。阼階之東。西面北上。諸伯之國。西階之西。東面北上。諸子之國。門東北面東上。諸男之國。門西北面東上。九夷之國。東門之外。西面

明堂位第十四（一）

昔者周公諸侯を明堂に朝せるの位、（二）天子斧依を負ひて、南鄉して立つ。（五）三公は中階の前に北面東上す、諸侯の位は、（三）阼階の東に西面北上し、（四）諸伯の國は、（六）西階の西に、東面北上し、諸子の國は、門の東に、北面東上し、諸男の國は、門の西に北面東上し、九夷の國は、東門の外に、西面北上し、八蠻の國は、南門の外に、北面東上し、六戎の國は、西門の外に、東面南上し、五狄の國は、北門の外に、南面東上し、九采の國は、（七）應門の外に、北面東上す、四塞は世ごとに至るを告ぐ、（八）（九）此れ周公明堂の位なり。明堂は、諸侯の尊卑を明にするなり。（一〇）○昔殷紂天下を亂り、鬼侯を脯にして、以て諸侯を饗せり。是を以て周公、武王を相けて以て紂を伐てり。（一一）武王崩じて、成王幼弱なり。周公、天子の位を踐み、以て天下を治む。六年諸侯を明堂に朝し、禮を制し樂を作り、度量を頒ちて、天下大に服せ

其在二邊邑一。曰二某屏之臣某一。其於二敵以下一曰二寡人一。小國之君曰レ孤。擯者亦曰レ孤。上大夫曰二下臣一。擯者曰二寡君之老一。下大夫自名。擯者曰二寡大夫一。世子自名。擯者曰二寡君之適一。公子曰二臣孽一。士曰二傳遽之臣一。於二大夫一曰二外私一。大夫私事使。私人擯則稱レ名。公士擯則曰二寡大夫寡君之老一。大夫有レ所レ往。必與二公士一爲レ賓也。

（二三）木のひこばえに譬へていふ　（二四）驛傳の車馬急遽の令に供する所以に取りていふ　（二五）家臣は私と稱す、然るに大夫は己れが臣として事ふる者にあらず、故に外私といふ　（二六）主人の副となりて行くとき　（二七）正聘のために往くことあれば

凡祭。容貌顏色如見所祭者。○喪容纍纍。色容顚顚。視容瞿瞿梅梅。言容繭繭。○戎容暨暨。言容詻詻。色容厲肅。視容清明。○立容辨卑毋讇。頭頸必中。山立。時行。盛氣顚實揚休。玉色。○凡自稱。天子曰予一人。伯曰天子之力臣。諸侯之於天子。曰某土之守臣某。

き、氣を盛にし顚實揚休す、(一六)(一七)玉の色あるべし。(一八)○凡そ自ら稱するは、天子は予一人と曰ひ、(一九)伯は天子の力臣と曰ひ、(二〇)諸侯の天子に於けるは、某土の守臣某と曰ひ、其の邊邑に在るものは某屛の臣某と曰ひ、(二一)其の敵以下に於ては寡人と曰ひ、(二二)小國の君は孤と曰ひ、擯者も亦孤と曰ふ。上大夫は下臣と曰ひ、擯者は寡君の老と曰ふ、下大夫は自ら名ひ、擯者は寡大夫と曰ふ、世子は自ら名ひ、擯者は寡君の適と曰ふ。公子は臣孽と曰ひ、(二三)士は傳遽の臣と曰ひ、(二四)大夫に於ては外私と曰ふ。(二五)大夫の私事の使に、私人擯するときには則ち名を稱す。(二六)公の士擯すれば則ち寡大夫、寡君の老と曰ふ。大夫往く所有れば、必ず公の士と賓たるなり。(二七)

一 直くして早し　二 自重して嚴正なり　三 濟々は威儀甚だ整ふ、翔々は拱を張りて安らかにゆつたりとす　四 閑雅なり　五 謹みてほしいまゝならず　六 かたよらず嚴然として有德氣象あるさまをいふ　七 疲れて氣の拔けたるごとし　八 憂思して舒びず　九 瞿々は驚きあわつ、梅々は瞻視審かならず　一〇 聲氣低く微かなり　一一 軍旅　一二 果毅なり　一三 敎令嚴飭なり　一四 嚴厲にして壯肅なり　一五 おごりたかぶらず　一六 滿ち滿つ　一七 陽氣の物を呴むるが如く窮りなし　一八 玉の色を變ずること無きが如く顏色變動なきに喩ふ　一九 對する者なき稱　二〇 股肱の臣、力を四方に宣ぶる者なればいふ　二一 藩屛　二二 對等、若しくは以下

東。○君與尸行接武。大夫繼武。士中武。徐趨皆用是。疾趨則欲發。而手足毋移。圈豚行。不擧足。齊如流。席上亦然。端行。頤霤如矢。弁行。剡剡起屨。執龜玉。擧前曳踵。蹜蹜如也。

を用ふ　一五　履の頭まことに動き起らんとす　一六　常の度を變ずることを勿れ　一七　めぐれる豚の如き形して行くには足地より離れず　一八　裳の下の緝　一九　正しく行く、一説に、玄端衣端して行くをいふと　二〇　矢の如く直きこと　二一　速かに行く、一説に、爵弁皮弁して行くをいふと　二二　身體起りて　二三　しゝまれり

○凡行容惕惕。廟中齊齊。朝廷濟濟翔翔。○君子之容舒遲。見所尊者齊遬。足容重。手容恭。目容端。口容止。聲容靜。頭容直。氣容肅。立容德。色容莊。坐如尸。燕居告溫溫。○

○凡そ行く容は惕惕たるべく、廟中には齊齊たるべく、朝廷には濟濟翔翔たるべし。○君子の容は舒遲なり。尊ぶ所の者を見るときは齊遬す。足の容は重く、手の容は恭し、目の容は端し、口の容は止、聲の容は靜なり、頭の容は直し、氣の容は肅、立つ容は德、色の容は莊、坐するには尸の如く、燕居すると告ぐるときは、溫溫たり。○凡そ祭には、容貌顏色祭る所の者を見るが如し。○喪の容は纍纍、色の容は顚顚、視る容は瞿瞿梅梅、言の容は繭繭たるべし。○戎の容は暨暨、言の容は詻詻、色の容は厲肅、視の容は清明。○立つ容は辨卑して讇ふ毋れ、頭頸は必ず中より、山のごとく立ち、時ありて行

之。食在口則吐之。走而不趨。親老出不易方。復不過時。親癠色容不盛。此孝子之疏節也。父沒而不能讀父之書。手澤存焉爾。母沒而杯圏不能飲焉。口澤之氣存焉爾。○君入門。介拂闑。大夫中棖與闑之間。士介拂棖。賓入不中門。不履閾。公事自闑西。私事自闑東。

を讀む能はず。手澤(六)存すればなり。母沒して杯圏飲む能はず、口澤の氣存すればなり。(七)○君門(八)に入れば、介(九)闑(一〇)を拂ひ、大夫には棖と闑との間に中し、士の介は棖を拂ふ、賓は入るに門に中せず、閾を履まず、公事には闑の西よりし、私事には闑の東よりす。○君、尸と行くときは武(一一)を接し、大夫は武(一二)を繼ぎ、士は武(一三)に中る。徐趨(一四)皆是れを用ふ。疾く趨るときは則ち發せん(一五)ことを欲す。手足は移く(一六)と毋れ。圏豚(一七)して行くには、足を擧げず。齊流(一八)るゝが如し、席上も亦然り。端行(一九)するときは、頤霤(二〇)のごとく矢の如し。弁行(二一)するときは剡剡(二二)として履を起す。龜玉を執れば、前を擧げ踵を曳き、蹜蹜如(二三)たり。

(一) 盛饌なれば充美を以てす故にいふ　(二) 應ずることば、唯は速かにして諾はゆるくおそし　(三) 他出する時は必ず其の在場所を明かにして置く　(四) 時間を經過せず　(五) 常に行ふ陳略の禮　(六) 手の持つところ潤澤なること　(七) 常に用ひて口の當る處潤澤にして、餘氣なほ存するを以てなり　(八) 大門に入れば　(九) 御附のもの　(一〇) 門の中央に立つる處の短木　(一一) 其の足取りは毎に前なる足の半ばを踏み迹をはなすことを得ず　(一二) 兩足迹相接り續く　(一三) 兩足迹少しくへだつ　(一四) 君、大夫、士或ひは徐かに或ひは趨る時、皆此の尸と行歩する節

大夫使宰。士親。皆再拜稽首送之。膳於君有葷桃茢。於大夫去茢。於士去葷。皆造於膳宰。大夫不親拜。爲君之答己也。

ち父を稱して之を拜す。

(一) 核ある物は其の核を捨てずして懷にす (二) 横に圓切にして其の上部なるもの (三) 下部の手に持てる處をすつ (四) 燒きもしくは煮たる物 (五) 君の賜物を以て榮とす、故に君命によつて賜ふところは賀す。一說に君賀すれば、餘人も亦賀す、君賀せざれば餘人も亦賀せず (六) 此の下缺文 (七) 此段、季子禮を失へるを以て孔子かくふるまふ (八) 卿大夫使臣となりて天子の賜を受け歸りて之を君に獻じ、君之に乘服するを命じて始めて乘服して拜す (九) 左手をうつぶせて、右手の上をおさふ、地に至らしむ (一〇) 君子小人は在位の者と卑賤の者とをいふ (一一) 同列の者 (一二) 大夫の家

大夫拜賜而退。士待諾而退。又拜。弗答拜。大夫親賜士。士拜受。又拜於其室。衣服弗服以拜。敵者不在。拜於其室。凡於尊者有獻。而弗敢以聞。○士於大夫不承賀。下大夫於上大夫承賀。○親在。行禮於人。稱父。人或賜之。則稱父拜之。

○禮不盛。服不充。故大裘不裼。乘路車不式。○父命呼。唯而不諾。手執業則投

○禮盛ならざれば、服充さず。故に大裘は裼せず、路車に乘れば式せず。○父命(一)じて呼べば、唯(二)して諾せず。手、業を執れば則ち之を投じ、食、口に在れば則ち之を吐き、走りて趨らず。親老いたるときは出づるに(三)方を易へず、復るに時を(四)過さず、親齊めば、色容盛ならざるは、此れ孝子の(五)疏節なり。父沒して父の書

棄レ所レ操。凡食二果實一者後二君子一。火孰者先二君子一。○有レ慶。非二君賜一不レ賀。○有レ憂者。○孔子食二於季氏一不レ辭。不レ食レ肉而飧。○君賜二車馬一。乘以拜。賜二衣服一服以拜。賜君未レ有レ命。弗二敢即乘服一也。君賜。稽首據掌致二諸地一。酒肉之賜弗二再拜一。○凡賜君子與二小人一。不レ同レ日。○凡獻二於君一。

とき、君の賜に非ざれば賀せず。○憂(六)ある者、(以下缺文)。○孔子、季子(七)に食ひしとき辭(五)せず。肉を食はずして飧せり。○君、車馬を賜へば、乘りて以て拜し、衣服を賜へば、服して以て拜す。賜は君未だ命あらざれば、敢て卽ち乘服せざるなり。君賜へば、稽首據掌(八)して、諸を地(九)に致す。酒肉の賜には再拜せず。○凡そ賜は、君子(一〇)も小人とは日を同じくせず。○凡そ君に獻ずるには、大夫は宰を使とし、士は親す、皆再拜稽首して之を送る。君に膳するには、葷、桃、茢あり。大夫に於ては茢を去り、士に於ては葷を去る。皆膳宰に造す。大夫親ら拜せず、君の己に答へんが爲めなり。大夫賜を拜して退く、士、諾を待ちて退き、又拜す。答拜せず。大夫親ら士に賜へば、士拜して受け、又其室に拜す。衣服は服して以て拜せず。敵者(一一)には在らざれば(一二)其の室に拜す。凡そ尊者に於て獻ずることあれば、敢て以聞せず。○士大夫に於ては賀を承けず。下大夫、上大夫に於ては賀を承く。○親在せば、禮を人に行ふに父を稱す。人或は之に賜へば、則

錦束髮。皆朱錦也。童子不裘。不帛。不屨絇。無緦服。聽事不麻。無事則立主人之北。南面。見先生從人而入。

○侍食於先生異爵者。後祭先飯。客祭主人辭曰。不足祭也。客飧主人辭以疏。主人自置其醬。則客自徹之。一室之人非賓客。一人徹。壹食之人一人徹。凡燕食。婦人不徹。

事なければ則ち主人の北に立ちて南面す。先生に見るには、人に従ひて入る。○(一)

(三)先生と異爵者(四)とに侍し食するときは、後に祭りて(五)先づ飯す。客祭れば主人辭して曰く、祭るに足らざるなり。客飧すれば、主人辭するに疏(六)を以てす。主人自ら其の醬を置けば、則ち客自ら之を徹す。(七)一室の人は、賓客に非ざれば、(八)一人徹す。(九)壹食の人は一人徹す。凡そ燕食に、婦人は徹せず。

(一) 禮節 (二) くつの飾 (三) 己より年長者 (四) 爵己れより貴き者 (五) 神に捧げて而して後飯す。是れ償、己が爲めにせざることを示す (六) 謙遜して麤末なるよしをいふ (七) 同居して事を共にする者 (八) 賓主の分ちなければ其の中の年少者一人食器を片附く (九) 事を共にする爲め聚りて共に食する者

○食棗桃李。弗致于核。瓜祭上環。食中。

○棗桃李を食ふときは、核(一)を致てず。瓜は上環(二)を祭りて、中を食ひ、操る所(三)を棄つ。凡そ果實を食ふ者は、君子に後る。火孰(四)の者は、君子に先たつ。○慶ある

則鳴佩玉。是以非辟之心無自入也。君在不佩玉。左結佩。右設佩。居則設佩。朝則結佩。齊則綪結佩而爵韠。凡帶必有佩玉。唯喪否。佩玉有衝牙。君子無故玉不去身。君子於玉比德焉。天子佩白玉。而玄組綬。公侯佩山玄玉。而朱組綬。大夫佩水蒼玉。而純組綬。世子佩瑜玉。而綦組綬。士佩瓀玟。而縕組綬。孔子佩象環五寸。而綦組綬。

以て爲り、信を明かにし君命を輔くる所以のもの (八) 急なる時は二節を持す、故に走る (九) 緩なる時は一節を持す、故に趨る (一〇) 朝廷治事の處 (一一) 私室及び官府 (一二) 君の答拜せんことを恐るればなり (一三) 本國先君の諱 (一四) 私家の諱 (一五) 共に玉聲の中る所を以ていふ。徵は事、角は民と爲す (一六) 共に玉聲の中る所を以て言ふ。宮を君と爲し、羽を物と爲す (一七) 路寢門外より應門に至るまでの間は趨る、時に采齊の詩を歌ふ (一八) 路寢門内より室に至る之を行と言ふ、時に肆夏の詩を歌ふ (一九) 圓 (二〇) 方 (二一) 其身少しく仰ぐ (二二) 共に鈴。常車、鸞は衡に在り、和は軾に在り。田獵の車は和軾に在り鸞、馬鑣に在り (二三) 世子、君一處に在す時 (二四) 玉を除くに非ず、其の左佩の綬をしめ結びて玉をして鳴らしめざるなり。是れ玉の如き德有ることを表さざるなり (二五) 佩玉の常の如なるをいふ (二六) 綪は屈。屈め上ぐるをいふ (二七) 爵色の韠を著く (二八) 形、牙に似たる玉 (二九) 山の黒きが如くなる玉 (三〇) 水の青きが如くなる玉 (三一) 美玉 (三二) 諸種の色絲の組 (三三) 石の玉に次げるもの (三四) 赤黄色の組 (三五) 象牙のたまき

○童子之節也。緇布衣錦緣。錦紳幷紐。錦束髮。

○童子の節は緇布の衣、錦の緣、錦の紳、幷びに紐をし、錦もて髮を束ぬ、皆朱錦なり。(二)童子は裘せず帛せず、屨絇せず、緦服無く、(三)事を聽くには麻せず。

大夫沒矣。則稱諡若字。名士。與大夫言。名士。字大夫。於大夫所有公諱。無私諱。凡祭不諱。廟中不諱。教學臨文不諱。○古之君子必佩玉。右徵角。左宮羽。趨以采齊。行以肆夏。周還中規。折還中矩。進則揖之。退則揚之。然後玉鏘鳴也。故君子在車則聞鸞和之聲。行

則ち之を揚す(二一)。然る後に玉鏘として鳴るなり。故に君子車に在れば、則ち鸞和(二二)の聲を聞き、行けば則ち佩玉を鳴らす。是を以て非辟の心、自りて入ること無きなり。(二三)君在せば玉を佩びず、左に佩を結び、右に佩を設く。居れば則ち佩を設け(二五)、朝すれば則ち佩を結ぶ(二四)。齊すれば則ち佩を綪め結びて(二六)、爵して韠す(二七)。凡そ帯は必ず佩玉あり、唯喪には否ず。佩玉には衝牙(二八)あり。君子故なければ、玉身を去らず。君子玉に於て徳を比す。天子は白玉を佩びて、玄組の綬をし、公侯は山玄(二九)玉を佩びて、朱組の綬をし、大夫は水蒼玉(三〇)を佩びて、純組の綬をし、世子は瑜玉(三一)を佩びて、綦組(三二)の綬をし、士は瓀玟(三三)を佩びて、縕組(三四)の綬をす。孔子は象環(三五)五寸を佩びて、綦組の綬をせり。

㈠ 磬折する時は紳必ず垂る故にいふ ㈡ 身折るゝ時は則ち裳下の縁地にたわむ、故に之を蹈むが如し ㈢ 身俯する時は頭前に出づ故に屋の霤の如くなるを言ふ ㈣ 尊者の言を聴く時は必ず面を側てて上に向ふをいふ ㈤ 尊者の言を聴く時、上に向ふ度合は帯より領の変る處を以て度とす ㈥ 凡そ立てる者は右を尊び、坐せる者は左を尊ぶ、侍りて君坐する時は則ち臣、君の右に在り、是を以て向ひて言を聴くには左に任かして君に向ふ ㈦ 玉を

韠殺直。天子直。諸侯前後方。大夫前方後挫レ角。士前後正。韠下廣二尺。上廣一尺。長三尺。其頸五寸。肩革帶博二寸。一命縕韍幽衡。再命赤韍幽衡。三命赤韍葱衡。○王后褘衣。夫人揄狄。君命屈狄。再命褘衣。一命襢衣。士褖衣。唯世婦命二於奠一繭。其他則皆從二男子一。

○凡侍二於君一紳垂。足如レ履齊。頤霤垂レ拱。視レ下而聽レ上。視レ帶以及レ袷。聽レ鄉任レ左。○凡君召以二三節一。二節以走。一節以趨。在レ官不レ俟レ屨。在レ外不レ俟レ車。○士於二大夫一不二敢拜迎一。而拜送。士於二尊者一。先拜進面。答レ之拜則走。○士於二君所一言二

○凡そ君に侍するには紳(一)は垂れ、足は齊(二)を履むが如くし、頤は霤(三)のごとく拱を垂る。下を視て上に聽く(四)、帶(五)を視て以て袷に及ぶ、聽き鄉ふは左に任す(六)。○凡そ君召すに三節(七)を以てす。二節(八)には以て走り、一節(九)には以て趨る。官(一〇)に在れば屨を俟たず、外に在れば車を俟たず。○士、大夫に於ては、敢て拜迎せず(一一)、而して拜送す。士、尊者(一二)に於ては、先づ拜し進んで面す。之に答へて拜すれば則ち走る。○士、君の所に於て大夫に言ふに、沒したれば則ち謚若しくは字を稱し、士に名ふ、大夫と言へば、士に名ひ、大夫に字ふ。大夫の所に於て、公の諱あり、私の諱なし、凡そ祭には諱まず、廟中には諱まず、敎學と文(一三)に臨むときは諱まず(一四)。○古の君子必ず玉を佩ぶ、右に徵角(一五)、左に宮羽(一六)、趨るには采齊(一七)を以てし、行く(一八)には肆夏を以てし、周還(一九)規に中り、折還(二〇)矩に中る。進めば則ち之を揖し、退けば

弟子縞帶。幷紐約用組三寸。長齊于帶。紳長制。士三尺。有司二尺有五寸。子游曰。參分帶下。紳居二焉。紳。韠。結三齊。大夫大帶四寸。雜帶。君朱綠。大夫玄華。士緇辟二寸。再繚四寸。凡帶有率無箴功。肆束及帶。勤者有事則收之。走則擁之。○韠。君朱。大夫素。士爵韋。

と君は朱綠、大夫は玄華、士は緇辟二寸、再繚すれば四寸、凡そ帶は率ありて箴功なし。(九)肆束及び帶は勤むる者事あれば則ち之を收む、走れば則ち之を擁ゆ。(一〇)(一一)○韠(一二)は君は朱、大夫は素、士は爵韋(一三)、圜殺直、天子は直、諸侯は前後方、大夫は前に方にして後は角を挫ぐ、士は前後正、韠は下の廣さ二尺、上の廣さ一尺、長さ三尺、其の頸は五寸、肩と革帶とは博さ二寸、一命は縕韍幽衡(一四)(一五)、再命は赤韍幽衡、三命は赤韍葱衡。(一六)○王后は褘衣(一七)、夫人は揄狄(一八)、君命ずれば屈狄す(一九)、再命は褘衣(二〇)、一命は襢衣(二一)、士は褖衣(二二)、唯世婦、繭を奠するに命ぜらる(二三)。其の他は則ち皆男子に從ふ。(二四)

(一) もとほしす (二) 垂下の紳 (三) 練は絹、絹を以て單の帶となし、之を用ひて其の兩端を縫ふ (四) 腰及び兩耳皆もとほしせず、惟紳のみもとほしす、故にいふ (五) 道藝の處士 (六) 帶の結目を解けざる樣に組を用ふ (七) 紳、韠、結各々長さ三尺、故に三齊といふ (八) 雜色を以て辟緣となすをいふ (九) 箴を以てする細工 (一〇) 帶の餘りの組及び紳の垂れたるものを束ぬること (一一) 肆束を手に持つ (一二) 前垂、韋を以てつくる (一三) 爵色の韋 (一四) 赤黃色 (一五) 黑色 (一六) 青色 (一七) 玄色の衣 (一八) 青色の衣 (一九) 赤色の衣 (二〇) 黃色の衣 (二一) 白色の衣 (二二) 黑色の衣 (二三) 獻ずる (二四) 凡そ妻の貴は夫による故に各々夫の命數の多寡に從ひて服することを得

美也。是故尸襲。執二玉龜一襲。無レ事則裼。弗二敢充一也。○笏。天子以二球玉一。諸侯以レ象。大夫以二魚須一文レ竹。士竹本。象可也。見二於天子一與レ射。無レ說レ笏。入二大廟一說レ笏。非レ禮也。小功不レ說レ笏。當レ事免則說レ之。既搢必盥。雖レ有レ執二於朝一。弗二有盥一矣。凡有レ指二畫於君前一。用レ笏。造受二命於君前一。則書二於笏一。笏畢用也。因飾焉。笏度二尺有六寸。其中博三寸。其殺六分而去レ一。

(一)耕を省み斂を省る (二)袒して大裘を服するは古の禮に非ざるなり (三)素錦の衣 (四)狐の青毛皮を以て製りたゞ裘 (五)袖 (六)犬羊の裘は庶人の服にて賤しければ裼せず (七)裘の上に襲す (八)飾を盡すを以て敬と爲せばなり (九)尸は尊し故に敬を示す所無し故に襲 (一〇)玉を執り龜を執りて享禮を爲すこと (一一)龜の事 (一二)美玉 (一三)鮫魚の鬚 (一四)天子に朝見の際は命圭を執りて笏を搢む。射は德を觀せば則ち禮固よりたかぶる故に脫がず (一五)君前に指畫するところ有る時、手を用ふれば容を失ふ故に笏を用ひて指畫す (一六)君の許に至つて (一七)君命を笏に記す、其の忘却せざらんが爲なり (一八)天子諸侯は則ち中より以上稍々漸くそいて、其上首に至りて廣さ二寸五分なり、是れ三寸の六分の一をそぎ捨つるといふなり

○天子素帶朱裏終辟。而素帶終辟。大夫素帶辟レ垂。士練帶率下辟。居士錦帶。

○天子は素帶朱裏終辟す、(一)而して素帶終辟、大夫は素帶して垂を辟し、(二)士は練帶(三)して率し、下辟す。(四)居士は錦帶し、(五)弟子は縞帶し、幷びに紐、(六)約するに組を用ふ、三寸、長さ帶に齊しうす、紳の長さの制、士は三尺、有司は二尺有五寸、子游曰く、帶の下を參分して紳二つに居り、紳韠結、(七)三つ齊し、大夫は大帶四寸、帶を雜る(八)こ

君之右虎裘。厥左狼裘。士不衣狐白。君子狐青裘豹褎。玄綃衣以裼之。麛裘青豻褎。絞衣以裼之。羔裘豹飾。緇衣以裼之。狐裘。黄衣以裼之。錦衣狐裘。諸侯之服也。犬羊之裘不裼。不文飾也。不裼。裘之裼也。見美也。弔則襲。不盡飾也。君在則裼。盡飾也。服之襲也。充

し、絞衣以て之に裼す。羔裘には豹の飾をし、緇衣以て之に裼す。狐裘には黄衣以て之に裼す。錦衣狐裘は、諸侯の服なり。犬羊の裘には裼せず。文飾せざれば裼せず。裘の裼するは、美を見すなり。弔するときは則ち襲す。飾を盡さざるなり。君在せば則ち裼す。飾を盡すなり。服の襲するは、美を充ふなり。是故に尸は襲す。玉龜を執れば襲す、事無ければ則ち裼す、敢て充はざるなり。○笏は天子は球玉を以てし、諸侯は象を以てし、大夫は魚須を以て竹を文り、士は竹本をもてす、象も可なり。天子に見ゆると射とには、笏と說ぐこと無し。大廟に入りて笏を說くは、禮に非ざるなり。小功には笏を說かず、事に當りて免すれば則ち之を說く。既に搢めば必ず盥ふ、朝に執るありと雖も、有盥はず。凡そ君の前に指畫することあれば笏を用ふ、造りて命を君の前に受くれば、則ち笏に書す、笏は畢く用ふ。因りて飾る。笏の度は二尺有六寸、其の中ごろは博さ三寸、其の殺は六分して一を去る。

居冠屬レ武。自二天子一下達。有レ事然後緌。五十不二散送一。親沒不レ髦。大帛不レ緌。玄冠紫緌。自二魯桓公一始也。○朝玄端。夕深衣。深衣三レ袪。縫レ齊倍レ要。衽當レ旁。袂可二以回一レ肘。長中繼揜尺。袷二寸。袪尺二寸。緣廣寸半。○以レ帛裏レ布。非レ禮也○士不レ衣レ織。無レ君者不レ貳レ采。○衣正色。裳間色。非二列采一不レ入二公門一。振絺綌不レ入二公門一。表裘不レ入二公門一。襲裘不レ入二公門一。○纊爲レ繭。縕爲レ袍。禪爲レ絅。帛爲レ褶○朝服之以レ縞也。自二季康子一始也。孔子曰。朝服而朝。卒レ朔。然後服レ之。曰。國家未レ道。則不レ充二其服一焉

口、袖口は長さ一尺二寸、袂の廣さは、其二尺四寸の三倍七尺二寸なればいふ 〔一九〕 裳の下端は要の倍卽ち一丈四尺四寸なり 〔二〇〕 身の前方の兩旁 〔二一〕 袂は上下の長さ二尺二寸、肘の長さ一尺二寸なれば、肘を回すことを得 〔二二〕 長衣 〔二三〕 中衣、深衣と制同じくして名異るは、內に著る時は中衣といふ。朝服或ひは祭服の內込著むなり 〔二四〕 外服布なる時、中衣帛なるは相かなはず故にいふ 〔二五〕 絲を染めて織るもの。功多く色重し 〔二六〕 上裳と冠と同色を用ひざるをいふ 〔二七〕 青赤黃白黑の五正色 〔二八〕 五色をとりあはせたる色 〔二九〕 正服の色各々貴卑品列有るをいふ 〔三〇〕 裼衣無くして裘外に在るをいふ 〔三一〕 新綿 〔三二〕 舊き絮 〔三三〕 表有りて裏なきもの 〔三四〕 袷の下衣 〔三五〕 朔を聽くの禮を卒へて 〔三六〕 燕にせず

○唯君有二黼裘以誓レ省。大裘非レ古也。○君衣二狐白裘一。錦衣以裼レ之。

○唯君は黼裘して以て省せんと誓ふあり、(一)大裘は古に非ざるなり。(二)○君、狐白裘を衣るときは、錦衣以て之に裼す、(三)君の右は虎裘、厥の左は狼裘、士は狐白を衣ず。君子は狐青裘には(四)豹の褎をし、玄綃衣以て之に裼す。麛裘には青豻の褎を

紕士佩尊用禁○始冠緇布冠自諸侯下達。冠而敝之可也。玄冠朱組纓。天子之冠也。緇布冠繢緌諸侯之冠也。玄冠丹組纓諸侯之齊冠也。玄冠綦組纓士之齊冠也。縞冠玄武子姓之冠也。縞冠素紕。既祥之冠也。垂緌五寸。惰游之士也。玄冠縞武。不齒之服也。

髦せず、大帛は緌せず、玄冠紫緌は、魯桓公より始るなり。○朝には玄端、夕には深衣、深衣は袪を三にす、齊を縫ふは要に倍す、衽は旁に當り、袂は以て肘を回る可くす。長と中とは繼ぎ揜ふこと尺、袷は二寸、袪は尺二寸、緣の廣さは寸半。○帛を以て布に裏するは禮に非ざるなり。○士は織を衣ず。君なき者は采を貳にせず。○衣は正色、裳は間色、列采に非ざれば、公門に入らず、振の絺綌しては公門に入らず。表裘しては公門に入らず。襲裘しては公門に入らず。○纊を繭となし、縕を袍となし、襌を絅となし、帛を褶となす。○朝服の縞を以てすることは、季康子より始まるなり。孔子曰く、朝服して朝す。朔を卒へて然る後に之を服す、曰く、國家未だ道あらざれば、則ち其服を充さず。

(一) 飲み干したる空杯 (二) 禮度明肅なり (三) 意氣和悅たり (四) 謹重自得の貌 (五) 後向になりて (六) 左足を膝まづいて右足に靴穿く (七) 楊に向ふ (八) 一尊をいふ (九) 以下通じてこの古の禮を用ふ (一〇) 散り捨てて差支なし (一一) 齋祭の時服する冠 (一二) 祥祭の後に服するもの (一三) 遊惰失業の士 (一四) 敎化に從はざる無賴漢 (一五) 燕居の冠 (一六) 五十歲にして始めて衰ふ故に散麻して葬を送らず (一七) 冠の白きもの (一八) 袪は袖

○君若賜二之爵一。則越レ席再拜稽首受。登レ席祭レ之。飲卒レ爵而俟二君卒一レ爵。然後授二虛爵一。君子之飲レ酒也。受二一爵一而色酒如也。二爵而言言斯。禮已。三爵而油油以退。退則坐取レ屨。隱辟而后屨。坐レ左納レ右。坐レ右納レ左。○凡尊必尚二玄酒一。唯君面レ尊。唯饗二野人一皆酒。大夫側尊用レ

○君若し之に爵を賜はば、則ち席を越えて再拜稽首して受け、席に登りて之を祭り、飲みて爵を卒へて君の爵を卒ふるを俟つ、然る後に虛爵を授く。君子の酒を飲むや、一爵を受けて、色酒如たり、(一)二爵して言言として斯禮已む、(二)(三)三爵にして油油として、(四)以て退く。退けば則ち坐して屨を取り、隱辟して(五)而して后に屨く、左を坐して(六)右を納れ、右を坐して左を納る。○凡そ尊は必ず玄酒を尙にす。唯君は尊に面す。(七)唯野人を饗するには皆酒をもてす。大夫の側尊には棜を用ひ(八)、士の側尊は、禁を用ふ。○始めて冠するときは緇布の冠とす、諸侯より下達す。(九)冠して之を敝てて可なり。(一〇)玄冠朱組の纓は天子の冠なり。緇布の冠繢緌は、諸侯の冠なり。玄冠丹組の纓は、諸侯の齊冠なり。(一一)玄冠綦組の纓は、士の齊冠なり。縞冠玄武は子姓の冠なり。縞冠素紕は、旣祥の冠なり。(一二)垂緌五寸なるは、惰游の士なり。(一三)玄冠縞武は、齒せざるものの服なり。(一四)居冠は武を屬す、(一五)天子より下達す。事ありて然る後に緌す。五十は散送せず。(一六)親沒すれば

也。○侍坐則必退レ席。不レ退則必引而去二君之黨一。登レ席不レ由レ前。爲レ躐レ席。徒坐不レ盡レ席尺。讀レ書食則齊。豆去レ席尺。○若賜二之食一而君客レ之。則命二之祭一然後祭。先飯。辯嘗レ羞。飲而俟。若有二嘗レ羞者一。則俟二君之食一。然後食。飯レ飲而俟。君命二之羞一。羞二近者一。命二之品一嘗レ之。然後唯所レ欲。凡嘗二遠食一。必順二近食一。君未レ覆レ手。不三敢飧一。君既レ食。又飯レ飧。飯飧者。三飯也。君既徹。執二飯與一レ醬。乃出授二從者一。○凡侑食。不三盡食一。食二於人一不レ飽。唯水漿不レ祭。若祭。爲二已倹卑一。

はず、人に食ふときは飽かず。唯水漿は祭らず。若し祭れば已だ倹卑なりと爲す。(三三)

(一)天威を敬みて變更す (二)粱を淅ぎたる水 (三)粱を淅ぎし水にて面を洗ふ (四)白木の櫛 (五)象牙の櫛 (六)飲酒 (七)籩豆の實 (八)すゞし (九)さよみ (一〇)蒲蓆 (一一)蒯草の席 (一二)思は違に思ひ念ずること、對は君の問に對へんとする辭、命は君の命令により當に奉行すべきこと (一三)容貌と儀觀と (一四)佩玉の音 (一五)德容發越の貌なり (一六)爆如より一層盛なるをいふ (一七)大圭長さ三尺の笏、挺然としてかゞむことなきを以て言ふ (一八)諸侯の笏、其首を殺ぎて圓くし下方は角正なるもの (一九)君の座に侍する時 (二〇)別席あれば退きて別席に著く (二一)引退きて、君の親黨の下に坐す (二二)節を失ひ躐むをいふ (二三)席の前を一尺はどあけ置く (二四)徒坐する時と同一に席前一尺をあけ置く (二五)客を以て待遇せば (二六)諸品を嘗め (二七)君に食未だ飧せざる以前まづ啜り飲みて以て喉中を滑かにして逆り噎ばざらしむとあり (二八)近き處の物一箸を食す (二九)全部の食品を食ふことを命ずれば (三〇)遠處の食を嘗むるには必ず近き處のものよりはじむ (三一)手を以て口の兩傍を覆ふ、これ食物の口のあたりに附著してあるかと恐れてなすわざ (三二)已れが飯と醬とを下げて已が從者に與ふ (三三)倹は厭なり。厭はしくいやし

二巾一。上絺下綌。出レ杅履二蒯席一連用レ湯。履二蒲席一。衣レ布晞レ身。乃屨。進レ飲○將レ適二公所一。宿齊戒。居二外寢一沐浴。史進二象笏一。書二思對命一。既服。習二容觀玉聲一。乃出。揖二私朝一。煇如也。登レ車則有レ光矣。○天子搢レ珽。方二正於天下一也。諸侯荼。前詘後直。讓二於天子一也。大夫前詘後詘。無レ所レ不レ讓

り、車に登れば則ち光あり。(一六)○天子は珽を搢む、天下に方正するなり。諸侯は荼(一八)をす、前に詘し後に直、天子に讓る(一七)なり。大夫は前も詘し後も詘す、讓らざる所無きなり。○侍坐(一九)するときは則ち必ず席を退く、(二〇)退かざれば則ち必ず引(二二)きて、君の黨を去る。席に登るには、前よりせず、席を躐(二一)まんが爲めなり。徒坐すれば席を盡さざること尺、書を讀み食するときは則ち齊しくす。豆(二四)は席を去ること尺。(二三)○若し之に食を賜ひて、君之を客(二五)とせば、則ち之に祭れと命じて、然る後に祭る。先づ飯し、辯く(二六)羞を嘗め、飲んで俟つ、若し羞を嘗むる者あれば則ち君の食ふを俟ちて、然る後に食ふ、飲(二七)を飯つて俟つ、君之に羞を命ずれば、近き(二八)者を羞す、之に品(二九)を命ずれば之を嘗む、然る後に唯欲する所のまゝにす。凡そ遠食(三〇)を嘗むるには、必ず近食に順ふ、君未だ手(三一)を覆はざれば、敢て飧せず、君食を旣ふるときは、又飧を飯ふ。飧を飯ふ者は三飯なり。君旣に徹すれば、飯(三二)と醬とを執りて、乃ち出でて從者に授く。○凡そ侑め食するときは盡く食

肺。夕深衣祭牢肉。朔月少牢。四俎簋五。子卯稷食菜羹。夫人與君同庖。〇君無故不殺牛。大夫無故不殺羊。士無故不殺犬豕。君子。遠庖廚。凡有血氣之類。弗身踐也。至于八月不雨。君不擧。年不順成。君衣布搢本。關梁不租。山澤列而不賦。土功不興。大夫不得造車馬。〇卜人定龜。史定墨。君定體。〇君羔幦虎犆。大夫齊車。鹿幦豹犆。朝車。士齊車。鹿幦豹犆。

の (二九) 門關津梁の租税をとりたてず (三〇) 龜の甲を焼きてトふ (三一) 墨を以て龜に畫き畫に従ひて裂目の大小によつて吉凶を定む (三二) 象兆の形體 (三三) 皮にて作り軾を覆ふおほひ (三四) 縁もとはし

〇君子之居恆當戸。寢恆東首。若有疾風迅雷甚雨。則必變。雖夜必興。衣服冠而坐。〇日五盥。沐稷而靧粱。櫛用樿櫛。髮晞用象櫛。進禨進羞。工乃升歌。浴用二

〇君子の居は恆に戸に當り、寢は恆に東首す、若し疾風迅雷甚雨あれば、則ち必ず變ず(一)、夜と雖も必ず興き、服を衣て冠して坐す。〇日に五たび盥ふ(二)、稷に沐して粱に靧す(三)、櫛は樿櫛を用ひ(四)、髮晞けば象櫛を用ひ(五)、禨を進め(六)羞を進む(七)。工乃ち升歌す。浴に二巾を用ふ。上は絺(八)下は綌(九)、杅を出でて(一〇)蒯席を履み(一一)、連ふに湯を用ふ。蒲席を履み、布を衣、身を晞かし、乃ち屨き、飲を進む。〇將に公の所に適かんとすれば、宿め齊戒して外寢に居り、沐浴す。史象笏を進む。書思(一二)、對、命を書す。既に服して、容觀(一三)玉聲(一四)を習ふ、乃ち出づ。私朝に揖すること煇如た(一五)

書之。言則右史書之。御瞽幾聲之上下。年不順成。則天子素服。乘素車。食無樂。○諸侯玄端以祭。裨冕以朝。皮弁以聽朔於大廟。朝服以日視朝於內朝。朝辨色始入。君日出而視之。退適路寢聽政。使人視大夫。大夫退。然後適小寢釋服。又朝服以食。特牲三俎。祭

り、肺を祭り、(一九)夕に深衣して牢肉を祭る、(二〇)朔月には少牢、五俎(二一)四簋(二二)あり、子卯には稷食菜羹をす。夫人(二三)は君と庖を同じくす。○君故無ければ牛を殺さず。(二四)大故(二五)故無ければ羊を殺さず。士故無ければ犬豕を殺さず。君子は庖廚を遠ざく。凡その血氣あるの類身を踐さざるなり。(二六)八月に至りて雨らざれば、君擧げず。(二七)年順成ならざれば、君布を衣、本を搢み、(二八)關梁(二九)租せず、山澤列して賦せず、土功興さず、大夫車馬を造るを得ず。○卜人、龜(三〇)を定め、史、墨(三一)を定め、君、體(三二)を定む。○君は羔𩊚(三三)虎犆(三四)、大夫の齊車は、鹿𩊚豹犆、朝車と士の齊車とは、鹿𩊚豹犆。

(一) 天子諸侯の服冕笏佩の諸制及び禮を行ふ容節を記す (二) 玉は冕の前後に旒を垂る丶玉、藻は色絲を撚りて縄となし玉を貫けるもの (三) 冕上の覆 (四) 龍を袞衣に畫きたるもの (五) 黑き冠 (六) 東方の國門 (七) 月朔の事 (八) 南方の國門 (九) 皮弁服は天子常の日朝を視る服 (一〇) 奏樂 (一一) 月朔 (一二) 侍御の樂工 (一三) 樂聲の高下を察して政令の得失を知る (一四) 諸侯の朝服は玄冠、緇衣、素裳 (一五) 尊卑の禮を辨じ先後して入り (一六) 朝を視て (一七) 朝服 (一八) 特豕、魚、腊 (一九) 夕食 (二〇) 特牲の餘 (二一) 三俎と羊と羊腸と (二二) 常の食は二簋なるも、月朔には四簋あるをいふ (二三) 國君 (二四) 特に殺さざるをいふ (二五) 祭祀及び賓客饗應の禮 (二六) 今の六月 (二七) 牲を殺し饌を盛にすること (二八) 士の笏を插む。士の笏は竹を以て爲り其本を象牙にて飾れるも

天子玉藻。十有二旒。前後邃ㇾ延。龍卷以祭。玄端而朝ニ日於東門之外一。聽ニ朔於南門之外一。閏月則闔ニ門左扉一。立ニ于其中一。皮弁以日視ㇾ朝。遂以食。日中而餕。奏而食。日少牢。朔月大牢。五飲上ㇾ水。漿酒醴酏。卒ㇾ食。玄端而居。動則左史

玉藻第十三（一）

天子は玉藻（二）、十有二旒、前後に延を邃くして（三）、龍卷（四）して以て祭る。玄端（五）して日に東門（六）の外に朝し、朔（七）を南門（八）の外に聽く。閏月には則ち門の左扉を闔ぢて、其中に立つ。皮弁（九）して以て日に朝を視、遂に以て食し、日中にして餕し、奏（一〇）して食す。日に少牢、朔月（一一）には大牢、五飲は水を上にして、漿、酒、醴、酏あり。食を卒へて、玄端して居る。動けば則ち左史之を書し、言へば則ち右史之を書す、御（一二）瞽聲（一三）の上下を幾にす。年、順成ならざれば、則ち天子素服して、素車に乘り、食ふに樂なし。○諸侯は玄端して以て祭り、裨冕して以て朝し、皮弁して以て朔を大廟に聽き、朝服（一四）して以て日々朝を内朝に視る。朝には色（一五）を辨じて始めて入り、君は日出でて（一六）之を視、退きて路寢に適き政を聽く、人をして大夫を視しむ。大夫退きて、然る後に小寢に適きて服を釋く（一七）。又朝服して以て食す。特牲三俎（一八）あ

夏。惇行二孝弟一。博學不レ教。內而不レ出。三十而有レ室。始理二男事一。博學無レ方。孫レ友視レ志。四十始仕。方レ物出レ謀發レ慮。道合則服從。不レ可則去。五十命爲二大夫一。服二官政一。七十致レ事。凡男拜尙二左手一。女子十年不レ出。姆教二婉娩聽從一。執二麻枲一。治二絲繭一。織二紝組紃一。學二女事一以共二衣服一。觀二於祭祀一。納二酒漿籩豆菹醢一。禮相助レ奠。十有五年而笄。二十而嫁。有レ故二十三年而嫁。聘則爲レ妻。奔則爲レ妾。凡女拜尙二右手一。

ば二十三年にして嫁(か)す。聘(へい)(二八)すれば則ち妻(さい)となり、奔(はし)(二九)れば則ち妾(せふ)となる。凡そ女の拜(はい)は右手(いうしゆ)を尙(うへ)にす。

(一) 唯と兪とは共に應ずる辭 (二) かとりのきぬ (三) 東西南北の方位の名 (四) 學を敎ふる師 (五) 六書及び九數 (六) 禮を行ひて動作皆初めて敎ふる方に循ひ習ふ (七) 篇は書の篇の數、諒は言語信實なること (八) 長者に請ひて習ひ學ぶ (九) 八音の器 (一〇) 樂歌の篇章 (一一) 十五歲以上 (一二) 弓射馬に乘ること、五射六御 (一三) 禹の樂、文武を兼ね備ふるもの (一四) 美德をたくはへ自ら口にし其能をあらはさず。一說に言を出して以て人の爲に謀畫せず (一五) 妻 (一六) 田を受け政役の事に從ふ (一七) 學ぶこと常の師なし、たゞ志の嚮ふまゝに學ぶ (一八) 朋友に順ひ交る (一九) 其志意の尙ぶ所を視る (二〇) 仕官す (二一) 事に從ひて謀を出し慮を出す (二二) 官を辭して隱居す (二三) 女師 (二四) 言語、容貌、柔順の道を敎ふ (二五) 紝は繒帛の屬、組は織物、笄は古への人冠服の縫の中におきたるもの (二六) 許嫁するものは十五歲にして笄し、未だ許嫁せざる者は二十歲にして笄す (二七) 子母の喪 (二八) 父母の許を得て嫁するをいふ (二九) 父母の許なくして嫁するをいふ

數與二方名一。七年男女不レ同レ席。不レ共レ食。八年出二入門戶一。及レ卽レ席飲食。必後二長者一。始敎二之讓一。九年敎二之數レ日。十年出就二外傅一。居二宿於外一。學二書計一。衣不二帛襦袴一。禮帥レ初。朝夕學二幼儀一。請二肄簡諒一。十有三年學レ樂。誦レ詩。舞レ勺。成童。舞レ象。學二射御一。二十而冠。始學レ禮。可二以衣二裘帛一。舞二大

き飲食するに、必ず長者に後る。始めて之に讓を敎ふ。九年にして之に日を數ふることを敎ふ、十年にして出で外傅(四)に就き、外に居宿し、書計(五)を學ぶ。衣は帛の襦袴せず。禮(六)初に帥ふ。朝夕幼儀を學び、簡諒(七)を請肄(八)す。十有三年にして樂(九)を學び詩(一〇)を誦し勺を舞ふ。成童(一一)にして象を舞ひ、射御(一二)を學ぶ、二十にして冠し、始めて禮を學ぶ。以て裘帛を衣る可し。大夏(一三)を舞ひ、惇く孝弟を行ひ、博く學びて敎へず、內(一四)にして出さず、三十にして室(一五)あり。始めて男の事(一六)を理む、博學(一七)方なく、友(一八)に孫ひ志(一九)を視る。四十にして始めて仕(二〇)へ、物(二一)を方にし謀を出し慮を發す。道合へば則ち服從し、可ならざれば則ち去る。五十にして命ぜられて大夫と爲り、官政に服す。七十にして事(二二)を致す、凡て男の拜は左手を尙にす。女子は十年まで出でず、姆(二三)、娩婉聽從(二四)を敎ふ。麻枲を執り、絲繭を治む、紝(二五)を織り紃を組み、女の事を學び、以て衣服を共す。祭祀を觀、酒漿籩豆菹醢を納れ、禮をして相けて奠を助く。十有五年にして笄(二六)し、二十にして嫁す。故(二七)あれ

餕遂入御。(一)公庶子生。就側室。三月之末。其母沐浴。朝服見於君。擯者以其子見。君所有賜。君名之。衆子則使有司名之。庶人無側室者。及月辰。夫出居羣室。其問之也。與子見父之禮。無以異也。凡父在。孫見於祖。祖亦名之。禮如子見父。無辭。食子者。三年而出。見於公宮則劬。大夫之子有食母。士之妻自養其子。由命士以上。及大夫之子。旬而見。冢子未食而見。必執其右手。適子庶子已食而見。必循其首。

て見えしむ、必ず其右手を執る。適子、庶子は、已に食して見えしむ、必ず其首を循づ。

(一) 適子は世子の弟、庶子は妾の子 (二) 君の燕寢 (三) 誡戒の辭をのべず (四) 早朝より齋戒して (五) 適妻の寢 (六) 始め來りて嫁する時の如し (七) 常時衆妾と同じく餕する時と同じからず (八) 傅、姆のたぐひ (九) 君特に妾を愛して恩賜を加ふる者 (一〇) 衆妾の子 (一一) 貴人と異なること無し (一二) 士の妻、大夫の妾 (一三) 子三年にして懷抱を免る、故に出でて家に還る (一四) 其の勞苦を勞りて賜物あり (一五) 乳母 (一六) 士は乳母を置かざるをいふ (一七) 子、父に見ゆるに後生と前生とによりて先後あれど、均しく皆夫と婦と禮食せざる前に於てす、一說に旬日を以て見ゆと倶に未だ疑しき說なり (一八) 冢子は禮食以前に見えしむるは正を急にする所以なり

○子能食食。教以右手。能言。男唯女兪。男鞶革。女鞶絲。六年。教之

○子能く食を食へば、右手を以てするを教ふ。能く言へば、男は唯し女は兪せしむ。男の鞶は革、女の鞶は絲。六年にして之に數と方名とを教ふ、七年にして男女席を同じくせず、食を共にせず。八年にして、門戶を出入し、及び席に即

子。升㆑自㆓西階㆒。君名㆑之。乃降。適子庶子見㆓於外寢㆒。撫㆓其首㆒。咳而名㆑之。禮帥㆑初。無㆑辭。○凡名㆑子。不㆑以㆓日月㆒。不㆑以㆓國㆒。不㆑以㆓隱疾㆒。大夫士之子。不㆘敢與㆓世子㆒同㆗名。○妾將㆑生㆑子。及㆓月辰㆒。夫使㆓人日一問㆑之。子生三月之末。漱澣夙齊。見㆓於內寢㆒。禮㆑之如㆓始入㆑室。君已食。徹焉。使㆓之特

そ子に名づくるには、日月を以てせず、國を以てせず、隱疾を以てせず。大夫士の子は、敢て世子と名を同じくせず。○妾將に子を生まんとすれば、月辰に及びて夫人をして日一たび之を問はしむ。子生るれば、三月の末に漱澣夙齊して、內寢に見る、之を禮すること始めて室に入りしときの如し。君已に食して徹す、之をして特り餕せしむ。遂に入りて御す。○公の庶子生れんとすれば、側室に就く。三月の末に、其の母沐浴し、朝服して君に見えしむ。擯者其の子を以て見ゆ、君、賜ふある所は君之に名づく、衆子は則ち有司をして之に名づけしむ。庶人側室なき者は、月辰に及びて、夫出でて羣室に居る、其の之を問ふと、子、父に見ゆるの禮と、以て異なること無きなり。凡そ父在せば、孫、祖に見ゆ、祖亦之に名づく。禮は子、父に見ゆるが如し、辭なし。子を食ふ者は三年にして出づ、公宮に見ゆるときは則ち劬る。大夫の子は、食母あり、士の妻は、自ら其子を養ふ。命士より以上、及び大夫の子は、旬しくして見ゆ。冢子は未だ食せずし

阼階。立二于阼一西鄕一。妻抱レ子出レ自レ房。當レ楣立東面。姆先相曰。母某。敢用二時日一祗見二孺子一。夫對曰。欽有レ帥。父執二子之右手一。咳而名レ之。妻對曰。記有レ成。遂左還授レ師。子師辯告二諸婦諸母名一。妻遂適レ寢。夫告二宰名一。宰辯告二諸男名一。書曰二某年某月某日某生一。而藏レ之。宰告二閭史一。閭史書爲レ二。其一藏二諸閭府一。其一獻二諸州史一。州史獻二諸州伯一。州伯命藏二諸州府一。夫入食如二養禮一。

（一）孩兒　（二）衆妾若しくは衆妾の列に非ざる傳御の屬の中より子の師と爲る可き者を擇み　（三）子の欲惡を審かにする者　（四）子の寢處を安ずる者　（五）三母より他の人は用事なければ孺子の室に往かず　（六）毛を剃り殘しおくもの、鬌　（七）あげまき、頭の兩角に毛を殘しおく也　（八）毛を頂上に殘し十文字に結ぶ也　（九）左又は右の一方にのみ毛を殘す也　（一〇）大夫以上を指す　（一一）具ふる所の禮　（一二）朔食には天子は大牢、諸侯は小牢、大夫は特豕、士は特豚　（一三）側室の門　（一四）東房　（一五）是の日　（一六）子を欽み敎へて善道に循はしむべし　（一七）咳聲笑容をなして　（一八）子に命名す　（一九）夫の訓戒を記憶して子を敎へて德を成さしめんと　（二〇）諸婦は同族の卑しき者の妻諸母は同族の尊き者の妻　（二一）夫の燕寢に歸る　（二二）屬吏　（二三）同宗の子姓　（二四）二十五家を閭といふ、屬史　（二五）閭の府藏　（二六）二千五百家を州といふ　（二七）州の府藏　（二八）其妻と禮食すること歸り始めて舅姑に饋る禮の如くするをいふ

○世子生。則君沐浴朝服。夫人亦如レ之。皆立二于阼階一西鄕。世婦抱レ

○世子生るれば、則ち君沐浴朝服す、夫人も亦之の如くす、皆阼階に立ちて西鄕す、世婦、子を抱きて西階より升る。君之に名づくれば乃ち降る。適子庶子は外（二）寢に見へしむ。其首を撫でて咳して之に名づく。禮初に帥ふ、辭（三）なし。○凡

必求其寛裕慈惠溫良恭敬愼而寡言者。使爲子師。其次爲慈母。其次爲保母。皆居子室。他人無事不往。三月之末。擇日翦髮爲鬌。男角女羈。否則男左女右。是日也。妻以子見於父。貴人則爲衣服。由命士以下皆漱澣。男女夙興。沐浴衣服。具視朔食。夫入門。升自

次を保母と爲す、皆子の室に居る。他の人は事無ければ往かず。三月の末に、日を擇びて髮を翦りて鬌となし、男は角、女は羈、否ざれば則ち男は左、女は右。是の日や、妻、子を以て父に見えしむ。貴人は則ち衣服を爲る。命士より以下は皆漱澣す。男女夙に興き、沐浴衣服し、具は朔食に視ふ。夫は門に入りて、阼階より升りて、阼に立ちて西鄕す。妻、子を抱き、房より出で、楣に當つて立ち、東面す。姆先づ相けて曰く、母某敢て時日を用ひて祗みて孺子を見えしむ。夫對へて曰く、欽みて帥ふあれと。父、子の右手を執り、咳して之に名づく。妻對へて曰く、記して成る有らしめんと、遂に左に還りて師に授く。子の師は辯く諸婦諸母に名を告げ、妻遂に寢に適く、夫、宰に名を告げ、宰辯く諸男に名を告げ、書して某年某月某日某生ると曰ひて、之を藏す。宰、閭史に告げ、閭史書して二を爲り、其の一は諸を閭府に藏し、其の一は諸を州史に獻ず。州史諸を州伯に獻ず。州伯命じて諸を州府に藏す。夫入りて食すること養禮の如し。

當ㇾ夕〇妻將ㇾ生ㇾ子。及二月辰一。居二側室一。夫使二人日再問ㇾ之。作而自問ㇾ之。妻不二敢見一。以二使姆衣服而對一。至二于子生一。夫復使二人日再問ㇾ之。夫齊則不ㇾ入二側室之門一。子生。男子設二弧於門左一。女子設二帨於門右一。三日始負ㇾ子。男射女否。國君世子生。告二于君一。接以二大牢一。宰掌ㇾ具。三日。卜ㇾ士負ㇾ之。吉者宿齊。朝服。寢門外。詩負ㇾ之。射人以二桑弧。蓬矢六一。射二天地四方一。保受乃負ㇾ之。宰醴ㇾ負ㇾ子。賜二之束帛一。卜二士之妻。大夫之妾一。使ㇾ食ㇾ子。凡接ㇾ子。擇ㇾ日。冢子則大牢。庶人特豚。士特豕。大夫少牢。國君世子大牢。其非二冢子一。則皆降二一等一。

に接する(二六)には、日を擇ぶ、冢子(二七)は則ち大牢、庶人は特豚、士は特豕、大夫は小牢國君の世子は大牢、其の冢子に非ざれば、則ち皆一等を降す。

(一) 中門の番人 (二) 衣桁 (三) 諸侯の制、諸侯は一娶に九女あり、卽ち夫人及び二媵にして各姪娣有り、此六人は三夕に當る、次に二媵一夕に當る、次に夫人一夕を專にす、凡五日にして御することと偏し (四) 妻の夕に當るをいふ (五) 產月に及びて (六) 燕寢の傍の室 (七) 產せんとして苦惱するとき (八) 女師 (九) 弓を門の左にかく (一〇) 佩巾 (一一) 抱く (一二) 弓射る (一三) 世繼の君 (一四) 大牢の禮を以て其子に接見す、うぶやしなひす (一五) 宰夫 (一六) 禮を設くる爲の具 (一七) 士の吉なる者をえらみて子を抱かしむ (一八) 前日よりものいみし (一九) 承けとりて (二〇) 弓射る人 (二一) くはの弓、よもぎの矢 (二二) 遠大に事あることを期して祝うて射る (二三) 保母 (二四) 醴を以て子を負ひし處の吉士を醴し (二五) 乳養せしむ (二六) うぶやしなひするには (二七) 天子の天子

異爲二孺子室於宮中一。擇二於諸母與二可者一。

異に孺子の室を宮中に爲り、諸母(一)と可なる者とを擇び、必ず其の寛裕慈惠、溫良恭敬(二)、愼みて言寡き者を求めて、子の師たらしめ、其次を慈母(三)と爲し、其の

敢藏於夫之篋笥。不敢共湢浴。夫不在。斂枕篋簟席襡器而藏之。少事長。賤事貴。咸如之○夫婦之禮。唯及七十同藏無間。故妾雖老。年未滿五十。必與五日之御。將御者。齊漱澣。愼衣服。櫛縰笄。總角。拂髦。衿纓。綦屨。雖婢妾。衣服飲食必後長者。妻不在。妾御莫敢

れば、必ず(三)五日の御に與る、將に御せんとする者は、齊し漱澣し、衣服を愼み、櫛し縰し笄し總角し、髦を拂ひ、纓を衿し屨を綦す。婢妾と雖も、衣服飲食は、必ず長者に後る。妻在らざれば、妾御するに敢て(四)夕に當ること莫し。○妻將に子を生まんとすれば、(五)月辰に及びて、(六)側室に居る。夫、人をして日に再び之を問はしむ。(七)作すときは自ら之を問ふ、妻敢て見えず。(八)姆をして衣服して對へしむ。子生るゝに至りて、夫復た人をして日に再び之を問はしむ。夫齊すれば、則ち側室の門に入らず。子生るれば、男子なれば(九)弧を門の左に設け、女子なれば帨(一〇)を門の右に設く。三日にして始めて子を負ふ(一一)、男は射(一二)、女は否らず。國君の世子(一三)生るれば、君に告げ、(一四)接するに大牢を以てし、(一五)(一六)宰、具を掌る。三日にして、士(一七)を卜して之を負はしむ。吉者宿(一八)齊朝服し、寢門の外にて詩(一九)けて之を負ふ。射人(二〇)(二一)桑弧蓬矢六を以て、(二二)天地四方を射る、(二三)保受けて乃ち之を負ふ。宰、子を負ふものを(二四)醴し、之に束帛を賜ふ。士の妻、大夫の妾を卜して、子を(二五)食はしむ。凡そ子

醷。爲ㇾ熬捶ㇾ之去二其皽一。編ㇾ萑。布二牛肉一焉。屑二桂與ㇾ薑以灑二諸上一而鹽ㇾ之。乾而食ㇾ之。施ㇾ羊亦如ㇾ之。施ㇾ麋施ㇾ鹿施ㇾ麕。皆如二牛羊一。欲ㇾ濡二肉一。則釋而煎ㇾ之以ㇾ醢。欲ㇾ乾二肉一。則捶而食ㇾ之。糝取二牛羊豕之肉一。三如ㇾ一。小切ㇾ之。與二稻米一。稻米二肉一。合以爲ㇾ餌。煎ㇾ之。肝膋取二狗肝一一。幪ㇾ之以二其膋一。濡炙ㇾ之。舉燋二其膋一。不ㇾ蓼。取二稻米一舉糔二溲之一。小切二狼臅膏一。以與二稻米一爲ㇾ酏。

〔一五〕量多寡を等しからしむ　〔一六〕牛肉の酒漬、八珍の一　〔一七〕文理　〔一八〕たべ頃は朝美酒に漬し翌朝食ふを好期とす　〔一九〕梅漿　〔二〇〕牛羊等の肉を火上にて調理する食品、八珍の一　〔二一〕葦を編みてすだれをつくり　〔二二〕たゝきつぶして　〔二三〕しなやかなる肉　〔二四〕水を以て潤はしめて　〔二五〕こながき　〔二六〕牛羊豕の三種の肉の分量を同一にす　〔二七〕きもとあぶらとを以て調理したる食品、八珍の一

○禮始二於謹二夫婦一。爲二宮室一。辨二外內一。男子居ㇾ外。女子居ㇾ內。深ㇾ宮固ㇾ門。閽寺守ㇾ之。男不ㇾ入。女不ㇾ出。男女不ㇾ同二椸枷一。不三敢縣二於夫之楎椸一。不二

○禮は夫婦を謹むに始まる、宮室を爲りて、外內を辨じ、男子は外に居り、女子は內に居り、宮を深くし門を固くし、閽寺(一)之を守り、男は入らず、女は出でず。男女椸枷を同じくせず、敢て夫の楎椸(二)に縣けず。敢て夫の篋笥に藏せず。敢て湢浴を共にせず。夫在らざれば、枕を篋に斂めて、簟席を襡にし、器して之を藏す。少長に事へ、賤、貴に事ふるは、咸之の如し。○夫婦の禮、唯七十に及べば、同じく藏して間なし。故に妾は老いたりと雖も、年未だ五十に滿たざ

煎二諸膏一、膏必
滅レ之。鉅鑊湯。
以二小鼎一薌脯
於二其中一。使二其
湯毋一レ滅レ鼎。三
日三夜毋レ絶レ
火。而后調レ之
以二醯醢一。擣珍
取二牛羊麋鹿
麕之肉一。必脄。
每レ物與レ牛若レ
一。捶反二側之一。
去二其餌一。孰出レ
之。去二其皽一。柔二
其肉一。漬取二牛
肉一。必新殺者。
薄切レ之。必絶二
其理一。湛二諸美
酒一。期朝而食レ
之以二醯若醷

を取る、必ず新に殺せる者とす、薄く之を切り、必ず其(一七)理を絶ち、諸を美酒に湛し、期朝(一八)にして之を食ふに醢若しくは醷(一九)を以てす。熬(二〇)を爲るには、之を捶ちて其の皽を去り、萑(二二)を編みて牛の肉を布く。桂と薑とを屑(二一)にし、以て諸を上に灑いで之を鹽す。乾けば之を食ふ。羊に施すも亦之の如くし、麋に施し麕に施し塗に施すこと、皆牛羊の如し、濡肉(二三)を欲せば、則ち釋(二四)して之を煎るに醢を以てす。乾肉を欲せば、則ち捶ちて之を食ふ。糝(二五)は牛羊豕の肉を取る、三(二六)ながら一の如くし、小く之を切り、稻米を與ふ、稻米は二、肉は一、合して以て餌と爲し、之を煎る。肝膋(二七)は狗肝一を取り、之を幪ふに其の膋を以てし、濡して之を炙る。擧其の膋を爇す、蓼せず、稻米を取りて、擧之を糔溲し、小く狼の臅の膏を切り、以て稻米を與へて酏を爲る。

(一) をか穗 (二) 陸稻の飯に注ぐ (三) 八珍の一 (四) 八珍の一 (五) 塗りて燒くもの、八珍 (六) 羊 (七) 鹿の類 (八) 黏土 (九) 皽膜 (一〇) 膏滅えなくなる樣にす (一一) 大なべ (一二) 脯を香をつけ美ならしめ (一三) 小鼎を鑊湯の内に置き湯をして小鼎内に入らざらしむ (一四) 肉を反して擣ち又側てゝ擣ちて作りたるもの八珍の一

而況於人乎。○凡養老。五帝憲。三王有乞言。五帝憲。養氣體。而不乞言。有善則記之爲惇史。三王亦憲。既養老而后乞言。亦微其禮。皆有惇史。

○淳熬煎醢加于陸稻上。沃之以膏。曰淳熬。淳母煎醢加于黍食上。沃之以膏。曰淳母。炮取豚若將。刲之刳之。實棗於其腹中。編萑以苴之。塗之以謹塗。炮之。塗皆乾擘之。濯手以摩之。去其皽。爲稻粉。糔溲之以爲酏。以付豚。

○淳熬は醢を煎つて陸稻の上に加へ、之に沃ぐに膏を以てするを淳熬と曰ふ。淳母は醢を煎りて黍食の上に加へ、之に沃ぐに膏を以てするを、淳母と曰ふ。炮は豚若くは將を取りて、之を刲し之を刳し、棗を其腹中に實し、萑を編みて以て之を苴み、之に塗るに謹塗を以てして之を炮る。塗皆乾けば之を擘き、手を濯うて以て之を摩して、其の皽を去る、稻粉を爲りて、之を糔溲し以て酏を爲り、以て豚に付して、諸を膏に煎る、膏必ず之を滅す。鉅鑊の湯に、小鼎を以て薌脯して、其の中に於て、其の湯をして鼎を滅すること毋からしむ。三日三夜火を絶つこと毋れ、而して后に之を調ずるに醯醢を以てす。擣珍は牛、羊、麋、鹿、麕の肉を取る、必ず脄をす、物毎に牛と一の若くす、捶ちて之を反側し、其の餌を去り、孰せば之を出し、其の皽を去り、其の肉を柔かにす。漬は牛の肉

在。子雖老不坐。有虞氏養國老於上庠。養庶老於下庠。夏后氏養國老於東序。養庶老於西序。殷人養國老於右學。養庶老於左學。周人養國老於東膠。養庶老於虞庠。虞庠在國之西郊。有虞氏皇而祭。深衣而養老。夏后氏收而祭。燕衣而養老。殷人冔而祭。縞衣而養老。周人冕而祭。玄衣而養老。

〇曾子曰。孝子之養老也。樂其心。不違其志。樂其耳目。安其寢處。以其飲食忠養之。孝子之身終。終身也者。非終父母之身。終其身也。是故父母之所愛亦愛之。父母之所敬亦敬之。至於犬馬盡然。

○曾子曰く、孝子の老を養ふや、其の心を樂ましめ、其の志に違はず、其の耳目を樂ましめ、其の寢處を安くし、其の飲食を以て之を忠養す。(一)孝子の身終(二)るまでです、身を終ふるとは、父母の身を終ふるに非ず、其(三)の身を終ふるなり。是故に父母の愛する所は、亦之を愛し、父母の敬する所は、亦之を敬す、犬馬に至るまで盡く然り。而るを況んや人に於てをや。○凡そ老を養ふには五帝を憲(四)り、三王は乞言あり、五帝は憲る、氣體を養うて乞言せず、善あれば則ち之を記して、惇史と爲す、三王も亦憲る。既に老を養うて而して后に言を乞ふ、亦其禮を微にす、皆惇史あり。

(一) 心に表裏なく孝養を盡す (二) 一生 (三) 孝子の身 (四) 其徳行に法る

制。七十時制。八十月制。九十日脩。唯絞紟衾冒。死而后制。五十始衰。六十非レ肉不レ飽。七十非レ帛不レ煖。八十非レ人不レ煖。九十雖レ得レ人不レ煖矣。五十杖二於家。六十杖二於鄕。七十杖二於國。八十杖二於朝。九十者天子欲レ有レ問焉。則就二其室。以レ珍從。七十不レ俟レ朝。八十月告レ存。九十日有レ秩。五十不レ從二力政。六十不レ與二服戎。七十不レ與二賓客之事。八十齊喪之事非レ及也。五十而爵。六十不二親學。七十致レ政。凡自二七十一以上。唯衰麻爲レ喪。凡三王養レ老皆引レ年。八十者一子不レ從レ政。九十者其家不レ從レ政。瞽亦如レ之。凡父母

に與らず、八十は齊喪の事及ばざるなり、五十にて爵し、六十は親ら學ばず、七十にして政を致す。凡そ七十より以上、唯衰麻して喪を爲す。凡そ三王の老を養ふは、皆年を引く、八十の者は一子政に從はず、九十の者は其家政に從はず。瞽も亦之の如し。凡そ父母在せば、子は老と雖も坐せず。有虞氏は國老を上庠に養ひ、庶老を下庠に養ふ。夏后氏は國老を東序に養ひ、庶老を西序に養ひ、殷人は國老を右學に養ひ、庶老を左學に養ふ。周人は國老を東膠に養ひ、庶老を虞庠に養ふ。虞庠は國の西郊に在り。有虞氏は皇して祭り、深衣して老を養ふ。夏后氏は收して祭り、燕衣して老を養ふ。殷人は冔して祭り、縞衣して老を養ふ。周人は冕して祭り、玄衣して老を養ふ。

● 此一節は王制に詳す、つきて見る可し

○凡養レ老。有虞氏以二燕禮一。夏后氏以二饗禮一。殷人以二食禮一。周人脩而兼二用之一。凡五十養二於鄕一。六十養二於國一。七十養二於學一。達二於諸侯一。八十拜二君命一。一坐再至。瞽亦如レ之。九十者使二人受一。五十異レ粻。六十宿レ肉。七十貳レ膳。八十常珍。九十飮食不レ違レ寢。膳飮從二於遊一可也。六十歲

○凡そ老を養ふには、有虞氏は燕禮を以てし、夏后氏は饗禮を以てし、殷人は食禮を以てし、周人は脩めて之を兼ね用ふ。凡そ五十は鄕に養ひ、六十は國に養ひ、七十は學に養ふ、諸侯に達す、八十君命を拜するときは、一坐再至す、瞽も亦之の如くし、九十の者は人をして受けしむ、五十は粻を異にし、六十は肉を宿し、七十は膳を貳にし、八十は常珍あり、九十は飮食寢を違らず、膳飮遊に從ふも可なり。六十は歲に制し、七十は時に制し、八十は月に制し、九十は日に脩む、唯絞紟衾冒は、死して后に制す、五十始めて衰ふ、六十は肉に非ざれば飽かず、七十は帛に非ざれば煖ならず、八十は人に非ざれば煖ならず、九十は人を得ると雖も煖ならず。五十は家に杖つき、六十は鄕に杖つき、七十は國に杖つき、八十は朝に杖つき、九十の者は天子問ふこと有らんと欲せば、則ち其室に就きて、珍を以て從ふ、七十は朝を俟たず、八十は月に存を告げ、九十は日に秩あり、五十は力政に從はず、六十は服戎に與らず、七十は賓客の事

梨曰レ攢レ之。○牛夜鳴則𤚍。羊冷毛而毳。羶。狗赤股而躁臊。鳥皫色而沙鳴。鬱。豕望視而交睫。腥。馬黑脊而般臂漏。雛尾不レ盈レ握。弗食。舒鴈翠。鵠鴞胖。舒鳧翠。雞肝。鴈腎。鴇奥。鹿胃。○肉腥。細者爲レ膾。大者爲レ軒。或曰。麋鹿魚爲レ菹。麕爲ニ辟雞一。野豕爲レ軒。兎爲ニ宛脾一。切ニ葱若薤一。實ニ諸醯一。以柔レ之。○羹食。自ニ諸侯一以下至ニ於庶人一無レ等。大夫無ニ秩膳一。大夫七十而有レ閣。天子之閣。左達五。右達五。公侯伯於ニ房中一五。大夫於レ閣三。士於レ坫一。

辟雞と爲し、野豕を軒と爲し、兎は宛脾と爲し、葱若しくは薤を切りて、諸(二〇)を醯に實す、以て之を柔かにす。○羹食は、諸侯より以下、庶人に至るまで等(二一)無し、大夫は秩膳(二二)無し、大夫は七十にして閣(二三)あり、天子の閣は、左達に五、右達に五、公侯伯(二四)は房中に於てして五(二五)、大夫は閣に於てして三(二六)、士は坫(二七)に於てして一なり。

(一)牛羊豕 (二)茱萸 (三)あへもの (四)二者共に魚の名 (五)香草 (六)乙字形の骨 (七)竅。或說に云く頸下に骨有りて能く人を毒すと (八)毛の本ろすくまばらにて毛端にこ毛なるもの (九)擧動急躁なるは (一〇)毛色變りて光澤なきもの (一一)沙は嘶、いなゝきなく (一二)上を視て睫毛の交るは (一三)前の脛の毛斑なるもの (一四)螻蛄の臭みあり (一五)一握する程なきもの (一六)尾の肉 (一七)脅の側の薄き肉 (一八)脾肶 (一九)肉を大なる片に切ること (二〇)醯に浸して置く時は柔軟になるを以ていふ (二一)等衰なし (二二)常の定まりたる膳 (二三)板を以て作る食物をのするたな (二四)宮室の制、中央を正室となし正室の左右を房と爲す。房の外に序あり、序の外に夾室あり (二五)三牲の肉及び魚腊 (二六)豕魚腊 (二七)土坫

○膾春用葱。秋用芥。豚春用韭。秋用蓼。脂用葱。膏用薤。三牲用藙。和用醯。獸用梅。鶉羹。雞羹。鴽釀之蓼。魴鱮烝、雛燒。雉薌無蓼。○不食雛鼈。狼去腸。狗去腎。狸去正脊。兎去尻。狐去首。豚去腦。魚去乙。鼈去醜。○肉曰脫之。魚曰作之、棗曰新之。栗曰撰之。桃曰膽之。柤

○膾には春は葱を用ひ、秋は芥を用ふ。豚には春は韭を用ひ、秋は蓼を用ふ。脂には葱を用ひ、膏には薤を用ひ、三牲(一)には藙(二)を用ひ、和(三)には醯を用ふ、獸には梅を用ひ。鶉羹、鷄羹、鴽には、之に蓼を釀す、(四)魴鱮の烝、雛の燒、雉には薌(五)ありて蓼無し。○雛鼈を食はず、狼は腸を去り、狗は腎を去り、狸は正脊を去り、兎は尻を去り、狐は首を去り、豚は惱を去り、魚は乙(六)を去り、鼈は醜(七)を去る。○肉には之を脫すと曰ひ、魚には之を作ると曰ひ、棗には之を新にすと曰ひ、栗には之を撰ぶと曰ひ、桃には之を膽すと曰ひ、柤梨には之を攢すと曰ふ。○牛の夜鳴くものは則ち庮し、羊の冷毛(八)にして毳あるは羶し、狗の赤股にして躁(九)なるは臊し、鳥の皫(一〇)色にして沙鳴(一一)するは鬱し、豕の望視(一二)して睫を交ふるは腥し、馬の黑脊にして般臂(一三)なるは漏(一四)し、雛の尾、握(一五)に盈たざるは食はず。舒鴈の翠(一六)、鵠鴞の胖(一七)、舒鳧の翠、雞の肝、鴈の腎、鴇の奥(一八)、鹿の胃をも。○肉の腥は、細き者は膾と爲る、(一九)大なる者は軒と爲す。或は曰く、麋、鹿、魚は菹と爲し、麕は

多ㇾ酸。多ㇾ苦。秋多ㇾ辛。冬多ㇾ鹹。調以二滑甘一。牛宜ㇾ稌。羊宜ㇾ黍。豕宜ㇾ稷。犬宜ㇾ粱。鴈宜ㇾ麥。魚宜ㇾ苽。春宜二羔豚一。膳二膏薌一。夏宜二腒鱐一。膳二膏臊一。秋宜二犢麛一。膳二膏腥一。冬宜二鮮羽一。膳二膏羶一。○牛脩。鹿脯。田豕脯。麋脯。麕脯。麋鹿田豕麕皆有ㇾ軒。雉兎皆有ㇾ芼。爵鷃。蜩。范。芝。栭。蔆。椇。棗。栗。榛。柹。瓜。桃。李。梅。杏。楂。棃。薑。桂。○大夫燕食。有ㇾ膾無ㇾ脯。有ㇾ脯無ㇾ膾。士不ㇾ貳二羹胾一。庶人耆老不二徒食一。

稷に宜しく、犬は粱に宜しく、鴈は麥に宜しく、魚は苽に宜しく(六)、春は羔豚に宜しく、膏薌を膳にす(七)、夏は腒鱐に宜しく(八)、膏臊を膳にす、秋は犢麛に宜しく(九)、膏腥を膳にす、冬は鮮羽に宜しく(一〇)、膏羶を膳にす。○牛脩(一一)、鹿脯、田豕脯、麋脯、麕脯(一二)あり。麋、鹿、田、豕、麕は皆軒あり(一三)、雉、兎は皆芼あり(一四)。爵鷃、蜩、范(一五)、芝栭蔆椇(一六)(一七)(一八)、棗、栗、榛、柹、瓜、桃、李、梅、杏、楂(一九)、棃、薑、桂あり。○大夫の燕食には、膾あれば脯無く、脯あれば膾なし、士は羹胾を貳にせず(二〇)、庶人の耆老は徒食せず。(二一)

(一) 飯のとゝのへ方 (二) 飯は温なるを宜しとす、故に春の季候の温なるに擬す (三) あへもの (四) なめらかにうまき (五) 稻 (六) ひさごよね (七) 牛のあぶらの香 (八) 腒は乾雉、鱐は乾魚 (九) かのこ (一〇) 鮮は生魚、羽は雁 (一一) 牛のはじし (一二) くじかのはじし (一三) 腥を食ふ時薤葉の形状に切り細かに切らず故にいふ (一四) 芼菜を和して調ず (一五) 鷃はかやぐき、蜩はせみ (一六) くさびら (一七) 小栗 (一八) ひし (一九) 山梨 (二〇) そへもの (二一) 酒食の具へあるをいふ

膷○臐○膮○醢○牛炙○醢○牛胾○醢○牛膾○羊炙○羊胾○醢○豕炙○醢○豕胾○芥醤○魚膾○雉○兎○鶉○鷃○飲重醴○稻醴清糟○黍醴清糟○粱醴清糟清○或以レ酏爲レ醴○黍酏○漿○水○醷○濫○酒清白○羞糗餌○粉酏○食蝸醢而苽食雉羹○麥食脯羹雞羹○折稌犬羹兎羹○和糝不レ蓼○濡豚○包レ苦實レ蓼○濡雞醢醤實レ蓼○濡魚卵醤實レ蓼○濡鼈○醢醤實レ蓼○腶脩○蚳醢○脯羹○兎醢○麋膚魚醢○魚膾○芥醤○麋腥醢醤○桃諸梅諸○卵鹽○

て入る (七) 上等 (八) 好き物 (九) 私に祖禰を祭る (一〇) 稰は穀の熟したるを収穫したもの、穛は生きながら穫るもの (一一) 膷は牛の煮物、臐は羊の煮物、膮は豕の煮物、醢は肉醤、牛炙は牛のあぶりもの (一二) しゝびしは (一三) 牛肉を切れるもの (一四) 牛肉のなます (一五) 芥子のあへもの (一六) 清と糟と酏を和して重ねて醸す (一七) 梅漿 (一八) 糗飲の漏を雑へて水に和したるもの (一九) 清は清酒、白は白酒即ち醴酒昔酒をいふ (二〇) 籩豆に盛りて盛むるもの (二一) 米麦を炒りて之を擣きて餌と爲したるもの (二二) 稻餅の上に豆を粉と爲して粉がきとしたるもの (二三) 螺のしゝびしは (二四) はじしのあつもの (二五) 細かに稻米をつき折りて飯を爲る (二六) あへものしこながきをして (二七) 魚の子を醤としたるもの (二八) 蚍蜉の子を以てししびしはとなしたるもの (二九) 大鹿の切肉 (三〇) 生の麋肉 (三一) 菹 (三二) 大鹽、形鳥の卵に似たればいふ

○凡食齊視二春時一○羹齊視二夏時一○醤齊視二秋時一○飲齊視二冬時一○凡和○春

○凡そ食の齊は(一)春時に視へ、(二)羹の齊は夏時に視へ、醤の齊は秋時に視へ、飲の齊は冬時に視へ。凡そ和は、(三)春は酸多くし、夏は苦多くし、秋は辛多くし、冬は鹹多くす。調するに滑甘を以てす。(四)牛は稌に宜しく、(五)羊は黍に宜しく、豕は

衆ニ車徒。舍ニ於外ニ以ニ寡約ニ入。子弟猶歸ニ器衣服裘衾車馬ニ則必獻ニ其上。而后敢服ニ用其次ニ也。若非レ所レ獻。則不ニ敢以入ニ於宗子之門。不ニ敢以ニ貴富ニ加ニ於父兄宗族ニ。若富。則具ニ二牲ニ獻ニ其賢者於宗子ニ。夫婦皆齊而宗敬焉。終レ事而后敢私祭。〇飯。黍。稷。稻。粱。白黍。黃粱。稰。穛。膳

若し獻ずる所に非ざれば、則ち敢て以て宗子の門に入らず。敢て貴富を以て父兄宗族に加へず。若し富めば則ち二牲を具へ、其(八)賢者を宗子に獻ず。夫婦皆齊して宗敬す。事を終へて而して后に敢て(九)私祭す。〇飯は黍、稷、稻、粱、白黍、黃粱(一〇)稰、穛あり、膳は(一一)膷、臐、膮、醢、牛炙、醢、牛胾、醢、牛膾、羊炙、羊胾、醢、豕炙、醢、豕胾、芥醬(一五)、魚膾、雉、兎、鶉(一二)、鷃(一三)あり、飲は重醴(一四)、稻醴は淸糟、黍醴は淸糟、粱醴は淸糟、或は酏を以て醴を爲くる、黍酏漿(一六)、水、醷(一七)、濫(一八)あり、酒(一九)は淸白あり、羞は糗餌(二〇)粉酏(二一)(二二)あり。食は蝸醢(二三)ありて苽食には雉、羹、麥食には脯羹(二四)、雞羹、折稌(二五)には犬羹、兎羹、和糝(二六)して蓼せず。豚を濡くには苦を包み蓼を實し、雞を濡くには醢醬ありて蓼を實し、魚を濡くには卵醬(二七)ありて蓼を實し、鼈を濡くには醢醬ありて蓼を實す、腶脩には蚳醢(二八)、脯羹には兎醢、麋膚(二九)には魚醢、魚膾には芥醬、麋腥(三〇)には醢醬、桃諸梅諸(三一)には卵鹽(三二)をもてす。

(一) 父及び祖の適子　(二) 適子の弟　(三) 大宗の子　(四) 大宗の子の婦　(五) 車及び從者　(六) 少人數をひきつれ

父母命名。必果。將レ爲二不善一。思レ貽二父母羞辱一。必不レ果。舅沒則姑老。冢婦所レ祭祀賓客一。毎レ事必請二於姑一。介婦請二於冢婦一。舅姑使二冢婦一。毋レ怠。不三友無二禮於介婦一。舅姑若使二介婦一。毋三敢敵二耦於冢婦一。不二敢並行一。不二敢並命一。不二敢並坐一。凡婦不レ命レ適二私室一不二敢退一。婦將レ有レ事。大小必請二於舅姑一。子婦無二私貨一。無二私畜一。無二私器一。不二敢私假一。不二敢私與一。婦或賜二之飲食衣服布帛佩帨茝蘭一。則受而獻二諸舅姑一。舅姑受レ之。則喜如二新受一レ賜。若反二賜之一則辭。不レ得レ命。如二更受一レ賜。藏以待レ乏。婦若有二私親兄弟一。將レ與レ之。則必復請二其故賜一。而后與レ之。

ば則ち辭す。命を得ざれば更に賜を受けたるが如くし、藏めて以て乏しきを待つ。婦若し私親兄弟ありて、將に之に與へんとすれば、則ち必ず復た其の故賜を請ひて、而して后に之を與ふ。

(一) 氣長く懇懃に諫むること (二) 妾腹の子や孫 (三) 敬を失はず (四) 父母が祭事 (五) 家事を長婦に傳へて隱居す (六) 衆婦 (七) 任を分ち勞を均しくせんとすること (八) 自身の室 (九) 事の大小を問はず皆 (一〇) 舅姑の命を待ちてなす (一一) 二者共に香草 (一二) 尊者の乏しき時を待つ

○適子庶子。祗事二宗子宗婦一。雖二貴富一。不下敢以二貴富一入中宗子之家上。雖レ

○適子庶子は、祗みて宗子宗婦に事ふ。貴富と雖も、敢て貴富を以て宗子の家に入らず。車徒衆しと雖も、外に舍きて、寡約を以て入る。子弟猶し器衣服裘衾車馬を歸らるゝときは、則ち必ず其上を獻じて、而して后に敢て其次を服用す。

有二婢子若庶子庶孫一。甚愛レ之。雖二父母沒一。沒レ身敬レ之不レ衰。子有二二妾一。父母愛二一人一焉。子愛二一人一焉。由二衣服飲食一。由二執事一。毋三敢視二父母所一レ愛。雖二父母沒一不レ衰。子甚宜二其妻一。父母不レ說。出。子不レ宜二其妻一。父母曰二是善事一レ我。子行二夫婦之禮一焉。沒レ身不レ衰。○父母雖レ沒。將レ爲レ善。思レ貽二

ず。子甚だ其の妻に宜しきに、父母說ばざれば出す。子其妻に宜しからざるに、父母是れ善く我に事ふと曰へば、子、夫婦の禮を行ふ。身を沒ふるまで衰へず。○父母沒すと雖も、將に善を爲さんとすれば、(四)父母の令名を貽すを思ひて必ず果す。將に不善を爲さんとすれば、父母の羞辱を貽すを思ひて、必ず果さず。舅沒せば則ち姑老す。(五)冢婦、祭祀賓客する所は、事每に必ず姑に請ふ。(六)介婦は冢婦に請ふ。舅姑、冢婦を使へば、怠ること毋れ。友て介婦に無禮なることなかれ。舅姑若し介婦を使へば、敢て冢婦に敵耦(七)すること毋れ。敢て並び行かず、敢て並び命ぜず、敢て並び坐せず。凡そ婦は私室に適けと命ぜられざれば敢て退かず。婦將に事あらんとすれば、大小(八)必ず舅姑に請ふ。子婦私の貨なく、私の畜なく、私の器なく、敢て私(九)(一〇)に假さず、敢て私に與へず。婦或は之に飲食衣服、布帛佩帨茝蘭(一一)を賜へば、則ち受けて諸を舅姑に獻ず。舅姑之を受くれば、則ち喜ぶこと新に賜を受くるが如くす。若し之を反し賜へ

逆勿レ怠。若飲二食之一。雖レ不レ耆。必嘗而待。加二之衣服一。雖レ不レ欲。必服而待。加二之事一。人代レ之。已雖レ弗レ欲。姑與レ之而姑使レ之。而后復レ之。子婦有二勤勞之事一。雖二甚愛一レ之。姑縱レ之。而寧數休レ之。子婦未レ孝未レ敬。勿二庸疾怨一。姑教レ之。若不レ可レ教。而后怒レ之。不レ可レ怒。子放婦出。而不レ表レ禮焉。

(一)内庭の事 (二)梱外の事 (三)器を授受せず (四)篚を以て受けて手づからせず (五)浴室を共にせず (六)ふさへかくす (七)子婦に仕事を言ひつくる時 (八)父母舅姑、他人をして代らしむれば (九)譴責 (一〇)其失禮の罪を表明すべからず

○父母有レ過。下レ氣怡レ色。柔レ聲以諫。諫若不レ入。起敬起孝。說則復諫。不レ說與三其得二罪於鄕黨州閭一。寧孰諫。父母怒不レ說。而撻レ之流レ血。不三敢疾怨一。起敬起孝。○父母

○父母過あらば、氣を下し色を怡ばしめ、聲を柔かにし以て諫めよ。諫若し入らざれば、起て敬し起て孝す、說べば則ち復た諫めよ、說ばざれば、其の罪を鄕黨州閭に得んよりは、寧ろ孰(一)諫せよ。父母怒り說ばずして、之を撻ちて血を流すとも、敢て疾怨せず、起て敬し起て孝せよ。○父母、婢子若しくは庶(二)子庶孫ありて、甚だ之を愛せば、父母沒すと雖も、身を沒ふるまで之を敬して衰(三)へず。子、二妾あらんに、父母は一人を愛し、子は一人を愛せば、衣服飲食より、執事より、敢て父母の愛する所に視ふこと毋れ。父母沒すと雖も衰へ

其無レ篚則皆坐。奠レ之而后取レ之。外內不レ共レ井。不レ共二湢浴一。不レ通二寢席一。不レ通二乞假一。男女不レ通二衣裳一。內言不レ出。外言不レ入。男子入レ內。不レ嘯不レ指。夜行以レ燭。無レ燭則止。女子出レ門。必擁二蔽其面一。夜行以レ燭。無レ燭則止。道路男子由レ右。女子由レ左。○子婦孝者敬者。父母舅姑之命。勿レ

席を通ぜず。乞假を通ぜず。男女衣裳を通ぜず。內言出でず、外言入らず。男子內に入れば、嘯ぶかず指さず。夜行くには燭を以てす、燭無ければ則ち止む。女子門を出づれば、必ず其面を擁蔽す。(六)夜行くには燭を以てす、燭無ければ則ち止む。道路は男子は右よりし、女子は左よりす。○子婦の孝なる者敬なる者は、父母舅姑の命は、逆ふこと勿れ、怠ること勿れ。若し之に飲食せしむれば、耆まずと雖も、必ず嘗めて待つ。之に衣服を加ふれば、欲せずと雖も、必す服して待つ。(七)之に事を加ふるとき、(八)人之に代れば己欲せずと雖も、姑く之に與へ、姑く之に使はしめて、而して后に之を復せよ。子婦勤勞の事あれば、甚だ之を愛すと雖も、姑く之を縱して、寧じて數〻之を休はす。子婦未だ孝あらず未だ敬ならざるも、庸て疾怨すること勿れ、姑く之に敎へよ。若し敎ふ可からずして、而して后に之を怒めよ。(九)怒む可からざれば、子は放ち婦は出して而して(一〇)禮を表かにせざれ。

夕恒食。子婦佐餕。既ニ食恒餕一。父沒母存。冢子御食。羣子婦佐餕如ㇾ初。旨甘柔滑。孺子餕。○在ニ父母舅姑之所一。有ㇾ命ㇾ之。應

ふ。

(一)枕及び夜の物　(二)別居す　(三)父母の前に出でて機嫌を伺ふ　(四)其の親を敬愛する爲に甘味を進む　(五)其のすべき仕事をなす　(六)何處に足を向けてよきかをうかゞふ　(七)臨息　(八)兩場所を一定す　(九)四者共に餕を盛る器　(一〇)つとめて進め　(一一)母の食事する側に侍る　(一二)子婦に父母命令することあれば　(一三)はいとつゝしみて返事をなし　(一四)からゑづきしおくびす　(一五)鼻ひしわぶき　(一六)あくび　(一七)片足にて立ち倚りかゝる　(一八)そば目をつかふ　(一九)唾はきはなたる　(二〇)肩脱ぐ　(二一)けのころも　(二二)米のとぎ汁　(二三)

此の譯

唯敬對。進退周旋愼齊。升降出入揖遊。不ニ敢噦噫嚔咳。欠伸。跛倚睇視一。不ニ敢唾洟一。寒不ニ敢襲一。癢不ニ敢搔一。不ㇾ有ニ敬事一。不ニ敢袒裼一。不ㇾ涉不ㇾ撅。褻衣衾不ㇾ見ㇾ裏。父母唾洟不ㇾ見。冠帶垢。和ㇾ灰請ㇾ漱。衣裳垢。和ㇾ灰請ㇾ澣。衣裳綻裂。紉ㇾ箴請ニ補綴一。五日則燂ㇾ湯請ㇾ浴。三日具ㇾ沐。其間面垢。燂ㇾ潘請ㇾ靧。足垢燂ㇾ湯請ㇾ洗。少事ㇾ長。賤事ㇾ貴。共帥ㇾ時

○男不ㇾ言ㇾ內。女不ㇾ言ㇾ外。非ㇾ祭非ㇾ喪。不ㇾ相ニ授器一。其相授則女受以ㇾ篚。

○男は内を言はず、女を外を言はず。祭に非ず喪に非ざれば、器(三)を相授けず。其の相授(一)くるには、則ち女(二)は受くるに篚(四)を以てし、其の篚無きときは、則ち皆坐して之を奠きて、而して后に之を取る。外内井を共にせず。(五)湢浴を共にせず。寢

事。日入而夕。慈以旨甘。○父母舅姑將坐。奉席請何鄉。將衽。長者奉席請何趾。少者執牀與坐。御者擧几。斂席與簟。縣衾。篋枕。斂簟而襡之。○父母舅姑之衣衾簟席枕几。不傳。杖屨祗敬之。勿敢近。敦牟卮匜。非餕莫敢用。與恒食飲。非餕莫之敢飲食。○父母在。朝

祗敬して敢て近づくこと勿れ。(九)敦牟卮匜は、餕に非ざれば敢て用ふること莫れ。與び恒の食飲は、餕に非ざれば之を敢て飲食すること莫れ。○父母在せば、朝夕の恒の食には、子婦佐けて(一〇)餕し、恒の餕を旣く食ふ。父沒して母存せば、冢子御食し(一一)、羣子婦佐け餕すること初の如し、旨甘柔滑は、孺子餕す。○父母舅姑の所に在るとき、(一二)之に命ずること有れば、(一三)應唯敬對し、進退周旋愼齊にす。升降出入揖遊するときに、敢て噦噫(一四)、嚏咳(一五)、欠伸(一六)、跛倚(一七)、睇視(一八)せず。敢て唾洟(一九)せず。寒くとも敢て襲せず。癢くとも敢て搔かず。敬事あらざれば、敢て袒(二〇)裼せず。渉らざれば撅げず。褻衣衾(二一)は裏を見さず。父母の唾洟は見はさず。冠帶垢つけば、灰を和して漱がんと請ひ、衣裳垢つけば、灰を和して澣はんと請ひ、衣裳綻裂すれば、箴に紉して補綴せんと請ふ。五日には則ち湯を燂して浴せんと請ひ、三日に沐を具ふ。其の間に面垢つけば潘(二二)を燂して靧んと請ふ、足垢つけば、湯を燂して洗はんと請ふ。少、長に事へ、賤、貴に事ふるは、共時に帥(二三)

菽麥。蕡稻。黍。粱。秫。唯所ㇾ欲。棗栗飴蜜以甘ㇾ之。菫荁枌楡免薧。滫瀡以滑ㇾ之。脂膏以膏ㇾ之。父母舅姑必嘗ㇾ之而後退。○男女未二冠笄一者。雞初鳴。咸盥漱。櫛。縰。拂ㇾ髦。總角。衿ㇾ纓。皆佩二容臭一。昧爽而朝。問二何食飲一矣。若已食則退。若未ㇾ食則佐二長者一視ㇾ具。

ざらけきとかれたると　二五 汁の滑らかなるもの　二六 あげまき　二七 香囊　二八 夜のひきあけ

○凡内外。雞初鳴。咸盥漱。衣服。斂二枕簟一。灑二掃室堂及庭一。布ㇾ席。各從二其事一。孺子蚤寢晏起。唯所ㇾ欲。食無ㇾ時。○由二命士一以上。父子皆異ㇾ宮。昧爽而朝。慈以二旨甘一。日出而退。各從二其

○凡そ内外、鷄初めて鳴けば、咸盥し漱し、衣服し、(一)枕簟を斂め、室堂及び庭を灑掃し、席を布き、各々其事に從ふ。孺子は蚤く寢ね晏く起く、唯欲する所のまゝにて、食ふに時無し。○命士より以上は父子皆(二)宮を異にす、昧爽にして(三)朝し、(四)慈むに旨甘を以てす、日出でて退き、(五)各々其事に從ふ。日入りて夕し、慈むに旨甘を以てす。○父母舅姑將に坐せんとすれば、席を奉じて、何くに鄕はんと請ひ、將に衽せんとすれば、長者は席を奉じて、(六)何くに趾せんと請ひ、少者は牀を執りて與に坐す。(七)御者は几を擧げ、席と簟とを斂め、衾を縣け、枕を篋にし、簟を斂めて之を襡む。○父母舅姑の衣衾簟席枕几は(八)傳さず、杖屨は之を

佩紛帨刀礪。小觿金燧。右佩箴管線纊。施縏袠。大觿。木燧。衿纓。綦屨。以適父母舅姑之所。及所下氣怡聲。問衣燠寒。疾痛苛癢。而敬抑搔之。出入則或先或後。而敬扶持之。進盥。少者奉槃。長者奉水。請沃盥。盥卒授巾。問所欲而敬進之。柔色以溫之。饘酏。酒醴。芼羹。

する所を問うて、敬んで之を進め、色を柔げて以て之を温く(二八)、饘酏(二九)、酒醴、芼羹(三〇)、菽麥、蕡稻黍粱秫(三一)、唯欲する所のまゝにす。棗栗、飴蜜以て之を甘しと、菫荁(三二)、枌楡(三三)は免薧(三四)あり、滫瀡(三五)以て之を滑かにし、脂膏以て之を膏にす、父母舅姑必ず之を嘗めて、而して後に退く。○男女未だ冠笄せざる者は、雞初めて鳴けば、咸盥し漱し、櫛し縰して髦を拂ひ、總角し(三六)纓を衿び、皆容臭(三七)を佩ぶ、昧爽(二八)にして朝す、何をか食飲せんと問ふ。若し已に食したれば則ち退ぎ、若し未だ食せざれば則ち、長者を佐けて具を視る。

(一)男女室に居り父母舅姑に事ふる禮法を記す　(二)君主　(三)邦治を掌りて國を治むる者　(四)諸民　(五)黑き緇を以て髮を韜み髻となす　(六)緇にて之を作り髮の本を束ぬ　(七)玄端を服し、韋を以てつくりたる膝おほひをつけ　(八)使令に用ふる物を佩ぶ　(九)紛は器物を拭ふ布、帨は手を拭ふ布　(一〇)小刀と礪石　(一一)小さき結こぶを解くに用ふるもの、さくじり　(一二)火を日中に取るもの　(一三)ゆがけ　(一四)筆、刀の鞘　(一五)くじり　(一六)木を以て火を取るもの　(一七)行縢　(一八)靴紐　(一九)玄端綃衣の上に紳帶を佩ぶ　(二〇)針のつゝ　(二一)絲と綿と　(二二)袠　(二三)香嚢　(二四)父母の居る所　(二五)温寒　(二六)疥　(二七)撫でさする　(二八)父母舅姑の意を承け慰藉す　(二九)饘はかゆ、酏はおもゆ　(三〇)菜のあつもの　(三一)大麻の實　(三二)すみれ　(三三)にれ　(三四)あ

后王命二冢宰一。降二德于衆兆民一。○子事二父母一。雞初鳴咸盥漱櫛縰笄。總。拂レ髦冠緌纓。端韠紳。搢レ笏。左右佩レ用。左佩二紛帨。刀礪。小觿金燧一。右佩二玦。捍。管。遰。大觿。木燧一。偪。屨著レ綦。婦事二舅姑一。如レ事二父母一。雞初鳴。咸盥漱。櫛。縰。笄。總。衣紳。左

内則第十二 (一)

(二)后王冢宰に命じ、德を衆兆民に降す。○子、父母に事ふるは、雞初めて鳴けば、(三)咸盥ひ漱ぎ、櫛り(四)縰み(五)笄し(六)總け、髦を拂ひ、冠し、纓を緌び、(七)端し韠し紳し、笏を搢む。左右に用を(八)佩ぶ。左に紛帨刀礪、(九)(一〇)小觿金燧を佩び、右に玦捍管遰、(一一)(一二)(一三)(一四)大觿木燧を佩ぶ、(一五)(一六)偪し、(一七)屨きて綦を著く。(一八)婦、舅姑に事ふるは、父母に事ふるが如し。雞初めて鳴けば、咸盥し漱し、櫛し縰し笄し總し、(一九)衣紳し、左に紛帨刀礪、小觿金燧を佩び、右に箴管、(二〇)線纊の、(二一)鞶袠に施したる(二二)と、大觿木燧とを佩び、纓を衿び屨に綦し、(二三)以て父母舅姑の所に適く。(二四)所に及べば、氣を下し聲を怡ばせ、衣の燠寒と、(二五)疾痛苛癢とを問ひて、(二六)敬んで之を抑搔す。(二七)出入には則ち或は先だち或は後れて、敬んで之を扶け持す。盥を進むるに、少者槃を奉じ、長者水を奉じて、沃盥せんを請ふ、盥卒はれば巾を授く、欲

割。敬之至也。敬之至也。服也。拜服也。稽首服之甚也。肉袒服之盡也。祭稱孝孫孝子。以二其義一稱也。稱二曾孫某一。謂二國家一也。祭祀之相。主人自致二其敬一。盡二其嘉一。而無二與讓一也。腥肆爓腍祭。豈知二神之所一レ饗也。主人自盡二其敬一而已矣。擧二斝角一。詔二妥尸一。古者尸無レ事則立。有レ事而后坐也。尸神象也。祝將レ命也。縮酌用二茅明酌一也。醆酒涚二于清一。汁獻涚二于醆酒一。猶下明清與二醆酒一于中舊澤之酒上也。○祭有レ祈焉。有レ報焉。有二由辟一焉。○齊之玄也。以二陰幽思一也。故君子三日齊。必見二其所レ祭者一。

于てするがごときなり。○祭に祈ること(二五)あり、報いること(二六)あり、由つて辟むと(二七)あり。○齊の玄する(二八)は、陰幽の思を以てなり。故に君子三日齊すれば、必ず其(二九)の祭る所の者を見る。

(一)遠なり (二)肵俎 (三)首を升げて神座に相對するなり (四)詔げ侑むること (五)毛及び血を以て神を祭ることは (六)血は內に在り、是れ幽を告げ、毛は外に在り、是れ全を告ぐる物 (七)表裏皆善なること (八)肺肝心は氣の舍る所なれば主といふ (九)陰靈 (一〇)腸の間の脂 (一一)陽靈 (一二)月中より取りたる水 (一三)涚は清なり。五齊即ち泛齊、醴齊、盎齊、緹齊、沈齊を漉して之を淸からしむること (一四)諸侯大夫 (一五)尸に詔げ侑むること (一六)腥は牲を殺して其體のまゝなるもの、肆は料理したるもの、爓は湯びきしたるもの、腍はよく煮たるもの (一七)共に爵の名 (一八)夏の時を指す (一九)醴齊を茅を敷きしたみて濁を取りて酌むこと (二〇)祭に用ふる爲に釀す酒。事酒 (二一)盎齊 (二二)清酒 (二三)秬鬯及び鬱金の汁を採出したるもの (二四)舊き醳酒 (二五)祈り求むること (二六)本に報いること (二七)災兵を弭め罪疾を遠ざくる等をいふ (二八)玄冠玄衣するは (二九)其祭る所の親

之也。嘏長也。大也。尸陳也。毛血告幽全之物也。告幽全之物者。貴純之道也。血祭盛氣也。祭肺肝心。貴氣主也。祭黍稷加肺。祭齊加明水。報陰也。取膟膋燔燎。升首報陽也。明水涚齊。貴新也。凡涚新之也。其謂之明水也。由主人之絜著此水也。君再拜稽首。肉袒親

肝心を祭るは、(八)氣の主を貴ぶなり。黍稷を祭るに肺を加へ、齊を祭るに明水を加ふるは、(九)陰に報ゆるなり。(一〇)膟膋を取りて燔燎し、首を升ぐるは、(一一)陽に報いるなり。(一二)明水と(一三)涚齊とは、親を貴ぶなり。凡そ涚するは之を新にするなり、其の之を明水と謂ふは、主人の潔に由りて、此水を著せばなり。君再拜稽首し、肉袒して親ら割くは、敬の至なり。敬の至は服するなり。拜するに服するなり。稽首は服するの甚しきなり、肉袒するは服するの盡せるなり。祭に孝孫孝子と稱するは、其義を以て稱するなり。曾孫某と稱するは、(一四)國家を謂ふなり。祭祀の(一五)相は、主人自ら其敬を致し、其嘉を盡くして、與に讓る無きなり。(一六)腥肆爓腍して祭るは、豈に神の饗くる所を知らんや、主人自ら其敬を盡くすのみ。(一七)斝角を舉げ、詔げて尸を妥ず。(一八)古者尸事無ければ則ち立ち、事有りて而して后に坐すなり。尸は神の象なり。祝は命を將ふものなり。(一九)縮酌には茅と(二〇)明酌とを用ふるなり。(二一)醆酒は(二二)清に涚し、(二三)汁獻は醆酒に涚す。猶ほ明清と醆酒とは(二四)舊澤の酒に

也。既灌然後迎レ牲。致二陰氣一也。蕭合二黍稷一。臭陽達二於牆屋一。故既奠。然後焫レ蕭合二羶薌一。凡祭愼二諸此一。魂氣歸二于天一。形魄歸二于地一。故祭求二諸陰陽一之義也。殷人先求二諸陽一。周人先求二諸陰一。詔二祝於室一。坐二尸於堂一。用二牲於庭一。升二首於室一。直祭祝二于主一。索祭祝二于祊一。不レ知二神之所在一。於レ彼乎。於レ此乎。或諸遠レ人乎。祭二于祊一。尚曰。求二諸遠者一與。

げ、(一四)直祭は主に祝し、(一五)素祭は祊に祝す。神の在す所は、彼に於てするか、此に於てするかを知らず。(一六)或ひは諸、人に遠ざかるか。祊に祭るは、尚つて曰く、諸を遠き者に求むるか。

(一)初めて血を以て神に室に告げ、次に腥肉を堂に薦め、次に爓して祭るは (二)牲未だ殺さゞる時は未だ臭味なし故にいふ (三)音樂の聲音を以て號び呼ぶは (四)氣臭 (五)鬱金香草の汁を擣きて鬯酒に和合し (六)臭を以て神を陰に求む。其香下りて淵泉に達す (七)よもぎ (八)臭を以て神を陽に求む。故に其臭洽く牆屋に達す (九)熟肉を薦む (一〇)魂魄天地に求むる所の意義なり (一一)祝、牲の膟膋を取りて爐炭に燒き以て室に入りて神に告げ (一二)牲を殺し (一三)牲の首を升ぐ (一四)正祭。正は熟を薦むるをいふ (一五)其神靈を求めて (一六)或ひは神、人に遠ざかりて廟に在さゞるか

○祊之爲レ言倞也。肵之爲レ言敬也。富也者福也。首也者直也。相饗レ

○祊の言たる(一)倞なり。(二)肵の言たる敬なり。富は福なり。首は直なり。(三)相は(四)之を饗するなり。嘏は長なり、大なり。尸は陳なり。(五)毛血は(六)幽全の物を告ぐるなり、幽全の物を告ぐるは、(七)純を貴ぶの道なり。血祭は氣を盛んにするなり。肺

也者。以㆑知㆑帥㆑人者也。玄冕齊戒。鬼㆓神陰陽㆒也。將㆘以爲㆓社稷主㆒。爲㆗先祖後㆖。而可㆓以不㆑致㆑敬乎。共㆑牢而食。同㆓尊卑㆒也。故婦人無㆑爵。從㆓夫之爵㆒。坐以㆓夫之齒㆒。器用㆓陶匏㆒。尚㆓禮然㆒也。三王作㆑牢用㆓陶匏㆒。厥明。婦盥饋。舅姑卒㆑食。婦餕㆑餘。私㆑之也。舅姑降㆑自㆓西階㆒。婦降㆑自㆓阼階㆒。授㆓之室㆒也。昏禮不㆑用㆑樂。幽陰之義也。樂陽氣也。昏禮不㆑賀。人之序也。

○有虞氏之祭也。尚㆑用㆑氣。血腥爓祭。用㆑氣也。殷人尚㆑聲。臭味未㆑成。滌㆓蕩其聲㆒。樂三闋。然後出迎㆑牲。聲音之號。所㆔以詔㆓告於天地之間㆒也。周人尚㆑臭。灌用㆓鬯臭㆒。鬱合㆑鬯。臭陰達㆓於淵泉㆒。灌以㆓圭璋㆒。用㆓玉氣㆒

○有虞氏の祭は、氣を用ふるを尚ぶ。(一)血腥爓して祭るは、氣を用ふるなり。殷人は聲を尚ぶ、(二)臭味未だ成らざるに、其聲を滌蕩し、樂三たび闋みて、然る後に出でて牲を迎ふ。(三)聲音の號は、天地の間に詔告する所以なり。周人は(四)臭を尚び、灌するに鬯臭を用ひ、(五)鬱を鬯に合し、(六)臭陰、淵泉に達す。灌するに圭章を以てするは、玉氣を用ふるなり。既に灌して、然る後に牲を迎ふるは、陰氣を致すなり。(七)蕭を黍稷に合し、(八)臭陽牆屋に達す。故に既に奠して、(九)然る後に蕭を焫きて羶薌に合す。凡そ祭は諸此を愼む。魂氣は天に歸し、形魄は地に歸す。故に祭は諸を(一〇)陰陽に求むるの義なり。殷人は先づ諸を陽に求め、周人は先づ諸を陰に求む、(一一)祝に室に詔げ、尸を堂に坐せしめ、(一二)牲を庭に用ひ、(一三)首を室に升

父子親然後義生。義生然後禮作。禮作然後萬物安。無レ別無レ義。禽獸之道也。壻親御授レ綏。親レ之也。親レ之也者。親レ之也。敬而親レ之。先王之所三以得二天下一也。出二乎大門一而先。男帥レ女。女從レ男。夫婦之義由レ此始也。婦人從レ人者也。幼從二父兄一。嫁從レ夫。夫死從レ子。夫也者。夫也。夫

て社稷の主と爲り、先祖の後たらん(一八)とす、以て敬を致さゞる可んや。牢を共にして食ふは、尊卑を同じくするなり。故に婦人は爵なし、夫の爵に從ふ。坐するに夫の齒(一九)を以てす。器陶匏を用ふるは、禮の然る(二〇)を尚ぶなり。三王牢を作りて、陶匏を用ひたり。厥の明(二一)、婦盥饋(二二)す、舅姑食を卒へて、婦、餘を餕す(二三)、之を私するなり。舅姑西階より階り、婦阼階より降るは、之に室を授くる(二四)なり。昏禮、樂を用ひざるは、幽陰の義なり。樂は陽氣なり。昏禮、賀せざるは、人の序(二五)なればなり。

(一)他姓　(二)其の別あるの禮を重ずる所以なり　(三)幣の厚薄を問はず、必ず誠意あるを要す　(四)婦に告げ戒むるに必ず厚くす　(五)牢を共にして食ひ　(六)尊卑を同じうすれば死ぬるまで　(七)再嫁せず　(八)婦の嫁する時夫親ら出て迎ふ　(九)其意義とする所は同一なり　(一〇)幣物に雁を用ふ　(一一)夫婦の別を章かにする所以なり　(一二)然る後は其の始めての意なり　(一三)萬物各々其所を得、安靜なり　(一四)婦車を御して　(一五)女家の門　(一六)丈夫　(一七)陰の靈は鬼、陽の靈は神　(一八)先祖の宗廟に承らんとす　(一九)長幼の序　(二〇)古來の尚ぶ所の禮の此の如くなるをいふ　(二一)結婚の翌日　(二二)手洗ひ清潔にして食物を供す　(二三)舅姑の食したる餘りを食ふ　(二四)婦に室を讓る所以なり　(二五)相承け代る次序

后萬物興焉。夫昏禮萬世之始也。取於異姓所以附遠厚別也。幣必誠。辭無不腆。告之以直信。信事人也。信婦德也。壹與之齊。終身不改。故夫死不嫁。男子親迎。男先於女。剛柔之義也。天先乎地。君先乎臣。其義一也。執摯以相見。敬章別。也。男女有別。然後父子親。

遠きを附け別を厚くする所以なり。幣は必ず誠、辭に不腆無く、之を告ぐるに直信を以てす、信は人に事ふるものなり、信は婦徳なり。壹たび之れを齊しうすれば、身を終ふるまで改めず。故に夫死すれば嫁せず。男子親迎し、男、女に先だつは、剛柔の義なり。天、地に先だち、君、臣に先だつ、其義一なり。摯を執りて以て相見ゆるは、敬んで別を章にするなり。男女別ありて、然る後に父子親む。父子親みて、然る後に義生ず。義生じて、然る後に禮作る。禮作りて、然る後に萬物安し。別なく義なきは、禽獸の道なり。壻親ら御して綏を授くるは、之を親らするなり。之を親らする者は之れを親ましめんとするなり。敬して之を親むは、先王の天下を得る所以なり。大門を出て先だち、男、女を帥ゐ、女男に從ふ、夫婦の義、此れより始まるなり。婦人は人に從ふ者なり。幼にして父兄に從ひ、嫁して夫に從ひ、夫死すれば子に從ふ。夫は夫なり。夫は知を以て人を帥ゐる者なり。玄冕して齊戒するは、陰陽を鬼神にするなり。將に以

以著代也。醮於客位。加有成也。三加彌尊。喩其志也。冠而字之。敬其名也。委貌周道也。章甫殷道也。毋追夏后氏之道也。周弁。殷冔。夏收。三王共皮弁素積。無大夫冠禮。而有其昏禮。古者五十而后爵。何大夫冠禮之有。諸侯之有冠禮。夏之末造也。天子之元子。士也。天下無生而貴者也。繼世以立諸侯。象賢也。以官爵人。德之殺也。死而謚今也。古者生無爵。死無謚。禮之所尊。尊其義也。失其義。陳其數。祝史之事也。故其數可陳也。其義難知也。知其義而敬守之。天子之所以治天下也。

は、祝史(しゆくし)の事なり。故に其の數は陳(つら)ぬ可きなり。其の義は知り難(がた)きなり、其義を知りて、敬(つゝしん)で之を守(まも)るは、天子の天下を治(をさ)むる所以(ゆゑん)なり。(二三)

(一) 偶數なるは (二) 黃彝にして肖罍の類、黃金を以て其外方に鏤め以て目となす故にいふ (三) 黃目は鬱鬯の酒を貯ふ、芳香あり、故にいふ (四) 間色なり (五) 鹽は海水を煎煮して得るを以ていふ (六) 興和の義 (七) 冠禮の義なり (八) 斂り棄てゝ可なり (九) 其の主人の次なることを顯ずなり (一〇) 客位は戶牖の間に在り (一一) 始め緇布冠を冠し、次に皮弁を加へ、又次に爵弁を加ふ (一二) 委貌、章甫、毋追皆緇布冠 (一三) 白鹿皮を以て制る (一四) 素を以て裳と爲して、其腰の中部にひだを重ねてつく (一五) 大夫の冠禮は士と同じ、故に大夫の冠禮なるものなし (一六) 末世 (一七) 適長子 (一八) 士の冠禮を行ふ (一九) 諸侯を立てゝ以て其先世に繼ぐは (二〇) 前人の賢行に法るが故なり (二一) 德の大小によつて次第するなり (二二) 玉帛俎豆を陳列するははふりの仕事なり (二三) 義の精微なるをいふ

○天地合而

○天地(てんち)合(がつ)して、而して后(のち)に萬物(ばんぶつ)興(おこ)る。夫れ昏禮(こんれい)は萬世(ばんせい)の始(はじめ)なり。(一)異姓(いせい)に取(めと)るは、

明者也。言酌ニ於中一而清ニ明於外一也。○祭レ天。掃レ地而祭焉。於ニ其質一而已矣。醯醢之美。而煎鹽之尙。貴ニ天產一也。割刀之用。而鸞刀之貴。貴ニ其義一也。聲和而後斷也。○冠義。始冠レ之緇布之冠也。大古冠レ布。齊則緇レ之。其綏也。孔子曰。吾未ニ之聞一也。冠而敝レ之可也。適子冠ニ於阼一。

其義を貴ぶなり。聲和して後に斷てばなり。○冠義、始めて之に冠するは、緇布の冠なり、大古は布を冠す、齊すれば則ち之を緇にす。其の綏は孔子曰く、吾未だ之を聞かずと。冠して之を敝てて可なり。適子阼に冠するは、以て代ることを著にするなり。客位に醮するは、加へて成る有ればなり。三加して彌〻尊し、其志を喩ずなり。冠して之に字するは、其名を敬するなり。委貌は周の道なり、章甫は、殷の道なり。毋追は夏后氏の道なり。周は弁、殷は冔、夏は收あり。三王皮弁素積を共にす。大夫の冠禮無くして、其昏禮あり。古者は五十にして后に爵す、何ぞ大夫に冠禮か之れ有らん。諸侯の冠禮あるは、夏の末造よりす。天子の元子は士なり。天下に生れながらにして貴き者無きなり。世に繼ぎて以て諸侯を立つるは、賢に象ればなり。官を以て人を爵するは、德の殺なり。死して而して謚するは今なり。古者は生きて爵無ければ、死して謚なかりき。禮に尊ぶ所は、其義を尊ぶなり。其の義を失ひて、其數を陳ぬる

器可ㇾ用也、而不ㇾ可ㇾ便二其利一也。所三以交二於神明一者。不ㇾ可ㇾ同三於所二安樂一之義也。酒醴之美。玄酒明水之尚。貴二五味之本一也。黼黻文繡之美。疏布之尚。反二女功之始一也。莞簟之安。而蒲越稾鞂之尚。明ㇾ之也。大羹不ㇾ和。貴二其質一也。大圭不ㇾ琢。美二其質一也。丹漆雕幾之美。素車之乘。尊二其樸一也。貴二其質一而已矣。所三以交二於神明一者。不ㇾ可ㇾ同下於所二安褻一之甚上也。如ㇾ是而后宜。

而して后に宜し。(二一〇)

(一)毎日祭祀に供する豆　(二)酢菜　(三)昌本、茆菹の類　(四)肉汁　(五)贏醢魚醢の如きもの　(六)人の常に食する所の食品　(七)美味を食ふが爲にあらざるなり　(八)貪り愛して食ふ可からざるなり　(九)袞衣　(一〇)愛玩す　(一一)萬舞、大武　(一二)娛樂の爲にすべからず　(一三)水　(一四)月中より取りたる水　(一五)女のわざ　(一六)禮の異なることを昭かにするなり　(一七)琢磨せざるは　(一八)刻鏤漆飾すること　(一九)安んじ褻る丶　(二〇)稱ふなり

○鼎俎奇而籩豆偶。陰陽之義也。黃目鬱氣之上尊也。黃者中也。目者氣之清

○鼎俎奇にして、籩豆偶なるは、(一)陰陽の義なり。黃目は(二)鬱氣の上尊なり、黃は(三)中なり、目は氣の淸明なる者なり、言は中に酌みて外に淸明なるなり。○天を祭るに、地を掃ひて祭る、其質に於てするのみ。醯醢を之れ美として、(五)煎鹽を之れ尚にするは、天産を貴ぶなり。割刀を之れ用ひて、鸞刀を之れ貴ぶは、

水草之和氣也。其醢陸産之物也。加豆陸産也。其醢水物也。籩豆之薦。水土之品也。不敢用常褻味而貴多品。所以交於神明之義也。非食味之道也。先王之薦可食也。而不可耆也。卷冕路車可陳也。而不可好也。武壯而不可樂也。宗廟之威而不可安也。宗廟之

(四)醢は水物(五)なり。籩豆の薦は、水土の品なり。敢て常褻(六)の味を用ひずして、多品を貴ぶ。神明に交はる所以の義なり。食(七)味の道に非ざるなり。先王の薦は食ふ可きなり、而して耆(八)む可からざるなり。卷冕(九)路車は、陳ぬ可きなり、而して好(一〇)す可からざるなり。武(一一)は壯にして樂(一二)む可からず。宗廟は之れ威ありて安んず可からざるなり。宗廟の器は用ふ可きなり。而して其利を便とす可からざるなり。神明に交る所以の者は、安樂する所に同じかる可からざるの義なり。酒醴を之れ美とし、玄酒(一三)明水(一四)を之れ尙にするは、五味の本を貴ぶなり。黼黻文繡を之れ美とし、疏布を之れ尙にするに、女功(一五)の始に反るなり。莞簟を之れ安しとして、蒲越稾鞂を之れ尙にするは、之を(一六)明にするなり。大羹和せざるは、其の質を貴ぶなり。大圭琢(一七)せざるは、其質を美とするなり。丹漆雕幾(一八)を之れ美とし、素車に之れ乗るは、其の樸を尊ぶなり。其質を貴ぶのみ。神明に交はる所以の者は、安褻(一九)する所の甚しきに同じくす可からざればなり。是くの如くにして

也。曰。土反二其宅一。水歸二其壑一。昆蟲毋レ作。艸木歸二其澤一。皮弁素服而祭。素服。以送レ終也。葛帶榛杖。喪殺也。蜡之祭。仁之至。義之盡也。黃衣黃冠而祭。息二田夫一也。野夫黃冠。黃冠艸服也。大羅氏。天子之掌二鳥獸一者也。諸侯貢屬焉。草笠而至。尊二野服一也。羅氏致二鹿與一レ女而詔レ客告也。以戒二諸侯一曰。好レ田好レ女者亡二其國一。天子樹二瓜華一。不レ斂二藏之種一也。八蜡以記二四方一。四方年不二順成一。八蜡不レ通。以謹二民財一也。順成之方。其蜡乃通。以移レ民也。既蜡而收。民息已。故既蜡。君子不レ興レ功

なり。八蜡以て四方(一九)を記す、四方年(二〇)順成ならざれば、八蜡通(二一)ぜず、以て民の財を謹むなり。順成るの方は、其蜡は乃ち通ず、以て民を移すなり。既に蜡して收め、(二二)民息ふのみ。故に既に蜡すれば、君子(二三)功を興さず。

(一)祭の名、先嗇、司嗇、農、郵表畷、貓虎、坊、水庸、昆蟲の八つを祭る (二)堯 (三)神を求めて饗す (四)稽 (五)隄 (六)溝 (七)農事の備へ (八)其の安きに反れば崩れ圮るゝことなし (九)水壑に在れば氾濫の憂なし (一〇)螟蝗の屬 (一一)草木各藪澤に根を張れば耕稼の土に生ずることなし (一二)物の死枯を送る (一三)喪禮の簡略なるものなり (一四)季秋後の草色の服 (一五)使者草笠を戴きて至るは (一六)田獵に獲る所の鹿及び亡國に俘る所の女とを使者に示して (一七)果蓏の屬 (一八)收斂久藏すべき物は之を樹ゑず、是れ民と利を爭ふことを惡むなり (一九)四方の豐を記す (二〇)豐年 (二一)凶歲の地方は行はず (二二)農民終歲の勸勞を勞ふのみ (二三)民を勞するが如き事功を起さず

○恒豆之菹。

○恒豆(一)の菹(二)は、水草(三)の和氣なり。其の醢は陸產の物なり。加豆は陸產なり。其の

○天子大蜡八。伊耆氏始爲レ蜡。蜡也者。索也。歲十二月。合二聚萬物一而索二饗之一也。蜡之祭也。主二先嗇一。而祭二司嗇一也。祭二百種一。以報レ嗇也。饗二農及郵表畷禽獸一。仁之至。義之盡也。古之君子。使二之必報一レ之。迎レ貓爲三其食二田鼠一也。迎レ虎爲三其食二田豕一也。迎而祭レ之也。祭三坊與二水庸一。事

○天子は大蜡(一)八、伊耆氏(二)始めて蜡を爲す。蜡は索なり。歲の十二月、萬物を合聚して、之を索饗(三)するなり。蜡の祭は、先嗇を主にして、司嗇を祭るなり。百種を祭りて、以て嗇(四)に報ゆるなり。農及び郵表畷、禽獸を饗するは、仁の至り、義の盡くるなり。古の君子、之をして必ず之に報いしむ。貓を迎ふるは其の田鼠を食ふが爲めなり。虎を迎ふるは其の田豕を食ふが爲めなり。迎へて之を祭るなり。坊(五)と水庸(六)とを祭るは、事(七)なり。曰く、土(八)は其宅に反れ、水(九)は其壑に歸れ、昆蟲(一〇)は作ふこと毋れ、艸木(一一)は其澤に歸れと。皮弁素服して祭る、素服は以て終を送るなり。葛帶榛杖は喪殺なり。蜡の祭は、仁の至り、義の盡くるなり。(一二)黃衣黃冠して祭るは、田夫(一三)を息はしむるなり。野夫は黃冠す、黃冠は艸服(一四)なり。大羅氏は天子の鳥獸を掌る者なり、諸侯の貢屬す。草笠(一五)して至るは、野服を尊ぶなり。羅氏(一六)鹿と女とを致して客に詔げて告げしむなり、以て諸侯を戒めて曰く、田を好み女を好む者は其國を亡さん。天子瓜華(一七)を樹う、斂藏(一八)の種ならざる

於禰宮。尊ㇾ祖親ㇾ考之義也。十之日。王立ニ于澤一。親聽ニ誓命一。受ニ教諫一之義也。獻ニ命庫門之內一。戒ニ百官一也。大廟之命。戒ニ百姓一也。祭之日。王皮弁以聽ニ祭報一。示ニ民嚴ㇾ上也。喪者不ㇾ哭。不ニ敢凶服一。氾掃反ㇾ道。鄕爲ニ田燭一。弗ㇾ命而民聽ㇾ上。祭之日。王被ㇾ袞以象ㇾ天。戴ㇾ冕璪十有二旒。則ニ天數一也。乘ニ素車一。貴ニ其質一也。旂十有二旒。龍章而設ニ日月一。以象ㇾ天也。天垂ㇾ象。聖人則ㇾ之。郊所ニ以明ニ天道一也。帝牛不ㇾ吉。以爲ニ稷牛一。帝牛必在ㇾ滌三月。稷牛唯具。所ㇾ以別ニ事ニ天神一與ニ人鬼一也。萬物本ニ乎天一。人本ニ乎祖一。此所ニ以配ニ上帝一也。郊之祭也。大報ㇾ本反ㇾ始也。

に乘るは、其質を貴ぶなり。旂十有二旒、龍章して日月を設くるは、以て天に象るなり。天、象を垂れ、聖人之に則る。郊は天道を明かにする所以なり。帝牛(一八)吉ならざれば、以て稷牛(一九)を爲ふ。帝牛は必ず滌(二〇)に在ること三月、稷牛は唯具ふ。天神に事ふると人鬼とを別つ所以なり。萬物は天に本づき、人は祖に本づく。此れ上帝に配する所以なり。郊の祭は大に本に報じ始に反るなり。

(一) 巡守して、岱宗二山に柴燒きて祭るをいふ (二) 冬至は日の最も短き時なり、而して是より日漸く延ぶ故に郊祭をなして長日の至るを迎ふるなり (三) 郊祭をなすをいふ (四) 長日を迎ふるを主とす (五) 土地を掃き淸めて祭るは (六) かのとの日 (七) 適々冬至に週へるなり (八) 命令を祖廟に受くる樣にし (九) 父の廟 (一〇) 澤宮、これ其中に射て以て士を擇ぶ、故にいふ (一一) 祭の日時の早晚及び牲事の具ふることを報じ白すこと (一二) 洒掃 (一三) 道の土を掘返して新らしくし (一四) 郊內の六鄕 (一五) 民各々田頭に設けて路を照らす燭 (一六) 自から聽き從ふ (一七) 殷の木路 (一八) 上帝を祭る牛 (一九) 后稷を祭る牛 (二〇) 牢中淸除の處

以觀二其不ㇾ犯ㇾ命也。求ㇾ服二其志一。不ㇾ貪二其得一。故以戰則克。以祭則受ㇾ福。

○天子適二四方一先柴。郊之祭也。迎二長日之至一也。大報ㇾ天而主ㇾ日也。兆二於南郊一。就二陽位一也。掃ㇾ地而祭。於二其質一也。器用二陶匏一。以象二天地之性一也。於ㇾ郊。故謂二之郊一。牲用ㇾ騂尙ㇾ赤也。用ㇾ犢貴ㇾ誠也。郊之用ㇾ辛也。周之始郊。日以至。卜ㇾ郊。受二命于祖廟一。作二龜

○天子四方に適けば先づ柴(一)す。郊の祭は、長日(二)の至るを迎ふるなり。大(三)に天に報いて日(四)を主とす。南郊に兆するは、陽位に就くなり。地を掃つて祭るは、其の質に於てするなり。器陶匏を用ふるは、以て天地の性に象(五)るなり。郊に於てす。故に之を郊と謂ふ。牲に騂を用ふるは赤を尙ぶなり。犢を用ふるは誠を貴ぶなり。郊の辛(六)を用ふるは周の始めて郊せるとき、日(七)以て至れるなり。郊をトするに命(八)を祖廟に受けて龜を禰宮(九)に作くは、祖を尊び考を親むの義なり。卜の日、王、澤(一〇)に立ち、親ら誓命を聽くは敎諫を受くるの義なり。命を庫門の內に獻ずるは百官を戒むるなり。大廟の命は、百姓を戒むるなり。祭の日、王、皮弁して以て祭報(一一)を聽くは、民に上を嚴ぶを示すなり。喪者は哭せず、敢て凶服せず、氾掃(一二)して道(一三)を反し、鄕田燭(一四)(一五)を爲り、命ぜずして民、上に聽く(一六)。祭の日、王、袞を被て、以て天に象り、冕を戴き、璪十有二旒あり、天數に則るなり。素車(一七)

明一也。社所二以神一地之道也。地載二萬物一。天垂レ象。取二財於地一。取二法於天一。是以尊レ天而親レ地也。故教二民美報一焉。家主二中霤一。而國主レ社。示レ本也。唯爲二社事一。單出レ里。唯爲レ社田。國人畢作。唯社。丘乘共二粢盛一。所二以報レ本反一始也。季春出レ火。爲レ焚也。然後簡二其車賦一。而歷二其卒伍一。而君親誓レ社。以習二軍旅一。左レ之右レ之。坐レ之起レ之。以觀二其習一變也。而流示二之禽一。而鹽二諸利一。

り。季春に火(一八)を出すは、焚せんが爲めなり。然る後に其車賦(一九)を簡(二〇)びて、其の卒伍(二一)を歴へ、君親ら社に誓ひ、以て軍旅(二二)を習す。之を左し之を右し、之を坐せしめ之を起たしめ、以て其の變(二四)に習ふを觀るなり。流(二三)ひて之に禽を示して諸利(二五)を鹽ましめ、以て其の命を犯さざるを觀るなり。其志を服せんことを求め、其得を貪らず。故に以て戰へば則ち克ち、以て祭れば則ち福を受く。

(一) 北墉の下　(二) 南方に向つて之を祭る　(三) きのえ　(四) 旬日の初　(五) 亡びたる國　(六) 社の上に屋根を設く　(七) 喪國の社　(八) 北方に牖を設く　(九) 神として祭る　(一〇) 土に報いる禮を美善にせしむ　(一一) 卿大夫の家　(一二) 天子諸侯の國　(一三) 社を祭る事　(一四) 里は二十五家、一里の人悉く出て社の祭事に仕ふ、但し家毎に一人なり　(一五) 田獵する時、國中の人一人も殘らず狩に仕ふ　(一六) 井田の制、九夫を井と爲し、四井を邑と爲し、四邑を丘となし、四丘を乘と爲す　(一七) 社神に供ふる黍と稷を器に盛りたるものと　(一八) 火を出すは草萊を燒拂ひて然る後に獵せんが爲なり　(一九) 兵　(二〇) すぐり　(二一) 卒は百人、伍は五人　(二二) 軍事を練習す　(二三) 兵士をして、練習せしむるなり　(二四) 變動の節に習熟するを觀る、卽ち兵式なり　(二五) 眼前に獲物の多きを示して然も濫に貪り取らしめざるを知らしむ

朝服立二于阼一。存二室神一也。〇孔子曰。射之以レ樂也。何以聽。何以射。〇孔子曰。士使二之射一。不レ能則辭以レ疾。縣レ弧之義也。〇孔子曰。三日齊。一日用レ之。猶恐レ不レ敬。二日伐レ鼓。何居。〇孔子曰。繹之於二庫門内一。祊之於二東方一。朝市之於二西方一。失レ之矣。

に接すること（四四）廟門の東方（四五）市内の西方（四六）以上の三事皆禮に違へり

〇社祭レ土。而主二陰氣一也。君南二鄕於北墉下一。答レ陰之義也。日用レ甲。用二日之始一也。天子大社。必受二霜露風雨一。以達二天地之氣一也。是故喪國之社屋レ之。不レ受二天陽一也。薄社北墉。使二陰

〇社は土を祭りて陰氣を主とす、君は北墉の下に（一二）南鄕す、陰に答ふの義なり。日、（一三）甲を用ふるは、（一四）日の始を用ふるなり。天子の大社は、必ず霜露風雨を受く。以て天地の氣を達するなり。是故に（一五）喪國の社は之を屋す。（一六）天陽を受けしめざるなり。（一七）薄社は（一八）北墉す、陰をして明ならしむるなり。社は地を神にする（一九）所以の道なり。地、萬物を載せ、天、象を垂る、財を地に取り、法を天に取る。是を以て天を尊びて地を親むなり。故に民をして美報せしむ。（二〇）家は中霤を主とし、（二一）國は（二二）社を主とす。本を示すなり。唯社事の爲には、（二三）單く（二四）里を出づ。唯社の爲に田る（二五）とき、國人畢く作る。唯社には丘乘（二六）粢盛を（二七）共す。本を報い始に反る所以な

家。非禮也。由三桓始也。○天子存二代之後。猶尊賢也。尊賢不過二代。○諸侯不臣寓公。故古者寓公不繼世。○君之南鄉。答陽之義也。臣之北面。答君也。○大夫之臣不稽首。非尊家臣。以辟君也。○大夫有獻弗親。君有賜不面拜。爲君之答己也。○鄉人禓。孔子

以てす、弧(こ)(二九)を縣(か)くるの義なり。○孔子曰く、三日齊(さい)して、一日之を用ふるも、(三〇)猶ほ敬(けい)(三一)ならざらんことを恐る。一日鼓(こ)を伐つは何ぞや。(三二)○孔子曰く、繹(えき)(三三)の庫門(こもん)の内(うち)に於てし、祊(はう)(三四)の東方(とうはう)に於てし、朝市(てうし)(三五)の西方(せいはう)に於てするは之を失へり。(三六)

(一) 鐘磬の如き樂器を宮の四面に懸くること (二) 殷の祭の正牲 (三) 天子の樂器 (四) 赤き盾 (五) 盾の裏、金にて飾る (六) 殷の天を祭る時に用ふる車 (七) 旅は道、樹は屛、其行く處の道の兩傍に屛を立て、蔽ひて敬となすこと (八) 兩君好會に獻酬の際酒杯を置く臺 (九) 中衣の領に斧を繡ひ取ること (一〇) 中衣のもとはしを絹にてつくり赤色に染むること (一一) 朝服にして祭服の裏衣 (一二) 同列の禮 (一三) 大夫は諸侯を祖として、廟を立てず (一四) 魯の三家桓公の廟を立つるをいふ (一五) 前二代の子孫を封ずる (一六) 諸侯國を失ひて他國に寄寓するもの (一七) 猶は尊んで臣とせず (一八) 其子に及んでは臣として待遇す (一九) 對す (二〇) 家臣を尊重するに非らず、正君に遠慮してなり、一國に正君卽ち諸侯と大夫とあり、故に大夫の臣大夫に稽首する時は正君と同一の禮なるを以てなり (二一) 君に獻ずることある時、人をして獻ぜしむ (二二) 親ら君の面を見て拜せず (二三) 君が己の爲に答拜を煩さんことを恐れてなり (二四) 追儺をす、舊說に禓は强鬼の名、此の强鬼を追ふと (二五) 廟の東階に立てり これ神をして驚かしめざらん爲めなり (二六) 樂の音節を聽き (二七) 射の容と樂の音節とを相應せしめて射るが至難の事なり (二八) 射は六藝の一なれば士たる者習ふ可きなり、故にいふ (二九) 初めて生るゝ時弧を門の左に懸くる例あり、是れと同義にして、疾みて未だ能はざるの意なり (三〇) 鼓を擊つこと (三一) 齋する者樂聲を聽かず故に一日にても猶は其志慮の散じ敬を失はんことを恐る (三二) 何たる事ぞ賓にけしからぬ事なり (三三) 堂上に於て尸

而祭以白牡。擊玉磬。朱干設錫。冕而舞大武。乘大路。諸侯之僭禮也。臺門而旅樹。反坫。繡黼丹朱中衣。大夫之僭禮也。故天子微諸侯僭。大夫强諸侯脅。於此相貴以等。相覿以貨。相賂以利。而天下之禮亂矣。諸侯不敢祖天子。大夫不敢祖諸侯。而公廟之設於私

武を舞はし、大路に乘るは、諸侯の僭禮なり。臺門して旅樹反坫し、繡黼丹朱中衣するは、大夫の僭禮なり。故に天子微にして諸侯僭し、大夫强くして諸侯脅さる。此に於て相貴ぶに等を以てし、相覿ゆるに貨を以てし、相賂ふに利を以てす、而して天下の禮亂る。諸侯敢て天子を祖とせず。大夫敢て諸侯を祖とせず、而して公廟の私家に設くるは禮に非ざるなり。三桓より始まるなり。○天子二代の後を存するは、猶ほ賢を尊ぶなり。賢を尊ぶは二代に過ぎず。○諸侯寓公を臣とせず。故に古者寓公は世を繼がず。○君の南鄕するは、陽に答ふの義なり。臣の北面するは、君に答ふなり。○大夫の臣稽首せざるは、家臣を尊ぶに非ず、以て君を辟くるなり。○大夫獻ずること有るとき、親らせず、君、賜ふもの有るとき、面り拜せず、君の己に答へんが爲めなり。○鄕人裼す。孔子朝服して阼に立てり、室の神を存せんとするなり。○孔子曰く、射の樂を以てするは何を以てか聽き、何を以てか射る。○孔子曰く、士之をして射しむるとき、能はざれば則ち辭するに疾を

觀。大夫之私覿。非禮也。大夫執圭而使。所以申信也。不敢私覿。所以致敬也。而庭實私覿。何爲乎諸侯之庭。爲人臣者無外交。不敢貳君也。大夫而饗君。非禮也。大夫強而君殺之。義也。由三桓始也。天子無客禮。莫敢爲主焉。君適其臣。升自阼階。不敢有其室也。覲禮。天子不下堂而見諸侯。下堂而見諸侯。天子之失禮也。由夷王以下。

るに庭實私覿、何ぞ諸侯の庭に爲さん。人臣たる者は、外の交なし、敢て君に(五)貳せざるなり。大夫にして君を饗するは、禮に非ざるなり。大夫强くして君之を殺すは義なり。三桓より始まるなり。天子は客禮なし、敢て主たるもの莫ければなり。君其臣に適けば、(六)阼階より升る、敢て其(七)室を有せざるなり。覲禮には、天子堂を下りて諸侯を見ず。堂を下りて諸侯を見るは、天子の失禮なり。(八)夷王より以下なり。

(一) 來朝の臣の夜入る者を照す爲に設けたる炬火　(二) 百燎、大戴禮に天子は百燎、上公は五十、侯伯子男は三十とあり、是れ桓公は僭越の行なり　(三) 肆夏の樂章を奏するは諸侯の禮　(四) 私物を贈りて私かに主君に見ゆる　(五) 貳心　(六) 主階　(七) 人臣たるものは其室を私有せざるを以てなり　(八) 康王の玄孫にして懿王の子

諸侯之宮縣。

諸侯の宮縣(一)して、祭るに白牡(二)を以てし、(三)玉磬を擊ち朱干(四)して錫(五)を設け、冕して大

爵而樂闋。孔子屢歎レ之。奠酬而工升歌。發レ德也。歌者在レ上。匏竹在レ下。貴二人聲一也。樂由レ陽來者也。禮由レ陰作者也。陰陽和而萬物得。旅幣無レ方。所下以別二土地之宜一。而節中遠邇之期上也。龜爲二前列一。先レ知也。以レ鐘次レ之。以レ和居二參之一也。虎豹之皮。示レ服レ猛也。束帛加レ璧。往レ德也。

ふ者上(四)に在り、匏竹下(五)に在るは、人の聲を貴ぶなり。樂は陽より來る者なり。禮は陰より作る者なり。陰陽和して、萬物得(六)。旅幣(七)は方なし。土地の宜しきを別けて遠邇(八)の期を節する所以なり。龜の前列(九)たるは知を先にするなり。鐘を以て之に次ぐは、和を以て之に居き參ふる(一〇)なり。虎豹の皮は、猛を服するを示すなり。束帛に璧を加ふるは、德に往く(一一)なり。

(一) 燕禮の時には寢門をいひ、饗禮の時には廟門をいふ (二) 酬爵 (三) 樂工堂に升りて歌ふ (四) 堂上 (五) 堂下 (六) 萬物宜しきを得 (七) 陳ぬる所の幣は一地方の貢物に限らざればいふ (八) 土地の遠近によりて入貢期日に先後あるによる (九) 前方の列に陳ぬるは (一〇) 庭實の間に置き交ふるなり (一一) 有德の人に進むるなり

○庭燎之百。由二齊桓公一始也。大夫之奏二肆夏一也。由二趙文子一始也。朝

○庭燎(一)の百(二)は、齊の桓公より始まるなり。大夫の肆夏(三)を奏するは、趙文子より始まるなり。朝覲に、大夫の私(四)に覿ゆるは、禮に非ざるなり。大夫圭を執りて使するは、信を申ぶる所以なり。敢て私に覿えざるは、敬を致す所以なり。而

侯爲ㇾ賓。灌用二鬱鬯一。灌用ㇾ臭也。大饗尙二腶脩一而已矣。○大饗君三二重席一而酢焉。三獻之介。君專席而酢焉。此降ㇾ尊以就ㇾ卑也。○饗禘有ㇾ樂。而食嘗無ㇾ樂。陰陽之義也。凡飲養二陽氣一也。凡食養二陰氣一也。故春禘而秋嘗。春饗二孤子一。秋食二耆老一。其義一也。而食嘗無ㇾ樂。飲養二陽氣一也。故有ㇾ樂。食養二陰氣一也。故無ㇾ聲。凡聲陽也。鼎俎奇而籩豆偶。陰陽之義也。籩豆之實。水土品也。不三敢用二褻味一而貴二多品一。所三以交二於旦明一之義也。

樂あり。食は陰氣を養ふなり、故に聲なし。(一三)凡そ聲は陽なり。鼎俎(一四)は奇にして、籩豆は偶(一五)にするは陰陽の義なり、籩豆の實は、水土の品なり、敢て褻味(一六)を用ひずして、多品を貴ぶは、且明(一七)に交る所以の義なり。

(一)天を郊するに騂犢を用ふるの義によつて名づく　(二)犢は未だ牝牡の情有らざるを以て其の誠愨を貴ぶ　(三)香氣　(四)諸侯來朝するとき、客禮を以て之を待つ故にいふ　(五)脯に薑桂を加ふるをいふ　(六)三つ重ねて　(七)酢爵を助くる者　(八)單席して　(九)國君の尊　(一〇)大夫の卑　(一一)饗は春孤子を饗すること、禘は禴也、禴は春宗廟を祭ること　(一二)食は秋耆老を食ふこと、嘗は秋宗廟を祭ること　(一三)音樂　(一四)一鼎より九鼎に至る皆奇數なり、併して正鼎は鼎毎に一俎なり、故にいふ　(一五)偶數　(一六)人の常に食はざる物　(一七)且は神の篆字の誤なりといふ、神明

○賓入二大門一而奏二肆夏一。示二易以敬一也。卒ㇾ

○賓大門(一)に入れば、肆夏を奏するは、易くして以て敬なるを示すなり。爵を卒へて樂闋む、孔子屢〻之を歎ず。(二)酬を奠して(三)工升り歌ふは、德を發するなり。歌

郊特牲。而社稷大牢。天子適諸侯。諸侯膳用犢。諸侯適天子。天子賜之禮大牢。貴誠之義也。故天子牲孕弗食也。祭帝弗用也。○大路繁纓一就。先路三就。次路五就。郊血。大饗腥。三獻爓。一獻孰。至敬不饗味。而貴氣臭也。諸

郊特牲第十一

郊は特牲にして、社稷は大牢、天子諸侯に適けば、諸侯膳に犢を用ひ(一)、諸侯天子に適けば、天子之に賜ふの禮は大牢なり、誠を貴ぶの義なり。故に天子は牲孕めば食はざるなり。帝を祭るには用ひざるなり。○大路は繁纓一就、先路は三就、次路は五就、郊には血、大饗には腥、三獻には爓、一獻には孰、至敬には味を饗せずして、氣臭(三)を貴ぶなり。諸侯賓(四)たれば、灌するに鬱鬯を用ふるは、灌するに臭を用ふるなり。大饗は腶脩(五)を尚ぶのみ。○大饗には君、席を三重(六)にして酢す、三獻の介(七)には、君專席(八)して酢す、此れ尊(九)を降して以て卑に就くなり。○饗禘(一一)に樂有りて、食嘗(一二)に樂無きは、陰陽の義なり。凡そ飲は陽氣を養ふなり。凡そ食は陰氣を養ふなり。故に春は禘して秋は嘗し、春は孤子(一〇)を饗し、秋は耆老を食ふ、其義一なり。而して食嘗には樂無し。飲は陽氣を養ふなり。故に

階に(二六)交り、質明(二七)にして始めて事を行ひ、晏朝(二八)にして退けり。孔子之れを聞きて曰く、誰か由や禮を知らずと謂ふや。

(一)酒を酌みて薦むること　(二)禮の質素にして略なるをいふ　(三)禮に文飾あり　(四)驕奢盛大にして委し　(五)禮重くつゝしむ　(六)祫祭　(七)牛羊豕　(八)獸　(九)侯邦の貢する所の金　(一〇)龜はトして其吉凶を知るを以てなり　(一一)九州の外富貴の國各其國の有する所を貢して定まりたる財貨なし　(一二)肆は陔也、陔夏の樂章を歌うて　(一三)衣服を歛め器具を葬る　(一四)諸味と和合すべし　(一五)諸色にて色取ることを得べし　(一六)禮は忠信の人によりて、成るを得べし　(一七)詩經の三百篇　(一八)五帝を祭ること　(一九)昧爽以前　(二〇)燈火を點じて祭を終ふ　(二一)容儀を整ふることに我慢つよきこと　(二二)びつこを引き物に倚りかゝりて　(二三)正祭の時尸に室に事ふること　(二四)饌を以て尸に至るに戸外より運び來るを、戸内の者之を受けて尸の前に設く　(二五)正祭の後尸を堂にて饌を供すること　(二六)階上の人階下の人より饌を受取りて尸に供す　(二七)夜の全く明けてより始めて　(二八)朝曉くまで

仁之至也。賓客之用レ幣。義之至也。故君子欲レ觀二仁義之道一。禮其本也。○君子曰。甘受レ和。白受レ采。忠信之人。可二以學一レ禮。苟無二忠信之人一。則禮不二虛道一。是以得二其人一。之爲レ貴也。孔子曰。誦二詩三百一。不レ足二以一獻一。一獻之禮。不レ足二以大饗一。大饗之禮。不レ足二以大旅一。大旅具矣。不レ足二以饗一レ帝。毋二輕議一レ禮。子路爲二季氏宰一。季氏祭。逮レ闇而祭。日不レ足。繼レ之以レ燭。雖レ有二强力之容。肅敬之心一。皆倦怠矣。有司跛倚以臨レ祭。其爲二不敬一大矣。他日祭。子路與。室事交二乎戸一。堂事交二乎階一。質明而始行レ事。晏朝而退。孔子聞レ之曰。誰謂二由也而不一レ知レ禮乎。

籩豆之薦。四時之和氣也。內レ金。示レ和也。束帛加レ璧。尊レ德也。龜爲二前列一。先レ知也。金次レ之。見レ情也。丹漆絲纊竹箭。與レ衆共レ財也。其餘無二常貨一。各以二其國之所一レ有。則致二遠物一也。其出也。肆夏而送レ之。蓋重レ禮也。祀二帝于郊一。敬之至也。宗廟之祭。仁之至也。喪禮忠之至也。備二服器一。

餘常貨なし。各〻其國の有る所を以てするは、則ち遠物を致すなり。其の出づるや、肆夏(一二)して之を送る。蓋し禮を重んずるなり。帝を郊に祀るは、敬の至なり。宗廟の祭は、仁の至なり。喪禮は忠の至なり。服器(一三)を備ふるは、仁の至なり。賓客の幣を用ふるは、義の至なり。故に君子仁義の道を觀んと欲せば、禮は其の本なり。○君子曰く、甘(一四)は和を受け、白は采(一五)を受け、忠信の人、以て禮を學ぶ可し。苟も忠信の人無くば、則ち禮虛しく道はれず。是を以て其人を得るを之れ貴しと爲すなり。孔子曰く、詩三百を誦するも、以て一獻(一六)に足らず、一獻の禮は、以て大饗に足らず、大饗(一七)の禮は、以て大旅(一八)に足らず、大旅は具はるも、以て帝を饗するに足らず、輕〻しく禮を議する毋れ。子路季氏の宰たり。季氏の祭に、闇(一九)に逮びて祭り、日も足らずして、之れに繼ぐに燭(二〇)を以てせり。强力(二一)の客、肅敬の心ありと雖も、皆倦怠せり。有司(二二)跛倚して以て祭に臨めり。其の不敬たること大なり。他日祭るとき、子路與る。室事(二三)は戶に交(二四)り、堂事(二五)は

玉曰。君子之人達。故觀二其器一而知二其工之巧一。觀二其發一而知二其人之知一。故曰。君子愼下其所二以與レ人者上。○大廟之內敬矣。君親牽レ牲。大夫贊レ幣而從。君親制祭。夫人薦レ盎。君親割レ牲。夫人薦酒。卿大夫從レ君。命婦從二夫人一。洞洞乎其敬也。屬屬乎其忠也。勿勿乎其欲二其饗レ之也。納レ牲詔二於庭一。血毛詔二於室一。羹定詔二於堂一。三詔皆不レ同レ位。蓋道三求而未二之得一也。設二祭堂於一。爲二祊乎外一。故曰。於レ彼乎。於レ此乎。

(六)小なる鼓　(七)堂上　(八)堂下　(九)萬物天に本づき人は祖に本づく、故に天と祖とを忘れず　(一〇)王者功成り治定まつて然して後に樂作る、故に其の作る處を樂む　(一一)人事の儀則を示して程よくし　(一二)衞の大夫　(一三)明知にして能く物事を洞察す　(一四)擧措動作　(一五)君廟門を出でて牲を迎へ親ら牲を牽き　(一六)君を賛けて　(一七)幣を用ひて　(一八)盎齊、前に出づ　(一九)卿大夫の妻　(二〇)敬の表裏へだてなきなり　(二一)誠質にして僞りなきなり　(二二)勉强して止まざるなり　(二三)牲庭にある時幣を以て神に告ぐ　(二四)煮て熟する時　(二五)神　(二六)廟門　(二七)神を求めて未だ得ざるをいふ

一獻質。三獻文。五獻察。七獻神。大饗其王事與。三牲魚腊。四海九州之美味也。

一獻(一)は質、三獻(二)は文、(三)五獻は察、(四)七獻は神なり。(五)大饗(六)は其れ王事か。三牲(七)魚腊(八)は、四海九州の美味なり。籩豆の薦は、四時の和氣なり。金を內るゝ(九)は和を示すなり。束帛璧を加ふるは德を尊ぶなり。龜を前列に爲すは知(一〇)を先にするなり。金之れに次ぐは情を見すなり。丹漆絲纊竹箭は、衆と財を共にするなり。其(一一)

故在レ東。君在レ阼。夫人在レ房。大明生二於東一。月生二於西一。此陰陽之分。夫婦之位也。君西酌二犧象一。夫人東酌二罍尊一。禮交二動乎上一。樂交二應乎下一。和之至也。○禮也者。反二其所一自生。樂也者。樂二其所一自成一。是故先王之制レ禮也。以節レ事。脩レ樂以道レ志。故觀二其禮樂一而治亂可レ知也。蘧伯

(九)其の自りて生ずる所に反る。樂は、其の自りて成る所を樂む。是の故に先王の禮を制するや、以て事を節し、(一一)樂を脩めて以て志を道く、(一〇)故に其禮樂を觀て治亂知るべきなり。蘧伯玉曰く、(一二)君子の人は達す、(一三)故に其器を觀て其工の巧を知り、其發を觀て、其人の知を知る。故に曰く、君子其の人を與する所以の者を愼むと。(一四)○大廟の内は敬す。君親ら牲を牽き、(一五)大夫幣を賛して從ふ。(一六)君親ら制して(一七)祭り、夫人盎を薦む。(一八)君親ら牲を割き、夫人酒を薦む。卿大夫は君に從ひ、命婦は夫人に從ひ、(一九)洞洞乎として(二〇)其れ敬なり。屬屬乎として(二一)其れ忠なり、勿勿乎として(二二)其れ其の之れを饗けんことを欲す。牲を納るゝとき庭に詔げ、血毛(二三)は室に詔げ、羹定たるとき(二四)は堂に詔げ、三詔皆位を同じくせず。蓋し求めて未だ之を得ざるを道ふなり。(二五)祭を堂に設け、祊を外に爲す。(二六)故に曰く、彼れに於けるか、(二七)此れに於けるか。

(一) 陰陽の運は至極の敎なり (二) 聖人禮樂の作は至極の德なり (三) 夏后氏の尊 (四) 周の尊 (五) 大なる鼓

其財物一而致二其義一焉爾。故作二大事一必順二天時一。爲二朝夕一必放二日月一。爲レ高必因二丘陵一。爲レ下必因二川澤一。是故天時二雨澤一。君子達亹亹焉。○是故昔先王尚二有德一。尊二有道一。任二有能一。擧レ賢而置レ之。聚レ衆而誓レ之。是故因レ天事レ天。因レ地事レ地。因二名山一升二中于天一。因二吉土一以饗二帝于郊一。升二中于天一。而鳳皇降。龜龍假。饗二帝于郊一。而風雨節。寒暑時。是故聖人南面而立。而天下大治。

て地に事へ、名山に因りて、中を天に升ぐ、吉土に因りて、以て帝を郊に饗す。中を天に升げて、鳳皇降り、龜龍假る。帝を郊に饗して、風雨節あり、寒暑時あり。是の故に聖人南面して立ち、而して天下大いに治る。

（一）禮の節文　（二）極致　（三）幣玉牲牢黍稷の類　（四）祭祀の大事　（五）啓蟄して郊し、龍見して雩し、始殺して嘗し、閉蟄して烝するが如し　（六）勉勵す　（七）有德有道有能の士を左右に置き　（八）百官　（九）警戒す　（一〇）天の尊きに　（一一）地の卑きに　（一二）諸侯の治功平成の事を天に告ぐ

○天道至敎。聖人至德。廟堂之上。罍尊在レ阼。犧尊在レ西。廟堂之下。縣鼓在レ西。應

○天道は至敎なり、聖人は至德なり。廟堂の上に、罍尊阼に在り、犧尊西に在り、廟堂の下に、縣鼓西に在り、應鼓東に在り、君阼に在り、夫人房に在り。大明東に生じ、月西に生ず。此れ陰陽の分、夫婦の位なり。君は西に犧象に酌み、夫人は東に罍尊に酌む。禮上に交り動き、樂下に交り應ず、和の至なり。○禮は、

故禮有擯詔。樂有相步。溫之至也。○禮也者。反本脩古。不忘其初者也。故凶事不詔。朝事以樂。醴酒之用。玄酒之尚。割刀之用。鸞刀之貴。莞簟之安。而稾鞂之設。是故先王之制禮也。必有主也。故可述而多學也。

簟は竹席 (二八) 藁の席 (二九) 本に反り古を脩むるを主とす

○君子曰。無節於內者。觀物弗之察矣。欲察物而不由禮。弗之得矣。故作事不以禮。弗之敬矣。出言不以禮。弗之信矣。故曰。禮也者。物之致也。○是故昔先王之制禮也。因

○君子曰く、內に節なき者は、(一)物を觀ても之を察せず、物を察せんと欲して禮に由らざれば、之を得ず。故に事を作すに禮を以てせざれば、之れを敬せず、言を出すに禮を以てせざれば、之れを信ぜず。故に曰く、禮なる者は物の致なり。(二)○是の故に昔、先王の禮を制するや、其財物に因りて、(三)其義を致すのみ。故に大事を作すには、(四)必ず天時に順ひ、(五)朝夕を爲すには、必ず日月に放ひ、高きを爲すには必ず丘陵に因り、下きを爲すには必ず川澤に因る。是の故に天、雨澤を時にし、君子達亹亹す。(六)○是の故に昔先王有德を尙び、有道を尊び、有能に任じ、賢を擧げて之を置き、(七)衆を聚めて之れに誓ふ。(八)(九)是故に天に因りて天に事へ、(一〇)地に因り(一一)

君子之於レ禮也。非三作而致二其情一也。此有二由始一也。是故七介以相見也。不レ然則已慤。三辭三讓而至。不レ然則已蹙。故魯人將レ有レ事二於上帝一。必先有レ事二於頖宮一。晉人將レ有レ事二於河一。必先有レ事二於惡池一。齊人將レ有レ事二於泰山一。必先有レ事二於配林一。三月繫。七日戒。三日宿。愼之至也。

宿す、愼の至なり。故に禮に擯詔(二二)あり、樂に相歩(二三)あり、温の至なり。○禮は本(二四)に反り古を脩め、其の初を忘れざる者なり。故に凶事には詔げず、朝事(二五)には樂を以てす。醴酒を之れ用ひ、玄酒を之れ尙にし、割刀を之れ用ひて、鸞刀(二六)を之れ貴び、莞簟(二七)に之れ安じて、稾鞂(二八)を之れ設く。是の故に先王の禮を制するや、必ず主(二九)あるなり。故に述べて多く學ぶべきなり。

(一) 殷は白を尙ぶ (二) 靑は夏の黑に近し、白黑とはいはずして素靑といふ (三) 創造 (四) 武は無也。詔者は尸に告ぐるに威儀の節を以てし、侑者は尸に勸めて飮食の進を爲す、共に祝官の職にして、其人は一定し居る譯にあらずと也 (五) 錢を出し合ひて酒を飮むこと (六) 人情の欲する所のものと近きものは (七) 意を加へて誠敬の情を爲すにあらざるなり (八) 天理人情の極致によりて自然と誠敬を致すなり (九) 愿愨にして禮の文なし (一〇) 賓の初めて大門に至る時より廟中に至るまでに、主君と賓と三度辭して三度讓るをいふ (一一) 切迫して禮容なし (一二) 上帝を祭らんとする事 (一三) 諸侯の學 (一四) 頖宮に於て后稷に告ぐる事あり (一五) 河を祭らんとする事 (一六) 幷州の小川、先づ此に於て祭る (一七) 泰山を祭らんとする事 (一八) 配林に於て先づ從祀の事あり (一九) 牲を三月の間牢に繫ぎて飼ひ (二〇) 散齋なり (二一) 致齋なり (二二) 賓主相見ゆるに導き告ぐることあり (二三) 樂工に助け歩ましむることあり (二四) 本心の初に反り出ひて忘れざることを貴ぶ (二五) 朝廷の養老尊賢の事 (二六) 刀鐶に鈴を附したる古の刀、肉を割くに其の音節に中たらしめん爲めなり (二七) 莞は蒲の細きものにて造りたる席

文而誠若。君子之於禮也、有直而行也。有曲而殺也。有經而等也。有順而討也。有摲而播也。有推而進也。有放而文也。有放而不致也。有順而摭也

○三代之禮一也。民共由之。或素或青。夏造殷因。周坐尸。詔侑武方。其禮亦然。其道一也。夏立尸而卒祭。殷坐尸。周旅酬六尸。曾子曰。周禮其猶醵與。○君子曰。禮之近人情者。非其至者也。郊血。大饗腥。三獻爓。一獻孰。是故

○三代の禮は一なり。民共に之を由ふ。或は素(一)或は青(二)。夏は造(三)め殷は因る。周は尸を坐せしめ、詔侑方武(四)し、其の禮亦然り、其の道一なり。夏は尸を立たしめて祭を卒ふ。殷は尸を坐せしむ、周は六尸に旅酬す。曾子曰く、周の禮は其れ猶は醵(五)のごときか。○君子曰く、禮の人(六)情に近き者は、其の至れる者に非ざるなり。郊には血、大饗には腥、三獻には爓、一獻には孰、是の故に君子の禮に於けるや、作(七)して其の情を致すに非ざるなり。此れ由(八)りて始まるところ有るなり。是の故に七介以て相見るなり。然らざれば則ち已だ愨(九)なり、三辭(一〇)三讓して至る。然らざれば則ち已だ蹙(一一)なり、故に魯人(一二)將に上帝に事あらんとすれば、必ず先づ頖宮(一三)に事(一四)あり。晉人(一五)將に河に事あらんとすれば、必ず先づ惡池(一六)に事あり。齊人將に泰山(一七)に事あらんとすれば、必ず先づ配林(一八)に事あり。三月(一九)繫き、七日戒(二〇)し、三日(二一)

瓶一〇禮也者。猶レ體也。體不レ備。君子謂二之不成人一。設レ之不レ當。猶レ不レ備也。禮有レ大有レ小。有レ顯有レ微。大者不レ可レ損。小者不レ可レ益。顯者不レ可レ揜。微者不レ可レ大也。故經禮三百。曲禮三千。其致一也。未レ有二入レ室而不一レ由レ戸者上。〇君子之於レ禮也。有レ所下竭レ情盡レ愼致二其敬一而誠上若。有二美而

君子の禮に於けるや、(一五)情を竭し愼を盡し其敬を致して誠なる所あり。(一六)美にして文ありて誠なるあり。君子の禮に於けるや、(一七)直にして行ふあり、(一八)曲にして殺ぐあり、(一九)經にして等なる有り、(二〇)順にして討つるあり、(二一)摲りて播すあり、(二二)推して進むるあり、(二三)放ひて文なるあり、放うて致めざるあり、(二四)順にして摭ふあり。

(一) 私福を祈る爲めならず (二) 常の時あり、時に先立ちて行ふは快とせず (三) 褅は猶は褒のごとし。器幣の大小長短は自ら定制有り盛大なるを以て樂む可しとせず (四) 冠婚の禮と貫告と共に常儀あり、之を善しとして他の祭を設けず (五) 薦祭の品物一定の數あり、故に多品を美と爲さず (六) 夏父弗綦は魯の大夫、文公立つて二年八月大廟に祫祭す、時に夏父弗綦宗伯となつて閔公の木主を移して僖公の下に置く、是れ臣、君の上に居るなり (七) 夏父弗綦は禮官でありながら老婦のなすべき柴を燔きて竈神を祭るは禮を失へるなり (八) 竈神を祭ること (九) 宗婦・烹者をいふ (一〇) 食を盆に盛り酒を瓶に盛りて竈神に供して祭るのみにて足れり (一一) 人體 (一二) 不具者 (一三) 禮儀の大節三百條 (一四) 其精神は同一なり (一五) 以下三事は内心の敬 (一六) 美にして文ありては外心の敬 (一七) 直情徑行す (一八) 委曲にして減殺す (一九) 常祭の禮にして一般に等しく行ふ (二〇) 尊卑の順序に隨ひて漸次減殺す (二一) 上に在るものを下に施與すること。譬へば祭の俎肉の群臣に及び漸次賤者に及びて惠に預るが如きをいふ (二二) 卑を推し進めて尊者の禮を行ふことを得しむ (二三) 尊者の用ふる祭服祭器等に放ひて裝飾する (二四) 尊者の禮を拾取して行ふ

仲繡簋朱紘。山節藻梲。君子以爲濫矣。晏平仲祀其先人。豚肩不揜豆。澣衣濯冠以朝。君子以爲隘矣。是故君子之行禮也。不可不愼也。衆之紀也。紀散而衆亂。孔子曰。我戰則克。祭則受福。蓋得其道矣。

極めて小なるに喩ふ　（一六）殺して禮に稱はず、故に陋と爲せり　（一七）祀竈　（一八）行ふの道を得るを以てなり

○君子曰。祭祀不祈。不麾蚤。不樂葆大。不善嘉事。牲不及肥大。薦不美多品。孔子曰。臧文仲安知禮。夏父弗綦逆祀。而弗止也。燔柴於奧。夫奧者老婦之祭也。盛於盆。尊於瓶。

○君子曰く、祭祀は祈めず、（一）蚤を麾とせず、（二）葆大を樂まず、（三）嘉事を善しとせず、牲は肥大に及ばず、（四）薦は多品を美とせず。孔子曰く、（五）臧文仲安ぞ禮を知らんや、（六）夏父弗綦逆祀す。而るに止めざりき。（七）柴を（八）奧に（九）燔けり。夫れ奧は老婦の祭なり、（一〇）盆に盛り、瓶に尊するのみ。○禮なる者は猶ほ（一一）體のごときなり、體の備はらざるを、君子之れを不成人と謂ふ。（一二）之を設くることの當らざるは、猶ほ備らざるがごとし。禮に大あり小あり、顯あり微あり。大なる者は損すべからず、小なる者は益すべからず、顯なる者は揜ふべからず、微なる者は大にすべからず。故に（一三）經禮三百、曲禮三千、（一四）其の致一なり。未だ室に入るに戸に由らざる者はあらず。○

心者也。德產之致也精微。觀天下之物。無可以稱其德者。如此。則得不以少爲貴乎。是故君子愼其獨也。古之聖人。內之爲尊。外之爲樂。少之爲貴。多之爲美。是故先王之制禮也。不可多也。不可寡也。唯其稱也。是故君子大牢而祭。謂之禮。匹士大牢而祭。謂之攘。

爲し、外之れ樂むことを爲し、少きを之れ貴しと爲し、多きを之れ美と爲す。是の故に先王の禮を制するや、(七)多くすべからず、寡くすべからず。唯其れ稱ふ。是の故に君子大牢にして祭る、之れを禮と謂ひ、匹士大牢にして祭る、之れを攘(八)と謂ふ。管仲(九)鏤簋(一〇)朱紘あり、節を山にし(一一)梲に藻せり(一二)。君子以て濫(一三)と爲せり。晏平仲(一四)其の先人を祀るに、豚肩(一五)豆を揜はず、澣衣濯冠して以て朝せり、君子以て隘(一六)と爲せり、是の故に君子の禮を行ふや、愼まざる可からざるなり。衆の紀(一七)なり。紀散じて衆亂る。孔子曰く、我戰へば則ち克ち、祭れば則ち福を受くと。蓋し其道を得ればなり(一八)。

(一) 心を用ひて以て物を備ふるの事を爲す時は自然と心、物に在るを以ていふ (二) 物の備るの理を該ぬること大にして其の備ること愈々博し (三) 其の心を外に用ひて以て物の備ることを樂む (四) 散齋致齋等神を祭ること心を專らにするを以てなり (五) 天地の德、萬物發生すること (六) 誠を存すること (七) 禮の多寡は過不及なからしめ宜しきにかなへしむ (八) 稱はざること (九) 齊の大夫、禮を豐かにして稱はざるをいふ (一〇) 簋に彫鏤の飾あるもの、冕の緒の朱なるものを用ふ (一一) 山を柱頭の斗拱に刻り (一二) 藻を梁上の短柱に畫けり (一三) 禮を僭する放溢の所行と爲せり (一四) 齊の大夫、禮を殺して稱はざるをいふ (一五) 豚の兩肩を合せても豆に滿たず、

下大夫五。士三。此以文爲貴也。有以素爲貴者。至敬無文。父黨無容。大圭不琢。大羹不和。大路素而越席。犧尊疏布鼏。樿杓。此以素爲貴也。孔子曰。禮不可不省也。禮不同。不豐不殺。此之謂也。蓋言稱也。

ざるべからざるなり。禮同じからざれども(八)豐にせず(九)殺ずとは、此れの謂ひなり。蓋し稱を言ふなり。

(一)龍を畫きたる衮衣 (二)斧の形を刺繍したる衣 (三)二の己の字を刺繍したる衣 (四)祭服の時被る冠 (五)朱綠の二色の絲を以て繩となし之を以て玉を貫きて冕に垂る (六)禮容は外貌に施すものなれば、父の族黨に見ゆるには用ふるに及ばず (七)明かに察せざる可からず (八)禮は其施す處によつて異なり (九)過不及なき樣にす

禮之以多爲貴者。以其外心者也。德發揚詡萬物。大理物博。如此則得不以多爲貴乎。故君子樂其發也。禮之以少爲貴者。以其內

禮の多きを以て貴しと爲す者は、其の心を外にする者を以てなり。(一)德發揚して萬物に詡し、(二)大いに物を理むること博し。此の如くなれば則ち多きを以て貴しと爲さざるを得んや。故に君子其發を(三)樂むなり。禮の少きを以て貴しと爲す者は、(四)其の心を内にする者を以てなり。(五)德産の致や精微なり。天下の物を觀るに、以て其德に稱ふべき者なし。此の如くなれば則ち少きを以て貴しと爲さざるを得んや、是の故に君子は其(六)獨を愼むなり。古の聖人、内之れ尊ぶことを

之厚、丘封之大、此以レ大爲レ貴也。有二以レ小爲レ貴者一。宗廟之祭、貴者獻以レ爵。賤者獻以レ散。尊者擧レ觶。卑者擧レ角。五獻之尊。門外缶。門内壺。君尊瓦甒。此以レ小爲レ貴也。有二以レ高爲レ貴者一。天子之堂九尺。諸侯七尺。大夫五尺。士三尺。天子諸侯臺門。此以レ高爲レ貴也。有二以レ下爲レ貴者一。至敬不レ壇。掃レ地而祭。天子諸侯之尊廢レ禁。大夫士棜禁。此以レ下爲レ貴也。

(一) 副にて賓を助くる者なり、天子は天下を以て家となす故に介なし (二) 一頭の牡羊のいけにへ (三) 犢牛 (四) 一番毎に飽を告ぐ (五) 自ら其力に食むもの即ち農工商賈庶人の屬 (六) 殷の裝飾を施さゞる木質の車 (七) 馬の腹帶及び鞅 (八) 殷の第三の路 (九) 諸侯の王に朝する時獨り圭璋を用ふ (一〇) 琥は虎の形をなしたる玉、璜は半璧の形をなしたる玉にて圭璋より劣れり (一一) 多く重ねて濕陰を取るが主ならざれば單席を用ふ (一二) 大夫一人に一揖す (一三) 衆人に對し一揖す (一四) 尸に獻ずるに用ふる一升入りの酒盃 (一五) 五升入りの酒盃 (一六) 三升入りの酒盃 (一七) 四升入りの酒盃 (一八) 子男の享禮 (一九) 樽の名 (二〇) 郊祀には壇を築かず (二一) 地を掃き清めて祭る (二二) 酒樽を載する臺 (二三) 同上

禮有二以レ文爲レ貴者一。天子龍袞。諸侯黼。大夫黻。士玄衣纁裳。天子之冕朱綠藻十有二旒。諸侯九。上大夫七。

禮、文を以て貴しと爲す者あり。天子は龍袞(一)、諸侯は黼(二)、大夫は黻(三)、士は玄衣纁裳、天子の冕(四)は、朱綠の藻(五)十有二旒、諸侯は九、上大夫は七、下大夫は五、士は三、此れ文を以て貴しと爲すなり。素を以て貴しと爲す者あり。至敬は文なく、父の黨(六)には容なく、大圭は琢せず。大羹は和せず。大路は素にして越席、犧尊は疏布、鼏、樿杓す。此れ素を以て貴しと爲すなり。孔子曰く、禮、省(七)にせ

子適二諸侯一。諸侯膳以レ犢。諸侯相朝。灌用二鬱鬯一。無二籩豆之薦一。大夫聘禮以二脯醢一。天子一食。諸侯再。大夫士三。食レ力無レ數。大路繁纓一就。次路繁纓七就。圭璋特。琥璜爵。鬼神之祭單席。諸侯視レ朝。大夫特。士旅レ之。此以レ少爲レ貴也。有下以レ大爲レ貴者上。宮室之量。器皿之度。棺槨

籩豆の薦なし。大夫の聘禮に脯醢を以てす。天子は一食、諸侯は再、大夫士に三、食力には數なし。大路は繁纓一就、次路は繁纓七就、圭璋は特あり、琥璜は爵とともにす。鬼神の祭は單席、諸侯、朝を視るときは、大夫は特、士は之を旅にす。此れ少きを以て貴しと爲すなり。大を以て貴しと爲す者あり。宮室の量、器皿の度、棺槨の厚、丘封の大は、此れ大を以て貴しと爲すなり。小を以て貴しと爲す者あり。宗廟の祭は、貴き者は、獻ずるに爵を以てし、賤しき者は獻ずるに散を以てし、尊き者は觶を舉ぐ、卑しき者は角を舉ぐ。五獻の尊、門外は缶、門內は壺、君の尊は瓦甒、此れ小を以て貴しと爲すなり。高きを以て貴しと爲す者あり。天子の堂は九尺、諸侯は七尺、大夫は五尺、士は三尺、天子諸侯は臺門、此れ高きを以て貴しと爲すなり。下きを以て貴しと爲す者あり、至敬は壇せず、地を掃ひて祭る。天子諸侯の尊は禁を廢し、大夫、士は棜禁あり。此れ下きを以て貴しと爲すなり。

謂レ稱也。諸侯以レ龜爲レ寶。以レ圭爲レ瑞。家不レ寶レ龜。不レ藏レ圭。不レ臺レ門。言レ有レ稱也。○禮有二以レ多爲レ貴者一。天子七廟。諸侯五。大夫三。士一。天子之豆二十有六。諸公十有六。諸侯十有二。上大夫八。下大夫六。諸侯七介七牢。大夫五介五牢。天子之席五重。諸侯之席三重。大夫再重。天子崩。七月而葬。五重八翣。諸侯五月而葬。三重六翣。大夫三月而葬。再重四翣。此以レ多爲レ貴也。

を以て貴しと爲すなり。

(一)天の爲す所なり、故に大となす (二)自然の順序 (三)自然の本體 (四)其事を爲すに時の宜しきによること (五)其の身分に相應すること (六)詩經文王有聲篇 (七)猶は猷と通ず、詩文王の豐邑を作るは、己の欲を急に成就せんとするには非ずして先人の事を惟ひ、孝を盡し先人の偉業を失墜せざらんことを心に期してなり (八)大夫を指す (九)門の兩旁土を築き臺を其上に爲ることをなさず (一〇)其數多きを以て (一一)上公 (一二)諸侯、天子に朝する時、天子大牢の禮を以てする時 (一三)天子祫祭の席 (一四)重とは棺の下に敷く今の褥の如きもの、淺色の緇布を用ひて中に茅秀及び香草を入る。縱なるもの二、橫なるもの三を一重となす。及び棺を埋める際棺を土中に下し上に杭木を槨の上に渡す、橫なるもの三、縱なるもの二なるを一重となす。故に此茵と木杭とを五重用ふるをいふ (一五)檀弓の篇にあり

有二以レ少爲レ貴者一。天子無レ介。祭レ天特牲。天

少きを以て貴しと爲す者有り。天子は介(一)なし。天を祭るに特牲(二)をもてし、天子諸侯に適けば、諸侯膳に犢(三)を以てす。諸侯相朝すれば、灌するに鬱鬯を用ひ、

〇禮時爲大。順次之。體次之。宜次之。稱次之。堯授舜。舜授禹。湯放桀。武王伐紂。時也。詩云。匪革其猶。聿追來孝。天地之祭。宗廟之事。父子之道。君臣之義。倫也。社稷山川之事。鬼神之祭。體也。喪祭之用。賓客之交。義也。羔豚而祭。百官皆足。大牢而祭。不必有餘。此之

〇禮は時を大と爲し、順之れに次ぎ、體之れに次ぎ、宜之れに次ぎ、稱之れに次ぐ。堯は舜に授け、舜は禹に授け、湯は桀を放ち、武王は紂を伐つは、時なり。詩に云ふ、其の猶を革にせんとには匪ず、聿べ追ひて來り孝ならんとす。天地の祭、宗廟の事、父子の道、君臣の義は、倫なり。社稷山川の事、鬼神の祭は、體なり。喪祭の用、賓客の交は、義なり。羔豚して祭るも、百官皆足り。大牢して祭るも、必ずしも餘あらず。此れ之れを稱へりと謂ふなり。諸侯龜を以て寶と爲し、圭を以て瑞と爲す、家は龜を寶とせず、圭を藏とせず、門を臺にせず、稱あるを言ふなり。〇禮に多きを以て貴しと爲す者あり。天子は七廟、諸侯は五、大夫は三、士は一。天子の豆は二十有六、諸公は十有六、諸侯は十有二、上大夫は八、下大夫は六。諸侯は七介七牢、大夫は五介五牢。天子の席は五重、諸侯の席は三重、大夫は再重。天子崩ずれば、七月にして葬り、五重八翣、諸侯は五月にして葬り、三重六翣、大夫は三月にして葬り、再重四翣、此れ多き

之立禮也。有本有文。忠信禮之本也。義理禮之文也。無本不立。無文不行。禮也者。合於天時。設於地財。順於鬼神。合於人心。理萬物者也。是故天時有生也。地理有宜也。人官有能也。物曲有利也。故天不生。地不養。君子不以爲禮。鬼神弗饗也。居山以魚鼈爲禮。居澤以鹿豕爲禮。君子謂之不知禮。故必擧其定國之數。以爲禮之大經。禮之大倫。以地廣狹。禮之薄厚。與年之上下。是故年雖大殺。衆不匡懼。則上之制禮也。節矣。

之を禮を知らずと謂ふ。故に必ず其の定まれる(一六)國の數を擧げて、以て禮の大經と(一七)爲す。禮の大倫は(一八)地の廣狹を以てし、禮の薄厚は、年の上下と(一九)爲す。是の故に年大殺と(二〇)雖も、衆匡懼せざるは、則ち上の禮を制すること節あり。(二一)

(一) 禮を記するは人をして器を成さしむるの義 (二) 身を治むる器 (三) 大に成人の行を備ふ (四) 竹 (五) 青皮 (六) 大節 (七) 春夏秋冬に渡りて (八) 仁に歸せざることなく (九) 天の自然に萬物を生ずる時に逆はざる様に其の時節の物を以て祭に供し (一〇) 土地によりて産せざる物あれば强ひて珍らしきを求めず其土地の産物を以て祭に供し (一一) 萬物各々其理を得るものなり (一二) 人各々能不能あり、故に其能に隨ひて各々其官職に在るをいふ (一三) 物各々性あるにより其性のまゝに使用す (一四) 時節にあらざる珍物 (一五) 場所ちがひの所に生ずる物 (一六) 國内に生ずる摩の產物の多少の數を書して (一七) 大法 (一八) 天地宗廟の祭、父子の道、君臣の義の倫の類は土地を所有する廣狹によつて定む。これ天子、諸侯、卿、大夫等各々土地所有の等級あるを以てなり (一九) 歳の豐凶による (二〇) 凶年 (二一) 財を過用せざるにあり

禮器。是故大備。大備。盛德也。禮釋レ回。增ニ美質一。措則正。施則行。其在レ人也。如ニ竹箭之有ニ筠也。如ニ松柏之有ニ心也。二者居ニ天下之大端一矣。故貫ニ四時一而不レ改レ柯易レ葉。故君子有レ禮。則外諧而內無レ怨。故物無レ不レ懷レ仁。鬼神饗レ德。○先王

(一)禮器第十

禮は器とす、(二)是の故に大いに備はる、大いに備はるは盛德なり。禮は回を釋て美質を增す。措けば則ち正しく、(三)施せば則ち行はる。其の人に在るや、(四)竹箭の筠(五)あるが如きなり。松柏の心あるが如きなり。二の者は天下の大端(六)に居るなり。故に四時を貫きて、柯を改め葉を易へず。故に君子禮あれば、則ち外諧ひて、內怨(七)なし。故に物仁(八)に懷かざるなく、鬼神德を饗く。○先王の禮を立つるや、本あり文あり。忠信は禮の本なり、義理は禮の文なり。本なければ立たず、文なければ行はれず。禮なる者は天時(九)に合し、地財(一〇)を設け、鬼神に順ひ、人心に合し、萬物(一一)を理する者なり。是の故に天時生あり、地理宜しきあり、人官(一二)、能あり、物曲(一三)、利あり。故に天生(一四)ぜず、地養(一五)はざるものは、君子以て禮と爲さず、鬼神饗けず。山に居りて魚鼈を以て禮と爲し、澤に居りて鹿豕を以て禮と爲すは、君子

順。故無水旱昆蟲之災。民無凶饑妖孽之疾。故天不愛其道。地不愛其寶。人不愛其情。故天降膏露。地出醴泉。山出器車。河出馬圖。鳳凰麒麟皆在郊棷。龜龍在宮沼。其餘鳥獸之卵胎。皆可俯而闚也。則是無故。先王能脩禮以達義。體信以達順。故此順之實也。

達し、信を體して以て順に達す。故に此れ順の實なり。

(一) 貴賤の階級あるによりて禮制同じからず (二) 儉にす可き場合は豐かにせず (三) 豐にす可きものは殺減せず (四) 人情をもたせて危亂せざらしむる所以なり (五) 國中 (六) 民をして困敝に陷らしめざるなり (七) 用ふ可き時を以てす (八) 年齡に相當し其の德ある者に須つ (九) 凶饑は凶年、妖は衣服歌謠草木の怪、孽は禽獸蟲蝗の怪 (一〇) 甘露 (一一) あまき味の泉 (一二) 天然に圓曲をなして直ちに車を造りうる材 (一三) 藪 (一四) 宮城の沼 (一五) 一目の下に見ることを得

子篤。兄弟睦。夫婦和。家之肥也。大臣法。小臣廉。官職相序。君臣相正。國之肥也。天子以レ德爲レ車。以レ樂爲レ御。諸侯以レ禮相與。大夫以レ法相序。士以レ信相考。百姓以レ睦相守。天下之肥也。是謂二大順一。大順者。所三以養レ生送レ死事二鬼神一之常也。故事大積焉而不レ苑。竝行而不レ繆。細行而不レ失。深而通。茂而有レ間。連而不二相及一也。動而不二相害一也。此順之至也。故明二於順一。然後能守レ危也。

故禮之不レ同也。不レ豐也。不レ殺也。所二以持レ情而合一レ危也。故聖王所二以順一。山者不レ使レ居レ川。不レ使三渚者居二中原一而弗レ敝也。用二水火金木一。飲食必時。合二男女一。頒二爵位一。必當二年德一。用レ民必

故に禮(一)の同じからざること、豐(二)にせず、殺(三)がざるは、情(四)を持して危きを合はす所以なり。故に聖王の順なる所以は、山は川に居らしめず、渚(五)は中原に居らしめずして、敝(六)さざるなり。水火金木を用ふると、飲食とは必ず時(七)あり、男女を合はせ爵位を頒つは、必ず年(八)德に當り、民を用ふること必ず順なり。故に水旱昆蟲の災なく、民の凶(九)饑妖孽の疾なし。故に天其道を愛しまず、地其寶を愛しまず、人其情を愛しまず。故に天、膏(一〇)露を降し、地、醴(一一)泉を出し、山、器車(一二)を出し、河、馬圖を出し、鳳凰麒麟、皆郊(一三)棷に在り。龜龍宮沼(一四)に在り。其の餘鳥獸の卵胎、皆(一五)俯して闚ふ可し。則ち是れ故なし。先王能く禮を脩めて以て義に

者尊。故治ㇾ國不ㇾ以ㇾ禮。猶二無ㇾ耜而耕一也。爲ㇾ禮不ㇾ本二於義一。猶二耕而弗一ㇾ種也。爲ㇾ義而不二講ㇾ之以一ㇾ學。猶二種而弗一ㇾ耨也。講ㇾ之以ㇾ學。而不二合ㇾ之以一ㇾ仁。猶二耨而弗一ㇾ穫也。合ㇾ之以ㇾ仁。而不二安ㇾ之以一ㇾ樂。猶二穫而弗一ㇾ食也。安ㇾ之以ㇾ樂。而不ㇾ達二於順一。猶二食而弗一ㇾ肥也。四體既正。膚革充盈。人之肥也。父

睦じく、夫婦和するは、家の肥えたるなり。大臣法あり、小臣廉に、官職相序し、君臣相正しきは、國の肥えたるなり。天子、(一一)德を以て車と爲し、(一二)樂を以て御と爲し、諸侯、(一三)禮を以て相與し、大夫、(一四)法を以て相序し、士、(一五)信を以て相考し、百姓(一六)睦を以て相守るは、天下の肥えたるなり。是れを大順と謂ふ、大順は生を養ひ死を送り、鬼神に事ふる所以の常なり。故に事大に積んで(一七)苑らず、竝び行はれて繆まらず、(一八)細に行はれて失はず、深くして通じ、茂して間あり、(一九)連りて相及ばず、動きて相害せず、此の順に至れるなり。故に順に明にして、然る後に能く(二〇)危きを守るなり。

(一) 田の如きものなり　(二) 先王の行ひたるもの　(三) 義に協ひて當に爲す可きに適合せば禮を創むと雖も可なり　(四) 分限　(五) 節度　(六) 本體　(七) 收穫　(八) 大順　(九) 身體の意　(一〇) 皮膚　(一一) 仁義に由りて行くなり　(一二) 動いて和せずといふことなし　(一三) 朝聘時を以てするなり　(一四) 法ありて上、下に偪らず、下、上を僭せざるなり　(一五) 長き約束を忘れずして守る　(一六) 互ひに親睦して助合ふ　(一七) 苑滯　(一八) 小事の行と雖も其常を失はず　(一九) 兩物遮接して來るも爭を起さず　(二〇) 危亡に至らざる樣に戒め守る

之柄。禮之序。以治人情。故人情者。聖王之田也。脩禮以耕之。陳義以種之。講學以耨之。本仁以聚之。播樂以安之。故禮也者。義之實也。協諸義而協。則禮雖先王未之有。可以義起也。義者藝之分。仁之節也。協於藝。講於仁。得之者強。仁者義之本也。順之體也。得之

り、禮を脩めて以て之れを耕し、義を陳べて以て之れに種ゑ、學を講じて以て之れを耨り、仁に本づきて以て之れを聚め、樂に播きて以て之れに安んず。故に禮は義の實なり。諸を義に協せて協はば、則ち禮は先王未だ之れ有らずと雖も、(三)義を以て起すべきなり。義は藝の分(四)、仁の節(五)なり。藝を協せ、仁を講にす、之れを得る者は強し。仁は義の本なり、順(六)の體なり。之れを得る者は尊し。故に國を治むるに禮を以てせざるは、猶ほ耜なくして耕すがごとし。禮を爲して義に本づかざるは、猶ほ耕して種ゑざるがごとし。義を爲して之れを講ずるに學を以てせざるは、猶ほ種ゑて耨らざるがごとし。之れを講ずるに學を以てして、之を合すに仁を以てせざるは、猶ほ耨りて穫(七)らざるがごとし。之れを合はするに仁を以てして、之れを安ずるに樂を以てせざるは、猶ほ穫りて食はざるがごとし。之れを安ずるに樂を以てして、(八)順に達せざるは、猶ほ食うて肥えざるがごとし。(九)四體既に正しく、(一〇)膚革充盈なるは、人の肥えたるなり。父子篤く、兄弟

爲陰陽變而爲四時列而爲鬼神其降曰命其官於天也。夫禮必本於天。動而之地。列而之事。變而從時。協於分藝。其居人也曰養。其行之以貨力辭讓飲食。冠昏喪祭射御朝聘。故禮義也者。人之大端也。所以講信脩睦。而固人肌膚之會。筋骸之束也。所以養生送死事鬼神之大端也。所以達天道順人情之大竇也。故唯聖人爲知禮之不可以已也。故壞國喪家亡人。必先去其禮。故禮之於人也。猶酒之有糵也。君子以厚。小人以薄。

所以の大端なり。天道に達し人情に順ふ所以の大竇（一五）なり、故に唯聖人、禮の以て已む可べからざるを知ると爲す。故に國を壞り家を喪ひ人を亡すは、必ず先づ其禮を去ればなり。故に禮の人に於けるや、猶ほ酒の糵（一六）あるがごとし。君子は以て厚し（一七）、小人は以て薄し。

（一）百神各々所を得咎なく風雨節あり寒暑時あるをいふ　（二）百貨を得て盡く使用することを得て遺利なし　（三）孝慈の道を服し行ふ　（四）貴賤の稱各制度あり亂れず　（五）修飾　（六）府藏　（七）物事のはじめ、太極　（八）天に法るを主とす　（九）地に倣ふ　（一〇）五穀を藝うる時季に適合す　（一一）人に取りては　（一二）義　（一三）貨財の資け　（一四）身體の惰慢傾側を固むる意　（一五）大なる穴竇　（一六）かうぢ　（一七）積に厚し

故聖王脩義

故に聖王、義の柄、禮の序を脩めて、以て人情を治む。故に人情は聖王の（一八）田な

先王秉蓍龜。列祭祀。瘞繒。宣祝嘏辭說。設制度。故國有禮。官有御。事有職。禮有序。故先王患禮之不達於下也。故祭帝於郊。所以定天位也。祀社於國。所以列地利也。祖廟。所以本仁也。山川。所以儐鬼神也。五祀。所以本事也。故宗祝在廟。三公在朝。三老在學。王前巫而後史。卜筮瞽侑。皆在左右。王中心無爲也。以守至正。

故禮行於郊。而百神受職焉。禮行於社。而百貨可極焉。禮行於祖廟。而孝慈服焉。禮行於五祀。而正法則焉。故自郊社祖廟山川五祀。義之脩。而禮之藏也。是故夫禮。必本於太一。分而爲天地。轉而

故に禮、郊に行はれて、(一)百神、職を受く。禮、社に行はれて、(二)百貨極む可し、禮、祖廟に行はれて、(三)孝慈服す。禮、五祀に行はれて、(四)法則を正す。故に郊社、祖廟、山川、五祀よりするは、義の(五)脩にして禮の(六)藏なり。是の故に夫の禮は必ず(七)大一に本づく。分れて天地と爲り、轉じて陰陽と爲り、變じて四時と爲り、列して鬼神と爲る。其の降すを命を曰ふ。其の(八)天に官するなり。夫れ禮は必ず天に本づき、動きて(九)地に之き、列して事に之き、變じて時に從ひ、(一〇)分藝に協ふ。其の人に居りては(一一)養と曰ふ。其の之れを行ふには、(一二)貨力、辭讓、飲食、冠昏、(一三)喪祭、射御、朝聘を以てす。故に禮義は、人の大端なり、信を講じ睦を修めて、(一四)人の肌膚の會、筋骸の束を固くする所以なり。生を養ひ死を送り、鬼神に事ふる

神以爲徒。故事可守也。五行以爲質。故事可復也。禮義以爲器。故事行有考也。人情以爲田。故人以爲奥也。四靈以爲畜。故飲食有由也。何謂四靈。麟鳳龜龍。謂之四靈。故龍以爲畜。故魚鮪不淰。鳳以爲畜。故鳥不獝。麟以爲畜。故獸不狘。龜以爲畜。故人情不失。故

の下に達せざるを患ふ。故に帝を郊に祭るは、天位(二七)を定むる所以なり。社を國に祀るは、地利(二八)を列する所以なり。祖廟は仁(二九)に本づく所以なり。山川は鬼神を儐(三〇)する所以なり。五祀は事(三一)に本づく所以なり。故に宗祝、廟に在り。三公、朝に在り。三老、學に在り。王巫を前にし史を後にし、卜筮瞽侑、皆左右に在り。王は中心爲すこと無きなり、以て至正(三二)を守る。

(一)典則　(二)權柄　(三)季節の早晩を紀す　(四)十二月の分限　(五)保伴　(六)正しきもの　(七)器具　(八)田地　(九)人家に飼養する獸卽ち六畜　(一〇)事物の理皆舉げ行ふことを得べし　(一一)辭態の情　(一二)萬事勸め勉めさして成就するを得べし　(一三)十二月間の爲すべき事を詳かに列ねて之によつて民に事を爲さしむ　(一四)今歲周り終りて來年復た始まる　(一五)事として行うて成らざることなし　(一六)室の奧あるが如し　(一七)麟鳳龜龍　(一八)鳥獸魚鼈の長たる四靈至れば其屬集り、以て庖廚に供ふ可し　(一九)驚き散らず　(二〇)驚き飛び去らず　(二一)驚き逃走せず　(二二)龜卜を以て可否を知る故に其情の正を失はず　(二三)幣を埋めて神に贈る　(二四)揚げ述ぶ　(二五)洽むる所あり　(二六)其序を得　(二七)天下君を尊むの禮を致すことを知る、故に天位を定むる所以なり　(二八)地より食貨の利を得ることを表はし、本に報いるの禮を知らしむる所以なり　(二九)人君、子の禮を以て尸に事ふるは、親に事ふる仁の道を下民に知らしむるを教ふる所以なり　(三〇)賓禮する　(三一)諸事を爲すことに本づく　(三二)君道の至正

必以二天地一爲レ本。以二陰陽一爲レ端。以二四時一爲レ柄。以二日星一爲レ紀。月以爲レ量。鬼神以爲レ徒。五行以爲レ質。禮義以爲レ器。人情以爲レ田。四靈以爲レ畜。以二天地一爲レ本。故物可レ擧也。以二陰陽一爲レ端。故情可レ睹也。以二四時一爲レ柄。故事可レ勸也。以二日星一爲レ紀。故事可レ列也。月以爲レ量。故功有レ藝也。鬼

以て柄(二)と爲し、日星を以て紀(三)と爲し、月以て量(四)と爲し、鬼神以て徒(五)と爲し、五行以て質(六)と爲し、禮義以て器(七)と爲し、人情以て田(八)と爲し、四靈以て畜(九)を爲す。天地を以て本と爲す、故に物擧ぐ(一〇)べきなり。陰陽を以て端と爲す、故に情睹る(一一)べきなり。四時を以て柄と爲す、故に事勸む(一二)べきなり。日星を以て紀と爲す、故に事列(一三)すべきなり。月以て量と爲す、故に功藝あるなり。鬼神以て徒と爲す、故に事、守あるべきなり。五行以て質と爲す、故に事復(一四)すべきなり。禮義以て器と爲す、故に事行考(一五)ることあるなり。人情以て田と爲す、故に人以て奥(一六)と爲るなり。四靈以て(一七)畜と爲す、故に飮食(一八)由ふることあるなり。何をか四靈と謂ふ。麟鳳龜龍、之れを四靈と謂ふ。故に龍以て畜と爲す、故に魚鮪淰(一九)せず。鳳以て畜と爲す、故に鳥、獝(二〇)せず。麟以て畜と爲す、故に獸、狘(二一)せず。龜以て畜と爲す、故に人情失(二二)はず。故に先王蓍龜を秉りて、祭祀を列し、瘞繒(二三)し、祝嘏の辭說(二四)を宣け、制度を設く。故に國に禮あり、官に御(二五)あり、事に職あり、禮に序(二六)あり。故に先王、禮

陽。垂二日星一。地秉レ陰。竅二於山川一。播二五行於四時一。和而後月生也。是以三五而盈。三五而闕。五行之動。迭相竭也。五行四時十二月。還相爲レ本也。五聲六律十二管。還相爲レ宮也。五味六和十二食。還相爲レ質也。五色六章十二衣。還相爲レ質也。故人者天地之心也。五行之端也。食レ味別レ聲被レ色而生者也。

五行四時十二月、還りて本を相爲す。(九)五聲(一〇)六律(一一)十二管(一二)、還りて宮を相爲す。五味(一三)六和(一四)十二食(一五)、還りて質を相爲す。五色(一六)六章(一七)十二衣(一八)、還りて質を相爲す。故に人は天地の心(一九)なり、五行の端(二〇)なり。味(二一)を食ひ聲(二二)を別け色(二三)を被りて生ずる者なり。

(一)實理　(二)變合　(三)妙合　(四)發て尤も顯なるもの　(五)氣を通はす　(六)和順して　(七)月明生ず　(八)月の初より十五日即ち望にして滿月となり、望より十五日即ち晦にして闕く　(九)四時にていへば春は夏の本をなし、夏は秋の本をなし、秋は冬の本をなすが如く循環して止まざるをいふ　(一〇)宮・商・角・徵・羽　(一一)黃鐘・太簇・姑洗・蕤賓・夷則・無射　(一二)六律と六呂即ち大呂・應鐘・南呂・林鐘・仲呂・夾鐘とを併せたるもの、是れ氣を通ずる管の名　(一三)酸・苦・辛・鹹・甘　(一四)五味と加滑　(一五)十二ケ月の食する所のもの、譬へば春三月は酸を質となし、夏三月は苦を以て質とする如きをいふ　(一六)靑・赤・黃・白・黑　(一七)五色に天玄を併せていふ　(一八)十二ケ月に着る衣、月令に春は靑を着、夏は朱を着るの類　(一九)理を以て言ふ　(二〇)氣を以て言ふ　(二一)五味　(二二)五聲　(二三)五色

故聖人作レ則。

故に聖人則(一)を作して、必ず天地を以て本を爲し、陰陽を以て端と爲し、四時を

人情。喜怒哀懼愛惡欲。七者弗レ學而能。何謂二人義一。父慈。子孝。兄良。弟弟。夫義。婦聽。長惠。幼順。君仁。臣忠。十者謂二之人義一。講レ信脩レ睦。謂二之人利一。爭奪

きて何を以てか之を治めん。飲食男女は、人の大欲存す。死亡貧苦は、人の大惡(七)存す。故に欲惡は心の大端なり。人は其心を藏して、測度(八)す可からず。美惡皆其心に在りて、其色(九)に見れず。(一〇)一以て之を窮めんと欲せば、禮を舍きて何を以てせんや。

(一)智謀ある者の弊たる欺詐　(二)剛勇なる者の弊たる狂暴　(三)愛の弊たる貪　(四)舊說、變は辨なり、辨は正のごとし　(五)私意臆度を以てするにあらざるなり　(六)聽從すること　(七)大に惡み懼ふ　(八)推測す　(九)顏色　(一〇)一々窮めて心中の美惡を識らんと欲せば

相殺。謂二之人患一。故聖人之所下以治二人七情一、脩二十義一。講レ信脩レ睦。尚二辭讓一。去中爭奪上。舍レ禮何以治レ之。飲食男女。人之大欲存焉。死亡貧苦。人之大惡存焉。故欲惡者。心之大端也。人藏二其心一。不レ可二測度一也。美惡皆在二其心一。不レ見二其色一也。欲二一以窮一レ之。舍レ禮何以哉。

故人者。其天地之德。陰陽之交。鬼神之會。五行之秀氣也。故天秉レ

故に人は其れ天地の德、(一)陰陽の交、(二)鬼神の會、(三)五行の秀氣なり。(四)故に天、陽を秉りて日星を垂れ、地陰を秉りて山川に竅す。(五)五行を四時に播き、和して(六)後に月(七)生ず。是れを以て三五(八)にして盈ち、三五にして闕く。五行の動は、迭ひに相竭く、

也。故君者所ㇾ明也。非ニ明ㇾ人者一也。君者所ㇾ養也。非ニ養ㇾ人者一也。君者所ㇾ事也。非ニ事ㇾ人者一也。故君明ㇾ人則有ㇾ過。養ㇾ人則不ㇾ足。事ㇾ人則失ㇾ位。故百姓則ㇾ君以自治也。養ㇾ君以自安也。事ㇾ君以自顯也。故禮達而分定。故人皆愛ニ其死一而患ニ其生一。

故用ニ人之知一去ニ其詐一。用ニ人之勇一去ニ其怒一。用ニ人之仁一去ニ其貪一。故國有ㇾ患。君死ニ社稷一。謂ニ之義一。大夫死ニ宗廟一。謂ニ之變一。故聖人耐以ニ天下一爲ニ一家一。以ニ中國一爲ニ一人一者。非ㇾ意ㇾ之也。必知ニ其情一。辟ニ於其義一。明ニ於其利一。達ニ於其患一。然後能爲ㇾ之。何謂ニ

故に、人の知を用ひて、其詐(一)を去り、人の勇を用ひて、其怒(二)を去り、人の仁を用ひて、其貪(三)を去る。故に國、患あるに、君、社稷に死す、之れを義と謂ひ、大夫宗廟に死す、之れを變(四)と謂ふ。故に聖人耐く天下を以て一家と爲し、中國を以て一人となす者は、之を意る(五)に非ざるなり。必ず其情を知り、其義を辟き、其利を明かにし、其患を達し、然る後に能く之を爲す。何をか人情と謂ふ。喜怒哀懼愛惡欲なり。七の者は學ばずして能くす。何をか人の義と謂ふ。父は慈、子は孝、兄は良、弟は弟、夫は義、婦は聽(六)、長は惠、幼は順、君は仁、臣は忠なるなり。十の者は之れを人の義と謂ふ。信を講じ睦を脩む、之れを人の利と謂ひ、爭奪相殺す、之れを人の患と謂ふ。故に聖人の人の七情を治め、十義を脩め、信を講じ睦を脩め辭讓を尚び、爭奪を去る所以は、禮を舍

疵國。故政者君之所以藏身也。是故夫政必本於天。殽以降命。命降于社之謂殽地。降于祖廟之謂仁義。降于山川之謂興作。降於五祀之謂制度。此聖人所以藏身之固也。故聖人參於天地。並於鬼神。以治政也。處其所存。禮之序也。玩其所樂。民之治也。故天生時而地生財。人其父生而師教之。四者君以正用之。故君者立於無過之地

生じて、地、財を生じ(一四)、人は其の父生みて、師之れを教ふ。四つの者は、君正を以之を用ふ。故に君は過なきの地に立つ。故に君は明らるゝ(一五)所なり。人に明る者に非ざるなり。君は養はるゝ(一六)所なり。人を養ふ者に非ざるなり。君は事へらる所なり、人に事ふる(一七)者に非ざるなり。故に君人に明れば則ち過あり。人を養へば則ち足らず(一八)。人に事ふれば則ち位を失ふ。故に百姓、君を則りて以て自ら治む。君を養ひて以て自ら安んず。君に事へて以て自ら顯かにす(一九)。故に禮達して分定る(二〇)。故に人皆其の死を愛みて(二一)、其の生を患ふ。

(一) 器の柄あるが如く大切なるものなり (二) 禮を以て接し (三) 駿急なり (四) 上下の列 (五) 疵病の國 (六) 安ずる所以なり (七) 倣ひ則る (八) 命令 (九) 土地の神なり (一〇) 財貨 (一一) 天地の間に立ちてまじはり (一二) 天地鬼神の存する處に處るは (一三) 四時の運行 (一四) 財貨 (一五) 則り倣ふ (一六) 奉養する (一七) 服事する (一八) 君は一人にして養ふ處の民億兆なれば必ず足らず (一九) 爵を賜はるの榮あるをいふ (二〇) 名分明かなること (二一) 義を守りて死せざることを思ひ、不義にして生くるを恥づ

期不レ使。以ニ衰裳一入レ朝。與ニ家僕一雜居齊レ齒。非レ禮也。是謂ニ君與レ臣同一レ國。故天子有レ田。以處ニ其子孫一。諸侯有レ國以處ニ其子孫一。大夫有レ采。以處ニ其子孫一。是謂ニ制度一。故天子適ニ諸侯一。必舍ニ其祖廟一。而不下以ニ禮籍一入上。是謂ニ天子壞レ法亂一レ紀。諸侯非ニ問レ疾弔一レ喪。而入ニ諸臣之家一。是謂ニ君臣爲一レ謔。

是故禮者。君之大柄也。所下以別レ嫌明レ微。儐ニ鬼神一。考ニ制度一。別中仁義上。所ニ以治レ政安一レ君也。故政不レ正則君位危。君位危則大臣倍。小臣竊。刑肅而俗敝。則法無レ常。法無レ常。而禮無レ列。禮無レ列則士不レ事也。刑肅而俗敝。則民弗レ歸也。是謂ニ

是の故に禮は君の大柄なり(一)、嫌を別け微を明にし、鬼神を儐し(二)、制度を考へ、仁義を別くる所以、政を治め君を安んずる所以なり。故に政正しからざれば、則ち君位危く、君位危ければ、則ち大臣倍き、小臣竊む。刑肅くして(三)俗敝るれば、則ち法常なく、法常なければ、禮列(四)なし、禮列なければ、則ち士事へず、刑肅くして俗敝るれば、則ち民歸せず。是れを疵國(五)と謂ふ。故に政は君の身を藏す(六)る所以なり。是の故に夫の政は必ず天に本づき、殽うて(七)以て命(八)を降す。命、社よ(九)り降る、之れを地に殽ふと謂ふ。祖廟より降る、之れを仁義と謂ふ。山川より降る、之れを興作と謂ふ(一〇)。五祀より降る、之れを制度と謂ふ。此れ聖人身を藏する所以の固なり。故に聖人は天地に參し(一一)、鬼神に並び、以て政を治む。其の存す(一二)る所に處るは、禮の序なり。其の樂む所を玩ぶは、民の治なり。故に天、時を(一三)

侯祭二社稷一。祝嘏莫三敢易二其常古一。是謂二大假一。祝嘏辭說。藏二於宗祝巫史一。非レ禮也。是謂二幽國一。醆斝及二尸君一。非レ禮也。是謂二僭君一。冕弁兵革藏二於私家一。非レ禮也。是謂二脅君一。大夫具レ官。祭器不レ假。聲樂皆具。非レ禮也。是謂二亂國一。故仕二於公一曰レ臣。仕二於家一曰レ僕。三年之喪。與二新有レ昏者一。

るは、禮に非ざるなり、是れを亂國と謂ふ。故に公に仕ふるに臣と曰ひ、家に仕ふるに僕と曰ふ。三年の喪と、新に昏ある者とは、期まで使はず。衰裳(一八)を以て朝に入ると、家僕と雜居し、齒を齊しくするとは、禮に非ざるなり。是れを君、臣と國を同じくすと謂ふ。(一九) 故に天子田あり、以て其子孫を處く。諸侯國あり、以て其子孫を處く。大夫采あり、以て其子孫を處く。是れを制度(二〇)と謂ふ。故に天子、諸侯に適くに、必ず其祖廟に舍す、而して禮籍を以て入らざるを、是れを天子法(二一)を壞り紀を亂ると謂ふ。諸侯疾を問ひ、喪を弔するに非ずして、諸臣の家に入る、是れを君臣謔(二二)を爲すと謂ふ。

(一) 幽王、厲王 (二) 郊禘は祭の名 (三) 周公の道 (四) 夏殷周三代の盛王なり (五) 殷の始祖なり (六) 天子の事を守りて以て其祖に事ふ可し (七) 古法を常とすること (八) 福の大なること (九) 幽昏の國 (一〇) 醆は夏の爵、斝は殷は殷の爵 (一一) 醆斝は宋、杞二國の王のみ用ふる筈なるに列國の諸侯の用ひて尸君に獻ず (一二) 僭上の君 (一三) 冕は祭服の冠、弁を皮弁 (一四) 大夫の家に所藏するは (一五) 强臣に脅さるゝ君 (一六) 役人を備へ置く (一七) 大夫田祿なし、故に祭器を假る可きに假らず (一八) 喪服の中に入朝す (一九) 君と臣と同等に國を治む (二〇) 先王の制度に (二一) 法度を壞り紀綱を亂る (二二) 戲謔

有レ所。是謂レ承二天之祜一。作二其祝號一。玄酒以祭。薦二其血毛一。腥二其俎一。孰二其殽一。與其越席疏布以羃。衣二其澣帛一。醴醆以獻。薦二其燔炙一。君與二夫人一交獻。以嘉二魂魄一。是謂二合莫一。然後退而合亨。體二其犬豕牛羊一。實二其簠簋籩豆鉶羹一。祝以レ孝告。嘏以レ慈告。是謂二大祥一。此禮之大成也。

者の魂と魄とをもてなし喜ばし冥々の中に合ふことを求む (二五) 先の湯びきしたる肉をとり合せて煮 (二六) 合烹したる犬豕牛を揮り分けて (二七) 大に完成せるものなり

○孔子曰。嗚呼哀哉。我觀二周道一。幽厲傷レ之。吾舍レ魯何適矣。魯之郊禘。非レ禮也。周公其衰矣。杞之郊也。禹也。宋之郊也。契也。是天子之事守也。故天子祭二天地一。諸

○孔子曰く、嗚呼哀しいかな、我周道を觀るに幽厲(一)之れを傷る、吾魯を舍てて何くにか適かん。魯の郊禘(二)、禮を非へるは、(三)周公其れ衰へたるなり。杞の郊は禹(四)なり、宋の郊は契(五)なり、是れ(六)天子の事の守なり。故に天子は天地を祭り、諸侯は社稷を祭る。○祝嘏敢て其の(七)常古を易ふること莫きを、是れを大假(八)と謂ふ。祝嘏辭說の宋祝・巫史に藏するは、禮に非ざるなり。是を幽國(九)と謂ふ。醆斝(一〇)、尸(一一)君に及ぶは、禮に非ざるなり。是れを僭君(一二)と謂ふ。冕弁兵革(一三)、私家(一四)に藏するは、禮に非ざるなり、是れを脅君(一五)と謂ふ。大夫(一六)、官を具へ(一七)、祭器假らず、聲樂皆具ふ

牖戸一。以炮以燔。以亨以炙。以爲二醴酪一。治二其麻絲一。以爲二布帛一。以養レ生送レ死。以事二鬼神上帝一。皆從二其朔一。故玄酒在レ室。醴醆在レ戸。粢醍在レ堂。澄酒在レ下。陳二其犧牲一。備二其鼎俎一。列二其琴瑟管磬鐘鼓一。脩二其祝嘏一。以降三上神與二其先祖一。以正二君臣一。以篤二父子一。以睦二兄弟一。以齊二上下一。夫婦

君臣を正し、以て父子を篤くし、以て兄弟を睦しくし、以て上下を齊へ、夫婦(一七)所あり、是れを天の祜を承くと謂ふ。其祝號(一八)を作り、玄酒以て祭り、其血(一九)毛を薦め、其俎(二〇)を腥にし、其殽(二一)を孰にし、與び其越席(二二)疏布以て冪(二三)し、其の澣帛を衣、醴醆以て獻じ、其燔炙を薦め、君と夫人と交ゝ獻じ、以て魂魄(二四)を嘉す、是れを合莫と謂ふ。然る後に退きて合亨(二五)し、其犬豕牛羊を體(二六)にし、其簠簋籩豆鉶羹を實し、祝、考を以て告ぐ、嘏、慈を以て告ぐ、是れを大祥と謂ふ。此れ禮の大成(二七)なり。

(一)家 (二)地高き時は穴を地中に掘り地低き時は地上に土を累ねて窟を營りて住居し (三)薪柴を採り集めて巣を構へて住居す (四)火食の道を知らず (五)鳥類の羽毛を十分に去るを知らざれば羽毛を併せ食ふ (六)範に作るをよしとす、鑄型をつくりて金器を鑄る (七)泥土を和合して陶器を造る (八)苞燒にし (九)火上に置きて燒く (一〇)初 (一一)祭に供ふる水、太古は酒無く水を供へて祭る、後王尊みて玄酒といふ (一二)醴は一夜酒醆は濁白色の酒 (一三)紅赤色の酒 (一四)滓の沈んですみたる酒 (一五)祝は主人が神に告ぐる辭、嘏は尸の爲に福を主人に致す辭 (一六)天に在る神 (一七)君阼に在り、夫人房に在り及び爵を致すの類 (一八)祝詞の名 (一九)牲を殺す時の血及び毛 (二〇)牲を殺す俎上に燔り尸前に維む (二一)牲の骨體を湯ざく (二二)蒲席 (二三)覆ふ (二四)死

夏時之等。吾以レ是觀レ之。夫禮之初。始二諸飲食一。其燔レ黍捭レ豚。汙尊而抔飲。蕢桴而土鼓。猶若レ可三以致二其敬於鬼神一。及二其死一也。升レ屋而號告曰。皐某復。然後飯レ腥而苴レ孰。故天望而地藏也。體魄則降。知氣在レ上。故死者北首。生者南鄕。皆從二其初一。

(二四) 皆古の例に倣へるものにて今の世に創めたるものにあらず

昔者先王未レ有二宮室一。冬則居二營窟一。夏則居二橧巢一。未レ有二火化一。食二草木之實。鳥獸之肉一。飲二其血一。茹二其毛一。未レ有二麻絲一。衣二其羽皮一。後聖有レ作。然後脩二火之利一。范レ金合レ土。以爲二臺榭宮室

○昔者先王未だ宮室(一)あらず、冬は則ち營窟(二)に居り、夏は則ち橧巢(三)に居る。未だ火化(四)あらず、草木の實、鳥獸の肉を食ひ、其血を飲み、其毛(五)を茹ふ。未だ麻絲あらず、其羽皮を衣る。後聖作るあり、然る後に火の利を脩め、金(六)を范し、土(七)を合し、以て臺榭宮室牖戸を爲る。以て炮し、以て燔し、以て亨(八)し、以て炙(九)し、以て醴酪を爲り。其麻絲を治め、以て布帛を爲る。以て生を養ひ死を送り、以て鬼神上帝に事ふ。皆其の朔(一〇)に從ふなり。故に玄酒(一一)は室に在り、醴醆(一二)は戸に在り、粢醍(一三)は堂に在り、澄酒(一四)は下に在り、其犧牲を陳ね、其鼎俎を備へ、其琴瑟管磬鐘鼓を列ね、其祝嘏(一五)を脩め、以て上神(一六)と其の先祖とを降し、以て

必本於天。殽於地。列於鬼神。達於喪祭射御。冠昏朝聘。故聖人以禮示之。故天下國家可得而正也。言偃復問曰。夫子之極言禮也。可得而聞歟。孔子曰。我欲觀夏道。是故之杞。而不足徵也。吾得夏時焉。我欲觀殷道。是故之宋。而不足徵也。吾得坤乾焉。坤乾之義。

に足らざるなり、吾夏(一〇)の時を得たり。我殷(一一)の道を觀んと欲す、是の故に宋(一二)に之けり。而して徵するに足らざるなり。吾坤乾(一三)を得たり。坤乾の義、夏時の等、吾是(一四)を以て之れ(一五)を觀る。夫れ禮の初めは諸を飲食に始む、其の黍を燔き(一六)豚を捭き(一七)、汙尊(一八)して抔飲し、蕢桴(一九)して土鼓す。猶ほ若く以て其敬を鬼神に致すべし。其死するに及びてや、屋に升りて號び告げて曰く、皐(二〇)、某復れと。然る後に腥を(二一)飯せしめて孰を苴にす(二二)。故に天に望んで地に藏す。體魄は則ち降り、知氣は上に在り。故に死者は北首し、生者は南鄕(二三)す、皆其の初(二四)に從ふなり。

(一) 禮は天理の節文なり、故に天の道理を承くといふ (二) 殽 (三) 詩經、鄘風相鼠の篇 (四) 天理に本づき (五) 山澤の高卑の勢あるに倣ひ上下の等を效す (六) 禮の始より終までの說 (七) 禹の道 (八) 杞は夏の後 (九) 證據とする程のものを見ず (一〇) 夏の時の書 (一一) 湯王の道 (一二) 宋は殷の後 (一三) 坤乾の易 (一四) 斯の如くして (一五) 禮 (一六) 黍米を燒石の上に置きて燔きて熟せしむ (一七) 切りひらき燒石の上に置きて燒く (一八) 土地を掘窪めて手を以て掬ひ飲む (一九) 土塊を摶めて椎となし、土にて製りたる鼓を擊つ (二〇) 聲を長く引きて死者某復れと叫びて蘇生せしめんとつとめ (二一) 上古は火食を知らざれば生の稻米を含ましめ、中古は火食を知りてよりあぶる肉を苞みて死者を送る供物とす (二二) 天を望みて魂を招き地を掘りて體魄を藏む (二三) 南方に向ふ

爲レ己。大人世及以爲レ禮。城郭溝池以爲レ固。禮義以爲レ紀。以正二君臣一。以篤二父子一。以睦二兄弟一。以和二夫婦一。以設二制度一。以立二田里一。以賢二勇知一。以レ功爲レ己。故謀用レ是作。而兵由レ此起。禹湯文武成王周公。由レ此其選也。此六君子者。未レ有下不レ謹二於禮一者上也。以著二其義一。以考二其信一。著レ有レ過。刑レ仁講レ讓。示二民有一レ常。如有下不レ由レ此者上。在レ埶者去。衆以爲レ殃。是謂二小康一。

の道絶え　(一八)綱紀　(一九)姦邪の謀計　(二〇)征伐の兵を起すは以上の理由によつて起る　(二一)征兵を以て治めたり　(二二)仁愛の道に則り　(二三)常の法　(二四)王者の勢位に居る者　(二五)民に殃する所の主と爲す

言偃復問曰。如レ此乎禮之急也。孔子曰。夫禮。先王以承二天之道一。以治二人之情一。故失レ之者死。得レ之者生。詩曰。相レ鼠有レ體。人而無レ禮。人而無レ禮。胡不二遄死一。是故夫禮

言偃復た問うて曰く、此の如きか、禮の急なるや。孔子曰く、夫れ禮は先王以て(一)天の道を承け、以て人の情を治む。故に之れを失ふ者は死し、之れを得る者は(二)生く。(三)詩に曰く、鼠を相るに體あり、人にして禮なからんや。人にして禮なくんば、胡ぞ遄に死せざると。是の故に夫れ禮は必ず(四)天に本づき、(五)地に殽ひ、鬼神に列し、喪祭・射御、冠昏、朝聘に達す。故に聖人禮を以て之に示す。故に天下國家得て正しくすべし。言偃復た問ひて曰く、夫子の(六)禮を極言するは、得て聞く可きか。孔子曰く、我(七)夏の道を觀んと欲す、是の故に(八)杞に之けり。而して(九)徵する

子二其子一。使二老有レ所レ終。壯有レ所レ用。幼有レ所レ長。矜寡孤獨廢疾者皆有レ所レ養。男有レ分。女有レ歸。貨惡三其棄二於地一也。不三必藏二於己一。力惡二其不一レ出二於身一也。不二必爲一レ己。是故謀閉而不レ興。盜竊亂賊而不レ作。故外戶而不レ閉。是謂二大同一。今大道既隱。天下爲レ家。各親二其親一。各子二其子一。貨力

貨力は己の爲に、大人(一七)は世及して以て禮と爲し、城郭溝池以て固となし、禮義以て紀(一八)と爲し、以て君臣を正し、以て父子を篤くし、以て兄弟を睦しくし、以て夫婦を和ぐ。以て制度を設け、以て田里を立て、以て勇知を賢び、功を以て己の爲にす。故に謀(一九)是れを用つて作り(二〇)、兵此れに由りて起る。禹湯文武、成王周公(二一)、此れを由ひて其れ選れたり。此の六君子は、未だ禮を謹まざる者あらざるなり。以て其義を著し、以て其信を考し、過あるを著かにし(二二)、仁に刑り讓を講じ、民に常(二三)あるを示す。如し此れを由ひざる者あれば、埶(二四)に在る者も去てられ、衆以て殃(二五)と爲す。是れを小康と謂ふ。

(一) 帝王禮樂の因革及び陰陽造化流通の理を記す (二) 蜡祭の賓客となる (三) 門闕 (四) 魯國の蜡の祭に禮を失へるを嘆ずるなり (五) 孔子の弟子子游 (六) 有德の人 (七) 夏殷周三代の英賢の臣の時を得て道を行うて盛なりし所 (八) 堯舜禪讓の道をいふ (九) 其親を親として能く仕へ、其の孝心を他人の親にまで及ぼす (一〇) 老、壯、幼、矜、寡、孤獨、廢疾は悉く其所を得たるをいふ (一一) 士農工商の職分 (一二) 良家に歸ぐを得 (一三) 貨は能く貯へ能く使用し、必ずしも私に貯へ置くことをせず (一四) 各其力を竭して世の爲に働き必ずしも自身の爲にのみせず (一五) 姦邪の者の惡しき謀行はれず (一六) 盜賊の心配なければ戶を閉ぢず (一七) 天子諸侯は子孫世襲して禪讓

昔者仲尼與ニ於蜡賓一。事畢。出遊ニ於觀之上一。喟然而嘆。仲尼之嘆。蓋嘆レ魯也。言偃在レ側曰。君子何嘆。孔子曰。大道之行也。與ニ三代之英一。丘未ニ之逮一也。而有レ志焉。大道之行也。天下爲レ公。選レ賢與レ能。講レ信脩レ睦。故人不ニ獨親ニ其親一。不ニ獨

(一)禮運第九

昔者仲尼蜡(二)の賓に與る、事畢る、出でて觀(三)の上に遊び、喟然として嘆ず、仲尼の嘆ずるは、蓋し魯(四)を嘆ずるなり。言偃(五)側に在り、曰く、君子何をか嘆ず。孔子曰く、大道の行はれしと、(七)三代の英とは、丘、未だ之れに逮(六)ばざるなり、而して志あり。大道の行はれしや、(八)天下を公となし、賢と能とを選び、信を講じ睦を脩む。故に人、獨り其親(九)を親とせず、獨り其子を子とせず、老、終る所あり、壯、用ふる所あり、幼、長ずる所あり、矜寡孤獨廢疾者、皆養(一〇)ふ所あらしむ。男は分(一一)あり、女は歸(一二)あり、貨(一三)は其の地に棄てらるゝを惡む。必ずしも己に藏せず。力は其の身に出でざるを惡む。必ずしも己の爲めにせず。是の故に謀(一五)は閉ぢて(一四)興らず。盜竊亂賊は而ち作らず、故に外戸にして閉ぢず、是れを大同と謂ふ。

今大道既に隱れ、天下を家となし、各く(一六)其親を親とし、各く其子を子とし、

豎言疾。則世子親齊。玄而養。膳宰之饌。必敬視之。疾之藥。必親嘗之。嘗饌善。則世子亦能食。嘗饌寡。世子亦不能飽。以至于復初。然後亦復初。

○世子之記曰。朝夕至二于大寢之門外一。問二於內豎一曰。今日安否何如。內豎曰。今日安。世子乃有二喜色一。其有レ不レ安レ節。則內豎以告二世子一。世子色憂。不レ滿レ容。內豎言レ復レ初。然後亦復レ初。朝夕之食上。世子必在二視寒煖之節一。食下。問レ所レ膳。羞必知レ所レ進。以命二膳宰一。然後退。若內

○世子(一)の記に曰く、朝夕大寢の門外に至りて、內豎(二)に問ひて曰く、今日の安否何如んと。內豎曰く、今日安し(三)と。世子乃ち喜色あり。其の節に安んぜざること(四)有れば、則ち內豎以て世子に告ぐ。世子色憂へて容を滿さず(五)。內豎初に復す(六)と言ひて、然る後に亦初に復す(七)。朝夕の食上るとき、世子必ず寒煖の節を在かに視る。食下る(八)とき膳する所を問ふ。羞必ず進むる所を知り、以て膳宰に命じて、然る後に退く。若し內豎疾むと言へば、則ち世子親ら齊し(九)、玄(一〇)して養ふ。膳宰の饌は、必ず敬して之を視る。疾の藥は、必ず親ら之を嘗む。饌を嘗むること善ければ(一一)、則ち世子亦能く食ふ。饌を嘗むること寡ければ、世子亦飽くこと能はず、以て初に復するに至りて、然る後に亦初に復す。

(一) 古へ世子を教ふる禮節　(二) 內庭の小臣　(三) 安靜　(四) 疾あつて飲食起居の常の如くならざること　(五) 憂へて儀容整はず　(六) 疾癒えて飲食平生の如くなりたり　(七) 儀容整ふ　(八) 食膳を下ぐる時　(九) 物忌す　(一〇) 齋の時著くる身裝、玄冠緇布の衣　(一一) 飲食の量多ければ

父子君臣長幼之道㆒。合㆓德音之致㆒。禮之大者也。下㆓管象㆒。舞㆓大武㆒。大合㆑衆以㆑事。達㆓有神㆒。興㆓有德㆒也。正㆓君臣之位。貴賤之等㆒焉。而上下之義行矣。有司告以㆓樂闋㆒。王乃命㆓公侯伯子男及羣吏㆒曰。反養㆓老幼于東序㆒。終㆑之以㆑仁也。是故聖人之記㆑事也。慮㆑之以㆑大。愛㆑之以㆑敬。行㆑之以㆑禮。脩㆑之以㆓孝養㆒。紀㆑之以㆑義。終㆑之以㆑仁。是故古之人。一擧㆑事而衆皆知㆓其德之備㆒也。古之君子。擧㆓大事㆒必愼㆓其終始㆒。而衆安得㆑不㆑喩焉。兌命曰。念㆓終始㆒典㆓于學㆒。

(二三)紀するに義を以てし、之れを終ふるに仁を以てす。(二四)是の故に古の人、一たび事を擧げて、衆皆其の德の備はることを知るなり。古の君子、大事を擧げて、必ず其の終始を愼む、(二五)而して衆安んぞ喩らざるを得ん。兌命に曰く、(二六)終始を念ひて學を典にす。

(一)夜の初めて明くる時 (二)學生 (三)詩書禮樂を敎ふる官 (四)常禮を行ひて (五)先師聖を祭る事 (六)先老を養ふこと (七)先代の三老五更 (八)醴酒 (九)珍羞の具 (一〇)音樂を發し歌咏をなす (一一)堂に登りて淸廟の詩を歌ふ (一二)善道を談說して以て天子養老の禮を成就す (一三)文王道德の音聲 (一四)堂下に管を以て象舞の曲を奏す (一五)大武の舞 (一六)養老の事 (一七)神明に通達し、復性を興起するなり (一八)渴氏は幼の一字を以て訛つて攙入せしものならんとせり (一九)前代の事を見記するに當つては (二〇)孝弟の大道 (二一)具を省る事 (二二)禮を獻ずること (二三)既に歌ひて談說すること (二四)侯國をして養老を行はしむるなり (二五)終をつゝしむこと始の如くなるないふ (二六)書の篇名、傳說の作

○天子視ㇾ學。大昕鼓徵。所㆓以警ㇾ衆也。衆至。然後天子至。乃命㆓有司㆒行ㇾ事。興㆓秩節㆒祭㆓先師先聖㆒焉。有司卒ㇾ事反命。始之ㇾ養也。適㆓東序㆒。釋㆓奠於先老㆒。遂設㆓三老五更。羣老之席位㆒焉。適ㇾ饌。省ㇾ醴養老之珍具。遂發ㇾ咏焉。退脩㆓之以㆓孝養㆒也。反登㆓歌清廟㆒。既歌而語以成ㇾ之也。言㆓

○天子學を視るとき、大昕(一)に鼓ちて徵すは、衆(二)を警むる所以なり。衆至りて、然る後に天子至る。乃ち有司(三)に命じて事を行ひ、秩節(四)を興げて、先師先聖を祭らしむ。有司(五)事を卒へて反命す。始めて養(六)に之くや、東序に適きて、先老(七)に釋奠し、遂に三老、五更、羣老の席位を設く、饌に適きて醴を省る(八)。養老の珍具(九)をさへに、遂に咏(一〇)を發す、退きて之を脩むるに孝養を以てす、反りて淸廟に登歌せし(一一)む。既に歌ひて而して語り(一二)、以て之れを成す、父子君臣長幼の道を言ひ、德音(一三)の致を合はす、禮の大なる者なり。管象(一四)を下し、大武(一五)を舞はす、大に衆を合はするに事(一六)を以てし、有神(一七)を達し、有德を興すなり。君臣の位、貴賤の等を正して、上下の義行はる。有司告ぐるに樂闋はるを以てす。王乃ち公侯伯子男及び羣吏に命じて曰く、反りて老幼(一八)を東序に養へと。之れを終ふるに仁を以てするなり。是の故に聖人(一九)の事を記するや、之れを慮る(二〇)に大を以てし、之れを愛するに敬(二一)を以てし、之れを行ふに禮(二二)を以てし、之れを脩むるに孝養を以てし、之れを

廟未ㇾ毀。雖ㇾ及ニ庶人一。冠取ㇾ妻必告。死必赴。不ㇾ忘ㇾ親也。親未ㇾ絶而列ニ於庶人一。賤ニ無能一也。敬ニ弔臨賻賵一。睦友之道也。古者庶子之官治。而邦國有ㇾ倫。邦國有ㇾ倫而衆鄉ㇾ方矣。公族之罪雖ㇾ親。不三以犯ニ有司正術一也。所三以體ニ百姓一也。刑ニ于隱者一。不ㇾ與三國人慮ニ兄弟一也。弗ㇾ弔。弗ニ爲服一。哭ニ于異姓之廟一。爲ㇾ忝ㇾ祖遠ㇾ之也。素服居ㇾ外。不ㇾ聽ㇾ樂。私喪ㇾ之也。骨肉之親無ㇾ絶也。公族無ニ宮刑一。不ㇾ翦ニ其類一也。

け、死すれば必ず赴ぐるは、親を忘れざるなり。(一)親未だ絶えずして、庶人に列するは、(二)無能を賤むなり。弔臨賻賵を敬するは、睦友の道なり。古者庶子の官治まりて、邦國倫あり、邦國倫ありて、(三)衆方に鄉ふ。公族の罪には、(四)親なりと雖も以て有司の(五)正術を犯さず。百姓を(六)體する所以なり。(七)隱たるところに刑するは、國人の兄弟を慮るを與さざるなり、弔せず、爲めに服せず、(八)異姓の廟に哭するは、祖を忝むるが爲めに之を遠ざくるなり、素服して外に居り、樂を聽かざるは、私に之を喪するなり。(九)骨肉の親は絶つこと無ければなり。公族宮刑なきは、(一〇)其の類を翦たざるなり。

(一) 五廟の孫にして (二) 能なきを賤むなり (三) 衆皆齒數に向ふ (四) 國君の親 (五) 常法を曲げず (六) 同一に取扱ふ (七) 隱所に於て刑に處するは (八) 他姓の廟に哭するは先祖を疏ずる故に (九) 骨肉の親は刑戮せらるとも絶つ理なければなり (一〇) 公族の血統を絶たざるなり

之。有司對曰。無レ及也。反二命于公一。公素服不レ擧。爲レ之變。如二其倫之喪一。無レ服。親哭レ之。公族朝二于內朝一。內親也。雖レ有二貴者一以レ齒。明二父子一也。外朝。以レ官。體二異姓一也。宗廟之中。以レ爵爲レ位。崇レ德也。宗人授レ事以レ官。尊レ賢也。登餕受レ爵以二上嗣一。尊レ祖之道也。喪紀以二服之輕重一爲レ序。不レ奪二人親一也。公與レ族燕則以レ齒。而孝弟之道達矣。其族食世降二一等一。親レ親之殺也。戰則守二於公禰一。孝愛之深也。正室守二大廟一。尊二宗室一而君臣之道著矣。諸父諸兄守二貴室一。子弟守二下室一。而讓道達矣。

燕すれば、則ち齒を以てす。而して孝弟の道達す。(一八)其族食、世ごとに一等を降すは、親を親むの殺なり。(一九)戰には則ち公禰を守るは、孝愛の深きなり。(二〇)正室大廟を守るは、宗室を尊ぶなり。而して君臣の道著る。(二一)諸父諸兄貴室を守り、子弟下室を守りて讓道達す。(二二)(二三)

(一)郊野を掌る官に懸けて縊り殺す (二)刺割するなり (三)鞫也、きはめ盡す也 (四)男子は勢を斷ち女子は宮を幽閉しする刑 (五)罪狀を取調べ終れば (六)重罪 (七)輕罪 (八)已に刑を行ひたれば取返しつかず (九)あやなき衣服を着て (一〇)三牲即ち牛羊豚等の牲を膳につけず (一一)常禮を變ず (一二)爵位の貴き者 (一三)年齡の多少によるは (一四)昭穆即ち先祖の位牌の順序を紊らざるなり (一五)容儀を作つて敬意を表する (一六)先祖に繼ぐ者 (一七)人倫の親疏を紊る可からざるなり (一八)孝弟の道を盡す (一九)飲食するに一世毎に一等を降すは (二〇)減じて疏末にすること (二一)孝愛は死者に仕ふる禮なれば深遠の思あるなり (二二)君臣輕重の道著明なり (二三)目上の者と目下の者を守る處異なるは讓道を盡す

五廟之孫。祖

五廟の孫、祖廟未だ毀たざれば、庶人に及ぶと雖も、冠し妻を取るには必ず告

公族其有死罪。則磬于甸人。其刑罪則纖剸。亦告于甸人。公族無宮刑。獄成。有司讞于公。其死罪則曰某之罪在大辟。其刑罪則曰某之罪在小辟。公曰。宥之。有司又曰。在辟。公又曰。宥之。有司又曰。在辟。及三宥。不對走出。致刑于甸人。公又使人追之曰。雖然。必赦

○公族其れ死罪あれば、則ち甸人に磬す、(一)其の刑罪は則ち纖剸す、(二)亦甸人に告す。(三)公族には宮刑なし。(四)獄成れば、(五)有司公に讞す。其死罪には、則ち某の罪大辟に在り(六)と曰ひ、其刑罪には、則ち某の罪少辟に在りと曰ふ。(七)公曰く、之を宥せよ。有司又曰く、辟に在りと。公又曰く、之を宥せよ。有司又曰く、辟に在りと。三宥に及びて、對へずして走り出で、刑を甸人に致す。公又人をして之を追ひて曰はしむ。然りと雖も必ず之を赦せと。有司對へて曰く、(八)及ぶなきなり。公に反命す。公素服して(九)擧げず。(一〇)之が爲めに變ず。(一一)其倫の喪の如くにして服なし、親ら之を哭す。公族内朝に朝するは、親を内にするなり。貴き者ありと雖も(一二)(一三)歯を以てするは、父子を明にするなり。(一四)外朝官を以てするは異姓を體する(一五)なり。宗廟の中、爵を以て位を爲すは、徳を崇ぶなり。宗人事を授くるに官を(一六)以てするは、賢を尊ぶなり。登りて餕し爵を受くるに上嗣を以てするは、祖を尊ぶの道なり。喪紀服の輕重を以て序と爲すは、(一七)人の親を奪はざるなり。公と族と

其登餕獻受爵。則以上嗣。庶子治之。雖有三命。不踰父兄。其公大事。則以其喪服之精麤爲序。雖於公族之喪亦如之。以次主人。若公與族燕。則異姓爲賓。膳宰爲主人。公與父兄齒。族食世降一等。其在軍則守於公禰。公若有出疆之政。庶子以公族之無事者守於公宮。正室守大廟。諸父守貴宮貴室。諸子諸孫守下宮下室。五廟之孫。祖廟未毀。雖爲庶人。冠取妻必告。死必赴。練祥則告。族之相爲也。宜弔不弔。宜免不免。有司罰之。至于賵賻承含。皆有正焉。

疆(一六)を出づるの政あれば、庶子公族の事なき者を以て、公宮(一七)を守らしめ、正室(一八)は大廟を守らしめ、諸父(一九)は貴宮貴室(二〇)を守らしめ、諸子諸孫は、下宮下室(二一)(二二)を守らしむ。五廟(二三)の孫は、祖廟未だ毀たざるときは、庶人たりと雖も、冠し妻を取るときは必ず告げ、死せば必ず赴ぐ。練祥(二四)には則ち告ぐ。族の相爲にするや、宜しく弔すべきに弔せず、宜しく免すべきに免せざれば、有司之を罰す、賵賻承含に至るまで、皆正あり(二五)。

(一) 司馬の屬官　(二) 公卿、大夫、士の子　(三) 正は政　(四) 公の内朝に朝見する時には　(五) 年長順を以てす　(六) 路寢門外の朝　(七) 長幼の序によらず官の高下によりてす　(八) 禮及び宗廟の中にて百官に職事を授くる事を掌る官　(九) 尸の餘を食む　(一〇) 適子の長者　(一一) 死喪　(一二) 衰の精しき者と麤なる者とによつて順序を定む　(一三) 會食す　(一四) 族人と燕食すること　(一五) 先王の木主を遷し載せて軍事に在りて公に隨ひて出でて行く者　(一六) 朝覲會同の事　(一七) 公の宗廟宮室　(一八) 公族の卿大夫士たる者の適子　(一九) 公の伯父叔父　(二〇) 路寢　(二一) 禰廟　(二二) 燕寢　(二三) 始めて封ぜられたる君、卽ち五世の祖　(二四) 一周忌、小祥忌　(二五) 正禮

而衆著二於君臣之義一也。其三曰。將レ君レ我。而與レ我歯讓。何也。曰。長レ長也。然而衆知二長幼之節一矣。故父在斯爲レ子。君在斯謂二之臣一。居二子與レ臣之節一。所三以尊レ君親二レ親也。故學三之爲二父子一焉。學三之爲二君臣一焉。學三之爲二長幼一焉。父子君臣長幼之道得而國治。語曰。樂正司レ業。父師司レ成。一有二元良一。萬國以貞。世子之謂也。周公踐レ阼。

○庶子之正二於公族一者。教レ之以二孝弟睦友子愛一。明二父子之義。長幼之序一。其朝二于公一。内朝則東面北上。臣有二貴者一以レ歯。其在二外朝一則以レ官。司士爲レ之。其在二宗廟之中一。則如二外朝之位一。宗人授レ事以レ爵以レ官。

○庶子の公族に正する者、之を教ふるに孝弟睦友子愛を以てし、父子の義、長幼の序を明にす。其の公に朝するときは、内朝には則ち東面北上し、臣貴き者あるも歯を以てす。其の外朝に在りては、則ち官を以てす。司士之を爲す。其の宗廟の中に在りては、則ち外朝の位の如し。宗人、事を授け、爵を以てし官を以てす。其の登りて餕し獻じ爵を受くるは、則ち上嗣を以てす。○庶子之を治むるに、三命ありと雖も、父兄に踰えず。其の公の大事には、則ち其喪服の精麤を以て序と爲す。公族の喪に於けると雖も亦之の如くし、以て主人に次ぐ。若し公と族と燕すれば、則ち異姓賓となり、膳宰主人となる、公と父兄と歯す。族食は、世ごとに一等を降す。其の軍に在れば、則ち公禰に守る。公若し

知二父子君臣。長幼之義一也。君之於二世子一也。親則父也。尊則君也。有二父之親一。有二君之尊一。然後兼二天下一而有レ之。是故養二世子一不レ可レ不レ慎也。行二一物一而三善皆得者。唯世子而已。其齒二於學一之謂也。故世子齒二於學一。國人觀レ之曰。將レ君レ我。而與レ我齒讓。何也。曰。有二父在一則禮然。然而衆知二父子之道一矣。其二曰。將レ君レ我。而與レ我齒讓。何也。曰。有二君在一則禮然。然

り。其三に曰く、將に我に君たらんとす、而るに我と齒し讓るは何ぞや。曰く、長を長とするなりと。然り而して衆長幼の節を知る、故に父在せば斯に子たり、君在せば斯に之を臣と謂ふ。子と臣との節に居るは、君を尊び親を親む所以なり、故に之に父子たることを學へ、之に君臣たることを學へ、之に長幼たることを學ふ。父子君臣長幼の道得て、而して國治る。語(九)に曰く、樂正業(一〇)を司り、父師、成(一一)を司る。一に元良(一二)あれば、萬國以て貞しと。世子の謂なり。(一三)周公阼を踐めり。

(六)善道に導く　(七)世子の法を伯禽に抗ぐるを斥す。是れ迂曲の道　(三)心ゆるやかに何の曲折もなく　(四)人の子たる道を知りて然る後はじめて人の父たる道を行ひ得可し　(五)親を以て言ふ時は是れ父なり。尊を以て言ふ時は君なり　(六)年長者に讓る　(七)父子、君臣、長幼の道　(八)同學の人との間にて年長者に讓る　(九)古語　(一〇)詩書を敎ふることを司り　(一一)德行の成熟することを司る　(一二)大善　(一三)王氏は此の一句を以て衍文とをし、劉氏は下文の端を更むるを以て此れを著して以て上文の周公相けて阼を踐むを結ぶとなせり

王一也。聞ㇾ之曰。爲二人臣一者。殺二其身一有ㇾ益二於君一則爲ㇾ之。況于二其身一以善二其君一乎。周公優爲ㇾ之。是故知ㇾ爲二人子一。然後可三以爲二人父一。知ㇾ爲二人臣一。然後可三以爲二人君一。知ㇾ事ㇾ人。然後能使ㇾ人。成王幼不ㇾ能ㇾ涖ㇾ阼。以爲二世子一則無ㇾ爲也。是故抗二世子法於伯禽一使下之與二成王一居上。欲ㇾ令三成王之

之を爲せり。是の故に(四)人の子たることを知りて、然る後に以て人の父たるべし。人の臣たることを知りて、然る後に以て人の君たる可し。人に事ふることを知りて、然る後に能く人を使ふ。成王幼にして、阼を涖ること能はず。以て世子となせば、則ち爲す無きなり、是の故に世子の法を伯禽に抗げて、之をして成王と居らしむ。成王をして之れ父子君臣長幼の義を知らしめんと欲すればなり。君の世子に於けるや(五)親は則ち父なり。尊は則ち君なり。父の親あり、君の尊あり。然る後に天下を兼ねて之を有すべし。是の故に世子を養ふは、愼まざる可からざるなり。(六)一物を行うて(七)三善皆得る者、唯世子のみ、其れ(八)學に齒するの謂ひなり。故に世子學に齒すれば、國人之を觀て曰く、將に我に君たらんとす。而るに我と齒し讓るは何ぞや。曰く、父在すあれば則ち禮然るなりと。然り而して衆父子の道を知る。其二に曰く、將に我に君たらんとす。而るに我と齒し讓るは何ぞや。曰く、君在あれば、則ち禮然るなりと。然り而して衆君臣の義に著な

中。發二形於外一。是故其成也懌。恭敬而温文。立二大傅少傅一以養レ之。欲三其知二父子君臣之道一也。大傅審二父子君臣之道一以示レ之。少傅奉二世子一以觀二大傅之德行一而審喩レ之。大傅在レ前。少傅在レ後。入則有レ保。出則有レ師。是以教喩而德成也。師也者。教レ之以レ事。而喩二諸德一者也。保也者。愼二其身一以輔二翼之一而歸二諸道一者也。記曰。虞夏商周。有二師保一。有二疑丞一。設二四輔及三公一。不二必備一。唯其人。語レ使レ能也。君子曰レ德。德成而教尊。教尊而官正。官正而國治。君之謂也。

ずしも備へず。唯だ其の人をもてす、能を使ふを語ふなり。君子を德と曰ふ。(一七)德成りて教尊く、教尊くして官正し、官正しくして國治る、君の謂なり。(一八)

(一)郊學 (二)事功 (三)一曲の藝、僅かの技能ある者 (四)疎遠にするなり (五)五帝の大學の名 (六)堂上の酒樽 (七)禮樂成れば牛羊等の血を塗る (八)禮輕くして舞樂を用ひず故に禮樂の器を授けず (九)賓禮す (一〇)世子を教ふるを主とするなり (一一)邪僻の心中に積れるを消融する爲なり (一二)顯れ出づ (一三)悲蕭の儀を整ふる故なり (一四)溫潤文雅の氣象あり (一五)詳審に之を言ひて通曉せしむるなり (一六)師、保、疑、丞、一說、前疑、後丞、左輔、右弼 (一七)世子の德 (一八)君たるの謂ひなり

○仲尼曰。昔者周公攝レ政。踐レ阼而治。抗二世子法於伯禽一。所三以善二成

○仲尼曰く、昔者周公政を攝し阼を踐みて治む。世子の法を伯禽に抗ぐ、成王を(一)善くする所以なり。之を聞く、曰く、人臣たる者、其身を殺して君に益有らば、則ち之を爲すと。況んや(二)其身を于げて、以て其君を善くするをや。周公優に(三)

藝皆誓レ之。以待二又語一三而一有焉。乃進二其等一。以二其序一。謂二之郊人一。遠レ之。於二成均一以及レ取二爵於上尊一也。○始立レ學者既興レ器用レ幣。然後釋菜。不レ舞不レ授レ器。乃退儐二于東序一。一獻無二介語一可也。教二世子一。○凡三王教二世子一。必以二禮樂一。樂所二以脩一レ內也。禮所二以脩一レ外也。禮樂交二錯於

くるなり。(五)成均に於てするときは、以て爵を上尊(六)に取るに及ぼすなり。○始めて學を立つる者、既に器(七)に興りて幣を用ひ、然る後に釋菜す。(八)舞はず、器を授けず、乃ち退きて東序に儐(九)す。一獻して介語なきこと、可なり。世子(一〇)を教ふることなり。○凡そ三王の世子を教ふるは、必ず禮樂を以てす。樂は內(一一)を脩むる所以なり。禮は外を脩むる所以なり。禮樂中に交り錯りて、外に發形(一二)す。是の故に其の成るや懌ぶ、恭敬(一三)にして溫文(一四)なり。大傅小傅を立て、以て之を養ふ。其の父子君臣の道を知らんことを欲すればなり。大傅は父子君臣の道を審にして、以て之を示す。少傅は世子を奉じて、以て大傅の德行を觀て審(一五)に之を喩す。大傅前に在り、少傅後に在り、入れば則ち保あり、出づれば則ち師あり。是を以て教喩して德成るなり。師なる者は之に教ふるに事を以てして、諸を德に喩す者なり。保なる者は、其身を愼みて、以て之を輔翼し、諸を道に歸する者なり。記に曰く、虞・夏・商周、師保(一六)あり、疑丞あり。四輔及び三公を設く。必

言合語之禮一。皆小樂正詔二之於東序一。大樂正學下舞二干戚一。語說命中乞言上。皆大樂正授レ數。大司成論說在二東序一。凡侍二坐於大司成一者。遠近間二三席一。可二以問一。終則負レ牆。列レ事未レ盡不レ問。凡學。春官釋二奠于其先師一。秋冬亦如レ之。凡始立レ學者。必釋二奠于先聖先師一。及レ行レ事。必以レ幣。凡釋奠者。必有レ合也。有二國故一則否。凡大合樂。必遂養レ老。

○凡語二于郊一者。必取レ賢斂レ才焉。或以レ德進。或以レ事舉。或以レ言揚。曲

合ふあるない。國故(一八)あらば則ち否ず、凡そ大合樂(一九)には、必ず遂に老を養ふ。

(一) 敎に同じ　(二) 武の舞　(三) 文の舞　(四) 大學　(五) 南男の樂　(六) 殷の學の名　(七) 虞の學の名　(八) 養老の禮を行ふ時其の老人達より善言の行ふべきを聞くこと　(九) 祭及び養老と鄕射、飲射、大射、燕射の禮と旅酬の時に至つて、先王の法を言說し義理を合會して相告げ語ること　(一〇) 席は廣さ三尺三寸三分三厘餘にて、三席は一丈なり、函丈に同じ　(一一) 容る、丈の間隔をたもちて　(一二) 牆壁を背にして坐す、卽ち後方の席に就くこと　(一三) 質問者の言の續いて未だ終らざれば　(一四) 大學　(一五) 詩書禮樂を敎ふることを掌る官　(一六) 前代の此の釋奠の禮を明らかにし習はす師　(一七) 釋奠の事を論ず　(一八) 凶喪の事　(一九) 合樂の事あり、一說、先聖先師の其國に無き時は隣國の先聖先師を合せて釋奠す

○凡そ郊(二〇)に語る者、必ず賢を取り才を斂む。或は德を以て進め、或は事(二一)を以て擧げ、或は言を以て揚ぐ。曲藝(二二)皆之を誓しめ、以て又語ることを待つ。三たびして一つもあれば、乃ち其等を進め、其序を以てす、之を郊人と謂ふ、之を遠(二四)

齡也。我百。爾九十。吾與二爾三一焉。文王九十七乃終。武王九十三而終。成王幼不レ能レ涖レ阼。周公相。踐レ阼而治。抗二世子法於伯禽一。欲レ令三成王之知二父子君臣長幼之道一也。成王有レ過。則撻二伯禽一。所三以示二成王世子之道一也。文王之爲二世子一也。

○凡學二世子一。及學レ士。必時。春夏學二干戈一。秋冬學二羽籥一。皆於二東序一。小樂正學レ干。大胥贊レ之。籥師學レ戈。籥師丞贊レ之。胥鼓レ南。春誦夏弦。大師詔二之瞽宗一。秋學レ禮。執禮者詔レ之。冬讀レ書。典書者詔レ之。禮在二瞽宗一。書在二上庠一。凡祭與二養老乞

○凡そ世子を學へ(一)、及び士を學ふるは、必ず時あり、春夏は干戈(二)を學へ、秋冬は羽籥を學ふ、皆東序(四)に於てす。小樂正干を學へ、大胥之を贊す、籥師戈を學へ、(三)籥師丞之を贊す、胥は南を鼓す(五)、春は誦し夏は弦し、大師之を瞽宗(六)に詔す、秋は禮を學ふ、執禮の者之を詔す、冬は書を讀む、典書の者之を詔す、禮は瞽宗に在り、書は上庠(七)に在り。凡そ祭と養老乞言(八)、合語(九)の禮と、皆小樂正之を東序に詔す、大樂正干戚を舞すと、語說と、乞言を命ずることを學ふ。皆大樂正數を授く。大司成論說すること東序に在り。凡そ大司成に侍坐する者は、遠近三席(一〇)を(一一)間る、以て問ふべし、終れば則ち牆(一二)を負ふ。事(一三)を列ぬること未だ盡きざれば問はず。凡そ學(一四)春は官(一五)し其先師に釋奠し、秋冬亦之の如し。凡そ始めて學を立つる者必ず先聖先師(一六)に釋奠(一七)す。事を行ふに及びて必ず幣を以ふ。凡そ釋奠とは、必ず

後亦復レ初。食上必在二視寒煖之節一。食下問レ所レ膳。命二膳宰一曰。末レ有レ原。應曰。諾。然後退。武王帥而行レ之。不二敢有一レ加焉。文王有レ疾。武王不レ說二冠帶一而養。文王一飯。亦一飯。文王再飯。亦再飯。旬有二日。乃間。文王謂二武王一曰。女何夢矣。武王對曰。夢三帝與二我九齡一。文王曰。女以爲レ何也。武王曰。西方有二九國一焉。君王其終撫レ諸。文王曰。非也。古者謂二年齡一。齒亦

曰く、帝我に九齡(一四)を與ふと夢みたり。文王曰く、女(一五)以て何とか爲す。武王曰く、西方に九國あり。君王其れ終に諸を撫せんか。文王曰く、非なり。古者年を齡と謂ふ、齒も亦た齡なり、我れ百、爾九十、吾れ爾に三を與へんと。文王九十七にして乃ち終り、武王九十三にして終れり。成王幼にして阼を涖ること能はず、周公(一六)相けて、阼を踐みて治む、世子(一七)の法を伯禽に抗ぐ、成王をして父子君臣長幼の道を知らしめんことを欲せり。成王過あれば、則ち伯禽を撻つ。成王に世子の道を示す所以なり。文王の世子たりしときのことなり。

(一) 内庭の小臣　(二) 内豎の當日宿直せる者　(三) 起居食共に皆安靜なり　(四) 暮に同じ　(五) 病氣にて起居飲食常の如くならざること　(六) 歩行するに足取も亂るゝをいふ　(七) 飲食平生の如くになりて　(八) 飲食の加減を能く見る　(九) 飲食の多寡をたづぬ　(一〇) 膳部を司る者　(一一) 食餘の物を再び差上ぐることなかれ　(一二) 脫に同じ、ぬぐ　(一三) 瘳ゆ也、病氣全快す　(一四) 九枚の齒　(一五) 此夢判斷如何樣にせしか　(一六) 輔導して政を攝して　(一七) 世子の模範を伯禽によつて示す

文王之爲世子。朝於王季日三。雞初鳴而衣服。至於寢門外。問內豎之御者曰。今日安否何如。內豎曰。安。文王乃喜。及日中又至。亦如之。及莫又至。亦如之。其有不安節。則內豎以告文王。文王色憂。行不能正履。王季復膳。然

文王世子第八

文王の世子たりしとき、王季に朝すること日に三たび、雞初めて鳴けば服を衣、寢門の外に至り、(一)內豎の御者(二)に問ひて曰く、今日安否何如んと。內豎曰く、(三)安しと。文王乃ち喜ぶ。日中に及びて又至る、亦之の如くす。(四)莫に及びて又至る、亦之の如くす。(五)其の節に安んぜざること有れば、則ち內豎以て文王に告ぐ。文王色憂ひ、(六)行くに正しく履むこと能はず。王季膳に(七)復りて、然る後に亦初めに復る。食上るときは必ず寒煖(八)の節を在に視る、食下るときは(九)膳する所を問ふ。膳宰(一〇)に命じて曰く、原(一一)する有ること末れ。應へて曰く、諾。然る後に退く。武王帥ひて之を行ひ、敢て加ふること有らざりき。文王疾あり、武王冠帶(一二)を說かずして養ふ。文王一飯すれば、亦一飯し、文王再飯すれば、亦再飯す。旬有二日にして乃ち間えたり。(一三)文王、武王に謂つて曰く、女何をか夢みたる。武王對へて

出舍二於公館一以待レ事。禮也。孔子曰。尸弁冕而出。卿大夫士皆下レ之。尸必式。必有二前驅一。○子夏問曰。三年之喪卒哭。金革之事無レ辟也者。禮與。初有司與。孔子曰。夏后氏三年之喪既殯而致レ事。殷人既葬而致レ事。記曰。君子不レ奪二人之親一。亦不レ可レ奪レ親也。此之謂乎。子夏曰。金革之事無レ辟也者。非與。孔子曰。吾聞二諸老聃一曰。昔者魯公伯禽有レ爲爲レ之也。今以二三年之喪一從二其利一者。吾弗レ知也。

之何。孔子曰。吾聞二諸老聃一曰。昔者史佚有レ子而死。下殤也。墓遠。召公謂レ之曰。何以不レ棺二斂於宮中一。史佚曰。吾敢乎哉。召公言二於周公一。周公曰。豈不可。史佚行レ之。下殤用二棺衣一。棺自二史佚一始也。〇曾子問曰。卿大夫將レ爲レ尸二於公一。受レ宿矣。而有二齊衰內喪一則如レ之何。孔子曰。

あり。〇子夏問うて曰く、三年の喪、卒哭すれば、金革（一一）の事も辟くること無き者は禮か。初め有司（一二）か。孔子曰く、夏后氏は、三年の喪、既に殯すれば而ち事を致し（一三）、殷人は既に葬すれば而ち事を致す、記に曰く、君子（一四）は人の親を奪はず、亦親を奪ふ可からざるなりと。此れ之の謂ひか。子夏曰く、金革（一五）の事も辟くることなき者は、非か。孔子曰く、吾諸を老聃に聞く、曰く、昔者魯公伯禽、爲にすることありて之を爲せるなり（一六）、今三年の喪を以て、其の利に從ふ者は（一七）、吾れ知らざるなり。

（一）招魂 （二）八歳より十一歳までに夭折したるもの （三）土を錬りて甎と爲し、棺の坎の四方に周らす （四）輿尸の具、木にて造り其狀牀の如く脚なし繩を以て横へ抗舉して往くもの （五）周初の良史 （六）君館を受けて宿して齋戒す （七）門内に齋することある時、即ち衰服の喪 （八）君の尸 （九）式して以て答ふ （一〇）先驅して行人を避け開かしむ （一一）軍事 （一二）初に當つて有司之を遁り遣るか （一三）致し還して役に當らず （一四）人君を指す （一五）親の爲に喪する心を奪はず （一六）已むことを得ずして征役の事をなす （一七）兵を用ひて攻取の利に從ふは吾れ其是なることを知らざるなり

爲レ君使而卒ニ於舍一。禮曰。公館復。私館不レ復。凡所レ使之國。有司所レ授舍。則公館已。何謂ニ私館不一レ復也。孔子曰。善乎。問レ之也。自卿大夫士之家曰ニ私館一。公館與ニ公所一レ爲曰ニ公館一。公館復。此之謂也。○曾子問曰。下殤土周葬ニ于園一。遂輿レ機而往。塗邇故也。今墓遠。則其葬也。如レ

復(一)し、私館には復せずと。凡そ使ひする所の國にて、有司の授くる所の舍は、則ち公館のみ、何をか私館には復せずと謂ふ。孔子曰く、善かな之を問ふこと。自ら卿大夫士の家にするを私館と曰ひ、公館と公の爲しむる所とを、公館と曰ふ、公館には復すとは、此れ之の謂ひなり。○曾子問うて曰く、下殤(二)は土周(三)して園に葬る、遂に機(四)を輿きて往くは、塗邇きが故なり。今は墓遠し、則ち其葬や之を如何ん。孔子曰く、吾れ諸を老聃に聞く、曰く、昔者史佚(五)、子ありて死す、下殤なり、墓遠し。召公之に謂ひて曰く、何を以て宮中に棺斂せざる。史佚曰く、吾れ敢てせんや。召公、周公に言ふ。周公曰く、豈に不可ならんやと、史佚之を行へり。下殤棺衣を用ひて棺するは、史佚より始まる。○曾子問うて曰く、卿大夫將に公に尸たらんとして、宿(六)を受けたり。而して齊衰の內喪(七)あるときは、則ち之を如何ん。孔子曰く、出て公館に舍して、以て事を待つ、禮なり。孔子曰く、尸(八)、弁冕して出づれば、卿大夫皆之に下る、尸必ず式(九)す、必ず前驅(一〇)

者祭於宗子之家。當室之白。尊于東房。是謂陽厭。○曾子問曰。葬。引至于堩。日有食之。則有變乎。止不乎。孔子曰。昔者吾從老聃助葬於巷黨。及堩。日有食之。老聃曰。丘。止柩就道右。止哭以聽變。既明反。而后行。曰。禮也。反葬而丘問之曰。夫柩不可以反者也。日有食之。不知其已之遲數。則豈如行哉。老聃曰。諸侯朝天子。見日而行。逮日而舍。奠。大夫使。見日而行。逮日而舍。夫柩不蚤出。不莫宿。見星而行者。唯罪人與奔父母之喪者乎。日有食之。安知其不見星也。且君子行禮。不以人之親痁患。吾聞諸老聃云。

莫に宿せず、星を見て行く者は、唯罪人と父母の喪に奔る者とのみか。日之を食するあれば、安ぞ(一六)其の星を見ざることを知らん。且君子禮を行ふに、人の親を以て患に痁めず、吾れ諸を老聃に聞くと云ふ。

(一)曾子尸を立てて祭ること死者に靈なきが如く奢へたるを以て此問を設す (二)同輩中の孫の同等の列にある者の中より取りて尸となすも可なり (三)夭折したる者を祭るには (四)喪服小記によるに、殤は傷の誤り (五)庶子は宗子、夭折すと雖も代りて祭の主と爲らず、宗子の兄弟代りて之を主る (六)卒哭成事以後をいふ (七)斯は歛、主人、尸を尊びて俎を設くること (八)共養の禮已に成ること (九)庶子の子孫無き者 (一〇)道路の中に在る時 (一一)日食の變あらば (一二)柩北に向うて行く故に東方 (一三)日光常に復す (一四)遲延の日數測り知り難し (一五)晩に舍に止まりて奠を行主に設く (一六)日食すれば星を見ることあるべし、是れ明に反りて後行く所以なり

○曾子問曰。

○曾子問うて曰く、君の爲めに使ひして、舍に卒するとき、禮に曰ふ、公館には

孫幼則使二人抱レ之。無レ孫則取二於同姓一可也。祭レ殤必厭。蓋弗レ成也。祭二成喪一而無レ尸。是殤之也。孔子曰。有二陰厭一。有二陽厭一。曾子問曰。殤不レ祔祭。何謂二陰厭陽厭一。孔子曰。宗子爲レ殤而死。庶子弗レ爲後也。其吉祭特牲。祭レ殤不レ擧。無二肵俎一。無二玄酒一。不レ告二利成一。是謂二陰厭一。凡殤與二無レ後

曰く、陰厭あり、陽厭あり。曾子問うて曰く、殤は祭を祔べず、何ぞ陰厭陽厭と謂ふ。孔子曰く、宗子殤と爲りて死すれば、(五)庶子後たらざるなり。其吉祭に(六)は特牲あり、殤を祭るには擧げず、(七)肵俎なく、玄酒なく、(八)利成を告げず、是れを陰厭と謂ふ。凡そ殤と後なき者とは、宗子の家に祭る。室の白に當り、東房に尊す、是れを陽厭と謂ふ。(九)○曾子問うて曰く、葬引して堩に至りしとき、(一〇)日之を食するあらば、則ち變ずることあり、且不ず。孔子曰く、昔者吾れ老聃に從ひ、(一一)葬を巷黨に助けしとき、堩に及びたるに日之を食するあり。老聃曰く、丘、柩を止めて道の右に就き、(一二)哭を止めて以て變を聽けと。既にして明反る、(一三)而して后に行けり。曰く、禮なりと。葬より反りて丘之に問うて曰く、夫れ柩は以て反る可からざる者なり。日之を食するあれば、其れ已ことの遲數を知らず、(一四)則ち豈に行くに如かんや。老聃曰く、諸侯、天子に朝するには、日を見て行き、日に逮びて舍奠(一五)す、大夫使ひするには、日を見て行き、日に逮びて舍す、夫れ柩は蚤に出でず、

夫。其祭也祝曰。孝子某。使介子某執其常事。攝主不厭祭。不旅。不假。不綏祭。不配。布奠於賓。賓奠而不擧。不歸肉。其辭于賓曰。宗兄宗弟宗子在他國。使某辭。○曾子問曰。宗子去在他國。庶子無爵而居者。可以祭乎。孔子曰。祭哉。請問其祭如之何。孔子曰。望墓而爲壇。以時祭。若宗子死。告於墓而后祭於家。宗子死。稱名不言孝。身沒而已。子游之徒有庶子祭者以此。若義也。今之祭者不首其義。故誣於祭也。

誣ふ。

(一) 君の柩を送る (二) 既に棺を下し卽ち歸る (三) 孝子の返るを待たずして先づ返る (四) 少牢 (五) 庶子 (六) 其職の常例 (七) 祭を主る可き者に非ずして祭を主る者 (八) 綏は隋にて隋祭、尸、主と共に隋祭する時 主人黍稷牢肉を減じて之を豆間に祭り、尸は黍及び黍稷肺を取りて豆間に祭るをいふ (九) 祭の時に當つて墓に因み壇を築り以て祭る (一〇) 孝子某と言はずして、唯子某と言ふのみ (一一) 庶子死して、其子は則ち庶子の適子なれば、禰を祭る時孝子と稱すべし、故に庶子死に至るまでの間なり

〇曾子問曰。祭必有尸乎。若厭祭亦可乎。孔子曰。祭成喪者必有尸。尸必以孫。

〇曾子問うて曰く、祭は必ず尸あるか、厭祭の若くするも亦可ならんか。孔子曰く、成喪を祭るには、必ず尸あり、尸は必ず孫を以てす、孫幼なれば則ち人をして之を抱かしむ。孫なければ則ち同姓に取りて可なり。殤を祭るには、必ず厭す、蓋し成さざればなり。成喪を祭りて尸なきは、是れ之を殤とするなり。孔子

如レ之何。孔子曰。遂。既封而歸。不レ俟レ子。曾子問曰。父母之喪既引。及塗。聞二君薨一。如レ之何。孔子曰。遂。既封。改レ服而往。○曾子問曰。宗子爲レ士。庶子爲二大夫一。其祭也如レ之何。孔子曰。以二上牲一祭二於宗子之家一。祝曰。孝子某。爲二介子某一薦二其常事一。若宗子有レ罪。居二於他國一。庶子爲二大

塗に及びて君の薨を聞かば、之を如何ん。孔子曰く、遂ぐ。既に封して服を改めて往く。○曾子問うて曰く、宗子、士たり、庶子、大夫たらば、其祭るや之を如何ん。孔子曰く、(四)上牲を以て宗子の家に祭る。祝曰く、孝子某、(五)介子某の爲めに、(六)其常事を薦むと。若し宗子罪ありて、他國に居り、庶子大夫たらば、其祭るや、祝曰く、孝子某、介子某をして其常事を執らしむと。(七)攝主厭祭せず、旅せず、假せず、(八)綏祭せず、配せず。奠を賓に布く、賓奠して擧げず、肉を歸らず、其の賓に辭ぐるに曰く、宗兄、宗弟、宗子他國に在り、某をして辭げしむと。○曾子問うて曰く、宗子去りて他國に在るとき、庶子爵なくして居る者、以て祭る可きか。孔子曰く、祭らんかな。請ひ問ふ、其祭ること之を如何ん。孔子曰く、(九)墓を望みて壇を爲り、時を以て祭る。若し宗子死せば、墓に告げて、而る后に家に祭る。宗子死せば、名を稱して、(一〇)孝と言はず、身の沒るまでのみ。(一一)子游の徒、庶子祭る者あれば此を以ひたり、義に若ふなり。今の祭る者、其義に首かず、故に祭を

何。孔子曰。歸
殯。反ニ于君所一。
有ニ殷事一則歸。
朝夕否。大夫
室老行レ事。士
則子孫行レ事。
大夫內子有ニ
殷事一。亦之ニ君
所一。朝夕否。○
賤不レ誄レ貴。幼
不レ誄レ長。禮也。
唯天子稱レ天
以誄レ之。諸侯
相誄。非レ禮也。○曾子問曰。君出レ疆。以ニ三年之戒一。以レ椑從。君薨。其入如レ之何。孔子曰。共ニ殯服一。
則子麻弁絰。疏衰菲杖。入レ自レ闕。升レ自ニ西階一。如小斂。則子免而從レ柩。入レ自レ門。升レ自ニ阼階一。君大
夫士一節也。

○曾子問曰。
君之喪既引。
聞ニ父母之喪一。

以て、椑(九)を以て從ふ。君薨ずれば其れ入ること之を如何ん。孔子曰く、殯服を共す
則ち子は麻の弁絰し、疏衰し、菲杖す。闕(一〇)より入り、西階(一一)より升る。如し小斂
せば、則ち子、免して柩に從ひ、門より入り、阼階より升る。君大夫士一節(一二)な
り。

(一) 親の喪痛むこと甚だし、故に恆に家に居る (二) 朔望及び薦新の奠 (三) 朝夕は省きて哭せず (四) 卿妻 (五) 其平生の實行を累ね擧げて諡を作る (六) 天子の尊きこと二なし。唯天、其上にあり、故に天を假りて以て之を稱す (七) 事有りて疆を出づる時 (八) 戒備 (九) 親身の棺を以て身に隨へて行く、これ或ひは外に死せんことを慮りてなり (一〇) 柩入る時、殯宮門の西邊の墻を毀ちて其の空缺の處より入る (一一) 西階は賓客の升る處、これ柩の外より歸り來るは賓客に似たれば西階よりするなり (一二) 同等なり

○曾子問うて曰く、君の喪既に引(一)して、父母の喪を聞かば、之を如何ん。孔子曰く、遂ぐ。既に封(二)して歸る、子を俟たず(三)。曾子問うて曰く、父母の喪既に引して

練。不羣立。不旅行。君子禮以飾情。三年之喪而弔哭。不亦虛乎。○曾子問曰。大夫士有私喪。可以除之矣。而有君服焉。其除之也。如之何。孔子曰。有君喪服於身。不敢私服。又何除焉。於是乎有過時而弗除也。君之喪服除而后殷祭。禮也。曾子問曰。父母之喪弗除。可乎。孔子曰。先王制禮。過時弗擧。禮也。非弗能勿除也。患其過於制也。故君子過時不祭。禮也。

○曾子問曰。君薨既殯。而臣有父母之喪。則如之何。孔子曰。歸居于家。有殷事。則之君所。朝夕否。曰。君既啓而臣有父母之喪。則如之何。孔子曰。歸哭而反送君。曰。君未殯。而臣有父母之喪。則如之

○曾子問うて曰く、君薨じて既に殯す、而して臣に父母の喪あらば、則ち之を如何ん。孔子曰く、歸りて家に居る。殷事あれば、則ち君の所に之く、朝夕は否せず。曰く、君既に啓して、臣に父母の喪あらば、則ち之を如何ん。孔子曰く、歸りて哭す、而して反りて君を送る。曰く、君未だ殯せずして、臣に父母の喪あらば、則ち之を如何ん。孔子曰く、歸り殯して、君の所に反る、殷事あれば則ち歸る、朝夕は否せず。大夫は室老事を行ひ、士には則ち子孫事を行ふ、大夫の內子は、殷事あれば、亦君の所に之く、朝夕は否せず。○賤は貴に誄せず、幼は長に誄せず、禮なり。唯だ天子には天を稱して以て之に誄す。諸侯相誄するは、禮に非ざるなり。○曾子問うて曰く、君、疆を出づるとき、三年の戒を

夫人之喪。君之大廟火。日食。三年之喪。齊衰。大功。皆廢。外喪。自㆓齊衰㆒以下行也。其齊衰之祭也。尸入。三飯。不㆑侑。酳。不㆑酢而已矣。大功酢而已矣。小功緦。室中之事而已矣。士之所㆓以異㆒者。緦不㆑祭。所㆑祭於㆓死者㆒。無㆑服則祭。○曾子問曰。三年之喪弔乎。孔子曰。三年之喪。

み。士の異なる所以の者は、緦して祭らず、祭る所のもの死者に於て服なければ則ち祭る。○曾子問うて曰く、(四)三年の喪には弔するか。孔子曰く、三年の喪には練しては(五)羣立せず、(六)旅行せず、君子は(七)禮以て情を飾る、三年の喪にして弔哭せば、亦虚ならずや。○曾子問うて曰く、大夫士(八)私の喪あり、以て(九)之を除く可きか、而して君の服あらば、其之れを除くや、之を如何ん。孔子曰く、身に君の喪服あらば、敢て私の服をせず、又何ぞ除かん。是に於てか、時を過ぎて除かざることあるなり。君の喪服除きて、而して后に(一〇)殷祭す、禮なり。曾子問うて曰く、父母の喪、除かざるも可なるか。孔子曰く、先王禮を制す、時を過ぐれば擧げず、禮なり。除くこと勿き能はざるに非ざるなり。其の制に過ぎんことを患ふ。故に君子時を過ぐれば祭らず、禮なり。

(一)曾子の問　(二)孔子の答　(三)賓の長の獻酬　(四)父母の喪ある時　(五)一年小祥の後　(六)衆と同行せず　(七)人情に因りて禮を制す　(八)親の喪　(九)君は重く親は輕し、故に服を除くべきか　(一〇)君の服を除きて後、祥の祭即ち殷祭をなす、殷祭は盛祭なり

祀之祭。簠簋既陳。天子崩。后之喪。如之何。孔子曰。廢。○曾子問曰。當祭而日食。大廟火。其祭也如之何。孔子曰。接祭而已矣。如牲至未殺則廢。○天子崩。未殯。五祀之祭不行。既殯而祭。其祭也。尸入。三飯。不侑。酳。不酢而已矣。自啓至于反哭。五祀之祭不行。已葬而祭。祝畢獻而已。○曾子問曰。諸侯之祭社稷。俎豆既陳。聞天子崩。后之喪。君薨。夫人之喪。如之何。孔子曰。廢。自薨比至于殯。自啓至于反哭。奉帥天子。

(一)旅は衆なり、諸侯打揃ひて謁見す　(二)本國の大廟の火災　(三)容儀を亂す　(四)國の方面　(五)衣服の色　(六)兵器　(七)飯を盛る器、簠は方にして簋は圓なり　(八)接は捷と通ず、速なり、尸を迎へず牲至れば速に祭る　(九)勸なり　(一〇)食畢りて酒を以て口を漱ぐ　(一一)報なり、酒を酌みて報ゆるなり　(一二)啓、殯、往きて葬るより葬畢り、反哭に及ぶまで五祀を祭らず　(一三)尸酒を酌み終へて丑に獻じ、主更に祝に獻ずるを以て終りとす　(一四)天子の場合に倣ふ

○曾子問曰。大夫之祭。鼎俎既陳。籩豆既設。不得成禮。廢者幾。孔子曰。九。請問之。曰。天子崩。后之喪。君薨。

○曾子問うて曰く、大夫の祭に、鼎俎既に陳べ、籩豆既に設けて、禮を成すを得ずして廢する者幾(一)かある。孔子曰く、九あり。之を請ひ問ふ。(二)曰く、天子の崩、后の喪、君の薨、夫人の喪、君の大廟の火、日食、三年の喪、齊衰、大功には皆廢す、外喪は齊衰より以下は行ふなり、其齊衰の祭や、尸入りて三飯して侑せず、酳して酢せざるのみ。大功には酢するのみ、小功と緦とには(三)室中の事の

容◎則廢。如諸侯皆在而日食。則從二天子一救レ日。各以三其方色與二其兵一。大廟火。則從二天子一救レ火。不レ以二方色與一レ兵。〇曾子問曰。諸侯相見。揖讓入レ門。不レ得レ終レ禮。廢者幾。孔子曰。六。請二問之一。曰。天子崩。大廟火。日食。后夫人之喪。雨霑レ服失レ容。則廢。〇曾子問曰。天子嘗禘郊社五

諸侯相見るとき、揖讓して門を入り、禮を終ふるを得ずして廢する者幾かある。孔子曰く、六あり。之を請ひ問ふ。曰く、天子の崩、大廟の火、日食、后夫人の喪に、雨服を霑ほし容を失ふには、則ち廢す。〇曾子問うて曰く、天子の嘗禘郊社五祀の祭に、(七)簠簋既に陳せるに、天子崩じ、后の喪あらば、之を如何ん。孔子曰く、廢す。〇曾子問うて曰く、祭に當りて日食し、大廟の火あらば、其祭や之を如何ん。孔子曰く、(八)接祭するのみ。如し牲至りて未だ殺さざれば、則ち廢す。〇天子崩じて未だ殯せざれば、五祀の祭は行はず、既に殯して祭る、其祭や、尸入りて三飯して(九)侑せず、(一〇)酳して(一一)酢せざるのみ。(一二)啓より反哭に至るまで、五祀の祭は行はず。已に葬りて祭る、(一三)祝獻を畢ふるのみ。〇曾子問うて曰く、諸侯の社稷を祭るとき、俎豆既に陳べて、天子の崩、后の喪、君の薨、夫人の喪を聞かば、之を如何ん。孔子曰く、廢す、薨より殯に至る比ほひ、啓より反哭に至るまで、天子に奉帥す。(一四)

也。古者男子外有レ傅。内有二慈母一。君命所レ使レ教レ子也。何服之有。昔者魯昭公。少喪二其母一。有二慈母良一。及二其死一也。公弗レ忍也。欲レ喪レ之。有司以聞。曰。古之禮。慈母無レ服。今也君爲レ之服。是逆二古之禮一。而亂二國法一也。若終行レ之。則有司將三書レ之以遺二後世一。無二乃不可一乎。公曰。古者天子練冠以燕居。公弗レ忍也。遂練冠以喪二慈母一。喪二慈母一。自二魯昭公一始也。

り。遂に練冠して以て慈母に喪せせり。慈母に喪するは、魯の昭公より始まるなり。

(一) 幣玉を以て祖廟に告祭す、此幣玉を奉ずるは猶は祖宗の命を奉ずるがごとし、故に主命といふ (二) 幣玉を奉じて出づ (三) 堂上兩階の間を堀りて幣玉を埋む (四) 士又は大夫の妾が子を生みて後死すれば、父の他妾の子なき者をして之を子とし養はしむる時、其子は之を慈母と稱す (五) 上聞と同じ

○曾子問曰。諸侯旅二見天子一。入レ門。不レ得レ終レ禮。廢者幾。孔子曰。四。請二問之一。曰。大廟火。日食。后之喪。雨霑レ服失レ容。

○曾子問うて曰く、諸侯、天子に旅見(一)のとき、門を入りて、禮を終ふるを得ずして廢する者幾かある。孔子曰く、四あり。之を請ひ問ふ。曰く、大廟(二)の火、日食、后の喪、雨服を霑し(三)容を失ふには、則ち廢す。如し諸侯皆在りて、日食せば、則ち天子に從ひて日を救ふ、各々其方色(四)(五)と其兵(六)とを以てす。大廟の火には、則ち天子に從ひて火を救ふ、方色と兵とを以てせず。○曾子問うて曰く、

○曾子問曰。古者師行無遷主。則何主。孔子曰。主命。問曰。何謂也。孔子曰。天子諸侯將出。必以幣帛皮圭。告于祖禰。遂奉以出。載于齊車以行。每舍奠焉。而後就舍。反必告。設奠卒。斂幣玉。藏諸兩階之間。乃出。蓋貴命也。○子游問曰。喪慈母如母。禮與。孔子曰。非禮

○曾子問うて曰く、古者師行くに遷主無きときは則ち何を主とするか。孔子曰く、主命あり。問うて曰く、何の謂ぞや。孔子曰く、天子諸侯將に出でんとすれば、必ず幣帛皮圭を以て、祖禰に告ぐ。遂に奉じて以て出で、齊車に載せて以て行く。舍する毎に奠して、而して後に舍に就く、反れば必ず告ぐ、奠を設け、卒りて幣玉を斂めて、諸を兩階の間に藏め、乃ち出づ、蓋し命を貴ぶなり。○子游問うて曰く、慈母に喪するに母の如くするは禮か。孔子曰く、禮に非ざるなり。古者男子外に傅あり、內に慈母あり、君命じて子を教へしむる所なり、何の服か之れ有らん。昔者魯の昭公、少して其母を喪へり。慈母の良き者あり。其死するに及びてや、公忍びざるなり、之を喪せんと欲す。有司以聞して曰く、古の禮、慈母に服無し、今や君之れが爲めに服せば、是れ古の禮に逆ひて、國法を亂るなり。若し終に之を行へば、則ち有司將に之を書して以て後世に遺さんとす。乃ち不可なるなからんか。公曰く、古者天子練冠して以て燕居せりと、公忍びざるな

入弔。康子立二於門右一北面。公揖讓升レ自二東階一西鄕。客升レ自二西階一弔。公拜興哭。康子拜二稽顙於位一。有司弗レ辯也。今之二孤。自二季康子之過一也。○曾子問曰。古者師行。必以二遷廟主一行乎。孔子曰。天子巡守以二遷廟主一行。載二于齊車一。言二必有一レ尊也。今也取二七廟之主一以行。則失レ之矣。當二七廟五廟一無レ虛主。虛レ主者。惟天子崩。諸侯薨。與レ去二其國一。與レ祫二祭於祖一。爲レ無レ主耳。吾聞二諸老聃一曰。天子崩。國君薨。則祝取二羣廟之主一。而藏二諸祖廟一。禮也。卒哭成事。而后主各反二其廟一。君去二其國一。大宰取二羣廟之主一以從。禮也。祫二祭於祖一。則祝迎二四廟之主一。主出レ廟入レ廟必蹕。老聃云。

爲すのみ。吾れ諸を老聃に聞く。曰く、天子崩じ、國君薨ずれば、則ち祝羣廟の主を取りて、諸を祖廟に藏す、禮なり。卒哭成事（一二）して、而る后に主各々其の廟に反る。君其國を去れば、大宰羣廟の主を取りて以て從ふ、禮なり。祖に祫祭すれば、則ち祝（一三）四廟の主を迎ふ。主廟を出で廟に入るには、必ず蹕す（一四）と、老聃云ふ。

（一）二人の喪主　（二）宗廟、祭、天地の祭、皆祭の重き者、各に混じ并せて祭らぬ　（三）假の木主　（四）衛君が是非にと言ひ、哀公が斷り切れぬこと　（五）哀公主人の位に在れば康子は哭踊するのみにて可なるに、今拜稽顙し儼然として主人の禮を行ふ是れ主人二人のあるなり　（六）論じて其非を正さず　（七）世代古くなりて廟を毀たれて太祖の廟に遷されたる木主　（八）祭祀に用ひる車　（九）天子の制　（一〇）諸侯の制　（一一）廟各々木主あり　（一二）葬に先だつの祭　（一三）諸侯の五廟中祖廟を除きていふ　（一四）出入警蹕して行人を止む

○曾子問曰。喪有二二孤一。廟有二二主一。禮與。孔子曰。天無二二日一。土無二二王一。嘗禘郊社。尊無二二上一。未レ知二其爲一レ禮也。昔者齊桓公。亟擧レ兵。作二僞主一以行。及レ反藏二諸祖廟一。廟有二二主一。自二桓公一始也。喪之二孤。則昔者衞靈公適レ魯。遭二季桓子之喪一。衞君請レ弔。哀公辭。不レ得レ命。公爲レ主。客

○曾子問うて曰く、喪に二孤あり、廟に二主あるは、禮か。孔子曰く、天に二日なく、土に二王なし、嘗(二)禘郊社に(三)、尊二上なし、未だ其の禮たるを知らざるなり。昔者齊の桓公、亟〻公を擧ぐ、僞主を作りて以て行く、反るに及びて諸を祖廟に藏せり、廟に二主あるは、桓公より始まるなり。喪の二孤は、則ち昔者衞の靈公魯に適き、季桓子の喪に遭へり、衞君弔せんと請ふ、哀公辭す、命を得ず(四)。公主と爲り、客入りて弔す。康子門右に立ちて北面す。公揖讓し、東階より升りて西鄕す。客西階より升りて弔す。公拜し、興つて哭し、康子位に拜稽顙す(五)。有司辯ぜざりき(六)。今の二孤は、季康子の過よりするなり。○曾子問うて曰く、古者師行くに、必ず遷廟(七)の主を以て行きしか。孔子曰く、天子巡守すれば、遷廟の主を以て行き、齊車(八)に載す、必ず尊あるを言ふなり。今や七廟の主を取りて以て行くは、則ち之を失へり。七廟五廟(九)(一〇)に當りては、主を虛(一一)するなし、主を虛する者は、唯天子の崩と、諸侯の薨と、其國を去ると、祖に祫祭するとは、主なしと

子曰。男不入改服於外次。女入改服於內次。然後卽位而哭。曾子問曰。除喪則不復昏禮乎。孔子曰。祭過時不祭。禮也。又何反於初。○孔子曰。嫁女之家。三夜不息燭。思相離也。取婦之家。三日不擧樂。思嗣親也。三月而廟見。稱來婦也。擇日而祭於禰。成婦之義也。○曾子問曰。女未廟見而死。則如之何。孔子曰。不遷於祖。不祔於皇姑。壻不杖。不菲。不次。歸葬於女氏之黨。示未成婦也。○曾子問曰。取女有吉日。而女死。則如之何。孔子曰。壻齊衰而弔。既葬而除之。夫死亦如之。

(一一)來婦と稱す、(一二)日を擇びて禰に祭るは、婦の義を成すなり。○曾子問うて曰く、女未だ廟見せずして死すれば、則ち之を如何ん。孔子曰く、(一三)祖に遷さず、(一四)皇姑に祔せず、壻杖つかず、(一五)菲せず、(一六)次せず、歸りて女子の黨に葬る、未だ婦を成さざるを示すなり。○曾子問うて曰く、女を取る吉日あり、而して女死すれば、則ち之を如何せん。孔子曰く、壻齊衰して弔し、既に葬りて之を除く、夫死するも亦之の如くす。

(一) 壻が親から女の家に到り女を迎ふ　(二) 嫁服を脫す　(三) 衣裳相連る長き衣　(四) 白絹にて髮を束ぬ　(五) 壻は大門外の處にて布の深衣に改む　(六) 女卽ち婦は大門內の處にて深衣に改む　(七) 祭ですら時を過ぐれば補ひ行ふことなし、況や婚禮に於て豈に後より補ひ行ふべけんや　(八) 相ひ離ることゝを思へば寢寐すること能はず故に燭を滅さず　(九) 親に嗣ぐことを思へば感傷なからず故に樂を擧げず　(一〇) 新婦は來嫁後三月に廟に至り祖先を祭る　(一一) 來りて婦となるなり　(一二) 吉日を擇んで父の廟に祭る、是に於て婦たるの身分定まる　(一三) 出棺の時祖廟に朝せず　(一四) 位碑を祖母の廟に附せず、皇といふは之を尊ぶなり、祔は附なり　(一五) 草履　(一六) 哭位を設けぬ

子問曰。昏禮。既納レ幣有二吉日一。女之父母死。則如レ之何。孔子曰。壻使二人弔一。如壻之父母死。則女之家亦使二人弔一。父喪稱レ父。母喪稱レ母。父母不レ在。則稱二伯父世母一。壻已葬。壻之伯父致二命女氏一曰。某之子有二父母之喪一。不レ得三嗣爲二兄弟一。使二某致一レ命。女氏許諾。而弗二敢嫁一。禮也。壻免レ喪。女之父母使二人請一レ壻。弗レ取而后嫁レ之。禮也。女之父母死。壻亦如レ之。

いよ其女を娶らずといふ事になれば、其時はじめて此の女を他族に嫁す

○曾子問曰。親迎。女在レ塗。而壻之父母死。如レ之何。孔子曰。女改レ服。布深衣縞總以趨レ喪。女在レ塗而女之父母死。則女反。如壻親迎女未レ至。而有二齊衰大功之喪一。則如レ之何。孔

○曾子問うて曰く、(一)親迎に、女塗に在りて、壻の父母死すれば、之を如何ん。孔子曰く、(二)女服を改め、布の(三)深衣(四)縞總して、以て喪に趨る、女塗に在りて、女の父母死すれば則ち女反る、如し壻親迎し、女未だ至らずして、齊衰、大功の喪あらば、則ち之を如何ん。孔子曰く、(五)男に入らずして、服を外次に改め、(六)女は入りて、服を内次に改め、然る後に位に卽きて哭す。曾子問うて曰く、喪を除けば則ち復た昏禮せざるか。孔子曰く、(七)祭に時を過ぐれば祭らざるは、禮なり。又何ぞ初に反らん。○孔子曰く、女を嫁するの家、(八)三夜燭を息めず、相離るゝを思へばなり。婦を取るの家、(九)三日樂を擧げず、親に嗣ぐを思へばなり。(一〇)三月にして廟見し、

孔子曰。天子諸侯之喪祭也。不二斬衰一者不レ與レ祭。大夫齊衰者與レ祭。士祭不レ足。則取二於兄弟大功以下者一。○曾子問曰。相識有二喪服一。可三以與二於祭一乎。孔子曰。緦不レ祭。又何助二於人一。○曾子問曰。廢二喪服一可三以與二於饋奠之事一乎。孔子曰。說レ衰與レ奠。非レ禮也。以擯相可也。○曾

曰く、緦しては祭らず、又何ぞ人を助けんや。○曾子問うて曰く、喪服を廢せば、(二)以て饋奠の事に與る可きか。孔子曰く、(三)衰を說ぎて奠に與るは、禮に非ざるなり、以て(四)擯相するは可なり。○曾子問うて曰く、(五)昏禮に、既に(六)幣を納れて吉日あるとき、女の父母死せば、則ち之を如何ん。孔子曰く、壻人をして弔せしむ。如し壻の父母死せば、則ち女の家も亦人をして弔せしむ。父の喪には父と稱し、母の喪には母と稱す。父母在さざれば、則ち伯父(七)世母と稱す。壻已に葬る、壻の伯父(八)命を女氏に致して曰く、某の子父母の喪あり、(九)嗣ぎて兄弟たるを得ず、(一〇)某をして命を致さしむと。女氏許諾す。而して敢て(一一)嫁せざるは禮なり。(一二)壻喪を免ずれば、女の父母人をして(一三)請はしむ。(一四)壻取らずして后に之を嫁す、禮なり。女の父母死すれば、壻亦之の如くす。

(一) 己れが知り識る所の人 (二) 除くこと (三) 說は脫と同じ、麻の服を脫く (四) 賓客の事を司る (五) 婚に同じ (六) 結納の事 (七) 伯母 (八) 父母の喪終らざれば婚姻をなす能はず、故に破談を申込むなり (九) 夫婦たることを得ず (一〇) 伯父の名 (一一) 他人に嫁せず (一二) 喪を除く (一三) 婿を成すことを請ふ (一四) 婿の方にていよ

者一。○曾子問曰。祭如レ之何。則不レ行二旅酬之事一矣。孔子曰。聞レ之。小祥者。主人練祭而不レ旅。奠二酬於賓一。賓弗レ擧。禮也。昔者魯昭公練而擧レ酬行レ旅。非レ禮也。孝公大祥。奠酬弗レ擧。亦非レ禮也。○曾子問曰。大功之喪。可三以與二於饋奠之事一乎。孔子曰。豈大功耳。自二斬衰一以下。皆可。禮也。曾子曰。不三以輕レ服而重二相爲一乎。孔子曰。非二此之謂一也。天子諸侯之喪。斬衰者奠。大夫齊衰者奠。士則朋友奠。不レ足則取二於大功以下者一。不レ足則反レ之。

（四）外に在る親戚死するなり（五）初め賓を迎へんとして、醴酒饌具皆陳設するも、今悉く徹し去つ（六）曾子の問なり（七）大廟の中に於て冕服弁を賜ふ（八）君の命を榮とし、家に歸りて祭を營む（九）醴は酒なり、冠醴は醴重くして醮輕し（一〇）旅は衆なり、酬は賓を導きて飮ましむなり、旅酬の禮は賓は弟子兄弟の子各觶（さすづき）を其長に擧げて衆相ひ酬ゆるなり（一一）朞の祭、祥して練衣練冠す（一二）名は稠、襄公の子（一三）隱公の祖（一四）己れ大功の喪ある者（一五）他の饋奠の事に與るなり、饋奠は殯に奠すること（一六）己れの服を輕んずる

曾子問曰。小功可三以與二於祭一乎。孔子曰。何必小功耳。自二斬衰一以下與レ祭。禮也。曾子曰。不二以輕レ喪而重レ祭乎。

○曾子問うて曰く、小功以て祭に與る可きか。孔子曰く、何ぞ必ずしも小功のみならん。斬衰より以下祭に與るは、禮なり。曾子曰く、以て喪を輕じて祭を重んずるならずや。孔子曰く、天子諸侯の喪祭には、斬衰せざる者は祭に與らず。大夫には齊衰の者祭に與る、士には祭に足らざれば、則ち兄弟大功以下の者に取る。○曾子問うて曰く、（一）相識ものには、喪服あるも以て祭に與る可きか。孔子

而掃。卽レ位而哭。如冠者未レ至則廢。如將レ冠レ子而未レ及二期日一。而有二齊衰大功小功之喪一。則因二喪服一而冠。除レ喪不二改冠一乎。孔子曰。天子賜二諸侯大夫冕弁服於大廟一。歸設レ奠。服二賜服一。於レ斯乎有二冠醮一。無二冠醴一。父沒而冠。則已冠。掃レ地而祭二於禰一。已祭而見二伯父叔父一。而後饗二冠

侯大夫に冕弁服を大廟に賜ふ。歸りて奠を設け賜服を服す。斯に於てか、冠醮(九)有りて、冠醴(七)なし、父沒して冠すれば(八)、則ち已に冠して地を掃ひて禰に祭る。已に祭りて伯父叔父に見え、而る後に冠者を饗す。〇曾子問うて曰く、祭は之を如何んせば、則ち旅酬(一〇)の事を行はざるか。孔子曰く、之を聞く、小祥(一一)には、主人練祭して旅せす、賓に奠酬するも、賓擧げざるは、禮なり。昔者魯の昭公(一二)、練して酬を擧げ旅を行へるは、禮に非ざるなり。孝公(一三)、大祥して、奠酬して擧げざるも亦禮に非ざるなり。〇曾子問うて曰く、大功(一四)の喪あるもの、以て饋奠(一五)の事に與る可きか。孔子曰く、豈大功のみならんや、斬衰より以下皆可なり、禮なり。曾子曰く、以て服を輕じて相爲(一六)にすることを重くするならずや。孔子曰く、此れの謂ひに非ざるなり。天子諸侯の喪には、斬衰の者奠し、大夫には齊衰の者奠し、士には則ち朋友奠し。足らざれば則ち大功以下の者を取り、足らざれば則ち之を反す。

(一) 賓と醴を賛くる人、冠せんとする子の事に非ず　(二) 主人と揖讓して門に入る　(三) 内に在る親死するなり

親告二于祖禰一。乃命二祝史一告レ至二于前所レ告者一。而後聽レ朝而入。○曾子問曰。並有レ喪。如レ之何。何先何後。孔子曰。葬先レ輕而後レ重。其奠也。先レ重而後レ輕。禮也。自レ啓及レ葬不レ奠。行レ葬不レ哀レ次。反レ葬奠。而後辭二於殯一。遂脩二葬事一。其虞也。先レ重而後レ輕。禮也。○孔子曰。宗子雖二七十一。無レ無二主婦一。非二宗子一。雖レ無二主婦一可也。

は無し。宗子に非ざれば、主婦なしと雖も可なり。

(一)既に告ぐれば敢て久しく留らず　(二)父母或は祖父母の同時に死すること　(三)母を先にして父を後にす　(四)父を先にして母を後にす　(五)啓は開くなり、母の殯棺を開きて將に葬らんとする出棺の時に至るまでは、父の殯棺には奠を設けず　(六)母の葬を行ふに、大門外の次に至るも哀まず、父の殯殮は有るを以ての故なり、次は平生賓客を待つ處　(七)葬より反りて行ふ祭　(八)宗子は宗家の主人なり、祖先を祭る時、宗族男女皆來る、男は宗子之を統べ、女は主婦即ち宗子の妻之を統ぶ、主婦なければ完全に禮を行ふべからず、故に妻死せば七十と雖も再娶すべし

○曾子問曰。將レ冠レ子。冠者至。揖讓而入。聞二齊衰大功喪一。如レ之何。孔子曰。內喪則廢。外喪則冠而不レ醴。徹レ饌

○曾子問うて曰く、將に子を冠せんとし、冠者(一)至り、揖讓(二)して入るとき、齊衰大功の喪を聞かば之を如何ん。孔子曰く、內喪(三)には則ち廢し、外喪(四)には則ち冠して醴(五)せず、饌を徹して掃ひ、位に卽きて哭す。如し冠者未だ至らざれば則ち廢す。如し將に子を冠せんとして、未だ期日に及ばずして、齊衰、大功、小功の喪あらば、則ち喪服に因りて冠す。喪(六)を除きては改め冠せざるか。孔子曰く、天子諸

○孔子曰。諸侯適二天子一。必告二于祖一。奠二于禰一。冕而出視レ朝。命二祝史一告二于社稷宗廟山川一。乃命二國家五官一而后行。道而出。告者五日而徧。過レ是。非レ禮也。凡告用二牲幣一。反亦如レ之。諸侯相見。必告二于禰一。朝服而出視レ朝。命二祝史一告二于五廟。所レ過山川一。亦命二國家五官一。道而出。反必

○孔子曰く、諸侯天子に適くには、必ず祖に告げ、禰に奠し、冕して出で、朝を視る。祝史に命じて、社稷宗廟山川に告げ、乃ち國家の五官に命じて、而して后に行く、道して出づ、告ぐる者五日にして徧し。是に過ぐるは禮に非ざるなり。凡そ告ぐるには(一)牲幣を用ふ。反るとき亦之の如し。諸侯相見るには、必ず禰に告げ、朝服して出で、朝を視る。祝史に命じて、五廟と過ぐる所の山川とに告げしむ。亦國家の五官に命じて、道して出づ。反れば必ず親ら祖禰に告げ、乃ち祝史に命じて、前に告げし所の者に至ることを告げしめ、而して後に朝を聽きて入る。○曾子問うて曰く、(二)竝びに喪あらば、之を如何ん。何れを先にし何れを後にすべきかと。孔子曰く、(三)葬は輕きを先にして重きを後にす。其の奠や、(四)重きを先にして輕きを後にす、禮なり。(五)啓より葬に及ぶまで奠せず。(六)葬を行ふに次に哀しまず。葬より反りて奠し、而して後に殯に辭し、遂に葬事を脩む。其の(七)虞や、重きを先にして輕きを後にす、禮なり。○孔子曰く、(八)宗子は七十と雖も、主婦なき

反位。遂朝奠。小宰升擧幣。三日。衆主人卿大夫士。如初位。北面。大宰大宗大祝皆裨冕。少師奉子以衰。祝先。子從。宰宗人從。入門。哭者止。子升自西階。殯前北面。祝立于殯東南隅。祝聲三曰。某之子某。從執事敢見。子拜稽顙。哭祝宰宗人衆主人卿大夫士。哭踊。三者三。降東反位。皆袒。子踊。房中亦踊。三者三。襲衰杖。奠出。大宰命祝史。以名徧告于五祀山川。曾子問曰。如已葬而世子生。則如之何。孔子曰。大宰大宗從大祝而告于禰。三月乃名于禰。以名徧告及社稷宗廟山川。

人、卿大夫士哭踊す。(九)三たびする者三たびす、降りて東し位に反りて、皆袒す。子踊す、房中亦踊す、三たびする者三たびして、衰を襲して杖つく、奠して出づ。大宰祝史に命じて、名を以て徧く五祀山川に告げしむ。曾子問うて曰く、如し已に葬りて世子生れなば、則ち之を如何ん。孔子曰く、大宰、大宗、大祝に從うて、禰に告ぐ。(一〇)三月にして乃ち禰に名づけ、名を以て徧く告げ、社稷宗廟山川に及ぶ。

(一)太子 (二)上卿の君に代りて國政を總く者 (三)天子諸侯は六服大裘、其餘は裨服となす、裨衣して冕を著く (四)等は階なり、階を昇り盡す (五)婦人 (六)世子の養育係長 (七)縗服を以て乘けて之を捧ぐ (八)稽首と同 (九)踊は三度を一節として三回行ふ (一〇)生れたることを禰に告ぐ、禰は父の廟

曾子問第七

曾子問曰。君薨而世子生。如レ之何。孔子曰。卿大夫士從二攝主一。北二面於西階南一。大祝裨冕。執二束帛一。升レ自二西階一盡レ等。不レ升レ堂。命レ毋レ哭。祝聲三。告曰。某之子生。敢告。升奠二幣于殯東几上一。哭降。衆主人。卿大夫士。房中。皆哭。不レ踊。盡二一哀一。

曾子問うて曰く、君薨じて世子(一)生れなば、之を如何ん。孔子曰く、卿大夫士は攝主(二)に從ひて、西階の南に北面し、大祝は裨冕(三)して、束帛を執り、西階より升り、等(四)を盡して堂に升らず、哭すること毋れと命ず。祝は聲つくりすること三たびして、告げて曰ふ、某の子生る、敢て吾ぐと。升りて幣を殯の東の几上に奠き、哭して降る。衆主人、卿大夫士、房中(五)皆哭して踊せず、一哀を盡して位に反る、遂に朝に奠す、小宰升りて幣を擧ぐ。三日にして、衆主人、卿大夫士、初の位の如く北面し、大宰、大宗、大祝皆裨冕(六)し、少師(七)子を奉ずるに衰を以てす。祝先だち子從ふ、宰宗人從ふ。門に入れば哭する者止む。子西階より升り、殯(八)前に北面す。祝殯の東南隅に立つ。祝聲つくりすること三たびにして曰く、某の子某、執事に從ひて敢て見ゆと。子拜稽顙(八)して哭す。祝、宰宗人、衆主

之數上。而賦二犧牲一。以共二山林名川之祀一。凡在二天下九州一之民者。無レ不下咸獻二其力一。以共中皇天上帝社稷寢廟山林名川之祀上。○季冬行二秋令一。則白露蚤降。介蟲爲レ妖。四鄙入レ保。行二春令一。則胎夭多レ傷。國多二固疾一。命レ之曰レ逆。行二夏令一。水潦敗レ國。時雪不レ降。冰凍消釋。

ばかりの者　㊆ 固は痼と同じ、久しくして癒えざる者

○是月也。日窮ニ于次ニ、月窮ニ于紀ニ。星回ニ于天ニ。數將ニ幾終ニ。歲且ニ更始ニ。專ニ而農民ニ。毋レ有レ所レ使。天子乃與ニ公卿大夫ニ。共飭ニ國典ニ。論ニ時令ニ。以待ニ來歲之宜ニ。乃命ニ大史ニ。次ニ諸侯之列ニ。賦ニ之犧牲ニ。以共ニ皇天上帝社稷之饗ニ。乃命ニ同姓之邦ニ。共ニ寢廟之芻豢ニ。命レ宰歷下卿大夫至ニ于庶民ニ土田

○是の月や、日次に窮まり、月紀に窮まり(一)、星天に回り、數、將に終るに幾からんとす。歲且に更まり始まらんとす。而の農民を專にし、使ふ所有ること毋かれ。天乃子ち公卿大夫と、共に國典(二)を飭へ、時令を論じ、以て來歲の宜を侍つ。乃ち大史に命じて、諸侯の列(三)を次いで、之が犧牲を賦し、以て皇天上帝社稷の饗に共す。乃ち同姓の邦に命じて、寢廟の芻豢を共せしむ。宰に命じて、卿大夫より庶民に至るまでの、土田の數(四)を歷いでて、犧牲を賦し、以て山林名川の祀に共す。凡そ天下九州に在るの民は、咸其力を獻じて、以て皇天、上帝、社稷、寢廟、山林、名川の祀に共せざることなし。○季冬に、秋の令を行へば、則ち白露蚤く降り、介蟲妖を爲し、四鄙保に入る。春の令を行へば、則ち胎(五)夭(六)傷多く、國固疾(七)多し、之を命けて逆と曰ふ。夏の令を行へば、則ち水潦國を敗り、時雪降らず、氷凍消釋す。

(一) 會なり　(二) 六典の法　(三) 大小の等差を次第す　(四) 多寡の數を次第す　(五) 腹の中に在る者　(六) 生れた

其味鹹。其臭朽。其祀行。祭先腎。○鴈北鄉。鵲始巢。雉雊。雞乳。天子居玄堂右个。乘玄路。駕鐵驪。載玄旂。衣黑衣。服玄玉。食黍與彘。其器閎以奄。○命有司大難。旁磔。出土牛。以送寒氣。征鳥厲疾。乃畢山川之祀。及帝之大臣天神祇。○是月也。命漁師始漁。天子親往。乃嘗魚。先薦寢廟。冰方盛。水澤腹堅。命取冰。冰以入。令告民出五種。命農計耦耕事。脩耒耜。具田器。命樂師。大合吹而罷。乃命四監收秩薪柴。以共郊廟及百祀之薪燎。

有司に命じて、大に難し、旁く(五)磔り、土牛を出り以て寒氣を送らしむ。征鳥(六)厲く疾し、乃ち山川の祀、及び帝(七)の大臣、天の神祇を畢ふ。○是の月や、漁師に命じて、始めて漁せしむ。天子親ら往く、乃ち魚を嘗め、先づ寢廟に薦む。冰、方に盛にして、水澤腹く堅し、命じて冰を取らしむ。冰以に入る。民に告げて五種(八)を出さしむ。農に命じて耦耕(九)の事を計り、耒耜(一〇)を脩め、田器を具へしむ。樂師に命じて、大に吹を合して罷む。乃ち四監に命じて、秩の薪柴を收め、以て郊廟及び百祀(一一)の薪燎(一二)に共す。

(一)星の名　(二)星の名　(三)星の名　(四)變換す　(五)四方の門、皆陰氣を磔り攘ふ　(六)鷹隼の屬　(七)五帝の佐句芒祝融の屬　(八)五穀の種　(九)二人相並んで耕すこと　(一〇)耜の柄　(一一)庭燎　(一二)供と同じ

蚓結。麋角解。水泉動。日短至。則伐レ木取二竹箭一。○是月也。可下以罷二官之無一レ事。去中器之無レ用者上。塗二闕廷門閭一。築二囹圄一。此以助二天地之閉藏一也。○仲冬行二夏令一。則其國乃旱。氛霧冥冥。雷乃發レ聲。行二秋令一。則天時雨汁。瓜瓠不レ成。國有二大兵一。行二春令一。則蝗蟲爲レ敗。水泉咸竭。民多二疥癘一。

ち旱し、氛霧冥冥、雷乃ち聲を發す。秋の令を行へば、則ち天時に雨汁し、(一三)瓜瓠(一四)成らず、國大兵あり。春の令を行へば、則ち蝗蟲敗を爲し、水泉咸竭き、民疥(一五)癘多し。

(一) 陰方に盛にして陽起らんと欲す (二) 萬物の生機 (三) 物動いて萌芽す (四) 有位の君子 (五) 謹愼の至り (六) 香草 (七) 香草、形豌豆に類して叢生す (八) 香草 (九) 屈まる (一〇) 大庭 (一一) 大なるを竹といふ、小なるを箭といふ (一二) 朝廷の門 (一三) 雨雪雜り下る (一四) うりひさご熟せず (一五) 疥癘の病

○季冬之月。日在二婺女一。昏婁中。旦氐中。其日壬癸。其帝顓頊。其神玄冥。其蟲介。其音羽。律中二大呂一。其數六。

○季冬の月、日、婺女に在り(一)、昏に婁中し(二)、旦に氐中す(三)、其日は壬癸、其帝は顓頊、其神は玄冥、其蟲は介、其音は羽、律は大呂に中る、其數は六、其味は鹹、其臭は朽、其祀は行、祭は腎を先にす。○鴈、北に鄕ひ、鵲始めて巣くひ、雉雊き雞乳(四)す。天子玄堂の右个に居り、玄路に乘り、鐵驪に駕し、玄旂を載て、黑衣を衣、玄玉を服し、黍と彘とを食ふ。其器は閎にして以て奄なり。○

之曰二暢月一。〇是月也。命二奄尹一申二宮令一。審二門閭一。謹二房室一。必重閉。省二婦事一。毋レ得レ淫。雖レ有二貴戚近習一。毋レ有レ不レ禁。乃命二大酋一。秫稻必齊。麴蘗必時。湛熾必潔。水泉必香。陶器必良。火齊必得。兼二用六物一。大酋監レ之。毋レ有二差貸一。天子命二有司一。祈二祀四海大川名源。淵澤井泉一。〇是月也。農有下不二收藏積聚一者上。馬牛畜獸有二放佚者一。取レ之不レ詰。山林藪澤。有下能取二蔬食一。田二獵獸一者上。野虞教二道之一。其有二相侵奪者一。罪レ之不レ赦。

破壞して泄る (九)是の月陽久しく屈して後に伸ぶ (一〇)宦官の長 (一一)宮中の政令 (一二)婦人の事を撿效す (一三)女功の過巧なる者 (一四)天子の族姻 (一五)天子の嬖幸する者 (一六)酒官の長 (一七)もちあは (一八)かうぢ (一九)漬す (二〇)炊く (二一)生熟の調 (二二)生熟の宜しきに適ふ (二三)六物 (二四)失誤 (二五)急に同じ (二六)山林の蔬食は橡栗の屬、藪澤の蔬食は菱芡の屬

〇是月也。日短至。陰陽爭。諸生蕩。君子齊戒。處必掩レ身。身欲レ寧。去二聲色一。禁二嗜欲一。安二形性一。事欲レ靜。以待二陰陽之所一レ定。芸始生。荔挺出。蚯

〇是の月や、日の短きこと至まり、(一)陰陽爭ひ、(二)諸生(三)蕩く、(四)君子齊戒し、處に必ず身を(五)掩す、身寧からんことを欲す、(六)聲色を去り、嗜慾を禁じ、形性を安くし、事は靜ならんことを欲し、以て陰陽の定まる所を待つ。(七)芸始めて生じ(八)荔挺出で、(九)蚯蚓結び、(一〇)麋角解ち、水泉動く。日短きこと至まらば、則ち木を伐り(一一)竹箭を取る。〇是の月や、以て官の事なきを罷め、器の用なき者を去る可し。(一二)闕廷門閭を塗り、囹圄を築く。此れ以て天地の閉藏を助くるなり。〇仲冬に夏の令を行へば、則ち其國乃

先レ胥。○冰益壯。地始坼。鶡旦不レ鳴。虎始交。○天子居二玄堂大廟一。乘二玄路一。駕二鐵驪一。載二玄旂一。衣二黑衣一。服二玄玉一。食二黍與レ彘。其器閎以奄。○飭死レ事。命二有司一曰。土事毋レ作。愼毋レ發レ蓋。毋下發二室屋一。及起中大衆上。以固二而閉一。地氣沮泄。是謂レ發二天地之房一。諸蟄則死。民必疾疫。又隨以喪。命レ

て蓋を發くこと毋れ、室屋を發き及び大衆を起すこと毋れ、以て而の閉を(七)固くせよ、地氣沮泄する(八)。是を天地の房を發くと謂ふ。諸蟄則ち死し、民必ず疾疫あり。又隨つて以て喪す、之を命じて暢月(九)と曰ふ。○是の月や、奄尹(一〇)に命じて、宮令(一一)を申べしむ、門閭を審かにし、房室を謹み、必ず重閉し、婦事を省き(一二)、淫(一三)するを得る毋らしめ、貴戚近習(一四)(一五)有りと雖も、禁ぜざること有る毋らしむ。乃ち大酋(一六)に命じて、秫稻(一七)必ず齊へ、麴蘗(一八)必ず時にし、湛熾(一九)(二〇)必ず潔くし、水泉必ず香からしめ、陶器必ず良からしめ、火齊(二一)(二二)必ず得しむ、六物(二三)を兼ね用ふ。大酋之を監す。差貸(二四)あること毋らしむ。天子、有司に命じて、四海の大川名源淵澤井泉を祈祀せしむ。○是の月や、農、收藏積聚せざる者有り。馬牛畜獸、放佚(二五)する者あれば、之を取るも詰らず。山林藪澤、能く蔬食(二六)を取り、禽獸を田獵する者有れば、野虞之を教道す、其の相侵奪する者有れば、之を罪して赦さず。

(一) 北斗、星の名　(二) 星の名　(三) 星の名　(四) 山烏、形雉に似たり　(五) 交尾　(六) 北宮　(七) 汝と同じ　(八)

之。天子乃命ニ將帥一講レ武。習ニ射御一角レ力。○是月也。乃命ニ水虞漁師一收ニ水泉池澤之賦一。毋レ或下敢侵削衆庶兆民一。以爲ニ天子一取中怨于下上。其有ニ若レ此者一。行レ罪無レ赦。○孟冬行ニ春令一。則凍閉不レ密。地氣上泄。民多ニ流亡一。行ニ夏令一。則國多ニ暴風一。方レ冬不レ寒。蟄蟲復出。行ニ秋令一。則雪霜不レ時。小兵時起。土地侵削。

へば、則ち雪霜の時ならず、小兵時に起り、土地侵削せらる。(一八)

(一) 百工の長 (二) 列なり (三) 法 (四) 式 (五) 奢僞怪好 (六) 致は緻と同じ (七) 蕩むなり (八) 治む (九) 其詐僞の情を究め詰る (一〇) 蒸飲す (一一) 祭の名 (一二) 日月星辰 (一三) 先祖及び五祀の神を祭る (一四) 較ぶなり (一五) 漁人 (一六) 税 (一七) 濫なり (一八) 節を失ふ

○仲冬之月。日在レ斗。昏東辟中、旦軫中。其日壬癸。其帝顓頊。其神玄冥。其蟲介。其音羽。律中ニ黄鍾一。其數六。其味鹹。其臭朽。其祀行。祭

○仲冬の月、日、斗に在り、(一)昏に東辟中し、(二)旦に軫中す。(三)其日は壬癸、其帝は顓頊、其神は玄冥、其蟲は介、其音は羽、律は黄鍾に中る、其數は六、其味は鹹、其臭は朽、其祀りは行、祭は腎を先にす。○冰益壯にして、地始めて坼く、鶡旦(四)鳴かず、虎始めて交る。(五)○天子、玄堂の大廟に居り、玄路に乘り、鐵驪に駕し、玄旂を載て、黒衣を衣、玄玉を服し(六)黍と彘とを食ふ、其器は閎にして以て奄なり。○飭めて事に死せしむ。有司に命じて曰く、土事は作すこと毋れ、愼み

齎。固二封疆一。備二邊竟一。完二要塞一。謹二關梁一。塞二徯徑一。飭二喪紀一。辨二衣裳一。審二棺椁之厚薄一。塋丘壟之大小高卑。厚薄之度。貴賤之等級。

○是月也。命二工師一效レ功。陳二祭器一。按二度程一。毋レ或下作二爲淫巧一。以蕩中上心上。必功致爲レ上。物勒二工名一。以考二其誠一。功有レ不レ當。必行二其罪一。以窮二其情一。○是月也。大飲烝。天子乃祈二來年于天宗一。大割祠二于公社及門閭一。臘二先祖五祀一。勞レ農以休二息

○是の月や、工師(一)に命じて功を效しめ、祭器(二)を陳し、度程(三)(四)を按じ、淫巧(五)を作り爲し、以て上の心を蕩すこと或る毋らしめ、必ず功致(六)を上と爲す、物ごとに工の名を勒し(七)、以て其誠を考ふ。功當らざるあれば、必ず其罪(八)を行ひ、以て其情(九)を窮む。○是の月や、大に飲みて(一〇)烝す(一一)。天子乃ち來年を天宗(一二)に祈り、大に割きて公社及び門閭を祠り、先祖五祀に臘す(一三)、農を勞ひ以て之を休息す。天子乃ち將帥に命じて、武を講じ、射御を習ひ、力を角せしむ(一四)。○是の月や、乃ち水虞(一五)、漁師に命じて水泉池澤の賦(一六)を收めしむ。敢て衆庶兆民を侵削して、以て天子の爲めに怨を下に取ること或る毋らしむ。其れ此の若き者有れば、罪を行ひて赦すこと無し。○孟冬に春の令を行へば、則ち凍閉密ならず、地氣上泄(一七)し、民流亡多し。夏の令を行へば、則ち國暴風多く、冬に方りて寒からず、蟄蟲復た出づ。秋の令を行

旂。衣二黑衣一。服二玄玉一。食二黍與レ彘。其器閎以奄。○是月也。以二立冬一。先二立冬一三日。大史謁二之天子一曰。某日立冬。盛德在レ水。天子乃齊。立冬之日。天子親帥二三公九卿大夫一。以迎二冬於北郊一。還反。賞レ死レ事。恤二孤寡一。○是月也。命二大史一釁二龜筴一。占レ兆。審二卦吉凶一。是察阿黨一。則罪無レ有二掩蔽一。○是月也。天子始裘。命二有司一曰。天氣上騰。地氣下降。天地不レ通。閉塞而成レ冬。命二百官一謹二蓋藏一。命二有司一循二行積聚一。無レ有レ不レ斂。坏二城郭一。戒二門閭一。脩二鍵閉一。愼二管

らしむ。○是の月や、天子始めて裘をきる。有司に命じて曰く、天氣上騰し、地氣下降し、天地通ぜず、閉塞して冬を成せと。百官に命じて、蓋藏(一八)を謹ましめ、有司に命じて積聚を循行し、斂せざること有る無らしめ、城郭を坏し、門閭を戒め、鍵閉を脩め、管籥(一九)を愼み、封疆(二〇)を固くし、邊竟に備へ、要塞(二一)を完くし、關梁(二二)を謹み、徯徑(二三)を塞ぐ。喪紀(二四)を飭へ、衣裳を辨じ、棺槨の薄厚(二五)、塋丘壟(二六)の大小高卑(二七)、厚薄の度、貴賤の等級を審かにす。

(一) 星の名 (二) 星の名 (三) 少皥氏の子脩、熙玄冥となる、玄冥は官名 (四) 介蟲、介は甲なり (五) 玄の律 (六) 道路 (七) 蛟の屬 (八) 北堂の西偏 (九) 黑車 (一〇) 鐵色の馬、驪は黑馬なり (一一) 中寛し (一二) 上窄し (一三) 國事の爲めに死する者 (一四) 牲を殺し血を取りて龜と筴とに塗る (一五) 龜書の繇文を玩ぶ (一六) おもねりくみす (一七) 其曲を掩ひ蔽ふ (一八) 府庫囷倉に物を藏むるひと (一九) 鍵なり (二〇) 封も疆なり (二一) 邊城要害の處 (二二) 橋 (二三) 野獸往來の路 (二四) 喪事の紀律を飭へ正す (二五) 貴賤の等 (二六) 墳塋大小あり (二七) 丘壟の高卑なり

當。供養之不レ宜者一。○是月也。天子乃以レ犬嘗レ稻。先薦二寢廟一。○季秋行二夏令一。則其國大水。冬藏殃敗。民多二鼽嚏一。行二冬令一。則國多二盜賊一。邊竟不レ寧。土地分裂。行二春令一。則煖風來至。民氣解惰。師興不レ居。

○孟冬之月。日在レ尾。昏危中。旦七星中。其日壬癸。其帝顓頊。其神玄冥。其蟲介。其音羽。律中二應鍾一。其數六。其味鹹。其臭朽。其祀行。祭先レ腎。○水始冰。地始凍。雉入二大水一爲レ蜃。虹藏不レ見。○天子居二玄堂左个一。乘二玄路一。駕二鐵驪一。載二玄

○猛冬の月、日、尾(一)に在り、昏に危(二)中し、旦に七星中す。其日は壬癸、其帝は顓頊、其神は玄冥(三)、其蟲は介(四)、其音は羽、律は應鍾(五)に中る。其數は六、其味は鹹、其臭は朽、其祀は行(六)、祭は腎を先にす。○水始めて冰り、地始めて凍り、雉大水に入りて蜃(七)と爲り、虹藏れて見えず。○天子、玄堂(八)の左个に居り、玄路(九)に乘り、鐵驪(一〇)に駕し、玄旂を載て、黒衣を衣、玄玉を服し、黍と彘とを食ふ。其器は閎(一一)にして以て奄なり。○是の月や、立冬なるを以て、立冬に先だつこと三日、大史(一二)之を天子に謁げて曰く、某の日立冬、盛德、水に在りと。天子乃ち齊す。立冬の日、天子親ら三公九卿大夫を帥ゐて、以て冬を北郊に迎ふ、還り反りて事(一三)に死せしものを賞し、孤寡を恤む。○是の月や、大史に命じて、龜筴(一四)に釁り兆(一五)を占ひ、卦の吉凶を審かにす。阿黨(一六)を是察し、則ち罪掩蔽(一七)すること有る無

○是月也。天子乃教於田獵、以習五戎。班馬政。命僕及七騶咸駕。載旌旐。授車以級。整設于屏外。司徒搢扑。北面誓之。天子乃厲飾。執弓挾矢以獵。命主祠祭禽于四方。○是月也。草木黄落。乃伐薪爲炭。蟄蟲咸俯在内。皆墐其戸。乃趣獄刑。毋留有罪。收祿秩之不

○是の月や、天子乃ち田獵を敎へ、以て五戎(一)を習はしめ、馬政を班つ、僕及び七騶に命じて、咸駕し旌旐を載てしめ、車を授くるに級を以てし、屏外に整設す。司徒、扑を搢み、北面して以て之に誓ふ。天子乃ち厲飾(二)し、弓を執り矢を挾み以て獵す、主祠に命じて、禽を四方に祭らしむ。○是の月や、草木黄落す、乃ち薪を伐りて炭と爲す。蟄蟲咸俯して内に在り、皆其戸を墐る(三)。乃ち獄刑を趣し有罪を留むる毋らしむ。祿秩の當らず、供養の宜しからざる者を收む。○是の月や、天子乃ち犬を以て稻を嘗め、先づ寢廟に薦む。○季秋に夏の令を行へば、則ち其國大水あり、冬藏殃敗し(四)、民鼽嚏多し。冬の令を行へば、則ち國、盜賊多く、邊竟(五)寧からず、土地分裂す。春の令を行へば、則ち煖風來り至り、民氣解惰し、師興りて居らず(六)。

(一) 五兵をいふ、卽ち弓矢、殳、矛、戈、戟なり (二) 威武の飾を嚴厲にす (三) 塗ぐなり (四) 穴藏の米穀水の爲めに侵さる (五) 境に同じ (六) 止まり息むことなし

爲レ蛤。鞠有二黄華一。豺乃祭レ獸戮レ禽。○天子居二總章右个一。乘二戎路一。駕二白駱一、載二白旂一。衣二白衣一。服二白玉一。食二麻與一レ犬。其器廉以深。○是月也。申二嚴號令一。命二百官貴賤一。無レ不レ務レ内一。以會二天地之藏一。無レ有二宣出一。乃命二冢宰一。農事備收。擧二五穀之要一。藏二帝籍之收於神倉一。祗敬必飭。○是月也。霜始降。則百工休。乃命二有司一曰。寒氣總至。民力不レ堪。其皆入レ室。上丁命二樂正一入レ學習レ吹。○是月也。大饗レ帝。嘗。犧牲告二備于天子一。合二諸侯一。制二百縣一。爲二來歲一。受下朔日與中諸侯所レ稅二於民一輕重之法。貢職之數上。以二遠近土地所一レ宜爲レ度。以給二郊廟之事一。無レ有レ所レ私。

しむ。乃ち冢宰に命じて、(九)農事備く收め、五穀の要(一〇)を擧げ、帝籍(一一)の收を神倉に藏し、祗敬して必ず飭ふ。○是の月や、霜始めて降る、則ち百工休す。乃ち有司に命じて曰く、寒氣總べて至り、民力堪へず、其れ皆室に入れと。上丁(一二)に樂正に命じて、學に入りて吹(一三)を習はしむ。○是の月や、大に帝を饗す、嘗す、犧牲備はること天子に告ぐ、諸侯を合せ、百縣を制し、來歲の爲めに、朔日と諸侯の民に稅する所の、輕重の法と、貢職の數とを受け、遠近土地の宜しき所を以て度と爲し、以て郊廟の事に給し、私する所ある無からしむ。

(一) 星の名　(二) 星の名　(三) 星の名　(四) 戌の律　(五) 鳥獸の總名　(六) 殺して食ふ　(七) 内は納と同じ、諸物を收斂せしむ　(八) 合なり　(九) 百穀皆斂まるなり　(一〇) 租賦入る所の數　(一一) 籍田收むる所、之を神倉に歸す、將に粢盛に供せんとするなり　(一二) 月の上旬の丁の日　(一三) 笛

納二貨賄一。以便二民事一。四方來集。遠鄕皆至。則財不レ匱。上無レ乏レ用。百事乃遂。凡擧二大事一。毋レ逆二大數一。必順二其時一。愼因二其類一。○仲秋行二春令一。則秋雨不レ降。艸木生榮。國乃有レ恐。行二夏令一。則其國乃旱。蟄蟲不レ藏。五穀復生。行二冬令一。則風災數起。收雷先行。艸木蚤死。

(一) 穴竇、蓄藏の倉をなす (二) 困も倉なり、圜を困といひ、方を倉といふ (三) 促と同じ (四) 多く五穀を蓄積す (五) 穴の口を小さくす (六) 土功、徭役、諸侯を合せ、兵衆を擧ぐる事 (七) 陰陽の大數に悖らず (八) 春慶賞を施し、秋刑罰を行ふ、是れ類なり (九) 雷を收むるの雷

○季秋之月。日在レ房。昏虛中。旦柳中。其日庚辛。其帝少皞。其神蓐收。其蟲毛。其音商。律中二無射一。其數九。其味辛。其臭腥。其祀門。祭先レ肝。○鴻鴈來賓。爵入二大水一

○季秋の月、日、房に在り、昏に虛中し、旦に柳中す、其日は庚辛、其帝は少皞、其神は蓐收(一)、其蟲は毛、其音は商(二)、律は無射に中り(三)、其數は九、其味は辛、其臭は腥(四)、其祀は門、祭は肝を先にす。○鴻鴈來賓し、爵大水に入りて蛤と爲り、鞠黃華あり、豺乃ち獸を祭り禽を戮す(五)(六)。○天子、總章の右个に居り、戎路に乘り、白駱に駕し、白旂を載て、白衣を衣、白玉を服し、麻と犬とを食ふ、其器は廉にして以て深し。○是の月や、號令を申嚴し、百官貴賤に命じて、務め內れざるなからしめ(七)、以て天地の藏を會し(八)、宣べ出すあること無から

○是月也。可下以築二城郭一。建二都邑一。穿二竇窖一。脩中困倉上。乃命二有司一越レ民收斂。務畜レ菜。多二積聚一。乃勸レ種レ麥。毋レ或レ失レ時。其有レ失レ時。行レ罪無レ疑。○是月也。日夜分。雷始收レ聲。蟄蟲坏レ戸。殺氣浸盛。陽氣日衰。水始涸。日夜分。則同二度量一。平二權衡一。正二鈞石一。角二斗甬一。○是月也。易二關市一。來二商旅一。

○是の月や、以て城郭を築き、都邑を建て、竇窖(一)を穿ち、困倉(二)を脩む可し。乃ち有司に命じて、民を越して(三)收斂せしめ、務めて菜を蓄へ、積聚(四)を多くせしむ。乃ち麥を種うるを勸め、時を失ふこと或る毋らしむ。其時を失ふもの有れば、罪に行ひて疑ふことなし。○是の月や、日夜分かれ、雷始めて聲を收め、蟄蟲、戸(五)を坏し、殺氣浸く盛にして、陽氣日に衰へ、水始めて涸る、日夜分るれば、則ち度量を同じくし、權衡を平かにし、鈞石を正しくし、斗甬を角しくす。○是の月や、關市を易くし、商旅を來たし、貨賄を納れ、以て民事に便す。四方來り集り、遠鄕皆至れば、則ち財匱しからず、上、用に乏しきことなく、百事乃ち遂ぐ。凡そ大事(六)を擧ぐるには、大數(七)に逆ふこと毋れ、必ず其時に順ひ、愼みて其類(八)に因る。○仲秋に春の令を行へば、則ち秋雨降らず、艸木生榮し、國乃ち恐あり。夏の令を行へば、則ち其國乃ち旱し、蟄蟲藏せず。五穀復た生ず。冬の令を行へば、則ち風災數〻起り、收雷(九)先づ行き、艸木蚤く死る。

養ㇾ羞。○天子居二總章大廟一。乘二戎路一。駕二白駱一。載二白旂一。衣二白衣一。服二白玉一。食二麻與一ㇾ犬。其器廉以深。○是月也。養二衰老一。授二几杖一。行二糜粥飲食一。乃命二司服一。具二飭衣裳一。文繡有ㇾ恒。制有二小大一。度有二長短一。衣服有ㇾ量。必循二其故一。冠帶有ㇾ常。乃命二有司一。申二嚴百刑一。斬殺必當。毋ㇾ或二枉撓一。枉撓不ㇾ當。反受二其殃一。○是月也。乃命二宰祝一。循二行犠牲一。視二全具一。按二芻豢一。瞻二肥瘠一。察二物色一。必比類。量二大小一。視二長短一。皆中ㇾ度。五者備當。上帝其饗。天子乃難。以達二秋氣一。以ㇾ犬嘗ㇾ麻。先薦二寢廟一。

(一六)枉げ橈むる或ること毋らしむ、枉げ橈めて當らざれば、反つて其殃を受く。○是の月や、乃ち宰祝(一七)(一八)に命じて、犠牲を循行して、全具(一九)(二〇)を視、芻豢(二一)(二二)を按じて、肥瘠(二三)を瞻、物色(二四)を察て、必ず比類(二五)し、小大(二六)を量り、長短(二七)を視、皆度に中らしむ。五者備り當りて、上帝其れ饗く。天子乃ち難し、以て秋氣を達す。犬を以て麻を嘗め、先づ寢廟に薦む。

(一) 星の名 (二) 星の名 (三) 酉の律 (四) 疾風なり (五) 羞は美味なり (六) 畜藏して冬月の養に備ふ (七) 臞も病なり (八) 賜なり (九) 官名 (一〇) 上を衣といひ、下を裳といふ、祭服なり (一一) 衣に畫く故に文といふ (一二) 裳に刺繡す故に繡といふ (一三) 定制あり (一四) 故法 (一五) 重ねて戒むるなり (一六) 法を枉げ理に逆ふ (一七) 犠牲を主る者 (一八) 神に告ぐる者 (一九) 色の雜らざる者 (二〇) 體の完全なる者 (二一) 牛羊 (二二) 犬豕 (二三) 瘠なり (二四) 騂(あか)黝(くろ)の色 (二五) 陰陽の類を比較す (二六) 體の小大 (二七) 角の長短

月也。命二有司一脩二法制一。繕二囹圄一。具二桎梏一。禁二止姦一。愼レ罪レ邪。務二搏執一。命レ理瞻レ傷。察レ創。視レ折。審斷決二獄訟一。必端平。戮二有罪一。嚴二斷刑一。天地始肅。不レ可二以贏一。○是月也。農乃登レ穀。天子嘗レ新。先薦二寢廟一。命二百官一始收斂。完二隄坊一。謹二壅塞一。以備二水潦一。脩二宮室一。坏二垣牆一。補二城郭一。○是月也。毋下以封二諸侯一。立中大官上。毋下以割レ地。行二大使一。出中大幣上。○孟秋行二冬令一。則陰氣大勝。介蟲敗レ穀。戎兵乃來。行二春令一。則其國乃旱。陽氣復還。五穀無レ實。行二夏令一。則國多二火災一。寒熱不レ節。民多二瘧疾一。

○仲秋之月。日在レ角。昏牽牛中。旦觜觿中。其日庚辛。其帝少皥。其神蓐收。其蟲毛。其音商。律中二南呂一。其數九。其味辛。其臭腥。其祀門。祭先レ肝。○盲風至。鴻鴈來。玄鳥歸。羣鳥

○仲秋の月、日角に在り。昏に牽牛中し、旦に觜觿中す(二)。其日は庚辛、其帝は少皥、其神は蓐收(一)、其蟲は毛、其音は商、律は南呂に中る(三)、其數は九、其味は辛、其臭は腥、其祀は門、祭は肝を先にす。○盲風(四)至り、鴻鴈來り、玄鳥歸り、羣鳥羞(五)を養ふ(六)。○天子、總章の大廟に居り、戎路に乘り、白駱に駕し、白旂を載し、白衣を衣、白玉を服し、麻と犬とを食ふ。其器は廉にして以て深し。○是の月や、衰老を養ひ、几杖を授け、糜粥(七)飲食を行ふ(八)。乃ち司服(九)に命じて、衣裳(一〇)を具飾し、文繡(一一)(一二)(一三)、恆あり、制、小大あり、度、長短あり、衣服、量あり、必ず其故(一四)に循ぶ、冠帶常あり。乃ち有司に命じて、百刑を申嚴(一五)し、斬殺必ず當り、

以深。○是月也。以立秋。先立秋三日。大史謁之天子曰、某日立秋。盛德在金。天子乃齊。立秋之日。天子親帥三公九卿諸侯大夫。以迎秋於西郊。還反。賞軍帥武人於朝。天子乃命將帥選士厲兵。簡練桀俊。專任有功。以征不義。詰誅暴慢。以明好惡。順彼遠方。○是

を瞻、創(一九)を察、折(二〇)を視、審に獄訟を斷決し、必ず端平(二一)なからしむ。有罪を戮し、斷刑を嚴にす、天地始めて肅まる、以て嬴(二二)しむ可からず。○是の月や、農乃ち穀を登む。天子新を嘗め、先づ寢廟に薦む。百官に命じて、始めて收斂せしむ。隄防を完くし、壅塞を謹み、以て水潦に備ふ、宮室を脩め、垣牆を坏し、城郭を補ふ。○是の月や、以て諸侯を封じ大官を立つること毋れ、以て地を割き、大使を行り大幣を出すこと毋れ。○孟秋、冬の令を行へば、則ち陰氣大に勝ち、介蟲穀を敗り、戎兵乃ち來る。春の令を行へば、則ち其國乃ち旱し、陽氣復た還り、五穀實なし。夏の令を行へば、則ち國火災多く、寒熱節あらず、民瘧疾多し。

(一) 星の名 (二) 金天氏 (三) 少皞氏の子該なり (四) 申の律 (五) 寒蟬(ひぐらし) (六) 先づ鳥を殺して食はず、人の祖先を祭るに似たり (七) 罪人を刑戮すること (八) 西堂の南偏 (九) 兵車 (一〇) 白馬 (一一) 稜角あること (一二) 擇ぶなり (一三) 習はすなり (一四) 法令制度 (一五) 戮なり (一六) 拘なり (一七) 獄を治むるの官 (一八) 皮膚を損す (一九) 血肉を損す (二〇) 筋骨を損す (二一) 端直公平 (二二) 陰氣をして陽氣に勝たしめぬこと

○孟秋之月。日在レ翼。昏建星中。旦畢中。其日庚辛。其帝少皞。其神蓐收。其蟲毛。其音商。律中ニ夷則。其數九。其味辛。其臭腥。其祀門。祭先レ肝。○涼風至。白露降。寒蟬鳴。鷹乃祭レ鳥。用始行レ戮。○天子居ニ總章左个一。乘ニ戎路。駕ニ白駱一。載ニ白旂。衣ニ白衣一。服ニ白玉一。食ニ麻與レ犬。其器廉

○孟秋の月、日翼に在り、(一)昏に建星中し、旦に畢中す、其日は庚辛、其帝は少(二)皞、其神は蓐收、(三)其蟲は毛、其音は商、律は夷則に中る、(四)其數は九、其味は辛、其臭は腥、其祀は門、祭は肝を先にす。○涼風至り、白露降り、(五)寒蟬鳴き、(六)鷹乃ち鳥を祭る、用ひて始めて戮を行ふ。(七)○天子(八)總章の左个に居り、戎路に(九)乘り、白駱(一〇)に駕し、白旂を載て、白衣を衣、白玉を服し、麻と犬とを食ふ。其器は廉(一一)にして以て深し。○是の月や、立秋なるを以て立秋に先だつこと三日、大史之を天子に謁げて曰く、某日立秋、盛德金に在りと。天子乃ち齊し、立秋の日、天子親ら三公、九卿、諸侯、大夫を帥ゐて、以て秋を西郊に迎ふ。還り反りて軍帥武人を朝に賞す。天子乃ち將帥に命じて、士を選び兵を厲し、桀俊を簡(一二)練し、(一三)專ら有功に任じ、以て不義を征し、暴慢を詰り誅し、以て好惡を明かにし、彼の遠方を順へしむ。○是の月や、有司に命じて、(一四)法制を脩め、囹圄を繕め、桎梏を具へ、姦を禁止し、愼みて邪を罪し、務めて搏執せしむ。(一五)(一六)理に命じて(一七)傷(一八)

潦盛昌。神農將レ持レ功。擧二大事一則有二天殃一。○是月也。土潤溽暑。大雨時行。燒薙行レ水。利二以殺一レ艸。如レ以二熱湯一。可三以糞二田疇一。可三以美二土疆一。○季夏行二春令一。則穀實鮮落。國多二風欬一。民乃遷徙。行二秋令一。則丘隰水潦。不稼不レ熟。乃多二女災一。行二冬令一。則風寒不レ時。鷹隼蚤鷙四鄙入レ保。○中央土。其日戊己。其帝黃帝。其神后土。其蟲倮。其音宮。律中二黃鍾之宮一。其數五。其味甘。其臭香。其祀中霤。祭先レ心○天子居二大廟大室一。乘二大路一。駕二黃駵一。載二黃旂一。衣二黃衣一。服二黃玉一。食二稷與一レ牛。其器圜以閎。

を行へば、則ち穀實鮮落し、(七)國風欬多く、(八)民乃ち遷徙す。(九)秋の令を行へば、則ち丘隰水潦あり、不稼熟せず、乃ち女の(一〇)災多し。冬の令を行へば、則ち風寒時ならず、鷹隼蚤く鷙ち四鄙保に入る。○中央は土、其日は戊己、其帝は黃帝、其神は后土、其蟲は倮、(一一)其音は宮、律は黃鍾の宮に中る、其の數は五、其の味は甘、其臭は香、其祀は中霤、(一二)祭は心を先にす。○天子大廟(一三)の大室に居り、大路に乘り、黃駵に駕し、黃旂を載て、黃衣を衣、黃玉を服し、稷と牛とを食ふ。其の器は圜にして以て閎(一四)なり。

(一)卽ち以上の土功を興し、諸侯を合す等の事 (二)長養の氣を動散するなからしむ (三)農の神 (四)稼穡の功を主持す (五)草を芟り薙ぎて之を燒く (六)畝 (七)少きをいふ (八)風に因りて欬疾を致す (九)居を轉ず (一〇)流産すること (一一)裸に同じ (一二)室中なり (一三)中央の室 (一四)寛廣の義

大合二百縣之秩芻一。以養二犧牲一。令レ民無レ不三咸出二其力一。以共二皇天上帝。名山大川。四方之神一。以祠二宗廟社稷之靈一。以爲レ民祈レ福。○是月也。命二婦官一染二采黼黻文章一。必以二法故一。無レ或二差貸一。黑黄倉赤。莫レ不二質良一。毋二敢詐僞一。以給二郊廟祭祀之服一。以爲二旗章一。以別二貴賤等給之度一。

青と赤　(一六)赤と白　(一七)彩と同じ、五色なり　(一八)舊法　(一九)旌旗　(二〇)章識即ち旌旗に附くる標識なり　(二一)給當に級に作るべし

○是月也。樹木方盛。乃命二虞人一入レ山行レ木。毋レ有二斬伐一。不レ可三以興二土功一。不レ可三以合二諸侯一。不レ可二以起レ兵動レ衆。毋下擧二大事一以搖中養氣上。毋三發レ令而待一以妨二神農之事一也。水

○是の月や、樹木方に盛なり。乃ち虞人に命じて、山に入りて木を行り、斬伐することを毋らしむ、以て土功を興す可からず、以て諸侯を合す可からず、以て兵を起し衆を動かす可からず、(一)大事を擧げ以て(二)養氣を搖すこと毋れ、令を發して待たしめ、以て(三)神農の事を妨ぐること毋れ、水潦盛昌にして、(四)神農將に功を持せんとす、大事を擧ぐれば、則ち天の殃あり。○是の月や、土潤ひ溽ひて暑し、大雨時に行く、(五)燒薙して水を行り、以て艸を殺すに利し、熱湯を以てするが如し、以て(六)田疇を糞ふ可く、以て土疆を美ならしむ可し。○季夏に春の令

融。其蟲羽。其音徵。律中二林鍾一。其數七。其味苦。其臭焦。其祀竈。祭先レ肺。○溫風始至。蟋蟀居レ壁。鷹乃學習。腐艸爲レ螢。○天子居二明堂右个一。乘二朱路一。駕二赤騮一。載二赤旂一。衣二朱衣一。服二赤玉一。食二菽與一レ雞。其器高以粗。○命二漁師一伐レ蛟。取レ鼉。登レ龜。取レ黿。命二澤人一納二材葦一。○是月也。命二四監一。

り、鷹乃ち學習(六)し、腐艸螢と爲る。○天子、明堂の右个に居り、朱路に乘り、赤騮に駕し、赤旂を載て、朱衣を衣、赤玉を服し、菽と雞とを食ふ。其器は高くして以て粗なり。○漁師に命じて、蛟(七)を伐ち鼉(八)を取り、龜を登め黿(九)を取らしむ。澤人に命じて、材葦を納れしむ。○是の月や、四監(一〇)に命じて、大に百縣の秩芻(一一)を合せ、以て犧牲を養ふ。民に令して咸其力を出さざること無からしむ。以て皇天上帝、名山大川、四方の神に共し、以て宗廟社稷の靈を祠り、以て民の爲めに福を祈る。○是の月や、婦官(一二)に命じて、黼黻文章(一三)(一四)(一五)(一六)(一七)を染采せしむ。必ず法故(一八)を以てし、差貸或ること無からしめ、黑黃倉赤、質良ならざること莫く、敢て詐僞すること毋からしむ、以て郊廟祭祀の服に給し、以て旗章(一九)(二〇)を爲り、以て貴賤等給(二一)の度を別く。

(一) 星の名 (二) 星の名 (三) 星の名 (四) 未の律 (五) きりぎりす即ち今のこほろぎ (六) 飛び習ふ (七) みづち、角あるを龍といひ、無きを蛟といふ (八) 形蜥蜴に似、長け丈餘、其皮又鼓を張るに用ふ (九) 大鼈 (一〇) 山虞、澤虞、林衡、川衡 (一一) 秩は常なり、芻は草なり、即ち牧草の常數 (一二) 染人 (一三) 白と黑 (一四) 黑と青 (一五)

四一。益二其食一。游牝別レ羣。則縶二騰駒一。班二馬政一。○是月也。日長至。陰陽爭。死生分。君子齊戒。處必掩レ身。毋レ躁。止二聲色一。毋レ或レ進。薄二滋味一。毋レ致レ和。節二嗜欲一。定二心氣一。百官靜レ事毋レ刑。以定二晏陰之所一レ成。鹿角解。蟬始鳴。半夏生。木菫榮。○是月也。毋レ用二火南方一。可三以居二高明一。可三以遠眺望一。可三以升二山陵一。可三以處二臺榭一。○仲夏行二冬令一。則雹凍傷レ穀。道路不レ通。暴兵來至。行二春令一。則五穀晚熟。百螣時起。其國乃饑。行二秋令一。則艸木零落。果實早成。民殃二於疫一。

方形の箱の如き者にて、中に椎柄あり、之を左右に動かして音を發す 二四 伏虎の如き形狀にて背に刻みあり、木にて之を摩りて音を發す 二五 天帝 二六 雨乞する 二七 前の樂器を同時に用ふ 二八 畿內の邑 二九 上公 三〇 櫻桃なり、鳥之を含む故、含桃といふ 三一 是月監既に長大、分栽すべし、未だ交るべからず 三二 洗濯又は絲を練る爲めに用ふ 三三 里門 三四 商人抔の貨物を隱せるを搜索する 三五 嚴密に繫ぎ居る囚人 三六 寬大にする 三七 既に孕みて復た壯と同じく居るを欲せず、游は交尾なり 三八 駒の踶嚙を止むるなり 三九 馬を養ふ政令 四〇 身を防ぎ擧動を愼む 四一 音樂 四二 晏は安なり、陰の道靜なり、故に晏陰といふ 四三 木槿に同じ、牽牛花なり 四四 樓觀をいふ 四五 岡 四六 閣ある者 四七 木ある者 四八 盜賊攻め劫す 四九 蝗の屬、百は衆をいふ

○季夏之月。日在レ柳。昏火中。旦奎中。其日丙丁。其帝炎帝。其神祝

○季夏の月、日、柳に在り、(一)昏に火中し、(二)旦に奎中す。(三)其日は丙丁、其帝は炎帝、其神は祝融、其蟲は羽、其音は徵、律は林鍾に中る、(四)其數は七、其味は苦、其臭は焦、其祀は竈、祭は肺を先にす。○溫風始めて至り、(五)蟋蟀壁に居

瑟管簫一。執二干戚戈羽一。調二竽笙篪簧一。飭二鐘磬柷敔一。命二有司一爲レ民祈二祀山川百源一。大雩レ帝。用二盛樂一。乃命二百縣一。雩下祀百辟卿士有レ益二於民一者上。以祈二穀實一。○是月也。農乃登レ黍。天子乃以レ雛嘗レ黍。羞以二含桃一。先薦二寢廟一。令レ民毋二艾レ藍以染一。毋レ燒レ灰。毋レ暴レ布。門閭毋レ閉。關市毋レ索。挺二重

至り、陰陽爭ひ、死生分る。君子齊戒し、處るに必ず身を掩して躁ること毋れ、(四〇)聲色を止め、進ましむる或ること毋れ、滋味を薄くし、和を致すこと毋れ、(四一)耆欲を節し、心氣を定む。百官事を靜かにし、刑すること毋れ。以て晏陰(四二)の成る所を定む。鹿の角解ち、蟬始めて鳴き、半夏生じ、木菫榮く。(四三)○是の月や、火を南方に用ふること毋れ、以て高明に居る可く、(四四)以て遠く眺望す可く、以て山陵に升る可く、(四五)以て臺榭に處る可し。(四六)(四七)○仲夏、冬の令を行へば、則ち雹凍りて穀を傷つけ、道路通ぜず、暴兵來り至る。(四八)春の令を行へば、則ち五穀晩く熟し、百螣時に起り、(四九)其國乃ち饑う。秋の令を行へば、則ち艸木零落し、果實早く成り、民疫に殃す。

(一) 未の方 (二) 星の名 (三) 星の名 (四) 午の律 (五) いはじり即ちかまきり (六) 百舌鳥 (七) 壯は容體盛大の人、佼は形容の好き人 (八) 鼗に同じ、振りて鳴らす小鼓 (九) 鼓節を助くる者 (一〇) 五弦 (一一) 二十五弦 (一二) 笛の如くにして小、六孔 (一三) 二十二管を編みて作る (一四) 楯、以下皆舞に用ふ (一五) 斧 (一六) 戟 (一七) 鳥の羽 (一八) 三十六簧 (一九) 十三簧 (二〇) 篪に同じ、簧と倶に笛の類 (二一) 鐘に同じ (二二) 石 (二三)

其日丙丁。其帝炎帝。其神祝融。其蟲羽。其音徵。律中二蕤賓一。其數七。其味苦。其臭焦。其祀竈。祭先レ肺。○小暑至。螳螂生。鵙始鳴。反舌無レ聲。○天子居二明堂大廟一。乘二朱路一。駕二赤駵一。載二赤旂一。衣二朱衣一。服二赤玉一。食二菽與一レ雞。其器高以粗。○養二壯佼一。○是月也。命二樂師一。脩二鞀鞞鼓一。均二琴

は苦、其臭は焦、其祀は竈、祭は肺を先にす。○小暑至り、螳螂生じ、鵙始めて鳴き、反舌聲なし。○天子明堂の大廟に居り、朱路に乘り、赤駵に駕し、赤旂を載て、朱衣を衣、赤玉を服し、菽と雞とを食ふ。其器は高くして以て粗なり。○壯佼を養ふ。○是の月や、樂師に命じて、鞀、鞞、鼓を脩め、琴、瑟、管、簫を均しくし、干、戚、戈、羽を執り、竽、笙、箎、簧を調べ、鍾、磬、柷敔を飭へしむ。有司に命じて、民の爲めに山川百源を祈祀す。大に帝を雩するに盛樂を用ふ。乃ち百縣に命じて、百辟卿士の民に益ありし者を雩祀せしめ、以て穀實を祈る。○是の月や、農乃ち黍を登む。天子乃ち雛を以て黍を嘗め、羞むるに含桃を以てし、先づ寢廟に薦む、民に令して藍を艾りて以て染むること毋らしめ、灰を燒くこと毋らしめ、布を暴すこと毋らしめ、門閭閉づること毋らしむ、關市索むること毋らしむ。重囚を挺くし、其食を益す。游牝羣を別にせんとすれば、則ち騰駒を縶ふ。馬政を班つ。○是の月や、日の長きこと

穀。毋二八田獵一。農乃登レ麥。天子乃以レ彘嘗レ麥。先薦二寢廟一。〇是月也。聚二畜百藥一。靡艸死。麥秋至。斷二薄刑一。決二小罪一。出二輕繫一。蠶事畢。后妃獻レ繭。乃收二繭稅一。以レ桑爲レ均。貴賤長幼如レ一。以給二郊廟之服一。〇是月也。天子飲レ酎。用二禮樂一。〇孟夏行二秋令一。則苦雨數來。五穀不レ滋。四鄙入レ保。行二冬令一。則艸木蚤枯。後乃大水。敗二其城郭一。行二春令一。則蝗蟲爲レ災。暴風來格。秀艸不レ實。

獻ず。乃ち繭稅を收むるに、桑を以て均ことと爲す。(八)貴賤長幼一の如し、以て郊廟の服に給す。(九)〇是の月や、天子酎を飲み、(一〇)禮樂を用ふ。〇孟夏に秋の令を行へば、則ち苦雨數〻來り、五穀滋らず、四鄙保に入る。(一一)(一二)冬の令を行へば、則ち艸木蚤く枯れ、後乃ち大水あり、其城郭を敗る。春の令を行へば、則ち蝗蟲、災を爲し、暴風來り格る、秀艸實らず。

(一) 葛布の細き者 (二) 二千五百家の部落 (三) 五百家の部落 (四) 農時を失はんことを恐るゝを以て也 (五) 薺(なづな) (六) 秋は百穀成熟の期、故に時は夏なれども、麥に於ては秋なり (七) 輕き罪ありて繫がれ居る者 (八) 受くる所の公桑を以て納税の標準とす (九) 貴は卿大夫の妻、賤は士の妻をいふ (一〇) 醇酒 (一一) 四面邊鄙の邑 (一二) 保は堡と同じ、小城なり

〇仲夏之月。日在二東井一。昏亢中。旦危中。

〇仲夏の月、日、東井に在り、(一)昏に亢中し、(二)旦に危中す、(三)其日は丙丁、其帝は炎帝、其神は祝融、其蟲は羽、其音は徵、律は蕤賓に中る、(四)其數は七、其味

與レ雞。其器高以粗。○是月也。以二立夏一。先二立夏一三日。大史謁二之天子一曰。某日立夏。盛德在レ火。天子乃齊。立夏之日。天子親帥二三公九卿大夫一。以迎二夏於南郊一。還反行レ賞。封二諸侯一。慶賜遂行。無レ不二欣說一。乃命二樂師一。習レ合二禮樂一。命二太尉一贊二桀俊一。遂二賢良一。擧二長大一。行レ爵出レ祿。必當二其位一。○是月也。繼レ長增レ高。毋レ有二壞墮一。毋レ起二土功一。毋レ發二大衆一。毋レ伐二大樹一。

毋れ、土功を起すこと毋れ、大衆を發すこと毋れ、大樹を伐ること毋れ。

(一) 星の名 (二) 星の名 (三) 星の名 (四) 神農氏 (五) 顓頊氏の子名は黎 (六) 巳の律 (七) 蛙 (八) ところ、蔓草の名 (九) 赤馬 (一〇) よろこぶ、說は悅と同じ (一一) 樂の官 (一二) 引いて之を升す (一三) 民をして草木の長高繁茂を助けしむ

○是月也。天子始絺。命二野虞一出行二田原一。爲二天子一勞レ農勸レ民。毋レ或レ失レ時。命二司徒一循二行縣鄙一。命レ農勉レ作。毋レ休二于都一。○是月也。驅レ獸毋レ害二五

○是の月や、天子始めて絺をきる、(一)野虞に命じて出でて、田原を行り、天子の爲めに、農を勞し民を勸め、時を失ふこと或る毋らしむ。司徒に命じて、縣鄙を(三)循行し、農に命じて作を勉め、(四)都に休ふこと毋らしむ。○是の月や、獸を驅りて五穀を害すること毋らしむ。大に田獵すること毋れ、農乃ち麥を登む、天子乃ち彘を以て麥を嘗め、先づ寢廟に薦む。○是の月や、百藥を聚め畜ふ、(五)靡艸死し、(六)麥秋至る。薄刑を斷じ、小罪を決し、(七)輕繫を出す。蠶事畢り、后妃繭を

沈陰。淫雨蚤降。兵革並起。

○孟夏之月。日在レ畢。昏翼中。旦婺女中。其日丙丁。其帝炎帝。其神祝融。其蟲羽。其音徵。律中ニ中呂一。其數七。其味苦。其臭焦。其祀竈。祭先レ肺。○螻蟈鳴。蚯蚓出。王瓜生。苦菜秀。○天子居ニ明堂左个一。乘ニ朱路一。駕ニ赤駵一。載ニ赤旂一。衣ニ朱衣一。服ニ赤玉一。食ニ菽

○孟夏の月、日畢(一)に在り、昏に翼中(二)し、旦に婺女(三)中す、其日は丙丁、其帝は炎(四)帝、其神は祝融(五)、其蟲は羽、其音は徵、律は中呂(六)に中る、其數は七、其味は苦、其臭は焦、其祀は竈、祭は肺を先にす。○螻蟈(七)鳴き、蚯蚓出で、王瓜(八)生じ、苦菜秀づ。○天子明堂の左个に居り、朱路に乘り、赤駵(九)に駕し、赤旂を載す、朱衣を衣、赤玉を服し、菽と雞とを食ふ。其器は高くして以て粗なり。○是の日や、立夏なるを以て、立夏に先だつこと三日、大史之を天子に謁げて曰く、某日立夏、盛德火に在りと。天子乃ち齊す。立夏の日、天子親ら三公九卿大夫を帥ゐて、以て夏を南郊に迎ふ、還り反りて賞を行ひ、諸侯を封じ、慶賜遂行し、欣説(一〇)せざるなし。乃ち樂師に命じて、禮樂を合することを習はしめ、太(一一)尉に命じて、桀俊(一二)を賛し、賢良を遂め、長大を擧げしむ。爵を行ひ祿を出すは、必ず其位に當らしむ。○是の月や、長(一三)を繼ぎ高を增す、壞墮すること有る

敢惰。○是月也。命工師令百工審五庫之量。金鐵。皮革筋。角齒。羽箭幹。脂膠丹漆。毋或不良。百工咸理。監工日號。毋悖于時。毋或作爲淫巧以蕩上心。○是月之末。擇吉日大合樂。天子乃帥三公九卿諸侯大夫。親往視之。○是月也。乃合累牛騰馬。遊牝于牧。犧牲駒犢。舉書其數。命國難九門。磔攘以畢春氣。○季春行冬令。則寒氣時發。草木皆肅。國有大恐。行夏令。則民多疾疫。時雨不降。山陵不收。行秋令。則天多

九卿、諸侯大夫を帥ゐて、親ら往きて之を視る。○是の月や、乃ち累牛(一六)騰馬(一七)を合せ、牝を牧に遊ばしめ、犧牲駒犢は其數を擧げ書す、國に命じて九門に難(一八)せしむ、磔(一九)攘(二〇)して以て春の氣を畢ふ。○季春に冬の令を行へば、則ち寒氣時に發し、草木皆肅し、國大なる恐あり。夏の令を行へば、則ち民疾疫多く、時雨降らず、山陵收まらず。秋の令を行へば、則ち天沈陰多く、淫雨(二一)蚤く降り、兵革(二二)並び起る。

(一)田及び山林を掌る官 (二)羽ばたきする (三)きくいただき (四)曲は「すだれ」蠶を飼ふに用ひ、植は曲を架する竿、籧筐は孰れも竹にて編みたる籠にして桑葉を容るゝ器なり、圓を籧といひ方を筐といふ (五)東に嚮ふ (六)容貌を飾ること (七)裁縫等の仕事を減ず (八)天を祭るを郊といふ (九)百工の長 (一〇)金鐵を一庫となし、皮革筋を一庫となし、角齒を一庫となし、羽箭幹を一庫となし、脂膠丹漆を一庫となす (一一)多寡の數 (一二)毛あるかは (一三)毛を去りたるかは (一四)諸器に用ふる所の木材 (一五)號令して戒むるなり (一六)繫げる牛 (一七)躍り騰る馬 (一八)難は儺に同じ、鬼やらひなり (一九)牲を裂く (二〇)禍を除く (二一)霖雨 (二二)戰爭

廟。乃爲麥祈實。○是月也。生氣方盛。陽氣發泄。句者畢出。萌者盡達。不可以內。天子布德行惠。命有司發倉廩。賜貧窮。振乏絕。開府庫。出幣帛。周天下。勉諸侯。聘名士。禮賢者。○是月也。命司空曰。時雨將降。下水上騰。循行國邑。周視原野。脩利隄防。道達溝瀆。開通道路。毋有障塞。田獵罝罘羅網畢翳。餧獸之藥。毋出九門。

射る者自ら隱る故に云ふ　(一四)壽藥　(一五)路門、應門、雉門、庫門、臯門、城門、近郊門、遠郊門、關門

○是月也。命野虞毋伐桑柘。鳴鳩拂其羽。戴勝降于桑。具曲植籧筐。后妃齊戒。親東鄉躬桑。禁婦女毋觀。省婦使以勸蠶事。蠶事既登。分繭稱絲效功。以共郊廟之服。毋有

○是の月や、野虞(二)に命じて、桑柘を伐ること毋らしむ。鳴鳩(三)其羽を拂ち、戴勝(三)桑に降る。曲植籧筐(四)を具へ、后妃齊戒し、親ら東鄕(五)し躬ら桑とり、婦女を禁じて觀する毋らしむ。婦使(六)を省きて以て蠶事を勸む。蠶事既に登りて、繭を分ち絲を稱り、功を效し、以て郊廟(八)の服に共せんとす。敢て惰ることある毋らしむ。是の月や、工師(九)に命じ、百工に令し、五庫(一〇)の量(一一)を審かにし、金鐵、皮革筋(一二)(一三)、角齒、羽箭幹(一四)、脂膠丹漆、良らざること或る毋らしむ。百工咸理まるときに、監工日に號す(一五)らく、時に悖ること毋れ、淫巧を作り爲して、以て上の心を蕩すこと或る毋れ。○是の月の末に、吉日を擇びて大に合樂す、天子乃ち三公

八。其味酸。其臭羶。其祀戸。祭先脾。○桐始華。田鼠化爲鴽。虹始見。萍始生。○天子居青陽右个。乘鸞路。駕倉龍。載青旂。衣青衣。服倉玉。食麥與羊。其器疏以達。○是月也。天子乃薦鞠衣于先帝。命舟牧覆舟。五覆五反。乃告舟備具于天子焉。天子始乘舟。薦鮪于寢

器は疏にして以て達なり。○是の月や、天子乃ち鞠衣(六)を先帝に薦む、舟牧(七)に命じて舟を覆さしむ、五覆五反す(八)。乃ち舟の備具せるを天子に告ぐ。天子始めて舟に乘り、鮪を寢廟に薦む(九)。乃ち麥の爲めに實を祈る。○是の月や、生氣方て盛にして、陽氣發泄し、句者畢く出で、萌者盡く達す、以て內にす可からず(一〇)、天子德を布き惠を行ひ、有司に命じて、倉廩を發き、貧窮に賜ひ、乏絕を振はしむ。府庫を開き、幣帛を出し、天下に周くし、諸侯を勉め、名士を聘し、賢者を禮す。○是の月や、司空に命じて曰く、時雨將に降らんとして下水上り騰る。國邑を循行き、原野を周視、隄防を修め利し、溝瀆を道達し、道路を開き通じて、障塞あらしむること毋れ。田獵罝罘(一一)、羅網畢翳(一二)(一三)、餧獸の藥(一四)、九門を出でしむる毋れ。

(一) 星の名 (二) 二十八宿の星宿なり (三) 星の名 (四) 辰の律 (五) 牟母、鷹の類 (六) 黃桑の服 (七) 乘舟を掌る官 (八) 五度反覆するは、其破漏傾側の處を視るなり (九) 時の美物を進むるなり (一〇) 蓄藏すべからずして施し散ずべし (一一) 皆獸を捕ふる網 (一二) 皆鳥を捕ふる網 (一三) 網小にして柄長し、形、畢といふ星に似て、

農之事上。○是月也。毋レ竭二川澤一。毋レ漉二陂池一。毋レ焚二山林一。天子乃鮮レ羔開レ冰。先薦二寢廟一。上丁。命二樂正一習レ舞釋菜。天子乃帥二三公九卿諸侯大夫一。親往視レ之。仲丁。又命二樂正一入レ學習レ樂。○是月也。祀不レ用二犧牲一。用二圭璧一。更二皮幣一。○仲春行二秋令一。則其國大水。寒氣總至。寇戎來征。行二冬令一。則陽氣不レ勝。麥乃不レ熟。民多二相掠一。行二夏令一。則國乃大旱。煖氣早來。蟲螟爲レ害。

冬の令を行へば陽氣勝へず、麥乃ち熟せず。民相掠むること多し。夏の令を行へば、則ち國乃ち大旱あり。煖氣早く來り、蟲螟害を爲す。

(一) 晝夜相齊し (二) 穴中に潜める蟲 (三) 蟲の穴を開く (四) 動靜 (五) 秤(はかり) (六) 斛 (七) 斛を平にするもの (八) 閑暇のあること (九) 門戸杯を修繕すること、木を用ふるを闔といひ、竹や葦を用ふるを扇といふ、闔は「きり戸」扇は「戸びら」 (一〇) 廟の後を寢といふ (一一) 軍旅の事 (一二) 竭すなり (一三) 上旬の丁の日 (一四) 贈貿 (一五) 重き者は圭璧を用ふ (一六) 輕き者は皮幣を用ふ

○季春之月。日在レ胃。昏七星中。旦牽牛中。其日甲乙。其帝大皞。其神句芒。其蟲鱗。其音角。律中二姑洗一。其數

○季春の月、日胃に在り、昏に七星中し、旦に牽牛中す。其日は甲乙、其帝は大皞、其神は句芒、其蟲は鱗、其音は角、律は姑洗に中る。其數は八、其味は酸、其臭は羶、其祀は戸、祭は脾を先にす。○桐始めて華さき、田鼠化して鴽と爲り、虹始めて見れ、萍始めて生ず。○天子青陽の右个に居り、鸞路に乘りて倉龍に駕し、青旂を載て、青衣を衣、倉玉を服し、麥と羊とを食ふ。其

后妃帥二九嬪一御。乃禮二天子所一レ御。帶以二弓韣一。授以二弓矢一。于二高禖之前一。

○是月也。日夜分。雷乃發レ聲。始電。蟄蟲咸動。啓レ戶始出。先レ雷三日。奮二木鐸一以令二兆民一曰。雷將レ發レ聲。有下不レ戒二其容止一者上。生子不レ備。必有二凶災一。日夜分。則同二度量一。鈞二衡石一。角二斗甬一。正二權概一。○是月也。耕者少舍。乃脩二闔扇一。寢廟畢備。毋下作二大事一。以妨中

○是の月や、日夜分れ(一)、雷乃ち聲を發し、始めて電あり。蟄蟲(二)咸動き、戶(三)を啓きて始めて出づ、雷に先だつこと三日、木鐸を奮ひて以て兆民に令して曰く、雷將に聲を發せんとす。其容止(四)を戒めざる者あらば、生子備らず、必ず凶災あらんと。日夜分るれば、則ち度量を同じくし、衡石(五)を鈞しくし、斗甬(六)を角しくし、權概(七)を正しくす。○是の月や、耕者少しく舍む(八)、乃ち闔扇(九)を脩め、寢廟(一〇)畢く備る、大事(一一)を作し、以て農の事を妨ぐること毋れ。○是の月や、川澤を竭すこと毋れ、陂池を漉(一二)すこと毋れ。山林を焚くこと毋れ。天子乃ち羔を鮮り、冰を開き、先づ寢廟に薦む。上丁(一三)、樂正に命じて、舞を習ひ釋菜(一四)せしむ。天子乃ち三公九卿、諸侯大夫を帥ゐて、親ら往きて之を視る。仲丁、又樂正に命じて、學に入りて樂を習はしむ。○是の月や、祀に犧牲を用ひず、圭璧(一五)を用ひて皮幣(一六)に更ふ。○仲春に秋の令を行へば、則ち其國大水あり。寒氣總て至る。寇戎來り征す。

摯。首種不入。○仲春之月。日在奎。昏弧中。旦建星中。其日甲乙。其帝大皞。其神句芒。其蟲鱗。其音角。律中夾鍾。其數八。其味酸。其臭羶。其祀戸。祭先脾。○始雨水。桃始華。倉庚鳴。鷹化爲鳩。○天子居青陽大廟。乘鸞路。駕倉龍。載青旂。衣青衣。服倉玉。食麥與羊。其器疏以達。○是月也。安萌芽。養幼少。存諸孤。擇元日。命民社。命有司。省囹圄。去桎梏。毋肆掠。止獄訟。○是月也。玄鳥至。至之日。以大牢祠于高禖。天子親往。

鷹化して鳩と爲る。○天子青陽の大廟に居り、鸞路に乘り、倉龍に駕し、青旂を載て、青衣を衣、倉玉を服し、麥と羊とを食ふ。其器は疏にして以て達るなり。○是の月や、萌芽(一三)を安んじ、幼少を養ひ、諸孤(一四)を存す。元日を擇びて、民に命じて社(一五)せしむ。有司に命じて、囹圄(一六)を省き、桎梏(一七)を去り、肆(一八)掠すること毋らしむ。獄訟を止む。○是の月や、玄鳥(一九)至る。至るの日、大牢を以て高禖(二〇)を祠る。天子親ら往き、后妃九嬪を帥ゐて御る。乃ち天子の御する所を禮し、帶ばしむるに弓韣(二一)を以てし、授づくるに弓矢を以てし、高禖の前に于てす。

(一) 猋風は即ち飄風(つむじかぜ) (二) あかざ (三) はぐさ (四) よもぎ (五) 白よもぎ (六) 溜り水 (七) 稷をいふ、首は先なり、種ゆること百穀の先にあり (八) 星の名 (九) 星の名 (一〇) 星の名 (一一) 卯の律 (一二) 鶯 (一三) 摧折せず (一四) 安なり (一五) 社を祭らしむ (一六) 牢獄なり (一七) 足かせ手かせ (一八) 肆は尸を曝すこと 掠は鞭撻なり (一九) 燕 (二〇) 子を授くる神なり、禖の言たる媒なり、高といふは之を尊んでなり (二一) 弓袋

隰。土地所レ宜。五穀所レ殖。以教二道民一。必躬親レ之。田事既飭。先定二準直一。農乃不レ惑。○是月也。命二樂正一入レ學習レ舞。乃脩二祭典一。命祀二山林川澤一。犧牲毋レ用レ牝一。禁二止伐レ木。毋レ覆レ巢。毋レ殺二孩蟲胎夭飛鳥一。毋レ麛。毋レ卵。毋レ聚二大衆一。毋レ置二城郭一。掩レ骼埋レ胔。○是月也。不レ可二以稱レ兵。稱レ兵必天殃。兵戎不レ起。不レ可二從レ我始一。毋レ變二天之道一。毋レ絕二地之理一。毋レ亂二人之紀一。

(一) 耒は耜(すき)の柄 (二) 驂乘の人 (三) 甲を衣るなり (四) 車を御する人 (五) 天子の籍田、籍は借なり、民の力を借りて耕すなり (六) 耒耜を推す (七) 酒杯なり (八) 侍坐す (九) 井田の限域 (一〇) 人の歩む道 (一一) 術は遂と同じ、田間の溝 (一二) 生育を傷けんが爲めなり (一三) 蟲の稚き者 (一四) 腹中に在る者 (一五) 生れたばかりのもの (一六) 骨の枯れたる者 (一七) 肉の腐りたる者 (一八) 紀常なり

○孟春行二夏令一。則雨水不レ時。艸木蚤落。國時有レ恐。行二秋令一。則其民大疫。猋風暴雨總至。藜莠蓬蒿並興。行二冬令一。則水潦爲レ敗。雪霜大

○孟春に夏の令を行へば、則ち雨水時ならず、艸木蚤く落つ。國時に恐あり。秋の令を行へば、則ち其民大に疫す。猋風暴雨(一)總て至る。藜莠蓬蒿(二)(三)(四)(五)並び興る。冬の令を行へば、則ち水潦(六)敗を爲し、雪霜大に摯つ、首種(七)入らず。○仲春の月、日奎(八)に在り、昏に弧(九)中し、旦に建星(一〇)中す。其日は甲乙、其帝は大皞、其神は句芒、其蟲は鱗、其音は角、律は夾鐘(一一)に中る。其數は八、其味は酸、其臭は羶、其祀は戸、祭は脾を先にす。○始めて雨水あり、桃始めて華さき、倉庚(一二)鳴き、

措二之于參保
介之レ御間一。帥二
三公九卿諸
侯大夫一躬耕二
帝籍一。天子三
推。三公五推。
卿諸侯九推。
反執二爵于大
寢一。三公九卿
諸侯大夫皆
御。命曰二勞酒一。
○是月也。天
氣下降。地氣
上騰。天地和
同。艸木萌動。
王命布二農事一。
命レ田舍二東郊一。
皆脩二封疆一。審
端二徑術一。善相二
丘陵阪險原

て爵(七)を大寢に執る。三公九卿、諸侯大夫皆御す。命けて勞酒と曰ふ。○是の月や、天氣下り降り、地氣上り騰る、天地和同(八)して、艸木萌動す。王命じて農事を布き、田に命じて東郊に舍せしめ、皆封疆(九)を脩め、審に徑術(一〇)(一一)を端す。善く丘陵阪險原濕、土地の宜しき所、五穀の殖する所を相て、以て民を敎へ道く、必ず躬之を親らす。田事既に飭ふ。先づ準直を定むれば、農乃ち惑はず。○是の月や、樂正に命じて、學に入りて舞を習はしむ。乃ち祭典を脩む、命じて山林川澤を祀る、犧牲(一二)は牝を用ふること毋らしむ。木を伐ることを禁じ止め、巢を覆す毋らしめ、孩蟲胎夭飛鳥(一三)(一四)(一五)を殺すこと毋らしめ、麛すること毋らしめ、卵すること毋らしむ。大衆を聚むること毋らしめ、城郭を置くこと毋らしむ。骼(一六)を掩ひ胔(一七)を埋む。○是の月や、以て兵稱ぐを可からず。兵を稱ぐれば必ず天の殃あり、兵戎起たず。我れより始む可からず。天の道を變ずること毋れ。地の理を絕つことなかれ。人の紀(一八)を亂すこと毋れ。

旂。衣二青衣一。服二倉玉一。食二麥與一レ羊。其器疏以達。○是月也。以二立春一。先二立春一三日。大史謁二之天子一曰。某日立春。盛德在レ木。天子乃齊。立春之日。天子親帥二三公九卿諸侯大夫一。以迎二春於東郊一。還反。賞二公卿大夫於朝一。命レ相布レ德和レ令。行レ慶施レ惠。下及二兆民一。慶賜遂行。毋レ有レ不レ當。乃命二大史一。守レ典奉レ法。司二天日月星辰之行一。宿離不レ貸。毋レ失二經紀一。以レ初爲レ常。

じ、典を守り法を奉じ、天の日月星辰の行を司り、宿離(一八)貸はず、經紀を失ふこと毋らしむ。初を以て常と爲す。

(一) 戰國の時、秦の相呂不韋、諸儒を集めて十二月の紀を著す、名づけて呂氏春秋といふ、篇首に皆月令あり、後人取りて此の一篇となす、或は言ふ、周公の作と、然れども、篇中說く所、周の禮に異る者多し、其周公の作に非ざることを知るべし (二) 星の名 (三) 星の名 (四) 星の名 (五) 伏羲氏、木德の君 (六) 少皞氏の子、名は重、木官の臣 (七) 鱗蟲は木の屬 (八) 宮商角徵羽の五聲中角を木となす (九) 氣を候ふの管、銅を以て之を爲る (一〇) 寅の律 (一一) 東北隅の室を靑陽といふ、左右の室を个といふ (一二) 鸞は鑾と同じ、鈴なり、鸞路は天子乘る所の車 (一三) 倉は蒼と同じ、龍は馬なり (一四) 器の刻み鏤る者、文理の精ならざるをいふ (一五) 齋と同じ (一六) 賜なり (一七) 三公 (一八) 宿は止なり、離は行なり、行止差はざるなり

○是月也。天子乃以二元日一。祈二穀于上帝一。乃擇二元辰一。天子親載二耒耜一。

○是の月や、天子乃ち元日を以て、穀を上帝に祈る。乃ち元辰を擇び、天子親ら耒耜(一)を載せ、之を參保介(二)(三)と御(四)との間に措き、三公九卿、諸侯大夫を帥ゐて躬ら帝籍(五)を耕す。天子は三推(六)す、三公は五推す、卿諸侯は九推す。反り

孟春之月。日在營室。昏參中。旦尾中。其日甲乙。其帝大皞。其神句芒。其蟲鱗。其音角。律中大蔟。其數八。其味酸。其臭羶。其祀戶。祭先脾。○東風解凍。蟄蟲始振。魚上冰。獺祭魚。鴻鴈來。○天子居青陽左个。乘鸞路。駕倉龍。載青

月令第六

(一)孟春の月、日は營室(二)に在り、昏に參中(三)し、旦に尾中(四)す、其日は甲乙、其帝は大皞(五)、其神は句芒(六)、其蟲は鱗(七)、其音は角(八)、律(九)は大蔟(一〇)に中り、其數は八、其味は酸、其臭は羶し、其祀は戶、祭は脾を先にす。○東風凍を解き、蟄蟲始めて振き、魚は冰に上り、獺、魚を祭り、鴻鴈來る。○天子、青陽(一一)の左个に居り、鸞路(一二)に乘り、倉龍(一三)に駕し、青旂を載て、青衣を衣、倉玉を服し、麥と羊とを食ふ、其器は疏(一四)にして以て達るなり。○是の月や、立春なるを以て、立春に先だつこと三日、大史之を天子に謁げて曰く、某日立春、盛德木に在りと。天子乃ち齊(一五)す。立春の日、天子親ら三公九卿、諸侯大夫を帥ゐて以て春を東郊に迎へ、還り反りて公卿大夫を朝に賞(一六)し、相(一七)に命じて德を布き令を和し、慶を行ひ惠を施し、下、兆民に及ぶ、慶賜遂行し、當らざることある毋らしむ。乃ち大史に命

制なり。

弟。夫婦。君臣。長幼。朋友。賓客。八政。飲食。衣服。事爲。異別。度量。數。制。

食二千八百八十人。次國之卿食二百一十六人。君食二千一百六十人。小國之卿食百四十四人。君食千四百四十人。次國之卿命於其君者。如小國之卿。

は諸侯の卿に視へ、其爵は次國の君に視へ、其祿は之を方伯の地に取る。方伯は天子に朝するが爲に、皆湯沐の邑あり。(二)天子の縣內に於て、元士に視ふ。諸侯の世子は國を世〻にす。未だ爵を賜はらざれば、天子の元士に視へ、以て其國に君たり。諸侯の大夫は、爵祿を世〻にせず。

(一) 上農夫は九人を養ふを標準として下士の祿を制す　(二) 朝宿の邑ともいふ、入朝の前に齋戒して自ら潔清するの用に給す

天子之大夫爲三監。監於諸侯之國者。其祿視諸侯之卿。其爵視次國之君。其祿取之於方伯之地。方伯爲朝天子。皆有湯沐之邑。於天子之縣內。視元士。諸侯世子世國。大夫不世爵。使以德。爵以功。未賜爵。視天子之元士。以君其國。諸侯之大夫不世爵祿。

〇六禮。冠。昏。喪。祭。鄉。相見。七教。父子。兄

〇六禮とは冠、昏、喪、祭、鄉、相見なり。七教とは父子、兄弟、夫婦、君臣、長幼、朋友、賓客なり。八政とは飲食、衣服、事爲、異別、度、量、數、

百里者三十。其餘方百里者十。方十里者六十。名山大澤不以封。

方五十里の者六十三を封ずれば、方百里の者十五、方十里の者七十五と爲る。其餘りは方百里の者六十四、方十里の者九十六あり。

● 明けてある土地

其餘以爲附庸間田。諸侯之有功者。取於間田以祿之。其有削地者。歸之間田。天子之縣內。方千里者爲方百里者百。封方百里者九十一。又封方七十里者二十一。爲方百里者十。方十里者二十九。其餘方百里者八十。方十里者七十一。又封方五十里者六十三。爲方百里者十五。方十里者七十五。其餘方百里者六十四。方十里者九十六。

○諸侯之下士祿食九人。中士食十八人。上士食三十六人。下大夫食七十二人。卿食二百八十八人。君

○諸侯の下士は、祿九人を食ひ、中士は十八人を養ひ、上士は三十六人を食ひ、下大夫は七十二人を食ひ、卿は二百八十八人を食ひ、君は二千八百八十人を食ふ。次國の卿は、二百一十六人を養ひ、君は二千一百六十人を食ふ。小國の卿は百四十四人を食ひ、君は千四百四十人を食ふ。次國の卿、其君に命ぜらるゝ者は、小國の卿の如し。天子の大夫、三監と爲りて、諸侯の國を監する者は、其祿

之內。斷長補短。方三千里。爲田八十萬億一萬億畝。方百里者。爲田九十億畝。山陵林麓川澤溝瀆城郭宮室塗巷。三分去一。其餘六十億畝。古者以周尺八尺爲步。今以周尺六尺四寸爲步。古者百畝。當今東田百四十六畝三十步。古者百里。當今百二十一里六十步四尺二寸二分。

方千里者。爲方百里者百。封方百里者三十國。其餘方百里者七十。又封方七十里者六十。爲方百里者二十九。方十里者四十。其餘方百里者四十。方十里者六十。又封方五十里者百二十。爲方

方千里の者は、方百里の者百たり。方百里の者三十國を封ずれば、其餘りは方百里の者七十あり。又方七十里の者六十を封ずれば、方百里の者二十九。方十里の者四十たり。其餘りは方百里の者四十、方十里の者六十あり。又方五十里の者百二十を封ずれば、方百里の者三十たり。其餘りは方百里の者十、方十里の者六十あり。名山大澤は、以て封ぜず。其餘りは以て附庸閒田と爲す。諸侯の功ある者は、閒田に取りて以て之を祿し、其の地を削らるゝ者あれば、之を閒田に歸す。天子の縣內、方千里の者は、方百里の者百たり、方百里の者十を封ずれば、其餘りは方百里の者九十一あり。又方七十里の者二十一を封ずれば、方百里の者十と、方十里の者二十九と爲る。其餘りは方百里の者八十、方十里の者七十一あり。又

方一里者百。爲田九萬畝。方百里者。爲方十里者百。爲田九十億畝。方千里者。爲方百里者百。爲田九萬億畝。自恒山至於南河。千里而近。自南河至於江。千里而近。自江至於衡山。千里而遙。自東河至於東海。千里而遙。自東河至於西河。千里而近。自西河至於流沙。千里而遙。西不盡流沙。南不盡衡山。東不盡東海。北不盡恒山。凡四海

者は、方百里の者の百と爲し、田九萬億畝と爲す。恒山より南河に至るまでに、千里にして近く、南河より江に至るまで、千里にして近し、江より衡山に至るまで千里にして遙かなり、東河より東海に至るまで、千里にして遙かなり、東河より西河に至るまで、千里にして近し、西河より流沙に至るまで、千里にして遙かなり。西流沙を盡さず、南衡山を盡さず、東東海を盡さず、北恒山を盡さず。凡そ四海の內、長を斷ち短を補へば、方三千里、田八十萬億一萬億畝と爲す。方百里の者を、田九十億畝と爲し、山陵、林麓、川澤、溝瀆、城郭、宮室、塗巷は、三分して一を去り、其餘六十億畝あり。古者は周の尺八尺を以て步と爲し、今周の尺六尺四寸を以て步と爲す。古者の百畝は、今の東田百四十六畝三十步に當り、古者の百里は今の百二十一里六十步、四尺二寸二分に當る。

(一) 山陵等總計にて三分の一に當るとして之を引き去り、民に授くべきもの六十億畝あり

八十者。一子不ㇾ從ㇾ政。九十者。其家不ㇾ從ㇾ政。廢疾非ㇾ人不ㇾ養者。一人不ㇾ從ㇾ政。父母之喪。三年不ㇾ從ㇾ政。齊衰大功之喪。三月不ㇾ從ㇾ政。將ㇾ徙二於諸侯一。三月不ㇾ從ㇾ政。自二諸侯一來徙ㇾ家。期不ㇾ從ㇾ政。少而無ㇾ父者謂二之孤一。老而無ㇾ子者謂二之獨一。老而無ㇾ妻者謂二之矜一。老而無ㇾ夫者謂二之寡一。此四者天民之窮而無ㇾ告者也。皆有二常餼一。瘖聾跛躃。斷者。侏儒。百工。各以二其器一食ㇾ之。○道路。男子由ㇾ右。婦人由ㇾ左。車從二中央一。父之齒隨行。兄之齒鴈行。朋友不二相踰一。輕任幷。重任分。班白者不二提挈一。君子耆老不二徒行一。庶人耆老不二徒食一。

し、朋友には相踰えず。輕任(二九)は幷せ、重任は分け、斑白の者は提挈せず。君子の耆老は徒行せず。庶人の耆老は徒食(三〇)せず。

一 昇 二 大學 三 小學 四 冔 五 大學 六 小學 七 大學 八 小學 九 大學 一〇 小學 一一 冠の名 一二 白衣 一三 冠の名 一四 黒衣 一五 冠の名 一六 白衣 一七 縞衣 一八 戸毎に就きて年齢を調ぶるなり 一九 大夫の采地より諸侯の國に移るなり 二〇 一年 二一 手當なり 二二 一足跛る者 二三 兩足倶に跛る者 二四 手又は足なき者 二五 短人 二六 多くの職人 二七 父と同年輩の人 二八 並び行きて稍々後るゝなり 二九 輕き荷物 三〇 副食物なきをいふ

○方一里者。爲二田九百畝一。方十里者。爲二

○方一里の者を田九百畝と爲し、方十里の者は方一里の者の百と爲し、田九萬畝と爲し、方百里の者は、方十里の者の百と爲し、田九十億畝と爲し、方千里の

夏后氏養二國老於東序一。養二庶老於西序一。殷人養二國老於右學一。養二庶老於左學一。周人養二國老於東膠一。養二庶老於虞庠一。虞庠在二國之西郊一。有虞氏皇而祭。深衣而養老。夏后氏收而祭。燕衣而養レ老。殷人冔而祭。縞衣而養レ老。周人冕而祭。玄衣而養レ老。凡三王養レ老。皆引年。

國老を東膠(九)に養ひ、庶老を虞庠(一〇)に養ふ。虞庠は國の西郊にあり。有虞氏は皇(一一)して祭り、深衣(一二)して老を養ふ。夏后氏は收(一三)して祭り、燕衣(一四)して老を養ふ。殷人は冔(一五)して祭り、縞衣(一六)して老を養ふ。周人は冕して祭り、玄衣(一七)して老を養ふ。凡そ三王老を養ふに皆引年(一八)す。八十の者は、一子政に從はしめず。九十の者は、其家政に從はしめず。廢疾にして人に非ざれば養ふべからざる者は、一人政に從はしめず。父母の喪には、三年政に從はしめず。齊衰、大功の喪には、三月政に從はしめず。將に諸侯(一九)に從らんとすれば、三月政に從はしめず。諸侯より來りて家を徙すものは、期(二〇)政に從はしめず。少くして父なき者之を孤と謂ひ、老いて子なき者之を獨と謂ひ、老いて妻なき者之を矜と謂ひ、老いて夫なき者之を寡と謂ふ。此の四の者は天民の窮して告ぐること無き者なり。皆常餼(二一)あり。瘖聾、跛(二二)躃(二三)、斷者(二四)、侏儒(二五)、百工(二六)は、各〻其器を以て之を食ふ。〇道路は男子は右よりし、婦人は左よりし、車は中央よりす。父の齒(二七)には隨行し、兄の齒には鴈行(二八)

月制。九十日脩。唯絞紟衾冒。死而后制。五十始衰。六十非レ肉不レ飽。七十非レ帛不レ煖。八十非レ人不レ煖。九十雖レ得レ人不レ煖矣。五十杖二於家一。六十杖二於鄕一。七十杖二於國一。八十杖二於朝一。九十者天子欲レ有レ問焉。則就二其室一以レ珍從。七十不レ俟レ朝。八十月告レ存。九十日有レ秩。五十不レ從二力政一。六十不レ與二服戎一。七十不レ與二賓客之事一。八十齊喪之事弗レ及也。五十而爵。六十不二親學一。七十致レ政。唯衰麻爲レ喪。

六十は親ら學ばず、(二五)七十は政を致す、(二六)唯だ衰麻には喪を爲す。

(一)鄕學 (二)國中の小學 (三)大學 (四)養老の禮は天子より諸侯に至る迄之を行ふ (五)君、使者をして老人に禮を致さしむ (六)八十の老人は禮を備ふること難し、故に其拜するとき足一たび跪づき首再び地に至りて再拜の數を備ふ (七)常に肉を貯ふ (八)閑なり (九)棺を用意するなり (一〇)死後に用ゆる衣服を作るなり (一一)衣服の中にて作り易き物をいふ (一二)棺衣皆具はり居れば唯之を修理するのみ (一三)衣服を收束するもの (一四)單被なり (一五)尺を包むもの (一六)天子親ら往いて訪ふは老人を尊敬するなり (一七)珍味を携ふるは老人を尊養するなり (一八)朝事の畢るを待たずして退くなり (一九)安否を問ふ (二〇)毎日常膳を賜ふ (二一)夫役を免ず (二二)軍役に關係せず (二三)齋戒して祭に與らず、又喪服を著けず (二四)命ぜられて大夫となる (二五)弟子の禮を執らず (二六)政事を還す

有虞氏養二國老於上庠一。養二庶老於下庠一。

有虞氏(一)は國老を上庠(二)に養ひ、庶老を下庠(三)に養ふ。夏后氏(四)は國老を東序(五)に養ひ、庶老を西序(六)に養ふ。殷人は國老を右學(七)に養ひ、庶老を左學(八)に養ふ。周人は

虞氏以二燕禮一。夏后氏以二饗禮一。殷人以二食禮一。周人脩而兼二用之一。五十養二於鄕一。六十養二於國一。七十養二於學一。達二於諸侯一。八十拜二君命一。一坐再至。瞽亦如レ之。九十使二人受一。五十異レ粻。六十宿レ肉。七十貳レ膳。八十常珍。九十飲食不レ離レ寢。膳飲從二於遊一可也。六十歲制。七十時制。八十

禮を以てし、周人は脩めて之を兼ね用ひたり。五十をば鄕に養ひ、六十をば國[一]に養ひ、七十をば學[三]に養ふ。諸侯に達す[四]。八十は君命[五]を拜する[二]に、一坐再至[六]す。瞽亦之の如し、九十は人をして受けしむ。五十は粻を異にし、六十は肉を宿し、七十は膳を貳[七]にし、八十は常に珍あり、九十は飲食寢を離れず、膳飲遊に從ふも可なり。六十は歲ごと[九]に制し、七十は時ごと[一〇]に制し、八十は月ごと[一一]に制し、九十は日ごと[一二]に脩む、唯だ絞紟衾冒[一三][一四][一五]は、死して而して后に制す。五十は始めて衰ふ、六十は肉に非ざれば飽かず、七十は帛に非ざれば煖ならず、八十は人に非ざれば煖ならず、九十は人を得と雖も煖ならず。五十は家に杖つき、六十は鄕に杖つき、七十は國に杖つき、八十は朝に杖つく、九十の者は、天子問ふことあらんと欲せば[一六]、則ち其室に就きて、珍[一七]を以て從ふ。七十は朝[一八]を俟たず、八十は月[一九]に存を告ふ、九十は日[二〇]に秩あり。五十は力政[二一]に從はず、六十は服戎[二二]に與らず、七十は賓客の事に與らず、八十は齊衰[二三]の事は及ばざるなり。五十にして爵[二四]す、

布帛精麤不レ中レ數。幅廣狹不レ中レ量。不レ粥二於市一。姦色亂二正色一。不レ粥二於市一。錦文珠玉成器。不レ粥二於市一。衣服飲食。不レ粥二於市一。五穀不レ時。果實未レ熟。不レ粥二於市一。木不レ中レ伐。不レ粥二於市一。禽獸魚鼈不レ中レ殺。不レ粥二於市一。關執レ禁以譏。禁二異服一。識二異言一〇大史典レ禮。執二簡記一。奉二諱惡一。天子齊戒受レ諫。司會以二歲之成一質二於天子一。冢宰齊戒受レ質。大樂正。大司寇。市三官以二其成一從質二於天子一。大司徒。大司馬。大司空。齊戒受レ質。百官各以二其成一質二於三官一。大司徒。大司馬。大司空。以二百官之成一質二於天子一。百官齊戒受レ質。然後休レ老勞レ農。成二歲事一。制二國用一。

○大史(六)禮を典り、簡記(七)を執り、諱惡を奉ず。天子齊戒して諫を受く、司會(八)歲(九)の成を以て、天子に質(一〇)しうす、冢宰齊戒して質を受く。大樂正、大司寇、市の三官、其成を以て、從つて天子に質す。大司徒、大司馬、大司空、齊戒して質を受け、百官各々其成を以て、三官に質す。大司徒、大司馬、大司空、百官の成を以て、天子に質す。百官齊戒して質を受く。然る後に老を休ひ農を勞ひ、歲事を成し、國用を制す。

(一) 禁も刑なり (二) 金を以て璋を飾る (三) 軍器 (四) 人生日用の器 (五) 美しき器 (六) 歷代の禮儀の籍を典る者 (七) 書附 (八) 冢宰の屬、財用會計等を掌る者 (九) 一年の會計 (一〇) 質は平なり、會計を平にするなり

○凡養レ老。有

○凡そ老を養ふは、有虞氏は燕禮を以てし、夏后氏は饗禮を以てし、殷人は食

參聽レ之。三公以二獄之成一告二於王一。王三又。然後制レ刑。凡作二刑罰一。輕無レ赦。刑者也。侀者侀成也。一成而不レ可レ變。故君子盡レ心焉。析レ言。破レ律。亂レ名。改レ作。執二左道一以亂レ政。殺。作二淫聲異服。奇技奇器一。以疑レ衆。殺。行僞而堅。言僞而辨。學レ非而博。順レ非而澤。以疑レ衆殺。假二於鬼神時日卜筮一。以疑レ衆。殺。此四誅者不二以聽一。

○凡執レ禁以齊レ衆。不レ赦レ過。有二圭璧金璋一。不レ粥二於市一。命服命車。不レ粥二於市一。宗廟之器。不レ粥二於市一。犧牲。不レ粥二於市一。戎器。不レ粥二於市一。用器不レ中レ度。不レ粥二於市一。兵車不レ中レ度。不レ粥二於市一。

り　(一三)滑稽にして滯りなし　(一四)時日の吉凶

○凡そ禁を執りて以て衆を齊しくするには、過を赦さず。圭璧金璋(二)あるもの市に粥しめず、命服命車は、市に粥しめず、宗廟の器は、市に粥しめず。犧牲は、市に粥しめず。(三)戎器は市に粥しめず。(四)用器度に中らざるは、市に粥しめず。兵車度に中らざるは市に粥しめず。布帛精麤数に中らず、幅の廣狹量に中らざるは市に粥しめず。姦色の正色を亂すものは、市に粥しめず。錦文珠玉成器(五)は市に粥しめず。衣服飲食は、市に粥しめず。五穀の時ならず、果實の未だ熟せざるものは、市に粥しめず。木の伐に中らざるは、市に粥しめず。禽獸魚鼈の、殺に中らざるは、市に粥しめず。關禁を執りて以て譏、異服を禁じ、異言を識す。

親。立二君臣之義一。以權レ之。意論二輕重之序一。愼測二淺深之量一。以別レ之。悉二其聰明一。致二其忠愛一。以盡レ之。疑獄。汜與レ衆共レ之。衆疑。赦レ之。必察二小大之比一。以成レ之。成二獄辭一。史以二獄成一。告二于正一。正聽レ之。正以二獄成一告二于大司寇一。大司寇聽二之棘木之下一。大司寇以二獄之成一告二於王一。王命二三公一

を成す。獄の辭を成せば、史(七)獄の成るを以て、正(八)に告げ、正之を聽く。正獄の成るを以て、大司寇に告げ、大司寇之を棘木(九)の下に聽く。大司寇獄の成るを以て王に告ぐ、王三公に命じて參して之を聽かしむ。三公獄の成るを以て、王に告ぐ、王(一〇)三又めて、然る後に刑を制す。凡そ刑罰を作すに、輕きも赦すこと無し。刑は侀なり、侀は成なり。一たび成れば變ず可からず。故に君子心を盡くす。言を析き律を破り、名を亂り作を改め、左道(一一)を執りて以て政を亂すものは殺す。淫聲異服、奇技奇器を作り、以て衆を疑はしむるものは殺す。行僞りて堅、言僞りて辨、非を學びて博(一二)、非に順ひて澤(一三)、以て衆に疑はしむるものは殺す。鬼神時日(一四)卜筮を假りて、以て衆を疑はしむるものは殺す。此の四誅の者は、以て聽さず。

(一) 一に群臣に訊ひ、二に群吏に訊ひ、三に萬民に訊ひて然る後に刺す、刺は殺なり (二) 刑を施す (三) 天論は天倫に同じ、天論は天理なり (四) 郵は尤と通ず、責なり (五) 犯罪の事と相當る (六) 例なり、類なり (七) 文書を掌る者 (八) 士師の屬 (九) 外朝の卿位なり (一〇) 又當に宥に作るべし (一一) 邪道 (一二) 廣大にして深遠な

以二車甲一。○凡執レ技論レ力。適二四方一。臝二股肱一。決二射御一。凡執レ技以事レ上者。祝史射御醫卜及百工。凡執レ技以事レ上者。不レ貳レ事。不レ移レ官。出レ鄕不二與レ士齒一。仕二於家一者。出レ鄕不二與レ士齒一。

執りて以て上に事ふる者は、祝、史、射、御、醫、卜、及び百工なり。凡そ技を執りて以て上に事ふる者は、事を(五)貳にせず、官を移さず、鄕を出づれば、士と齒せず。家に仕ふる者は、鄕を出づれば士と齒せず。

(一) 戰敗れて士を毀ひ、或は荒淫して行を失ふの類 (二) 兵を動かす (三) 射御の技能 (四) 臂や脛を出す (五) 其事を專らにす

○司寇正レ刑明レ辟。以聽二獄訟一。必三刺。有レ旨無レ簡不レ聽。附從レ輕。赦從レ重。凡制二五刑一。必卽二天論一。郵罰麗二於事一。凡聽二五刑之訟一。必原二父子之

○司寇、刑を正し辟を明かにし、以て獄訟を聽く、必ず三(一)刺す。旨ありて簡なければ聽かず。附(二)くるときは輕きに從ふ。赦すときは重きに從ふ。凡そ五刑を制するには、必ず天論(三)に卽く、郵罰(四)事(五)に麗く。凡そ五刑の訟を聽くには、必ず父子の親に原く。君臣の義を立て、以て之を權る。意輕重の序を論じ、愼みて淺深の量を測り、以て之を別つ。其聰明を悉し、其忠愛を致めて、以て之を盡す。疑獄は汎く衆と之を共にし、衆疑ひて之を赦し、必ず小大の比(六)を察して以て之

於學一者。不レ征二於司徒一曰二造士一。樂正崇二四術一。立二四教一。順二先王詩書禮樂一以造レ士。春秋教以二禮樂一。冬夏教以二詩書一。王大子。王子。羣后之大子。卿大夫元士之適子。國之俊選。皆造焉。凡入レ學以レ齒。將レ出レ學。小胥大胥小樂正簡二不レ帥レ教者一。以告二于大樂正一。大樂正以告二于王一。王命二三公九卿大夫元士一皆入レ學。不レ變。王親視レ學。不レ變。王三日不レ舉。屛二之遠方一。西方曰レ棘。東方曰レ寄。終身不レ齒。大樂正論二造士之秀者一。以告二于王一而升二諸司馬一。曰二進士一。司馬辨レ論官レ材。論二進士之賢者一以告二于王一而定二其論一。論定然後官レ之。任レ官然後爵レ之。位定然後祿レ之。

然る後に之を祿す。

(一) 冠、昏、喪、祭、鄕、相見 (二) 父子、兄弟、夫婦、君臣、長幼、朋友、賓客 (三) 飮食、衣服、事爲、異別度、量、數、制 (四) 鄕の學 (五) 擇ぶ所の善日 (六) 的に中るを以て上となす (七) 鄕飮酒は年長者を上とす (八) 敎官の長者 (九) 俊秀の者 (一〇) 四郊は國を去ること百里、鄕界の外にあり (一一) 遂は遠郊の外にあり (一二) 屛け棄つ (一三) 鄕の徭役を免ず (一四) 才德を成就したる士 (一五) 樂官の長 (一六) 卽ち下の四敎をいふ、四敎詩は書禮樂なり、或は曰く、術は遂に同じ、通路の名と (一七) 諸侯 (一八) 長幼の序を次づ (一九) 業成りて學を去る、古の敎は九年にして大成するなり (二〇) 樂官の屬 (二一) 棘當に僰に作るべし、僰(セマル)の義

○大夫廢二其事一。終身不レ仕。死。以二士禮一葬レ之。有レ發。則命二大司徒一教レ士

○大夫其事を廢すれば、終身仕へず。死すれば士の禮を以て之を葬る。發することあれば、則ち大司徒に命じて、士に敎ふるに車甲を以てせしむ。○凡そ技を執り力を論ずるものは、四方に適き、股肱を贏して、射御を決せしむ。凡そ技を

俊士一。與レ執レ事焉。不レ變。命二國之右鄕一。簡下不レ帥レ敎者上移二之左一。命二國之左鄕一。簡下不レ帥レ敎者上移二之右一。如二初禮一。不レ變。移二之郊一。如二初禮一。不レ變移二之遂一。如二初禮一。不レ變。屏二之遠方一。終身不レ齒。命レ鄕論二秀士一。升二之司徒一。曰二選士一。司徒論二選士之秀者一而升二之學一。曰二俊士一。升二於司徒一者。不レ征二於鄕一。升二

に升すを、選士と曰ふ。司徒選士の秀でたる者を論じて、之を學に升すを、俊士と曰ふ。司徒に升さるゝ者は、鄕に(一三)征せられず、學に升りたる者は、司徒に征せられざるを、造士と曰ふ。(一四)樂正(一五)四術(一六)を崇び、四敎を立て、先王の詩書禮樂に順ひ、以て士を造す。春秋は敎ふるに禮樂を以てし、冬夏は敎ふるに詩書を以てす。王の大子、王子、羣后(一七)の大子、卿大夫元士の適子、國の俊選皆造る。凡そ學に入るには齒(一八)を以てす。將に學を出でん(一九)とすれば、小胥(二〇)、大胥、小樂正、敎に帥はざる者を簡びて、以て大樂正に告げ、大樂正以て王に告ぐ。王三公九卿大夫元士に命じ、皆學に入らしむ。變ぜざれば、王親ら學を視る。變ぜざれば、王三日擧げず、之を遠方に屏く。西方を棘(二一)と曰ひ、東方を寄と曰ひ、終身齒せず。大樂正造士の秀たる者を論じて、以て王に告げて、諸を司馬に升すを、進士と曰ふ。司馬、論を辨じ材を官にし、進士の賢者を論じて、以て王に告げて、其論を定む。論定まりて然る後に之を官す。官に任じて然る後に之に爵す。位定まりて

有安居。和味。宜服。利用。備器。五方之民。言語不通。嗜欲不同。達其志。通其欲。東方曰寄。南方曰象。西方曰狄鞮。北方曰譯。○凡居民。量地以制邑。度地以居民。地邑民居。必參相得也。無曠土。無游民。食節事時。民咸安其居。樂事勸功。尊君親上。然後興學。

○司徒脩六禮以節民性。明七教以興民德。齊八政以防民淫。一道德以同俗。養耆老以致孝。恤孤獨以逮不足。上賢以崇德。簡不肖以絀惡。命鄉簡不帥教者以告。耆老皆朝于庠。元日。習射上功。習鄉上齒。大司徒帥國之

○司徒六禮(一)を脩めて、以て民の性を節し、七敎(二)を明かにして以て民の德を興し、八政(三)を齊へて以て民の淫を防ぎ、道德を一にして以て俗を同じくし、耆老を養ひて以て孝を致し、孤獨を恤みて以て足らざるに逮ぼし、賢を上にして以て德を崇び、不肖を簡びて以て惡を絀く。鄕に命じて敎に帥はざる者を簡びて以て告げしむ。耆老皆庠(四)に朝す。元日(五)に射を習ふには功を上とし、鄕に習ふには(七)齒を上とす。大司徒(八)國の俊士(九)を帥ゐて、事を執るに與る(六)。變ぜざれば、國の右鄕に命じて、敎に帥はざる者を簡びて、之を左に移し、國の左鄕に命じて、敎に帥はざる者を簡びて、之を右に移す。初の禮の如くす。變ぜざれば、之を郊(一〇)に移す。初の禮の如くす。變ぜざれば、之を遂(一一)に移す。初の禮の如くす。變ぜざれば、之を遠方に屛けて、終身齒せず(一二)。鄕に命じて秀士を論じて、之を司徒

燥濕。廣谷大川異制。民生其間者異俗。剛柔輕重遲速異齊。五味異和。器械異制。衣服異宜。脩其教不易其俗。齊其政不易其宜。中國戎夷五方之民。皆有性也。不可推移。東方曰夷。被髮文身。有不火食者矣。南方曰蠻。雕題交趾。有不火食者矣。西方曰戎。被髮衣皮。有不粒食者矣。北方曰狄。衣羽毛穴居。有不粒食者矣。中國夷蠻戎狄皆

宜服、利用、備器あり。五方の民、言語通せず、嗜欲同じからず。其志を達し、其欲を通ずるに、東方のを寄と曰ひ、南方のを象と曰ひ、西方のを狄鞮と曰ひ、北方のを譯と曰ふ。○凡そ民を居くに、地を量りて以て邑を制し、地を度りて以て民を居く、地邑民居、必ず參(一四)して相得るなり。曠土(一五)なく、游民(一六)無く、食節(一七)あり、事時(一八)あり、民咸其居に安んじ、事を樂み功に勸め、君を尊び上を親み、然る後に學(一九)を興つ。

(一) 藉は借なり、民の力を借り、公田を耕すことを助けて、其私田の税を取らず (二) 廛は市宅なり、其市地の廛を税して其貨を税せず (三) 關門を設くるは但異服異言の人を察するを主として其往來貨物の税を取らず、譏は察なり (四) 祿以外の田にて祭祀に供するもの (五) 請ひ求めず (六) 邦土を掌る官 (七) 時を以て其の四時を候ふ (八) 身體にはりものをする (九) 物を煮焼して食はざること (一〇) 雕は刻なり、題は頭なり、亦「はりもの」をすること (一一) 蠻人臥す時、頭、外に嚮ひ、足内に在りて相交る (一二) 五穀を食はざること (一三) 風俗同じからざるも、各皆地に隨ひて其生を資く (一四) 地、邑、居の三の者參錯して相足るなり (一五) 開墾せざる土地 (一六) 職業なき人民 (一七) 節度 (一八) 時節 (一九) 小學、大學

○古者公田藉而不ㇾ稅。市。廛而不ㇾ稅。關。譏而不ㇾ征。林麓川澤。以ㇾ時入而不ㇾ禁。夫圭田無ㇾ征。用ニ民之力一。歲不ㇾ過ニ三日一。田里不ㇾ粥。墓地不ㇾ請。○司空執ㇾ度度ㇾ地。居ㇾ民。山川沮澤。時ニ四時一。量ニ地遠近一。興ㇾ事任ㇾ力。○凡使ㇾ民。任ニ老者之事一。食ニ壯者之食一。○凡居ニ民材一。必因ニ天地寒煖

古者公田は、藉(一)して稅せず。市は廛して稅せず。關(三)は譏して征せず。林麓川澤は、時を以て入りて、禁せず。夫れ圭田(四)は征なし。民の力を用ふるは、歲ごとに三日に過ぎず。田里は粥らず、墓地は請はず(五)。○司空(六)度を執りて地を度り、民を居く。山川沮澤、四時を時し(七)、地の遠近を量り、事を興し力に任ず。○凡そ民を使ふは、老者の事に任ぜしめ、壯者の食を食はしむ。○凡そ民材を居くには、必ず天地の寒煖燥濕に因り、廣谷大川制を異にす。民其間に生ずる者は俗を異にし、剛柔輕重遲速、齊を異にし、五味、和を異にし、器機、制を異にし、衣服、宜を異にす、其敎を脩めて、其俗を易へず、其政を齊へて、其宜を易へず。中國戎夷五方の民、皆性あり、推し移す可からず。東方を夷と曰ふ、髮を被り身(八)を文ぐ、火食(九)せざる者あり。南方を蠻と曰ふ。題(一〇)に雕み趾(一一)を交ふ、火食せざる者あり。西方を戎と曰ふ、髮を被り、皮を衣る粒食(一二)せざる者あり。北方を狄と曰ふ、羽毛を衣、穴居す、粒食せざる者あり。中國(一三)夷蠻戎狄、皆安居、和味

視三公。四瀆視諸侯。諸侯祭名山大川之在其地者。天子諸侯。祭因國之在其地而無主後者。天子犆礿。祫禘。祫嘗。祫烝。諸侯礿則不禘。禘則不嘗。嘗則不烝。烝則不礿。諸侯礿犆。禘一犆一祫。嘗祫。烝祫。天子社稷皆大牢。諸侯社稷皆少牢。大夫士宗廟之祭。有田則祭。無田則薦。庶人春薦韭。夏薦麥。秋薦黍。冬薦稻。韭以卵。麥以魚。黍以豚。稻以鴈。祭天地之牛。角繭栗。宗廟之牛。角握。賓客之牛。角尺。諸侯無故不殺牛。大夫無故不殺羊。士無故不殺犬豕。庶人無故不食珍。庶羞不踰牲。燕衣不踰祭服。寢不踰廟。大夫祭器不假。祭器未成不造燕器。

豚を以てし、稻は鴈を以てす。天地を祭るの牛は、角は繭栗。(九) 宗廟の牛は、角は握。(一〇) 賓客の牛は、角は尺。(一一) 諸侯故なければ牛を殺さず。大夫故無ければ、羊を殺さず。士故無ければ犬豕を殺さず。庶人故なければ珍を食はず。庶羞は牲に踰えず。燕衣は祭服に踰えず。寢は廟に踰えず。大夫は祭器(一二)假らず。祭器未だ成らざれば(一三)燕器を造らず。

(一) 大祖の廟は中央に、其他の廟は左右に列す、左を昭とし右を穆とす、父昭、子穆、先後相次づるなり (二) 門、行、戸、竈、中霤 (三) 泰山、華山、衡山、恒山、嵩山 (四) 江水、河水、淮水、濟水 (五) 特祭なり (六) 合祭なり (七) 牛羊豕 (八) 牛を去りて、唯羊豕のみを用ふ (九) 繭の如く栗の如き犢をいふ (一〇) 手の四指を横に並べたる丈の長さ (一一) 肥大の義 (一二) 祭器を人より借らぬこと (一三) 燕は讌に通ず、養器なり

○天子七廟。三昭三穆。與二大祖之廟一而七。諸侯五廟。二昭二穆。與二大祖之廟一而五。大夫三廟。一昭一穆。與二大祖之廟一而三。士一廟。庶人祭二於寢一。天子諸侯宗廟之祭。春曰レ礿。夏曰レ禘。秋曰レ嘗。冬曰レ烝。天子祭二天地一。諸侯祭二社稷一。大夫祭二五祀一。天子祭二天下名山大川一。五嶽

○天子は七廟あり。三昭三穆と、大祖(一)の廟とにて七なり。諸侯は五廟あり。二昭二穆と、大祖の廟とにて五あり。大夫は三廟あり。一昭一穆と、大祖の廟とにて三なり。士は一廟のみ。庶人は寢に祭る。天子諸侯宗廟の祭は、春に礿と曰ひ、夏に禘と曰ひ、秋に嘗と曰ひ、冬に烝と曰ふ。天子は天地を祭り、諸侯は社稷を祭り、大夫は五祀(二)を祭る。天子は天下の名山大川を祭り、五嶽(三)は三公に視へ、四瀆(四)は諸侯に視ふ。諸侯は名山大川の其地にある者を祭る。天子諸侯、因れる國の其地に在りて主後なき者を祭る。子は犆礿(五)し、(六)祫して禘し、祫して嘗し、祫して烝す。諸侯は礿すれば則ち禘せず、禘すれば則ち嘗せず、嘗すれば則ち烝せず、烝すれば則ち礿せす。諸侯礿犆す。禘一たびは犆し一たびは祫す。嘗して祫し烝して祫す。天子の社稷は皆大牢(七)、諸侯の社稷は皆少牢(八)、大夫士の宗廟の祭は、田あれば則ち祭り、田なければ則ち薦む。庶人は春は韭を薦め、夏は麥を薦め、秋は黍を薦め、冬は稻を薦む。韭は卵を以てし、麥は魚を以てし、黍は

年不レ祭。唯祭二天地社稷一。爲二越紼而行一レ事。喪用二三年之仂一。喪祭用レ不足曰レ暴。有レ餘曰レ浩。祭豐年不レ奢。凶年不レ儉。國無二九年之蓄一。曰二不足一。無二六年之蓄一。曰レ急。無二三年之蓄一。曰三國非二其國一也。三年耕。必有二一年之食一。九年耕。必有二三年之食一。以二三十年之通一。雖レ有二凶旱水溢一。民無二菜色一。然後天子食。日擧以レ樂。○天子七日而殯。七月而葬。諸侯五日而殯。五月而葬。大夫士庶人三日而殯。三月而葬。三年之喪。自二天子一達。庶人縣封。葬不レ爲レ雨止。不レ封不レ樹。喪不レ貳レ事。自二天子一達二於庶人一。喪從二死者一。祭從二生者一。支子不レ祭。

きを、國其國に非ずと曰ふなり。三年耕せば必ず一年の食あり。九年耕せば必ず三年の食あり、三十年の通を以て、凶旱水溢ありと雖も、民菜色（四）なし。然る後に天子食するに、日に擧ぐるに樂を以てす。○天子は七日にして殯し、七月にして葬る。諸侯は五日にして殯し、五月にして葬る。大夫、士、庶人は三日にして殯し、三月にして葬る。三年の喪は、天子より達す。庶人は縣封（五）す。葬は雨の爲めに止めず、封せず（六）樹せず（七）、喪に事を（八）貳にせず。天子より庶人に達するまで、喪は死者に從ひ、祭は生者に從ひ、支子（九）は祭らず。

㊀ 豐凶に同じ ㊁ 殯車の索 ㊂ 祭をなす ㊃ 飢色なり ㊄ 縄を懸けて棺を下す、縣は懸に同じ、封は窆に同じ ㊅ 丘壟を爲らず ㊆ 樹木を植ゑず ㊇ 親の喪に居る間は夫役なども當てずし喪を終へしむ ㊈ 嫡長子以外の子

君之庖一。無レ事而不レ田曰二不敬一。田不レ以レ禮曰レ暴二天物一。天子不レ合レ圍。諸侯不レ掩レ羣。天子殺則下二大綏一。諸侯殺則下二小綏一。大夫殺則止二佐車一。佐車止則百姓田獵。獺祭レ魚。然後虞人入二澤梁一。豺祭レ獸。然後田獵。鳩化爲レ鷹。然後設二罻羅一。艸木零落。然後入二山林一。昆蟲未レ蟄。不下以二火田一。不レ麛不レ卵。不レ殺レ胎。不レ殀レ夭。不レ覆レ巣。

驅り出す車（一八）天子諸侯大夫の田獵の止む事（一九）月令に正月獺魚を祭るとあり（二〇）梁は水を絶ちて魚を取る者（二一）秋の末なり（二二）月令に仲春鷹化して鳩となるとあり、此處に鳩化して鷹とあれば仲秋の候ならん（二三）鳥を捕ふる網（二四）火を放ち獵せず（二五）獸の子を捕へず（二六）鳥の卵を取らず（二七）子を姙みて居る獸を殺さず（二八）禽獸の稚き者を斷ち殺さず

○冢宰制二國用一。必於二歲之杪一。五穀皆入。然後制二國用一。用二地小大一。視二年之豐耗一。以二三十年之通一制二國用一。量レ入以爲レ出。祭用二數之仂一。喪三

○冢宰國用を制するは、必ず歲の杪に於てす。五穀皆入りて、然る後に國用を制す。地の小大を用て年の（一）豐耗に視ふ、三十年の通を以て、國用を制し、入るを量りて以て出すことを爲す。祭は數の仂を用ふ。喪には三年祭らず、唯天地社稷を祭るのみ。（二）紼を越えて（三）事を行ふを爲す。喪は三年の仂を用ふ。喪祭に用足らざるを暴と曰ひ、餘あるを浩と曰ふ。祭は豐年にも奢らず、凶年にも儉せず。國九年の蓄なきを、不足と曰ひ、六年の蓄なきを急と曰ひ、三年の蓄無

於天子。天子命之教。然後爲學。小學在公宮南之左。大學在郊。天子曰辟雍。諸侯曰類宮。○天子將出征。類乎上帝。宜乎社。造乎禰。禡於所征之地。受命於祖。受成於學。出征。執有罪。反釋奠于學。以訊馘告。○天子諸侯無事。則歲三田。一爲乾豆。二爲賓客。三爲充

祖に受け、成(八)を學に受く。出征して有罪を執へ、反りて學に釋奠(九)し、訊馘(一〇)を以て告ぐ。○天子諸侯事なければ、則ち歳ごとに三たび田す。一は乾豆(一一)の爲にし、二は賓客の爲にし、三は君の庖に充つるが爲にす。事なくして田せざるを不敬と曰ふ。田して禮を以てせざるを天物を暴す(一二)と曰ふ。天子は合圍(一三)せず。諸侯は羣を(一四)掩はず。天子殺ば即ち大綏(一五)を下し、諸侯殺ば則ち小綏(一六)を下し、大夫殺ば則ち佐車(一七)を止め、佐車(一八)止まれば則ち百姓田獵す。獺魚を祭りて(一九)、然る後に虞人澤(二〇)梁に入り、豺獸を祭りて(二一)、然る後に田獵す。鳩化して鷹と爲りて(二二)、然る後に罻(二三)羅を設け、艸木零落して、然る後に山林に入る。昆蟲未だ蟄せざれば、以て火田(二四)せず。麛(二五)せず卵せず(二六)、胎を殺さず(二七)、夭を殀さず(二八)、巣を覆へさず。

(一) 樂器なり、形漆桶の如し (二) 鼓の如くにしてふり鳴らす樂器 (三) 他國の弑逆の臣を殺す (四) 鬯酒を酌む杯 (五) 秬黍(くろきび)にて作りたる酒 (六) 師を行るの祭 (七) 祖廟に告ぐるなり (八) 兵謀を定むるなり (九) 先師を禮するなり (一〇) 生擒して耳を斷つ所の者 (一一) 腊(はじし)にして祭祀の豆の實となす、豆は祭器なり (一二) 暴ひ殄つ (一三) 四面に之を圍む (一四) 掩ひ襲うて盡く之を取る (一五) 旌旗の類 (一六) 仆す (一七) 獸類を

樂制度衣服一正レ之。山川神祇有レ不レ擧者爲二不敬一。不敬者君削以レ地。宗廟有二不順一者爲二不孝一。不孝者君絀以レ爵。變レ禮易レ樂者爲二不從一。不從者君流。革二制度衣服一者爲レ畔。畔者君討。有レ功二德於民一者。加レ地進レ律。五月南巡守。至二于南嶽一。如二東巡守之禮一。八月西巡守。至二于西嶽一。如二南巡守之禮一。十有一月北巡守。至二于北嶽一。如二西巡守之禮一。歸假二于祖禰一。用レ特。天子將レ出。類二乎上帝一。宜二乎社一。造二乎禰一。諸侯將レ出。宜二乎社一。造二乎禰一。天子無レ事與二諸侯一相見曰レ朝。考レ禮正レ刑一レ德。以尊二于天子一。

時は其好む所皆邪僻なり　（一二）祭を擧げぬこと　（一三）祖禰の廟に至り、特牛を供へて祭るなり　（一四）巡守せんとす　（一五）祭の名　（一六）祭の名　（一七）祭の名　（一八）朝覲會同せんとす　（一九）征伐

○天子賜二諸侯樂一。則以レ柷將レ之。賜二伯子男樂一。則以レ鼗將レ之。諸侯賜二弓矢一。然後征。賜二鈇鉞一。然後殺。賜二圭瓚一。然後爲レ鬯。未レ賜二圭瓚一。則資二鬯

○天子諸侯に樂を賜へば、則ち柷（一）を以て之を將ふ。伯子男に樂を賜へば、則ち鼗（二）を以て之を將ふ。諸侯は弓矢を賜ひて、然る後に征す、鈇鉞を賜ひて、然る後に殺す（三）。圭瓚（四）を賜ひて、然る後に鬯（五）を爲る。未だ圭瓚を賜はざれば、則ち鬯を天子に資る。天子之に教を命じて、然る後に學を爲る。小學は公宮の南の左に在り。大學は郊に在り、天子に辟雍と曰ひ、諸侯に頖宮と曰ふ。○天子將に出征せんとすれば、上帝に類し、社に宜し、禰に造し、征する所の地に禡（六）し、命を（七）

之。不二及以一レ政。示レ弗二故生一也。〇諸侯之於二天子一也。比年一小聘。三年一大聘。五年一朝。天子五年一巡守。歲二月東巡守。至二于岱宗一。柴而望二祀山川一。覲二諸侯一。問二百年者一就見レ之。命二大師一陳レ詩。以觀二民風一。命レ市納レ賈。以觀三民之所二好惡一。志淫好辟。命二典禮一考二時月一。定レ日。同二律禮

爵を以てす。禮を變じ樂を易ふる者を不從と爲す、不從の者は君流す、制度衣服を革むる者を畔と爲す、畔く者は君討ず。民に功德ある者は、地を加へ律を進む。五月南に巡守し、南嶽に至る。東に巡守するの禮の如し。八月西に巡守し、西嶽に至る。南に巡守するの禮の如し。十有一月北に巡守し、北嶽に至る。西に巡守するの禮の如し。歸りて祖禰に假り(一三)、特を用ふ。天子將に出でんとすれ(一四)ば、上帝に類し(一五)、社に宜し(一六)、禰に造す(一七)、諸侯將に出でんとすれば(一八)、社に宜し、禰に造す。天子事無して(一九)、諸侯と相見るを朝と曰ふ、禮を考へ刑を正し德を一にし、以て天子を尊ぶ。

(一) 三公は八命、更に一命を加ふる時は袞龍の衣を著くるなり、袞龍の衣とは龍を畫ける服をいふ、卷は袞に同じ、周の制初めて命を受けて士となれば一命といひ、其れより以上功德によりて命を加へ九命に至りて極となす、命とは猶は後世の品又は位といふがごとし、但し一より數へて九に至るなり、今の制と異れり (二) 卷は袞に同じ、袞龍の衣を著くるなり、袞龍の衣とは龍を畫ける服をいふ (三) 每年 (四) 大夫を使ひす (五) 卿を使ひす (六) 君親ら行く (七) 諸侯の守る所を巡るなり (八) 泰山なり、宗は尊の義 (九) 柴を燔き天を祭りて至ることを告ぐ (一〇) 百歲の老人あれば其家に往きて之れ見る、其年高きを以ての故に召して見ざるなり (一一) 志、奢淫に流る、

小國之君。不レ過二五命一。大國之卿。不レ過二三命一。下卿再命。小國之卿。與二下大夫一一命。○凡官二民材一。必先論レ之。論辨然後使レ之。任レ事然後爵レ之。位定然後祿レ之。爵二人於朝一。與レ士共レ之。刑二人於市一。與レ衆棄レ之。是故公家不レ畜二刑人一。大夫弗レ養。士遇二之塗一。弗二與言一也。屏二之四方一。唯其所レ

は、必ず先づ之を論ず、論辨して然る後に之を使ふ、事に任じて然る後に之を爵す。位定まりて然る後に之を祿す。人を朝に爵するには、士と之を共にし、人を市に刑するには、衆と之を棄つ、是の故に公家は刑人を畜はず、大夫は養はず、士は之に塗に遇ふも、與に言はざるなり、之を四方に屏け、唯其之く所のまゝにす、及ぶに政を以てせず、故に生せざるを示す。○諸侯の天子に於けるや、比年（三）に一たび小聘（四）す、三年に一たび大聘（五）す、五年に一たび朝（六）す、天子は五年に一たび巡守（七）す。歳の二月に東に巡守し、岱宗（八）に至り、柴（九）して山川を望祀し、諸侯を觀る、百年（一〇）の者を問ひ、就きて之を見る。大師に命じ詩を陳ね以て民の風を觀、市に命じ賈を納れしめ、以て民の好惡する所を觀る、志淫（一一）なれば好辟なり、典禮に命じて、時月を考へ、日を定め、律禮樂、制度衣服を同じくし、之を正す。山川の神祇（一二）、擧げざるある者を不敬と爲す、不敬の者は君削るに地を以てす、宗廟不順なることある者を不孝と爲す、不孝の者は君絀くるに

國六十有三。凡九十三國。名山大澤不二以肦一。其餘以祿ㇾ士。以爲二間田一。凡九州。千七百七十三國。天子之元士。諸侯之附庸不ㇾ與。○天子百里之內以共ㇾ官。千里之內以爲ㇾ御。○千里之外。設二方伯一。五國以爲ㇾ屬。屬有ㇾ長。十國以爲ㇾ連。連有ㇾ帥。三十國以爲ㇾ卒。卒有ㇾ正。二百一十國以爲ㇾ州。州有ㇾ伯。八州。八伯。五十六正。百六十八帥。三百三十六長。八伯各以二其屬一。屬二於天子之老二人一。分二天下一以爲二左右一。曰二二伯一。○千里之內曰ㇾ甸。千里之外曰ㇾ采曰ㇾ流。○天子。三公。九卿。二十七大夫。八十一元士。大國。三卿。皆命二於天子一。下大夫五人。上士二十七人。次國。三卿。二卿命二於天子一。一卿命二於其君一。下大夫五人。上士二十七人。小國。二卿。皆命二於其君一。下大夫五人。上士二十七人。○天子使下其大夫爲二三監一。監中於方伯之國上。國三人。○天子之縣內諸侯祿也。外諸侯嗣也。

人。○天子の縣內の諸侯は祿す、外諸侯は嗣ぐなり。(六)

(一) 人を封じて大國に附く時は之を附庸といふ、未だ人を封ぜざれば之を間田といふ　(二) 甸服四面五百里、故に方千里となす　(三) 侯服の最も近き者　(四) 荒服の最も遠き者　(五) 太師大傅太保　(六) 其子孫をして嗣ぎて守らしむ

○制。三公一命卷。若有ㇾ加。則賜也。不ㇾ過二九命一。次國之君。不ㇾ過二七命一。

○制は三公は(一)一命して卷す、(二)若し加はることあれば則ち賜ふなり、九命に過ぎず、次國の君は、七命に過ぎず、小國の君は、五命に過ぎず、大國の卿は、三命に過ぎず、下卿は再命、小國の卿と、下大夫とは一命のみ。○凡そ民材を官にするに

下士㆒者。數各居㆓其上之三分㆒。○凡四海之內九州。州方千里。州建㆓百里之國三十。七十里之國六十。五十里之國百有二十㆒。凡二百一十國。名山大澤不㆓以封㆒。其餘以爲㆓附庸間田㆒。八州。州二百一十國。天子之縣內。方百里之國九。七十里之國二十有一。五十里之

十有一、五十里の國六十有三、凡そ九十三國、名山大澤は以て朌たず、其の餘は以て士に祿し、以て閒田と爲す。凡そ九州、千七百七十三國、天子の元士、諸侯の附庸は與からず。○天子は百里の內以て官に共し、千里の內以て御と爲す。○千里の外は、方伯を設く、五國以て屬と爲し、屬に長あり、十國以て連と爲し、連に帥あり、三十國以て卒と爲し、卒に正あり、二百一十國以て州と爲し、州に伯あり、八州に八伯、五十六正、百六十八帥、三百三十六長あり、八伯各〻其屬を以て、天子の老二人に屬し、天下を分て以て左右と爲す、二伯と曰ふ。○(三)千里の內を甸と曰ひ、千里の外を采と曰ひ、(四)流と曰ふ。○(五)天子は三公、九卿、二十七大夫、八十一元士あり。大國は三卿、皆天子に命ぜらる。下大夫は五人、上士に二十七人、次國は三卿、二卿は天子に命ぜられ、一卿は其君に命ぜらる。下大夫は五人、上士は二十七人、小國は二卿皆其の君に命ぜらる。下大夫は五人、上士は二十七人。○天子其大夫をして三監と爲し方伯の國を監せしむ、國ごとに三

之卿視伯。天子之大夫視子男。天子之元士視附庸。制農田百畝。百畝之分。上農夫食九人。其次食八人。其次食七人。其次食六人。下農夫食五人。庶人在官者。其祿以是爲差也。諸侯之下士視上農夫。祿足以代其耕也。中士倍下士。上士倍中士。下大夫倍上士。卿四大夫祿。君十卿祿。次國之卿三大夫祿。君十卿祿。小國之卿倍大夫祿。君十卿祿。

し、小國の卿は、大夫の祿に倍し、君は卿の祿を十にす。

㈠ 足らずといふに同じ　㈡ 王朝の聚會に與らざること　㈢ 人民の學術才能ある者擇ばれて官府に在るをいふ

○次國之上卿。位當大國之中。中當其下。下當其上大夫。小國之上卿。位當大國之下卿。中當其上大夫。下當其下大夫。其有中士

○次國の上卿は、位、大國の中に當り、中は其下に當り、下は其上大夫に當る。小國の上卿は、位、大國の下卿に當り、中は其上大夫に當り、下は其下大夫に當る。其中士下士ある者は、數各〻其上の三分に居る。○凡そ四海の內九州あり。州ごとに方千里、州ごとに百里の國三十、七十里の國六十、五十里の國百有二十を建つ、凡そ二百一十國、名山大澤は以て封ぜず、其餘は以て附庸閒田と爲す。八州には、州ごとに二百一十國。天子の縣內は、方百里の國九、七十里の國二一

王者之制祿爵。公侯伯子男。凡五等。諸侯之上大夫卿。下大夫。上士。中士。下士。凡五等。天子之田方千里。公侯田方百里。伯七十里。子男五十里。不能五十里者。不合於天子附於諸侯曰附庸。天子之三公之田視公侯。天子

王制第五

王者の祿爵を制するは、公、侯、伯、子、男、凡そ五等。諸侯の上大夫卿、下大夫、上士、中士、下士、凡そ五等。天子の田は方千里、公侯の田は、方百里、伯は七十里、子男は五十里、五十里なる能はざる者は、天子に合せずして、諸侯に附するを附庸と曰ふ。天子の三公の田は、(一)公侯に視へ、(二)天子の卿は伯に視へ、天子の大夫は、子男に視へ、天子の元士は附庸に視ふ。農の田を制すること百畝、百畝の分、上農夫は九人を食ひ、其次は八人を食ひ、其次は七人を食ひ、其次は六人を食ふ。下農夫は、五人を食ふ。(三)庶人の官に在る者は、其祿是を以て差と爲す。諸侯の下士は、上農夫に視ふ。祿以て其耕に代るに足るなり。中士は下士に倍し、上士は中士に倍し、下大夫は上士に倍し、卿は大夫の祿を四にし、君は卿の祿を十にす。次國の卿は、大夫の祿を三にし、君は卿の祿を十に

人之疾子。虐。毋乃不可與。然則吾欲暴巫而奚若。曰。天則不雨。而望之愚婦人。於以求之。毋乃已疏乎。徙市則奚若。曰。天子崩。巷市七日。諸侯薨。巷市三日。爲之徙市。不亦可乎。○

孔子曰。衛人之祔也離之。魯人之祔也合之。善夫。

爲レ衰者。聞二子皐將一レ爲二成宰一。遂爲レ衰。成人曰。蠶則績而蟹有レ匡。范則冠而蟬有レ緌。兄則死而子皐爲二之衰一。○樂正子春之母死。五日而不レ食曰。吾悔レ之。自二吾母一而不レ得二吾情一。吾惡乎用二其情一。○歲旱。穆公召二縣子一而問然曰。天久不レ雨。吾欲レ暴レ尪而奚若。曰。天則不レ雨。而暴二

久しく雨ふらず、吾れ尪(一二)を暴さんと欲す、奚若ぞや。曰く、天は則ち雨ふらず、而るに人の疾の子を暴らすは虐なり、乃ち可なるなからんか。然らば則ち吾れ巫(一三)を暴さんと欲す、奚若ぞや。曰く、天は則ち雨ふらず、而るに之を愚婦人に望む、以て之を求むるに於ては、乃ち已だ疏(一四)なる毋らんか。市を徙さば則ち奚若ぞや。曰く、天子崩ずれば、巷に市すること七日、諸侯薨ずれば、巷に市すること三日、之が爲に市を徙さば、亦可ならずや。○孔子曰く、衞人の祔(一五)は之を離し(一六)、魯人の祔は之を合す(一七)、善いかな。

(一)魯の叔孫氏の一族　(二)其子の子柳を敎訓す　(三)愚鈍の人　(四)衣は齊の誤字　(五)皮の弟　(六)魯の邑の名、成の人の衰を服するは、兄の死するが爲めに非ずして子皐が宰たる爲めなれば、此譬を設けて譏りたるなり、但し綏衰の二字韻を押す　(七)背戴、即ちかふち　(八)蜂　(九)冠の飾　(一〇)曾子の弟子　(一一)親の喪に水漿口に入らざる者三日が制なり、今制に過ぐる禮をなして其實情を母に用ひざれば、他に其實情を用ふる所なし　(一二)尪は瘠病の人、其面上に向ふ、之を曝さば天之を哀みて雨を降さん　(一三)巫は能く神に接す、之を曝さば神之を閔みて雨を降さん　(一四)疏は迂遠の義　(一五)夫婦合葬のこと　(一六)一槨の内に二棺を置くも、中間に物を置きて之を隔つなり　(一七)二棺を合せ並べて一槨の内に置くなり

其爲レ故也。○趙文子與二叔譽一觀二乎九原一。文子曰。死者如レ可レ作也。吾誰與歸。叔譽曰。其陽處父乎。文子曰。行并二植於晉國一。不レ沒二其身一。其知不レ足レ稱也。其舅犯乎。文子曰。見レ利不レ顧二其君一。其仁不レ足レ稱也。我則隨武子乎。利二其君一。不レ忘二其身一。謀二其身一。不レ遺二其友一。晉人謂二文子知一レ人。文子。其中退然如レ不レ勝レ衣。其言吶吶然如レ不レ出二諸其口一。所レ擧二於晉國一。管庫之士。七十有餘家。生不レ交レ利。死不レ屬二其子一焉。

○叔仲皮學二子柳一。叔仲皮死。其妻魯人也。衣衰而繆絰。叔仲衍以告。請二繐衰而環絰一。曰。昔者吾喪二姑姊妹一亦如レ斯。末二吾禁一也。退使二其妻繐衰而環絰一。○成人有二其兄死而不レ

○(一)叔仲皮(二)子柳を學ふ。叔仲皮死す。其妻は(三)魯人なり、(四)衣衰して繆絰す。(五)叔仲衍以て告ぐ。繐衰して環絰せんと請ふ。曰く、昔者吾が姑姊妹に喪するも、亦斯の如し、吾を禁ずる末なりと。退きて其妻をして繐衰して環絰せしむ。(六)○成の人其兄死して衰を爲さざる者あり、子皐將に成の宰たらんとすと聞きて、遂に衰を爲す。成の人曰く、蠶は則ち績ぎて、蟹には(七)匡あり、(八)范は則ち冠して、蟬には(九)緌あり、兄は則ち死して子皐之が衰を爲せりと。(一〇)○樂正子春の母死す、五日にして食はず。曰く、(一一)吾れ之を悔ゆ、吾が母にして吾が情を得ざるよりは、吾れ惡にか吾が情を用ひん。○歲旱す。穆公、縣子を召して問うて然して曰く、天

二五 聲低くして語緩なり　二六 言ふことの出來ぬこと　二七 藏番、管は鍵なり

喪既葬。而絰不入庫門。士大夫既卒哭。麻不入。○孔子之故人曰原壤。其母死。夫子助之沐椁。原壤登木曰。久矣予之不託於音也。歌曰。貍首之斑然。執女手之卷然。夫子爲弗聞也者而過之。從者曰。子未可以已乎。夫子曰。丘聞之。親者毋失其爲親也。故者毋失

毋れと。○趙文子(一三)叔譽(一四)と、九原を觀る。文子曰く、死者(一五)如し作す可くば、吾れ誰と與に歸せん(一六)。叔譽曰く、其れ陽處父(一七)か。文子曰く、行(一八)晉國に并せ植てて、其身を沒せず(一九)、其知稱するに足らざるなり、其れ舅犯(二〇)か。文子曰く、利を見て其君を顧みず、其仁稱するに足らざるなり、我は則ち隨武子(二一)か、其君を利して、其身を忘れず、其身を謀りて、其友を遺れず、晉人文子を人を知れりと謂ふ。文子は其中(二二)退然(二三)として、衣に勝へざるが(二四)如し、其言吶吶然(二五)として、諸を其口(二六)より出さざるが如し、晉國に擧げし所の管庫(二七)の士、七十有餘家あり、生るとき利に交らず、死するとき其子を屬せず。

(一)宋の國門の名 (二)甲士の守衞の者 (三)官名 (四)晉の憂へなかるべきも (五)子殺に弑せらる (六)葛絰なり、凶服を纏ふ (七)麻絰なり (八)治なり (九)興を詠歌の音に寄せざること (一〇)棺木の文采あるをいふ (一一)卷は拳と同じ、女手の拳の如し、沐椁の滑澤をいふ (一二)親族故舊の者は少しの失禮の爲めには其親故を失ふべからずと (一三)晉の大夫、名は武 (一四)叔向 (一五)死者若し再生して起つべくば (一六)我衆大夫に於て誰に從はんや (一七)晉の襄公の傅 (一八)權を專にすること (一九)狐射姑に殺されたるをいふ (二〇)子犯なり、晉の文公の臣 (二一)士會なり、邑を隨范に食む (二二)身なり (二三)怯弱の形容 (二四)衣の重に堪へられぬこと

首陷焉。路馬死。埋之以帷。○季孫之母死。哀公弔焉。曾子與子貢弔焉。閽人爲君在。弗內也。曾子與子貢入於其廐而脩容焉。子貢先入。閽人曰。鄉者已告矣。曾子後入。閽人辟之。涉內霤。卿大夫皆辟位。公降一等而揖之。君子言之曰。盡飾之道。斯其行者遠矣。

○陽門之介夫死。司城子罕入而哭之哀。晉人之覘宋者。反報於晉侯曰。陽門之介夫死。而子罕哭之哀而民說。殆不可伐也。孔子聞之曰。善哉覘國乎。詩云。凡民有喪。扶服救之。雖微晉而已。天下其孰能當之。○魯莊公之

○陽門(一)の介夫死せり、司(三)城子罕入りて之を哭して哀し、晉人の宋を覘ふ者、晉侯に反(二)り報じて曰く、陽門の介夫死せり、而るに子罕之を哭して哀し、而して民説ぶ。殆んど伐つ可からざるなり。孔子之を聞きて曰く、善いかな、國を覘ふこと。詩に云ふ、凡そ民喪あれば、扶服して之を救ふと。晉(四)微きのみと雖も、天下其れ孰か能く之に當らん。○魯(五)の莊公の喪に既に葬りて、經(六)して庫門に入らず、士大夫既に卒哭して麻(七)して入らず。○孔子の故人を原壤と曰ふ、其母死せり、夫子之を助けて椁(八)を沐む。原壤木に登りて曰く、久しいかな、予が音に託(九)せざるやと。歌ひて曰く、貍(一〇)首の斑然たるより、女手(一一)の卷然たるを執ると。夫子聞かざる者の爲して之を過ぐ。從者曰く、子未だ以て已むべからざるか。夫子曰く、丘之を聞く、親(一二)者は其の親たるを失ふこと毋れ、故き者は其の故たるを失ふこと

學レ餌。○晉獻文子成レ室。晉大夫發焉。張老曰。美哉輪焉。美哉奐焉。歌ニ於斯一。哭ニ於斯一。聚ニ國族於斯一。文子曰。武也。得下歌ニ於斯一。哭ニ於斯一。聚中國族於斯上。是全ニ要領一以從ニ先大夫於九京一也。北面再拜稽首。君子謂ニ之善頌善禱一。○仲尼之畜狗死。使ニ子貢埋一レ之曰。吾聞之也。敝帷不レ棄。爲レ埋レ馬也。敝蓋不レ棄。爲レ埋レ狗也。丘也貧無レ蓋。於ニ其封一也。亦予ニ之席一。毋レ使ニ其

く、吾れ之を聞けり、敝帷（一〇）棄てざるは、馬を埋めんが爲なり、敝蓋（一一）棄てざるは、狗を埋めんが爲めなり。丘や貧にして蓋なし、其の封するに於てや、亦之に席を予へて、其首をして陷らしむる毋れと。路馬（一二）死すれば、之を埋むるに帷を以てす。○季孫の母死す、哀公弔す、曾子、子貢と弔す。閽人（一三）君在るが爲めに內れざるなり。曾子、子貢と、其厩に入りて容を脩む。子貢先づ入る。閽人曰く、鄕者以に告げたり、曾子後れて入る。閽人之を辟く。內霤（一四）を涉れば、卿大夫皆位を辟け、公一等を降りて之を揖せり。君子之を言うて曰く、飾を盡すの道、斯れ其れ行はるゝこと遠しと。

（一）驚き怪む形容　（二）地を掘り湮めて水溜りの處となす　（三）晉文子の室を成せるを獻ずと讀む者あり、從ふべからず　（四）禮を發するなり　（五）輪囷高大なり　（六）奐爛衆多なり　（七）獻文子の名　（八）要は腰に同じ、要領を全くするは刑誅を免るをいふ　（九）九原の誤り、晉の卿大夫の墓地は九原にあり　（一〇）敝は弊に同じ、破れたる戸張をいふ　（一一）蓋は車蓋なり、車の上の覆ひをいふ　（一二）君の乘馬　（一三）門を守る者　（一四）門の後屋

日視先服。五日官長服。七日國中男女服。三月天下服。○虞人致百祀之木可以爲棺椁者斬之。不至者。廢其祀。刎其人。○齊大饑。黔敖爲食於路。以待餓者而食之。有餓者蒙袂輯屨。貿貿然來。黔敖左奉食。右執飲。曰。嗟來食。揚其目而視之。曰。予唯不食嗟來之食。以至於斯也。從而謝焉。終不食而死。曾子聞之曰。微與其嗟也可去。其謝也可食。

○邾婁定公之時。有弑其父者。有司以告。公瞿然失席曰。是寡人之罪也。曰。寡人嘗學斷斯獄矣。臣弑君。凡在官者殺無赦。子弑父。凡在宮者殺無赦。殺其人。壞其室。洿其宮而豬焉。蓋君踰月而后

○邾婁の定公の時に、其父を弑する者あり、有司以て告ぐ。公瞿然として席を失ひて曰く、是れ寡人の罪なり、曰く、寡人嘗て斯の獄を斷ずるを學べり。臣、君を弑せば、凡そ官に在る者は殺して赦す無し、子父を弑せば、凡そ宮に在る者は殺して赦すなし、其人を殺し、其室を壞ち、其宮を洿めて、豬む。蓋し君月を踰えて而る后に爵を擧ぐ。○晉の獻文子室を成す。晉の大夫發す。張老曰く、美なるかな輪たり、美なるかな奐たり、斯に歌ひ、斯に哭し、國族を斯に聚めん。文子曰く、武や斯に歌ひ、斯に哭し、國族を斯に聚むることを得ば、是れ要領を全くし、以て先大夫に九京に從はんとて、北面して再拜稽首せり、君子之を善く頌し善く禱すと謂へり。○仲尼の畜狗死せり。子貢をして之を埋めしめて曰

曰。容居聞レ之。事レ君不三敢忘二其君一。亦不三敢遺二其祖一。昔我先君駒王西討。濟二於河一。無レ所レ不レ用二斯言一也。容居魯人也。不三敢忘二其祖一。○子思之母死二於衞一。赴二於子思一。子思哭二於廟一。門人至。曰。庶氏之母死。何爲哭二於孔氏之廟一乎。子思曰。吾過矣。吾過矣。遂哭二於他室一。○天子崩。三

氏の廟に哭するかと。子思曰く、吾れ過てり、吾れ過てりと。遂に他室に哭せり。○天子崩ずれば三日にして祝先づ服す、五日にして官長服す、七日にして國中の男女服す、三月にして天下服す。○虞人(七)百祀の木、以て棺椁に爲る可き者を致して之を斬る、至らざる者は、其祀を廢し、其人を刎る。○齊大に饑う。黔敖、食を路に爲り以て餓者を待ちて之に食はしむ。餓者あり、袂を蒙り屨を輯め、貿貿然(八)として來る、黔敖左に食を奉げ、右に飲を執りて曰く、嗟來(九)の食を食はず、以て斯に至れりと。從つて謝せども、終に食はずして死せり。曾子之を聞きて曰く、微なる(一〇)かな、其れ嗟と(一一)いはば去る可し、其れ謝せば食ふべし。

(一) 徐自ら天子に擬し、邾の君を以て己が諸侯となすなり (二) 含禮を行ふこと (三) 邾の有司之を拒む (四) 簡易 (五) 于は迂に同じ、廣遠の意 (六) 愚鈍の人 (七) 山澤を掌るの官 (八) 貿貿は頭を垂れ氣を喪ふの形容「うなだれる」 (九) 嗟來の食とは「さあ來て食へ」といふこと (一〇) 細事末節 (一一) さあ來て食へといはゞ去るべきも、罪を謝した以上は食ふべしとなり

居。爲レ無レ廟也。毀不レ危レ身。爲レ無レ後也。〇延陵季子適レ齊。於二其反一也。其長子死。葬二於嬴博之間一。孔子曰。延陵季子。吳之習二於禮一者也。往而觀二其葬一焉。其坎深不レ至二於泉一。其斂以二時服一。既葬而封。廣輪揜レ坎。其高可レ隱也。既封。左袒。右還二其封一。且號者三曰。骨肉歸二復于土一命也。若二魂氣一則無レ不レ之也。而遂行。孔子曰。延陵季子之於レ禮也。其合矣乎。

(一三)廣は横輪は縱　(一四)隱は體を低くして倚たる土の高さなり　(一五)重ねて「之かざるなし」といふは離訣に愍み傷みて、其魂の己れに隨つて歸らんことを思ふなり

〇邾婁考公之喪。徐君使二容居來弔含一。曰。寡君使下容居坐含。進中侯玉上。其使容居以含。有司曰。諸侯之來辱二敝邑一者。易則易。于則于。易于雜者。未二之有一也。容居對

〇邾婁の考公の喪に、徐君、容居をして來り弔し含せしむ。曰く、(一)寡君容居をして坐して含し侯の玉を進めしむ。其使容居以て含せんと(二)。有司曰く、(三)諸侯の來りて敝邑に辱くする者、(四)易ければ則ち易くす、(五)于れば則ち于にす、易于雜はる者は未だ之れあらざるなりと。容居對へて曰く、容居之を聞く、君に事ふるに敢て其君を忘れず、亦敢て其祖を遺れず、昔我が先君駒王、西討して河を濟る、斯の言を用ひざる所なし、容居は魯人なり、(六)敢て其祖を忘れずと。〇子思の母衞に死す、子思に赴ぐ。子思廟に哭す。門人至りて曰く、庶氏の母死せり、何爲れぞ孔

信レ之。夏后氏未レ施二敬於民一而民敬レ之。何施而得二斯於民一也。對曰。墟墓之間。未レ施二哀於民一而民哀。社稷宗廟之中。未レ施二敬於民一而民敬。殷人作レ誓而民始畔。周人作レ會而民始疑。苟無二禮義忠信誠慤之心一以涖レ之。雖二固結一レ之。民其不レ解乎。○喪不レ慮レ居。毀不レ危レ身。喪不レ慮レ

始めて畔き、周人會を作りて、民始めて疑ふ。苟も禮義忠信誠慤(五)の心なくして、以て之に涖めば、固く之を結ぶと雖も、民其れ解かざらんや。○喪に居を(六)慮らず、毀に身を危くせず、(七)喪に居を慮らざるは、廟なからんとするが爲めなり。毀に身を危くせざるは、後無からんとするが爲めなり。○延陵の季子(八)齊に適く、其反るに於てや、其長子死せり、嬴博(九)の閒に葬る。孔子曰く、延陵の季子は、呉の禮に習へる者なり。往きて其葬を觀る、其坎(一〇)は深さ泉に至らず、其斂(一一)は時服を以てす、既に葬りて封ず、(一二)廣輪(一三)坎を揜ひ、其高さ隱る(一四)可きなり、既に封じて、左袒して右に其封を還りて且つ號く者三たび、曰く、骨肉土に歸り復するは命なり。魂氣の若きは、則ち之かざる無しと。(一五)而して遂に行けり。孔子曰く、延陵の季子の禮に於けるや、其れ合へるかな。

(一) 愨は慤に同じ　(二) 古は臣とならざれば見えず　(三) 斷念すること　(四) 墟は毀ち滅して後なきの地　(五) 慤も誠なり　(六) 舍宅を賣りて喪に奉ずるをいふ　(七) 憔悴して將に性を滅さんとするをいふ　(八) 季札　(九) 齊の二邑の名　(一〇) 穴は深淺宜しきを得　(一一) 斂は死する時の寒暑衣る所に隨ふ　(一二) 土を築きて墳となす　(一三)

新。自二寢門一至二于庫門一。○二名不二偏諱一。夫子之母名徵在。言レ在不レ稱レ徵。言レ徵不レ稱レ在。○軍有レ憂則素服哭二于庫門之外一。赴車不レ載二櫜韔一。○有レ焚二其先人之室一。則三日哭。故曰。新宮火亦三月哭。○孔子過二泰山側一。有下婦人哭二於墓一者上而哀。夫子式而聽レ之。使二子路問一レ之曰。子之哭也。壹似二重有一レ憂者一。而曰。然。昔者吾舅死二於虎一。吾夫又死焉。今吾子又死焉。夫子曰。何爲不レ去也。曰。無二苛政一。夫子曰。小子識レ之。苛政猛二於虎一也。

小子(一七)之を識せ、苛政は虎よりも猛しと。

㈠孔子の弟子高柴　㈡子張が子　㈢償なり　㈣後に例となりて而かも繼續し難し　㈤尸を立てて神に象る　㈥生者に事ふるの禮　㈦死者に事ふるの禮　㈧小官の名　㈨金口木舌の鈴　㈩百官の在る所　⑪宮外の門　⑫二字の名は一方は諱まず、卽ち二つ合せたる時は諱むなり　⑬孔夫子　⑭赴車は敗軍を報ずる者の乘る車なり　⑮櫜は甲衣、韔は弓衣　⑯草の細なる者を苛といふ、由りて嚴しき政治に喩ふ　⑰門人

○魯人有二周豐也者一。哀公執レ摯請レ見レ之。而曰。不可。公曰。我其已夫。使二人問一レ焉。曰。有虞氏未レ施二信於民一而民

○魯人周豐といふ者あり。哀公摯(一)を執りて之を見んと請ふ。而ち曰く、不可(二)なり。公曰く、我れ其れ已(三)なんか、人をして焉に問はしめて曰く、有虞氏未だ信を民に施さずして、民之を信じ、夏后氏未だ敬を民に施さずして、民之を敬すと。何を施して斯を民に得たるやと。對へて曰く、墟墓(四)の間、未だ哀を民に施さずして民哀み、社稷宗廟の中、未だ敬を民に施さずして民敬す。殷人誓を作りて、民

曰。請庚レ之。子臯曰。孟氏不二以レ是罪一レ予。朋友不二以レ是棄一レ予。以二吾爲一レ邑二長於斯一也。買レ道而葬。後難レ繼也。○仕而未レ有レ祿者。君有レ饋焉曰レ獻。使焉曰二寡君一。違而君薨。弗二爲服一也。○虞而立レ尸。有二几筵一。卒哭而諱。生事畢而鬼事始已。既卒哭。宰夫執二木鐸一以命二于宮一曰。舍レ故而諱レ

斯に邑長たるを以てなり、道を買ひて葬らんと、後に繼ぎ難し。○仕へて未だ祿あらざる者には君に饋ることあれば獻ずと曰ひ、使(四)するときは寡君と曰ふ、違りて君薨ずれば、爲に服せず。○虞して尸(五)を立て、几筵あり、卒哭して諱む、生(六)事畢りて鬼(七)事始まるのみ、既に卒哭して、宰夫(八)木鐸(九)を執りて、以て宮に命じて曰く、故を舍てて新を諱めと。寢門(一〇)より庫門(一一)に至る。○二名(一二)は偏諱せず、夫子(一三)の母の名は徴在、在を言へば徴を稱せず、徴を言へば在を稱せず。○軍に憂あれば、則ち素服して庫門の外に哭す、赴車(一四)には橐韔(一五)を載せず。○其先人の室を焚くものあれば、則ち三日哭す。故に曰く、新宮に火あるときは亦三月哭す。○孔子、泰山の側を過ぎしとき、婦人の墓に哭する者ありて哀し、夫子式して之を聽き、子路をして之に問はしめて曰く、子の哭するや、壹に重ねて憂ある者に似たりと。而ち曰く、然り、昔者吾が舅虎に死し、吾が夫又死せり。今吾が子又死せり。夫子曰く、何爲れぞ去らざるや。曰く、苛政(一六)なければなり。夫子曰く、

杞梁之妻之知レ禮也。齊莊公襲二莒于奪一。杞梁死焉。其妻迎二其柩於路一而哭レ之哀。莊公使三人弔レ之。對曰。君之臣不レ免二於罪一。則將下肆二諸市朝一而妻妾執上。君之臣免二於罪一。則有二先人之敝廬在一。君無レ所レ辱レ命。○孺子䵍之喪。哀公欲レ設レ撥。問二於有若一。有若曰。其可也。君之三臣猶設レ之。顏柳曰。天子龍輴而槨幬。諸侯輴而設レ幬。爲二榆沈一。故設レ撥。三臣者廢レ輴而設レ撥。竊レ禮之不レ中者也。而君何學焉。○悼公之母死。哀公。爲レ之齊衰。有若曰。爲レ妾齊衰。禮與。公曰。吾得レ已乎哉。魯人以レ妻レ我。

○季子皐葬二其妻一。犯二人之禾一。申詳以告

爲に齊衰す。有若曰く、妾の爲めに齊衰するは禮か。公曰く、吾れ已むことを得んや。魯人以て我に妻せばなり。

一 死者の口に玉を含ましむるなり 二 楚 三 君が臣に臨むの禮なり 四 魯の宣公の弟 五 君に弔書を奉ずるなり 六 隱父の玄孫の子 七 副なり 八 惠伯の叔父 九 忌は怨なり、敬叔、惠伯に怨あり 一〇 君命なりと云ふこと 一一 魯の君 一二 地に畫きて宮室の象を爲る 一三 弔禮を野に行ふことの非なるをいひたるなり 一四 狹路なり 一五 杞梁罪無くば君の弔は當に家に於て受くべし、之を野に受け難しといふこと 一六 綍は紼なり、車を引く者 一七 仲孫叔孫季孫氏 一八 輴は殯車なり、龍を轅に畫く、天子の制なり 一九 木を叢めて槨の形を爲りて其上を覆ふ、幬は覆なり 二〇 楡の白皮汁を水に浸して地に播き、車の運轉をして容易ならしむ 二一 禮事を學ぶの要なし 二二 哀公の妾

○季子皐其の妻を葬りて、人の禾を犯せり、申詳以て告げて、曰く、請ふ之を庚はんと。子皐曰く、孟氏是を以て予を罪せず、朋友是を以て予を棄てず、吾が

王卒。荊人曰。必請襲。魯人曰。非禮也。荊人强之。巫先拂柩。荊人悔之。○滕成公之喪。使子叔敬叔弔進書。子服惠伯爲介。及郊。爲懿伯之忌不入。惠伯曰。政也。不可以叔父之私不將公事。遂入。○哀公使人弔蕢尙。遇諸道。辟於路。畫宮而受弔焉。曾子曰。蕢尙不如

滕成公の喪に、子叔敬叔をして弔して書を進めしむ。子服惠伯介と爲り、郊に及びて、懿伯の忌の爲に入らず。惠伯曰く、政なり、叔父の私を以て公事を將はざる可からずと。遂に入る。○哀公、人をして蕢尙を弔せしむ。諸に道に遇へり。路に辟け、宮を畫きて弔を受けたり。曾子曰く、蕢尙は杞梁の妻の禮を知れるに如かざるなり。齊の莊公莒を襲ふ。杞梁死せり、其妻其柩を路に迎へて之を哭すること哀し。莊公人をして之を弔せしむ。對へて曰く、君の臣罪に免れずんば、則ち將に諸を市朝に肆して、妻妾執はれんとす。君の臣罪を免れば、則ち先人の敝廬の在る有り、君命を辱なくする所なしと。○孺子䵣の喪に、哀公撥を設けんと欲し、有若に問ふ。有若曰く、其れ可なり。君の三臣すら猶ほ之を設けたり。顏柳曰く、天子は龍輴にして椁幬す。諸侯は輴して幬を設け、榆沈を爲る、故に撥を設く、三臣者輴を廢して撥を設く、禮を竊むの中らざるものなり、而るに君何ぞ學ばん。○悼公の母死す。哀公之れが

也。不亦可乎。〇子路去魯。謂顔淵曰。何以贈我。曰。吾聞之也。去國則哭于墓而后行。反其國不哭。展墓而入。謂子路曰。何以處我。子路曰。吾聞之也。過墓則式。過祀則下。〇工尹商陽與陳弃疾追吳師。及之。陳弃疾謂工尹商陽曰。王事也。子手弓而可。手弓。子射諸。射之。斃一人。韔弓。又及。謂之。又斃二人。每斃一人。揜其目。止其御曰。朝不坐。燕不與。殺三人。亦足以反命矣。孔子曰。殺人之中又有禮焉。

機關轉動の器 (七) 封は窆に同じ、葬むること (八) 故禮 (九) 天子の制、豐は大なり (一〇) 諸侯の制、桓楹は碑の形に似ず大柱の如き者 (一一) 人の母の死したる機會に自己の巧を試みんとするは、豈に人に逼まられて已むを得ずして然るか、縱ひ今汝の巧を試みざるも汝に於て何ぞ傷まんや (一二) 魯の近邑、魯、齊と戰ふ (一三) 魯の昭公の子 (一四) 縣邑の小城 (一五) 人民を賦役に使ふこと酷なるも、租税を收むること重きも、君子即ち卿大夫に謀る能はず。士又難に死する能はざるは不可なり。我既に之を言へる以上は自ら其言を踐まんとて隣家の童汪踦と倶に戰死せり (一六) 殤子の喪禮に由らずして成人の禮を以て葬らんと欲す (一七) 行く者を送るなり (一八) 留まる者を安んずるなり (一九) 式は軾に同じ、車前の横木なり。即ち軾に憑りて禮するなり (二〇) 車を降るなり (二一) 工尹は楚の官名 (二二) 視るに忍びず (二三) 商陽は士なれば朝廷に於ては堂下に立ち、燕席にも與らざる者故、三人を殺せば自己の責任は既に果せりと

〇諸侯伐秦。曹桓公卒于會。諸侯請含。使之襲。〇襄公朝于荊。康

〇諸侯秦を伐ちしとき、曹の桓公會に卒す、諸侯含せん(一)と請ふ、之をして襲せしむ。〇襄公荊に朝したるとき、康王卒せり。荊人曰く、必ず請ふ襲せよと。魯人曰く、禮に非ざるなり。荊人之を強ふ。巫(三)先づ柩を拂ふ、荊人之を悔ゆ。〇

不レ得レ以。其毋二以嘗巧者一乎。噫則病者乎。噫弗レ果レ從。○職二子邴一。公叔禺人遇二負レ杖入レ保者息一。曰。使レ之雖レ病也。任レ之雖レ重也。君子不レ能二爲謀一也。士弗レ能レ死也。不可。我則既言矣。與二其鄰童汪踦一往。皆死焉。魯人欲レ勿レ殤二童汪踦一。問二於仲尼一。仲尼曰。能執二干戈一以衞二社稷一。雖レ欲レ勿レ殤

きて皆死せり。魯人童汪踦を殤（一六）とすること勿らんと欲す。仲尼に問ふ。仲尼曰く、能く干戈を執りて、以て社稷を衞る、殤とすること勿らんと欲すと雖も、亦可ならずやと。○子路、魯を去る。顏淵に謂うて曰く、何を以てか我に贈（一七）らん。曰く、吾れ之を聞く、國を去れば則ち墓に哭して而して后に行く、其國に反れば哭せずして、墓を展みて入ると。子路に謂うて曰く、何を以てか我を處（一八）かん。子路曰く、吾れ之を聞く、墓を過ぐれば則ち式（一九）し、祀を過ぐれば則ち下る（二〇）と。

○工（二一）尹商陽、陳弃疾と、吳の師を追ひ、之に及ぶ。陳弃疾工尹商陽に謂うて曰く、王事なり、子弓を手にして可なりと。弓を手にす。子、諸を射よと、之を射て、一人を斃す、弓を韔にす。又及ぶ、之に謂ふ、又二人を斃す。一人を斃す毎に其（二二）の目を揜ふ。其御を止めて曰く、朝（二三）には坐せず、燕には與からず、三人を殺せば、亦以て反命するに足れりと。孔子曰く、人を殺すの中に、又禮ありと。

㊀ 魯の莊公の子　㊁ 祭の名　㊂ 干を執りて舞ふなり　㊃ 籥を吹きて舞ふなり　㊄ 般は公輸若の一族　㊅

莊也者。非寡人之臣。社稷之臣也。聞之死。請往。不釋服而往。遂以襚之。與之邑裘氏與縣潘氏。書而納諸棺。曰。世世萬子孫毋變也。○陳乾昔寢疾。屬其兄弟。而命其子尊己曰。如我死。則必大爲我棺。使吾二婢子夾我。陳乾昔死。其子曰。以殉葬。非禮也。況又同棺乎。弗果殺。

○仲遂卒于垂。壬午猶繹。萬入去籥。仲尼曰。非禮也。卿卒不繹。○季康子之母死。公輸若方小。斂。般請以機封。將從之。公肩假曰。不可。夫魯有初。公室視豐碑。三家視桓楹。般。爾以人之母嘗巧。則豈

○仲遂（一）、垂に卒す、壬午に猶ほ繹す（二）。萬入りて籥を去る。仲尼曰く、禮に非ざるなり、卿卒するときは繹せずと。○季康子（三）の母死す（四）。公輸若方に小し、斂するとき般機（五）（六）を以て封（七）せんと請ふ、將に之に從はんとす。公肩假曰く、不可なり、夫れ魯は初有り、公室は豐碑（九）に視へ、三家は桓楹（一〇）に視ふ、般、爾（一一）、人の母を以て巧を嘗（八）みんとす、則ち豈に以むことを得ざるならんや、其れ以て巧を嘗みる者毋し、則ち病む者ならんや、噫といつて、從ふことを果さざりき。○郞（一二）に戰ひしとき、公叔、禺人（一三）、杖を負うて保に入る者の息ふに遇ふ。曰く、之を使ふこと病しと雖も、之に任ずること重しと雖も（一四）、君子爲めに謀る能はざるなり（一五）。士死する能はざるは、不可なり、我は則ち既に言へりとて、其鄰の童汪踦と、往

無レ椁。稱二其財一。斯之謂レ禮。○衞獻公出奔。反二於衞一。及レ郊。將下班二邑於從者一。而后入上。柳莊曰。如皆守二社稷一。則孰執二羈靮一而從。如皆從。則孰守二社稷一。君反二其國一而有レ私也。毋二乃不可一乎。弗レ果レ班。○衞有二大史一曰二柳莊一。寢レ疾。公曰。若疾革。雖レ當レ祭必告。公再拜稽首請二於尸一曰。有二臣柳

如し皆從はば、則ち孰か社稷を守らん、君其國に反りて、私(五)あるは、乃ち不可なる毋らんと、班つことを果さざりき。○衞に大史あり、柳莊と曰ふ、疾に寢ぬ。公曰く、若し疾革(六)かならば、祭に當ると雖も必ず告げよ。公再拜稽首して、(七)尸に請うて曰く、臣柳莊といふ者あり、寡人の臣に非ず、社稷の臣なり、之が死を聞く、請ふ往かんと。服を釋がずして往き、遂に以て之に禭せり、之に邑を與ふ、(八)裘氏と縣潘氏となり。書して諸を棺に納れて曰く、世世萬子孫まで變り毋けんと。○陳乾昔疾に寢ぬ。其兄弟に屬し(九)、其子尊己に命じて曰く、如し我れ死なば、則ち必ず大に我が棺を爲り、吾が二婢子(一〇)をして我を夾ましめよと。陳乾昔死す。其子曰く、殉を以て葬るは禮に非ざるなり、況んや又棺を同じくするをやと。殺すことを果さざりき。

(一) 早く葬る (二) 采地 (三) 衞の大史 (四) 羈は馬を絡ふ者、靮は馬を牽く者 (五) 偏頗の行 (六) 革は亟と同じ、急なり (七) 祭に神に代はる者を尸といふ (八) 二邑の名 (九) 屬は囑に同じ (一〇) 二人の妾を殺して陳乾昔の死屍を其間に置く

人。卜下所二以爲一レ後者上。曰。沐浴佩レ玉則兆。五人者。皆沐浴佩レ玉。石祁子曰。孰有下執二親之喪一而沐浴佩レ玉者上乎。不二沐浴佩一レ玉。石祁子兆。衞人以レ龜爲レ有レ知也。○陳子車死二於衞一。其妻與二其家大夫一謀二以レ殉葬一。定而后陳子亢至。以告曰。夫子疾。莫レ養二於下一。請以レ殉葬。子亢曰。以レ殉葬、非レ禮也。雖レ然。則彼疾當レ養者。孰若二妻與一レ宰。得レ已則吾欲レ已。不レ得レ已。則吾欲下以二二子者一之爲上レ之也。於レ是弗レ果レ用。

於て用ふることを果さざりき。

(一)衞の獻公の孫　(二)靈公　(三)大夫士は三月にして葬る。日數限りあり　(四)死すれば其名を諱む故に之が諡を爲る、卽ち其名に代ふるゆゑんなり　(五)貴賤尊卑を分ちたる制度　(六)衞の大夫、石碏の一族　(七)吉兆なり　(八)齊の大夫　(九)子車の弟、孔子の弟子　(一〇)地下　(一一)止むことを得ば　(一二)妻と宰

○子路曰。傷哉貧也。生無二以爲一レ養。死無二以爲一レ禮也。孔子曰。啜レ菽飮レ水。盡二其歡一。斯之謂レ孝。斂二首足形一。還葬而

○子路曰く、傷しきかな貧や、生以て養を爲すことなく、死以て禮を爲すこと無し。孔子曰く、菽を啜り水を飮みて其歡を盡くす、斯れを之れ孝と謂ふ、首足の形を斂め、(一)還く葬りて椁なく、其財に稱ふ。斯れを之れ禮と謂ふ。○衞の獻公出奔す。衞に反らんとして、郊に及ぶ、將に(二)邑を從者に班ちて而して后に入らんとす。(三)柳莊曰く、如し皆社稷を守らば、則ち孰か(四)羈靮を執りて從はん、

月有レ時。將レ葬矣。請下所三以易二其名一者上。君曰。昔者衞國凶饑、夫子爲レ粥與二國之餓者一。是不二亦惠一乎。昔者衞國有レ難。夫子以二其死一衞二寡人一。不二亦貞一乎。夫子聽二衞國之政一。脩二其班制一。以與二四鄰一交。衞國之社稷不レ辱。不二亦文一乎。故謂二夫子貞惠文子一。○石駘仲卒。無二適子一。有二庶子六

りて國の餓者に與へたり、是れ亦惠ならずや。昔者衞國難ありしとき、夫子其死を以て寡人を衞れり、亦貞ならずや。夫子、衞國の政を聽き、其班制を脩め、以て四鄰と交り、衞國の社稷辱しめられず、亦文ならずや。故に夫子を貞惠文子と謂はん。○(六)石駘仲卒す、適子なく、庶子六人あり、後と爲すべき所以の者をトす。曰く、沐浴して玉を佩びしめば則ち(七)兆あらん。五人の者皆沐浴して玉を佩べり。石祁子曰く、孰か親の喪を執りて而して沐浴して玉を佩ぶる者あらんやと。沐浴して玉を佩びず。石祁子、兆をえたり、衞人、龜を以て知る有りと爲せり。○(八)陳子車、衞に死す、其妻其家大夫と殉を以て葬らんことを謀る。定めて而して后に(九)陳子亢至る。以て告げて曰く、夫子(一〇)の疾下に養ふべき莫し、請ふ殉を以て葬らんと。子亢曰く、殉を以て葬るは禮に非ざるなり、然りと雖も則ち彼の疾當に養ふべき者は、孰か妻と宰とに若かん、(一一)已むことを得ば則ち吾れ已めんと欲す、已むことを得ずんば、則ち吾れ(一二)二子者を以て之を爲さんと欲す。是に

爾飲レ曠何也。曰、子卯不レ樂。知悼子在レ堂。斯其爲二子卯一也大矣。曠也。大師也。不二以詔一。是以飯レ之也。爾飲レ調。何也。曰調也君之褻臣也。爲二一飲一食一忘二君之疾一。是以飲レ之也。爾飲何也。曰蕢也。宰夫也。非二刀匕是共一。又敢與レ知レ防。是以飲レ之也。平公曰。寡人亦有レ過焉。酌而飲二寡人一。杜蕢洗而揚レ觶。公謂二侍者一曰。如我死。則必毋レ廢二斯爵一也。至二于今一。既畢レ獻。斯揚レ觶。謂二之杜擧一。

て防を知るに與らんや、是を以て之を飲みたるなり。平公曰く、寡人に亦過あり、酌んで寡人に飲めよ。杜蕢洗うて觶(七)を揚ぐ、公、侍者に謂つて曰く、如し我れ死せば、則ち必ず斯の爵を廢する毋れ。今に至るまで、既に獻を畢へて、斯に觶(八)を揚ぐ、之を杜擧と謂ふ。

(一)知悼子は晉の大夫荀盈　(二)平公は晉の君　(三)階歷は階を上るに、一階毎に兩足を集めずして上るをいふ　(四)殷の紂王は甲子を以て死し、夏の桀王は乙卯を以て死す。王者之を疾日といひて、是の日は樂を擧げずとなり　(五)疾は君の禮に違ふ過失をいふ　(六)宰夫の職は刀匕を供するにあり、今其職を棄てて君の禮に違ふを諫む、是れ亦職を失ふなり　(七)酒器なり　(八)此觶は昔し杜蕢が擧ぐる所の者

〇公叔文子卒。其子戍請二諡於君一曰。曰

〇公叔文子卒す、(一)其子戍(二)諡を君に請うて曰く、(三)日月時あり、將に葬らんとす、(四)其名を易ふる所以の者を請ふ。君曰く、昔者衞國凶饑せしとき、夫子粥を爲

焉如ニ有ㇾ求而弗ㇾ得。及ㇾ殯。望望焉。如ㇾ有ㇾ從而弗ㇾ及。既葬。慨焉如下不ㇾ及ニ其反一而息上。○子張問曰。書云。高宗三年不ㇾ言。言乃讙。有ㇾ諸。仲尼曰。胡爲其不ㇾ然也。古者天子崩。王世子聽ニ於冢宰一三年。

○知悼子卒。未ㇾ葬。平公飲ㇾ酒。師曠李調侍。鼓ㇾ鐘。杜蕢自ㇾ外來。聞ニ鐘聲一曰。安在。曰。在ㇾ寢。杜蕢入ㇾ寢。歷階而升。酌曰。曠飲ㇾ斯。又酌曰。調飲ㇾ斯。又酌。堂上北面坐飲ㇾ之。降趨而出。平公呼而進ㇾ之曰。蕢曩者爾心或ㇾ開ㇾ予。是以不ニ與ㇾ爾言一。

○知(一)悼子卒す。未だ葬らず。(三)平公、酒を飲む、師曠、李調侍せり、鐘を鼓す。杜蕢外より來る。鐘聲を聞きて曰く、安にか在ると。曰く、寢に在り。杜蕢寢に入り、(二)歷階して升る。酌んで曰く、曠斯を飲め。又酌んで曰く、調斯を飲み、又酌む。堂上に北面し坐して之を飲み、降りて趨りて出づ。平公呼んで之れを進めて曰く、蕢、曩に爾の心、予を開くこと或らんとせり。是を以て爾と言はざりき。爾、曠に飲ましめしは何ぞや。曰く、(四)子卯には樂せず、知悼子堂に在り、斯れ其の子卯たるや大なり、曠や大師なり、以て詔げず、是を以て之れに飲ましめたるなり、爾の調に飲ましめしは、何ぞや。曰く、調や君の褻臣なり、一飲一食の爲めに、君の(五)疾を忘れたり、是を以て之に飲ましめたるなり。爾の飲みしは何ぞ。曰く、蕢や(六)宰夫なり、刀匕を是れ共するに非ずして、又敢

曰。是夫也多ㇾ言。盍ニ嘗問一ㇾ焉。師必有ㇾ名。人之稱ニ斯師一也者。則謂ニ之何一。大宰嚭曰。古之侵伐者。不ㇾ斬ㇾ祀。不ㇾ殺ㇾ厲。不ㇾ獲ニ二毛一。今斯師也。殺ㇾ厲與。其不ㇾ謂ニ之殺ㇾ厲之師一與。曰。反ニ爾地一。歸ニ爾子一。則謂ニ之何一。曰。君王討ニ敝邑之罪一。又矜而赦ㇾ之。師與。有ㇾ無ㇾ名乎。○顏丁善居ㇾ喪。始死。皇皇

古の侵伐する者は、祀を斬らず、厲を殺さず、二毛(五)を獲にせず。今斯の師や、厲を殺せるか、其れ之れを厲を殺すの師と謂はざらんや。曰く、爾の地を反し、爾の子を歸さば、則ち之を何とか謂はん。曰く、君王(六)敝邑の罪を討ち、又矜みて之を赦す、師か名無きあらんや。○顏丁善く喪に居る、始めて死せるに皇皇焉として求むるありて得ざるが如し、殯するに及では、(八)望望焉として從ふありて及ばざるが如し、既に葬れば、(九)慨焉として其の反るに及ばずして息ふが如し。○子張問うて曰く、書に云ふ、(一〇)高宗三年言はず、言は乃ち讙ぶと。諸ありや。仲尼曰く、胡爲れぞ、其れ然らざらんや、古者は天子崩ずれば、王世子(一一)冢宰に聽かしむること三年なり。

(一) 社の木を伐り、疫病の人を殺す (二) 大宰は官名 (三) 行人は官名 (四) 是の夫は此の人といふに同じ (五) 鬢髮の斑白なる者。獲は擒なり (六) 敝邑は陳の國をいふ、謙遜の辭なり (七) 皇皇は猶は彷徨のごとし、さまよふこと (八) 望望は往きて顧みざるの形容 (九) 慨は感じ恨むの意 (一〇) 書は尚書無逸の篇をいふ (一一) 冢宰は大宰なり、卽ち首相をいふ

辟。辟斯踊矣。品ニ節斯ー。斯之謂レ禮。人死。斯惡レ之矣。無レ能也。斯倍レ之矣。是故制ニ絞衾ー。設ニ蔞翣ー。爲レ使ニ人勿ヒ惡也。始死。脯醢之奠。將レ行。遣而行レ之。既葬而食レ之。未レ有下見ニ其饗ヒ之者上也。自ニ上世ー以來。未ニ之有ヒ舍也。爲レ使ニ人勿ヒ倍也。故子之所レ刺ニ於禮ー者。亦非ニ禮之訾ー也。

を悪む、能する無ければなり、斯に之れに倍く(二)、是の故に絞衾(三)を制し、蔞翣(四)を設くるは、人をして悪むこと勿らしめんが爲めなり。始めて死すれば脯醢の奠あり。將に行かんとすれば、遣りて之れを行る、既に葬りて之れに食ましむ。未だ其の之れを饗るを見たる者あらざるなり。上世より以來、未だ之れを舍ることあらざるなり、人をして倍くこと勿からんめんが爲めなり、故に子の禮に刺る所の者は、亦禮の訾に非ざるなり。

(一) 品節は舞踊皆節なるをいふ (二) 倍は背に同じ (三) 絞衾は其の體を飾るなり (四) 蔞翣は其の棺を飾るなり

〇呉侵レ陳。斬レ祀殺レ厲。師還出レ竟。陳大宰嚭使ニ於師ー。夫差謂ニ行人儀ー

〇呉陳を侵す、祀(一)を斬り厲を殺す。師還らんとして竟を出づ。陳の大宰嚭(二)師に使す。夫差、行人儀(三)に謂うて曰く、是の(四)夫や多言なり、盍ぞ訾に問はざる、師は必ず名あり、人の斯の師と稱する者は、則ち之を何と謂んと。大宰嚭曰く、

不レ飾。不三敢見二舅姑一。將レ有二四方之賓來一。褻衣何爲陳二於斯一。命徹レ之。○有子與二子游一立。見二孺子慕者一。有子謂二子游一曰。予壹不レ知二夫喪之踊一也。予欲レ去レ之久矣。情在二於斯一。其是也夫。子游曰。禮有二微レ情者一。有二以レ故興レ物者一。有二直情而徑行者一。戎狄之道也。禮道則不レ然。

しむ。○有子、子游と立つ、孺子の慕ふ者(二)を見る。有子、子游に謂つて曰く、予壹に夫の喪の踊を知らざるなり。(三)予之れを去らんと欲すること久し、情斯に在り、其れ是なるか。子游曰く、禮に(四)情に微ぐ者あり、(五)故を以て物を興す者あり、直情にして徑行する者あり。(六)戎狄の道なり。(七)禮の道は則ち然らず。

(一)徹は去るなり　(二)慕ふは親を慕ふこと　(三)喪に哭踊の節あり、至情に本づくと雖も技巧を弄する嫌あり、予之が節を廢せんと欲すること久し、孺子の號泣するが如く至情だに有れば善し、節を用ひずとなり　(四)情厚き人には其の情を殺ぎて禮の節に從はしむ　(五)情薄き人には物即ち喪服に由りて情を興さしむ　(六)情の儘に行ふこと　(七)禮の道は戎狄と異ふをいふ

人喜則斯陶。陶斯咏。咏斯猶。猶斯舞。舞斯慍。慍斯戚。戚斯歎。歎斯

人喜べば則ち斯に陶がる、陶がれば斯に咏ひ、咏へば斯に猶く、猶けば斯舞ひ、舞へば斯に慍り、慍れば斯に戚ふ、戚ふれば斯に歎く、歎けば斯に辟ち、辟てば斯に踊る、斯れを品節する(一)、斯れ之れを禮と謂ふ。人死すれば斯に之れ

五个。遣車五乘。晏子焉知ㇾ禮。曾子曰。國無ㇾ道。君子恥ㇾ盈ㇾ禮焉。國奢則示ㇾ之以ㇾ儉。國儉則示ㇾ之以ㇾ禮。○國昭子之母死。問二於子張一曰。葬及ㇾ墓。男子婦人安位。子張曰。司徒敬子之喪。夫子相。男子西鄉。婦人東鄉。曰。噫毋。曰。我喪也斯沾。爾專ㇾ之。賓爲ㇾ賓焉。主爲ㇾ主焉。婦人從二男子一皆西鄉。○穆伯之喪。敬姜晝哭。文伯之喪。晝夜哭。孔子曰。知ㇾ禮矣。○文伯之喪。敬姜據二其牀一而不ㇾ哭。曰。昔者吾有二斯子一也。吾以將ㇾ爲二賢人一也。吾未三嘗以就二公室一。今及二其死一也。朋友諸臣未ㇾ有二出ㇾ涕者一。而内人皆行哭失ㇾ聲。斯子也。必多曠二於禮一矣夫。

に敬姜其の牀に據りて哭せず。曰く、昔者吾れ斯の子あるや、吾れ以らく將に賢人たらんとすと。吾れ未だ嘗て以て公室に就かざりき、今其の死するに及んでや、朋友諸臣、未だ涕を出す者あらず、而して内人皆行哭して聲を失ふ、斯の子や、必ず多く禮に曠しからんかな。(八)

㊀司徒は元官名、今氏となすなり ㊁晏子は齊の大夫、名は嬰 ㊂七个は七箇なり ㊃相は儀式を掌ると ㊄鄉は嚮に同じ、西鄉は西に向ふなり ㊅斯は盡なり、沾は覘に同じ、窺ひ視るなり ㊆穆伯は敬姜の夫、文伯は子なり ㊇曠は踈略なり

○季康子之母死。陳二褻衣一。敬姜曰。婦人

○季康子の母死す、褻衣を陳ぬ。敬姜曰く、婦人飾らざれば、敢て舅姑に見えず、將に四方の賓來るあらんとす、褻衣何爲れぞ斯に陳ぬと。命じて之れを徹せ(二)

○衛司徒敬子死。子夏弔焉。主人未二小斂一。絰而往。子游弔焉。主人既小斂。子游出絰。反哭。子夏曰。聞レ之也與。曰。聞二諸夫子一。主人未レ改レ服。則不レ絰。○曾子曰。晏子可レ謂レ知レ禮也已。恭敬之有焉。有若曰。晏子一狐裘三十年。遣車一乘。及レ墓而反。國君七个。遣車七乘。大夫

○衛の司徒敬子死せり。子夏弔す、主人未だ小斂せず、絰して往けり。子游弔す、主人既に（一）小斂せり。子游出でて絰し反りて哭せり、子夏曰く、之を聞けるか。曰く、諸を夫子に聞けり。主人未だ服を改めざれば、則ち絰せずと。○曾子曰く、晏子、禮を知ると謂ふべきのみ、恭敬之れあり、有若曰く、晏子一狐裘三十年、（二）遣車一乘なり、墓に及んで反る。國君は七个、遣車七乘、大夫は五个、遣車五乘、晏子焉んぞ禮を知らんや。曾子曰く、國道（三）なければ、君子禮を盈すを恥づ、國奢なれば則ち之れに示すに儉を以てし、國儉なれば則ち之れに示すに禮を以てす。○國昭子の母死せり。子張に問うて曰く、葬墓に及ぶとき、男子婦人安にか位すべきと。子張曰く、司徒敬子の喪、夫子相（四）せるとき、男子は西鄉（五）し、婦人は東鄉せり。曰く、噫毋れ。曰く、我が喪には斯く沾ん、爾之れを專にせよ、賓は賓と爲し、主は主と爲せと。婦人は男子は從（六）ひて、皆西鄉せり。○穆伯の喪に、敬姜晝哭す、文伯の喪には、晝夜哭す。孔子曰く、禮を知れり。○文伯の喪

爲芻靈者善。謂爲俑者不仁。不殆於用人乎哉。○穆公問於子思曰。爲舊君反服。古與。子思曰。古之君子。進人以禮。退人以禮。故有舊君反服之禮也。今之君子。進人若將加諸膝。退人若將隊諸淵。毋爲戎首。不亦善乎。又何反服之禮之有。○悼公之喪。季昭子問於孟敬子曰。爲君何食。敬子曰。食粥。天下之達禮也。吾三臣者之不能居公室也。四方莫不聞矣。勉而爲瘠則吾能。毋乃使人疑夫不以情居瘠者乎哉。我則食食。

食ふは天下の達禮(一一)なり。吾が三臣(一二)の者の公室に居ること能はざりしは、四方聞かざる莫し、勉めて瘠ることを爲すは、則ち吾れ能くせん、乃ち人をして夫の情(一三)を以て瘠に居らざる者なるを疑はしむる毋らんか、我は則ち食を食はん。

㊀ 朝は葬らんとする時に柩を祖廟に遷して告別すること ㊁ 明器は葬を送るに用ゆる器具 ㊂ 人を殉して死者を衞るを殉といふ ㊃ 塗車は泥を以て車となすなり、芻靈は茅にて人馬の形を作りたる者 ㊄ 俑は人形にて内に機ありて自ら動く者 ㊅ 穆公は魯の君、子思名は伋、孔子の孫にして穆公に仕ふ ㊆ 舊君の爲めに喪に服することと儀禮に見ゆ、此の料は古禮なるかと問へるなり ㊇ 隊は墜に同じ ㊈ 戎首は自ら兵を率ゐて來り攻むること ㊉ 悼公は魯の哀公の子、昭子は季康子の曾孫、敬子は孟武伯の子、皆魯の大夫なり (一一) 達は通なり、貴賤を通じての禮なり (一二) 三臣は仲孫叔孫季孫の三家なり (一三) 敬子言ふ、我が三家が公室に居て臣の禮を以て君に事ふること能はざるは天下皆之れを知れり、今其喪に當りて勉強して粥を食ひ瘦を致すことは能くすべきも、世人は我が三家の平生を知る故反りて中情より然かするに非ずと思はん、故に寧ろ粥を食ふを廢して普通の食を食はんと、亦時既に不臣、喪に當りても亦禮を守らず、其の罪免るべからざるなり

○喪之朝也。順死者之孝心也。其哀離其室也。故至於祖考之廟而后行。殷朝而殯於祖。周朝而遂葬。○孔子謂。爲明器者。知喪道矣。備物而不可用也。哀哉。死者而用生者之器也。不殆於用殉乎哉。其曰明器。神明之也。塗車芻靈。自古有之。明器之道也。孔子謂

○喪の朝するや、死者の孝心に順ふなり、其れ其室を離るゝを哀むなり、故に祖考の廟(一)に至りて而して后に行く。殷に朝して祖に殯し、周は朝して遂に葬る。○孔子謂ふ、明器(二)を爲るものは、喪道を知れり、物を備へて用ふ可からず、哀いかな、死者にして生者の器を用ふるや、殉(三)を用ひるに殆からずや、其の明器と曰ふは、之を神明にするなり。塗車芻靈(四)は、古より之れあり、明器の道なり。孔子芻靈を爲る者は善しと謂ひ、俑(五)を爲る者は不仁なりと謂へり。○穆公(六)、子思に問ふて曰く、舊君(七)の爲めに反服するは、古か。子思曰く、古の君子は、人を進むるに禮を以てし、人を退くるに禮を以てせり、故に舊君反服の禮あるなり。今の君子は、人を進むれば將に諸を膝に加へんとするが若くし、人を退くれば將に諸を淵に隊さん(八)とするが若くす、戎首(九)と爲ること毋ければ、亦善からずや、又何の反服の禮か之れ有らん。悼公の喪(一〇)に、季昭子、孟敬子に問うて曰く、君の爲めには何をか食ふと。敬子曰く、粥を

三代之達禮也。之幽之故也。既封、主人贈。而祝宿虞尸。既反哭。主人與有司視虞牲。有司以几筵舍奠於墓左。反。日中而虞。葬日虞。弗忍一日離也。是日也。以虞易奠。卒哭曰成事。是日也以吉祭易喪祭。明日祔于祖父。其變而之吉祭也。比至於祔。必於是日也。接。不忍一日末有所歸也。殷練而祔。周卒哭而祔。孔子善殷。○君臨臣喪。以巫祝桃茢執戈。惡之也。所以異於生也。喪有死之道焉。先王之所難言也。

接す、一日も歸る所ある末きに忍びざればなり。(一二)殷は練して祔し、周は卒哭して祔す、孔子殷を善とせり。○君、臣の喪に臨むとき、巫祝桃茢(一三)執戈を以てす、之れを惡めばなり、生に異なる所以なり。喪に死の道あり。先王の言ふことを難る所なり。

(一)、殯をすゝること (二) 反哭は死したる親の神を迎へて反るの意義あり、廟に升りて親を思うて而かも之れを見ず、此に於て竟に親を失へるを知りて哀痛甚だし、此の時を以て之を弔ふは哀の至極なり (三) 封は窆と同じ、棺を下すこと (四) 愨は質直の義にして哀みの切ならざるをいふ (五) 虞は葬を終りて反りて日中に行ふ祭なり、宿は肅に同じ、頭を俯し手を下げて行ふ禮にして、此に由りて人を導きて進むるなり (六) 舍奠の舍は釋に同じ、奠は人死する後に物を供ふること (七) 虞は喪祭なり (八) 卒哭は吉祭なり (九) 成事は祭事を成すなり (一〇) 卒哭の明日親の神位を祖父の廟に祔す (一一) 練は期即ち一週忌の小祥祭を行ひて練衣に易ふること (一二) 茢は萑苕なり、執戈は小臣戈を執ること、孰れも皆不祥を掃ふことなり

變也。去飾去美也。袒括髮。去飾之甚也。有所袒。有所襲。哀之節也。弁絰葛而葬。與神交之道也。有敬心焉。周人弁而葬。殷人冔而葬。

○歠。主人主婦室老。爲其病也。君命食之也。反哭升堂。反諸其所作也。主婦入室。反諸其所養也。○反哭之弔也。哀之至也。反而亡焉。失之矣。於是爲甚。殷既封而弔。周反哭而弔。孔子曰殷已愨。吾從周。○葬於北方北首。

○歠る(一)とき、主人、主婦、室老には、其の病むが爲めに、君命じて之れに食はしむ、反哭して堂に升るは、諸を其の作せる所に反すなり、主婦室に入るは、諸を其の養ひたる所に反すなり。○(二)反哭の弔は、哀の至なり、反りて亡し、之れを失へり、是に於て甚だしと爲す。殷は既に封(三)して弔し、周は反哭して弔す、孔子曰く、殷は已だ愨(四)なり、吾は周に從はん。○北方に葬りて北首するは、三代の達禮なり、幽に之くの故なり。既に封して、主人贈る、而して祝は虞(五)の尸を宿む、既に反哭して、主人有司と虞の牲を視る、有司几筵を以て、墓の左に舍奠(六)す、反りて日中にして虞す。葬日にして虞するは、一日も離るゝに忍びざればなり。是の日や、(七)虞を以て奠に易ふ。(八)卒哭を成事と曰ふ。(九)是の日や、吉祭を以て喪祭に易ふ。(一〇)明日祖父に祔す、其の變じて吉祭に之く、祔に至る比ひ、必ず是の日に於て

稽顙。隱之甚也。飯用二米貝一。弗レ忍レ虛也。不レ以二食道一。用レ美焉爾。銘明旌也。以二死者一爲レ不レ可レ別已。故以二其旗一識レ之。愛レ之斯錄レ之矣。敬レ之斯盡二其道一焉耳。重主道也。殷主綴レ重焉。周主重徹焉。奠以二素器一。以三生者有二哀素之心一也。唯祭祀之禮。主人自盡焉爾。豈知二神之所レ饗。亦以三主人有二齊敬之心一也。辟踊哀之至也。有レ算。爲二之節文一也。袒括髮。變也。慍哀之

の道なり、殷は主あれば重を綴る、(八)周は主あれば重を徹す。奠するに素器を以てす。生者哀素(九)の心あるを以てす。唯祭祀の禮、主人自ら盡すのみ。豈神の饗くる所を知らんや、亦主人齊敬の心あるを以てなり。辟踊(一〇)は哀の至なり。算(一一)あるは之れが節文を爲すなり。袒括髮は變なり。慍は哀の變なり。飾を去るは美を去るなり。袒括髮は飾を去るの甚だしき者なり。袒する所有り、襲する所あるは、哀の節なり。弁絰葛して葬るは、神と交るの道なり、敬心有り、周人は弁して葬り、殷人は冔(一二)して葬れり。

(一) 之れを始むる者とは父母のこと (二) 魂を招くこと (三) 隱は痛なり (四) 米と貝とを死者の口中に實つるは其の口の虛しきに忍びざる故なり (五) 此れ飲食を用ふるの道にあらず、但だ此の美しき物を以て之れを實つるのみ (六) 銘旗をいふ (七) 人始めて死すれば庭に置き、神位の代りとなすものなり (八) 綴は連ねること (九) 哀素は哀痛して飾りなきをいふ (一〇) 辟踊は胸を拊ちて踊ること (一一) 算は數なり、踊るに數を限ること (一二) 冔は殷の冠。祭冠に象りて白きもの

重耳。身喪父死。不ㇾ得ㇾ與二於哭泣之哀一以爲二君憂一。父死之謂ㇾ何。或下敢有二他志一。以辱中君義上。稽顙而不ㇾ拜。哭而起。起而不ㇾ私。子顯以致二命於穆公一。穆公曰。仁夫公子重耳。夫稽顙而不ㇾ拜。則未ㇾ爲ㇾ後也。故不ㇾ成ㇾ拜。哭而起則愛ㇾ父也。起而不ㇾ私。則遠ㇾ利也。○帷ㇾ殯。非ㇾ古也。自二敬姜之哭一穆伯一始也。

子なり、重耳をいふ (三) 重耳が穆公の語を舅犯に告げたるなり、舅犯は重耳の舅狐偃字は子犯なり (四) 喪人は位を失へる人、即ち重耳をいふ (五) 惠み弔ふは其の與り弔ふを謝するなり (六) 稽顙は稽首と同じ (七) 使者と私の言を語らぬなり (八) 使者の名、公子縶なり (九) 敬姜は穆伯の妻、穆伯は魯の大夫季悼子の子公甫靖なり

○喪禮。哀戚之至也。節ㇾ哀。順變也。君子念二始ㇾ之者一也。復。盡ㇾ愛之道也。有二禱祠之心一焉。望ㇾ反二諸幽一。求二諸鬼神一之道也。北面。求二諸幽一之義也。拜稽顙。哀戚之至隱也。

○喪禮は哀戚の至り、哀を節するは順つて變ずるなり、君子之れを始むる者を念ふ。(二)復は愛を盡すの道なり、禱祠の心あり、諸を幽より反さんことを望むは、諸を鬼神に求むるの道なり、北面するは諸を幽に求むるの義なり。拜して稽顙するは、哀戚の至つて(三)隱なるものなり。稽顙するは隱の甚だしきなり。飯するに(四)米貝を用ふるは、虚しきに忍びざればなり、(五)食道を以ひざるは、美を用ふるのみ。(六)銘は明旌なり、死者を以て別く可からずと爲すのみ。故に其旌を以て之れを識す、之れを愛して斯に之れを錄す、之れを敬して斯に其道を盡すのみ。(七)重は主

耳。且曰。寡人聞之。亡國恆於斯。得國恆於斯。雖吾子儼然在憂服之中。喪亦不可久也。時亦不可失也。孺子其圖之。以告舅犯。舅犯曰。孺子其辭焉。喪人無寶。仁親以爲寶。父死之謂何。又因以爲利。而天下其孰能說之。孺子其辭焉。公子重耳對客曰。君惠弔亡臣

として憂服の中に在りと雖も、喪亦久しくす可からざるなり、時亦失ふ可からざるなり。(二)孺子其れ之を圖れと。以て(三)舅犯に告ぐ。舅犯曰く、孺子其れ辭せよ。(四)喪人寶なし、仁親以て寶と爲す、父死す之を何とか謂はん、又因て以て利とならん、而して天下其れ孰か能く之れを說かん、孺子其れ辭せよ。公子重耳客に對へて曰く、君亡臣重耳を(五)惠弔す、身喪び父死し、哭泣の哀に與るを得ず、以て君の憂を爲せり、父死す之れを何とか謂はん、敢て他志ありて、以て君の義を辱むること或らんやと、(六)稽顙して拜せず、哭して起ち、起ちて(七)私せず、(八)子顯以て命を穆公に致す。穆公曰く、仁なるかな、公子重耳、夫れ稽顙して拜せざるは、則ち未だ後たらざればなり、故に拜を成さず。哭して起つは、則ち父を愛するなり。起ちて私せざるは、則ち利に遠ざかるなり。○殯に帷するは古に非ざるなり、(九)敬姜の穆伯を哭せしより始まれり。

(一)重耳は晉の文公の名、是の時難を避けて狄に在り、故に穆公人をして之れを弔はしめたるなり　(二)孺子は稱

之適室一。子爲ㇾ主。袒免哭踊。夫入ㇾ門右。使下人立二於門外一。告中來者上。狎則入哭。父在哭二於妻之室一。非下爲二父後一者上。哭二諸異室一。○有ㇾ殯。聞二遠兄弟之喪一。哭二于側室一。無二側室一。哭二於門內之右一。同國則往哭ㇾ之。○子張死。曾子有二母之喪一。齊衰而往哭ㇾ之。或曰。齊衰不二以弔一。曾子曰。我弔也與哉。○有若之喪。悼公弔焉。子游擯由ㇾ左。○齊穀二王姬之喪一。魯莊公爲ㇾ之大功。或曰。由ㇾ魯嫁。故爲ㇾ之服二姊妹之服一。或曰。外祖母也。故爲ㇾ之服。

ち往きて之れを哭す。○子張死す、曾子母の喪あり、齊衰して往きて之れを哭す。或ひと曰く、齊衰すれば以て弔せず。曾子曰く、我れ弔するならんや。○有若の喪に悼公弔せり。(四)子游擯するに左よりせり。○齊、王姬の喪を穀ぐ。(五)魯の莊公之れが爲めに大功せり。或ひと曰く、魯より嫁せり、故に之が爲めに姊妹の服に服すと。或ひと曰く、外祖母なり、故に之れが爲に服すと。

(一)辱く來臨の重きを謝す　(二)親み狎れたる者　(三)傍の室なり　(四)喪の禮を助くること　(五)穀は告ぐるなり

○晉獻公之喪。秦穆公使三人弔二公子重

○晉の獻公の喪に、秦の穆公、人をして公子重耳を弔せしむ。且つ曰く、寡人之れを聞く、國を亡ふは恒に斯に於てし、國を得るは恒に斯に於てすと。吾子儼然

喪レ疾。婦固不レ說二齊衰一而入見。曰。斯道也。將レ亡矣。士唯公門說二齊衰一。武子曰。不二亦善一乎。君子衣レ微。及二其喪一也。曾點倚二其門一而歌。○大夫弔。當レ事而至。則辭焉。弔二於人一。是日不レ樂。婦人不レ越レ疆而弔レ人。行レ弔之日。不三飲レ酒食二レ肉焉。○弔二於葬一者必執レ引。若從レ柩及レ壙皆執レ紼。

を執る、若し柩(四)に從ひて壙(五)に及べば皆紼を執る。

(一) 君より任命されたる官員なり (二) 魯の大夫季孫氏なり (三) 曾點字は皙、曾參の父 (四) 柩車を引く綱 (五) 棺を引く綱

○喪。公弔レ之。必有二拜者一。雖二朋友州里舍人一可也。弔曰。寡君承レ事。主人曰臨。○君適二柩於路一。必使二人弔一レ之。○大夫之喪。庶子不レ受レ弔。○妻之昆弟爲二父後一者死。哭二

○喪に公之を弔するときは、必ず拜する者あり、朋友州里舍人と雖も可なり。弔するに曰く、寡君事を承けんと。主人曰く、臨めり(一)と。○君柩に路に適へば、必ず人をして之れを弔せしむ。○大夫の喪には、庶子弔を受けず。○妻の昆弟父の後たる者死すれば、之を適室に哭す、子主たれば、袒免哭踊す、夫、門を入りて右し、人をして門外に立ちて來者に告げしむ、狎(二)たるときは則ち入りて哭す、父在せば、妻の室に哭す、父の後たる者に非ざれば、諸を異室に哭す。○殯あるに遠き兄弟の喪を聞けば、側室(三)に哭す、側室無ければ、門内の右に哭す、同國は則

君之適長殤。車三乘。公之庶長殤、車一乘。大夫之適長殤。車一乘。○公之喪。諸達官之長杖。○君於大夫。將葬、弔於宮。及出。命引之。三步則止。如是者三。君退。朝亦如之、哀次亦如之。○五十無車者。不越疆而弔人。○季武子

檀弓下第四

君の適長の殤には車三乘。公の庶長の殤には車一乘、大夫の適長の殤には車一乘。○公の喪には、諸達官の長杖つく。○君、大夫に於ては、將に葬らんとするとき宮に弔す、出づるに及んで命じて之を引しむ。三步にして則ち止まる、是くの如くする者三たびにして君退く、朝するときも亦之の如く、次に哀うも亦之の如し。○五十にして車なき者は、疆を越えて人を弔せず。○季武子疾に寢ね、蟜固齊衰を說がずして入りて見て曰く、斯の道や將に亡びんとす、士は唯公門に齊衰を說ぐと。武子曰く、亦善からずや、君子の微を衣にすること、其の喪に及んでや、曾點其の門に倚りて歌へり。○大夫弔するに、事に當りて至るときは、則ち辭す、人を弔すれば、是の日樂せず、婦人は疆を越えて人を弔せず。弔を行ふの日は、酒を飲み肉を食はず。○葬を弔する者は必ず引

有司哭之。爲之不以樂食。○天子之殯也。菆塗龍輴。以椁。加斧于椁上。畢塗屋。天子之禮也。⊙唯天子之喪。有別姓而哭。⊙魯哀公誄孔丘曰。天不遺耆老。莫相予位焉。嗚呼哀哉尼父。⊙國亡大縣邑。公卿大夫士皆厭冠。哭於大廟三日。君不擧。或曰。君擧而哭於后土。○孔子惡野哭者。○未仕者不敢稅人。如稅人。則以父兄之命。○士備入而后朝夕踊。○祥而縞。是月禫。徙月樂。○君於士有賜帟。

ば、公卿大夫士皆厭冠(八)して、大廟に哭すること三日、君擧げず(九)。或は曰く、君擧げて后土に哭す。○孔子野哭する者を惡む。○未だ仕へざる者は敢て人に稅らず、如し人に稅らば則ち父兄の命を以てす。○士備く入りて而して后に朝夕踊(一〇)す。○祥して縞(一一)す、是れ月に禫し、月を徙して樂す。○君、士に於て帟(一二)を賜ふあり。

(一) 諸公は三重、諸侯は二重、大夫は一重、士は重ねず (二) 水牛と兕牛 (三) 白楊に似たる木にて作りたる棺 (四) 端は頭なり、柏の木の頭を以て之れを爲る (五) 紂衣は緇衣なり (六) 殯斂の時、棺を輴車に載せて堂上に置く、其の四方は柏材を積み棺と高さを齊しくせしめ之れに泥を塗りて椁となす。輴車の轅には龍を畫く。輴車はひつぎ車なり (七) 孔子の字仲尼因りて之れが諡となしたるなり (八) 喪冠なり (九) 音樂を奏せぬこと (一〇) 哭踊の禮をなすこと (一一) 縞冠を著くること (一二) 縞冠の小なる者、之れを殯上に置きて塵を承くるなり

飯。設飾帷堂。竝作。〇父兄命赴者。〇君復於小寢。大寢。小祖。大祖。庫門。四郊。〇喪不剝奠也與。祭肉也與。〇既殯。旬而布材與明器。朝奠日出。夕奠逮日。〇父母之喪。哭無時。使必知其反也。〇練練衣黃裏。縓緣。葛要絰。繩屨無絇。角瑱。鹿裘衡長祛。祛裼之可也。〇有殯。聞遠兄弟之喪。雖緦必往。非兄弟。雖鄰不往。〇所識。其兄弟不同居者皆弔。

る使者 〔一一〕王侯なり 〔一二〕郊門なり 〔一三〕巾もで覆はざること 〔一四〕祭肉は巾をてこれを覆ふなり 〔一五〕醮じ醮すこと 〔一六〕纁は淺絳色 〔一七〕絇は屨頭の飾りなり 〔一八〕角瑱は角に耳瑱を作ること 〔一九〕袖口をいふ

〇天子之棺。四重。水兕革棺被之。其厚三寸。杝棺一。梓棺二。四者皆周。棺束。縮二衡三。衽每束一。柏椁以端。長六尺。〇天子之哭諸侯也。爵弁絰紂衣。或曰。使

〇(一)天子の棺は四重、(二)水兕の革の棺、之れに被らすこと其の厚さ三寸、(三)杝棺一、梓棺二、四者皆周、棺の束は縮二衡三、衽は束毎に一、柏の椁端を以てす、(四)長さ六尺。〇天子の諸侯を哭するや、爵弁絰紂衣す。(五)或は曰く、有司をして之を哭せしむと。之れが爲めに樂を以て食せず。〇天子の殯するや、(六)龍輴を攢めて塗り以て椁とす。斧を椁の上に加へ畢りて屋を塗る、天子の禮なり。〇唯だ天子の喪に姓を別けて哭することあり。〇魯の哀公、孔丘に誄して曰く、天、耆老を遺さず、予が位を相くる莫し、嗚呼哀いかな(七)尼父。〇國、大縣邑を亡へ

曰。吾見封之若堂者矣。見若坊者矣。見若覆夏屋者矣。見若斧者矣。從若斧者焉。馬鬣封之謂也。今一日而三斬板而已封。尚行夫子之志乎哉。○婦人不葛帶。○有薦新。如朔奠。○既葬各以其服除。○池視重霤。○君即位而爲椑。歲一漆之。藏焉。○復楔齒。綴足。

○復し(八)、齒に楔し(九)、足に綴り、飯するとき、飾を設け、堂に帷すること、竝に作つ。○父兄赴者に命ず(一〇)。○君は小寢、大寢、小祖、大祖、庫門、四郊に復す。○喪に奠を剝にせざるか、祭肉なるか(一一)。○既に殯して、旬(一二)にして材と明器とを布す(一三)。朝の奠は日出にし、夕(一四)の奠は日に逮ぶ。○父母の喪は、哭時なし、使すれば必ず其の反を知らしむ。○練して練衣し、黃を裏にし縓を緣にす(一六)。葛の要経し、繩屨絇なし(一七)、角瑱す(一八)、鹿裘し、衡長くして袪あり(一九)、袪あれば之れを裼して可なり。○殯あるに、遠く兄弟の喪を聞けば、緦と雖も必ず往く、兄弟に非ざれば、鄰と雖も往かず。○識る所は、其の兄弟の同居せざる者も皆弔す。

(一) 葬は藏の義なれば、人に分からぬやうにすべき筈なるに、今は之れに反して土を高く盛り又木を植うるは非なりとなり (二) 國の名 (三) 聖人の人を葬るは、事皆禮に合へり。人の聖人を葬るは未だ必ずしも皆禮に合はず。故に聖人が人を葬むるか、人が聖人を葬むるか、今人が聖人を葬むる事故、何も見るべき禮はなしとなり (四) 墳の形、馬の立て髪に似たる故なり (五) 野菜の初物を廟に薦むることは、毎月一日の祭りの如くすること (六) 池は竹にて籠の形を作り、棺の外を覆ふ物に着けるなり。重霤は木にて之れを作り、屋根の雨遮れを承くる形に似たる物なり (七) 死者の身に附く內棺なり (八) 招魂なり (九) 死者の齒が食ひ合はぬやうに楔をさすこと (一〇) 喪を報ず

高曰。吾聞之也。生有益於人。死不害於人。吾縱生無益於人。吾可以死害於人乎哉。我死則擇不食之地而葬我焉。○子夏問諸夫子曰。居君之母與妻之喪。居處言語飲食衎爾。○賓客至。無所館。夫子曰。生於我乎館。死於我乎殯。

○國子高曰。葬也者。藏也。藏也者。欲人之弗得見也。是故衣足以飾身。棺周於衣。槨周於棺。土周於槨。反壤樹之哉。○孔子之喪。有自燕來觀者。舍於子夏氏。子夏曰。聖人之葬人與。人之葬聖人也。子何觀焉。昔者夫子言之

○國子高曰く、葬なる者は藏なり、藏なる者は人の見るを得ざることを欲するなり。是の故に衣は以て身を飾るに足り、棺は衣に周し、槨は棺に周し、土は槨に周す、反りて之れを(一)壤樹せんや。○孔子の喪に燕より來りて觀る者あり。子夏氏に舍す。子夏曰く、(二)聖人の人を葬るか、人の(三)聖人を葬るか、子何をか觀んとす、昔者夫子之れを言ふ。曰く、吾れ之れを封ずること堂の若き者を見たり、坊の若き者を見たり、夏屋を覆ふが若き者を見たり、斧の若き者を見たり、斧の若き者に從はんと。(四)馬鬣封の謂ひなり。今一日にして三たび板を斬りて、封を已めん、尚はくは夫子の志を行はんか。○婦人は葛帶せず。○(五)新を薦むる有れば、朔奠の如くす。○既に葬れば、各々其服を以て除く。○(六)池は重霤に視ふ。○君、位に卽けば(七)椑を爲る、歲に一たび之れに漆す、藏す。

於牀。子游曰。諸。縣子聞之曰。汰哉叔氏。專以禮許人。○宋襄公葬其夫人。醯醢百甕。曾子曰。既曰明器矣。而又實之。○孟獻子之喪。司徒旅歸四布。夫子曰。可也。○讀賵曾子曰。非古也。是再告也。○成子高寢疾。慶遺入請曰。子之病革矣。如至乎大病。則如之何。子

曰く、古に非ざるなり、是れ再び告ぐるなり。○成子、(一二)高疾に寝ぬ。慶遺(一三)入りて請うて曰く、子の病革かなり、如し大病に至らば、則ち之を如何。子高曰く、吾れ之を聞けり、生きて人に益あり、死して人に害あらずと。吾れ縱ひ生きて人に益なかりしも、吾れ死を以て人に害ある可けんや、我れ死せば則ち不食(一四)の地を擇びて、我を葬れ。○子夏諸を夫子に問ふ。曰く、君の母と妻との喪に居るに、居處、言語、飲食、衎爾(一五)たり。○賓客至りて館(一六)する所なし。夫子曰く、生けるときは我れに於てか館せよ、死なんときは我れに於てか殯せよと。

(一) 有亡は有無に同じ、家の貧富をいふ (二) 封は窆に同じ、棺を下して壙穴の中に入るるなり (三) 司士は官名にして、賁は其の名 (四) 人死すれば尸を牀より地に下し、而して明衣を牀に敷き、尸を其の上に載せて襲するは禮なり、襲とは祭服褻衣を衣せること、當時は直ちに地上に襲せるなり (五) 矜大なること (六) 叔氏は子游の字 (七) 醯醢を入れたる甕が百個ありたりとなり (八) 明器は祭器と異り、之れを實たすべき者にあらず。然るに宋の襄公之れを實たす、禮にあらざるなり (九) 孟獻子は魯の大夫仲孫蔑 (一〇) 旅は下士なり、下士をして諸方の賵賻の餘りを其の人に歸さしめたりとなり (一一) 出棺の前に諸方より贈られたる賵賻の文書を讀むこと (一二) 齊の大夫國伯高の父 (一三) 慶封の一族の名 (一四) 開墾せざる土地 (一五) 自得の形容 (一六) 止宿する處

小斂而徹レ帷。仲梁子曰。夫婦方亂。故帷レ堂。小斂而徹レ帷。○小斂之奠、子游曰。於二東方一。曾子曰。於二西方一。斂斯席矣。小斂之奠在二西方一。魯禮之末失也。○縣子曰。綌衰繐裳非レ古也。○子蒲卒。哭者呼レ滅。子皐曰。若レ是野哉。哭者改レ之。○杜橋之母之喪。宮中無レ相。以爲レ沾也。○夫子曰。始死。羔裘玄冠者。易レ之而已。羔裘玄冠。夫子不二以弔一。

して疏なる者を緦といふ。葛の上衣、布の下衣に輕凉を專らとする者にて、古の制にあらずとなり　(一〇)子蒲の名　(一一)鄙野にして禮にあらず　(一二)粗略のこと　(一三)羔裘玄冠は朝服なり

○子游問二喪具一。夫子曰。稱二家之有亡一。子游曰。有無惡乎齊。夫子曰。有毋レ過レ禮。苟亡矣。斂二首足形一。還葬。縣レ棺而封。人豈有二非レ之者一哉。○司士賁告二於子游一曰。請襲二

○子游、喪具を問ふ。夫子曰く、(一)家の有亡に稱ふ。子游曰く、有無惡にか齊くせん。夫子曰く、有るも禮に過ぐること毋れ、苟くも亡ければ、首足形を斂して還ち葬る、棺を縣けて(二)封す、人豈に之れを非とする者あらん哉。(三)○司士賁、子游に告げて曰く、請ふ(四)牀に襲せん。子游曰く、諾。縣子之れを聞きて曰く、(五)汰なるかな、(六)叔氏專ら禮を以て人に許すと。○宋の襄公其の夫人を葬りしとき、(七)醯醢百甕あり、曾子曰く、既に(八)明器と曰ひて、而して又之れを實たせり。(九)○孟獻子の喪に司徒の(一〇)旅をして四の布を歸さしむ。夫子曰く、可なり。(一一)○賵を讀む、曾子、

行也。有二其禮一。有二其財一。無二其時一。君子弗レ行也。吾何愼哉。○縣子瑣曰。吾聞レ之。古者不レ降。上下各以二其親一。滕伯文。爲二孟虎一齊衰。其叔父也。爲二孟皮一齊衰。其叔父也。○后木曰。喪吾聞二諸縣子一曰。夫喪不レ可レ不レ深二長思一也。買レ棺外內易。我死則亦然。○曾子曰。尸未レ設レ飾。故帷レ堂。

○后木(五)曰く、喪は吾れ諸を縣子に聞けり。曰く、夫れ喪は思ひを深長にせざる可からざるなり、棺を買ふに外內易からしむと。我れ死せば則ち亦然かすべし。○曾子曰く、尸(六)未だ飾を設けず、故に堂に帷す、小斂して帷を徹す。仲梁(七)子曰く、夫婦方に亂る、故に堂に帷す、小斂して帷を徹す。○小斂の奠は、子游曰く、東方に於てすと。曾子曰く、西方に於てす、斂するに斯に席すと。小斂の奠の西方に在るは、魯禮の末(八)失せるなり。○縣子曰く、綌(九)の衰繐の裳は、古に非ざるなり。○子蒲卒す、哭するもの滅と呼ぶ(一〇)。子皐曰く、是の若きは野なるかな、哭するもの之れを改む。○杜橋の母の喪に宮中相なし、以て沽なりと爲せ(一一)り。○夫子曰く、始めて死するときは羔裘玄冠(一二)する者は、之れを易ふるのみ。羔裘玄冠しては、夫子以て弔せず。

(一) 衛の人 (二) 縣子名は瑣 (三) 上は遠きを降さず、下は卑を降さず (四) 殷の時の滕の君なり、伯は爵なり、文は其の名なり (五) 魯の孝公の子恵伯鞏の後 (六) 死事を行ふに、先づ尸に物を供へて、堂に帷を垂る、小斂して之を去る (七) 魯の人 (八) 魯の末世禮の義を失ひたること (九) 葛の屨にして隙ある者を綌といひ、布の細に

夏后氏用明器。示民無知也。殷人用祭器。示民有知也。周人兼用之。示民疑也。曾子曰。其不然乎。其不然乎。夫明器。鬼器也。祭器人器也。夫古之人。胡爲而死其親乎。○公叔朱有同母異父之昆弟死。問於子游。子游曰。其大功乎。狄儀有同母異父之昆弟死。問於子夏。子夏曰。我未之前聞也。魯人則爲之齊衰。狄儀行齊衰。今之齊衰。狄儀之問也。

(一)衛の大夫、名は伯　(二)魯の君　(三)傾は顧なり、人臣は外交なし、其の君に二心ならざるをいふ　(四)魯公の廟に非ざる者をいふ　(五)孔子の弟子原憲　(六)明器は死者にのみ用ふる者　(七)孝子の情として、其の親を全く死せりと爲さず　(八)衛の公叔文子の子

○子思之母死於衛。柳若謂子思曰。子聖人之後也。四方於子乎觀禮。子蓋慎諸。子思曰。吾何慎哉。吾聞之。有其禮。無其財。君子弗

○子思の母衛に死せり。柳若、子思に謂つて曰く、子は聖人の後なり、四方子に於てか禮を觀んとす、子蓋ぞ諸を愼まざる。子思曰く、吾れ何をか愼まんや、吾れ之れを聞く、其の禮ありて、其の財なければ、君子行はざるなり。其の禮あり、其の財ありて、其の時なければ、君子行はざるなり、吾れ何をか愼まんや。

○縣子瑣曰く、吾れ之を聞く、古者は(三)降さず、上下各〻其の親を以てすと。(四)滕伯(二)文、孟虎の爲めに齊衰す、其の叔父なり。孟皮の爲めに齊衰す、其の叔父なり。

召二縣子一而問焉。縣子曰。古之大夫。束脩之問不レ出レ竟。雖レ欲レ哭レ之。安得而哭レ之。今之大夫。交二政於中國。雖レ欲レ勿レ哭。焉得而弗レ哭。且臣聞レ之。哭有二二道一。有二愛而哭一レ之。有二畏而哭一レ之。公曰。然。然則如レ之何而可。縣子曰。請哭二諸異姓之廟一。於レ是與哭二諸縣氏一。○仲憲言二於曾子一曰。

雖も安んぞ得て之れを哭せんや。今の大夫は、政を中國に交ふ、哭するを勿らんと欲すと雖も、焉んぞ得て哭せざらんや。且つ臣之れを聞く、哭するに二道あり、愛して之を哭するあり、畏れて之れを哭するあり。公曰く、然り、然らば則ち之れを如何して可ならん。縣子曰く、請ふ(四)諸を異姓の廟に哭せん。是に於てか、諸を縣氏に哭せり。○(五)仲憲、曾子に言うて曰く、夏后氏は明器を用ふ、民に知ることなきを示す。殷人は祭器を用ふ、民に知ること有るを(六)示す。周人は之れを兼ね用ふ、民に疑を示す。曾子曰く、其れ然らざらんや、其れ然らざらんや、夫れ明器は鬼器なり、祭器は人器なり、夫の古の人、(七)胡爲れぞ其親を死せりとせんや。○公叔朮、同母異父の昆弟死せるあり、子游に問ふ。子游曰く、其れ大功か、(八)狄儀同母異父の昆弟死するあり。子夏に問ふ。子夏曰く、我れ未だ之れを前より聞かざるなり、魯人は則ち之れが爲に齊衰すと、狄儀齊衰を行へり。今の齊衰は、狄儀の問よりするなり。

有子之言以ニ夫子ー也。昔者夫子居ニ於宋ー。見下桓司馬自爲ニ石椁ー。三年而不レ成。夫子曰。如レ是其靡也。死不レ如ニ速朽之愈ー也。死之欲ニ速朽ー。爲ニ桓司馬ー。言レ之也。南宮敬叔。反必載レ寶而朝。夫子曰。若レ是其貨也。喪不レ如ニ速貧之愈ー也。喪之欲ニ速貧ー。爲ニ敬叔ー言レ之也。曾子以ニ子游之言ー告ニ於有子ー。有子曰。然。吾固曰レ非ニ夫子之言ー也。曾子曰。子何以知レ之。有子曰。夫子制ニ於中都ー。四寸之棺。五寸之椁。以レ斯知レ不レ欲ニ速朽ー也。昔者夫子失ニ魯司寇ー。將レ之レ荊。蓋先レ之以ニ子夏ー。又申レ之以ニ冉有ー。以レ斯知レ不レ欲ニ速貧ー也。

てし、又之れに申ぬるに冉有を以てせり。斯れを以て速かに貧ならんことを欲せざるを知る。

(一) 父母死したる時、眞に死して何も知らぬ者として之れを扱ふは不仁なり。孝子の情は猶は生けるの思あるべきなり。然りとて眞に猶は生ける者と思ふは不智なり。理に於て死したること明なればなり (二) 竹は竹器をいふ (三) 味は沫に同じ、なだらかなること (四) 斵は削ること (五) 調子の整はぬこと (六) 横を簨といひ、縦を虚といふ聲を懸ける物 (七) 神明の道を以て死者を送ること (八) 位を失ふこと (九) 宋の人、名は魋 (一〇) 石の外棺 (一一) 奢侈なること (一二) 魯の大夫孟僖子の子 (一三) 賄賂を行ひて、位に復することを求めたるなり (一四) 孔子年五十の時、定公ー子を以て中都の宰とせり (一五) 孔子中都の宰より、司空となり、司空より司冠となる (一六) 楚一名荊といふ (一七) 先づ遣りて說かしむるなり

〇陳莊子死。赴ニ於魯ー。魯人欲レ勿レ哭。繆公

〇陳莊子(一)死す、魯に赴ぐ。魯人哭すること勿らんと欲す。繆公(二)、縣子を召して問ふ。縣子曰く、古の大夫は、束脩(三)の問、竟を出でず、之れを哭せんと欲すと

明器。神二明之一也。○有子問二於曾子一曰。問二喪於夫子一乎。曰。聞レ之矣。喪欲二速貧一。死欲二速朽一。有子曰。是非二君子之言一也。曾子曰。參也聞二諸夫子一也。有子又曰。是非二君子之言一也。曾子曰。參也與二子游一聞レ之。有子曰。然。然則夫子有レ爲言レ之也。曾子以二斯言一告二於子游一。子游曰。甚哉

と之を聞けり。有子曰く、然るか、然らば則ち夫子爲めにするとありて之を言へると。曾子斯の言を以て子游に告ぐ。子游曰く、甚だしきかな、有子の言の夫子に似たるや、昔者夫子宋に居りしとき、桓(九)司馬が自ら石槨(一〇)を爲り、三年にして成らざるを見る。夫子曰く、是の如きは其れ靡(一一)なり、死しては、速かに朽つるの愈れるに如かざるなりと。死の速かに朽んことを欲すときは、桓司馬の爲に之を言へるなり(一二)。南宮敬叔、反れば必ず寶(一三)を載せて朝せり。夫子曰く、是の若きは其れ貨なり、喪して速かに貧なるの愈れるに如かざるなりと。喪の速かに貧ならんことを欲すとは敬叔の爲めに之を言へるなりと。曾子、子游の言を以て、有子に告ぐ。有子曰く、然らん、吾れ固より夫子の言に非ざるなりと曰へり。曾子曰く、子何を以てか之れを知る。有子曰く(一四)、夫子、中都に制して、四寸の棺、五寸の槨となせり。斯れを以て速かに朽ちんことを欲せざるを知る。昔者夫子魯の司寇(一五)を失ひて、將に荊(一六)に之かんとす、蓋し之れに先(一七)んずるに子夏を以

者君子弗レ爲也。○喪服。兄弟之子猶レ子也。蓋引而進レ之也。嫂叔之無レ服也。蓋推而遠レ之也。姑姉妹之薄也。蓋有二受レ我而厚レ之者一也。○食二於有レ喪者之則一。未二嘗飽一也。○曾子與レ客立二於門側一。其徒趨而出。曾子曰。爾將二何之一曰。吾父死。將三出哭二於巷一曰。反哭二於爾次一。曾子北面而弔焉。

は、緦麻三月の喪に服すべしといふこと　(五)すみやかなること　(六)ゆつたりとすること　(七)あはたゞしいこと　(八)おこたること　(九)ゆるやかなること　(一〇)門弟子をいふ　(一一)次は其の人の寓する所の館舍をいふ

○孔子曰。之レ死而致レ死レ之。不仁而不レ可レ爲也。之レ死而致レ生レ之。不知而不レ可レ爲也。是故竹不レ成レ用。瓦不レ成レ味。木不レ成レ斵。琴瑟張而不レ平。竽笙備而不レ和。有二鍾磬一而無二簨虡一。其曰二

○孔子曰く、(一)死に之きて、之れを死せりとするを致むるは不仁にして爲す可からざるなり。死に之きて之を生けりとするを致むるは、不知にして爲す可からざるなり。是の故に(二)竹は用を成さず、(三)瓦は味を成さず、(四)木は斵を成さず、琴瑟は張りて(五)平ならず、竽笙は備りて和せず、鍾磬ありて(六)簨虡なし、其の明器と曰ふは、之を(七)神明にするなり。○有子、曾子に問うて曰く、喪を夫子に問へるか。曰く、之れを聞けり。(八)喪しては速に貧ならんことを欲し、死しては速に朽ちんことを欲すと。有子曰く、是れ君子の言に非ざるなり。曾子曰く、參や、諸を夫子に聞けり。有子又曰く、是れ君子の言に非ざるなり。曾子曰く、參や、子游

師扶レ右。射人師扶レ左。君薨。以レ是舉。○從母之夫。舅之妻。二夫人相爲服。君子未レ之言一也。或曰。同爨緦。○喪事欲二其縱縱爾一。吉事欲二其折折爾一。故喪事雖レ遽不レ陵レ節。吉事雖レ止不レ怠。故騷騷爾則野。鼎鼎爾則小人。君子蓋猶猶爾。○喪具。君子恥レ具。一日二日而可レ爲也

ぐ。○從卜の夫、舅の妻、二の夫の人相爲に服するには、君子未だ之を言はず、或は曰く、同爨には緦すと。○喪事は其の縱縱爾たらんことを欲し、吉事は其の折折爾たらんことを欲す、故に喪事遽なりと雖も節を陵えず、吉事は止むると雖も怠らず、故に騷騷爾ならば卽ち野、鼎鼎爾なれば則ち小人なり。君子は蓋し猶猶爾たり。○喪の具は、君子具ふるを恥づ。一日二日にして爲す可き者は君子なさざるなり。○喪服に、兄弟の子は猶ほ子のごときなり、蓋し引きて之れを進むるなり。嫂叔の服なきは、蓋し推して之れを遠ざくるなり、姑姉妹の薄きは蓋し我に受けて之を厚くする者あればなり。○喪ある者の側に食へば、未だ嘗て飽かざるなり。○曾子、客と門の側に立つとき、其の徒趨りて出づ。曾子曰く、爾將に何にか之かんとす。曰く、吾が父死せり、將に出でて巷に哭せんとすと。曰く、反りて爾の次に哭せよと。曾子北面して弔せり。

(一) 卜は僕の誤なり　(二) 母の姉妹の夫をいふ　(三) 二の夫の人といふは、此の二人といふに同じ　(四) 同居すれ

柳曰。不可。吾聞之也。君子不家於喪。請班諸兄弟之貧者。○君子曰。謀人之軍。師敗則死之。謀人之邦。邑危則亡之。○公叔文子升於瑕丘。蘧伯玉從。文子曰。樂哉斯丘也。死則我欲葬焉。蘧伯玉曰。吾子樂之。則瑗請前。○弁人有其母死。而孺子泣者。孔子曰。哀則哀矣。而難爲繼也。夫禮爲可傳也。爲可繼也。故哭踊有節。○叔孫武叔之母死。既小斂。舉者出。尸出戶。袒。且投其冠。括髮。子游曰。知禮。

の母死せり。既に小斂して舉ぐる者(一五)出で、尸、戸を出づるとき、袒し且つ其の冠を投じて括髪せり。子游曰く、禮を知らんや(一六)と。

(一) 子生れて三月にして父之れに名づく、長じて賓を請ひて之を冠し、賓之れに字す。五十歳にして字の上に伯仲等の文字を加ふ。子游が其の禮の變に處したることを善しとせり (二) 霤は裏の室なり、室も亦土を積みて成る、人死して斂むる時、之れを浴するに、室を掘りて水を受けしむるをいふ (三) 斂むるに履を穿たしめんとするも足が曲りて堅くなるを防ぐ爲め、毀ちたる竈の甓を以て足に羈ね綴るをいふ (四) 土を重ねて上に行神の位を設き、柩車之れを践み行くこと (五) 子柳は魯の叔仲皮の子にして、子碩の兄 (六) 葬具の備はること (七) 葬具を備ふる財なきこと (八) 母を嫁せしむること (九) 公叔文子、名は拔、蘧伯玉名は瑗、倶に衛の大夫 (一〇) 地名 (一一) 吾子の死ぬ前に瑗は先づ去らんとなり。人の良田を害して、墓を作らんとする文子の意を惡みたるなり (一二) 其の聲、孺子の若く、長短高下の節なきこと (一三) 哀しいことは哀しいがといふこと (一四) 魯の人、論語に、叔孫武叔仲尼を毀ると是なり (一五) 尸を舉げ移す人 (一六) 禮を知らずとて之れを譏ひたるなり

○扶君。卜人

○君を扶くるに、卜人師(一)は右を扶け、射人師は左を扶く、君薨ずれば是を以て舉

五十以二伯仲一。死諡。周道也。○経者。實也。○掘二中霤一而浴。毀レ竈以綴レ足。及レ葬。毀レ宗躐レ行。出二于大門一。殷道也。學者行レ之。○子柳之母死。子碩請レ具。子柳曰。何以哉。子碩曰。請粥二庶弟之母一。子柳曰。如レ之何其粥二人之母一。以葬二其母一也。不可。既葬。子碩欲下以二賻布之餘一具中祭器上。子

の道なり。○経なるは實なり。○(三)中霤を掘りて浴し、竈を毀ちて以て足を綴り、葬に及びて宗を毀ち(四)行を躐み、大門より出づるは、殷道なり、學者之れを行ふ。(五)○子柳の母死せり。子碩、(六)具を請ふ。子柳曰く、(七)何を以てせんか。子碩曰く、請ふ、庶弟の母を(八)粥らん。子柳曰く、之れを如何ぞ其れ人の母を粥りて、以て母を葬らんや、不可なり。既に葬る。子碩賻布の餘りを以て祭器を具へんと欲す。子柳曰く、不可なり。吾れ之を聞けり、君子は喪に家せず、請ふ諸兄弟の貧しき者に班たんと。○君子曰く、人の軍を謀りて、師敗るれば則ち之れに死す、人の邦を謀りて、邑危ければ則ち之れに亡ぶ。○(九)公叔文子、(一〇)瑕丘に升る、蘧伯玉從へり。文子曰く、樂しいかな斯の丘や、死なば則ち我れ葬られんと欲すと。蘧伯玉曰く、吾子之を樂しまば則ち(一一)瑗請ふ前にせん。○弁人、母其の死して、(一二)孺子の泣きをする者あり。孔子曰く、(一三)哀は則ち哀なり、而して繼ぐことを爲し難し、夫れ禮は傳ふ可きを爲す、繼ぐ可きを爲す、故に哭踊節あり。○(一四)叔孫武叔

而成レ聲。作而曰。先王制レ禮。不二敢不一レ至焉。○司寇惠子之喪。子游。爲レ之麻衰牡麻絰。文子辭曰。子辱與二彌牟之弟一游。又辱爲レ之服。敢辭。子游曰。禮也。文子退反哭。子游趨而就二諸臣之位一。文子又辭曰。子辱與二彌牟之弟一游。又辱爲レ之服。又辱臨二其喪一。敢辭。子游曰。固以請。文子退。扶二適子一南面而立。曰。子辱與二彌牟之弟一游。又辱爲レ之服。又辱臨二其喪一。虎也敢不レ復レ位。子游趨而就二客位一。○將軍文子之喪。既除レ喪。而后越人來弔。主人深衣練冠。待二于廟一。垂二涕洟一。子游觀レ之。曰。將軍文氏之子。其庶幾乎。亡二於禮一者之禮也。其動也中。

て、而して后に越人来り弔せり。主人深衣練冠して、廟に待ち、（九）涕洟を垂る。（一〇）子游之を觀て曰く、將軍文氏の子、其れ庶幾きか。禮亡き者の禮なり、其の動くや中れり。

（一）羔裘衣を著て又上に深衣を著るをいふ、襲は重ぬるをいふ　（二）羔裘を著て上に衣を著ず裘を見はすなり袒は肩脫ぐなり、是れ吉服なり、始めて死する時は吉服にて弔し、主人の服を變ずるに隨ひて凶服に變ず、是れ禮なり　（三）孔子に見ゆ　（四）衞の將軍文子彌牟の弟。司寇は官名なり　（五）雄麻を以て絰となすをいふ　（六）其の服を辭すること　（七）其の臣の位に就くを辭すること　（八）虎は惠子の嫡子なり、惠子嘗に嫡子を廢して庶子を立てり　（九）文子の子　（一〇）涕は目より垂れ、洟は鼻より垂る

○幼名。冠字。

○幼にして名づけ、冠して字し、五十は伯仲を以てし、死して諡するは、周

爲習於禮者。如之何其裼裘而弔也。主人既小斂。袒括髮。子游趨而出。襲裘帶經而入。曾子曰。我過矣。我過矣。夫夫是也。○子夏既除喪而見。予之琴。和之而不和。彈之而不成聲。作而曰。哀未忘也。先王制禮。而弗敢過也。子張既除喪而見。予之琴。和之而和。彈之

り、曾子曰く、我れ過てり、我れ過てり、夫の夫是なり。○子夏既に喪を除きて見ゆ。(三)之れに琴を予ふれば、之を和して和せず、之れを彈じて聲を成さず、作ちて曰く、哀未だ忘れざるなり。先王禮を制して敢て過ぎざるなりと。子張既に喪を除きて見ゆ。之れに琴を予ふれば、之れを和して和し、之を彈じて聲を成せり、作ちて曰く、先王禮を制し、敢て至らずんばあらずと。○司寇惠子(四)の喪に、子游之れが爲に麻衰し、(五)牡麻經せり。文子辭して曰く、子辱く彌牟の弟と游び、又辱く之が爲に服す、(六)敢て辭すと。子游曰く、禮なりと。文子退きて反哭す。子游趨りて諸臣の位に就く、文子又辭して曰く、子辱く彌牟の弟と游び、又辱なく之が爲めに服し、又辱なく其喪に臨す、(七)敢て辭すと。子游曰く、固く以て請はんと。文子退きて適子を扶け、南面して立ちて曰く、子辱く彌牟の弟と游び、又辱く之れが爲に服し、又辱く其の喪に臨す、(八)虎や敢て位に復らざらんやと。子游趨りて客位に就けり。○將軍文子の喪に既に喪を除き

古也。子路曰。吾聞二諸夫子一。喪禮。與二其哀不レ足而禮有レ餘也。不レ若二禮不レ足而哀有レ餘也。祭禮。與二其敬不レ足而禮有レ餘也。不レ若二禮不レ足而敬有レ餘也。○曾子弔二於負夏一。主人既祖。塡池。推レ柩而反レ之降二婦人一而后行レ禮。從者曰。禮與。曾子曰。夫祖者。且也。且胡爲其不レ可二以反レ宿一也。從者又問二諸子游一曰。禮與。子游曰。飯二於牖下一。小二斂於戶內一。大二斂於阼一。殯二於客位一。祖二於庭一。葬二於墓一。所二以卽レ遠也。故喪事有レ進而無レ退。曾子聞レ之曰。多矣乎。予出祖者。

○曾子襲裘而弔。子游裼裘而弔。曾子指二子游一而示レ人曰。夫夫也。

(一)褚は棺を覆ふ物なり、幕の形に作る故に褚幕といふ。其の幕を赤き布にて作る。故に丹質といふ (二)四隅に蟻の模樣を畫くこと (三)首魁とならぬこと (四)兵器をいふ (五)從ふなり (六)麻を以て首と腰とを纏ふこと (七)草木を芟り治めて、荒穢ならしめざること (八)負夏は衞の地名。曾子が弔ひたる時、棺は既に殯より祖廟に遷され祖奠も終り、柩車に載せ將に出で行かんとしたるが、曾子の至るを榮として棺を反へし、一旦堂に升りたる婦人を階下に降らしめて、禮を行へり。棺を反へすは禮にあらず、婦人を降して禮を行へるも非なり、故に弟子之れを疑ひたるなり、塡池は奠を徹すること、池は徹の誤なり (九)且は暫くなり、祖と音通なるを以て此の字を借りて其の義を釋きたるなり (一〇)棺を反して宿を越ゆること (一一)一旦出だしたる棺は、復反へすべからずとの子游の說は、曾子の說よりも勝り居るといふこと。蓋し曾子は主人の過を指すことを欲せずして、門人に答へたる者なり

○曾子、襲裘(一)して弔し、子游、裼裘(二)して弔す。曾子、子游を指して人に示して曰く、夫の夫や、禮に習ふと爲ふものなり、之れを如何ぞ其れ裼裘して弔するかと。主人既に小斂して、袒して括髮すれば、子游趨りて出で、襲裘帶絰して入れ

子曰。寢苫枕干。不仕。弗與共天下也。遇諸市朝。不反兵而鬭。曰。請問居昆弟之仇。如之何。曰仕。弗與共國。銜君命而使。雖遇之不鬭。曰。請問居從父昆弟之仇。如之何。曰。不爲魁。主人能。則執兵而陪其後。○孔子之喪。二三子皆絰而出。羣居則絰出則否。○易墓。非

曰く、請ひ問ふ、從父昆弟の仇に居ること、之れを如何。曰く、魁たらず、主人能くせば、則ち兵を執りて其後に陪す。○孔子の喪に二三子皆絰して出でたり、羣居すれば、則ち絰し、出づれば則ち否らず。○墓を易むるは古に非ざるなり。子路曰く、吾れ諸を夫子に聞けり、喪禮は其の哀足ずして禮餘あらんよりは、禮足らずして哀餘りあらんには若かず、祭禮は其の敬足らずして禮餘りあらんよりは、禮足らずして敬餘りあらんには若かず。○曾子、負夏に弔す、主人既に祖して、塡池せり。柩を推して之を反へし、婦人を降して后に禮を行へり。從者曰く、禮か。曾子曰く、夫れ祖は且なり、且は胡爲れぞ其れ以て反宿すべからざらんやと。從者又諸を子游に問ひて曰く、禮か。子游曰ふ、牖下に飯し戸内に小斂し、阼に大斂し、客位に殯し、庭に祖し、墓に葬る遠きに卽く所以なり。故に喪事は進むありて退くなし。曾子之れを聞きて曰く、多れるかな予が出でて祖すといふ者に。

間。則與賓主夾之也。周人殯於西階之上。則猶賓之也。而丘也殷人也。予疇昔之夜。夢坐奠於兩楹之間。夫明王不興。而天下其孰能宗予。予殆將死也。蓋寢疾七日而沒。○孔子之喪。門人疑所服。子貢曰。昔者夫子之喪顏淵。若喪子而無服。喪子路亦然。請喪夫子。若喪父而無服。○孔子之喪。公西赤爲志焉。飾棺。牆置翣設披。周也。設崇。殷也。綢練設旐。夏也。

なり、崇(八)を設けたるは殷なり、綢練(九)して旐(一〇)を設けたるは夏なり。

㈠ 寛縱自適の形容 ㈡ 楹は柱なり ㈢ 疇昔は曩昔に同じ、前日をいふ ㈣ 宗は尊なり ㈤ 字は子華、孔子の弟子 ㈥ 志は誌に同じ、孔子を尊ぶ章誌を作ること ㈦ 左右より棺を引張る綱なり ㈧ 崇牙とて旗の飾なり ㈨ 綢は包なり、練帛を以て旗の竿を包むこと ㈩ 長き旗

○子張之喪。公明儀爲志焉。褚幕丹質。蟻結于四隅。殷士也。○子夏問於孔子曰。居父母之仇如之何。夫

○子張の喪に、公明儀、志を爲り、褚幕丹質、四隅に蟻結せり、殷の士なり。○子夏、孔子に問ひて曰く、父母の仇(二)に居ること(三)、之れを如何。夫子曰く、苫に寢ね干に枕し、仕へず、與に天下を共にせざるなり。諸に市朝に遇へば、兵に反らずして鬪ふ。曰く、請ひ問ふ、昆弟の仇に居ること、之れを如何。曰く、仕ふるも與に國を共にせず、君命を銜みて使せば、之れに遇ふと雖も鬪はず。

負手曳杖。消搖於門。歌曰。泰山其頽乎。梁木其壞乎。哲人其萎乎。既歌而入當戸而坐。子貢聞之曰。泰山其頽。則吾將安仰。梁木其壞。哲人其萎。則吾將安放。夫子殆將病也。遂趨而入。夫子曰。賜。爾來何遲也。夏后氏殯於東階之上。則猶在阼也。殷人殯於兩楹之

れ頽れんか、梁木は其れ壞れんか、哲人は其れ萎まんか。既に歌ひて入り、戸に當りて坐せり。子貢之を聞きて曰く、泰山其れ頽れば、則ち吾れ將た安にか仰がん、梁木其れ壞れ、哲人其れ萎まば、則ち吾れ將た安にか放らん。夫子殆ど將に病みなんとす、遂に趨りて入る。夫子曰く、賜、爾の來ること何ぞ遲きや。夏后氏は東階の上に殯す、則ち猶ほ阼に在り、殷人は兩楹の間に殯す、則ち賓主と之れと夾む、周人は西階の上に殯す、則ち猶ほ之れを賓とするなり、而して丘や殷人なり、予(三)疇昔の夜、坐して兩楹の間に奠せらるゝと夢みたり、夫れ明王興らず、天下其れ孰か能く予を(四)宗とせん、予殆ど將に死せんとするなり。蓋し疾に寢ぬること七日にして沒せり。○孔子の喪に、門人服せん所を疑へり。子貢曰く、昔者夫子の顏淵に喪せるは、子に喪せしが若くにして服なかりき。子路に喪せるも亦然り。請ふ夫子に喪すること、父に喪するが若くにして服なけんと。○孔子の喪に、(五)公西赤、(六)志を爲り、棺に飾るに牆して、翣を置き、(七)披を設けたるは周

驂於舊館。無㆓乃已重㆒乎。夫子曰。予鄉者入而哭㆑之。遇㆓於一哀㆒而出㆑涕。予惡㆓夫涕之無㆑從也。小子行㆑之。○孔子在㆑衛。有㆓送㆑葬者。而夫子觀㆑之。曰。善哉爲㆑喪乎。足㆓以爲㆑法矣。小子識㆑之。子貢曰。夫子何善爾也。曰。其往也如㆑慕其反也如㆑疑。子貢曰。豈若㆓速反而虞㆒乎。子曰。小子識㆑之。我未㆓之能㆑行也。○顏淵之喪。饋㆓祥肉㆒。孔子出。受㆑之。入彈㆑琴而后食㆑之。○孔子與㆓門人㆒立。拱而尙㆑右。二三子亦皆尙㆑右。孔子曰。二三子之嗜㆑學也。我則有㆓姉之喪㆒故也。二三子皆尙㆑左。

子曰く、小子之を識せ、我れ未だ之れを行ふこと能はざるなり。○顏淵の喪に祥肉を饋る。孔子出でて之を受け、入りて琴を彈じて后に之を食ふ。○孔子門人と立つ。拱して右を尙にす。(一一)二三子も亦皆な右を尙にす。孔子曰く、二三子の學を嗜む、我は則ち姉の喪有る故なりと。二三子皆左を尙にせよ。

(一) 名は柴、孔子の弟子 (二) 精粗廣狹の法制に合はざるをいふ (三) 片倚り坐ること (四) 舊き以前に舍り居たる館の主人 (五) 車を駕する者の中の兩馬を驂馬となし、其の兩方の馬を騑馬となす (六) 說は脫に同じ、脫ぎ解くこと (七) 涕が理由なしに出づること (八) 親の喪を送るに、赤子の父母を慕ひて離れ難きの狀あること (九) 父母家に在るか墓に在るかと疑ひて心が兩方に引かれて去り難きの狀あること (一〇) 葬を終りて歸り行ふ祭をいふ (一一) 吉事には左を上にし、凶事には右を上にす

○孔子蚤作。

○孔子蚤に作き、手を負ひ、杖を曳きて、門に消搖せり。(一)歌ひて曰く、泰山は其

民未有聞焉。爾罪二也。喪爾子。喪爾明。爾罪三也。而曰爾何無罪與。子夏投其杖而拜曰。吾過矣。吾過矣。吾離羣而索居。亦已久矣。○夫晝居於内。問其疾可也。夜居於外。弔之可也。是故君子非有大故。不宿於外。非致齊也。非疾也。不晝夜居於内。

○高子皐之執親之喪也。泣血三年。未嘗見齒。君子以爲難。○衰與其不當物也。寧無衰。齊衰不以邊坐。大功不以服勤。○孔子之衛。遇舊館人之喪。入而哭之哀。出使子貢說驂而賻之。子貢曰。於門人之喪。未有所說驂。說

○高子皐の(一)親の喪を執るや、泣血三年、未だ嘗て齒を見はさず、君子以て難しと爲せり。○衰は(二)其の物に當らざらんよりは、寧ろ衰すること無けん、齊衰以て邊(三)坐せず、大功以て勤に服せず。○孔子衛に之く。舊館人(四)の喪に遇ふ、入りて之を哭して哀し、出でて子貢をして驂を說きて之れに賻らしむ。子貢曰く、門人の喪に於て未だ驂を說く所あらず、驂(五)を舊館(六)に說くは、乃ち已だ重きなからんか。夫子曰く、予、鄕者に入りて之れを哭せるとき、一哀に遇ひて涕を出せり、予夫の涕(七)の從ること無きを惡む、小子之を行へ。○孔子衛に在りしとき、葬を送る者あり。夫子之れを觀て曰く、善かな喪を爲す、以て法と爲すに足れり、小子之を識せと。子貢曰く、夫子何ぞ善しとすること爾るやと。曰く、其の往く(八)や慕ふが如く、(九)其の反るや疑ふが如し。子貢曰く、豈に速かに反りて虞(一〇)するに若かんや。

罰則已疏。於喪則已重。夫由賜也見我。吾哭諸賜氏。遂命子貢爲之之主。曰。爲爾哭也來者。拜之。知伯高而來者。勿拜也。〇曾子曰。喪有疾。食肉飲酒。必有草木之滋焉。以爲薑桂之謂也。〇子夏喪其子而喪其明。曾子弔之。曰。吾聞之也。朋友喪明則哭之。曾子哭。子夏亦哭。曰。天乎。予之無罪也。曾子怒曰。商女何無罪也。吾與女事夫子於洙泗之間。退而老於西河之上。使西河之民。疑女於夫子。爾罪一也。喪爾親。使

曰く、商(七)、女何ぞ罪なからん。吾れ女と夫子に洙泗(八)の間に事ふ、退きて西河(九)の上に老し、西河の民をして、女を夫子に疑はしむ、爾の罪一なり。爾の親に喪せしとき、民をして未だ聞くことあらざらしむ、爾の罪二なり、爾の子に喪して爾の明を喪ふ、爾の罪三なり。而るに爾何ぞ罪なしと曰ふかと。子夏其杖を投じて拜して曰く、吾れ過てり、吾れ過てり、吾れ羣を離れて索居せる(一〇)こと、亦已に久し。〇夫れ晝内に居れば其の疾を問ひて可なり、夜外に居れば之を弔して可なり。是の故に君子大故(一一)あるに非ざれば、外に宿せず、致齊するに非ず、疾に非ざれば、晝夜内に居らず。

(一) 冉子は孔子の弟子冉有なり　(二) 乘馬は四馬なり　(三) 之れを將ふは之れを贈ること　(四) 賜は孔子の弟子子貢の名　(五) 滋味をいふ　(六) 明は眼なり　(七) 商は孔子の弟子子夏の名　(八) 魯の二の川の名　(九) 子夏の居る所　(一〇) 離れ居ること　(一一) 喪の憂をいふ

不レ入二於口一者三日。杖而后能起。○曾子曰。小功不レ稅。則是遠兄弟終無レ服也。而可乎。

○伯高之喪。孔氏之使者未レ至。冉子攝二束帛乘馬一而將レ之。孔子曰。異哉。徒使三我不二レ誠二於伯高一。○伯高死二於衞一。赴二於孔子一。孔子曰。吾惡乎哭レ諸。兄弟。吾哭二諸廟一。父之友。吾哭二諸廟門之外一。師。吾哭二諸寢一。朋友。吾哭二諸寢門之外一。所レ知。吾哭二諸野一。於レ

○伯高の喪に、孔氏の使者未だ至らず。冉子、束帛乘馬を攝つて之を將ふ。孔子曰く、異なるかな、徒に我をして伯高に誠ならざらしむ。○伯高衞に死す。孔子に赴ぐ。孔子曰く、吾惡にか諸を哭せんか。兄弟には吾れ諸を廟に哭す、父の友には、吾れ諸を廟門の外に哭す、師には吾れ諸を寢に哭す、朋友には吾れ諸を寢門の外に哭す、知る所は吾れ諸を野に哭す、野に於てせば則ち已だ疏なり、寢に於てせば則ち已だ重し、夫は賜に由りて我を見たり、吾れ諸を賜氏に哭せんと。遂に子貢に命じて之が主たらしむ。曰く、爾が哭するが爲に來る者は之れを拜せよ。伯高を知りて來る者は拜する勿れ。○曾子曰く、喪に疾あれば、肉を食ひ酒を飲み、必ず草木の滋ありと、以爲らく薑桂の謂なり。○子夏、其の子に喪して、其明を喪へり。曾子之れを弔して曰く、吾れ之れを聞く、朋友明を喪へば則ち之を哭すと。曾子哭す。子夏亦哭して曰く、天なるか、予罪なし。曾子怒りて

功誦可也。○子張病。召₂申祥₁而語ㇾ之曰。君子曰ㇾ終。小人曰ㇾ死。吾今日其庶幾乎。○曾子曰。始死之奠。其餘ㇾ閣也與。○曾子曰。小功不ㇾ爲ㇾ位也者。是委巷之禮也。子思之哭ㇾ嫂也爲ㇾ位。婦人倡踊。申祥之哭₂言思₁也。亦然。○古者冠縮縫。今也衡縫。故喪冠之反ㇾ吉。非ㇾ古也。○曾子謂₂子思₁曰。伋吾執₂親之喪₁也。水漿不ㇾ入₂於口₁者七日。子思曰先王之制ㇾ禮也。過ㇾ之者俯而就ㇾ之。不ㇾ至焉者跂而及ㇾ之。故君子之執₂親之喪₁也。水漿

り。子思の嫂を哭するや位を爲れり、婦人倡踊(七)せり。申祥の言思を哭するや亦然り。○古は冠縮に縫へり、(八)今や衡に縫ふ、故に喪冠の吉に反するは、古に非ざるなり。○曾子、(九)子思に謂ひて曰く、伋、吾が親の喪を執りしなり、水漿口に入らざりし者七日なりき。子思曰く、先王の禮を制するや、之れに過ぎたる者は俯して之れに就かしめ、至らざる者は跂(一〇)して之れに及ばしむ、故に君子の親の喪を執るや、水漿口に入らざる者三日、杖つきて后は能く起つ。○曾子曰く、小功(一一)は稅せずんば則ち是れ遠兄弟は終に服なきなり、而して可ならんや。

(一) 祔は合葬なり (二) 殯斂の時、死者の體を洗ふこと (三) 書を讀むこと (四) 奠は死者に供へる物なり (五) 閣は戸棚なり (六) 陋巷をいふ (七) 倡は先なり。先づ哭踊すること (八) 今日は吉冠は横に縫ひ、喪冠のみ之れに反して縦に縫ふは古の禮に非ずとなり (九) 伋は子思の名 (一〇) つまだつこと (一一) 稅は死の報を得て其の日より起算して定期の喪に服すること

溺。○子路有二姉之喪一。可三以除二之矣。而弗レ除也。孔子曰。何弗レ除也。子路曰。吾寡二兄弟一而弗レ忍也。孔子曰。先王制レ禮。行レ道之人皆弗レ忍也。子路聞レ之。遂除レ之。○太公封二於營丘一。比及二五世一。皆反葬二於周一。君子曰。樂樂二其所一レ自生。禮不レ忘二其本一。古之人有レ言曰。狐死正丘首。仁也。○伯魚之母死。期而猶哭。夫子聞レ之曰。誰與哭夫。門人曰。鯉也。夫子曰。嘻其甚也。伯魚聞レ之。遂除レ之。

ぶに、吉時には纚(かみづゝみ)を以て髮を包む、凶時には纚を去りて其の髻を露す、之を髽といふ ㈢ 魯の襄公の四年に、魯、邾婁と戰ひて臺駘に敗る、臺は蓋し壺の誤りなり、春秋傳には狐駘に作る ㈣ 高くすること ㈤ 廣くすること ㈥ 魯の大夫 ㈦ 二十七ヶ月にて行ふ祭の名 ㈧ 恥を畏れて自ら溝瀆に經る者、巖牆の下に立ちて壓死する者、水に溺れて死する者は弔はずとなり ㈨ 丘は狐穴の在る處、狐死するに丘の方に首を向けて死すと、即ち本を忘れざるの意なり (一〇) 伯魚は鯉の字なり。母は孔子が出せる妻なり

○舜葬二於蒼梧之野一。蓋三妃未二之從一也。季武子曰。周公蓋祔。○曾子之喪。浴二於爨室一。○大功廢レ業。或曰。大

○舜、蒼梧の野に葬る、蓋し三妃は未だ之に從はざりしなり。季武子曰く、周公蓋し(一一)祔せり。○曾子の喪に爨室に浴す。○大功には業を廢す。或は曰く、大功には誦するも可なり。○子張(一二)病む。申祥を召して之に語げて曰く、君子には終と曰ひ、小人には死と曰ふ、吾は今日其れ庶幾いか。○曾子曰く、始め死するの奠は其れ閣に餘せるものか。○曾子曰く、小功位を爲さざる者は、是れ(一六)委巷の禮な

○南宮縚之妻之姑之喪。夫子誨之髽曰。爾毋從從爾。爾毋扈扈爾。蓋榛以爲笄。長尺而總八寸。○孟獻子禫。縣而不樂。比御而不入。夫子曰。獻子加於人一等矣。○孔子既祥。五日彈琴而不成聲。十日而成笙歌。有子蓋既祥。而絲屨組纓。○死而不弔者三。畏。厭。

御すべき比にして入らず。夫子曰く、獻子は人に加ふること一等なり。○孔子既に祥し、五日にして琴を彈じて、聲を成さず、十日にして笙歌を成せり。有子蓋し既に祥して、絲屨組纓せり。○(八)死して弔せざる者三、畏、厭、溺。○子路姉の喪あり、以て之を除く可し、而して除かざるなり。孔子曰く、何ぞ除かざるや。子路曰く、吾が兄弟寡ければ忍びざるなり。孔子曰く、先王禮を制す、道を行ふの人皆忍びざるなり。子路之を聞きて、遂に之を除けり。○太公、營丘に封ぜらる。五世に及ぶ比まで、皆反りて周に葬れり。君子曰く、樂は其の自よりて生ずる所を樂み、禮は其本を忘れず、古の人言へることあり、曰く、狐死するに正しく(九)丘に首すと、仁なり。○(一〇)伯魚の母死す、期にして猶ほ哭す、夫子之を聞きて曰く、誰や哭する者ぞと。門人曰く、鯉なり。夫子曰く、嘻、其れ甚だし。伯魚之を聞きて遂に之を除けり。

(一) 魯の僖公の二十二年に、魯、邾婁と升陘に戰ひたるに、邾婁の人は矢を以て親の魂を招きたり (二) 婦人髪を結

之病革矣。不レ可ニ以變一。幸而至ニ於旦一。請敬易レ之。曾子曰。爾之愛レ我也。不レ如レ彼。君子之愛レ人也以レ德。細人之愛レ人也以ニ姑息一。吾何求哉。吾得レ正而斃焉斯已矣。舉扶而易レ之。反レ席未レ安而沒。○始死。充充如レ有レ窮。既殯。瞿瞿如レ有レ求而弗レ得。既葬。皇皇如レ有レ望而弗レ至。練而慨然。祥而廓然。

れば皇皇(一〇)として望むところ有りて至らざるが如し、練(一一)して慨然たり、祥(一二)して廓然たり。

(一)病は疾の重きをいふ　(二)曾子の門人　(三)二人俱に曾子の子　(四)睆は美しく好き形容　(五)驚く形容　(六)革は亟に同じ、病の重ること。あらたむと讀むは非なり　(七)小人をいふ　(八)充充は困まりて伸びざる有様　(九)瞿瞿は眼を張りて視る有様　(一〇)皇皇は徨徨に同じ、さまよふ有様　(一一)死後十三ケ月にして小祥の祭を行ひ、練冠に易ふれば、月日の早く過ぐるを慨歎す　(一二)二十五ケ月にして大祥の祭を行へば、廓然として心寂しく樂まずとなり

○邾婁復レ之以レ矢。蓋自レ戰ニ於升陘一始也。魯婦人之髽而弔也。自レ敗ニ於臺鮐一始也。

○邾婁(一)之を復するに矢を以てするは、蓋し升陘に戰ひしより始まれり、魯の婦(二)人の髽して、弔するは臺鮐(三)に敗れしより始まれり。○南宮縚の妻の姑の喪、夫子之れに誨へて髽せしむ。曰く、爾、從從(四)たること毋れ、爾、扈扈(五)たること毋れ、蓋し榛以て笄と爲し、長さ尺にして總八寸なりき。○孟獻子(六)禫(七)す、縣して樂せず、

縣賁父曰。他日不ニ收績一。而今敗績。是無ㇾ勇也。遂死ㇾ之。圉人浴ㇾ馬。有ニ流矢在ニ白肉一。公曰。非ニ其罪一也。遂誄ㇾ之。士之有ㇾ誄。自ㇾ此始也。

○曾子寢ㇾ疾病。樂正子春坐ニ於牀下一。曾元曾申坐ニ於足一。童子隅坐而執ㇾ燭。童子曰。華而睆。大夫之簀與。子春曰。止。曾子聞ㇾ之。瞿然曰。呼。曰。華而睆大夫之簀與。曾子曰。然。斯季孫之賜也。我未ニ之能一ㇾ易也。元起易ㇾ簀。曾元曰。夫子

○曾子疾に寢て病(一)なり、樂正子春(二)牀下に坐し、曾元(三)、曾申、足に坐し、童子隅に坐して燭を執る。童子曰く、華にして睆(四)なるは、大夫の簀か。子春曰く、止めよ。曾子之を聞きて瞿然(五)として曰く、呼、曰く、華にして睆なるは、大夫の簀か。曾子曰く、然り、斯れ季孫の賜なり、我れ未だ之を易ふる能はざるなり。元、起ちて簀を易へよと。曾元曰く、夫子の病革(六)かなり、以て變ず可からず、幸にして旦に至らば、請ふ敬みて之を易へん。曾子曰く、爾の我を愛するは、彼に如かず、君子の人を愛するは徳を以てし、細人(七)の人を愛するや、姑息を以てす、吾れ何を求めんや、吾れ正を得て斃れなば斯に已まんと。擧げ扶けて之を易ふ。席に反りて未だ安ぜずして沒せり。○始めて死すれば充充(八)として窮まるあるが如し。既に殯すれば瞿瞿(九)として求むる有りて得ざるが如し。既に葬

子曰。不可。君謂ニ我欲ヒ弑レ君也。天下豈有ニ無レ父之國一哉。吾何行如之。使三人辭ニ於狐突一曰。申生有レ罪。不レ念ニ伯氏之言一也。以至ニ于死一。申生不三敢愛ニ其死一。雖レ然。吾君老矣。子少。國家多レ難。伯氏不三出而圖ニ吾君一。伯氏苟出而圖ニ吾君一。申生受レ賜而死。再拜稽首乃卒。是以爲ニ恭世子一也。○魯人有ニ朝祥而莫歌者一。子路笑レ之。夫子曰。由。爾責ニ於人一。終無レ已夫。三年之喪。亦已久矣夫。子路出。夫子曰。又多乎哉。踰レ月則其善也。○魯莊公及ニ宋人一戰ニ于乘丘一。縣賁父御。卜國爲レ右。馬驚敗績。公隊。佐車授レ綏。公曰。末之卜也。

かな、三年の喪、亦已に久し。子路出づ。夫子曰く、又多からんや、月を踰ゆれば則ち其れ善し。○魯、莊公、宋人と乘丘に戰へり。縣賁父、御たり、卜國、右たり、馬驚きて敗績せり、(一〇)公隊つ、(一一)佐車綏を授く。公曰く、末(一二)いかな卜や、縣賁父曰く、他日敗績せず、而るに今敗績す、是れ勇なきなりと。遂に之に死せり。圉人、馬を浴すれば、流矢白肉に在る有り。公曰く、其の罪に非ざるなりと。遂に之に誄せり。(一三)士の誄あるは、此より始まれり。

(一)魯の君 (二)曾參の子申なり (三)天子より庶人に至る迄尊卑の別なきなり (四)帟は布を以て幕となす者 (五)帟の幕を用ふる者唯魯國あるのみなり (六)世子は太子なり (七)吾往く所なしといふこと (八)恭は申生の諡なり (九)親死すれば十三ケ月にして小祥、二十五ケ月にして大祥の祭をなす。今魯の人は朝に大祥の祭をなしたるなり (一〇)凡そ軍の大に崩るゝこと (一一)隊は墜に同じ、車より墜つること (一二)末は微なり、勇なきをいふ (一三)誄は累なり、死者の功德を累ね稱する辭

○穆公之母卒。使三人問二於曾子一曰。如レ之何。對曰。申也聞二諸申之父一。曰。哭泣之哀。齊斬之情。饘粥之食。自二天子一達。布幕。衞也。縿幕。魯也。○晉獻公將レ殺二其世子申生一。公子重耳謂レ之曰。子蓋レ言二子之志於公一乎。世子曰。不可。君安二驪姫一。是我傷二公之心一也。曰。然則蓋レ行乎。世

○穆公の母卒す、人をして曾子(二)に問はしめて曰く、之を如何せんと。對へて曰く、申(一)や諸を申の父に聞けり。曰く、哭泣の哀、齊斬の情、饘粥の食は、天子(三)より達す、布幕(四)は衞なり、縿幕(五)は魯なり。○晉の獻公將に其世子(六)申生を殺さんとす。公子重耳之れに謂つて曰く、子蓋ぞ子の志を公に言はざるか。世子曰く、不可なり。君、驪姫に安んず、是れ我れ公の心を傷るなり。曰く、然らば則ち蓋ぞ行らざるか。世子曰く、不可なり、君、我れ君を弑せんと欲すと謂へり、天下豈父なきの國あらんや、吾何にか行るとして如かん。人をして狐突に辭せしめて曰く、申生罪あり、伯氏(七)の言を念はずして、以て死に至れり、申生敢て其の死を愛まず、然りと雖も吾が君は老いたり、子は少し、國家難多し、伯氏出でて吾が君を圖らず、伯氏苟も出でて吾が君を圖らば、申生賜を受けて而して死せんと。再拜稽首して乃ち卒す。是を以て恭(八)世子と爲す。○魯人、朝に祥して莫に歌ふ者あり、子路之を笑ふ。夫子曰く、由、爾(九)人を責ること、終に已むこと無き

少孤。不知其墓。殯於五父之衢。人之見之者。皆以爲葬也。其愼也。蓋殯也。問於郰曼父之母。然後得合葬於防。○鄰有喪舂不相。里有殯。不巷歌。喪冠不緌。○有虞氏瓦棺。夏后氏堲周。殷人棺槨。周人牆置翣。○周人以殷人之棺槨葬長殤。以夏后氏之堲周葬中殤下殤。以有虞氏之瓦棺葬無服之殤。○夏后氏尙黑。大事斂用昏。戎事乘驪。牲用玄。殷人尙白。大事斂用日中。戎事乘翰。牲用白。周人尙赤。大事斂用日出。戎事乘騵。牲用騂。

(一) 子路孔悝の難に死す、故に孔子之れを中庭に哭す、師友の禮なり。公羊傳に、噫天吾れを祝てり矣と是なり (二) 衛より來り赴ぐる者 (三) 子路の死の狀を問ふこと (四) 子路の死屍をしゝびしほにせしこと (五) 使者の言を聞きて家のしゝびしほを覆へし棄てさせたること。其の似たるを食ふに忍びざる故なり (六) 朋友死して一年以上を經て其の墓を過ぐるに哭せずとなり。宿草は故き草をいふ (七) 誠信事を爲して、悔を遺すことなきをいふ (八) 極は終なり、限なり (九) 亡は無に同じ、死して之れを葬ること (一〇) 孔子少き時父を喪ひて、其の墓所を知らず今母死するに當りて、家に殯斂すべきを、故意に外にて殯斂せるは、人の疑問をおこさしめて、父の墓所を知る事を徴見せんと欲するなりとの意ならん。若し然りとすれば孔子母の生時、未だ嘗て父の墓に詣らざるなり。之れを解する者曰く、孔子の父叔梁紇は顔氏の女徴在と野合して孔子を生む、徴在恥ぢて其の墓を告げずと、誣妄も甚だしといふべし。其の愼むやの句も解すべからず、蓋し誤脱あらん (一一) 或は土周ともいふ、瓦棺の周圍を更に土を燒きて塗るなり (一二) 棺は梓を以て作り、別に椁即ち外棺を作りて棺を入る (一三) 翣は扇の形を爲したる物 (一四) 十六歲より十九歲に至る迄をいふ (一五) 十二歲より十五歲に至る迄を中殤といひ、八歲より十一歲に至る迄を下殤といふ (一六) 七歲より以下をいふ (一七) 黃昏なり (一八) 黑馬なり (一九) 白馬なり (二〇) 赤馬なり (二一) 赤色なり

之矣。遂命覆レ醢。○曾子曰。朋友之墓。有二宿艸一而不レ哭焉。○子思曰。喪三日而殯。凡附二於身一者。必誠必信。勿二之有一レ悔焉耳矣。三月而葬。凡附二於棺一者。必誠必信。勿二之有一レ悔焉耳矣。喪三年以爲レ極。亡則弗二之忘一矣。故君子有二終身之憂一。而無二一朝之患一。故忌日不レ樂。○孔子

み。三月にして葬る、凡そ棺に附く者は、必ず誠必ず信、之れを悔るある勿らんのみ。喪は三年以て極（八）と爲す、亡（九）ければ、則ち之れを忘れず、故に君子は終身の憂ありて、一朝の患なし、故に忌日には樂せず。○孔子少して孤なり、其墓を知らず、五父の衢に殯す、人の之れを見る者、皆以て葬る（一〇）と爲せり、其の愼や、蓋し殯なり。郰曼父の母に問うて、然る後に防に合せ葬るを得たり。○鄰者喪あれば、舂くに相せず、里に殯あれば巷歌せず、喪冠は緌せず。○有虞氏は瓦棺、夏后氏は堲周（一一）、殷人は棺槨（一二）、周人は牆して翣（一三）を置く。○周人は殷人の棺槨を以て長殤を葬り、夏后氏の堲周を以て、中殤（一四）、下殤（一五）を葬り、有虞氏の瓦棺を以て、無服（一六）の殤を葬る。○夏后氏は黑を尚び、大事斂に昏（一七）を用ひ、戎事に驪（一八）に乘り、牲は玄を用ふ。殷人は白を尚び、大事斂に日中を用ひ、戎事に翰（一九）に乘り、牲は白を用ふ。周人は赤を尚び、大事斂に日出を用ひ、戎事に騵（二〇）に乘り、牲は騂（二一）を用ふ。

子曰。拜而后稽顙。頽乎其順也。稽顙而后拜。頎乎其至也。三年之喪。吾從其至者。〇孔子既得合葬於防。曰。吾聞之。古也墓而不墳。今丘也。東西南北之人也。不可以弗識也。於是封之。崇四尺。孔子先反。門人後。雨甚至。孔子問焉。曰。爾來何遲也。曰。防墓崩。孔子不應。三。孔子泫然流涕曰。吾聞之。古不脩墓。

(一)子上は孔子の曾孫、子思伋の子、名は白、子上は其の字なり (二)出母は離別されたる母をいふ (三)子は子思をいふ (四)汚は道の衰へたること (五)賓を拜すること (六)稽顙は稽首と同じ、頭を以て地に觸る、哀痛の極みなり (七)頽乎は逆はざるの意 (八)頎乎は惻隱の形容 (九)孔子の父の墓は防に在り、故に母の喪を奉じて合葬したるなり (一〇)墓は塋域なり。高く土を盛りて壟を爲る、是れを墳といふ (一一)天下を周流して、一定の居處なきをいふ (一二)識は記なり、塋を爲りて記識となすをいふ (一三)封は土を高く盛ること (一四)門人至るなり (一五)哀んで涙を流す形容 (一六)涕を流したるは自ら其の封築の時に意を用ふること能はずして崩壞を致したることを傷むなり (一七)古は墓を築く時、堅固に之れを封ずる故、崩壞の虞なければ、更に之れを修むるの要なしとなり

〇孔子哭子路於中庭。有人弔者。而夫子拜之。既哭。進使者而問故。使者曰。醢之。

〇孔子(一)、子路を中庭に哭す、人弔ふ者あれば、而ち夫子之れを拜す、既に哭して(二)使者を進めて(三)故を問ふ。使者曰く、(四)之れを醢にせりと、遂に命じて(五)醢を覆さしむ。〇曾子曰く、(六)朋友の墓宿艸あれば、而ち哭せず。〇子思曰く、喪は三日にして殯す、凡そ身に附く者は、(七)必ず誠必ず信、之れを悔ゆること有る勿らんの

死而不喪。門人問諸子思曰。昔者子之先君子喪出母乎。曰。然。子之不使白也喪之。何也。子思曰。昔者吾先君子無所失道。道隆則從而隆。道汚則從而汚。伋則安能。爲伋也妻者是爲白也母。不爲伋也妻者。是不爲白也母。故孔氏之不喪出母。自子思始也。○孔

に喪せるか。曰く、然り、(三)子の白をして之に喪せしめざるは何ぞや。子思曰く、昔者吾が先君子、道を失へる所なし、道隆なれば則ち從つて隆にし、道汚(四)なれば則ち從つて汚にす、伋は則ち安ぞ能くせん、伋の妻たる者は、是れ白の母たり、伋の妻たらざる者は、是れ白の母たらずと。故に孔氏の出母に喪せざるは、子思より始まるなり。○孔子曰く、(五)拜して后に(六)稽顙するは、(七)頽乎として其れ順なり、稽顙して后に拜するは、(八)頎乎として其れ至れり、三年の喪には吾れ其の至れる者に從はんと。○孔子既に(九)防に合せ葬するを得たり、曰く、吾れ之れを聞く、古は(一〇)墓して墳せずと。今丘は(一一)東西南北の人なり、以て(一二)識さざるべからざるなりと。是に於て之れを(一三)封ず。崇さ四尺なり、孔子先づ反る、門人後る、雨甚だし、(一四)至る。孔子問うて曰く、爾來ること何ぞ遲きや。曰く、防の墓崩れたりと。孔子應へず。三たびす。孔子(一五)泫然として(一六)涕を流して曰く、吾れ之れを聞く、(一七)古は墓を脩めずと。

也。夫仲子亦猶行古之道也。子游問諸孔子。孔子曰。否。立孫。○事親有隱而無犯。左右就養無方。服勤至死。致喪三年。事君有犯而無隱。左右就養有方。服勤至死。方喪三年。事師無犯無隱。左右就養無方。服勤至死。心喪三年。○季武子成寢。杜氏之葬在西階之下。請合葬焉。許之。入宮而不敢哭。武子曰。合葬非古也。自周公以來。未之有改也。吾許其大而不許其細。何居。命之哭。

宮に入りて敢て哭せず。武子曰く、合葬は古に非ざるなり、周公より以來、未だ之を改むること有らざるなり、吾其大を許して、其細を許さざるは何ぞやと。之に命じて哭せしむ。

㈠ 檀弓は魯の人なり、檀は姓、弓は其の名なり。禮を知る者故、執りて篇に名づけたるなり ㈡ 公儀は姓、仲子は字、魯の同姓なり ㈢ 免は廣さ一寸の布を以て、項の中央より前に廻はして、額の上にて左右相交はり、更に後に廻はして髻の處にて結ぶ ㈣ 伯邑考は文王の長子なり ㈤ 子游は言偃の字にして、孔子の門人なり ㈥ 子が親を養ふに、或は左或は右にして、一定の方なしとなり ㈦ 哀毀の節を極むること ㈧ 親の喪に比較して、義と恩とを以てするなり、方は比なり ㈨ 身に衰麻の服を纏はずして、心に哀戚の情を懐くこと ㈩ 魯の公子季友の曾孫なり (一一) 表座敷を作りたること (一二) 季武子が城外に家を建てたるに、杜氏の墓地が恰度西階の下になつたれば、何處に合葬せんと請ひたる事なるべし。此の章恐らくは錯脱ならん

○子上之母

○子上の母死して喪せず。(一) 門人諸を子思に問うて曰く、昔者子の先君子、出母(二)

公儀仲子之喪。檀弓免焉。仲子舍二其孫一而立二其子一。檀弓曰。何居。我未二之前聞一也。趨而就二子服伯子於門右一。曰。仲子舍二其孫一而立二其子一何也。伯子曰。仲子亦猶行二古之道一也。昔者文王舍二伯邑考一而立二武王一。微子舍二其孫腯一而立レ衍

檀弓上第三（一）

（二）公儀仲子の喪に、檀弓免す。（三）仲子其孫を舍てて、其子を立つ。檀弓曰く、何ぞや、我未だ之を前より聞かざるなりと。趨りて子服伯子に門の右に就きて曰く、仲子其孫を舍てて其子を立つるは何ぞやと。伯子曰く、仲子も亦猶ほ古の道を行ふなり。昔者文王、（四）伯邑考を舍てて、武王を立て、微子其孫腯を舍てて衍を立てたり。夫の仲子も亦た猶ほ古の道を行へるなりと。（五）子游諸を孔子に問ふ。孔子曰く、否、孫を立つ。○親に事ふるには隱すことありて犯すことなし、（六）左右就養方なし、勤に服し死に至り、（七）致喪三年。君に事ふるには犯すことありて隱すことなし、左右就養方あり、勤に服し死に至り、（八）方喪三年。師に事ふるには犯すこと無く隱すこと無し、左右就養方なし、勤に服し死に至り、（九）心喪三年。

○（一〇）季武子、（一一）寢を成す。（一二）杜氏の葬西階の下に在り、合葬せんことを請ふ。之を許す。

庶人之摯匹。童子委レ摯而退。野外軍中無レ摯。以二纓拾矢一可也。婦人之摯。棋榛脯脩棗栗。〇納二女於天子一曰レ備二百姓一。於二國君一曰レ備二酒漿一。於二大夫一曰レ備二掃灑一。

くなり 一九 纓は繁纓（むながい）にして馬の胸に當てる物 二〇 拾は射韝（ゆがけ）なり 二一 棋はけんぽなし
二二 榛ははしばみ 二三 脩は乾肉 二四 棗はなつめ

視上ニ於面一則敖。下ニ於帶一則憂。傾則姦。○君命。大夫與ㇾ士肆。在ㇾ官言ㇾ官。在ㇾ府言ㇾ府。在ㇾ庫言ㇾ庫。在ㇾ朝言ㇾ朝。朝言不ㇾ及ニ犬馬一。輟ㇾ朝而顧。不ㇾ有ニ異事一。必有ニ異慮一。故輟ㇾ朝而顧。君子謂ニ之固一。在ㇾ朝言ㇾ禮。問ㇾ禮。對以ㇾ禮。○大享不ㇾ問ㇾ卜。不ニ饒富一。○凡摯。天子鬯。諸侯圭。卿羔。大夫鴈。士雉。

官を言ひ、府に在りては府を言ひ、庫に在りては庫を言ひ、朝に在りては朝を言ふ、朝にて言へば犬馬(六)に及ばず、朝を輟めて顧みるものは、異事(七)あらざれば、必ず異慮(八)あり、故に朝を輟めて顧みるを、君子は之れを固(九)と謂ふ。朝に在りては禮を言ひ、禮を問へば對ふるに禮を以てす。○大享(一〇)には卜(一一)を問はず、饒富(一二)せず。○凡そ摯(一三)は、天子は鬯(一四)、諸侯は圭(一五)、卿は羔(一六)、大夫は鴈、士は雉、庶人の摯は匹(一七)、童子は摯を委(一八)して退く、野外軍中摯なきときは、纓(一九)、拾(二〇)、矢を以てするも可なり、婦人の摯は、椇(二一)、榛(二二)、脯、脩(二三)、棗(二四)、栗。○女を天子に納るゝに、百姓に備ふと曰ひ、國君に於ては酒漿に備ふと曰ひ、大夫に於ては掃灑に備ふと曰ふ。

(一) 袷は禮服の襟をいふ　(二) 袷は交に同じ、目を擧げて面の下襟の上を視ること　(三) 衡は平なり、平に廿への面を視ること　(四) 敖は傲に同じ、傲慢なり　(五) 肆は習なり、君命の在る所に隨ひて、之れを練習するなり　(六) 犬馬は賤しき者故、朝廷にては言はぬとなり　(七) 異事は他の事なり　(八) 異慮は他の心なり　(九) 固は陋なり　(一〇) 大饗は冬至には天を祀り、夏至に地を祭るの禮なり　(一一) 大饗の日、素より定まり居る故、之れをトするの要なきなり　(一二) 供物を豐富にせぬこと　(一三) 摯は贄に同じ、初めて相見る時、執る所の物なり　(一四) 黑黍と香草とにて釀したる酒　(一五) 圭は珪に同じ、璧なり　(一六) 羔は小羊なり　(一七) 鶩(あひる)なり　(一八) 委は地に置

曰二清酌一。黍曰二薌合一。粱曰二薌萁一。稷曰二明粢一。稻曰二嘉蔬一。韭曰二豐本一。鹽曰二鹹鹺一。玉曰二嘉玉一。幣曰二量幣一。○天子死曰レ崩。諸侯曰レ薨。大夫曰レ卒。士曰二不祿一。庶人曰レ死。在レ牀曰レ尸。在レ棺曰レ柩。羽鳥曰レ降。四足曰レ漬。死レ寇曰レ兵。○祭二王父一曰二皇祖考一。王母曰二皇祖妣一。父曰二皇考一。母曰二皇妣一。夫曰二皇辟一。生曰レ父。曰レ母。曰レ妻。死曰レ考。曰レ妣。曰レ嬪。壽考曰レ卒。短折曰二不祿一。

り、鷄肥ゆれば鳴く聲長し (一二) 犬肥ゆれば羹となして君に獻ずべし (一三) 雉肥ゆれば兩足間を張る故に疏趾といふ (一四) 兔肥ゆれば目開いて視ること明なり (一五) 尹は正なり (一六) 槁魚は乾魚なり (一七) 商は其乾燥と否とを商るなり (一八) 脡は直なり (一九) 水は洗滌すべし故にいふ (二〇) 黍熟すれば粘合して散せず、其の氣又香し、薌は香に同じ (二一) 粱は穀の強き者にて其の葉や莖も亦香し (二二) 稷は粟なり、神明の粢盛に供す、故にいふ (二三) 韭は其の根本豐盛なり、故にいふ (二四) 鹹鹺は鹽味の更に厚きをいふ (二五) 幣は長短廣狹の度に中るなり (二六) 其の祿を終へざるなり (二七) 牀に在るとは死して尚未だ棺に入れざる前、牀上に置くをいふ (二八) 鳥の死を降といふは、吾邦俗言の落ちるといふに同じ (二九) 四足は獸類なり、其の死を漬といふは、其の職廢敗して次第にうるはひひたすの義なり (三〇) 皇は君なり (三一) 辟は法なり、妻の法則とする所なり

○天子視不レ上二於袷一。不レ下二於帶一。國君綏視。大夫衡視。士視五步。凡

○天子をして視ること袷(一)より上ず、帶より下さず、國君をば綏視(二)し、大夫をば衡視(三)し、士をば視ること五步ばかりす。凡そ視ること面より上ぐれば則ち敖(四)、帶より下せば則ち憂、傾けば則ち姦。○君命ずれば、大夫は士と肆ふ(五)に宮に在りては

之。名曰二淫祀一。淫祀無レ福。○天子以二犧牛一。諸侯以二肥牛一。大夫以二索牛一。士以二羊豕一。○支子不レ祭。祭必告二于宗子一。○凡祭二宗廟一之禮。牛曰二一元大武一。豕曰二剛鬣一。豚曰二腯肥一。羊曰二柔毛一。雞曰二翰音一。犬曰二羹獻一。雉曰二疏趾一。兎曰二明視一。脯曰二尹祭一。槀魚曰二商祭一。鮮魚曰二脡祭一。水曰二清滌一。酒

と曰ひ、脯を尹祭(一五)と曰ひ、槀魚(一六)を商祭(一七)と曰ひ、鮮魚を脡祭(一八)と曰ひ、水を清滌(一九)と曰ひ、酒を清酌と曰ひ、黍を薌合(二〇)と曰ひ、粱を薌萁(二一)と曰ひ、稷を明粢と曰ひ、稻を嘉蔬と曰ひ、韭を豐本(二二)と曰ひ、鹽を鹹鹺(二三)と曰ひ、玉を嘉玉(二四)と曰ひ、幣を量幣(二五)と曰ふ。○天子死するを崩と曰ひ、諸侯には薨と曰ひ、大夫には卒と曰ひ、士には不祿(二六)と曰ひ、庶人には死と曰ふ。牀に在る(二七)を尸と曰ひ、棺に在るを柩と曰ひ、羽鳥には降(二八)と曰ひ、四足には漬(二九)と曰ふ。寇に死するを兵と曰ふ。○王父を祭るに皇祖考(三〇)と曰ひ、王母には皇祖妣と曰ひ、父には皇考と曰ひ、母には皇妣と曰ひ、夫には皇辟(三一)と曰ふ。生けるに父と曰ひ、母と曰ひ、妻と曰ひ、死せるに考と曰ひ、妣と曰ひ、嬪と曰ふ。壽考を卒と曰ひ、短折を不祿と曰ふ。

(一) 春、夏、季夏、秋、冬の祭をいふ (二) 年々引續いて祭をすること (三) 東方の諸侯は東方、西方の諸侯は西方の神を祭るなり (四) 一旦廢したる祭は再び擧げ行はず。擧げ行ひたる以上は廢せずとなり (五) 索は求なり、牛を求め得て之れを用ふるなり (六) 庶子なり (七) 宗家の主人なり、祖先の廟は宗家にあり、宗子之れを祭る (八) 元は頭なり、武は足迹なり、牛肥ゆれば足迹も大なり (九) 豕肥ゆれば鬣剛し (一〇) 腯も肥なり (一一) 翰は長な

能レ御也。問二士之子一。長曰二能典一レ謁矣。幼曰レ未レ能レ典レ謁也。問二庶人之子一。長曰二能負一レ薪矣。幼曰レ未レ能レ負レ薪也。〇問二國君之富一。數レ地以對二山澤之所一レ出。問二大夫之富一。曰二有レ宰食一レ力。祭器衣服不レ假。問二士之富一。以二車數一對。問二庶人之富一。數レ畜以對。

の采邑あることは勿論なり

〇天子祭二天地一。祭二四方一。祭二山川一。祭二五祀一。歲徧。諸侯方祀。祭二山川一。祭二五祀一。歲徧。大夫祭二五祀一。歲徧。士祭二其先一。〇凡祭。有二其廢一レ之。莫二敢擧一也。有二其擧一レ之。莫二敢廢一也。非二其所一レ祭而祭レ

〇天子は天地を祭り、四方を祭り、山川を祭り、(一)五祀を祭り、(二)歲に徧し、諸侯は(三)方祀し、山川を祭り、五祀を祭り、歲に徧し、大夫は五祀を祭り、歲に徧し、士は其先を祭る。〇凡そ祭は其の之を(四)廢するあれば、敢て擧ぐる莫し、其の之を擧ぐるあれば、敢て廢する莫し、其の祭る所に非ずして之を祭るを名けて淫祀と曰ふ、淫祀に福なし。〇天子は犧牛を以てし、諸侯は肥牛を以てし、大夫は(五)索牛を以てし、士は羊豕を以てす。〇(六)支子は祭らず、祭るとき必ず(七)宗子に告ぐ。〇凡そ宗廟を祭るの禮、牛を(八)一元大武と曰ひ、豕を(九)剛鬣と曰ひ、豚を(一〇)腯肥と曰ひ、羊を柔毛と曰ひ、雞を(一一)翰音と曰ひ、犬を(一二)羹獻と曰ひ、雉を(一三)疏趾と曰ひ、兎を(一四)明視

不レ聽。則號泣而隨レ之。○君有レ疾。飲レ藥。臣先嘗レ之。親有レ疾。飲レ藥。子先嘗レ之。醫不レ三世。不レ服二其藥一。○儗レ人必於二其倫一。○問二天子之年一。對曰。聞レ之。始服レ衣若干尺矣。問二國君之年一。長曰三能從二宗廟社稷之事一矣。幼曰レ未レ能レ從二宗廟社稷之事一也。問二大夫之子一。長曰二能御一矣。幼曰レ未レ

始めて衣を服すること若干尺なりと。國君の年を問へば、長には能く宗廟社稷の事に從ふと曰ひ、幼には未だ宗廟社稷の事に從ふこと能はずと曰ふなり。大夫の子を問へば、長には能く御す(六)と曰ひ、幼には未だ御する能はずと曰ふ。士の子を問へば、長には能く謁を典る(七)と曰ひ、幼には未だ謁を典ること能はずと曰ふ。庶人の子を問へば、長には能く薪(八)を負ふと曰ひ、幼には未だ薪を負ふこと能はずと曰ふ。○國君の富を問へば、地を數へて以て山澤の出だす所を對へ、大夫の富を問へば、宰(九)あり力に食み、祭器衣服は假らずと曰ひ、士の富を問へば車の數を以て對へ、庶人の富を問へば、畜を數へて以て對ふ。

(一) 天子は四海を以て家となす、故に出づといはず、若し出づといへば其の德以て四海を保つに足らず、唯位號存するのみをいふなり (二) 諸侯は生きてある間は名をいはず、死して後に始め名をいふなり。若し惡事をなさば之れを賤んで名をいふなり (三) 君子は貴き者をいふ、卽ち上の天子諸侯をいふなり。天子、諸侯、君子と三樣に解するは非なり (四) 祖父以來器業を營みて年齡多ければなり (五) 儗は擬に同じ、擬は比較すること、倫は類なり。人を比較する場合には大夫は大夫、士は士と、其の類を以てするといふこと (六) 御は事を主ること。或はいふ、車を御するなりと (七) 取次をなすこと (八) 庶人力役の事なり (九) 采邑を主る人をいふ、采邑を主る人あれば其

蹌。庶人焦焦。○天子之妃曰レ后。諸侯曰二夫人一。大夫曰二孺人一。士曰二婦人一。庶人曰レ妻。公侯有二夫人一。有二世婦一。有レ妻。有レ妾。夫人自稱二於天子一曰二老婦一。自稱二於諸侯一曰二寡小君一。自稱二於其君一曰二小童一。自二世婦一以下自稱曰二婢子一。子於二父母一則自名也。○列國之大夫。入二天子之國一曰二某士一。自稱曰二陪臣某一。於レ外曰レ子。於二其國一曰二寡君之老一。使者自稱曰レ某。

者自ら稱して某と曰ふ。

(一) 適子は嫡子に同じ (二) 先君の遺德を繼ぎ、其の遺業を守る是れ類なり、故に其の天子に見ゆるを類見といふなり (三) 謚を言ふは謚號を天子に請ふなり (四) 柔和なる形容 (五) おごそかなる形容 (六) 威儀ある形容 (七) 容子を整ふる形容 (八) はしること

○天子不レ言レ出。諸侯不二生名一。君子不レ親レ惡。諸侯失レ地名。滅二同姓一名。○爲二人臣一之禮。不二顯諫一。三諫而不レ聽。則逃レ之。子之事レ親也。三諫而

○(一)天子には出づと言はず、(二)諸侯は生けるに名いはず、(三)君子は惡に親まず、諸侯地を失へば名いひ、同姓を滅せば名いふ。○人臣たるの禮、顯に諫めず、三たび諫めて聽されば、則ち之を逃る。子の親に事ふるや、三たび諫めて聽かざれば則ち號泣して之に隨ふ。○君疾ありて藥を飮めば、臣先づ之を嘗む、親疾ありて藥を飮めば、子先づ之を嘗む、(四)醫三世ならざれば、其藥を服せず。(五)○人を儗するは必ず其倫に於てす。○天子の年を問へば、對へて曰く、之を聞く、

○諸侯見二天子一。曰二臣某侯某一。其與レ民言。自稱曰二寡人一。其在二凶服一。曰二適子孤一。臨二祭祀一。內事曰二孝子某侯某一。外事曰二曾孫某侯某一。死曰レ薨。復曰二某甫復一矣。旣葬見二天子一曰二類見一。言レ諡曰レ類。諸侯使三人使二於諸侯一。使者自稱曰二寡君之老一。○天子穆穆。諸侯皇皇。大夫濟濟。士蹌

○諸侯天子に見ゆるに、臣某侯某と曰ひ、其の民と言ふとき、自ら稱して寡人と曰ひ、其の凶服に在るとき、適子孤（一）と曰ひ、祭祀に臨むに、內事には孝子某侯某と曰ひ、外事には曾孫某侯某と曰ふ、死するに薨ずと曰ひ、復するに某甫復せと曰ふ、旣に葬りて天子に見ゆるに、類見（二）と曰ふ、諡（三）を言ふを類と曰ふ、諸侯人をして諸侯に使ひせしむるとき、使者自ら稱して、寡君の老と曰ふ。○天子は穆穆（四）たり、諸侯は皇皇（五）たり、大夫は濟濟（六）たり、士は蹌蹌（七）たり、庶人は焦焦（八）たり。○天子の妃を后と曰ひ、諸侯に夫人と曰ひ、大夫に孺人と曰ひ、士に婦人と曰ひ、庶人に妻と曰ふ、公侯は夫人あり、世婦あり、妻あり、妾あり。夫人自ら天子に稱して、老婦と曰ひ、自ら諸侯に稱して、寡小君と曰ひ、自ら其君に稱して、小童と曰ふ。世婦より以下、自ら稱して婢子と曰ふ、子は父母に於ては則ち自ら名いふなり。○列國の大夫、天子の國に入るとき、某士と曰ひ、自ら稱して陪臣某と曰ひ、外に於ては子と曰ひ、其國に於ては、寡君の老と曰ひ、使

工。典ニ制六材。○五官致レ貢曰レ享。五官之長曰レ伯。是職レ方。其擯ニ於天子一也。曰ニ天子之吏。天子同姓謂ニ之伯父。異姓謂ニ之伯舅。自稱ニ於諸侯一曰ニ天子之老。於レ外曰レ公。於ニ其國一曰レ君。九州之長。入ニ天子之國。曰レ牧。天子同姓謂ニ之叔父。異姓謂ニ之叔舅。於レ外曰レ侯。於ニ其國一曰レ君。其在ニ東夷北狄西戎南蠻。雖レ大曰レ小。於レ內自稱曰ニ不穀。於レ外自稱曰ニ王老。庶方之小侯。入ニ天子之國一曰ニ某人。於レ外曰レ子。自稱曰レ孤。

○天子當レ依而立。諸侯北面而見ニ天子一曰レ覲。天子當レ宁而立。諸公東面。諸侯西面曰レ朝。諸侯未レ及レ期相見曰レ遇。相ニ見於郤地一曰レ會。諸侯使ニ大夫問ニ於諸侯一曰レ聘。約信曰レ誓。涖レ牲曰レ盟。

は自ら稱して不穀と曰ひ、外に於ては自ら稱して王老と曰ふ、庶方(七)の小侯、天子の國に入りては、某人と曰ひ、外に於ては子と曰ひ、自ら稱して孤と曰ふ。

○天子依(八)に當りて立ち、諸侯北面して天子に見ゆるを覲と曰ふ、天子宁(九)に當つて立ち、諸公は東面し、諸侯は西面するを朝と曰ふ。諸侯未だ期(一〇)に及ばずして相見るを遇と曰ひ、郤地(一一)に相見るを會と曰ふ、諸侯大夫をして諸侯を問はしむるを聘(一二)と曰ひ、約信を誓と曰ひ、牲に涖むを盟と曰ふ。

(一)治教禮政刑事をいふ　(二)五官屬吏の羣衆をいふ　(三)職は租税なり、六物の租税を覈むることを主るなり　(四)六材は六府の聚むる所にして、六工の用ふる所なり　(五)五等諸侯の長なり　(六)擯は入覲して天子に見ゆる時の取次ぎの辭なり　(七)四夷の君をいふ　(八)堂上の戸と牖の間をいふ　(九)門と屏の間をいふ　(一〇)期日の前をいふ　(一一)國都以外の空隙の地　(一二)毎年に小聘し、三年に大聘す。小聘には大夫往き、大聘には卿往くなり

天王某甫。崩曰二天王崩一。復曰二天子復一矣。告レ喪。曰二天王登假一。措二之廟一。立二之主一。曰レ帝。天子未レ除レ喪。曰二予小子一。生名レ之。死亦名レ之。○天子有レ后。有二夫人一。有二世婦一。有レ嬪。有レ妻。有レ妾。

○天子建二天官一。先二六大一。曰二大宰。大宗。大史。大祝。大士。大卜一。典二司六典一。天子之五官。曰二司徒。司馬。司空。司士。司寇一。典二司五衆一。天子之六府。曰二司土。司木。司水。司草。司器。司貨一。典二司六職一。天子之六工。曰二土工。金工。石工。木工。獸工。艸

○天子、天官を建つ、六大(一)を先にす、大宰、大宗、大史、大祝、大士、大卜と曰ふ。六典を典司す。天子の五官を司徒、司馬、司空、司士、司寇と曰ひ、五衆(二)を典司す。天子の六府を、司土、司木、司水、司草、司器、司貨と曰ひ、六職(三)を典司す、天子の六工を土工、金工、石工、木工、獸工、艸工と曰ひ、六材(四)を典制す。○五官貢を致すを享と曰ふ。五官(五)の長を伯と曰ふ、是れ方を職る、其の天子に擯す(六)るや、天子の吏と曰ふ、天子の同姓をば之を伯父と謂ひ、異姓をば之を伯舅と謂ふ、自ら諸侯に稱するに、天子の老と曰ひ、外に於ては公と曰ひ、其國に於ては、君と曰ふ、九州の長天子の國に入りては牧と曰ふ、天子は同姓をば之を叔父と謂ひ、異姓をば之を叔舅と謂ふ、外に於ては侯と曰ひ、其國に於ては君と曰ふ、其の東夷、北狄、西戎、南蠻に在れば、大なりと雖も子と曰ひ、内に於て

之則拜。問二其行一拜而后對。○國君去二其國。止レ之曰。奈何去二社稷一也。大夫曰。奈何去二宗廟一也。士曰。奈何去二墳墓一也。國君死二社稷。大夫死レ衆。士死レ制。○君二天下一曰二天子。朝二諸侯。分レ職。授レ政。任レ功。曰二予一人。踐レ阼。臨二祭祀一。內事曰二孝王某一。外事曰二嗣王某。臨二諸侯。畛二於鬼神一曰レ有二

奈何ぞ社稷を去るやと、大夫には曰く、奈何ぞ宗廟を去るやと、士には曰く、奈何ぞ墳墓を去るやと。(三)國君は社稷に死し、(四)大夫は衆に死し、(五)士は制に死す。(六)○天下に君たるを天子と曰ひ、諸侯に朝し、職を分け、政を授け、功に任ずるに、予一人と曰ふ。阼を踐み、(七)祭祀に臨むに、內事には孝王某と曰ひ、(八)外事には嗣王某と曰ふ。(九)諸侯に臨み鬼神を畛するに、(一〇)天王某甫ありと曰ふ。崩ずるに天王崩ずと曰ひ、復するに天子復れと曰ふ。(一一)喪を告ぐるに天王登假すと曰ひ、(一二)之が廟を措き、之が主を立つれば帝と曰ふ。(一三)天子未だ喪を除かざれば、予小子と曰ふ、生けるときは之に名いへば、死するにも亦之に名いふ。○天子后あり、夫人あり、世婦あり、嬪あり、妻あり、妾あり。

(一) 君に請ふなり (二) 土產物を献ずること (三) 國亡ぶれば與に亡ぶるをいふ。以下共に外患の場合をいふ (四) 社は國の神、稷は穀の神にして國家といふこと (五) 敵を禦ぎ敗るれば之に死するをいふ (六) 君の命を受けて事に死するをいふ (七) 阼は廟の堂に升る東階を云ふ、主人の昇降する階なり。父王死し、太子位を嗣ぎて、三年の喪未だ除かず、時に祭祀に臨む場合をいふ (八) 宗廟の祭 (九) 郊社の祭 (一〇) 天子巡狩して過ぐる所の山川の神を祭ること (一一) 魂を招くこと (一二) 假は遐に同じ、登遐は天子の崩御をいふ (一三) 神位なり

見ニ於大夫ー。大夫拜ニ其辱ー。同國始相見。主人拜ニ其辱ー。○君於レ士不ニ答拜ー也。非ニ其臣ー則答ニ拜之ー。大夫於ニ其臣ー。雖レ賤必答ニ拜之ー。男女相答拜也。○國君春田不レ圍レ澤。大夫不レ掩レ羣。士不レ取ニ麛卵ー。○歲凶。年穀不レ登。君膳不レ祭レ肺。馬不レ食レ穀。馳道不レ除。祭事不レ縣。大夫不レ食レ粱。士飲レ酒不レ樂。○君無レ故。玉不レ去レ身。大夫無レ故。不レ徹レ縣。士無レ故。不レ徹ニ琴瑟ー。○士有レ獻ニ於國君ー。他日君問レ之曰ニ安取ー彼。再拜稽首而后對。

ず、大夫は粱(七)を食はず、士は酒を飲むに樂せず。○君故(八)なければ、玉身を去らず、大夫故なければ、縣を徹せず、士故なければ琴瑟を徹せず。○士、國君に獻ずる有るに、他日君之に問うて、安にか彼を取ると曰へば、再拜稽首して后に對ふ。

(一) 匹敵すること　(二) 田は佃に同じ、獵なり　(三) 獸の羣を掩ひ執らぬなり　(四) 獸の子なり　(五) 犧牲を殺して盛饌を爲らぬを示すなり。肺は氣の主なればなり　(六) 懸に同じ、鐘鼓を懸くることをせずといふことにて、卽ち音樂をせぬことなり　(七) 粱飯なり　(八) 故は災變疾喪などをいふ

○大夫私行。出レ疆。必請。反必有レ獻。士私行。出レ疆。必請。反必告。君勞レ

○大夫私に行くに、疆を出づれば必ず請ふ(一)、反れば必ず獻ずるあり(二)、士私に行くに、疆を出づれば必ず請ふ、反れば必ず告ぐ、君之を勞せば則ち拜す、其の行を問へば、拜して后に對ふ。○國君其國を去るとき、之を止むるに曰く、

器於士。○大夫士去レ國。踰レ竟爲二壇位一。鄉レ國而哭。素衣。素裳。素冠。徹レ緣鞮屨。素簚。乘二髦馬一。不二蚤鬋一。不レ祭レ食。不二說レ人以一レ無レ罪。婦人不レ當レ御。三月而復レ服。

○大夫士見二於國君一。君若勞レ之。則還辟。再拜稽首。君若迎拜。則還辟。不二敢答一レ拜。○大夫士相見。雖二貴賤不一レ敵。主人敬レ客。則先拜レ客。客敬二主人一。則先拜二主人一。○凡非レ弔レ喪。非レ見二國君一。無下不二答拜一者上。○大夫見二於國君一。國君拜二其辱一。士

○大夫士國君に見ゆるとき、君若し之を勞せば、則ち還辟し、再拜稽首す。君若し迎へ拜すれば、則ち還辟し、敢て答拜せず。○大夫士相見るとき、貴賤敵せずと雖も、主人客を敬すれば、則ち先づ客を拜す、客主人を敬すれば、則ち先づ主人を拜す。○凡そ喪を弔するに非ず、國君に見ゆるに非ざれば、答拜せざる者なし。○大夫、國君に見ゆれば、國君其辱を拜し、士、大夫に見ゆれば、大夫其辱を拜し、同國始めて相見ゆれば、主人其辱を拜す。○君は士に於ては、答拜せざるなり、其臣に非ざれば則ち之に答拜す。大夫は其臣に於ては賤しと雖も必ず之れに答拜す、男女、相答拜するなり。○國君は春の(二)田には澤を圍まず、大夫は(三)羣を掩はず、士は(四)麛卵を取らず。○歳凶にして、年穀登らざれば、君の膳(五)に肺を祭らず、馬は穀を食はず、馳道は除せず、祭事は(六)縣せ

女一。○振レ書端三書於二君前一。有レ誅。倒レ筴側三龜於二君前一。有レ誅。○龜筴几杖。席蓋重素。袗絺綌。不レ入二公門一。苞屨。扱衽。厭冠。不レ入二公門一。書方。衰凶器。不二以告一。不レ入二公門一。○公事不二私議一。○君子將レ營二宮室一。宗廟爲レ先。廐庫爲レ次。居室爲レ後。凡家造。祭器爲レ先。犧賦爲レ次。養器爲レ後。無二田祿一者。不レ設二祭器一。有二田祿一者。先爲二祭服一。君子雖レ貧。不レ粥二祭器一。雖レ寒。不レ衣二祭服一。爲二宮室一。不レ斬二於丘木一。○大夫士去レ國。祭器不レ踰レ竟。大夫寓二祭器於大夫一。士寓二祭

位を爲り、國に鄉ひて哭し、素衣素裳素冠し、(一二)緣を徹し、(一三)鞮屨、(一四)素簚、(一五)髦馬に乘り、(一六)蚤鬋せず、食を祭らず、人に說くに罪なきを以てせず、婦人は御に當らず、三月にして而して服に復る。

(一) 宗子をいふ (二) 興りて卿大夫となる時を待つて新國の法に從ふとなり (三) 君の前にて文書の塵を拂ひて之れを整ふ時は罰せらるゝとなり (四) 君の前にてめどぎや龜を顚倒する時は、職務怠慢の罪にて罰せらるゝなり (五) 席はむしろ、蓋はかさ、重素は上下の衣裳皆白くして喪服なるをいふ (六) 單衣の夏服は肌が人に見えて不敬なればなり (七) 草にて作りたる履 (八) 衣裳の裾を端折りて帶に挾むこと (九) 平たき冠、皆孰れも喪服なれば公門に入らぬなり (一〇) 方は一尺四方の板にて目錄を書き記したるもの (一一) 衰は縗に同じ、喪服なり (一二) 棺槨などをいふ (一三) 君子は位ある者をいふ (一四) 犧は牛なり。邑民に賦斂して牲牢を供出せしむ故に犧賦といふ (一五) 養器は人の飲食を供養する器具なり (一六) 田祿なき者は仕へざる者をいふ (一七) 田祿ある者は仕ふる者をいふ (一八) 丘墓の樹木 (一九) 竟は境に同じ (二〇) 寓は寄せるなり、托するなり (二一) 已むを得ずして國を去る時、地をはらひて壇を作り故國の方に向ひて哭すとなり (二二) 衣服の彩色ある「へり」を去りて白色にするなり (二三) 皮の靴 (二四) 白き車の覆ひなり (二五) たてがみある馬 (二六) 爪きり髮きらず

祿有レ列ニ於朝一。出入有レ詔ニ於國一。若兄弟宗族猶存。則反告ニ於宗後一。去レ國三世。爵祿無レ列ニ於朝一。出入無レ詔ニ於國一。唯興之日。從ニ新國之法一。○君子已孤不レ更レ名。已孤暴貴。不ニ爲レ父作一レ謚。○居レ喪。未レ葬。讀ニ喪禮一。既葬。讀ニ祭禮一。喪復レ常。讀ニ樂章一。居レ喪不レ言レ樂。祭事不レ言レ凶。公庭不レ言ニ婦

ば、名を更ためず、已に孤にして暴に貴ければ、父の爲めに謚を作らず。○喪に居るに、未だ葬らざれば喪禮を讀み、既に葬れば祭禮を讀み、喪常に復すれば、樂章を讀む。喪に居りては樂を言はず、祭事には凶を言はず、公庭には婦女を言はず。○書を振ひ(三)書を君の前に端せば誅あり。筴を倒にし龜を(四)君の前に側せば誅あり。○龜筴几杖、(五)席蓋重素、(六)袗の絺綌、公門に入らず。(七)苞屨、(八)扱衽、(九)厭冠、公門に入らず。書方、(一〇)衰凶器は以て告げざれば、(一一)(一二)公門に入らず。○公事は私議せず。○君子(一三)將に宮室を營まんとすれば、宗廟を先と爲し、廐庫を次と爲し、居室を後と爲す。凡そ家の造るもの、祭器を先と爲し、犧賦を(一四)次と爲し、養器を後と爲す。(一五)田祿なき者は、(一六)祭器を設けず、田祿ある者は、(一七)先づ祭服を爲る、君子は貧しと雖も、祭器を粥らず、寒しと雖も祭服を衣ず、宮室を爲るに、(一八)丘木を斬らず。○大夫士國を去るとき、祭器は竟を踰えず、(一九)大夫は祭器を大夫に寓せ、(二〇)士は祭器を士に寓す。○大夫士國を去るとき竟を踰ゆれば壇(二一)

則裼。無レ藉者則襲。○國君不レ名二卿老世婦一。大夫不レ名二世臣姪娣一。士不レ名二家相長妾一。○君大夫之子。不三敢自稱曰二余小子一。大夫士之子。不三敢自稱曰二嗣子某一。不下敢與二世子一同上レ名。○君使二士射一。不レ能。則辭以レ疾。言曰。某有二負薪之憂一。○侍二於君子一。不二顧望一而對。非レ禮也。

憂ありと。○君子に侍するとき、顧望せずして對ふるは、禮に非ざるなり。

(一) 衡は平なり、平に其の面を見ること (二) 綏は面の下襟の上をいふ (三) さも持ちこらへぬやうにするなり (四) 幣は帛なり (五) 體を少し屈めること (六) 腰に佩びたる玉 (七) 佩玉が身にぴつたり附き居ること (八) 地に附く位に垂るゝなり (九) 玉を進むる時に用ふる敷物なり。敷物は板にて作り、韋にて之を掩ひ、五色の絲を以て飾りとなす。此の五色の絲の垂れたるを藉あるといふ。此の場には人は肩ぬぎして衣服の美を現はす。又此の五色の絲を疊みて垂れざるを藉なしといふ。此の場合には人は上に深衣を被て衣服の美を掩ふなり (一〇) 上卿なり (一一) 其の名を呼ばぬこと (一二) 姪は妻の兄の女、娣は妻の妹 (一三) 家事を助け主るもの (一四) 疾をいふ

○君子行レ禮。不レ求レ變レ俗。祭祀之禮。居レ喪之服。哭泣之位。皆如二其國之故一。謹脩二其法一而審行レ之。去レ國三世。爵

○君子禮を行ふに、俗を變ずるを求めず、祭祀の禮、喪に居るの服、哭泣の位、皆其國の故の如くし、謹みて其法を脩めて、審に之を行ふ。國を去る三世まで、爵祿朝に列するあれば、出入國に詔ぐるあり、若し兄弟宗族猶ほ存すれば、則ち反りて宗の後に告ぐ。國を去る三世にして、爵祿朝に列する無ければ、出入國に詔ぐるなし、唯興るの日、新國の法に從ふ。○君子已に孤なれ

凡奉者當レ心。提者當レ帶。執ニ天子之器一則上レ衡。國君則平レ衡。大夫則綏レ之。士則提レ之。凡執ニ主器一執レ輕如レ不レ克。執ニ主器一。操ニ幣圭璧一。則尚ニ左手一。行不レ擧レ足。車輪曳レ踵。立則磬折垂レ佩。主佩倚。則臣佩垂。主佩垂。則臣佩委。執レ玉。其有レ藉者

曲禮下第二

凡そ奉ぐる者は心に當て、提ぐる者は帶に當つ。天子の器を執れば則ち衡よ(一)り上にし、國君には則ち衡と平かにし、大夫には則ち之を綏し(二)、士には則ち之を提ぐ。凡そ主の器を執れば、輕を執るも克へざるが如くす(三)。主の器を執り、幣(四)圭璧を操れば、則ち左手を尚にし、行くに足を擧げず、車輪のごとく踵を曳く。立てば則ち磬折(五)して佩を垂る(六)。主の佩倚れば(七)、則ち臣の佩垂れ、主の佩垂るれば則ち臣の佩委す(八)。玉を執るに、其の藉(九)ある者は則ち裼し、藉なき者は則ち襲す。○國君は卿老(一〇)、世婦(一一)に名いはず、大夫は世臣(一二)、姪娣に名いはず、士は家(一三)相長妾に名いはず。○君大夫の子は、敢て自ら稱して余小子と曰はず、大夫士の子は敢て自ら稱して嗣子某と曰はず、敢て世子と名を同じくせず。○君、士をして射しむるに、能はざれば則ち辭するに疾を以てす。言つて曰く、(一四)某負薪の

君下齊牛。式宗廟。大夫士下公門。式路馬。○乘路馬必朝服。載鞭策。不敢授綏。左必式。步路馬必中道。以足蹙路馬芻有誅。齒路馬有誅。

大夫士必自御之。○介者不拜。爲其拜而蓌拜。○祥車曠左。乘君之乘車。不敢曠左。左必式。僕御婦人。則進左手。後右手。御國君。則進右手。後左手而俯。○國君不乘奇車。車上不廣欬。不妄指。立視五巂。式視馬尾。顧不過轂。○國中以策彗卹勿驅。塵不出軌。○國

(五)君の乘車に乘れば敢て左を曠しくせず、左せば必ず式す。僕、婦人に御たれば、則ち左手を進めて右手を後にす。國君に御たれば、則ち右手を進め、左手を後にして俯す。○國君は(六)奇車に乘らず、車上には廣(七)欬せず、妄りに指さず、立てば五(八)巂を視る、式すれば馬尾を視る、顧みること轂に過ぎず。○國中には(九)策の彗を以て卹で、驅ること勿れ、塵軌を出でしめず。○國君は齊牛に下り、宗廟に式す。大夫士は公門に下り、路馬(一〇)に式す。○路馬に乘れば必ず朝服し、鞭策を載せ、敢て綏を授けず、左せば必ず式す、路馬を步せしむるに、必ず道に中す、足を以て路馬の芻を蹙めば誅あり、路馬を齒ふれば誅あり。

(一) 黃髮は老人なり、年老ゆれば白髮化して黃髮となる (二) 君命を重んずる故なり (三) 介は甲冑なり、甲冑を著けたる者は屈伸に不便なる故拜せぬなり。或はいふ蓌は挫なり、威儀を損するなり (四) 祥車は吉車なり。車上には左を貴ぶ、君左に在り、僕右に在り (五) 君の車五乘あり、君自ら一車に乘る時は他の四車從ひ行くなり。臣此の車に乘る時は敢て左を空うせずとのこと (六) 奇車は單車なり (七) 欬は咳なり、大なるしはぶきせぬこと (八) 巂は車輪の圓周一丈九尺八寸をいふ。五巂は九丈九尺なり (九) 鞭の末にある細き革の紐にて馬を撫でいたはること (一〇) 路馬は君の馬をいふ路は大なる義なり

疑而筮レ之。則弗レ非也。日而行レ事則必踐レ之。○君車將レ駕。則僕執レ策立二於馬前一。已駕。僕展レ軨效レ駕。奮レ衣由レ右上。取二貳綏一跪乘。執レ策分レ轡驅レ之。五步而立。君出就レ車。則僕幷レ轡授レ綏。左右攘辟。車驅而騶。至二于大門一。君撫二僕之手一。而顧命二車右一就レ車。門閭溝渠必步。○凡僕レ人之禮。必授二人綏一。若僕者降等則受。不レ然則否。若僕者降等。則撫二僕之手一。不レ然則自レ下拘レ之。○客車不レ入二大門一。婦人不二立乘一。犬馬不レ上二於堂一。

ち否せず。若し僕は降等なれば、則ち僕の手を撫ふ、然らざれば則ち下より之を拘す。(一四)○客車は大門に入らず、婦人は立ちて乘らず、犬馬は堂に上らず。

(一) 剛日は甲丙戊庚壬の日をいふ、剛は陽なり　(二) 柔日は乙丁己辛癸の日をいふ、柔は陰なり　(三) 旬は十日なり　(四) 泰は太なり、尊ぶ辭　(五) 卜筮は、三度だけに止まること、又、卜する時は筮せず、筮する時は卜せずといふこと　(六) 猶豫に同じ、疑惑して事を決せぬ義なり　(七) 日を卜ひたる以上は、必ず其の事を履み行ふなり　(八) 軨はくさびなり、くさびのさきを見て、最早駕は整へりと申すなり　(九) 馬車に乘る副繩なり　(一〇) ゆづりさくるなり、辟は讓に同じ　(一一) 車上には君左に在り、僕人は中央、勇士は右に在り、車右は卽ち勇士をいふ　(一二) 門閭溝渠は非常危險の處ある故、步行するなり　(一三) 僕の身分の卑いこと　(一四) 拘はかゝへること

○故君子式二黃髮一。下二卿位一。入レ國不レ馳。入レ里必式。○君命召。雖二賤人一。

○故に君子は黃(一)髮に式し、卿の位に下り、國に入れば馳せず、里に入れば必ず式す。○君命じて召せば、賤人と雖も、大夫士(二)必ず自ら之を御ふ。○介(三)する者は拜せず、其の拜せんとすれば拜を蓌ふるが爲なり。○祥(四)車は左を曠しくす、

日一。內事以二柔日一。〇凡卜二筮日一。旬之外曰二遠某日一。旬之內曰二近某日一。喪事先二遠日一。吉事先二近日一。曰。爲レ日。假二爾泰龜有レ常。假二爾泰筮有レ常。卜筮不レ過レ三。卜筮不二相襲一。龜爲レ卜。筴爲レ筮。卜筮者。先聖王之所丁以使丙民信二時日一。敬二鬼神一。畏乙法令甲也。所丁以使丙民決二嫌疑一。定乙猶與甲也。故曰。

外には遠某日と曰ひ、旬の內には近某日を曰ふ。喪事は、遠日を先にし、吉事は近日を先にす。曰く、日を爲ぶに爾泰龜の常あるに假る、爾泰筮の常あるに假る。(五)卜筮三に過ぎず、卜筮相襲らず。龜を卜と爲し、筴を筮と爲す。卜筮は、先聖王の民をして時日を信じ、鬼神を敬し、法令を畏れしむる所以なり、民をして嫌疑を決し、(六)猶與を定めしむる所以なり。故に曰く、疑うて之を筮すれば、則ち非らざるなり。(七)日にして事を行へば、則ち必ず之を踐む。〇君の車將に駕せんとすれば、則ち僕は策を執りて、馬の前に立つ。已に駕すれば、僕は(八)綏を展て、駕せりと效す。衣を奮ひ右より上り、(九)貳綏を取り、跪きて乘る。策を執り轡を分け、之を驅ること五步にして立つ。君出でて車に就けば、則ち僕轡を幷せて綏を授く。左右(一〇)攘辟す、車驅りて騶り、大門に至れば、君、僕の手を撫へて、顧みて車右に(一一)命じ車に就かしむ。門閭溝渠には(一二)必ず步す。〇凡そ人に僕たるの禮、必ず人に綏を授く、若し僕なる者(一三)降等なれば則ち受く、然らざれば則

也。地廣大荒而不レ治。此亦士之辱也。○臨レ祭不レ惰。○祭服敝則焚レ之。祭器敝則埋レ之。龜筴敝則埋レ之。牲死則埋レ之。○凡祭二於公一者。必自徹二其俎一。○卒哭乃諱。禮不レ諱二嫌名一。二名不二偏諱一。逮レ事二父母一則諱二王父母一。不レ逮レ事二父母一則不レ諱二王父母一。君所無二私諱一。大夫之所有二公諱一。詩書不レ諱。臨レ文不レ諱。廟中不レ諱。夫人之諱。雖レ質二君之前一。臣不レ諱也。婦諱不レ出レ門。大功小功不レ諱。入レ竟而問レ禁。入レ國而問レ俗。入レ門而問レ諱。

て禁を問ひ、國に入りて俗を問ひ、門に入りて諱を問ふ。

(一) 言は會盟の辭 (二) 水は川澤をいふ (三) 靑旌に旌の帛に靑鳥を畫きたる者 (四) 鳴鳶は旌の帛に鳴鳶の形を畫きたる者 (五) 飛鴻も亦同じ (六) 貔貅も摯獸なり (七) 行くは軍行をいふ。軍行には朱鳥旗を前にして玄武旗を後にし靑龍旗を左にして白虎旗を右にし招搖旗を其の中央に建て兵の勢を強くするなり (八) 兵に反らずとは兵器を取りて家に歸らぬことゝ。卽ち常に兵器を携へ居るをいふ (九) 交遊は朋友なり (一〇) 壘はとりでなり (一一) 龜筴はトに用ふる龜とめどぎ。筴は策と同じ (一二) 士大夫者の祭を助くる時、君之に俎を歸る、士は自ら俎を徹去して、家に持ち返るなり (一三) 卒哭は最後の哭禮なり。卒哭以後始めて死者の名を諱む (一四) 嫌名と諱まずとは音聲の相同じき者は避けずとのこと (一五) 二名は偏諱せずとは二字の名前なれば一方の字は諱むに及ばずとのこと (一六) 王父母は祖父母なり (一七) 詩書に君父の諱の文字ありとも其の儘讀みて避けずとなり (一八) 文章を書くにも君父の諱の避け難き文字は避けずとのことなり (一九) 門は婦人の居る所の宮中の門をいふ (二〇) 大功、小功共に喪服の名。五服中第三第四等に屬し、稍疎遠なる者の爲めに服す、故に其の名を諱まず (二一) 竟は境に同じ

○外事以二剛

○外事には(一)剛日を以ひ、內事には(二)柔日を以ふ。○凡そ日を卜筮するに、(三)旬の

有二塵埃一。則載二鳴鳶一。前有二車騎一。則載二飛鴻一。前有二士師一。則載二虎皮一。前有二摯獸一。則載二貔貅一。行前二朱鳥一而後二玄武一。左二青龍一而右二白虎一。招搖在レ上。急繕二其怒一。進退有レ度。左右有レ局。各司二其局一。○父之讎。弗二與共戴一レ天。兄弟之讎。不レ反レ兵。交遊之讎。不レ同レ國。○四郊多レ壘。此卿大夫之辱

載つ、前に摯獸あれば、則ち貔貅を載つ、(六)行けば朱鳥を前にして、玄武を後にし、青龍を左にして白虎を右にす。招搖上に在りて、(七)急かに其怒を繕む。進退度あり、左右局あり、各々其局を司る。○父の讎は與に共に天を戴かず、兄弟の讎は、(八)兵に反らず、(九)交遊の讎は、國を同じくせず。○四郊壘多きは、(一〇)此れ卿大夫の辱なり、地廣く大にして、荒れて治まらざるは、此れ亦士の辱なり。○祭に臨めば惰らず。○祭服敝るれば則ち之れを焚き、祭器敝るれば則ち之を埋め、龜筴敝るれば則ち之を埋め、牲、死すれば則ち之を埋む。○凡そ公に祭る者は、(一一)必ず自ら其俎を徹す。(一二)○卒哭すれば(一三)乃ち諱む。禮に(一四)嫌名を諱まず、(一五)二名は偏諱せず、父母に事ふるに逮べば、(一六)則ち王父母を諱む、父母に事ふるに逮ばざれば、則ち王父母を諱まず、君の所には私の諱なく、大夫の所には公の諱あり。(一七)詩書には諱まず、(一八)文に臨みては諱まず、廟中には諱まず、夫人の諱は、君の前に質ふと雖も、臣諱まざるなり、婦の諱は門を出でず、(一九)大功小功は諱まず、(二〇)竟に入り(二一)

里有殯。不巷歌。適墓不歌。哭日不歌。送喪不由徑。送葬不辟塗潦。臨喪則必有哀色。執紼不笑。臨樂不歎。介冑則有不可犯之色。故君子戒慎不失色於人。○國君撫式。大夫下之。大夫撫式。士下之。○禮不下庶人。刑不上大夫。○刑人不在君側。○兵車不式。武車綏旌。德車結旌。

れば、士之に下る。○禮は庶人に下さず、(一二)刑は大夫に上さず。(一三)○刑人は君の側に在らず。(一四)○兵事には式せず、武車は旌を綏れ、(一五)德車は旌を結ぶ。(一六)

㊀ 賻は錢財を贈ること、即ち今の香奠なり ㊁ 遺るは貨財を贈ること ㊂ 館は舍なり人を宿泊せしむること ㊃ 壟は冢なり、壟に登るは不敬なるが爲めなり ㊄ 紼は棺を引く綱なり ㊅ 揖は立ちながら手を拱くことにて輕き敬禮なり ㊆ 相は「たすく」と讀みて、舂く者が勞を忘るゝ爲めに歌ふこと。即ち杵をたすくといふ義 ㊇ 殯は「かりもがり」と讀みて、假葬のこと ㊈ 哭する日は、人の喪を弔ひて哭する時をいふ ㊉ 塗は泥にて潦は溜り水なり (一一) 國君車上に在り式に凭りて敬禮する時は、大夫は車より下りて敬禮す。大夫車上に在りて敬禮すれば、士は車より下りて敬す禮 (一二) 禮は士以上の爲めに制する者なれば庶人の爲めには特に之を制せず (一三) 大夫以上の者には刑罰の制なく、刑を犯す時は八議を以て定む (一四) 國君は刑餘の人を近づけぬこと (一五) 武車も兵車なり (一六) 德車は乘車なり

○史載筆。士載言。前有水。則載青旌。前

○史は筆を載せ、士は言を載す、(一)前に水あれば、(二)則ち青旌を載つ、(三)前に塵埃あれば則ち鳴鳶を載つ、(四)前に車騎あれば、則ち飛鴻を載つ、(五)前に士師あれば、則ち虎皮を

身有レ瘍則浴。有レ疾則飲レ酒食レ肉。疾止復レ初。不レ勝レ喪。乃比ニ於不慈不孝一。五十不レ致レ毀。六十不レ毀。七十唯衰麻在レ身。飲レ酒食レ肉處ニ於内一。○生與ニ來日一。死與ニ往日一。○知レ生者弔。知レ死者傷。知レ生而不レ知レ死。弔而不レ傷。知レ死而不レ知レ生。傷而不レ弔。

○弔レ喪弗レ能賻。不レ問ニ其所一レ費。問レ疾弗レ能遺。不レ問ニ其所一レ欲。見レ人弗レ能館。不レ問ニ其所一レ舍。賜レ人者。不レ曰ニ來取一。與レ人者。不レ問ニ其所一レ欲。○適レ墓不レ登レ壟。助レ葬必執レ紼。臨レ喪不レ笑。揖レ人必違ニ其位一。望レ柩不レ歌。入臨不レ翔。當レ食不レ歎。鄰有レ喪。舂不レ相。

○喪を弔ひて賻(一)すること能はざれば、其の費す所を問はず、疾を問うて遺(二)ること能はざれば、其の欲する所を問はず、人を見て館(三)すること能はざれば、其の舍する所を問はず、人に賜ふ者は來り取れと曰はず、人に與ふる者は其の欲する所を問はず。○墓に適けば壟(四)に登らず、葬を助くるに必ず紼(五)を執る、喪に臨みては笑はず、人を揖するに必ず其位を違る、柩を望みて歌はず、入りて臨するに翔(六)せず、食に當りては歎ぜず、鄰に喪あれば、舂くに相(七)せず、里に殯(八)あれば巷に歌はず、墓に適けば歌はず、哭(九)する日には歌はず、喪を送るには徑に由らず、葬を送るには塗潦(一〇)を辟けず、喪に臨めば則ち必ず哀色あり、紼を執りては笑はず、樂に臨めば歎ぜず。介冑には則ち犯すべからざるの色あり。故に君子は戒愼して、色を人に失はず。○國君式に撫れば(一一)、大夫之に下る、大夫式に撫

全交也。○禮曰。君子抱孫不抱子。此言孫可以爲王父尸。子不可以爲父尸。爲君尸者。大夫士見之。則下之。君知所以爲尸者。則自下之。尸必式。乘必以几。○齊者不樂不弔。○居喪之禮。毀瘠不形。視聽不衰。升降不由阼階。出入不當門隧。居喪之禮。頭有創則沐。

し、疾あれば則ち酒を飲み肉を食ひ、疾止めば（一一）初に復す、（一二）喪に勝へざれば、乃ち不慈不孝に比す。五十は（一三）毀を致さず、六十は毀らず、七十は唯（一四）衰麻身に在るのみ、酒を飲み肉を食ひて内に處る。○（一五）生には來る日を與へ、死には往く日を與ふ。○生を知る者は（一六）弔し、死を知る者は（一七）傷む。生を知りて死を知らざれば、弔して傷まず、死を知りて生を知らざれば、傷みて弔せず。

（一）識は誌と通ず、強識は物事を多く覺え居ること（二）歡は好意なり。忠は深切なり。居子は人の好意や深切を十分に受けずとなり。十分に受くる時は、交りを害ふの恐れあればなり（三）王父は祖父なり。尸の解前に見ゆ（四）式は軾と同じ。軾は車の前の横木なり。之れに憑りて人を禮するなり（五）几は「おしまづき」と讀む。尊長者の憑り掛かる物なり（六）毀瘠は喪に居る時は酒食を遠ざけて羸え瘦せること（七）阼階は主人の升降する階段なり（八）門隧は門の中道なり（九）創は瘡と同じ。頭のできもの（一〇）瘍もできものなり（一一）初に復すは平生に復するなり（一二）喪に勝へずとは、父母の喪に居りて、哀痛の爲め甚だしく身心を害するは、父母には不孝、子孫には不慈となるなり（一三）毀を致さずとは五十になれば體衰ふ故酒を飲み肉を食うて前の如く毀瘠することはせぬとなり（一四）衰麻の衰は縗と同じ、喪服なり（一五）生者服杖を爲すは死の明日より數へ、死者斂殯を爲すは死の當日より數ふ（一六）弔は生者に弔詞を述ぶること（一七）傷むは死者に傷詞を述ぶること

弗レ揮。○凡以二弓劒苞苴簞笥一問レ人者。操以受レ命。如二使之容一。

○凡爲レ君使者。已受レ命。君言不レ宿二於家一。君言至。則主人出拜二君言之辱一。使者歸。則必拜送二于門外一。若使二人於君所一。則必朝服而命レ之。使者反。則必下レ堂而受レ命。○博聞強識而讓。敦二善行一而不レ怠。謂二之君子一。君子不レ盡二人之歡一。不レ竭二人之忠一。以

○凡そ君の爲めに使する者は、已に命を受くれば、君の言家に宿めず、君の言至れば、則ち主人出でて君の言の辱を拜し、使者歸れば、則ち必ず拜して門外に送る。若し人をして君の所に使せしむれば、則ち必ず朝服して之に命ず。使者反れば、則ち必ず堂を下りて命を受く。○博聞強識(一)にして讓り、善行に敦くして怠らず、之を君子と謂ふ。君子は人の歡(二)を盡さず、人の忠を竭さず、以て交を全くす。○禮に曰く、君子は孫を抱きて、子を抱かず、此れ孫は以て(三)王父の尸たる可く、子は以て父の尸たる可からざるを言ふなり。君の尸たる者をば大夫士之を見れば、則ち之に下る。君尸たる所以の者を知れば、則ち自ら之に下る。尸は必ず(四)式す、乘るに必ず(五)几を以てす。○齊する者は樂せず弔せず。○喪に居るの禮は、(六)毀瘠形はれず、視聽衰へず、升降(七)は阼階に由らず、出入(八)は門隧に當らず、喪に居るの禮は、頭(九)に創あれば則ち沐し、身に瘍(一〇)あれば則ち浴

田宅一者。操レ書致。○凡遺二人弓一者。張弓尚レ筋。弛弓尚レ角。右手執レ簫。左手承レ弣。尊卑垂レ帨。若主人拜。則客還辟。辟レ拜。主人自受。由二客之左一。接レ下承レ弣。鄉與レ客竝。然後受。進レ劍者左レ首。進レ戈者。前二其鐏一。後二其刃一。進二矛戟一者。前二其鐓一。進二几杖一者拂レ之。效レ馬效レ羊者右牽レ之。效レ犬者左牽レ之。執レ禽者左レ首。飾二羔鴈一者以レ繢。受二珠玉一者以レ掬。受二弓劍一者以レ袂。飲二玉爵一者

を前にし、其刃を後にし、矛戟を進る者は其鐓(一六)を前にす。几杖を進る者は之を拂ふ。馬を效し羊を效す者は、右に之を牽く。犬を效す者は左に之を牽く、禽を執る者は首を左にし、羔鴈を飾る者は繢(一七)を以てし、珠玉を受くる者は掬(一八)を以てし、弓劍を受くる者は袂を以てし、玉爵(一九)に飲む者は揮(二〇)はず。○凡そ弓劍苞苴(二一)簞笥(二二)を以て人に問ふ者は、操りて以て命を受く、使の容の如し。

(一) 水潦は雨水なり、雨水多ければ魚鼈随つて多く生ず貴ぶに足らず故に獻ぜず　(二) 佛らすは首を捩ること　(三) 策は馬の鞭　(四) 綏は車に上る綱　(五) 民虜は捕虜なり　(六) 木を二片に分ち、之に數項を記す。右を右契といふ　(七) 量鼓は斛なり、孰は熟に同じ、其の生食に非ざるをいふ　(八) 書を操るは詳に其の多寡の數を書すること　(九) 張弓は弓弦を張りたる者、筋は弓弦なり　(一〇) 角は弓身に貼りたる薄き牛の角をいふ　(一一) 簫は弓の頭なり　(一二) 弣は弓の中央なり　(一三) 帨は手拭なり　(一四) 還は旋と同じ、辟は開くなり。其の立つ所の場處を離るゝこと　(一五) 鐏は戈の柄なり　(一六) 鐓は「ほこ」の柄尻なり　(一七) 繢は布に繪を畫くこと　(一八) 掬は兩手を以て之を承くること　(一九) 玉爵は玉杯なり　(二〇) 揮はずは餘瀝を拂ひ去らぬこと。玉杯を墜す慮ある故なり　(二一) 苞苴は魚などを包みたる者　(二二) 簞も笥も孰れも竹にて作りたる器。圓を簞といひ方を笥といふ

君一者華レ之。巾以レ綌。爲二大夫一累レ之。士疐レ之。庶人齕レ之。〇父母有レ疾。冠者不レ櫛。行不レ翔。言不レ惰。琴瑟不レ御。食レ肉不レ至レ變レ味。飲レ酒不レ至レ變レ貌。笑不レ至レ矧。怒不レ至レ詈。疾止復レ故。〇有レ憂者側席而坐。有レ喪者專席而坐。

ぬなり （一六）味を變ずるは無味になる程多く食ふなり （一七）矧は齒莖なり、齒の根の見ゆる程笑なり （一八）側席は席に安んぜぬこと （一九）專席は己れ一人にて坐すること

〇水潦降。不レ獻二魚鼈一。獻レ鳥者。佛二其首一。畜鳥者則勿レ佛也。獻二車馬一者。執二策綏一。獻レ甲者執レ冑。獻レ杖者執レ末。獻二民虜一者。操二右袂一。獻レ粟者執二右契一。獻レ米者操二量鼓一。獻二孰食一者。操二醬齊一。獻

〇水潦(一)降れば、魚鼈を獻ぜず、鳥を獻ずる者は其首を佛す(二)、畜鳥は則ち佛す勿れ、車馬を獻ずる者は策綏(三)(四)を執り、甲を獻ずる者は冑を執り、杖を獻ずる者は末を執り、民虜(五)を獻ずる者は右袂を操り、粟を獻ずる者は右契(六)を執り、米を獻ずる者は量鼓(七)を操り、孰食を獻ずる者は醬齊(八)を操り、田宅を獻ずる者は書を操りて致す。〇凡そ人に弓を遺る者は、張弓(九)は筋を尙にし、弛弓(一〇)は角を尙にす、右手に簫(一一)を執り、左手に弣(一二)を承け、尊卑(一三)帨を垂る。若し主人拜すれば、則ち客還辟(一四)して拜を辟く、主人自ら受くるには、客の左より、下に接し弣を承け、鄕ひて客と並び、然る後に受く。劍を進むる者は首を左にし、戈を進むる者は其鐏(一五)

者不敢飲。長者賜少者賤者不敢辭。○賜果於君前。其有核者懷其核。御食於君。君賜餘。器之溉者不寫。其餘皆寫。○餕餘不祭。父不祭子。夫不祭妻。○御同於長者。雖貳不辭。偶坐不辭。○羹之有菜者用梜。其無菜者不用梜。○爲天子削瓜者副之。巾以絺。爲國

寫す。○餕餘(四)の祭らざるは、父は子に祭らず、夫は妻に祭らざるのみ。○長者に御同(五)するときは、貳(六)と雖も辭せず。偶坐するときは辭せず。○羹の菜ある者は梜を用ひ、其の菜なき者は梜を用ひず。○天子の爲に瓜を削くには之を副(七)し、巾ふに絺(八)を以てし、國君の爲めにするには之を華し、巾ふに綌(九)を以てし、大夫の爲めには之を累(一〇)はし、士には之を疐(一一)し、庶人には之を齕(一二)す。○父母疾あれば、冠者櫛らず、行くに翔(一三)せず、言惰(一四)らず、琴瑟御(一五)せず、肉を食ふも味(一六)を變ずるに至らず、酒を飲むも貌を變ずるに至らず、笑ふも矧(一七)に至らず、怒るも詈るに至らず・疾止めば故に復る。○憂あるものは側席(一八)して坐し、喪ある者は專席(一九)して坐す。

(一) 尊所は酒樽の置いてある所なり (二) 爵は飲み盡すなり (三) 御食は給仕すること (四) 餕餘は喰べ餘ましなり (五) 御同は陪食するなり (六) 貳はいはゆる二の膳なり (七) 副は四つに折くなり (八) 絺は細き葛なり (九) 綌は麤き葛なり (一〇) 累は倮也むき出しにして蔽ひをせず (一一) 疐は蔕又は蒂と同じ、果物の「へた」なり (一二) 齕は齒にて嚙むなり (一三) 翔せずは容を餝らぬなり (一四) 惰らずは他事を言はぬなり (一五) 御せずは琴瑟を奏せ

於長者。主人親饋。則拜而食。主人不親饋。則不拜而食。共食不飽。共飯不澤手。毋摶飯。毋放飯。毋流歠。毋咤食。毋齧骨。毋反魚肉。毋投與狗骨。毋固獲。毋揚飯。飯黍毋以箸。毋嚃羹。毋絮羹。毋刺齒。毋歠醢。客絮羹。主人辭不能亨。客歠醢。主人辭以窶。濡肉齒決。乾肉不齒決。毋嘬炙。卒食。客自前跪。徹飯齊以授相者。主人興辭於客。然後客坐。

き、飯齊を徹し、以て相者(一五)に授く。主人興つて客に辭す、然る後に客坐す。

(一)胾は切りたる肉なり　(二)渫は蒸したる葱　(三)脯脩は乾肉なり　(四)朐は乾肉の曲げたるをいふ　(五)手を澤まずは、手を揉まぬこと　(六)飯を摶むは箸にて飯を丸めること　(七)放飯は大食なり　(八)流歠は多く汁を啜り込むこと　(九)咤食は舌打ちして食ふこと　(一〇)飯を揚ぐるは熱き飯を揚げて冷すること　(一一)嚃は汁の實を嚙まずにのみ下すなり　(一二)絮は汁の實を箸にて掻き廻すなり　(一三)醢は「ししびしほ」即ち鹽辛の類なり　(一四)窶は貧なり　(一五)相者は主人より命ぜられたる膳部の世話役

○侍飲於長者。酒進則起。拜受於尊所。長者辭。少者反席而飲。長者舉未釂少

○長者に侍飲するに、酒進めば則ち起ち、拜して尊所(一)に受く、長者辭す、少者席に反りて飲む、長者擧げて未だ釂(二)せざれば、少者敢て飲まず。長者、少者賤者に賜へば、敢て辭せず。○果を君前に賜へば、其の核有る者は、其核を懷にす。君に御食(三)するに君餘を賜へば、器の漑ふべきものは、寫さず、其餘は皆

食之禮。左レ殽右レ胾、食居二人之左一、羹居二人之右一。膾炙處レ外。醯醬處レ內。葱渫處レ末。酒漿處レ右。以二脯脩一置者。左レ朐右レ末。客若降等。執レ食興辭。主人興辭二於客一。然後客坐。主人延レ客祭。祭レ食、祭レ所二先進一。殽之序偏祭レ之。三飯主人延レ客食レ胾。然後辯レ殽。主人未レ辯。客不レ虛レ口。○侍二食

を左にし、末を右んにす、客若し降等なれば、食を執りて興ちて辭す、主人興ちて客に辭し、然る後に客坐す、主人客を延きて祭る、食を祭るには、先づ進むる所を祭る。殽の序は、偏く之を祭る。三飯すれば、主人客を延きて胾を食ふ、然る後に殽を辯くす、主人未だ辯ねくせざれば、客口を虛がず。○長者に侍食するに、主人親ら饋れば、則ち拜して食ふ。主人親ら饋らざれば、則ち拜せずして食ふ。食を共にすれば飽かず、飯を共にすれば手を澤(五)まず。飯を摶(六)むること毋れて、放飯(七)すること毋れ、流歠(八)すること毋れ、咤(九)食すること毋れ、骨を齧むこと毋れ、魚肉を反すこと毋れ、狗に骨を投與ふること毋れ、固く獲んとすること毋れ、飯(一〇)を揚ぐること毋れ、黍を飯するに箸を以てすること毋れ、羹を嚃(一一)すること毋れ、羹、絮ふる毋れ、齒を刺すこと毋れ、醢を歠ること毋れ、客、羹を絮(一二)ふれば、主人亨る能はずと辭し、客醢(一三)を歠れば、主人辭するに窶(一四)を以てす。濡肉は齒決す、乾肉は齒決せず、炙を嘬すること毋れ。食を卒ふれば、客前より跪

而食。父子不同席。男女非有行媒。不相知名。非受幣。不交不親。故日月以告君。齊戒以告鬼神。爲酒食以召鄉黨僚友。以厚其別也。取妻不取同姓。故買妾不知其姓。則卜之。○寡婦之子。非有見焉。弗與爲友。○賀取妻者曰某子使某。聞子有客。使某羞。○貧者不以貨財爲禮。老者不以筋力爲禮。○名子者。不以國。不以日月。不以隱疾。不以山川。

者は筋力を以て禮と爲さず。○子に名づくるには國を以てせず、日月を以てせず、隱疾(一〇)を以てせず、山川を以てせず。

(一) 離坐は二人相座するなり。離立は二人並び立つなり (二) 參は三なり、己れ往き加はりて三人となることなり (三) 椸枷は衣桁の類なり (四) 梱は閾に同じ、門の仕限りをいふ (五) 大故は大事なり。災變又は疾病をいふ (六) 行媒は媒介者なり (七) 幣は結納なり (八) 取は娶と同じ (九) 之を卜すは、吉凶を占ふなり (一〇) 隱疾は、人に見えぬ疾なり

○男女異長。男子二十。冠而字。父前子名。君前臣名。女子許嫁。笄而字。○凡進

○男女長を異にす、男子二十なれば、冠して字す、父の前には子名いひ、君の前には臣名いふ、女子許嫁なれば、笄して字す。○凡そ食を進むるの禮、殽を左にし胾(一一)を右にし、食は人の左に居き、羹は人の右に居き、膾炙は外に處き、醯醬は内に處き、葱渫(一二)は末に處き、酒漿は右に處く。(一三)脯脩を以て置くには、(一四)向

而遷㆑屨、俯而納㆑屨。

○離坐離立。毋㆓往參㆒焉。離立者。不㆑出㆓中間㆒。○男女不㆓雜坐㆒。不㆑同㆓椸枷㆒。不㆑同㆓巾櫛㆒。不㆓親授㆒。嫂叔不㆑通㆑問。諸母不㆑漱㆑裳。外言不㆑入㆓於梱㆒。內言不㆑出㆓於梱㆒。女子許嫁纓。非㆑有㆓大故㆒。不㆑入㆓其門㆒。姑姉妹女子子。已嫁而反。兄弟弗㆓與同㆑席而坐㆒。弗㆓與同㆑器

○離坐離立(一)するときは、往きて參(二)する毋れ、離立するときには、中間に出でず。○男女雜り坐せず、椸枷(三)を同じくせず、巾櫛を同じくせず、親ら授けず、嫂叔問を通せず、諸母には裳を漱はしめず、外言は梱(四)より入らず、內言は梱より出でず、女子許嫁して纓すれば、大故(五)あるに非ざれば其門に入らず、姑姉妹女子子已に嫁して反れば、兄弟與に席を同じくして坐せず、與に器を同じくして、食はず、父子席を同じくせず、男女行媒(六)有るに非ざれば、名を相知らず、幣(七)を受くるに非ざれば、交らず親まず。故に日月以て君に告げ、齋戒以て鬼神に告げ、酒食を爲り、以て鄕黨僚友を召ぶ、以て其別を厚くす。妻を取るに(八)、同姓を取らず、故に妾を買ふに其姓を知らざれば、則ち之れを卜(九)す。○寡婦の子、見る有るに非ざれば、與に友たらず。○妻を取る者を賀するには、某子某を使せしむ、子客ありと聞き、某をして羞めしむと曰ふ。○貧者は貨財を以て禮と爲さず。老

侍二坐於君子一。君子欠伸。撰二杖屨一。視二日蚤莫一。侍坐者請レ出矣。侍二坐於君子一。君子問更レ端。則起而對。侍二坐於君子一。若有二告者一曰二少間願有一レ復也。則左右屛而待。○毋二側聽一。毋二噭應一。毋二淫視一。毋二怠荒一。遊毋レ倨。立毋レ跛。坐毋レ箕。寢毋レ伏。斂レ髮毋レ髢。冠毋レ免。勞毋レ袒。暑毋レ褰レ裳。○侍二坐於長者一。屨不レ上二於堂一。解レ屨不二敢當一レ階。就レ屨跪而擧レ之。屛二於側一。鄕二長者一而屨。跪

ぐる者ありて、少しく間あらば、願はくは復すことあらんと曰へば、則ち左右は屛きて待つ。○側聽すること毋れ、噭應する事毋れ、淫視すること毋れ、怠荒すること毋れ、遊くに倨ること毋れ、立つに跛ちすること毋れ、坐するに箕(五)すること毋れ、寢ぬるに伏すること毋れ、髮を斂むるに髢(六)すること毋れ、冠は免ぐこと毋れ、勞するも袒ぐこと毋れ、暑くも裳を褰ぐること毋れ。○長者に侍坐するときは、屨は堂に上げず、屨を解くには敢て階(七)に當らず、屨を就くには跪きて之を擧げ、側に屛く、長者に鄕ひて屨には、跪きて屨を遷し、俯して屨を納る。

(一) 跋は本なり燭將に盡きんとする時は其の餘る所の跋本を藏す蓋し客之れを見て夜の久しきを以て辭退せんことを恐るればなり (二) 欠はあくび、伸はのびをすること (三) 日の蚤莫は、日暮の早晩をいふ (四) 端を更むとは事既に問ひ畢りて、又改めて他の事を問ふことなり (五) 箕は兩足を展べて狀箕の如くなるをいふ (六) 髢はかもじ即ち入れ髮をすること (七) 階に當らずは、後の升る者の妨げになる爲めなり

書策琴瑟在レ前。坐而遷レ之。戒勿レ越。○虛坐盡レ後。食坐盡レ前。坐必安。執二爾顏一。長者不レ及。毋二儳言一。正二爾容一。聽必恭。毋二勦說一。毋二雷同一。必則二古昔一。稱二先王一。○侍二坐於先生一。先生問焉。終則對。請レ業則起。請レ益則起。○父召無レ諾。先生召無レ諾。唯而起。

と無かれ、先生召すときは諾すること無かれ、唯して起つ。

(一)橋衡は橋の高きが如く、衡の平なるが如きをいふ。或はいふ橋は井戸の上の桔槹にして、衡は其の上の低昂する者なりと　(二)衽は臥席なり　(三)趾は足を向けること　(四)飯食の客に非ずとは、道を問ひ教を請ふ客をいふ　(五)丈を函るとは、主人と客の座席の間相離ること一尺なるをいふ　(六)撤は去るなり　(七)席を踐むは、席に就くことなり　(八)齊は裳の裾の縫ひ合せの處をいふ　(九)虛坐は飲食せざる時の座なり、後を盡すとは前の方を明けて後の方一杯に坐すること　(一〇)執は守るなり　(一一)儳言は長者の問ひを待たずして口を出すこと　(一二)勦說は、他人の說を取りて己れの說となすこと　(一三)雷同は、他人の言を聞きて附和すること

○侍二坐於所一レ尊敬一。無レ餘レ席。見二同等一不レ起。燭至起。食至起。上客起。燭不レ見レ跋。尊客之前。不レ叱レ狗。讓レ食不レ唾。○

○尊敬する所に侍坐するときは、席を餘すこと無れ。同等を見れば起たず、燭至れば起ち、食至れば起つ。上客には起つ。燭は跋を見さず、尊客の前には狗を叱せず、食を讓るには唾せず。○君子に侍坐するときは、君子欠伸して、(二)杖屨を撰へ、日の蚤莫(三)を視れば、侍坐する者出でんと請ふ。君子に侍坐するとき、君子問ふこと端(四)を更むれば、則ち起ちて對ふ。君子に侍坐するとき、若し告

○奉レ席如二橋衡一。請二席何鄉一。請二衽何趾一。席南鄉北鄉。以二西方一爲レ上。東鄉西鄉。以二南方一爲レ上。若非二飮食之客一。則布レ席。席間函レ丈。主人跪正レ席。客跪撫レ席而辭。客徹二重席一。主人固辭。客踐レ席乃坐。主人不レ問客不二先擧一。將レ卽レ席。容毋レ怍。兩手摳レ衣去レ齊尺。衣毋レ撥。足毋レ蹶。○先生

○席を奉ずること橋衡(一)の如くす、席何くに鄕はんと請ひ、衽(二)何くに趾(三)せんと請ふ。席南鄕北鄕なれば、西方を以て上と爲し。東鄕西鄕なれば、南方を以て上と爲す。若し飮食(四)の客に非ざれば、則ち席を布くに、席間に丈(五)を函る、主人跪きて席を正す。客跪きて席を撫へて辭す。客重席を徹(六)す。主人固く辭す。客(七)席を踐めば、乃ち坐す、主人問はざれば、客先づ擧げず。將に席に卽かんとすれば、容は作づること毋れ、兩手にて衣を摳げて、齊(八)を去ること尺、衣撥くこと毋れ、足蹶すこと毋れ。○先生の書策琴瑟前に在れば、坐して之を遷す、戒めて越ゆること勿れ。○虛坐(九)には後を盡くし、食坐には前を盡くす。坐するには必ず安く、爾の顏(一〇)を執れ。長者及ばざれば、儳言(一一)すること毋れ、爾の容を正しくし、聽くこと必ず恭なれ、勦說(一二)すること毋れ、雷同(一三)すること毋れ、必ず古昔に則り、先王を稱せよ。○先生に侍坐するとき、先生問へば、終りて則ち對ふ。業を請へば則ち起ち、益を請へば則ち起つ。○父召すときは諾すこ

迎レ客。客固辭。主人肅レ客而入。主人入レ門而右。客入レ門而左。主人就二東階一。客就二西階一。客若降等。則就二主人之階一。主人固辭。然後客復就二西階一。主人與レ客讓レ登。主人先登。客從レ之。拾レ級聚レ足。連步以上。上二於東階一。則先二右足一。上二於西階一。則先二左足一。○帷薄之外不レ趨。堂上不レ趨。執レ玉不レ趨。堂上接レ武。堂下布レ武。室中不レ翔。○竝坐不レ橫レ肱。授レ立不レ跪。授レ坐不レ立。○凡爲二長者一糞之禮。必加二帚於箕上一。以レ袂拘而退。其塵不レ及二長者一。以レ箕自鄉而扱レ之。

登ることを讓る。主人先づ登り、客之に從ふ、級を拾りて(六)足を聚め、連步して以て上る。東階を上るには、則ち右足を先にし、西階を上るには、則ち左足を先にす。○帷薄(七)の外には趨らず、堂上には趨らず、玉を執れば趨らず、堂の上には武を接し(八)、堂の下には武を布き(九)、室の中には翔らず。○並び坐すれば肱を橫にせず、立てるに授くるには跪かず、坐せるに授くるには立たず。○凡ぞ長者の爲に糞するの禮、必ず帚を箕(一〇)の上に加へ、袂を以て拘へて退く、其塵を長者に及ばしめず、箕を以て自ら鄕つて之を扱む。

(一) 閾は門の梱なり　(二) 閾は門の仕限なり　(三) 寢門は表座敷の外の門なり　(四) 席を爲きは筵席を敷くこと　(五) 降等は主人より客の身分の低きこと　(六) 級を拾り足を聚めは、階段を昇るに先づ右の足を進め、次に左の足を進め、兩足を合せ、毎段此の如くにして昇るなり　(七) 帷薄の外は門外をいふ。帷は戶帳にて、薄は簾なり　(八) 武を接しは兩足相附くこと　(九) 武を布きは、兩足相離ること、武は足跡なり　(一〇) 箕は塵取りなり

丘陵一則必鄕二長者所レ視。登レ城不レ指。城上不レ呼。○將レ適レ舍。求毋レ固。○將レ上レ堂。聲必揚。戸外有二屨一。言聞則入。言不レ聞則不レ入。將レ入レ戸。視必下。入レ戸奉レ扃。視瞻毋レ回。戸開亦開。戸闔亦闔。有二後入者一。闔而勿レ遂。毋レ踐レ屨。毋レ踏レ席。摳レ衣趨レ隅。必愼二唯諾一。

常に正しき物を示すなり (四) 負劒は長者が俯して童子と語る時は、劒を負ふが如き狀あるをいふ (五) 辟は偏なり、咡は口の旁なり。卽ち長者が頭を傾けて、口を童子の耳の傍に寄せて語るをいふ (六) 手を拱すは、兩手を組みて胸の處に置くこと (七) 鄕は向と同じ (八) 將に舍に適かんとするは、他人の家に宿すること (九) 固は常なり、家常用ひ慣れたる物を主人に求むべからざること (一〇) 聲必ず揚ぐとは、己れの堂に上るを知らしむるなり (一一) 言聞えざれば則ち入らずとは、他人の密談を妨ぐるを恐るゝを以てなり (一二) 扃は戸を閉す木なり。扃を奉ずとは、兩手を胸に當てて捧ぐる樣にすること (一三) 視瞻を回すことなかれとは、室内を顧廻はすなかれといふ (一四) 闔して遂ぐることなかれとは、鎖らず戸を締め切らぬこと

○大夫士出二入君門一。由二闑右一。不レ踐レ閾。○凡與レ客入者。每レ門讓二於客一。客至二於寢門一。則主人請。入爲レ席。然後出

○大夫士君門に出入するには闑の右よりし、(一)閾を踐まず。(二)○凡そ客と入る者は、門每に客に讓る、客寢門に至れば、(三)則ち主人請ふ、入りて席を爲き、(四)然る後に出でて客を迎へんと。客固く辭す。主人客を肅めて入る。主人は門を入りて右し、客は門を入りて左す、主人は東階に就き、客は西階に就く、客若し降等なれば、(五)則ち主人の階に就く。主人固く辭す。然る後ち客復し、西階に就く、主人と客と

素。孤子當室。冠衣不レ純レ采。○幼子常視レ毋レ誑。童子不レ衣二裘裳一。立必正レ方。不二傾聽一。長者與レ之提攜。則兩手奉二長者之手一。負レ劍辟咡詔レ之。則掩レ口而對。○從二於先生一。不レ越レ路而與レ人言。遭二先生於道一。趨而進。正立拱レ手。先生與レ之言則對。不レ與レ之言。則趨而退。○從二長者一而上二

しくし、傾き聽かず、長者之と提攜すれば、則ち兩手に長者の手を奉ず、(四)負劍辟咡して之に詔ぐれば、則ち口を掩うて對ふ。○先生に從へば、路を越えて人と言はず、(五)先生に道に遭へば、趨りて進み、正しく立て(六)手を拱す、先生之れと言へば則ち對へ、之れと言はざれば、則ち趨りて退く。○長者に從ひて丘陵に上れば、則ち必ず長者の視る所に鄕ふ。(七)城に登りては指さず、城上には呼ばず。(八)○將に舍に適んとすれば、求め固なること(九)毋れ。○將に堂に上らんとすれば聲必ず揚ぐ。(一〇)戸外に二屨有るとき、言聞ゆれば則ち入り、言聞えざれば(一一)則ち入らず、將に戸に入らんとすれば、視ること必ず下す、戸に入れば扃を奉じ、(一二)視瞻を回らすこと勿れ、(一三)戸開けば亦開き、戸闔づれば亦闔す、後れ入る者あれば、闔して(一四)遂ぐること勿れ、屨を踐むこと毋れ、席を踖むこと毋れ、衣を摳げて隅に趨る、必ず唯諾を愼め。

(一) 純は緣なり。冠の緣や、衣服の領を飾るに素を用ひざること　(二) 父の後たる者をいふ　(三) 常に視すとは。

爲二人子一者。出必告。反必面。所レ遊必有レ常。所レ習必有レ業。恆言不レ稱レ老。○年長以倍。則父二事之一。十年以長。則兄二事之一。五年以長。則肩二隨之一。羣居五人。則長者必異レ席。○爲二人子一者。居不レ主レ奧。坐不レ中レ席。行不レ中レ道。立不レ中レ門。食饗不レ爲レ槩。祭祀不レ爲レ尸。聽二於無一レ聲。視二於無一レ形。不レ登レ高。不レ臨レ深。不二苟訾一。不二苟笑一。孝子不レ服レ闇。不レ登レ危。懼レ辱レ親也。

闇に服せず、(一六)危きに登らず。親を辱めんことを懼ればなり。

(一) 凊は涼しくすること (二) 昏に定めて、晨に省みるとは、父母の枕席を定めて、其の安否を省みること (三) 醜は同類にして夷は平等なり、即ち儕輩をいふ (四) 閭は二十五家なり、四閭を族となし、五族を黨となし、五黨を州となし、五州を郷となす (五) 僚友は同役の者 (六) 弟は悌に同じ (七) 執友は同志の者といふことにて、同師の友をいふ (八) 父の執は父の友なり (九) 面は面會なり (一〇) 老を稱せずとは、老を稱すれば父母之を歎ふるを以てなり (一一) 肩隨は並び行きてやゝ退くことなり (一二) 群居は衆人と居ること (一三) 奧は室の西南隅をいふ (一四) 槩は量るなり (一五) 尸は子が神に代りて、神の位に即くこと (一六) 闇に服せずとは暗黒の處にて事を爲さぬこと

○父母存。不レ許レ友以レ死。不レ有二私財一。○爲二人子一者。父母存。冠衣不レ純

○父母存すれば、友に許すに死を以てせず、私財を有せず。○人の子たる者、父母存すれば、冠衣素を純(一)にせず。孤子の當室(二)は冠衣采を純にせず。○幼子をば常(三)に視して誑すこと毋れ、童子は裘と裳とを衣ず、立つに必ず方を正

○凡爲㆓人子㆒之禮。冬溫而夏凊。昏定而晨省。在㆓醜夷㆒不㆑爭。○夫爲㆓人子㆒者。三賜不㆑及㆓車馬㆒。故州閭鄕黨稱㆓其孝㆒也。兄弟親戚稱㆓其慈㆒也。僚友稱㆓其弟㆒也。執友稱㆓其仁㆒也。交遊稱㆓其信㆒也。見㆓父之執㆒。不㆑謂㆓之進㆒不㆓敢進㆒。不㆑謂㆓之退㆒不㆓敢退㆒。不㆑問不㆓敢對㆒。此孝子之行也。○夫

○凡そ人の子たるの禮、冬は溫にして夏は凊(一)しくす、昏(二)に定めて晨に省みる。醜夷(三)に在りて爭はず。○夫れ人の子たる者、三たび賜はば車馬に及ばず、故に州閭(四)鄕黨其孝を稱す、兄弟親戚其慈を稱す。僚友(五)其弟(六)を稱す。執友(七)其仁を稱し、交遊其信を稱す。(八)父の執を見るとき、之に進めと謂はざれば、敢て進まず。之に退けと謂はざれば、敢て退かず。問はざれば敢て對へず。此れ孝子の行なり。○夫れ人の子たる者、出づるには必ず告げ、反れば必ず面(九)す。遊ぶ所必ず常あり、習ふ所必ず業あり、恒の言に老(一〇)を稱せず。○年長ずること以て倍すれば、則ち之に父事し、十年以て長ずれば、則ち之に兄事し、五年以て長ずれば、則ち之れに肩隨(一一)す、羣居(一二)五人なれば、則ち長者必ず席を異にす。○人の子たる者、居るに奧に主たらず、坐するに席に中せず、行くに道に中せず。立つに門に中せず、食饗(一三)に槩(一四)をなさず、祭祀に尸(一五)とならず、聲無きに聽き、形無きに視、高に登らず、深に臨まず。苟も訾らず、苟も笑はず。孝子は

曰ㇾ壯。有ㇾ室。四十曰ㇾ强。而仕。五十曰ㇾ艾。服二官政一。六十曰ㇾ耆。指使。七十曰ㇾ老。而傳。八十九十曰ㇾ耄。七年曰ㇾ悼。悼與ㇾ耄雖ㇾ有ㇾ罪。不ㇾ加ㇾ刑焉。百年曰ㇾ期。頤。○大夫七十而致ㇾ事。若不ㇾ得ㇾ謝。則必賜二之几杖一。行役以二婦人一。適二四方一。乘二安車一。自稱曰二老夫一。於二其國一則稱ㇾ名。越ㇾ國而問焉。必告ㇾ之以二其制一。○謀二於長者一。必操二几杖一以從ㇾ之。長者問。不二辭讓一而對。非ㇾ禮也。

ふ、指使(四)す。七十を老と曰ふ、傳(五)ふ。八十九十を耄と曰ふ。七年を悼と曰ふ、悼と耄とは罪ありと雖も、刑を加へず。百年を期と曰ふ、頤ふ。○大夫は七十にして事(六)を致す。若し謝(七)するを得ざれば、則ち必ず之に几杖を賜ふ、行役には婦人を以てし、四方に適くには安車に乘じ、自ら稱して老夫と曰ひ、其國に於ては、則ち名を稱し、國を越えて問へば、必ず之に告ぐるに其制を以てす。○長者に謀るには、必ず几杖を操りて、以て之に從ふ。長者問ふに、辭讓せずして對ふるは、禮に非ざるなり。

(一) 冠は元服なり (二) 室ありは、妻を娶るなり (三) 艾は毛髪の蒼白なる者、艾の色の如きをいふ (四) 指使は事を指して人を使ふなり (五) 傳ふは家事を子に傳ふるなり (六) 事を致すは、仕を致すと同義にて、職を罷むること (七) 謝するを得ずとは、吾が職を罷むるを許さぬこと

君子恭敬撙節退讓以明禮。○鸚鵡能言。不離飛鳥。猩猩能言。不離禽獸。今人而無禮。雖能言。不亦禽獸之心乎。夫惟禽獸無禮。故父子聚麀。是故聖人作。爲禮以教人。使人以有禮。知自別於禽獸。○大上貴德。其次務施報。禮尚往來。往而不來。非禮也。來而不往。亦非禮也。○人有禮則安。無禮則危。故曰。禮者不可不學也。夫禮者。自卑而尊人。雖負販者。必有尊也。而況富貴乎。富貴而知好禮。則不驕不淫。貧賤而知好禮。則志不懾。

來を尙ぶ、往きて來らざるは、禮に非ざるなり。來りて往かざるも、亦た禮に非ざるなり。○人禮あれば則ち安く、禮なければ則ち危し。故に曰く、禮は學ばざる可からざるなり。夫れ禮は自ら卑くして人を尊ぶ、負販(四)の者と雖も、必ず尊ぶべきあるなり。而るを況や富貴をや。富貴にして禮を好むを知れば、則ち驕らず淫ならず。貧賤にして禮を好むを知れば則ち志懾れず。

(一)莊は嚴なり　(二)撙は抑へるなり、節は度あるなり　(三)麀は牝なり　(四)負販者は、物を負うて販ぐ者、卽ち賤民なり

○人生十年曰幼。學。二十曰弱。冠。三十

○人生れて十年を幼と曰ふ、學ぶ。二十を弱と曰ふ、冠(一)す。三十を壯と曰ふ、室(二)あり。四十を强と曰ふ、仕ふ。五十を艾(三)と曰ふ、官政に服す。六十を耆と曰

取レ人。禮聞二來學一。不レ聞二往教一。

に取らるゝとは、自ら損して人を益するなり。人に取るとは人を損して己れ益するなり。朱子は此の二句を以て、來り學び往いて教ふる事となせり

○道德仁義。非レ禮不レ成。教訓正レ俗。非レ禮不レ備。分レ爭辨レ訟。非レ禮不レ決。君臣上下。父子兄弟。非レ禮不レ定。宦學事レ師。非レ禮不レ親。班レ朝治レ軍。涖レ官行レ法。非レ禮威嚴不レ行。禱祠祭祀。供二給鬼神一。非レ禮不レ誠不レ莊。是以

○道德仁義は、禮に非ざれば成らず。教訓俗を正すは、禮に非ざれば備はらず。爭を分け訟を辨ずるは、禮に非ざれば決せず。君臣上下、父子兄弟、禮に非ざれば定らず。宦學師に事ふるは、禮に非ざれば親しからず。朝を班け軍を治め、官に涖み法を行ふは、禮に非ざれば威嚴行はれず。禱祠祭祀、鬼神に供給するは、禮に非ざれば誠ならず、(一)莊ならず。是を以て君子は恭敬撙節(二)退讓以て禮を明かにす。○鸚鵡能く言ふも、飛鳥を離れず。猩猩能く言ふも、禽獸を離れず。今人禮無くば、能く言ふと雖も亦禽獸の心ならずや。夫れ惟禽獸は禮なし、故に父子(三)麀を聚にす。是の故に聖人作て禮を爲り、以て人に教へ、人をして以て禮ありて、自ら禽獸に別つことを知らしむ。○大上は德を貴び、其次は施報を務む。禮は往

苟得。臨レ難毋二苟免一。很毋レ求レ勝。分毋レ求レ多。疑事毋レ質。直而勿レ有。○若夫坐如レ尸。立如レ齊。○禮從レ宜。使從レ俗。夫禮者所下以定二親疏一。決二嫌疑一。別二同異一。明二是非上也。○禮不二妄說一レ人。不二辭費一。禮不レ踰レ節。不二侵侮一。不二好狎一。○修レ身踐レ言。謂二之善行一。行修言道。禮之質也。○禮聞レ取二於人一。不レ聞レ

は、齊(一三)するが如し。○禮は宜しきに從ひ、使は俗に從ふべし。夫れ禮は親疏(一四)を定め、嫌疑を決し、同と異とを別け、是と非とを明かにする所以なり。禮は妄に人を說ばしめず(一五)、辭を費さず、禮は節を踰え(一六)ず、侵し侮らず、好み狎れず。○身を修め言を踐む(一七)、之れを善行と謂ふ。行修り、言道あるは、禮の質なり。○禮は人に取らるゝを聞く(一八)、人に取るを聞かず、禮は來り學ぶを聞く、往きて教ふるを聞かず。

㈠ 曲禮は禮記の篇の名。委曲にして禮を說くを以てこの名あるなり ㈡ 容貌を敬みて以て驕慢に流るゝことなく、顏色を正しくして深く思慮する時の態の如くし以てよく信に近づき、辭氣を出すこと安定にして以て鄙野に陷らず、この三者は君子修身の要、爲政の本也、蓋し君子己を修むるに敬を以てして、其效遂に人民を安ずるに至るをいふ也 ㈢ 敖は傲と同じ ㈣ 欲は慾と同じ ㈤ 從は縱と同じ ㈥ 難は患なり、君父の患難なり ㈦ 很は鬩なり、爭ひ訟ふるなり ㈧ 分は人と財を分かつなり ㈨ 質は正なり、自ら定めて說をなすなり ㈩ 直にして有することなかれとは、自ら說を定めていふ時は、只ありのまゝに之を述べて可否の決は聽く人に任せ、吾說に固執して他を強要すべからずと也 (一一) 夫は鄭玄は丈夫と解きたるも、朱子は之を駁して若夫の二字は衍文なりといへり (一二) 尸は祖先を祭る時に、神の代りになる人をいふ (一三) 齊は齋戒にて、ものいみなり、謹み立つ義 (一四) 親疏の疏は遠なり (一五) 說は悅と同じ (一六) 踰は越なり (一七) 踐は履むなり、履み行ふ義 (一八) 人

曲禮曰。毋レ不レ敬。儼若レ思。安ニ定辭一。安レ民哉。○敖不レ可レ長。欲不レ可レ從。志不レ可レ滿。樂不レ可レ極。○賢者狎而敬レ之。畏而愛レ之。愛而知ニ其惡一。憎而知ニ其善一。積而能散。安レ安而能遷。臨レ財毋ニ

禮記

曲禮上第一 (一)

曲禮に曰く、(二)敬せざること毋れ、儼として思ふが若くせよ、辭を安んじ定めよ、民を安んずるかな。○(三)敖は長ずべからず、(四)欲は(五)從まゝにすべからず、志は滿すべからず、樂は極むべからず。○賢者は狎れて而も之を敬し、畏れて而も之を愛し、愛して而も其惡を知り、憎んで而も其善を知り、積んで而も能く散じ、安きに安んじて而も能く遷る。財に臨んでは苟も得んとする毋れ、(六)難に臨んでは苟も免れんとすること毋れ、(七)狠は勝んことを求むる毋れ、(八)分に多からんことを求むる毋れ、(九)疑はしき事は質むること毋れ、(一〇)直にして有すること勿れ。○(一一)若し夫れ、坐することは、(一二)尸するが如く、立つこと

度及び教育の上に及ぼせる影響は決して尠少ならざるなり。

文學博士　林　泰　輔

きことを論ぜり。」此の如く當時の經制禮儀に就て、禮記は一の權威ある經典として屢〻引證せられしものなり。

其の後德川時代に於て、幕府の儒臣林氏、土佐藩の老職野中氏又は水戸會津の二藩に於て儒葬を行ひ、或は三年の喪に服せしものあるが如きは、文公家禮又は儀禮に本づきしものなれども、禮記と幾分の關係あることは否定すべからざるなり。多田義俊は三年の喪は我が國風に戻れることにて、曲禮に君子行禮不求變俗。祭祀之禮、居喪之服、哭泣之位、皆如其國之故。謹修其法而審行之。とあるに背けることを論じたれども、三年の喪に服せしものよりして之を見れば、寧ろ禮記などの精神を遵奉せしものと信ぜしなり。

若しそれ禮記中にて父之讎、弗與共戴天(曲禮上)といひ、玉不琢不成器、人不學不知道(學記)といひ雖有嘉肴、弗食不知其旨也。雖有至道、弗學不知其善也(同上)といひ、天無二日。民無二王(坊記)といへるが如き格言は、尤も人口に膾炙したるものにて、其の制

其の他、天皇喪に遭ひ給ふ時は、諒闇の制に從ひ、倚廬に渡御せらるゝが如き、羣臣朝賀の式に於て磬折して立つが如き、皆その影響に非ざるはなし。

更に又其の言論に見はれたるものに就て之を見れば、桓武帝の時に於て太政官は禮記の天子七廟の說と「舍故而諱新」の語とを引きて、國忌の稍多きを論じて之を省除せり。陽成帝の時、勅して上皇の皇帝に送る書に御諱を書すべきや否やを議せしめしに、撿非違使別當大江音人は禮記曲禮の君前臣名、父前子名の語を引きてその不可を論ぜり。又無品平子內親王の薨ぜし時、太上天皇は傍期を絕つべきかを議せしめしに、博士善淵永貞等、禮記中庸を引きて天子諸侯の傍期の喪は服せざるべきを論ぜり。淸和帝の時、田邑陵に火災ありしかば、永貞等は又禮記檀弓の新宮火、亦三日哭の語を引き、正寢に在りて政を聽くを得ざるを論ぜり。太皇太后藤原氏の崩ぜし時、その服制に就て疑ありしかば、諸儒をして評議せしめ、近臣と百僚と喪服の同異を問はれしに、民部少輔橘廣相は禮記服問を引きてその同一なるべ

來する所極めて遠しといふべし。これ豈禮書を讀むものゝ尤も注意すべき所に非ずや。

第五　禮記と我が邦の典禮

禮記の我が邦に傳來せるは何れの時代なるか詳かならざれども、繼體帝の時、百濟より五經博士段楊爾・漢高安茂等を貢せしことあれば、禮記も亦必ず將來せられたるものなるべし。隋唐に通ずるに及びて、盛に支那の文化を輸入し、多く唐禮を用ひたれば、唐禮は固より直接間接に禮記に關係あるものなるが故に、禮記の影響を受くることあるは勿論なり。

文武帝の大寶令を定めて、其の學令に於て禮記は鄭玄注を用ふることゝせしのみならず、釋奠及び鄉飲酒禮等を施行し、元明帝の皇太子に元服を加へられ、桓武帝の釋奠に三牲の全體を供し、或は郊祀を行ひて天神を交野の柏原に祀りしが如き、

禮を以て國を治め、上は朝廷より下は閭巷に至るまで之を實際に施行せし時に當りては、必ずしも悉く文籍に登しゝものにはあらざるべし。然るに後世その禮の衰廢するに及びて學者之を惜しみ、始めて論著して世に傳へしものあり、禮記の記する所の如き卽ち是なり。そも〳〵禮の盛に行はるゝや、經禮三百、曲禮三千、國家の大典大法より衣服飮食進退昇降の微に至るまで、燦然として文あり章あり、眞に洋々乎として盛觀を極むといふべし。されどもその流弊に及びては、徒らに繁文縟節に拘泥し、殆ど禮の眞意を沒却すること尠からず。是に於て非禮篇を述べて儒敎を攻擊すること墨子の如きものの出づるに至れり。墨子の說は固より偏見たることを免れずと雖も、その一面に於て或は時弊に適中するものなきにあらず。されば禮記の中に論述する所も、亦その弊竇に陷れるものあるは、時勢の然らしむる所已むを得ざるのことなるべし。こは必ずしも漢儒の罪に非ずして、周末は言ふに及ばず周禮、儀禮の時代に於ても、既にこの兆候の認むべきものあれば、その由

概言すれば人間生活の樣式といふべきものなり。

今禮記の諸篇に就て之を見るに、曲禮・少儀・內則は禮儀作法を記したるものなり。奔喪・喪大記・雜記・喪服小記・服問・大傳・間傳・問喪・三年問・喪服四制は喪葬の事を記したるものなり。郊特牲・祭法・祭義・祭統は祭祀の事を記したるものなり。王制・月令・文王世子・玉藻・明堂位は國家の官制典禮を記したるものなり。學記は敎育を說き、樂記は音樂を論じ、深衣は衣服の制度を記したるものなり。投壺は經禮を述べ、檀弓・曾子問は變禮を說きたるものなり。禮運・禮器・經解・哀公問・仲尼燕居・孔子閒居・坊記・表記・緇衣・儒行は聖賢の言を記したるものなり。冠義・昏義・鄉飲酒義・射義・燕義・聘義は儀禮の禮に就てその意義を說明せしものなり。

されば禮記の內容は極めて豐富にして、禮の各方面に涉りて種々なる研究材料を提供すること甚だ多し。この故にその記事議論は純駁精粗の混淆せるにも拘らず、古來之を愛讀するものゝ尠からざるは決して偶然に非ざるなり。思ふに周代

子に淵源するもの鮮なからざるは、以てその學統の由來する所を窺ふに足れり。

要するに禮記は右の如く諸家の記錄を蒐輯せしものにて、その作者の年代は周秦漢の三代に亙り、その人の學問見識及び文學上の手腕に於ても淺深高下一樣ならざれば、隨つてその各篇に於ても純駁精粗の混淆せることは蓋し免れざる所なり。この故に沙中に金を揀び水底に玉を探らば、精金美玉も亦その中に包含せずんばあらず。況や人世に有用なるものは必ずしも精金美玉のみならず、有用の用、無用の用、相須つて始めてその用を全うすべきなり、これ豈研究の價値なしとせんや。因つて左にその內容の概略を述ぶべし。

第四　禮記の內容

支那古代に於て禮といへるは極めて廣汎なる意義を有するものにて、小は個人の禮儀作法より、大は國家の官制・典禮・法度・規則の類皆この中に包含せらる。之を

るべからず。中庸・大學の二篇は後世既に四書の中に列したれば今之を論ぜずと雖も、檀弓・禮運・禮器・郊特牲・學記・樂記・雜記・表記・緇衣・服問・三年問・深衣・投壺等の諸篇に至りては、確に周代の人の手に出でたることは疑なかるべし。月令は呂氏春秋に本づき、王制は漢文帝の時博士諸生をして作らしめしものなることは、舊說の傳ふる所眞に近し。其の他明堂位・祭法・經解・冠義・昏義・射義の類の如きは、皆漢儒の手に成りしものなるべし。古人がその作者を指名せしものに至りては、南齊の劉瓛、梁の沈約が樂記・緇衣を以て公孫尼子の作とし、沈約が又坊記・表記・緇衣と中庸とを合せて子思子二十三篇の中に在りとするが如きは、所謂中らずと雖も遠からざるものなるべし。されども宋の羅璧が學記を毛生の作とし、胡寅が禮運を子游の作とし、樂記を子貢の作とするの類は、みな臆度想像の說にして必ずしも信を取るに足らざるなり。たゞ樂記には荀子樂論篇及び周易繫辭に本づきたる所あり、三年問は荀子禮論篇及び論語に取り、鄉飮酒義には樂論篇と同じき所あるが如き、その荀

記の各篇は皆別にこれを記述せし人ありて、聖は特に之が授受編輯を爲したるまでのことなれば、必ずしもその書の累となすに足らざるなり。

第三　禮記の記者

禮記は戴聖の傳ふる所なりと雖も、その編輯せし材料に就て之を見れば、その古きものは或は孔子以前より傳來せしかとも思はるゝものなきに非ず。されども多くは孔門七十子以後の學者の記述せしものにして、或は漢代の人の手に成りたるものも亦尠からざるが如し。要するに大部分は其の記述者を指名すること能はざるものなり。其の間後世學者の之を推定するものありと雖も、率ね信疑參半にして遽に決すること能はざるもの多し。

今各篇に就て之を檢するに、曲禮內則の如きは、或は後世の事を雜ふることなきに非ずと雖も、その主要なるものに至りては、孔子以前より傳りしものなるやも知

なすの理あらんや。されば古人も既に隋書の誤を辨ぜしものありて、禮記は戴聖が別に編輯せしものなること疑なしと雖も、とにかく大戴禮小戴禮の二書は姉妹篇にして、その性質を同じくせしものなり。

今二戴の履歴を考ふるに、戴德は字を延君といひ、信都の太傅となり、戴聖は字を次君といひ、博士を以て石渠閣に於て論議し、九江の太守に至る。戴聖はその太守たる時不法の事多かりしが、前の刺史はその大儒なるを以て之を優容せりと雖も、何武が刺史となるに及びては、屬吏をしてその罪を調査せしめしかば、聖懼れて自らその職を罷めたり。後、博士となりて何武を朝廷に毀りしも、武は聖が惡を顯さず、而して聖が子の獄に繫がるゝに及びて、聖はその子の必ず死せんことを慮りしに、武は平心に之を裁決して死せざるを得たり。是より聖は深く武に慙服し、武が京師に至るごとに門に詣りて恩を謝せりといふ。されば戴聖は幾分か學問はありしものなるべけれども、その人物は決して稱揚すべきものに非ず。されども禮

第二　禮記の來歷及び編者

前漢宣帝の時、后倉といへるものありて禮を傳へ、梁人戴德・戴聖(德が從兄の子)の二人に授く、因つて戴德を大戴といひ、戴聖を小戴といふ、是に於て漢代には禮に大戴・小戴の學あり。戴德の傳ふる所は卽ち大戴禮八十五篇なれども、今は闕佚して三十九篇を存するのみ。戴聖の傳ふる所は小戴禮にして、卽ち禮記四十九篇なり。されば大戴禮と小戴禮とは初より各別に傳はりしものなること明かなり。隋書經籍志には、戴聖は大戴の書八十五篇を刪りて四十六篇となし之を小戴記と謂ひしが、漢の末に至りて馬融はその學を傳へ、更に月令・明堂位・樂記の三篇を加へて四十九篇となしゝといへり。果して然らば今の大戴禮三十九篇は、戴聖が刪除せし所の殘篇とならざるを得ず。然るに大戴禮の哀公問・投壺の二篇は篇名經文も皆禮記と同じ、禮察篇は禮記經解と同じ、曾子大孝篇は禮記祭義と同じ、豈この重複を

儀禮は漢の高堂生が士禮十七篇を傳ふといへるものにて、冠昏・相見・鄕飮酒・鄕射等の禮を述べたるものなり。これ亦周公の制作と稱せしものなれども、余は書中載する所の種々の點より考察して、春秋初代に當り、博學洽聞にして禮に精通せし學者の作なりと推定す。（周禮・儀禮のことは拙著「周公と其時代」附錄周官制作時代考・儀禮制作時代考に詳論したれば就て見られたし）

禮記に見えたる官制禮儀には、或は周禮と異同あるものあれば、兩者を比較して之を考察せざるべからず。又禮記には儀禮の禮に就てその義を說明せしものあれば、宋の朱子は儀禮を經とし禮記を傳として儀禮經傳通解を作れり。その關係既に此の如くなれば、三禮は各〻その性質を異にするものなりと雖も、交互參照して研究すべきものたることは明かなり。禮記と大戴禮との關係に至りては一層密接なるものあれば、次節に於てこれを述ぶべし

禮記解題

第一　禮記と大戴禮及び周禮儀禮

禮記は周禮儀禮と合せて三禮と稱するものなり。而して禮記の姉妹篇に大戴禮と稱するものあり。この四篇は互に相關係するものなれば今その概略を擧ぐべし。

周禮はもと周官と稱し、周代の官制を述べたるものなり。天官・地官・春官・夏官・秋官・冬官の六官に分ち、三百六十官を設けたるものなれども、冬官は闕佚したれば後に考工記を以て之を補へり。此書は古來周公の制作なりといひたれども、蓋し後人が周公以來漸次に定められたる制度を輯錄せしものにて、未だ實行せられざるものも之あるべし。されども或人の說の如く戰國若しくは漢代に出でしものには非ずして、西周の末頃に成りしことは殆ど疑なきものゝ如し。

中庸第三十一……五八四
表記第三十二……五八四
緇衣第三十三……六〇四
奔喪第三十四……六一六
問喪第三十五……六二五
服問第三十六……六三二
間傳第三十七……六三五
三年問第三十八……六四〇
深衣第三十九……六四四
投壺第四十……六四六
儒行第四十一……六五一
大學第四十二……六五九
冠義第四十三……六五九
昏義第四十四……六六二
鄉飲酒義第四十五……六六八
射義第四十六……六七六
燕義第四十七……六八四
聘義第四十八……六八八
喪服四制第四十九……六九四

——(目次終)——

禮記目次

曲禮上第一……一
曲禮下第二……三一
檀弓上第三……四八
檀弓下第四……八六
王制第五……一一三
月令第六……一五三
曾子問第七……一九〇
文王世子第八……二一五
禮運第九……二三二
禮器第十……二五三
郊特牲第十一……二七一
內則第十二……二九三
玉藻第十三……三一一
明堂位第十四……三四一
喪服小記第十五……三五〇
大傳第十六……三六三
少儀第十七……三七〇
學記第十八……三八三
樂記第十九……三九三
雜記上第二十……四二九
雜記下第二十一……四四四
喪大記第二十二……四六六
祭法第二十三……四八九
祭義第二十四……四九六
祭統第二十五……五一三
經解第二十六……五四二
哀公問第二十七……五四八
仲尼燕居第二十八……五五六
孔子閒居第二十九……五六四
坊記第三十……五六九

月既望。後學東匯澤陳澔序。

禮記集說序

前聖繼天立極之道。莫大於禮。後聖垂世立教之書。亦莫先於禮。禮儀三百。威儀三千。孰非精神心術之所寓。故能與天地同其節。四代損益。世遠經殘。其詳不可得聞矣。儀禮十七篇。載記四十九篇。先儒表章庸學。遂爲千萬世道學之淵源。其四十七篇之文。雖純駁不同。然義之淺深同異。誠未易言也。鄭氏祖讖緯。孔疏惟鄭之從。雖有他說。不復收載。固爲可恨。然其灼然可據者。不可易也。近世應氏集解。於雜記大小記等篇。皆闕而不釋。噫。愼終追遠。其關於人倫世道。非細故。而可略哉。先君子師事雙峰先生十有四年。以是經三領鄉書。爲開慶名進士。所得於師門。講論甚多。中罹煨燼。隻字不遺。不肖孤僭不自量。會萃衍繹。而附以臆見之言。名曰禮記集說。蓋欲以坦明之說。使初學讀之即了。其義庶幾章句通。則蘊奧自見。正不必高爲議論而卑視訓詁之辭也。書成。甚欲就正于四方有道之士。而衰年多疾遊歷良艱。姑藏巾笥。以俟來哲。治教方興。知禮者。或有取焉。亦愚者千慮之一爾。至治壬戌良

例言

一禮記全部を收めて本書一卷とす。

一本文は一に禮記集說に從ふ、大學、中庸の二篇に於て、ひとり其題目のみを揭げて本文を出さゞるもの、亦集說の體裁に從へる所也。

一訓譯註解亦主として集說に據り、まゝ鄭註其他を參觀して其宜しきに從はん事を期したり。

PL
2467
G37

LIBRARY
AUG 18 1969
UNIVERSITY OF TORONTO

禮記　全

PL
2467
Q37

Li chi
Reiki

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY